令和 7 年 6 月

市川市議会定例会会議録

令和 7年　6月　6日　　開会
令和 7年　6月 25日　　閉会

市 川 市 議 会

目　　次

第１日　６月６日（金曜日）

○議事日程（第１号）…… 1
○会議に付した事件（１件）…… 1
○出席議員（42 名）…… 1
○欠席議員（なし）…… 2
○説明のため出席した者の職氏名…… 2
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… 3
○開会・開議…… 4
○議長報告
・執行機関に対する出席要求…… 4
○会議録署名議員指名…… 4
○議長報告
・議会運営委員の辞任及び選任…… 4
○日程第１　会期の件…… 4
○条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議に関する動議
越　　川　　雅　　史…… 4
○休　憩…… 4
○開　議…… 5
○延　会…… 5

第２日　６月９日（月曜日）

○議事日程（第２号）…… 7
○会議に付した事件（４件）…… 7
○出席議員（42 名）…… 7
○欠席議員（なし）…… 8
○説明のため出席した者の職氏名…… 8
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… 8
○開　議…… １０
○休　憩…… １０
○開　議…… １０
○日程追加　議長辞職の件…… １０
・許可…… １０
・稲葉健二議員議長辞職あいさつ…… １０
○休　憩…… １１

○開　議 …… １１
○日程追加　議長の選挙 …… １１
・大久保たかし議員議長当選あいさつ …… １２
○休　憩 …… １２
○開　議 …… １２
○日程追加　副議長辞職の件 …… １２
・許可 …… １３
・つちや正順議員副議長辞職あいさつ …… １３
○休　憩 …… １３
○開　議 …… １３
○日程追加　副議長の選挙 …… １３
・にしむた　勲議員副議長当選あいさつ …… １４
○延　会 …… １４

第３日　６月10日（火曜日）

○議事日程（第３号） …… １５
○会議に付した事件（１件） …… １６
○出席議員（42名） …… １６
○欠席議員（なし） …… １７
○説明のため出席した者の職氏名 …… １７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… １７
○開　議 …… １８
○休　憩 …… １８
○開　議 …… １８
○議長報告
・常任委員及び議会運営委員の選任 …… １８
・東京外郭環状道路に関連する特別委員及び議会改革特別委員の辞任・選任 …… １８
○日程第１　各種審議会等委員の推薦について
・推薦 …… １８
○延　会 …… １８

第４日　６月11日（水曜日）

○議事日程（第４号） …… １９
○会議に付した事件（34件） …… ２０
○出席議員（41名） …… ２１
○欠席議員（１名） …… ２２
○説明のため出席した者の職氏名 …… ２２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ２３

○開　議 ・・・

日程第33　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第34　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・提案説明
市　長　田　中　甲……２５
・代表質問
１．公　明　党　川　畑　い　つ　こ……２６
（補足質問者）　中　村　よ　し　お
教　育　長　高　木　秀　人
学校教育部長　池　田　淳　一
保　健　部　長　横　山　京　子
道路交通部長　米　崎　勝　則
こ　ど　も　部　長　山　室　繁　央
危　機　管　理　監　今　井　　隆
環　境　部　長　佐　原　達　雄
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
市長公室長　後　藤　貴　志
管　財　部　長　湯　本　明　男
中　村　よ　し　お……４５
危　機　管　理　監　今　井　　隆
○休　憩……４６
○開　議……４７
中　村　よ　し　お（再）……４７
環　境　部　長　佐　原　達　雄
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
市　長　田　中　甲
市長公室長　後　藤　貴　志
２．創生市川・自民党第１　石　原　み　さ　子……５２
（補足質問者）　岩　井　清　郎
環　境　部　長　佐　原　達　雄
街づくり部長　小　塚　眞　康
保　健　部　長　横　山　京　子
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
こ　ど　も　部　長　山　室　繁　央
福　祉　部　長　鷺　沼　　隆
学校教育部長　池　田　淳　一
企　画　部　長　小　川　広　行
教育振興部長　根　本　泰　雄

教　　育　　長　　高　　木　　秀　　人
○休　憩 …… ６９
○開　議 …… ６９
岩　　井　　清　　郎 …… ６９
企　画　部　長　　小　　川　　広　　行
福　祉　部　長　　鷲　　沼　　　　隆
教育振興部長　　根　　本　　泰　　雄
○散　会 …… ７５

第５日　６月12日（木曜日）

○議事日程（第５号） …… ７７
○会議に付した事件（33件） …… ７８
○出席議員（41名） …… ７９
○欠席議員（１名） …… ８０
○説明のため出席した者の職氏名 …… ８０
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ８１
○開　議 …… ８２
○日程第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
日程第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
日程第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
日程第９　議案第９号　指定管理者の指定について
日程第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
日程第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について
日程第12　議案第12号　教育委員会委員の任命について
日程第13　議案第13号　教育委員会委員の任命について
日程第14　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第15　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第16　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第17　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第18　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
日程第19　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて

日程第20　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
日程第21　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
日程第22　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
日程第23　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
日程第24　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
日程第25　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第26　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第27　報告第13号　専決処分の報告について
日程第28　報告第14号　専決処分の報告について
日程第29　報告第15号　専決処分の報告について
日程第30　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第31　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第32　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第33　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・代表質問

３．未　来　市　川　　国　　松　　ひ　ろ　き……　８２

保　健　部　長　　横　　山　　京　　子
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　　　徹
道　路　交　通　部　長　　米　　崎　　勝　　則
ス　ポ　ー　ツ　部　長　　西　　村　　　　直
こ　ど　も　部　長　　山　　室　　繁　　央
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
環　境　部　長　　佐　　原　　達　　雄
市　長　公　室　長　　後　　藤　　貴　　志

４．日　本　共　産　党　　や　な　ぎ　　美　智　子……１０２

○休　憩……１０５
○開　議……１０５

・答弁

消　防　局　長　　吉　　村　　和　　弘
環　境　部　長　　佐　　原　　達　　雄
危　機　管　理　監　　今　　井　　　　隆
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
企　画　部　長　　小　　川　　広　　行

や　な　ぎ　　美　智　子（再）……１０８

消　防　局　長　　吉　村　和　弘
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
危　機　管　理　監　　今　井　　隆
学　校　教　育　部　長　　池　田　淳　一
下　水　道　部　長　　大　塚　信　之
企　画　部　長　　小　川　広　行
5．新　し　い　流　れ　　石　原　よしのり…… １１４
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
学　校　教　育　部　長　　池　田　淳　一
道　路　交　通　部　長　　米　崎　勝　則
市　長　公　室　長　　後　藤　貴　志
文　化　国　際　部　長　　山　影　聡　香
経　済　観　光　部　長　　宮　内　　徹
企　画　部　長　　小　川　広　行
○休　憩…… １２４
○開　議…… １２４
・発言の訂正（環境部長）…… １２５
石　原　よしのり（再）…… １２５
市　長　公　室　長　　後　藤　貴　志
文　化　国　際　部　長　　山　影　聡　香
学　校　教　育　部　長　　池　田　淳　一
経　済　観　光　部　長　　宮　内　　徹
企　画　部　長　　小　川　広　行
○散　会…… １３０

第６日　６月 13 日（金曜日）

○議事日程（第６号）…… １３１
○会議に付した事件（37件）…… １３２
○出席議員（42名）…… １３３
○欠席議員（なし）…… １３４
○説明のため出席した者の職氏名…… １３４
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… １３５
○開　議…… １３６
○日程第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
日程第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
日程第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
日程第９　議案第９号　指定管理者の指定について
日程第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
日程第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について
日程第12　議案第12号　教育委員会委員の任命について
日程第13　議案第13号　教育委員会委員の任命について
日程第14　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第15　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第16　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第17　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第18　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
日程第19　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
日程第20　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
日程第21　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
日程第22　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
日程第23　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
日程第24　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
日程第25　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第26　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第27　報告第13号　専決処分の報告について
日程第28　報告第14号　専決処分の報告について
日程第29　報告第15号　専決処分の報告について
日程第30　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第31　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第32　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第33　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・代表質問

６．市　民　ク　ラ　ブ　　石　　崎　　ひでゆき…… １３６

福　祉　部　長　　鷲　　沼　　隆
保　健　部　長　　横　　山　　京　　子
選挙管理委員会事務局長　　荒　　井　　義　　光
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　徹

スポーツ部長　西村　直
学校教育部長　池田淳一
企画部長　小川広行
総務部長　蛸島和紀
環境部長　佐原達雄
市民部長　吉田一弘
教育長　高木秀人
7．地域政党チームいちかわ　冨家　薫……１５１
危機管理監　今井　隆
環境部長　佐原達雄
企画部長　小川広行
総務部長　蛸島和紀
学校教育部長　池田淳一
教育振興部長　根本泰雄
行徳支所長　秋本賢一
○休　憩……１５７
○開　議……１５７
冨家　薫（再）……１５７
危機管理監　今井　隆
環境部長　佐原達雄
企画部長　小川広行
総務部長　蛸島和紀
学校教育部長　池田淳一
教育振興部長　根本泰雄
行徳支所長　秋本賢一
8．創生市川・自民党第２　加藤圭一……１６５
財政部長　田中雅之
こども部長　山室繁央
教育振興部長　根本泰雄
総務部長　蛸島和紀
環境部長　佐原達雄
福祉部長　鷲沼　隆
管財部長　湯本明男
副市長　本間和義
市長　田中　甲
○日程第34　議案第14号　市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
・提案説明
市長　田中　甲……１８１

○委員会付託（議案第１～11、14号）…… １８１
○採決（議案第12、13号）
・各同意…… １８１
○採決（諮問第１号）
・異議ない旨答申…… １８１
○採決（報告第１～７号）
・各承認…… １８２
○日程第35　議員の派遣について（その１）
・承認…… １８３
○日程第36　議員の派遣について（その２）
・承認…… １８３
○日程第37　発議第１号　条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議について
・討論
清　　水　　み　な　子（賛成）…… １８３
・可決…… １８４
○散　会…… １８５

第７日　６月19日（木曜日）

○議事日程（第７号）…… １８７
○会議に付した事件（12件）…… １８７
○出席議員（42名）…… １８７
○欠席議員（なし）…… １８９
○説明のため出席した者の職氏名…… １８９
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… １８９
○開　議…… １９１
○議長報告
・議会運営委員の辞任及び選任…… １９１
○日程第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
日程第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
日程第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
日程第９　議案第９号　指定管理者の指定について

日程第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
日程第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について
日程第12　議案第14号　市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
（一括議題）
・委員長報告
健康福祉委員長　ほとだ　ゆうな……１９１
環境文教委員長　石原　よしのり……１９２
建設経済委員長　中村　よしお……１９５
総務委員長　浅野　さち……１９５
・討論
太田　丈之（議案第５号に反対）……１９７
・各可決……１９８
○日程第13　一般質問
１．廣田　徳子……２００
⑴子ども行政（５歳児健診、富貴島保育園の閉演方針、「ぴあパーク妙典ＣＯＣＯ」の活用）について
⑵道路行政の現状と今後について
⑶高齢者への終活支援について
⑷教育行政（特別支援学級と通級指導教室の設置、個別の指導計画）について
こども部長　山室　繁央
道路交通部長　米崎　勝則
下水道部長　大塚　信之
福祉部長　鷲沼　隆
学校教育部長　池田　淳一
○休　憩……２１３
○開　議……２１３
２．つかこし　たかのり……２１３
⑴市制施行90周年記念ロゴで採用されたカワウソ等を市川市事業キャラクター等登録台帳に登録する考えについて
⑵市川市立第三中学校南側斜面地整備工事について
⑶宮久保６丁目市民広場の活用について
⑷児童・生徒の通学時の安全対策について
⑸市川市次期クリーンセンター整備・運営事業について
⑹職員の処分について
市長公室長　後藤　貴志
教育振興部長　根本　泰雄
道路交通部長　米崎　勝則
街づくり部長　小塚　眞康
学校教育部長　池田　淳一

市　民　部　長　　吉　田　一　弘
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
３．沢　田　あきひと……２２４
⑴ひきこもり支援に関する本市の取組について
⑵介護関係労働者を取り巻く環境について
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
○散　会……２３６

第８日　６月20日（金曜日）

○議事日程（第８号）……２３７
○会議に付した事件（１件）……２３７
○出席議員（42名）……２３７
○欠席議員（なし）……２３８
○説明のため出席した者の職氏名……２３８
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２３９
○開　議……２４０
○日程第１　一般質問
４．宮　本　均……２４０
⑴学校図書館図書整備等について
⑵市有財産の有効活用について
⑶財政運営について
学校教育部長　　池　田　淳　一
教　育　長　　高　木　秀　人
管　財　部　長　　湯　本　明　男
財　政　部　長　　田　中　雅　之
企　画　部　長　　小　川　広　行
５．小山田　なおと……２５２
⑴本市の一般競争入札及び契約について
⑵本市の地域活性化について
⑶本市の教育関連施設について
管　財　部　長　　湯　本　明　男
経済観光部長　　宮　内　　徹
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
教育振興部長　　根　本　泰　雄
○休　憩……２６５
○開　議……２６５
６．堀　内　しんご……２６５
⑴大町公園の現状及び今後について
⑵デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて

⑶３月にオープンした公共施設について
経済観光部長　宮内　徹
教育振興部長　根本泰雄
こども部長　山室繁央
市民部長　吉田一弘
７．青山ひろかず……２７３
⑴行徳地域内おける諸課題について
⑵本市におけるドッグランの整備について
⑶（仮称）押切・湊橋の整備に関する本市の認識について
市民部長　吉田一弘
道路交通部長　米崎勝則
環境部長　佐原達雄
○休　憩……２７９
○開　議……２７９
８．久保川隆志……２８０
⑴市内の道路陥没と下水道事業について
⑵熱中症対策について
下水道部長　大塚信之
環境部長　佐原達雄
保健部長　横山京子
福祉部長　鷺沼隆
総務部長　蛸島和紀
学校教育部長　池田淳一
○散　会……２９１

第９日　６月23日（月曜日）

○議事日程（第９号）……２９３
○会議に付した事件（１件）……２９３
○出席議員（42名）……２９３
○欠席議員（なし）……２９４
○説明のため出席した者の職氏名……２９４
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２９５
○開　議……２９６
○議長報告
・東京外郭環状道路に関連する特別委員会副委員長互選結果……２９６
○議事進行に関する発言
加藤圭一……２９６
議長　大久保たかし……２９６

○日程第１　一般質問
９．中　　町　　け　　い……２９６
⑴高齢のＩＣＨＩＣＯ利用者に対する支援について
⑵暑さ対策について
⑶自治会への支援について
⑷子ども政策（夏休み期間中における子ども食堂及びフードリボンプロジェクト、北部地域における子ども達のための居場所づくり）について
経済観光部長　宮内　徹
環境部長　佐原達雄
管財部長　湯本明男
教育振興部長　根本泰雄
街づくり部長　小塚眞康
市民部長　吉田一弘
こども部長　山室繁央
スポーツ部長　西村直
10．石　　原　　たかゆき……３０６
⑴学校施設開放事業について
⑵教育費予算（推移及び近隣市と比較した傾向）について
⑶「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針及び学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027年度）について（通知）」を踏まえた、市立小中学校のＩＣＴ環境整備について
教育振興部長　根本泰雄
財政部長　田中雅之
学校教育部長　池田淳一
教育長　高木秀人
○休　憩……３１７
○開　議……３１７
○発言の取消し（経済観光部長）……３１７
11．清　　水　　み　な　子……３１８
⑴帯状疱疹ワクチンの接種について
⑵福祉部生活支援課の対応について
⑶市民課窓口連絡所（国分・信篤・中山）の業務について
⑷じゅん菜池緑地の整備について
保健部長　横山京子
福祉部長　鷺沼隆
市民部長　吉田一弘
街づくり部長　小塚眞康
12．門　　田　　直　　人……３２７
⑴住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援について
⑵公立小中学校教職員における時間外勤務の現状に対する認識について
⑶中国分小学校の通学路における安全対策について

⑷民事調停中の保健医療福祉センターについて
環　境　部　長　佐　原　達　雄
学校教育部長　池　田　淳　一
道路交通部長　米　崎　勝　則
保　健　部　長　横　山　京　子
福　祉　部　長　鷲　沼　　隆
○休　憩 …… ３３５
○開　議 …… ３３５
○発言の訂正（宮本　均） …… ３３５
13．西　村　　敦 …… ３３５
⑴放置自転車への対応について
⑵ハト対策（被害の実態、被害防止対策、市民への周知）について
⑶災害対応車両（現状と課題、事前登録制度の活用）について
道路交通部長　米　崎　勝　則
環　境　部　長　佐　原　達　雄
危機管理監　今　井　　隆
○散　会 …… ３４４

第10日　６月24日（火曜日）

○議事日程（第10号） …… ３４５
○会議に付した事件（１件） …… ３４５
○出席議員（42名） …… ３４５
○欠席議員（なし） …… ３４６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ３４６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ３４７
○開　議 …… ３４８
○発言の訂正（石原みさ子） …… ３４８
○発言の訂正（つかこしたかのり） …… ３４８
○６月23日の加藤圭一議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　長　大久保　たかし …… ３４８
加　藤　圭　一 …… ３４８
○日程第１　一般質問
14．丸　金　ゆきこ …… ３５０
⑴消防行政（消防職員の災害派遣及び受援体制、特殊勤務手当、定数の増員）について
⑵フィットネスクラブを運営する事業者５社との包括連携協定について
消　防　局　長　吉　村　和　弘
企　画　部　長　小　川　広　行
学校教育部長　池　田　淳　一

教育振興部長　根本泰雄
15. 野口じゅん……３５８
⑴都市計画マスタープランについて
⑵市民活動の支援の在り方について
⑶官民連携の生活困窮者支援について
街づくり部長　小塚眞康
市民部長　吉田一弘
福祉部長　鷲沼隆
○休　憩……３６９
○開　議……３６９
16. 大場諭……３６９
⑴育児・介護休業法の改正（令和７年４月１日から段階的に施行）による本市への影響について
⑵ケアマネジャー（介護支援専門員）を取り巻く現状と課題について
⑶千葉県道９号船橋松戸線と交わる市川大野駅前歩道の安全対策について
経済観光部長　宮内徹
福祉部長　鷲沼隆
こども部長　山室繁央
道路交通部長　米崎勝則
17. 浅野さち……３７７
⑴保健行政（人間ドックの費用助成事業の評価と今後、脳ドックに対する費用助成、大腸がん検診及び精密検査の現状と課題、「糖尿病リスクチェック」の本市への導入、かかりつけ医が他市にあった場合の特定健診の受診、合葬式墓地）について
⑵鬼高３丁目ショップス周辺及び３丁目から４丁目までの京葉道路北側の道路冠水対策について
⑶「小１の壁」（本市の状況、市立小学校の実情を踏まえた課題解決に向けてのよりよい方策、朝の預かり事業に関する取組への考え、登下校時の見守り体制）について
保健部長　横山京子
下水道部長　大塚信之
学校教育部長　池田淳一
○休　憩……３８９
○開　議……３８９
18. 越川雅史……３８９
⑴本市の情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方とその遵守状況について
⑵職員によって作成された文書の正確性の確保について
⑶契約事務において規定された契約事項の適正性を確保するための手続きについて
⑷執行機関の長としての発言の在り方に関する市長の認識及び市長の発言に関する理事者の認識について
情報管理部長　川島俊介
総務部長　蛸島和紀
管財部長　湯本明男
学校教育部長　池田淳一

市　　長　　田　中　　甲
副　市　長　　本　間　和　義
○田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議に関する動議
越　川　雅　史……４０３
○散　会……４０３

第11日　６月25日（水曜日）

○議事日程（第11号）……４０５
○会議に付した事件（14件）……４０５
○出席議員（42名）……４０５
○欠席議員（なし）……４０７
○説明のため出席した者の職氏名……４０７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……４０８
○開　議……４０９
○休　憩……４０９
○開　議……４０９
○発言の申出
議会運営委員長　久保川　隆　志……４０９
○発言の取消し（学校教育部長）……４０９
○日程第１　一般質問
19. とくたけ　純　平……４１１
⑴教育行政（読書教育の効果と意義に対する見解、学校図書館の蔵書状況及び購入方法、学校図書館を活用した読書教育の推進及び蔵書の充実に向けた考え）について
⑵障がい児・者やその家族及び事業所への支援について
⑶外国人差別やヘイトスピーチ、ヘイトクライムに関する歴史認識と現状認識及び今後の取組について
⑷防災行政（ペット及びペットを家族に持つ住民に配慮した避難所）について
学校教育部長　池　田　淳　一
こども部長　山　室　繁　央
福祉部長　鷺　沼　　隆
総務部長　蛸　島　和　紀
市民部長　吉　田　一　弘
環境部長　佐　原　達　雄
危機管理監　今　井　　隆
○休　憩……４２６
○開　議……４２６
20. ほとだ　ゆうな……４２６
⑴子育て支援（病児・病後児保育事業、こどもの受験料支援事業補助金）について
⑵市内マンションの自治に関する諸問題について
こども部長　山　室　繁　央

街 づ く り 部 長　　小　　塚　　眞　　康
市　　民　　部　　長　　吉　　田　　一　　弘
○日程第２　議案第15号　監査委員の選任について
・同意 …… ４３８
○日程第３　議案第16号　監査委員の選任について
・同意 …… ４３９
・竹内清海議員就任あいさつ …… ４３９
・岩井清郎議員就任あいさつ …… ４３９
○日程第４　発議第２号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議について
日程第５　発議第３号　高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書の提出について
日程第６　発議第４号　暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう求める意見書の提出について
日程第７　発議第５号　物価上昇に見合う年金支給額の引上げを求める意見書の提出について
日程第８　発議第６号　サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書の提出について
日程第９　発議第７号　刑事デジタル法の廃止を求める意見書の提出について
日程第10　発議第８号　ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議について
（一括議題）
・提案説明（発議第２、８号）
稲　　葉　　健　　二 …… ４３９
・否決（発議第２～７号） …… ４４１
・可決（発議第８号） …… ４４１
○日程第11　発議第９号　冨家薫議員（会派「地域政党チームいちかわ」）に対し、情報漏洩疑惑に関する説明責任の履行を求める決議について
・否決 …… ４４２
○日程第12　発議第10号　田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議について
・提案説明
越　　川　　雅　　史 …… ４４２
・質疑
石　　原　　よ し の り …… ４４３
越　　川　　雅　　史 …… ４４３
・否決 …… ４４５
○日程第13　委員会の閉会中継続審査の件 …… ４４５
○日程第14　委員会の閉会中継続調査の件 …… ４４６
○閉議・閉会 …… ４４６
――――――――――・――――――――――
○議員の派遣について（その１） …… ４４７
○議員の派遣について（その２） …… ４４８
○常任委員名簿 …… ４４９
○議会運営委員名簿 …… ４５０

○各種審議会等委員名簿 …… ４５１
○委員会審査報告書 …… ４５２
○議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する附帯決議案 …… ４５６
○閉会中継続審査申し出書 …… ４５８
○閉会中継続調査申し出書 …… ４５９
○会議録署名議員 …… ４６０

第　　１　　日

令和７年６月６日（金曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第１号）

令和７年６月６日（金曜日）午前10時５分開議

第１　会期の件

第２　各種審議会等委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第１　会期の件

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一

青	山	ひろかず
石	原	みさ子
宮	本	均
大	場	諭
稲	葉	健二
小	泉	文人
石	原	よしのり
増	田	好秀
越	川	雅史
中	山	幸紀
松	永	鉄兵
竹	内	清海
加	藤	武央
岩	井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康

道路交通部長	米崎	勝	則
下水道部長	大塚	信	之
行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時５分開会・開議

○稲葉健二議長　ただいまから令和７年６月市川市議会定例会を開会いたします。

○稲葉健二議長　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○稲葉健二議長　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、やなぎ美智子議員及び宮本均議員を指名いたします。

○稲葉健二議長　この際、ご報告申し上げます。去る４月２日、沢田あきひと議員から、議会運営委員の辞任願が提出され、私が、これを許可いたしました。

その結果、議会運営委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに、国松ひろき議員を、議長において指名いたしましたので、ご報告いたします。

○稲葉健二議長　日程第１会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月25日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって会期は20日間と決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。

会派新しい流れに所属する松永鉄兵議員におかれましては、市川市政務活動費の交付に関する条例に違反をする形で、収支報告書を期限までに提出しなかったことが条例違反と判断され、田中市長から、交付された政務活動費の返還命令を受けたと伺っております。

かかる事態というのは、少なくとも私の知る限り前例のない重大なものであるばかりか、市政に対する市民からの信頼や本市議会の政務活動費に対する信用を大きく損なうものであり、松永議員自らが、この経緯を明らかにする必要があると思われます。

そこで、条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員に対し説明を求める決議を提出したいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　ただいま越川雅史議員から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、越川議員に申し上げますが、ただいまの動議につきましては、後ほど文書にて御提出いただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時８分休憩

午後４時20分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りいたします。本日はこれをもって延会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後４時21分延会

第　　２　　日

令和７年６月９日（月曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第２号）

令和７年６月９日（月曜日）午前10時開議

第１　各種審議会等委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程追加　議長辞職の件

日程追加　議長の選挙

日程追加　副議長辞職の件

日程追加　副議長の選挙

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご

細　田　伸　一	
青　山　ひろかず	
石　原　みさ子	
宮　本　　均	
大　場　　諭	
稲　葉　健　二	
小　泉　文　人	
石　原　よしのり	
増　田　好　秀	
越　川　雅　史	
中　山　幸　紀	
松　永　鉄　兵	
竹　内　清　海	
加　藤　武　央	
岩　井　清　郎	

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲	
副市長	松丸　多一	
副市長	本間　和義	
代表監査委員	植草　耕一	
教育長	高木　秀人	
市長公室長	後藤　貴志	
総務部長	蛸島　和紀	
企画部長	小川　広行	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田　孝広	
事務局次長	町田　茂幸	
議事課長	米津　孝成	
（議事担当）		
主幹	金子　貴一	
主査	神谷　尊正	
主査	大場　辰磨	
主任	北川　陽介	
主任書記	三澤　啓成	
（調査担当）		

主		幹	渡	辺	孝 文
副	主	幹	岡	澤	英 康
主		任	関	口	舞
主		任	荒	木	智 貴
主	任 書	記	伊	藤	祥 太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時40分開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○つちや正順副議長　稲葉健二議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つちや正順副議長　御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

令和７年６月９日

市議会副議長　つちや正順様

市議会議長　稲葉健二

辞　職　願

この度、一身上の都合により市川市議会議長を辞職いたしたく、お願い申し上げます。

○つちや正順副議長　お諮りいたします。稲葉健二議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つちや正順副議長　御異議なしと認めます。よって稲葉健二議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

稲葉健二議員の入場を求めます。

稲葉健二議員より挨拶いたしたいとの申出がありますので、これを許可いたします。

〔稲葉健二議員登壇〕

○稲葉健二議員　このたびは私の議長の辞職願を御承認いただきましてありがとうございました。皆様の御協力の下、２年間という大切な時間、職を全うすることができましたこと、感謝申し上げます。

振り返りますと、議会改革特別委員会の設置、また、昨年度は議会開設90周年という大きな節目に当たり議場コンサート、作文コンクール、そしてカレンダーの配布等、いろいろな形で皆さんの協力をいただき、無事に終了することができましたこと、重ねて御礼申し上げます。

この大切な、そして伝統ある市川市議会、私もこれからは一議員として、皆様とともに二元代表制を守るべく、しっかりと議員としての活動を続けさせていただきたいと思います。２年間、本当にありがとうございまし

た。

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午後１時30分開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○つちや正順副議長　お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つちや正順副議長　御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○つちや正順副議長　ただいまの出席議員数は42人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○つちや正順副議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○つちや正順副議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・各員投票〕

○つちや正順副議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○つちや正順副議長　開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に川畑いつこ議員、ほとだゆうな議員、石原たかゆき議員、廣田徳子議員を指名いたします。よって４名の立会いを願います。

〔開票・立会人点検〕

○つちや正順副議長　選挙の結果を報告いたします。

投票総数42票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票41票

無効投票１票

有効投票中

大久保たかし議員　21票

清水みな子議員　20票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は11票であります。よって大久保たかし議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大久保たかし議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

この際、ただいま議長に当選されました大久保たかし議員を御紹介いたします。

大久保たかし議員。

〔大久保たかし議長登壇〕

○大久保たかし議長　ただいま議長に選出をされました大久保たかしでございます。先人たちのつくってきたこの市議会に敬意を表しつつ、政策議論中心の議会運営を行ってまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○つちや正順副議長　それでは、議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席・議長着席〕

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後３時20分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　つちや正順副議長から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

令和７年６月９日

市議会議長　大久保たかし様

市議会副議長　つちや正順

辞　職　願

今般、都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。つちや正順副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってつちや正順副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

つちや正順議員の入場を求めます。

つちや正順議員より挨拶いたしたいとの申出がありますので、これを許可いたします。

〔つちや正順議員登壇〕

○つちや正順議員　貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。約２年間にわたりまして、私、つちや正順、副議長を拝命しておりましたけれども、議会議員の皆様、議会関係者の皆様、そして市民の皆様、多大なる御支援、御理解、御協力いただきましたこと、心よりお礼申し上げたいと思います。

私は今日で副議長の職を辞しますけれども、一議員に戻りましても議会の円滑な運営、そして市政発展に向けて切磋琢磨、一議員として努力してまいりたいと思いますので、引き続きの御指導、御鞭撻賜りますよう、心よりお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後４時５分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○大久保たかし議長　ただいまの出席議員数は42人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○大久保たかし議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○大久保たかし議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・各員投票〕

○大久保たかし議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○大久保たかし議長　開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に川畑いつこ議員、ほとだゆうな議員、石原たかゆき議員、廣田徳子議員を指名いたします。よって４名の立会いを願います。

〔開票・立会人点検〕

○大久保たかし議長　選挙の結果を御報告いたします。

投票総数42票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票41票

無効投票１票

有効投票中

にしむた　勲議員　22票

石崎ひでゆき議員　17票

門田直人議員　１票

堀内しんご議員　１票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は11票であります。よってにしむた勲議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されましたにしむた勲議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

この際、ただいま副議長に当選されましたにしむた勲議員を御紹介いたします。

にしむた勲議員。

〔にしむた　勲副議長登壇〕

○にしむた　勲副議長　ただいま副議長に選出いただき、ありがとうございました。公平公正な議会運営のために少しでもお役に立てるよう努力してまいりますので、議員の皆様はじめ御協力、御指導をどうかよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。本日はこれをもって延会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後４時20分延会

第　　３　　日

令和７年６月10日（火曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第３号）

令和７年６月 10 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　各種審議会等委員の推薦について
第２　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
第３　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第５　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第６　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
第８　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
第９　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
第10　議案第９号　指定管理者の指定について
第11　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
第12　議案第11号　損害賠償の額の決定について
第13　議案第12号　教育委員会委員の任命について
第14　議案第13号　教育委員会委員の任命について
第15　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第16　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第17　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第18　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第19　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
第20　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
第21　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
第22　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
第23　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
第24　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
第25　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
第26　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第27　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第28　報告第13号　専決処分の報告について
第29　報告第14号　専決処分の報告について
第30　報告第15号　専決処分の報告について
第31　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第32　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第33　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第34　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　公　　明　　党　川畑いつこ議員、中村よしお議員

本日の会議に付した事件

日程第１　各種審議会等委員の推薦について

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均
大　場	諭
稲　葉	健　二

小泉文人	
石原よしのり	
増田好秀	
越川雅史	
中山幸紀	
松永鉄兵	
竹内清海	
加藤武央	
岩井清郎	

欠席議員　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田孝広
事務局次長	町田茂幸
議事課長	米津孝成
（議事担当）	
主幹	金子貴一
主査	神谷尊正
主査	大場辰磨
主任	北川陽介
主任書記	三澤啓成
（調査担当）	
主幹	渡辺孝文
副主幹	岡澤英康
主任	関口舞
主任	荒木智貴
主任書記	伊藤祥太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前10時１分休憩

午後４時50分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、東京外郭環状道路に関連する特別委員のほとだゆうな議員、とくたけ純平議員、西村敦議員、石原たかゆき議員、にしむた勲議員及び細田伸一議員から委員辞任の申出があり、これを許可した結果、６名が欠員となりました。

東京外郭環状道路に関連する特別委員に沢田あきひと議員、つちや正順議員、つかこしたかのり議員及び加藤圭一議員、清水みな子議員及び大場諭議員を議長において指名いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、議会改革特別委員の冨家薫議員、つかこしたかのり議員及び浅野さち議員から委員辞任の申出があり、これを許可するとともに、私が辞任したことから４名が欠員となりました。

議会改革特別委員に丸金ゆきこ議員、ほとだゆうな議員、国松ひろき議員及び松永鉄兵議員を議長において指名いたしましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　日程第１各種審議会等委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。各種審議会等委員については、お手元に配付の名簿のとおり推薦いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって各種審議会等委員は、名簿のとおり推薦することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。本日はこれをもって延会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後４時52分延会

第　　４　　日

令和７年６月11日（水曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第４号）

令和７年６月 11 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第２　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
第３　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第５　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第６　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
第８　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
第９　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
第10　議案第９号　指定管理者の指定について
第11　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
第12　議案第11号　損害賠償の額の決定について
第13　議案第12号　教育委員会委員の任命について
第14　議案第13号　教育委員会委員の任命について
第15　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第16　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第17　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第18　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第19　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
第20　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
第21　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
第22　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
第23　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
第24　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
第25　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
第26　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第27　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第28　報告第13号　専決処分の報告について
第29　報告第14号　専決処分の報告について
第30　報告第15号　専決処分の報告について
第31　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第32　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第33　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第34　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　公　　明　　党　川畑いつこ議員、中村よしお議員
　　創生市川・自民党第１　石原みさ子議員、岩井清郎議員

本日の会議に付した事件

日程第１　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第２　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
日程第３　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
日程第８　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
日程第９　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
日程第10　議案第９号　指定管理者の指定について
日程第11　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
日程第12　議案第11号　損害賠償の額の決定について
日程第13　議案第12号　教育委員会委員の任命について
日程第14　議案第13号　教育委員会委員の任命について
日程第15　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第16　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第17　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第18　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第19　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
日程第20　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
日程第21　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
日程第22　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
日程第23　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
日程第24　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
日程第25　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
日程第26　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第27　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第28　報告第13号　専決処分の報告について
日程第29　報告第14号　専決処分の報告について
日程第30　報告第15号　専決処分の報告について
日程第31　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第32　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第33　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

日程第34　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　公　　明　　党　川畑いつこ議員、中村よしお議員

創生市川・自民党第１　石原みさ子議員、岩井清郎議員

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均
大　場	諭
稲　葉	健　二
小　泉	文　人
石　原	よしのり

増　田　好　秀	
越　川　雅　史	
中　山　幸　紀	
松　永　鉄　兵	
竹　内　清　海	
加　藤　武　央	
岩　井　清　郎	

欠席議員　　1名

つ　ち　や　正　順	

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	湯本明男
情報管理部長	川島俊介
文化国際部長	山影聡香
スポーツ部長	西村　直
市民部長	吉田一弘
経済観光部長	宮内　徹
こども部長	山室繁央
福祉部長	鷺沼　隆
保健部長	横山京子
環境部長	佐原達雄
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	米崎勝則
下水道部長	大塚信之
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光

農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、各常任委員会における正副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

総務委員会において、委員長に浅野さち議員、副委員長に丸金ゆきこ議員、健康福祉委員会において、委員長にほとだゆうな議員、副委員長に沢田あきひと議員、環境文教委員会において、委員長に石原よしのり議員、副委員長に廣田徳子議員、建設経済委員会において、委員長に中村よしお議員、副委員長に石崎ひでゆき議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

続いて御報告申し上げます。議会運営委員会において正副委員長の互選の結果、委員長に久保川隆志議員、副委員長に国松ひろき議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　日程第１千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

これより千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、大久保たかしを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、私、大久保たかしを千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました、私、大久保たかしが千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました大久保たかしでございます。県全域における高齢者医療の充実に寄与できるよう努力してまいりますので、今後とも御指導、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　日程第２議案第１号市川市税条例の一部改正についてから日程第34報告第19号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第１号から報告第７号までについては、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって報告第１号から報告第７号までについては、提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第１号から議案第13号まで及び諮問第１号につきまして提案理由を御説明いたします。

まず、議案第１号市川市税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第２号市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、法律の改正に伴い条文の整備を行うものです。

議案第３号市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、障がい者等に対する歯科診療を行うほか、所要の改正を行うものです。

議案第４号市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、市川市公共下水道基本計画の見直しを踏まえ排水人口及び最大処理能力の数値を見直すものです。

議案第５号令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）について御説明をいたします。

補正予算総額は、歳入歳出それぞれ６億734万9,000円の増額を行い、予算総額を1,910億3,881万8,000円とするものです。今回の補正予算は地域活性化の取組や保健福祉サービスの充実、災害活動の強化などの経費について補正を行うものであります。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第２款総務費では、災害時における衛生環境確保の一環としてトイレカーを導入する経費などについて、第４款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行う経費のほか、一般の歯科診療所における診療を受けることが難しい障がい者等の歯科診療を実施するための経費などについて、第９款土木費では、バス路線の廃止により移動が不便となった信篤地域において、デマンド交通の実証事業などを行う経費について、第11款教育費では、図書館の利用が困難な地域における図書館サービスを充実させるため、自動車図書館を増車する経費などについて、それぞれ計上するものであります。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、使用料及び手数料から諸収入までの各歳入について補正を行うものです。

次に、債務負担行為の補正では、衛生処理場長期責任包括委託費（令和７年度）について追加するものであります。

議案第６号市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約については、岩堀建設株式会社との間に工事請負契約を締結するものです。

議案第７号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約については、株式会社タクマ東京支社との間に工事請負契約を締結するものです。

議案第８号市川市塩浜体育館外壁等改修工事請負契約については、大誠建設株式会社との間に工事請負契約を締結するものです。

議案第９号指定管理者の指定については、令和７年10月１日からクリーンセンター余熱利用施設クリーンスパ市川を管理する指定管理者として市川ウエルネスサポーターズを指定するものです。

議案第10号負担付き寄附の受納等については、名誉市民である故中山忠彦氏に係る財産について、当該財産の一部を無償で貸し付ける負担付寄附を受けるものであります。

議案第11号損害賠償の額の決定については、塩焼小学校に勤務していた職員が同校児童に与えた損害について、損害賠償の額を決定するものであります。

議案第12号及び第13号教育委員会委員の任命については、任期が満了となる現教育委員会委員を引き続き任命いたしたく、市議会の同意を求めるものであります。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱される本市の人権擁護委員の推薦について、市議会の意見を求めるものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○大久保たかし議長　これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、川畑いつこ議員。

〔川畑いつこ議員登壇〕

○川畑いつこ議員　おはようございます。公明党の川畑いつこでございます。通告に従いまして、会派公明党を代表して初回総括２回目以降一問一答にて質問いたします。

なお、補足質問者は中村よしお議員が行います。

大項目１つ目、教育行政についてです。

１、高木教育長が肝に銘じている３つを本市が目指す教育に生かすための構想について伺います。令和７年度教育行政運営方針では、「人をつなぐ　未来へつなぐ　市川の教育」の実現に向けて重要な施策として３点挙げられ、また、令和４年度教育振興重点施策として６点挙げられています。高木教育長が教育長通信の中で御自身が肝に銘じていることとして、１、誰一人取り残さない学習・教育環境の整備、２、中学校卒業までに、社会につながる「知・徳・体」の基盤づくり、３、平時から「いじめを許さない」体制整備とのことでした。この３点を本市が目指すべき教育にどのように生かしていくお考えか、お聞かせください。

次に、２、市立塩焼小学校の教頭による学校徴収金の着服についてです。令和５年６月から令和７年３月までの約２年間で修学旅行費などの積立金及び教材費などの学校徴収金1,333万8,000円を着服したことが発覚し、本人及び当時の校長２名の懲戒処分が決定されました。議案説明などでおおむね理解していますが、改めて詳しくお聞かせください。

ア、経緯と対応についてでは、着服が発覚した経緯と、教材などは児童に不足せずに渡っているのか。また、横領された金銭は返還される予定はあるのか。

イ、再発防止策についてでは、今後、同じことが起こらないようにどのように対策を取るのか。

ウ、児童の心のケアについてではカウンセリングを入れたとのことですが、動揺している児童や学校への不信を抱いた児童はいなかったのか。

以上の３点をお聞かせください。

次に、３、心のバリアフリー教室についてです。文部科学省は、心のバリアフリー教育を推奨するために多岐にわたって取り組んできました。この心のバリアフリー教育は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザイン2020行動計画に基づいてオリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、共生社会を形成していくために教育現場での具体的な推進策を講じてきました。学校教育の現場では、知識として学ぶだけでなく、体験や交流を通して子どもたちが自ら気づき、行動できる心を目指す中で、千葉県教育委員会は令和４年度から地域拠点校を決めて実施し、心のバリアフリー教育グッドプラクティス顕彰にて、本市から令和５年度に市立第七中学校が奨励賞、令和６年度は市立大野小学校が最優秀賞を受賞しています。心理学者のウィリアム・ジェームズは心が変われば行動が変わると言い、心のバリアフリーは共生社会を実現するためには重要なことと考えます。

そこで、ア、授業の内容について。カリキュラム内容はどのようなもので、講師を招く人数は決まっているのでしょうか。また、座学と体験の比率はどうなのでしょうか。

イ、成果と課題について。令和４年度から心のバリアフリー教育を行ってきた中で、行動や認識の変化はあっ

たのでしょうか。また、授業を行ってきた中での課題は何だったのでしょうか。

ウ、今後の授業について。課題に対して、今後どのように改善していくのでしょうか。また、体験や実際に人とのコミュニケーションを増やすことはできないでしょうか。

以上、３点をお聞かせください。

２つ目の大項目、市川市障がい者等歯科診療所についてです。

支援の必要な子どもたちが歯科治療をする際、大学病院などで治療することがあり、その際、学校を休み、半日以上かけて歯科治療を行うことが多く、市内で安心して歯科治療を行ってもらえることは当事者や保護者にとっては安心かと思います。

そこで伺います。

１、場所の選定と事業の内容及び予算についてです。本事業を休日急病等歯科診療所において実施するとした理由、また、事業内容と予算の内訳をお聞かせください。

２、歯科医師の確保についてでは、障がい歯科の専門医は多くありませんが、歯科医師は確保できるのでしょうか。

３、周知方法についてでは、本事業を求めていた方は少なくない中で周知することが重要と考えます。どのように周知をしていくのでしょうか。

以上、３点をお聞かせください。

３つ目の大項目、移動プラン75信篤地域運行事業についてです。

これまで複数の議員が交通不便地域に関しての質問をし、我が会派としましても、様々な角度から提案をしてまいりました。本市には交通不便地域があり、中でも信篤地域は、公明党からは２月に浅野さち議員が質問をしましたが、バスの運行が廃止されたことでクローズアップされることとなり、実証実験として新しい試みがされることは地域の方も喜ばれています。ほかの交通不便地域の方たちが今後の動向に期待を寄せています。

そこで３点伺います。

１、数ある手段の中でデマンドタクシーに決定した経緯についてです。ライドシェアやＡＩデマンド型交通など、数種類の移動手段がある中でデマンドタクシーになった経緯をお聞かせください。

２、利用条件及び乗降場所の選定では、本事業は移動プラン75とネーミングされており、チケット75と同様の事業で利用条件があるのでしょうか。また、乗降場所として、現在19か所と区域外４か所を想定していますが、場所の選定はどのように行ったのでしょうか。

３、定時循環運行についてです。実証実験を行う前に７月から定時循環運行を行うとのことですが、内容をお聞かせください。

次に、４つ目の大項目、子育て支援について伺います。

複数の不動産サイトを見ると、千葉県内の子育てしやすいランキングなどでトップスリーに入ることが多くなり、給食費無償化やこども誰でも通園制度など子育て支援策の効果を感じます。さらに、子育てしやすいまちづくりのためにお伺いします。

１、公共施設のおむつ替えスペースの配慮についてです。公共施設ではおむつ替えスペースが充実し、男性トイレにもベビーベッドの設置が増え、トイレ以外でもおむつ替えスペースが充実している中で、子どもの人権を守るため、乳幼児であってもデリケートゾーンが他者の目に触れないようにしなくてはなりません。現在、こども館では、おむつ替え周辺の目隠しなどの設置状況はどのようになっているのでしょうか。

２、授乳室に搾乳マークを設置する考えについてです。出産後の母体は母乳で胸が張り、熱を帯びて痛みを伴うことがあります。その際、母乳を出すことができれば、それらの症状は緩和されますが、母乳を出すことがで

きなければ乳腺炎になることもあります。乳幼児が一緒であれば授乳できますが、リトルベビーの母親は乳児が病院に入院していて母乳を運ぶことがあり、その際、乳児が一緒にいなくても、搾乳目的で授乳室を利用することがあります。出産後に早期職場復帰された方も同様です。その際、１人で授乳室を出入りすることになり、人の目が気になった方や、赤ちゃんがいないのになぜ授乳室にいるのかと話している声が耳に入り、傷ついた方がいたと伺いました。

神奈川県では、2024年10月末にこのような搾乳マークを作成し、県内自治体や商業施設に呼びかけ、搾乳マークを授乳室にて掲示しています。この搾乳マークを作成した経緯として、リトルベビーの母親らでつくるＮＰＯ法人が公明党の神奈川県議に現状を伝え、実現したものです。県内に搾乳マークが掲示されると、リトルベビーの母親たちはマークができ、ママたちの心の負担が和らいだと喜ばれています。神奈川県では、このシンボルマークは趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含め、どなたでも自由に御使用できます、申請なども必要ありませんと、ホームページからダウンロードして使用することを許可し、普及啓発もされています。

そこで、こども館の授乳室は、プライベートスペースとして他者からの目線を遮る配慮ができているのか。また、館内に搾乳マークが掲示されているのかをお聞かせください。

３、医療的ケア児を含む支援が必要な子どもの遊び場についてです。「いちかわっこアプリ」から子育てウェブに移動すると幼保の情報や病院の情報、こども家庭センターの電話番号があり、その中にいちかわ子育てガイドブックがあります。それらの情報の中には、医療的ケア児や支援の必要な子どもたちも安心して楽しめる遊び場の情報がありません。重症心身障がい児の親の会の方から、外出する際、ユニバーサルシートが少ないといったお声を聞く中で、ユニバーサルシート、インクルーシブ遊具などの情報が必要と考えます。それらの情報をどのように発信しているのでしょうか。

以上、３点お聞かせください。

次に、大項目５つ目、防災行政について伺います。

１、トイレカー導入についてです。２月定例会にて西村敦議員と宮本均議員がトイレカーについて質問をしており、災害時、避難所で避難生活を送る市民にとって、安心して使えるトイレの整備は非常に重要です。

そこで、今回導入されるトイレカーはどのようなものなのか。車の大きさや台数、また種類などお聞かせください。

２、避難所についてです。災害時に自宅避難が困難な方が安心して過ごす場所である避難所の整備は重要で、これまでも丁寧に整備をされていますが、支援が必要な方たちのためにさらなる整備が必要と考えます。

そこで、ア、乳幼児のための整備について。段ボールベッドは充実してきておりますが、冷たい床の上で寝ることがない整備は進んでいます。しかし、乳幼児ベッドが使える段ボールベッドがあるのでしょうか。

イ、高齢者や支援が必要な方のための整備についてでは５点伺います。

１、避難所内の掲示について。現在、食事配布場所やトイレなどの掲示物はどのようなものかお聞かせください。

２、介助者バンダナを導入する考えについて。避難所で支援が必要な方は、介助者がプライベートエリアに同行することがあります。例えばトイレの前で待ったり、トイレの外で待ったりすることも考えられます。プライベートエリアに長時間立っていることは、周りが不信感を抱くことが考えられます。

そこで、現在、避難所で介助者であることが分かるような工夫がされているのかお聞かせください。

３、福祉避難所の表示について。福祉避難所の表示は避難所のどこに表示されているのか。また、どのようなものなのかお聞かせください。

４、福祉避難所のプライバシー確保について。避難所ではプライバシー確保のためにテントが導入されていま

すが、福祉避難所でも同様にテントが導入されているのか。また、導入されている際には平均幾つ備蓄されているのかお聞かせください。

５、福祉避難所にある備蓄品の種類について。福祉避難所である備蓄品にはおむつや食事がありますが、それらの種類をお聞かせください。

ウ、ダイレクト避難についてでは、これまで複数の議員が質問しており、本市として検討をしている状況ですが、進捗状況をお聞かせください。また、福祉避難所等を利用する対象者として支援が必要な方が記入する個別避難計画の作成はどこまで進んでいるのかお聞かせください。

３、被災者支援システムについて。災害時に被災した自治体において、短期間に膨大な災害対応業務が発生することから被災者支援業務の迅速化、効率化を図る必要があります。そのため、国は自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的としてクラウド型被災者支援システムを構築し、令和４年度から地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）が運営を開始しています。令和６年の能登半島地震においては、石川県内の全市町村が共通の被災者再建支援システムを導入し、他県の自治体から応援をスムーズに受け入れることができ、罹災証明書の迅速な発行ができたことから、千葉県は同システムの共同導入を進めていると承知しています。一方、本市における被災者支援システムはどのようになっているのでしょうか。

そこで、本市の被災者支援システムについて、また、本市のデジタル技術の活用状況について伺います。

次に、大項目６つ目、クリーンセンター運営事業の整備についてです。

１、不適正な事務処理について。本市は５月27日、クリーンセンターで、令和６年度において発注した業務の一部について、予算措置、契約等の事務処理を怠ったまま川崎重工業株式会社に実施させたことが内部通報により判明しました。さらに、当該案件に関する調査を進める中で、昨年度に同社と契約した設備保守点検業務委託、施設修繕業務について、契約変更の手続を怠ったため、当初契約した業務のうち、一部が未執行であることが判明しましたと発表しました。職員が自己判断で勝手に発注してしまう、耳を疑うあるまじき不適正な事務処理が行われたということであります。二度とこのようなことを起こさせてはなりません。そのため、原因解明、再発防止策を講じなければならないと考えます。

そこで、ア、予算措置、契約等を怠った業務の内容及び発生理由について、イ、契約変更の手続を怠った業務の内容及び発生理由について、ウ、川崎重工業株式会社への対応内容について、エ、再発防止策について、明確な答弁を求めます。

また、アとイについて、発生理由は同様となると思います。なので、まとめての御答弁で結構です。

２、施設整備工事請負契約について。

ア、落札者決定理由及び妥当性について。この事業者選定における評価方法の妥当性について。先日、次期クリーンセンターの整備運営業者が決まりましたが、落札者をどのような方法で選定したのか伺います。

また、公表されている資料を見ると、最も高い価格で入札した事業者が落札しており、最も価格の低い事業者との価格差は税込みで約56億円です。

そこで、落札者の決定理由及び妥当性について伺います。

次に、イ、施設の特徴について。各事業者から様々な提案がされたと思いますが、落札した事業者が提案している施設の特徴について伺います。

次に、大項目７つ目、平和行政についてです。

本年は戦後80年、被爆80年、国連創設80年の節目の年です。公明党は、対話による国際社会の協調と平和を築くための平和創出ビジョンを今月、石破内閣総理大臣に提出しました。本年から10年間を視野に核廃絶や北東アジア安全保障対話・協力機構の創設等、17分野にわたる提言を掲げており、市川市議会公明党としても、今後さ

らに平和構築に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、市川市においては、昨年度に核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから40年の節目を記念した行事の一環として、日本被団協の代表委員、田中熙巳さんの御講演や被爆樹木二世の植樹等を実施しています。

そこで、本市の平和行政への取組とその効果及び本年度の事業について伺います。

最後に、脱炭素先行地域の選定についてです。

本市は、令和７年５月９日に環境省より第６回脱炭素先行地域に選定されました。提案名は「賃貸集合住宅密集地で挑戦！健康住宅で快適　選ばれる街いちかわ～農地から住宅地、そして脱炭素のまちへ」ということです。今回選定されたことは本市の環境政策、なかんずくカーボンニュートラルに関する施策を進めていく上で一定の成果だと受け止めています。

それでは、１、脱炭素先行地域選定に至るまでの経緯、２、当該計画の提案内容及び３、本市が掲げるカーボンニュートラルシティとの関連性について伺います。

以上、１回目の質問とさせていただき、御答弁により再質問させていただきます。

なお、大項目５つ目の防災行政についての３とクリーンセンター運営事業の整備について、平和行政について、脱炭素先行地域の選定については、補足質問者の中村よしお議員が再質問を行います。御答弁よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

高木教育長。

○高木秀人教育長　私からは大項目、教育行政についての１についてお答えいたします。

まず初めに、答弁の場をお借りしまして、塩焼小学校の元教頭が学校徴収金を着服した件につきまして、市川市の教育行政に対する信頼を損ねることになり、おわびいたします。誠に申し訳ございませんでした。二度と同じような不祥事を起こさないように、教育委員会事務局としましては再発防止策を講じているところでございます。詳細はこの後、担当部長より答弁の中で御説明させていただきます。

市長から説明がありましたとおり、６月の定例会におきましては、本件の賠償に係る議案を提出いただいておるところでございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、川畑議員の御質問にお答えいたします。

教育長通信を御覧いただきましてありがとうございます。教育委員会では、勝山前教育長が２月定例会で御説明させていただきました令和７年度教育行政運営方針や教育振興重点施策に基づき、本市が目指す教育の実現に向けて取組を進めているところでございます。一方で、議員から御紹介いただきました教育通信では、教育長を拝命するに当たり、具体的な施策というよりも、教育行政を担う者として心にとどめておくべき３つの責任を示させていただいたところでございます。

１つ目の誰一人取り残さない学習・教育環境の整備としましては、社会教育では、高齢者や障がい者や外国人など、全ての人が利用しやすい公民館、図書館、博物館の運営を行う必要があります。また、学校教育では、特別支援教育や不登校児童生徒や保護者への支援、日本語指導の充実を図る必要があります。

２つ目の中学校卒業までに、社会につながる「知・徳・体」の基盤づくりとしましては、特別支援学校を除きまして市立高校を設置していない市川市では、学校教育において、中学校を卒業するまでの間に高校以降の学校や社会につなげていく基盤づくりを行う役割を果たす必要があります。また、小学校入学前の段階におきましても、子育て支援施策でありましたりとか、幼児教育、保育施策など、市長部局と連携した取組を行う必要があります。

３つ目の平時から「いじめを許さない」体制整備としましては、これらのことを着実に進めていくためには、学校現場において、平時からいじめの予防、把握のための組織的な体制や対応が必要です。特にいじめ重大事態におきましては、教育委員会も関与し、被害児童生徒や保護者に寄り添った対応を行う必要があります。ただいま申し上げました３つの責任を肝に銘じつつ、田中市長の下、市川市の目指す教育の実現に向けて教育施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目１つ目の教育行政について、(2)及び(3)についてお答えします。

初めに、(2)の市立塩焼小学校の教頭による学校徴収金の着服についてのア、経緯と対応についてです。令和７年３月18日、校長は元教頭から休暇の連絡を受けた際、卒業生の積立金返金の対応を確認したところ、精算できていないことを確認いたしました。翌19日、校長から報告を受けた教育委員会職員は、当該校で学校徴収金に係る書類を調べたところ、通帳に記帳された額と各書類の額が一致しないなど、複数の不審な点を確認いたしました。同日の午後、教育委員会職員が元教頭に学校徴収金の支払いについて聞き取りをした結果、元教頭が着服の事実を認めました。さらに、元教頭は警察に出頭しました。

令和５年度の教材費の扱いですが、既に令和５年度の旅行積立金を一部流用する形で教材業者に購入代金を支払っていることから全児童に教材を配付し、学習を終えております。令和６年度については、全児童に教材を配付し、学習を終えてはおりますが、教材業者への教材費未払いが発生しております。損害額については、今後、関係部署と連携し、元教頭に返還を求めていく予定です。

次に、イ、再発防止策についてです。教育委員会は当該職員の懲戒処分を受け、学校徴収金マニュアルの改訂を５月26日に行っています。本マニュアルの改訂により、校長による年２回以上の委員会への会計処理報告の徹底などを改めております。臨時校長・園長会を同27日に、教頭会を翌28日に実施し、改訂した学校徴収金マニュアルに基づく会計処理の徹底を指示いたしました。また、学校徴収金取扱研修会を、校長、園長に対しては６月20日に、教頭に対しては同17日に実施します。そのほか、会計処理に直接学校が関わらない仕組みの実施に向けての検討も進めます。

最後に、ウ、児童の心のケアについてです。５月27日、校長が元教頭の学校徴収金着服に関する事実について、学年ごとに直接児童に謝罪し、説明しました。また、当日から学校にはカウンセラーを派遣しております。現在、この事案についてカウンセリングを受けた児童はおりませんが、学校への不信感を抱いている児童が潜在的にいる可能性も踏まえまして、引き続き心のケアに努めてまいります。

続いて、(3)心のバリアフリー教育についてのア、イ、ウについてお答えします。

初めに、ア、授業の内容についてです。本市は、千葉県が実施していた心のバリアフリー教育事業を活用し、令和５年度及び事業が終了となった６年度に、パラリンピック選手に学校を訪問してもらうことを通して共生社会の形成を目指すことを目的に各学校で取り組んでまいりました。具体的には、パラリンピック選手の実技を間近に見せたり、実技を通して競技の説明をしたりするなど、児童生徒の実態に合わせた授業のカリキュラムをつくり、実施してきました。昨年度実施した学校では、各校、パラスポーツ選手１名を招き、いずれの学校もパラスポーツ体験と講義の時間を同時間程度実施いたしました。

次に、イ、成果と課題についてです。実施した学校からの報告書によると、パラスポーツ選手と実際にパラスポーツを行ったことで、障がいがあることによる活動の難しさや障がいに向き合う気持ちについて考えることができた。町の中にある点字に気づき、視覚障がいの方々について、自然とバリアフリーに関心を持つようになり、社会には様々な人がいることや相手の立場を考えて行動することの大切さに気づいた児童生徒が増えた。身

近にいる障がいを持った方々への関わり方や配慮事項について考えることができる児童生徒が増えたといった児童生徒の意識の変化が見られました。一方、課題としては、より多くの児童生徒に機会を設けられるよう、たくさんの方を招いて実施したかった。児童生徒の発達段階に合わせて小学校高学年と中学生に実施したが、低学年の児童でも学習できる内容も考えて実施したかった。選手に触れ合えた児童生徒の数に限りがあったとの意見が寄せられました。

最後に、ウ、今後の授業についてです。寄せられた課題に対しましては、今後、実施可能な体験プログラムなどを見つけて各学校に紹介し、多くのパラスポーツ選手を招いて授業を行う機会を設けたいと考えております。また、地域でパラスポーツに取り組んでいる方や、障がいを持ちながらもスポーツや芸術などに秀でている方などと学校の児童生徒たちが交流できる環境を整えられるよう、庁内各課と連携しながら各学校に情報提供を行い、児童生徒により多くの機会を提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目２つ目、市川市障がい者等歯科診療所についてお答えいたします。

初めに、(1)場所の選定と事業の内容及び予算についてです。大洲防災公園に隣接する休日急病等歯科診療所では、現在、日曜日や年末年始などにおける急病患者の歯科診療を行っています。市長も自ら現場や近隣市を視察され、この診療所を活用することで既に設置している機器などの活用ができ、早期の開設が実現できること、駐車場があり、十分な診療スペースも確保できることから、休日急病等歯科診療所において本事業を実施することとしたものです。また、障がい者等に対する歯科診療は12月から行うこととし、休日急病等歯科診療所が閉所している、日曜日や年末年始などを除く土曜日に行うことを予定しています。

事業にかかる予算といたしましては、委託料、賃借料及び備品購入費を計上しております。委託料につきましては、診療などを市川市歯科医師会に委託し、会計などの事務は休日急病等診療所の受付業務を行っている事業者に委託するものです。賃借料及び備品購入費につきましては、障がい者などの診療にも対応可能な歯科診療台やレントゲン等の機材について、市が整備を行うものです。

次に、(2)歯科医師の確保についてです。診療には大学から派遣される障がい歯科の専門医と歯科医師会の医師で構成される３名が従事する予定となっています。医師などのスタッフの確保をはじめとした診療体制の整備については、委託先となる歯科医師会が行ってまいります。

最後に、(3)周知の方法についてです。診療所の開設に当たっては、「広報いちかわ」やＳＮＳなどによる周知を行っていくほか、歯科医師会に委託し、予約が可能な独自のウェブサイトを開設する予定です。また、歯科医師会と連携し、市内の障がい者団体や特別支援学校などに周知を行っていくことを予定しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、移動プラン75信篤地域運行事業についてお答えします。

初めに、(1)デマンドタクシーに決定した経緯についてです。本市では、市長指示の下、75歳以上のゴールドシニアをはじめ、どの地域の方々も円滑に移動できることを目的とした移動プラン75の策定を進めており、今年３月末のバス路線の廃線によって、新たに広域で日常生活の移動が不便となった信篤地域の対策が喫緊の課題と捉え、同地域を移動プラン75のモデル地域として信篤地域運行事業を計画いたしました。計画に当たり、バスやタクシー及び既存送迎バスの状況など、地域の実態調査や事業者へのヒアリングを行うとともに、信篤地域の方々の移動ニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。これらの調査結果を基にコミュニティバス、既存送迎バスの活用、デマンドタクシー、公共ライドシェアなど複数の移動手段について検討し、コミュニ

ティバスは運転士不足等の現状から、既存送迎バスの活用は送迎利用者が多く空きがない現状から、また、公共ライドシェアはタクシー事業者のサービスが恒常的に困難な地域に限られていることから、それぞれ活用は困難との結論に至りました。一方、デマンドタクシーは予約制乗合型の柔軟なサービスであり、移動を必要とする人が希望する時間と場所に合わせて利用するという、定時定路線の路線バスが成り立たない地域で有効とされていることから実証運行で導入することとしたものでございます。

次に、(2)利用条件及び乗降場所の選定についてです。移動プラン75はチケット75と異なり、利用者の年齢条件は設けておりません。利用条件は、利用者を市内居住者に限り、運行時間は前日の９時から18時で電話による事前予約を行っていただくことを考えており、運賃は区域内の移動が300円、区域外への移動が500円で考えております。乗降場所の選定については、信篤地域の路線バスの停留所があった場所を基本とし、アンケートの移動したい場所で希望が多かったスーパーや、タクシー車両だから選定することができる住宅街も加えることを想定しております。また、同様に希望が多かった本八幡駅、市川市文化会館、市川東病院、西船橋駅も乗降場所として想定しており、今後、地元意見などを確認しながら調整し、決定していきたいと考えております。

次に、(3)定時循環運行についてです。実証運行を行うには、乗降場所の調整や道路運送法の許可手続など、所定の手続に一定期間が必要となることから、運行開始は11月を目標としていて、定時循環運行は運行開始までの臨時的措置として計画しております。運行の内容は、本市クリーンセンターの職員送迎用マイクロバスの空き時間を利用して、新たに運転士を会計年度任用職員として雇用し、平日11時から14時までの３時間の間の運行を計画しており、運行する区域は信篤地域の原木中山駅や二俣郵便局、スーパーなどの主要箇所のみを考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、子育て支援についてにお答えします。

初めに、(1)公共施設におけるおむつ替えスペースの配慮について、こども館におけるおむつ替えスペース周辺の目隠し等の設置状況です。こども館は現在市内に12か所ありますが、メディアパークや公民館など様々な施設に併設されており、各館により状況は異なりますが、全てのこども館において、おむつ替えのためのスペースを確保しております。おむつ替えスペースの形態としては、室内や廊下にベビーベッドを設置している施設やこども館のトイレ内にベビーシートを設置している施設、室内の床にマットを敷き、周囲から隔離することでおむつ替えのスペースとしている施設がございます。

なお、こども館の中にスペースを確保できない場合は、併設している公民館等の多目的トイレでおむつ替えができるようになっております。おむつ替えスペースにおける目隠し等の設置につきましては、施設の状況に合わせて、おむつ替えをしている際に他の利用者から見えないよう、カーテンやパーティションで囲うことによって周囲から隔離できるようにしておりますが、一部にはスペースの都合などにより目隠し等の設置が困難な場所もございます。今後も乳幼児や保護者のプライバシーに配慮しながら、施設の利用者が安心して過ごせるような環境づくりに引き続き努めてまいります。

次に、(2)公共施設の授乳室に搾乳マークを設置する考えについてです。まず、こども館における授乳室の状況です。市内に12か所あるこども館のうち、授乳室として個室を確保しているのは中央こども館と市川こども館の２施設で、その他のこども館では、部屋の一角をカーテンで間仕切りした授乳コーナーを設置し、プライベートな空間を確保できるよう配慮しております。

なお、こども館の授乳室等における搾乳マークにつきましては、現在掲示しているこども館はございません。授乳室や授乳コーナーで搾乳をしていただくことに問題はございませんので、マークが掲示されることによっ

て、より安心して授乳室などを活用できるようになると考えられることから、今後は対応可能な施設から掲示について検討してまいります。

最後に、(3)医療的ケア児を含む支援の必要な子どもの遊び場についてです。医療的ケア児など、支援が必要な子どもの外出においては、乳幼児などのおむつ交換のために設置するベビーベッドとは別に、小学生以上の子どもも横になっておむつ交換等ができる大型の多目的シート、いわゆるユニバーサルシートが必要な場合があることから、これらの設置状況は外出に当たって大切な情報となります。また、障がいの有無にかかわらず利用することができるインクルーシブ遊具の設置状況についても、遊びに出かける場所を選択する際に重要な情報と認識しております。本市では、ユニバーサルシートについては、近年、幾つかの公共施設において設置を進めてきたところです。また、インクルーシブ遊具はぴあパーク妙典の遊具広場に設置されており、障がいのある子もない子もみんなで楽しめる場所として市公式ウェブサイトに掲載しております。一方で、これまではユニバーサルシートやインクルーシブ遊具の設置箇所が少なく、場所が限られていたこともあり、情報を集約して発信するような周知活動には至っておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、防災行政についての(1)、(2)、(3)についてお答えします。

初めに、(1)トイレカー導入についてお答えします。今回導入を予定しているトイレカーにつきましては、軽トラックをベースに車両とトイレが一体化した自走式のタイプであり、国の交付金を活用して３台の購入を考えております。この３台のうち２台については、洋式便座を２基備えた仕様とし、男性用１台、女性用１台での運用を想定しております。また、もう１台につきましては、オストメイト対応トイレとし、おむつ交換台などを備えた多機能型の仕様とする予定でございます。車両の大きさにつきましては、狭隘な道路でも通行しやすく、かつ普通免許での運転が可能である軽自動車とする考えでございます。

次に、(2)、アの乳幼児のための整備についてお答えします。現在、避難所となる各小中学校には、乳幼児用の備蓄として粉ミルクや液体ミルク、ミルク用の飲料水、使い捨て哺乳瓶、新生児と小児用のおむつ、授乳の際にも使用できるプライベートテントを用意しております。乳幼児用の段ボールベッドにつきましては、本市では備蓄しておりません。

次に、イの高齢者や支援が必要な方のための整備についての５点についてお答えします。

まず、避難所での食事配布場所やトイレなどの掲示物についてです。本市では、能登半島地震の教訓を踏まえ、食事の配布場所やトイレの場所など、市長の指示もあり、絵文字で情報を案内するピクトグラムと、その内容を多言語で表示した掲示用文書を作成し、なるべく分かりやすく御案内するよう対応しております。

２点目は、介助者であることが分かるような工夫についてです。避難所では、混乱の中、様々な方の出入りが想定されるため、要配慮者の介助を行う方が周囲から不審に思われないよう、その旨の表示を行うことは重要であると考えます。現在の運用として、保健師などの職員で構成する保健福祉活動チームが避難所を巡回するときには、分かりやすいようにビブスを着用することとしております。同じように避難所となる小中学校には、避難所運営用の役割が分かりやすいようにビブスを用意しているので、必要に応じて活用することが可能と考えております。

３点目は、福祉避難所の表示は避難所のどこにあり、どのようなものなのかについてです。本市の福祉避難所では、施設の入り口など、見やすい場所に四つ葉のクローバーをモチーフにした記号を用いて福祉避難所として指定された施設であることを掲示しております。本市が作成しているハザードマップにも、こちらの記号を用いて周知を図っているところでございます。

４点目は、福祉避難所のプライバシーの確保についてです。本市の福祉避難所では、施設の規模や保管場所等を考慮し、２張りから30張り、平均すると７張りのプライベートテントを備蓄しています。

最後に、５点目の福祉避難所に備蓄しているおむつや食事の種類です。おむつについては、大人用のＬサイズを備蓄しており、必要とするサイズに応じて、集中管理している市内の備蓄倉庫から福祉避難所に届けることにより対応したいと考えております。また、食事については、クラッカーやアルファ化米のほか、レトルトパウチタイプのおかゆやムースなどの介護食も備蓄しています。それぞれの福祉避難所において早急な対応ができるよう、少量ずつではありますが、分散備蓄を行っております。

次に、ウのダイレクト避難についてお答えします。

まず、ダイレクト避難の検討状況についてです。避難所で生活することが困難な方が福祉避難所へ直接避難するダイレクト避難につきましては、関係部署と検討チームを組み、進めているところであります。検討を進める中で、一度に大勢の方が避難された場合の対応や、一般の避難所と福祉避難所を同時開設する場合の運営や職員の配備についてなどが課題として上がったところであり、特にダイレクト避難が必要な要配慮者は人工呼吸器を使用するなど、電源を確保する必要がある方や集団避難が難しい方、重度の障がい者などを想定しています。また、ダイレクト避難が可能な施設として、自家発電の機能を有する施設を選定する必要があると考えております。今後、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めていく中でダイレクト避難できる施設を考えてまいりたいと思います。

次に、個別避難計画の作成状況についてですが、５月末時点で73件作成されております。また、６月中に対象者約3,300名に対し計画作成の通知を送付する予定であり、個別避難計画の作成者はまだまだ少ないことから、関係団体等の協力を得ながら、できるだけ多くの方が早期に計画の作成ができるよう努めていきたいと考えています。

次に、(3)被災者生活再建に係る支援体制とデジタル技術の活用状況についてお答えします。現在、県が導入を予定している被災者支援システムの概要は、被災者の生活再建支援に欠かせない罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査にデジタル技術を活用し、早期発行を実現するものでございます。また、個々の被災者の被害状況や支援状況などを一元的に管理するため被災者台帳をデジタル化し、さらなる支援の効率化を図るものでございます。本市といたしましても、災害が全国的に激甚化、頻発化している中で、一刻も早い復旧、復興を目指すために必要なものであると認識しております。本市の支援体制及びデジタル技術の活用状況については、今回、県のシステムとは別のシステムを既に導入し、実際に台風被害や降ひょう被害の際に被災者台帳の管理を行い、罹災証明書の発行に活用しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　答弁の前に貴重な時間を申し訳ございません。今回、クリーンセンター修繕工事等に係る不適正な事務処理及び一般廃棄物の私的利用及び不適正な休憩時間の変更、この２つの案件において、複数の環境部職員が５月27日、懲戒処分となりました。皆様には大変な御迷惑、御心配をおかけしたこと、おわびいたします。二度とこのようなことを起こさないよう綱紀粛正に努め、組織風土の改善につなげてまいります。申し訳ありませんでした。

改めて答弁させていただきます。大項目、クリーンセンターの運営と整備についての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)不適正な事務処理についてのア、予算措置、契約等を怠った業務の内容及び発生理由についてです。昨年度のクリーンセンターが発注した焼却炉修繕等に関する業務の一部について、予算措置や契約等の手続

を怠り、事業者に総額約１億8,400万円分の業務を実施させたことが内部通報等により判明いたしました。

続きまして、イ、契約変更の手続を怠った業務の内容及び発生理由についてです。今回の内部通報後、クリーンセンターが発注した修繕工事等を再確認したところ、昨年度に発注した設備保守点検業務委託、長期整備計画修繕、この２件の業務について、契約変更の手続を怠り、当初に契約した業務の一部が未施工となっていたことが判明いたしました。その内訳としましては、設備保守点検業務委託では、７億1,500万円のうち約5,600万円分が未施工となっており、施工済み額は約６億5,900万円、長期整備計画修繕では、約１億8,300万円のうち約1,200万円分が未施工となっており、施工済み額は約１億7,100万円となっております。このアとイ、２つの事案の発生理由につきましては、担当者の財務事務の知識の欠如や、緊急性がある修繕にもかかわらず組織内で情報が共有されず、担当者判断で事業者に業務を指示したことが大きな要因と認識しております。

次に、ウ、川崎重工業株式会社への対応についてです。今回の案件につきましては、本市職員からの指示が発端となっていることから、事業者である川崎重工業株式会社へは、実施した業務に対する支払いを速やかに行いたいと考えており、予算措置、契約等を怠っていた業務については、本定例会で補正予算を計上しております。また、契約変更の手続を怠っていた２件の業務については、令和６年度中に当該業務が完了できなかったことから、事故繰越しとして予算及び財源の繰越しをすることで、未施工分を除いた施工済みの業務に対する支払い手続を現在進めております。

次に、エ、再発防止策についてです。二度とこのような事案を繰り返さないため、クリーンセンター職員への適切な事務処理及び情報共有の重要性の周知徹底を図るほか、事業者とクリーンセンターの両者で緊急時も含めた発注手順の確認を改めて書面にて行うとともに、両者の管理者間で定期的な協議を実施することで再発防止に努めてまいります。

次に、(2)施設整備工事請負契約についてのア、落札者決定理由及び妥当性についてをお答えいたします。次期クリーンセンターの整備運営事業は、昨年８月に入札公告を行い、３者が参加し、技術提案等の審査を経て、本年２月に株式会社タクマ東京支社を代表とする企業グループを落札者と決定し、公表をしております。プラント及び建築物の設計から建設までを株式会社タクマ東京支社が担当し、株式会社タクマと株式会社タクマテクノスが出資、設立する特別目的会社、市川ハイトラスト株式会社が施設稼働後20年間の維持管理及び運転管理業務を担う予定です。落札者とは、本年３月に基本協定、５月に仮契約を締結しており、本定例会で承認をいただいた後、仮契約が本契約となり、施設の設計等に着手する予定としております。

事業者の選定については、本施設が市民生活に不可欠なインフラであり、安定的な稼働と運営が求められることから、価格のみによる選定ではなく、企業の技術力、長期的な運営効率などを総合的に評価ができる総合評価落札方式を採用いたしました。入札参加者の技術提案は本市が示す要求水準を上回り、その中でも落札者は最も高い技術評価点を得ており、入札価格が最も高かったものの、技術評価点と入札価格を総合的に評価した結果、本市にとって最も優れた提案であると判断したものです。

最後に、イ、施設の特徴についてです。落札者の技術提案からは、高い発電能力と消費電力の抑制された施設であること、建設期間も含めて省エネルギー対策が実施されること、リチウムイオン電池等に起因する火災、爆発リスクを低減する多角的な安全対策が取られること、耐久性に優れ、多くの稼働日数を確保できること、夜間の見栄えにも配慮したシンボル性とクリーンな電力を生み出す施設であることを体現したランドマーク性のあるデザインで建設がされることなどが特徴として挙げられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目７番目の平和行政についてお答えいたします。

宣言40周年を迎えました昨年度は、現在の世界情勢を考慮し、世界平和の観点から俳優のサヘル・ローズさんを講師にお招きし、ピースデイｉｎいちかわ～見て、聞いて、考えて～を開催し、100名を超える方々に御来場いただきました。また、先ほど御質問にもありましたとおり、広島の被爆樹木二世のアオギリを本市が加盟する平和首長会議からもらい受け、近隣の大洲小学校の児童も参加して大洲防災公園で植樹式を行いました。さらに、これも御質問にありましたとおり、ノーベル平和賞を受賞した日本被爆者団体協議会の田中熙巳代表委員をお招きし、講演と市長との対談を内容としましたノーベル平和賞受賞記念特別講演会ｉｎいちかわを開催し、約400名の方に御来場いただきました。これらの周年事業と、加えまして、これまでの平和の折り鶴を被爆地に送る事業、また平和寄席、平和ポスター事業など、これまでも継続してきました事業を実施したことによりまして、例年にも増して核兵器廃絶平和都市宣言の市民への浸透や世界恒久平和の実現への意識の醸成などの効果が得られたものと考えております。

終戦80周年となります本年度は、周年事業といたしまして、若い世代に平和の尊さを継承するため、平和学習青少年派遣事業といたしまして広島市への派遣を行うとともに、本市と同様に核兵器廃絶平和都市宣言を行っております自治体の市長と意見交換を行い、平和に向かって、核兵器のない平和な社会の実現を共に目指すことを目的とした会合の開催を予定しております。昨年からの各周年事業を契機にしまして、広く市民の平和意識の醸成に取り組んでまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目、脱炭素先行地域選定についてにお答えします。

初めに、(1)選定に至るまでの経緯についてです。本市は全庁的にカーボンニュートラルを推進するため、令和５年４月に関係部署で構成したカーボンニュートラル推進検討会を立ち上げ、平田仁子環境施策推進参与にアドバイスをいただきながら、脱炭素先行地域の応募内容を検討してまいりました。令和６年６月に第５回募集に応募したところ、提案内容は評価されたものの、提案全体の検討が不十分であり、熟度が足りないとの指摘を受け、残念ながら選定は見送りとなりました。その後、妙典地区での全戸アンケートによる意識調査に加え、既存の国の補助制度を活用した賃貸集合住宅の断熱改修の実施などを行い、提案内容の熟度を高めた上で令和７年２月に第６回募集に再度チャレンジし、このたび選定されたものでございます。

次に、(2)第６回脱炭素先行地域計画提案内容についてです。本市の提案は、妙典土地区画整理事業区域等において子育て世帯の定住促進を地域課題とし、脱炭素との同時解決を図ろうとするものです。主な取組内容としては、既存の賃貸集合住宅における断熱改修による省エネ、太陽光パネル設置による創エネに加え、それぞれの世帯において、再生可能エネルギーを供給する電力事業者に切り替えていただくことを促進します。そして、これらの取組による住環境の改善効果として、子育て世帯の定住促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、(3)本市の掲げるカーボンニュートラルシティとの関連性についてです。温室効果ガス削減の取組を強化するため、本市は2050年二酸化炭素排出量ゼロを目指すカーボンニュートラルシティとなることを表明し、本市の環境政策として３つの計画を策定し、これらの計画に沿って環境政策を進めているところです。この計画のうち市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、令和７年３月に、さらなる地球温暖化対策として新たに第三次計画が策定されました。脱炭素先行地域の取組は、既に本市で実施しているスマートハウス関連設備導入費補助金や省エネ・創エネ設備設置費等補助金などとともに、第三次計画における基本目標の一つであるエネルギーの効率的利用を達成するための施策として挙げられた住宅の省エネ化、省エネ設備等の導入促進、住宅における創エネ設備等の導入推進、事業者における創エネ設備等の導入推進などに資するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

川畑議員。

○川畑いつこ議員　御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

１、教育行政についてです。高木教育長が肝に銘じている３つを本市が目指す教育に生かすための構想について伺いました。誰一人取り残さない学習・教育環境の整備は理想的な環境と考えます。また、未来の宝である子どもたちのために社会につなげていく基盤づくりをし、そのためにも平時からいじめ予防把握のための組織的な体制が必要と考えているとのこと。高木教育長の下、教育現場が大きく発展されることを期待したいと思います。ありがとうございます。

２、市立塩焼小学校の教頭による学校徴収金の着服について伺いました。

まず、ア、経緯と対応についてですが、３月19日の卒業式の次の日に発覚したとのことで、喜びあふれるお祝いの中、大変にショッキングなニュースだったと思います。もう少し早く事件が分かっていれば、このようなことにならなかったのではと思わずにいられません。

そこで伺います。通常であれば、卒業生の徴収金の返金はどれくらい前に準備をするものなのでしょうか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

通常、学校が保護者へ返金する場合は、原則、学校内に現金を保管しないことから、返金日の１日前または２日前に銀行から返金分の現金を引き出し、個別に振り分ける準備をすることとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　卒業生全員分のお金となると大金になると考えますので、安全面を考えると仕方のないことなのかもしれませんが、卒業式の次の日に事件が発覚したことには疑問が残ります。

再度伺います。令和６年度の卒業生たちに徴収金の返金はできたのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

令和６年度の卒業生の返金につきましては、未払いの業者への支払いを終え、会計報告を終えた上で保護者に返金する予定です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　業者に支払った後に会計報告をし、その後に返金とのこと、理解しました。６月定例会後に様々進んでいくことと思います。その際、早急に卒業生たちのもとに返金されることを強く要望します。

では、最後に伺います。今回のことを受けて、市内全ての市立学校で通帳と報告書の差異はないか、確認をされたのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、４月４日付で市立学校全ての校長、園長に対し、学校徴収金の取扱いチェックシートを基に会計処理の現状を確認させた結果、同様の事案がなかったことを把握しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　全校に確認されたとのこと、理解しました。

イ、再発防止策についてと、ウ、児童の心のケアについてはおおむね理解しました。児童の心のケアは丁寧な対応をお願いします。今回の事件は特別なことで、校長や教頭は子どもを大切に考え、行動されている方がほとんどと感じております。学校任せにするのではなく、教育委員会が携わる体制づくりを検討されるとのことでしたので、教職員や子どもたちを守る意味でも早急な対応を強く求めます。

次に、３、心のバリアフリー教室については、千葉県が実施していた心のバリアフリー教育事業は終了したが、本市としては推奨していくと理解しました。実施した成果で、社会には様々な人がいることや、相手の立場を考えて行動することの大切さに気づいた児童生徒が増え、身近にいる障がいを持った方々への関わり方や配慮事項について考えることができる児童生徒が増えたといった意識の変化があったとのことで、さらに児童生徒により多くの交流ができるように機会をつくっていきたいとのことでした。話の理解が困難な方との対話では国語力が磨かれ、町なかのバリアフリーを見つけることは社会科の力が養われます。また、他者の立場になって考える力はコミュニケーション力が身につきます。心のバリアフリー教育は社会に出たときに生かせることと考えますので、全校で取組が充実されることを願います。

２つ目の大項目、市川市障がい者等歯科診療所についてでは、既に設置している機器等の活用ができ、早期の開設が実現できること、駐車場があり、十分な診療スペースも確保できることから12月から開始予定で、委託料は診療等を市川市歯科医師会、会計等の事務は受付業務を行っている事業者に、賃借料及び機材については市が整備し、診療体制の整備については委託先となる歯科医師会が行うとのことでした。周知方法としても丁寧に行っていただけるようなので安心しました。

では、再度伺います。診療の対象者は決まっているのでしょうか。また、１日に何人と決めて治療を行うのでしょうか。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

対象者は主に障害者手帳を所持しており、一般のクリニックでは診療が難しい方を想定しています。具体的には、自分で歯の痛みを訴えられない、口を開けられないといった自発的な受診ができない方、口に治療器具が入ることなどに恐怖感がある方、身体の不自由や緊張から治療を受ける姿勢でいることが難しいといった状態にある方を想定しています。また、診療は１日当たり最大12人を想定していますが、患者の特性などにより診療時間等が大きく変わることもあるため、診療は事前予約制とし、必要に応じ歯科医師会が調整を行うこととしています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　患者に合わせた対応をされるとのこと、理解しました。

さらに伺います。障害者手帳を所持している方で、一般のクリニックでの診療が困難な方とのことですが、あくまでも障害者手帳をお持ちの方のみとなるのでしょうか。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

障がいの疑いがある、あるいは難病等の疾患がある、受診に際し極度の恐怖や不安が生じるなど、受診することが困難な要因は様々であることから、手帳を所持していなくても、それぞれの状況に応じた診療が受けられるよう歯科医師会と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　障害者手帳をお持ちの方だけでなく、歯科治療が困難な方も状況に応じた対応をしてくださるとのこと、理解しました。様々な状況の方たちの歯科治療ができる体制づくりを今後ともお願いします。

３つ目の大項目、移動プラン75信篤地域運行事業についてでは、様々な移動手段について検討した結果、デマンドタクシーとなったことや、年齢条件は設けず市内居住者のみ利用でき、運行時間が決められ、電話で事前予約をし、運賃は区域内が300円、区域外が500円と考えているとのこと。また、運行開始を11月と見込んでおり、それまでの間、定時循環運行を、クリーンセンターのマイクロバスを利用し、平日３時間の運行を計画しているとのことでした。地域の方たちは移動手段が確保されることで大変に喜ばれています。

再度伺います。デマンドタクシーの利用条件については理解しましたが、利用料金を300円と500円にした理由と、採算率など運行を継続するための指標をお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

デマンドタクシーの運賃を検討するに当たり、移動のニーズを把握するためのアンケート調査の中で、信篤地域内を移動する場合の移動費用について質問をし、その回答は、300円までが59%、500円までが28%と、全体の約９割を占める結果となっております。また、デマンドタクシーを運行している県内他市の状況を確認しますと、300円から500円の間の運賃設定が多く、本市に最も近い柏市でも本市と同様の運賃設定をしております。これらを参考に、区域内運賃を300円、区域外を500円としたものです。

運行を継続するための指標については、路線バスの廃止により日常生活の移動が困難となった方々の移動手段の確保を目的とした福祉的な視点もあることから、採算率を運行継続の指標とすることは適さないものと考えております。実証運行開始までに稼働率やリピート率といった運行実態や高齢者利用率などの社会的効果の観点から指標を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　採算を見るのではなく、福祉的な要素があること、理解しました。今回の実証実験は、市内の交通不便地域の方々が注視している事業となります。今後拡充されることを強く要望します。

次に、４つ目の大項目、子育て支援についてはおおむね理解しましたが、１、公共施設のおむつ替えスペースの配慮について再度伺います。

目隠しなどの設置が困難な場所もあるとのことでしたが、男性用トイレでのおむつ交換時の状況が気になります。男性用トイレにおけるおむつ交換時の目隠しなどの設置状況についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市内のこども館で男性用トイレの中におむつ替えができるベビーシートを用意しているのは、現状では中央こども館のみとなっております。しかしながら、トイレが狭く、ベビーシートの周りにカーテンやパーティションを設置すると、他の利用者がトイレを使用しにくい状況となってしまうことから、トイレ内のベビーシートには目隠し等を設置できておりません。

なお、男性用トイレの前の廊下におむつ替え専用のベビーベッドを配置しておりますが、こちらは周囲にカーテンを設置することによって、他の施設利用者から見えないように配慮しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　男性用トイレは狭く、目隠しの配慮は困難であるとのことでした。廊下のベビーベッドは拝見したことがありますが、ベビーベッド全てが隠れるようになっているため、乳幼児の人権が守られるようになっており、配慮されていることを感じました。

先日、行徳支所の親子つどいの広場を拝見しました。限られたスペースの中でおむつ交換をしている姿を、遊んでいる子どもたちの目線に入らないように設置位置が配慮されていました。相手が大人だとか子どもだとか関係なく、他者から見えないようにする配慮は重要と考えますので、引き続き整備をお願いします。

続いて、２、授乳室に搾乳マークを設置する考えについてですが、授乳室のプライベート空間を確保しているが、搾乳マークは掲示されていないとのことでした。しかし、掲示は可能であること、理解しました。ぜひ搾乳マークの掲示をお願いします。

では、違う視点から質問をします。第１庁舎、第２庁舎、行徳支所の授乳室を拝見すると、搾乳マークの掲示はされていませんでした。今後掲示していく考えはあるか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

第１庁舎、第２庁舎及び行徳支所の授乳室における搾乳マークの設置につきましては、関係部署と情報共有を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　第１庁舎、第２庁舎や行徳支所としても前向きに検討していただけること、理解しました。赤ちゃんが入院中の際には、母親が１人で市役所を利用することが考えられます。神奈川県のホームページにてすぐにダウンロードができますので、安心して授乳室を使用できるように早急の対応をお願いします。

３、医療的ケア児を含む支援が必要な子どもの遊び場についてです。これまではユニバーサルシートやインクルーシブ遊具の設置箇所が少なく、情報を集約して発信するような周知活動は行っていないとのことでした。

では、さらに伺います。子育て情報の発信をいちかわ子育てガイドブックで行っているが、支援の必要な子どもたちの外出する機会を増やすためにも、ユニバーサルシートやインクルーシブ遊具などの情報をいちかわ子育てガイドブックに掲載できないでしょうか。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今後はユニバーサルシートやインクルーシブ遊具の設置箇所も増えると考えられますので、これらの情報を収集し整理するとともに、バリアフリーなどの状況については、千葉県で作成しているちばバリアフリーマップでも詳細な情報が掲載されていることから、これらの既存の情報も参考にしつつ、分かりやすい情報発信の方法について検討してまいります。併せて子育てガイドブックについても、必要な情報を掲載できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　情報発信を検討していただけること、理解しました。子育てをする保護者は皆さん一生懸命に子どもと向き合われています。そこには健常児、障がい児といったことは関係がないと考えます。子育ての情報は誰もが必要と考えますし、その情報が同じ場所で行われることはバリアフリーであると考えます。情報発信の体制づくりをぜひお願いします。また、折りたたみ式のユニバーサルシートが様々な施設に設置されることも併せてお願いします。

次に、大項目５つ目、防災行政について、１、トイレカー導入について伺いました。国の交付金を活用して軽トラックベースのものを３台購入し、そのうち２台は洋式便座を２基備えたもので、１台はオストメイト対応便器やおむつ交換台などを備えた多機能型の仕様とする予定で、普通免許での運転が可能な軽自動車とする考えとのこと、理解しました。普通免許での運転が可能であれば、運転免許を持っている職員が運転可能ですし、軽自動車であれば小回りも利くと考えますので、活躍が期待されます。

では、再度伺います。維持管理はどのようにするのでしょうか。また、今後、台数を増やす予定はあるのでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

トイレカーの導入につきましては、車両の調達や加工に９か月程度かかり、納品は年度末近くになることから、次年度以降に維持管理費用が発生する予定です。具体的には自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料等の必要経費のほか、くみ取り及び清掃費用など、稼働状況に応じて３台でおおむね年間150万円程度を見込んでおります。また、今後の台数につきましては、市が所有するトイレカーを増やすのではなく、トイレカーを所有している自治体との連携を推進し、迅速かつ確実な受援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　年間150万円程度経費としてかかること、また、車両の調達や加工に９か月程度かかることや台数を増やすのではなく、ほかの自治体と受援体制を考えていることを理解しました。

では、さらに伺います。トイレを利用される方は老若男女関係なく使用されます。そのため、内装や階段に手すりが必要と考えますが、手すりはついているのでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

内装や階段への手すりの設置につきましては、導入を予定している３台全てに手すりを設置し、このうち多機能型トイレにはスロープを設け、車椅子での利用も想定した仕様とする予定であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　安全対策は大切と考えますので、丁寧な整備をお願いいたします。

続いて、２、避難所について、ア、乳幼児のための整備について。段ボールベビーベッドにつきましては、備蓄はしていないとのことでした。

再度伺います。乳幼児が普通の段ボールベッドの上で動いた際には落下する危険があるため、段ボールベビーベッドの導入はできないでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

段ボールベッドは広い保管場所が必要であり、保管状態によっては劣化が早いことから、乳幼児用を含めて外部調達を基本として対応する考えです。今年３月には、新たに段ボール製品の製造会社であるセッツカートン株式会社と物資の供給及び避難所設営への支援に関する協定を締結し、必要とされる物資を迅速に供給できる体制の整備に努めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　保管状況によって、段ボールベッドは劣化が早いこと、理解しました。紙でできているため、仕方のないことと考えます。乳幼児の安全のためにも、協定を結んでくださったセッツカートン株式会社との協議の際には段ボールベビーベッドの支援の検討もお願いします。

イ、高齢者や支援が必要な方のための整備についてでは５項目伺いました。１、避難所内の掲示についてでは、情報案内をピクトグラムと多言語で分かりやすく案内するよう対応しているとのことでした。

さらに伺います。支援が必要な方が支援学校などで日常的に使っている絵カードを活用し、絵カードと文字で掲示することはできないでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

障がいのある方や外国人の方にも避難所のルールなどがきちんと伝わるよう、分かりやすい言葉やイラストで伝える絵カードやサインなどの表示を準備している自治体があることは承知しています。他の自治体の取組も参考に当事者団体や国際交流協会などとも連携して、より分かりやすい表示方法について、引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　平時と違う環境の中で平時と同じ伝え方は当事者にとってストレスの軽減となりますし、情報が正しく伝わることになると考えます。ぜひ分かりやすく、伝わりやすい表示をお願いします。

２、介助者バンダナを導入する考えについてでは、各避難所に避難所運営用の役割が分かりやすいようにビブスが備蓄されており、必要に応じて活用が可能であるとのことでした。

では、さらに伺います。静岡市では、介助者であることが分かるよう、介助中と書かれたバンダナを備蓄しています。本市も導入することはできないでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

介助者であることを周囲に知らせ、理解を得ることは、要配慮者が避難所生活を送るために大変重要なことです。避難所に備蓄しているビブスを活用することにより、バンダナと同様の効果が得られるものと考えられますので、必要に応じて活用を促してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　ビブスを活用していただけるとのこと、お願いします。

発災時には気持ちが落ち着かずストレスを感じやすい状況であり、ささいな配慮が重要と考えます。

３、福祉避難所の表示についてでは、本市の福祉避難所では、施設の入り口など、見やすい場所に４つのクローバーをモチーフにした図記号を用いて、福祉避難所として指定された施設であることを掲示しているとのことでした。市内数か所の福祉避難所を確認しましたが、意識して探さないと見つけることができませんでした。分かりやすく目立つ場所や目立つ標識にできないか、伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

福祉避難所の表示については、利用者の皆様の目に留まり、災害時の施設の役割を理解していただくことが重要ですので、掲示場所や掲示内容について、福祉避難所を担当する部署や施設管理者と協議の上、より分かりやすい表示方法を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　地域の方たちに知っていただくことも大切ですし、発災時に自宅にいるとも限りません。福祉避難所は命をつなぐためにも重要な場所であり、分かりやすい表示をぜひお願いします。

４、福祉避難所のプライバシー確保についてでは、施設の規模や保管場所などを考慮し、平均で７張りのプライベートテントを備蓄しているとのこと、理解しました。さらなる整備をお願いして、こちらの再質問はありません。

５、福祉避難所にある備蓄品の種類についてでは、おむつは大人用のＬサイズで、食事は一般の避難所と同じクラッカーやアルファ化米のほか、レトルト、パウチタイプのおかゆやムースなどの介護食も備蓄しているとのことでした。

さらに伺います。支援の必要な方は年齢や食事など、支援内容は多岐にわたると考えます。また、支援の必要な方の中には、聴覚過敏により集団生活が困難な方がいます。そのような方は平時に音を遮るイヤーマフを使用されていることが多いのですが、パニックになった際には壊したり、捨てたりすることが考えられます。

そこで、おむつの種類やペースト状の食事の種類を増やし、また、イヤーマフを導入することはできないでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

特殊なおむつやイヤーマフなどの障がい等の種類に応じた物資につきましては、それぞれの状況によって必要な品物が異なるため、自分仕様のものを自助により各御家庭で準備していただき、避難所までお持ちいただくことをお願いしております。一方で、事前に準備してあっても、自宅から持ち出せないケースなども想定されることから、福祉避難所で備蓄が必要な物資の品目や数量につきましては、引き続き関係部署と協議するとともに、発災後、速やかに外部調達できる体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　発災時は予期せぬことが起こると考えられます。避難生活や環境の変化によって心身の負担が増しますので、様々な体制整備をお願いします。

次に、ウ、ダイレクト避難についてでは、福祉避難所へのダイレクト避難が可能な施設として自家発電の機能を有する施設など、今後、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めていく中で対象者を把握し、直接避難できる施設を選定するとのこと。また、個別避難計画の作成状況は５月末時点で73件であり、対象者約3,300名に対し計画作成の勧奨通知を送付したところで、個別避難計画の作成者がまだ少ない状況であること、理解しました。

では、さらに伺います。ダイレクト避難を可能にするために、福祉避難所のある自治会と協力することはできないでしょうか。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

現在、本市では、避難行動要支援者名簿のうち、地域への情報提供に同意された方の名簿を約７割の自治会の皆様や民生委員の皆様に共有していただいております。この名簿は、平常時には地域による見守りを通じた状況把握を、災害時には安否確認などに活用されることを目的としています。災害時に避難行動を支援するためには、自治会の皆様などと日頃から声をかけ合うなど、顔の見える関係を築くことが大切です。福祉避難所へのダ

イレクト避難にかかわらず、避難する際には、家族をはじめ地域の皆様には可能な範囲で支援していただくことをお願いしてまいります。人命に関わることでありますので、避難行動要支援者名簿を基にした地域との連携を引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　地域への情報提供に同意された方の名簿を約７割の自治会と民生委員が共有しているとのことでした。要支援者は１人で行動をすることが難しい方です。災害時に介助者が高齢者であったり、力の弱い方であったり、御自身も要支援者である場合があります。自治会や民生委員の御協力は重要です。また、ダイレクト避難は重症心身障がい児者の会の方たちが長年要望されていることでもあります。災害はいつ起こるか分かりません。個別避難計画を早急に整備し、ダイレクト避難の体制づくりをお願いし、私からの質問を終わらせていただきます。

続けて、中村よしお議員より補足質問を行わせていただきます。これまでの御答弁ありがとうございました。

○大久保たかし議長　補足質問者、中村よしお議員。

○中村よしお議員　公明党の中村よしおでございます。公明党の代表質問、順次補足質問を行ってまいります。

(3)被災者支援システムについて、本市の被災者生活再建に係る支援体制とデジタル技術の活用について補足質問を行ってまいります。

本市の被災者生活再建に係るデジタル技術活用の現状は、今回、千葉県が提案しているシステムとは別のシステムを既に導入し、被災者台帳の管理、罹災証明の発行に活用しているということでありました。

ところで、先日５月20日に発表された千葉県新総合計画の素案には防災ＤＸの推進が記載され、被災者の再建に向けた事務手続や避難所運営など、市町村が行う災害対応について、デジタル技術の導入活用を支援し、利便性の向上や事務の効率化を図るとされています。その一環として、昨年11月、千葉県被災者支援システム運用協議会が設立され、千葉県と県内22市町村で被災者支援システムに係る契約に関する協定書を締結していますが、その概要について伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

昨年、県と市町村における統一システムの共同運用を目的とした千葉県被災者支援システム運用協議会の設立が行われ、県と22の市町村が参加したところであります。被災者支援システムに係る契約に関する協定の内容といたしましては、システムは県が指定する被災者支援システムであること、また、契約手続は県が一括して行い、費用負担は市町村の人口規模に応じて負担すること、そして県の支援といたしましては、システム設定等の初期費用及び住家被害認定調査機能利用料について、導入初年度分を負担するものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問を行いますが、当該協定の概要について理解をいたしました。

それでは、県内22市町村が導入に参加する千葉県被災者支援システムを本市が導入しなかった理由、また、当該システムを導入することのメリット、デメリットについて、費用面も含めて伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市が既に導入しているシステムは、阪神・淡路大震災の教訓から被災者を支援するために構築したもので、以降の災害時に被災者支援及び復旧・復興支援業務に大きな力を発揮したものでございます。さらに、東日本大

震災での被災者支援業務対応における経験、教訓、ノウハウなどを反映してグレードアップされてきたシステムであります。昨年９月に県から協議会設置の意向調査がありましたが、現状で協議会に参加していない千葉市、松戸市、柏市と同様、本市といたしましては、従前から導入しているシステムがあることから、昨年度の時点では参加しない旨を回答してきたところでございます。

次に、県が進める被災者支援システムの導入メリットといたしましては、住家被害認定調査や罹災証明書発行のデジタル化により、迅速な被災者の生活再建に向けた支援が可能となること、また、共通仕様のシステムを導入することにより県との連携がより図られることや、災害時に他の自治体職員が応援業務を行えるなど、被災自治体に対する応援体制が容易となるものでございます。また、契約事務を県が一括して行うことで市町村の事務負担が減ることや、導入時の初期費用を県が負担することなどがございます。デメリットといたしましては、２年目以降に発生するランニングコストにおいて、現在本市が導入しているシステムよりも高額となることが想定されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　県が進める被災者支援システムに、いわば本市が乗り換えることについてのメリット、デメリットについて理解をいたしました。メリットについては答弁でありましたとおり、数多くあったと思います。また、デメリットについては、先ほどの答弁では、現在導入している本市のシステムのランニングコストよりも高くなるということでありました。これについては精査が必要になるのかなというふうにも感じたところであります。私の受けた印象は、能登半島地震における石川県の教訓を鑑みますと、導入のメリットは大きいと感じています。

そこで、今後、本市は県の被災者支援システムを導入する考えはあるのか、見解を伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

防災ＤＸの導入については、本市も大変重要であることは認識しているところであります。本市では、災害発生時の情報を一元的に集約して可視化し、本部職員と現地で対応している職員が情報共有することで現場での迅速な対応及びそれに伴う被災者支援の迅速化を図ることができるシステムの導入に向けて研究しているところでございます。このシステムと、今回、県が導入を進めている被災者支援システムとの連携や、現在本市が導入しているシステムとの相違点など総合的に判断し、災害対応力の強化と被災者の生活再建支援に役立つシステムとなるよう、仕様を考えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　では、このテーマ、まとめます。県の被災者支援システムを導入することについて、本市は総合防災情報システムの導入を検討していると。それとの連携や、市が導入しているシステムとの相違点等を総合的に判断していくということでありました。それはそれで結構なんですけれども、既に動き出している県のシステムの状況を注視しながら、地震被害の激甚化、広域化に対応した被災者支援システムについて、機を逃すことなく、導入の検討を進めることを強く要望しておきます。これはこれで結構です。

○大久保たかし議長　中村議員に申し上げますが、残余の質問につきましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第１号から日程第34報告第19号までの議事を継続いたします。

中村よしお議員。

○中村よしお議員　補足質問を続けてまいります。クリーンセンターの運営と整備について、(1)不適正な事務処理について補足質問を行ってまいります。

予算措置等を怠った業務について、具体的にはどのような業務を企業に実施させたのか伺います。併せてどのような法令に違反したのか。そして、契約する場合の本来の決裁者は誰なのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

予算措置等を怠って実施をさせてしまった業務は焼却炉に関する修繕が主な内容となっており、発電用の温水をつくるのと同時に排出ガスを冷却する熱交換設備の漏水の修繕、耐火レンガの補修、修繕、ボイラーの水管の修繕、ごみ焼却後の灰を排出するためのコンベアの修繕などとなっております。本事案の不適正な事務処理は地方自治法及び市川市財務規則に違反をしております。また、修繕に関する契約に係る部内決裁者は、100万円以下が所管課長、100万円を超えるものは所管部長となります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　予算措置等を怠って実施させた業務の主なものは、焼却炉に関する修繕が主な内容であると。また、修繕に関する契約に係る部内の決裁者は、100万円以下が所管課長で100万円を超えるものは部長ということであり、上司への相談なしに発注したと。金額にして約１億8,400万円分と積み上がっているわけであります。報道では、焼却炉などで緊急な修繕工事が必要になったため、この職員は予算措置や契約などの事務手続、上司への報告を行わず、独断で修繕工事や耐火レンガの購入など計約40件を業者に発注していたとされています。これだけの法令違反、規則違反を繰り返したと、あきれざるを得ません。

さらにお聞きしますが、当初の契約内容の一部について、契約変更の手続を怠り、当初の契約が一部未施工になったとのことですが、未施工となった業務は具体的にはどのようなものがあったのか。また、未施工の業務は今後いつ実施するのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

未施工であった業務は、焼却炉のごみを乾燥、焼却するために撹拌、移送する設備整備や、持ち込まれたごみをピットに投入する際の受皿となる設備の交換、焼却炉の通風機、送風機の点検整備などがございます。未施工となった業務は、より優先度が高い修繕業務を実施するために先送りをしましたが、施設の安定操業のために必要な業務であることから、優先度や緊急性を勘案しながら早急に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　ここで改めて確認をいたします。今回の不適正な処理は今回に限ったものなのか、過去にも同様の事例がなかったのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

クリーンセンター職員への聴取や書面による確認、川崎重工業株式会社の社員に対してヒアリングを行った結

果、同様の事例はございませんでした。今後は再発防止策を徹底し、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　再発防止策について、情報共有の重要性の周知徹底を図るということでありますが、しかしながら、ここで忘れてはならないのは、令和５年に発生したクリーンセンターの稼働停止に対する有識者の検証結果であります。当該検証結果では、今後の人的な要因に対する再発防止策については、緊急時の対応等については、「これまでの運転員の経験値によって判断されていることが多く、運転員同士で口頭により伝承されているため、緊急時等における対応マニュアルなどを策定することで、全ての運転員が同じ対応ができるようにしておく必要がある」。また、組織的な要因に対する再発防止策についての記述として、「緊急時における対応については、口頭による伝承にとどまっているため、今後は定期的に訓練を実施するとともに、実施頻度、実施手順、実施内容などを決めたマニュアルやガイドブック等を策定し、緊急時に即座に対応できるようにしておく必要がある」となっています。そして、どちらも「新たな施設が建設されるまで安全・安定稼働を行っていくことが求められる」とあります。

そして本市としては、本検証結果を受け、「指揮命令系統の見直しや、故障時の運転管理マニュアルの再整備及び訓練、経年劣化した機器・部材の洗い出しなど、改善を行ってまいります」とありますが、それにもかかわらず、今回のような事案が発生した理由についてどのように考えているのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

令和５年度にクリーンセンターの稼働が停止した際は、主に事故等の発生抑制を目的とした指揮命令系統の見直しなどを再発防止策として掲げ実施しておりましたが、今回、このような事案が発生したことについて、重ねておわびを申し上げます。再発防止策の徹底により組織で情報共有を行い、二度と繰り返さないよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。(1)は、これはこれで結構であります。

(2)施設整備工事請負契約について補足質問を行ってまいります。

アの落札者決定理由及び妥当性について、公表されている審査講評を見て非常に専門的な内容が含まれていると感じましたが、どのような評価を行ったのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本事業のような特殊な施設の評価には専門的な知見が不可欠であると認識していることから、廃棄物処理施設の整備や事業者選定に関して豊富な経験と高い専門性を持つ有識者の方々に評価項目、評価基準の作成に関しての意見を伺っております。評価を行う市内部の５名で構成された検討委員会の委員に対しては、技術提案の評価に先立ち、廃棄物処理専門の有識者から、提案に対する着眼点や評価の際の注意点などについての事前勉強会を実施しております。さらに、事業者３者によるプレゼンテーションの際には有識者にも参加をいただき、質疑応答を含めたヒアリングを行っています。検討委員会の中では、例えば評価項目の一つである発電設備や蒸発量の変動などの専門的な設備や技術に関する評価項目については、検討委員と有識者が活発な意見交換を行い、慎重に評価を行いました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　理解いたしました。

さらに伺ってまいりますが、税込みで約56億円高い事業者が落札をしていますが、高く評価した項目と理由について伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

落札者は入札価格以外の非価格要素に関する多くの評価項目で高い評価を得ています。評価が高い主な項目として１年間の最大ごみ処理量があり、設備の耐久性や運転スキル等によるメンテナンス期間の短縮により、参加者の中で最大のごみ処理量が提案され、予期せぬごみ量の増加といった非常時の柔軟対応が可能なことを評価したものです。その他、１年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力、余剰電力の項目では、高い発電能力と消費電力の抑制により環境負荷の低減と余剰電力の売電収入の増加が見込まれ、本市が目指すカーボンニュートラルの実現に大きく寄与するものとして評価をしたところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　この件についても了とします。

イの施設の特徴についてに移ってまいります。消費電力を抑制し、余剰電力量が大幅に増加するとの説明がありましたけれども、それはどの程度増加をするのか。また、リチウムイオン電池等に関する安全対策として、具体的にどのような提案がなされていたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ごみの焼却処理施設の発電効率は、焼却処理の規模が大きいほどよくなる傾向にありますが、今回の施設では、焼却処理能力は１日当たり600tから423tへと約７割程度に縮小する一方で、発電効率は現施設の約２倍以上へと飛躍的に向上する見込みです。落札者から提案された発電効率は事業者３者中で最も大きく、高効率発電設備の採用により、環境省がまとめている全国の実態調査結果の中でも最も高い事例に近い値となっていました。さらに、建物や設備の構造を工夫することで建築設備やプラント設備での消費電力を大幅に抑制する提案がされており、これら高効率発電と消費電力抑制の相乗効果により、御質問の余剰電力量も大幅に増加する計画となっており、売電収入の最大化と環境負荷のさらなる低減に貢献するものと期待をしているところです。また、近年増加しているリチウムイオン電池などに起因する火災や爆発リスクの低減策として、危険物の除去に関連する最新機器や消火設備等の導入など複数の提案があり、安定的なごみ処理体制の維持に効果を発揮するものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　では、これはまとめます。今回の予定施設では、発電効率は現施設の約２倍以上へと飛躍的に向上する見込みがあると。発電効率は事業者３者中で最も大きく、高効率発電設備を採用していると。建設設備やプラント設備での消費電力を大幅に抑制する提案となっている。これら高効率発電と消費電力抑制の相乗効果により余剰電力量が大幅に増加する計画となっており、売電収益の最大化と環境負荷のさらなる低減に貢献することが期待される。

また、リチウムイオン電池等に起因する火災や爆発リスクの低減等が提案されているということであります。今回の予定施設の特徴について、現在、リチウムイオン電池の事故とか、そういうことが結構大きな問題になっ

ておりますので、そういった課題についても対応しているものになっているということを理解いたしました。これはこれで結構であります。

次に移ります。次に、平和行政の取組について補足質問を行ってまいります。

先ほどの答弁を伺いまして、改めて申し上げますけれども、昨年度は核兵器廃絶平和都市宣言40周年事業として、講演や被爆樹木の植樹式、ノーベル平和賞を受賞した日本被爆者団体協議会のノーベル平和賞受賞記念特別講演会等、様々開催をされました。これらの事業を通じて、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨が市民のみならず広く浸透したのではないかというふうに思っております。

また、終戦80周年となる本年度は、周年事業として平和学習青少年派遣事業で広島への派遣を行うとともに、本市と同様に核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体などの市長と意見交換を行い、未来に向かって核兵器のない平和な社会の実現の自治体間連携を図る会合の実施を予定しているということでありました。

そこで、当該会合の具体的な内容、タイムスケジュール等について伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問の各自治体市長との意見交換等の会合につきましては、現在、平日とはなりますが、11月12日の水曜日の午後、文化会館小ホールを会場に開催する予定で進めております。内容につきましては、検討段階ではありますが、まず平和トークといたしまして、昨年度に引き続きノーベル平和賞受賞の日本被爆者団体協議会の田中熙巳代表委員をお招きし、御講演をいただき、さらに核兵器廃絶平和都市宣言を行っている関東近辺の34の自治体の市長などにお声がけをし、参加いただいた市長の方々と意見交換を行う予定としております。意見交換の内容といたしましては、改めて核兵器の廃絶と恒久平和の実現を目指すことを確認する場としたいと考えています。このほか、平和学習といたしまして、８月に広島へ派遣します中学生の記録や本市の平和啓発事業の紹介動画を流すことも検討もしております。さらに、昨年度の特別講演と同様に、会場に来られない方や参加いただく自治体の方のためにライブ配信も予定をしております。核兵器廃絶平和都市宣言をしている自治体として、田中市長を筆頭にしっかりとできることに取り組んでまいります。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の御答弁を聞きまして大変意欲的な内容となっているなと思いました。

今の答弁を受けまして、私として、田中市長にぜひ御答弁いただければと思うんですけれども、核兵器廃絶平和都市宣言自治体首長との未来に向かって、核兵器のない平和な社会の実現の自治体間連携を図る会合について、検討段階ということでありますが、概要を御答弁していただきました。

私が昨年２月定例会の一般質問で田中市長の著作「2045発目の核」を紹介しながら、核兵器廃絶平和都市宣言をした本市が今こそ自治体だからこそできる民際外交を推進していくべきである等と主張したのに対し、田中市長は、核兵器廃絶とうたっている行政区間で連携を図っていくと。そして、終戦から80周年を迎える来年に１つの大きなうねりというものをつくり上げるような、そんなことを国内的にも考えてみてはどうだろうかと、そんなことを感じた次第でありますと。中略しまして、実際に動いてみて、市川市をはじめ行政がどこまで協力し合えるかと。少なくとも関東の中で同じように言葉を上げて宣言をしているところとは連携を取り合う必要があるんだろうという御発言、御答弁をされております。それから、現在御答弁ありましたとおり、実際に田中市長は今年度実現をされるわけであります。この市長の取組に敬意を表するものであります。

1995年にムルロア環礁で行われたフランスの核実験再開に踏み切ることに対して抗議に行かれるなど、核兵器廃絶をライフワークとして取り組まれていると思いますが、田中市長に首長間の会合や今後の核兵器廃絶に向け

た本市の取組について御所見、そして決意を伺います。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　開催の目的、そこに向けて、できる限り私の思いを傾注して、核兵器廃絶平和都市宣言の行政がその宣言をうたっている首長と力を合わせて核兵器廃絶の次のステージにつながる、そういう会合にしたいと思っています。まだちょっと頭の中で整理できてない点があるんですが、首長同士の連携によって、どこまで日本政府の核廃絶に向けた姿勢を明確に示す行動につなげることができるのか、そこを後押しすることが最も市民に近い自治体連携の中から起こすことができるように挑戦をしてみたいと、そのように思っていますので、議員の皆さん方の協力もぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　田中市長、突然の場の中での御答弁、大変にありがとうございました。お気持ちはしっかりと承ったつもりであります。先ほどの答弁の中で、関東近辺の首長、自治体が34というふうにおっしゃったかと思うんですけれども、ただ、この34自治体があるわけですけれども、そういった中で、じゃ、その自治体間の連携をして国を動かしていこうと、こういった取組の声を上げたのは田中市長だけであります。やはり最初の声がなければ物事は動いていかないと思いますので、今回の御英断、また粘り強い取組について再度敬意を表させていただきます。

お言葉にあったとおり、首長もそうですし、終戦80年、日本において原爆が投下されて80年、この大きな節目の中で、議会においてもやはり核兵器廃絶に向けての大きなうねりになる、そういった取組をしていくべきだというふうに感じましたし、私も一議員ながら決意をしたところであります。御答弁、大変にありがとうございました。このテーマはこれで結構であります。

続きまして、脱炭素先行地域選定について補足質問を行ってまいります。

本市が脱炭素先行地域に選定されたことにより、カーボンニュートラルを2050年に達成するという政府の目標に向けて本市が提案した地域特性等に応じた先行モデルを確立し、2030年度までに実行していかなければならない。今後５年弱と、残された時間はそう多くありません。

そこで再質問いたしますが、具体的なタイムスケジュールについて、そして本市が掲げるカーボンニュートラルシティ実現に向けた具体的な取組について伺います。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

交付対象となる事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領において交付率や交付要件とともに定められております。本市の提案について主なものを申し上げますと、交付対象事業のうち、対象エリアである妙典土地区画整理区域にございます既存の賃貸集合住宅や戸建て住宅約500棟の断熱改修、太陽光発電設備、高効率給湯器、蓄電池の設置などを対象としております。これら国からの交付金は、本市を介して補助金として対象者に交付されます。例えば対象エリアの住宅等の所有者が太陽光発電設備の設置や高効率給湯器の設置などを行った場合、かかった費用の３分の２の補助金を市に申請することで３分の１の自己負担で設置することができます。同様に、断熱改修も補助率は３分の２となっておりますが、上限額が定められており、その金額は戸建て住宅か集合住宅かによって異なります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　交付金の対象や補助率についてはおおむね理解をいたしました。対象エリアの住宅約500棟

ということであります。これは世帯で言うと、多分5,000を超えるぐらいの世帯になると思いますけれども、それが集合住宅とかにすると約500棟になると。理想を言えば、この施策が目的を達成するのは、この住宅500棟全てが何らかの補助を受けて対応していくということになれば目的は達成されると思いますけれども、ただ、一方でやっぱり自己負担というのが３分の１とかありますので、そういったことを考えると費用対効果といいますか、建物の持ち主等がどれだけの申請をされるのかということが課題になってくると思います。

そこでさらに伺いますけれども、そういった課題がある中で、期限の目安である2030年に向けて本市はどのような姿を目指しているのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

国の掲げる地域脱炭素ロードマップによりますと、意欲と実現可能性の高い地域から全国に脱炭素を広げる実行の脱炭素ドミノを各地で次々と起こすことで、2050年を待たずに脱炭素の達成を目指すとされております。本市も2030年までに脱炭素先行地域において、全国的に難しいとされる既存賃貸集合住宅の断熱化の推進を切り口とした先行モデルを確立し、脱炭素ドミノのスタートの一つとして市の内外に広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。市川のこの提案したものというのは、言ってみれば、市川と類似するような都市といいますか、自治体にとって大変有効になるような、そういったモデルになっていくべきものであるわけであります。

この課題も先ほど申し上げましたけれども、そういった中で本市の意気込みといいますか、意欲は十分に私には伝わっております。ただ、この先行モデルとして確立をすると。既存賃貸集合住宅の断熱化の推進とか、そういったことを進めていくわけですけれども、この建物そのものの魅力を高めていく。断熱化とか、やったとしても、それだけで子育て世代が転入をしてきて、そこに定住するかというと、それだけでは必ずしも十分ではないのかなと。これは多分重々御承知のことだと思っていますが、ただ、国の指定、認定、選定を受けるに当たっては、こういった角度の事業の提案をされたということであります。

そういった中で、私の意見になりますけれども、妙典地区の魅力、このテーマにもありましたけれども、やっぱりここに住みたいと思えるような、そういった魅力的な地区ですね。言葉をもっと言うのであれば、ここの地区に住むことがすごく誇らしいんだ、こんなふうに思えるような地区にしていく。言ってみればブランディングとか、いろんな言葉があるかもしれませんが、そういった町にしていく必要があるというふうに思っています。その呼び水といいますか、入居者にとって魅力的なものになると、ありていのものになりますけれども、例えばそういった方が入居するときに一定の補助をするといったことも考えられるでしょうし、あとは賃貸住宅を持っている方から見れば、例えば利子補給とか、そういったものもオーソドックスな考えで言えば、あるかと思います。

そういったものも含めてブランディングとか、そのほかの施策が、実現に向けて進めるようなものをさらに広く御検討していただきまして、2030年には市川モデルというものが確立して、日本全国の中に知られるようになると。また、市川のこの町の魅力がさらに高まっていくことを強く要望させていただきまして、公明党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　創生市川・自民党第１、石原みさ子議員。

〔石原みさ子議員登壇〕

○石原みさ子議員　創生市川・自民党第１の石原みさ子でございます。会派を代表いたしまして、11項目について質問させていただきます。

なお、補足質問者は岩井清郎議員です。

最初に、議案第７号でも取り上げられております市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について伺います。

ごみの最終処分場を持たない本市にとって、クリーンセンターは市民49万6,000人全員に関わる大切な施設であることは言うまでもありません。事業者を決定するまでの経緯、特に審査手順及び提案審査の評価方法について伺います。

また、入札価格が約56億円高い業者が落札していることについて、選定の妥当性を伺います。56億円を超えるメリットがあると判断した理由について、御答弁をお願いいたします。

次に、約20年ぶりに今年度改定されます都市計画マスタープランについて伺います。

１として、進捗状況、見直し方針について、２として、本年５月に開催されたオープンハウス、あなたならどう描く？25年後の市川の概要について、３として、市内４地域別の特徴、傾向についてお答えください。

次に、子どもへのインフルエンザ予防接種に係る助成についてお伺いいたします。

令和７年２月定例会において、子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議が賛成多数で可決されました。現在の検討状況についてお尋ねいたします。

次に、急病診療所運営事業についてお伺いします。

今議会補正予算に受付管理システム等のＤＸ化予算として160万8,000円が計上されております。昨年末から今年１月初旬において、急病診療所が多くの患者であふれ、長時間お待たせするという事態が発生しました。ＤＸ化により、どのような市民サービスを実現することが可能となるのでしょうか。具体的にお答えください。

次に、女性活躍推進法に基づく本市の取組についてお伺いします。

今月４日、厚生労働省が発表した2024年の人口動態統計によりますと、昨年１年間に国内で生まれた日本人の子どもの数は68万6,061人で、1899年の統計開始以降、初めて70万人を下回り、９年連続で過去最少を更新。１人の女性が生涯に産む子どもの数も過去最低の1.15でした。少子化が止まりません。

そこで質問します。本市管理職における女性職員の割合及び男性職員の育児参加の状況と課題についてお答えください。

次に、私立保育施設で働く保育士等へのいちかわ手当についてお伺いいたします。

１として、概要、現状、効果、課題について御説明ください。

２として、常勤職員と非常勤職員への支援内容の違いについてお答えください。

３として、常勤職員の産休中、育休中、復職後の取扱いについてはどのようになっているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

次に、買物不便地域への移動販売について伺います。

１として、現状と課題について、２として、新たに６月３日から開始されている移動販売についてお答えください。

次に、教育委員会へお尋ねいたします。

本年４月、市立小学校全校で校内に不登校の子どもの居場所ができました。昨年度、６校によりモデル事業を行い、成果があったということから、今年は全校へ拡大されたものです。

そこで伺います。教室の確保、みらいサポーターの採用、配置の状況など、現状や課題についてお答えください。

次に、健康寿命日本一に向けての施策について伺います。

市川市は健康寿命日本一を目指しているとのことですが、平均寿命、健康寿命はどのように計算されるのですかと質問されました。どのように答えたらよいのか伺います。

２として、市川市のこれまでの取組と今後の施策について伺います。

健康寿命日本一を目指し、今日までいろいろな取組をしていますが、改めてその内容を伺います。さらに、今後どのような施策を考えているのか、お答えをお願いいたします。

次に、姥山貝塚について伺います。

姥山貝塚からの出土品の多くが名古屋市の南山大学に保管、展示されているとのことですが、その経緯と今後の本市の取組についてお伺いします。

最後の質問は、全国国府サミットについてです。

１として、10月18日、本市で開催する全国国府サミットまで４か月余りとなりました。ここで改めてサミット開催の目的について伺います。

２として、サミットの成果を本市の行政にどのように生かしていくと考えているのかお答えください。

以上、１回目の質問といたします。質問内容が多岐にわたりますが、簡潔な御答弁をお願いいたします。御答弁の後、再質問いたします。

なお、健康寿命日本一に向けての施策について、姥山貝塚から出土された文化財について、全国国府サミットについては、補足質問者、岩井清郎議員が再質問いたします。

○にしむた　勲副議長　答弁を求めます。

環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは議案第７号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約についてをお答えいたします。

本事業は、事業者の選定に当たり総合評価落札方式を採用し、３つの審査を経て落札者を決定しました。１つ目が、入札参加者の実績等の参加要件を確認する資格審査、２つ目が、事業者の技術提案が市の要求水準を満たしているかの基礎審査になります。この２つの審査を通過した案件について、３つ目の価格以外の提案内容についての審査を経て、提案審査の点数と入札価格における総合評価値を算出し、最も高かったものを落札者として決定しております。この総合評価における提案審査は評価項目、評価のポイント、配点を事前に公表し、参加者の技術やノウハウを存分にプレゼンテーションしていただくとともに、審査する検討委員会は、事前の勉強会などで有識者の意見を伺い、合議による評価を行いました。落札者の株式会社タクマ東京支社は、提案審査において最も高い技術評価点を得ており、入札価格は高かったものの、入札価格当たりの工事品質を判断する指標である総合評価値が最も高いことから落札者と決定いたしました。本事業は最低入札価格から約56億円高い事業者を落札者としていますが、この差額を超えるメリットについては、価格以外の内容を審査する総合評価制度の性質上、具体的な影響額を算定することはできませんが、落札者の提案のうち費用負担の軽減につながると考えられる主なものを挙げますと、施設の安全性、安定性に関しては、近年増加傾向にあるリチウムイオン電池等による爆発や火災事故に対する優れた対策が提案されており、焼却炉の修繕や地区外での廃棄物処理費用の抑制が期待できます。また、ごみ焼却に伴って発生する灰の量を抑える優れた提案がされており、灰の最終処分費用の削減のみならず、最終処分場を持たない本市として、少しでも焼却灰を減らす姿勢を示すことにもつながります。そして、管理運営の委託期間終了後である21年目以降の維持管理費などの低減につながるような耐久性などに配慮した優れた提案もされておりました。さらに、東京方面から江戸川を渡り、最初に目にする大型施設としてのシンボル性や、市のクリーンな電力を生み出す方針を体現したランドマーク性のあるデザインは、単に金額ではか

れるものではないと考えております。

次期クリーンセンターは、今後40年間使用する市民の皆様の生活を支える重要な基盤施設となります。この施設には安全、安心の確保、環境負荷の低減に加え、単にごみを処理するだけではなく、未来を見据えた持続可能な社会の実現に貢献する都市のインフラとしての役割を期待しており、今回の総合評価制度の入札では、施設の設計や建設、完成後の運営について、長期的な視点に立ち、最も優れた技術と能力を持つ事業者を選定できたと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは都市計画マスタープランに関する御質問にお答えします。

都市計画マスタープランとは、市の総合計画で示した将来都市像を実現するためのまちづくりの指針となるものです。

初めに、令和５年度から着手したマスタープランの改定作業の進捗状況と見直し方針です。改定作業は、令和３年度に実施した都市計画基礎調査の結果、社会情勢や市内状況の変化の確認、現在までのまちづくりに対する市民満足度アンケートの結果などを踏まえ、見直しの基本的な考え方となる見直し方針を策定しました。この見直し方針は、章立てや地域区分などは現行計画の基本的な構成を継承すること、少子高齢化の進展と将来的な人口減少、災害の頻発化、激甚化、カーボンニュートラル、公民連携の推進など、社会情勢の変化などを踏まえた８つの視点や市民アンケートの結果などを踏まえ見直し事項を検討すること、また、計画書としての分かりやすさや親しみやすさに配慮することなどとしました。令和６年度は、この改定方針に沿って現行計画の課題の整理や整備方針の検討などを行い、その内容についてアンケートやオープンハウスを実施しました。今年度の５月には、今までの検討内容や市民意見などを反映し、策定した次期都市計画マスタープランの改定骨子案について、オープンハウスやパブリックコメントを実施したところです。

次に、(2)オープンハウスの概要についてです。オープンハウスは、パネルなどを展示して、訪れた方が自由に見学し、職員と直接対話できる説明会です。本年５月に開催したオープンハウスは第１庁舎や行徳支所、西部公民館など、市の施設やニッケコルトンプラザをはじめとする商業施設の計８つで行いました。当日は、次期計画の全体構想の骨子や地域別構想のほか、まちの健康診断として、現在の４つの地域ごとの人口と土地利用の状況、高齢化率、商業施設や公共交通の利便性などをパネルで展示し、来場いただいた方と職員が直接対話を行いながら意見を伺ったところです。

次に、(3)４地域別の特徴と傾向についてです。本市の都市計画マスタープランは、市域全域を対象とした全体構想と地域性、面積、人口、都市軸や拠点の配置等から、市内を北東部、北西部、中部、南部の４つの地域に分けた地域別構想で構成されています。現行計画が策定された平成16年以降、市内では、南北の骨格軸で成る都市計画道路3･4･18号と外環道路が開通しました。また、都市拠点である市川駅や本八幡駅周辺では市街地再開発事業が進みました。約20年前と比較しますと、人口や人口密度は４地域とも増加しており、土地利用に関しては、住宅や道路用地の増加、農地等の自然的土地利用が減少となっております。地域別の特徴としましては、主に中高層の住宅地を目指す中部と南部地域は、買物や交通利便性の高さを背景に引き続き高い人口密度が維持されています。また、大町地区をはじめとした多くの優良農地が広がる北東部地域は今なお自然的土地利用が多く、自然豊かな環境が確保されています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目３つ目と４つ目についてお答えいたします。

初めに、子どもへのインフルエンザ予防接種に係る助成についてです。令和７年２月定例会において、子どものインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を強く求める決議が多数をもって可決されたことを重く受け止めております。現在の検討状況を申し上げますと、子どもの感染割合を調査したところ、千葉県では2024年、2025年シーズンにおいて14歳以下の子どもの約50％が感染していることが分かりました。乳幼児のインフルエンザワクチンの有効性については、国によれば、おおむね20％から60％の発病防止効果があるとのことでした。これらの検討状況を踏まえ、子どものインフルエンザ予防接種は10月からの接種が推奨されていることから、これまでも９月に補正予算の専決処分や、議決により予算措置を行っていたため、今年度につきましても、９月に予算化ができるよう準備、検討しているところです。

次に、急病診療所運営事業についてです。急病診療所では、感染症拡大時には混雑が生じ、特に医療機関が長期に休診となった昨年の12月28日から１月５日までの患者数は約3,500人となり、１日で500人を超える日もありました。そのため、受付から診察までに３時間以上、会計や薬の渡しまで含めると５時間近くお待ちいただく状況も生じました。このことから、急病診療所における患者の待ち時間を可視化し、市民の利便性向上と患者の負担軽減、感染リスクの低減等を図るため受付管理システムを導入するものです。受付管理システムは、受診のため来所した方に番号を付与していくことで診療の順番を管理し、待ち状況や呼び出し状況を表示するものです。具体的には、受付時に番号票を発券し、待ち状況や呼び出し状況を待合ロビーに設置する案内モニターやウェブサイトでお知らせします。また、診察の順番が近づいたことをメールなどにより個別に通知することも予定しています。システム導入の効果といたしましては、混雑状況や待ち時間の目安が分かるようになり、診察や会計など呼び出されるタイミングも確認できるようになることから、自宅や車内などでの待機も可能となり、患者の負担軽減のほか、待合室の混雑緩和による感染リスクの低減など、市民サービスの向上につながるものと考えています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目５番目の女性活躍推進法に基づく本市の取組についてお答えいたします。

初めに、本市の女性管理職の割合の目標値でありますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、令和５年４月に策定いたしました第三次市川市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画におきまして、令和８年４月１日までに30％以上とするとしております。また、消防局を除く女性管理職の人数と割合の推移につきましては、いずれも４月１日現在の数値となりますが、令和３年度は446人中95人の21.3％、令和４年は452人中101人の22.3％、令和５年は455人中105人の23.1％、令和６年は467人中102人の21.8％となっており、ほぼ横ばいで推移してきております。そして、本年４月１日現在の消防局を除く女性管理職の人数は105人で、その内訳を申し上げますと、９級部長職が２名、８級次長職が２名、７級課長職が26名、６級主幹職が75名となっており、管理職全体の461人に占める女性職員の割合は22.8％で、昨年から１ポイント改善はしているものの、目標値には届いていない状況であります。

次に、男性職員の育児参加の目標と現状についてお答えいたします。本市は、次世代育成支援対策推進法に基づいて定めた通称職員みんなで支え合い計画におきまして、男性の育児参加休暇や育児休業の取得の促進などについて数値目標を掲げ、これまで取り組んできたところであります。具体的には、令和６年度までに男性の育児参加に関する特別休暇であります配偶者出産休暇または男性の育児参加休暇を合計して５日以上取得する男性職員の割合を100％とすること、また、育児休業を取得する男性職員の割合を40％以上となるようにすることを掲げておりました。令和６年度の取得状況につきましては、先ほど述べました２つの休暇を合計して５日以上取得した男性職員の割合は、対象者72名に対し61名が取得し、取得率は84.7％となっており、数値目標の100％に対

しては未達成となっております。また、育児休業を取得しました男性職員の割合は、対象者72名に対し48名が取得し、取得率は66.7％となっており、こちらは達成することができております。

次に課題ですが、計画で掲げました数値目標に対して２つの休暇は未達成であり、これらの休暇を全く取得しない男性職員も一定数認められました。また、育児休業につきましても、数値目標は達成できたものの、その取得期間は女性職員に比べまして短い傾向であることが認められ、このような点を課題として捉えております。そこで今年度におきまして、これらの課題を踏まえて第６次職員みんなで支え合い計画を策定し、昨年度に目標を達成できた男性の育児休業につきましても、２週間以上の育児休業を取得する男性職員の取得率を85％以上になるようにするなどのそれぞれの数値目標を掲げ、取組を進めることとしております。引き続き男性職員の育児休業制度等を取得しやすい環境整備に努めてまいります。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、私立保育施設で働く保育士等へのいちかわ手当についてお答えします。

初めに、(1)概要と現状、効果と課題についてです。本市独自の制度である保育士等職員処遇改善加算、通称いちかわ手当につきましては、市内の私立保育施設に勤務する保育士の確保及び定着を図ることを目的として、市から保育施設に対して行っている加算です。その内容は、職員の給与を国の水準に上乗せして支払う施設に対して毎月の施設運営費に加算するものであり、加算の内訳としては、職員の給与に直接反映する処遇改善部分と、加算することで生じる事業主の法定福利費負担部分で構成しております。また、加算の対象となる職員は常勤の保育士のほか、施設長や主任保育士、調理員、栄養士、事務員、また、一定の要件を満たす非常勤保育士となっております。令和６年度の実績としましては、保育施設191園、延べ約3,000人を対象として加算を行ったところです。

次に、効果については、各施設への加算額のうち、処遇改善部分として市が加算した金額以上の額を職員に配分することを求めていることから、市内の保育施設における職員の給与水準の向上につながっているものと考えております。また、本加算は、運営費における人件費比率が高い施設や職員の経験年数が長い施設においては加算額が高くなるよう設定しておりますので、職員の確保や定着率の向上にも寄与しているものと認識しております。一方で、課題としましては、本市が支給した加算の配分は、各施設において、職員の勤続年数などの状況に応じて柔軟に処遇改善できるような制度としていることから、支給額を固定の金額としている他の自治体などと比べた場合、実際に加算された金額が職員に分かりにくいといった点と考えております。

次に、(2)常勤職員と非常勤職員への支援内容の違いについてです。常勤職員に対する加算については、職種ごとに施設の人件費比率や平均経験年数に応じて区分を設けて加算額を算出しております。令和７年度におきましては、保育士の場合、一番高い区分で１人当たり月額11万3,200円、低い区分で月額２万1,500円を施設に対して加算しております。一方で、非常勤の保育士については、施設の人件費比率や平均経験年数の区分にかかわらず、１人当たり月額２万1,500円を加算しております。

なお、どちらの場合も、保育士１人当たりの加算額のうち１万円につきましては、千葉県の補助事業である千葉県保育士処遇改善事業費補助金を歳入として活用しております。

最後に、(3)常勤職員の産休中、育休中、復職後の取扱いについてです。常勤職員が産休及び育休を取得した場合につきましても、保険制度などによる手当や給付金を含むことなく、給与が満額支払われている場合に限り、いちかわ手当の加算を行うこととしております。また、復職後の取扱いについては、復職後の勤務形態に応じて加算することとしております。そのため、産休及び育休を取得する以前の勤務形態が常勤であった方でも、

復職後に短時間勤務となった場合には非常勤職員として加算を行うことになります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、買物不便地域への移動販売についてお答えいたします。

初めに、⑴現状と課題についてです。本市では、買物不便地域の解消及び市民の交流促進を図ることを目的として移動販売を実施しております。協定を締結しております株式会社ダイエー――以下、ダイエーと申し上げます――による移動販売は、大町、柏井町などの北部地域や福栄、塩浜などの南部地域など、市内26か所において専用車両２台により各販売場所へ週１回程度訪れ、１か所につき20分程度販売を行っております。販売品目としては、野菜や果物、肉、魚などの生鮮食品を中心に約300品目を取り扱っており、これらの支払いには現金やクレジットカードなどが利用できます。また、来客数の実績については、ダイエーからの報告によると、昨年度は１か所につき約15名が利用し、１週間の平均利用者数は約384名であったと伺っております。課題としましては、信篤・二俣地域などのように、主要なスーパーの閉店の影響などにより新たな買物不便地域が発生していたことへの対応が課題でございました。

次に、⑵新たに６月３日から開始の移動販売についてです。昨年４月にウエルシア薬局株式会社――以下、ウエルシア薬局と申し上げます――より本市へ移動販売実施の申出があったことをきっかけに実施に向けた協議を開始し、自治会や民生委員に御協力をいただきながら、買物不便地域のさらなる解消に向けて販売地区の選定、販売スケジュールなどの調整を進めてまいりました。そして、今月３日に移動販売に関する協定締結式を執り行い、同日より販売を開始したところでございます。ウエルシア薬局との協定により、課題となっていた信篤・二俣地域などの新たな買物不便地域において移動販売が可能となり、新規販売箇所19か所を含む市内31か所で実施できたところでございます。販売品目は飲料、お弁当、野菜などの食料品のほか、日用品や化粧品に加え、薬局としての強みを生かし、第１類医薬品を含む一般用医薬品の購入が事前の注文により可能となっております。これらの支払いには現金やクレジットカードに加え、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯが利用できます。そのほかの特色として、市税などのほか、電気、ガス、水道などの公共料金の支払いが可能となっております。また、移動販売車に設置しているモニターを利用してオンラインによる薬剤師や栄養士への健康相談もできることから、市民の利便性の向上にさらに寄与するものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目８つ目、本年４月に市立小学校全校へ設置された不登校の子どもたちの居場所、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームについてお答えします。

初めに、校内教育支援センターの運用についてです。保護者への周知は、各学校が学校だよりや保護者宛て文書の配付とメールを活用して行いました。５月７日には、全ての市立学校で開室しております。教育委員会では、各学校を訪問し、実際に児童が自分のペースで学習している様子を確認しております。また、保護者や管理職からは、不登校傾向にある児童や教室に入りづらい状況にある児童にとって、安心して過ごせる場所になっているという意見も聞いております。

次に、みらいサポーターの採用と配置状況、研修についてです。採用状況は、応募者約170人のうち、採用人数は約160人で、教育委員会が応募者と面接を行った上で採用しております。採用者の中でこれまで学校に関わったことのある方の割合は約80％であります。令和７年４月現在の配置状況は、小学校義務教育学校前期課程に１校当たり３名、中学校義務教育学校後期課程、特別支援学校に１名配置しており、勤務形態は、１人につき１日６時間、週３日程度の勤務となっております。４月にはみらいサポーターに対し、児童生徒への声かけの仕

方、児童生徒理解についての研修を行いました。今後は各校の校内教育支援センターの情報共有を行うとともに、よりよい運営方法の在り方について研修を行う予定です。

課題といたしましては、みらいサポーターの学校に関わった勤務経験や経歴は様々です。学校では、一人一人の児童に応じた対応が求められることから、みらいサポーターの資質向上が求められます。また、学級担任とみらいサポーターが児童の１日の様子を話し合う時間が十分に取れないことから、今後、校内での情報共有の方法について、教育委員会から各学校に対し指導助言を行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、健康寿命日本一に向けての施策についてお答えいたします。

初めに、(1)平均寿命、健康寿命の計算方法についてです。国では、健康施策を推進するための指標として、平均寿命や健康寿命を算出し、厚生労働省のホームページ等で公表しております。平均寿命は、ゼロ歳のときから生きられる期間の平均を表す、いわゆるゼロ歳における平均余命となっており、国勢調査や人口統計を基に年齢別の死亡率等から生命表を作成し、公表されております。最新の確定値は令和２年の国勢調査から算出されたもので、全国では男性81.56歳、女性87.71歳、千葉県では男性81.45歳、女性では87.5歳、市川市は男性81.6歳、女性87.9歳となっております。一方、健康寿命は、2000年にＷＨＯ（世界保健機関）によって、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間として提唱された指標であり、国民生活基礎調査に基づき算出し、公表しております。最新の健康寿命は、令和４年のもので、全国では男性72.57歳、女性75.45歳、千葉県は男性72.96歳、女性75.89歳となっております。

なお、国民生活基礎調査は大規模な調査であるため、都道府県単位の算出までは可能とされておりますが、市町村単位では算出が難しく、公表されておりません。年度の違いはございますが、平均寿命と健康寿命を比較いたしますと、男性は約９年、女性は約12年の差がございます。この差は、健康上の問題で日常生活に制限がある期間の長さを反映しておりますことから、健康で自立した生活を送るためにも平均寿命と健康寿命の差を縮め、生活の質を高めることが生涯における健康づくりを推進する上で大変重要な観点となっております。

続きまして、(2)本市のこれまでの取組と今後の施策についてお答えいたします。本市では、これまで健康寿命日本一に向けた施策といたしまして、健康寿命の延伸につながる様々な事業を進めておりました。主な取組といたしましては、市民の健康意識の向上や健康づくりの実践をテーマとして開催した健康講演会、また、歩くこと、測ることで健康ポイントを付与する健康ポイント事業Ａｒｕｃｏを開始し、市民の皆様が御自身の体の状態を把握し、健康に関心を持ち続けていただくことで生活習慣に反映できる機会をつくってまいりました。健康ポイント事業Ａｒｕｃｏにつきましては、本年度からスマートウオッチなどウエアラブル端末への接続を可能とし、利用しやすい環境を整えたことでこれまで以上に登録者が増加しており、本年６月１日時点で約7,900名の方に参加していただいております。また、Ａｒｕｃｏ登録者へのアンケートでは、Ａｒｕｃｏの参加をきっかけに運動に取り組むようになったと半数以上の方からの回答をいただき、健康づくりへの動機づけの機会となっていることから、引き続き多くの市民の皆様に参加していただけるように周知を強化してまいります。

さらに、本年５月９日には、全国展開しているフィットネスクラブ５社と健康、子育て、防災の３つの分野におきまして、健康寿命日本一に向けた取組に関する連携協定を締結いたしました。今後は民間企業のノウハウも積極的に取り入れながら取組の選択肢を広げることで、市民がより健康に関心を持ち、継続して健康づくりに取り組んでいけるよう環境を整えてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、姥山貝塚の出土品が南山大学に保管、展示されている経緯と今後の対応についてと、大項目、全国国府サミットについてお答えをいたします。

まず、姥山貝塚の出土品が南山大学に保管、展示されている経緯についてであります。国府台に設立されておりました日本考古学研究所の所長を務めたジェラード・グロート氏は、昭和15年と23年に姥山貝塚の発掘調査を行いました。その後、同所長は南山大学の教授でもあるマーリンガー氏に替わり、発掘調査による出土品が引き継がれました。昭和33年、日本考古学研究所は名古屋に移転し、その際、出土品の一部は市川市教育委員会に寄贈をされております。その後、研究所の解体とともに、残りの資料は南山大学に移管され、現在に至っております。

次に、今後の対応についてです。南山大学とは、これまでにも様々な活動で連携を図っております。具体的には、南山大学と市川考古博物館が共催でグロート氏の企画展を行った事例や、南山大学の博物館をリニューアルする際、考古博物館の学芸員が協力した事例、考古博物館で堀之内貝塚の企画展を開催した際、南山大学に収蔵されている出土品を借り受けた事例がございます。今後も必要に応じ、相互に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、大項目、全国国府サミットについてです。

まず、国府サミットの目的についてです。全国国府サミットは平成21年に東京都府中市の呼びかけにより始まったもので、今回の本市開催で６回目となります。10月18日の開催に向け、昨年度より田中市長のトップセールスにより、国府所在地の市長などに対し案内をしていただいております。全国の国府が置かれた町の首長が一堂に会し、国府所在地として歴史文化遺産を後世に継承し、今後のまちづくりなどに生かすことができるものと考えております。このため、国府サミットを通して広く市民に国府の歴史的価値を知っていただくとともに、他市の事例を今後の本市の取組の参考にしたいと考えております。

続いて、サミットの成果をどのように本市の行政に反映するかといったことでありますが、具体的には、国府サミットを通して市民の下総国府に対する関心を高め、既に国指定史跡となっている下総国分寺跡附北下瓦窯跡の整備の充実などを図っていきたいと考えております。また、今回作成するＶＲの活用やサミットで紹介される他市の事例なども参考に、今後も周知活動を充実させてまいります。さらに、本市には下総国府関連遺跡だけでなく、姥山貝塚などの５つの国指定史跡もあり、中山法華経寺には立正安国論や観心本尊抄といった国宝をはじめ多くの重要文化財があるなど、豊富な歴史文化遺産がございます。これらを市民の方に知っていただき、市民の愛着につなげられるよう、強くアピールしていく必要もございます。そのための方策についても今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　答弁が終わりました。

石原議員。

○石原みさ子議員　それぞれに御答弁をお伺いいたしました。では、ここからは一問一答にて再質問いたします。

最初に、次期クリーンセンター整備・運営事業に関する請負契約について御答弁をいただきました。今後40年間使用する市民の大切な生活を支える重要な施設、もっともだと思います。御説明で大分分かってきたんですけれども、幾つか再質問いたします。

今回、事業者の選定において総合評価落札方式を採用した結果、入札価格が最も高い事業者が落札するという、いわゆる逆転現象が生じているわけですけれども、このような現象はほかの自治体でもよく見られるものなんでしょうか、お伺いします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

総合評価落札方式を採用した自治体が発注しました一般廃棄物処理施設の入札では、最低入札価格以外の事業者が落札する、いわゆる逆転現象が一般的な施設と比較した場合、多くの割合で発生をしております。このことは価格だけでなく、技術力や事業の質を重視する総合評価落札方式や、安全性や安心感を長期的に担保したい処理施設の特性によるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございます。逆転現象が多く見られるということでした。

それでは、今回、本市が落札者として選定した事業者との契約金額、他市の同様の事例や一般的なごみ処理施設の建設費と比較して妥当な水準と言えるのでしょうか、お伺いします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

一般廃棄物処理施設の整備事業は、規模や技術、環境基準などに加え、近年、環境負荷の低減や高効率発電といった、より高度な性能が求められる傾向にあり、それに伴い建設費は上昇してきております。整備費用を焼却能力100ｔ以上の建設費単価で比較しますと、令和６年度の全国平均が１トン当たり約1.4億円のところ、本市は約1.2億円であったことから、本市の契約金額は妥当な水準の範囲内と考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　では、最後にもう一つ再質問いたします。約５年半の建設工事期間、そして20年の運営委託期間を考えますと、事業全体が長期間にわたるわけですが、今後の設計費や人件費、物価高騰の場合、予算の増額ということがあるんでしょうか。どのように考えているかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本事業は、契約締結後に賃金や物価の変動が一定割合を超えた場合には、請負業者等により増額分が請求できる、いわゆるスライド条項等に基づき協議を行う契約となっており、増額となり予算が不足する場合は予算要求を行い、契約変更を行う予定としております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　分かりました。私の質問はここまでとして、続きは環境文教委員会のほうに委ねたいと思います。

では、次に移ります。次の再質問は都市計画マスタープランについてお伺いいたします。

今年５月に開催しましたオープンハウスの効果について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

オープンハウスは８会場合計で約450名の方に来場いただきました。特にニッケコルトンプラザやイオン妙典、ＪＲ市川駅シャポー内のむすぶばといった多くの人が集まる商業施設では、偶然訪れる方も含め、多くの方々に参加していただけたものと認識しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　多くの市民の方とコミュニケーションができたことは大変よかったと思います。新しく今策定している都市計画マスタープラン、４つの地域別、そういった４つの区割り、区分はこれまでと変わらない。そして、20年前と比較すると人口や人口密度は４地域とも増加している。また、土地利用に関しては、農地などの自然的土地利用が減少していて住宅、道路が増えているという御説明でした。また、大町地区に関しては、大町地区というと梨で有名な農家がたくさんあるわけなんですが、優良農地が広がる北東部地域なんですけれども、そこの地域に関しては、今もなお自然的土地利用が多いということで、自然豊かな環境が今も確保されているという御説明、全くそのとおりかと思います。

そこで再質問いたします。北千葉道路の整備が大分見えてきております。北東部の大町地区では、土地利用に、この北千葉道路の整備によって変化が見込まれるのではないかと考えます。これは新たな都市計画マスタープランにおいても、大町地区の見直しのきっかけとなるのではないかなと思うのですが、どのようになるのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

大町地区は松戸市や鎌ケ谷市と接しており、また、外環道路と成田空港を結ぶ北千葉道路や船橋市と松戸市を結ぶ都市計画道路3･3･9号の整備が予定されています。将来、これらの広域ネットワークとなる道路整備などにより土地利用転換が想定されますが、大町地区を含む北東部では自然や優良な農地が広がっていること、近隣市と接していることなどから、次期都市計画マスタープランでは、広域的交流や連携などの視点も含め、北千葉道路等の整備動向を踏まえ、周辺と調和する土地利用の検討を図るエリアと予定しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　私の地元にも近く、大町はどういうふうに変わってしまうのかなと心配していたんですけれども、今のところ新しい都市マスの中では、あくまで農業でいくんだということでもなく、また開発していくんだということでもなく、その土地周辺とこれまでの経緯や何か、全てを踏まえてバランスを取っていくように考えている非常に悩ましい感じなんですが、大町といえば北総線の松飛台駅がございます。松飛台駅の北側が松戸市、南側が市川市ですね。そして、北側の松戸市は非常に住宅も多く、きれいに整備されていて道路も広いです。ところが、南側の市川市は、同じ駅の反対側で全く雰囲気が違っておりまして、松戸に比べてかなり遅れているように見受けられます。これは市街化調整区域であるかないかというところでの差なんですけれども、でも、簡単に市街化を取ってしまえば、梨を守っていくという方針とはまたずれていくのかなとも思いますので、この辺は丁寧に住民の声も拾いながら対応していかなくてはいけないのかなと思いました。

実際に住んでいる方の声を聞きますと、土地が上がると固定資産税が高くなるのではないか、そういう心配をしている市民がいる一方で、１か月に15件も16件も不動産屋さんから手紙や電話がどんどん来て土地を売ってくださいと、そういう問合せが非常に増えてきているという方もいらっしゃって、これは大町が変わるぞ、土地が高く売れそうだと非常に期待している市民もおります。私は、梨は市川の宝物の一つだと思っていますので、ぜひ梨は守りたいんですけど、そういった梨や梨畑を守ることと、住民にとっての暮らしやすさ、メリット、そのあたりの調和を取っていけるように英知を集めていい形にできればなと思いましたので、今後も関係者の皆様には努力をお願いいたします。

次に移ります。次の再質問は、子どもへのインフルエンザ予防接種に係る助成についてです。答弁をお伺いしました。非常に前向きに、今年度につきましても、９月予算化ができるように準備、検討しているということで

した。一昨年もそうでしたが、９月の補正予算に出てくるのかなというふうに思いました。実際、県内で約４割の自治体が費用助成しておりますので、９月の補正では必ず予算化実現してほしいと強く要望いたします。これは今年度の話です。

来年度以降のことを再質問いたします。決議では、費用助成の恒久化の確立というふうにうたっています。つまり、これは毎年毎年補正で出してくればいいよということではなくて、年度の当初予算に初めから組み入れてもらいたいと、そういう意味合いです。この考え方について、毎年、当初予算に組み入れるのが妥当と考えられるかどうか、お答えをお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

来年度以降の費用助成につきましては、市議会の決議を重く受け止めるとともに、厚生労働省によると、ワクチンによる重い副反応も報告されていることから、任意接種の救済制度である医薬品副作用被害救済制度等の周知と併せて安全性も含め検討を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁をお伺いしました。今年は補正で予算をつけていただくことはもちろんなんですが、来年からはぜひ当初予算に子どもたちのインフルエンザ予防接種に係る助成を入れていただけたらと思います。こちらも強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次の再質問は急病診療所運営事業についてです。御答弁をお伺いしまして、これまでにはなかった待ち状況や呼び出し状況が案内モニター、またウェブサイトで自分のスマホで見て分かるとか、そういうことなのかなと思うんですが、そういうので分かるようになると。それから、診察の順番が近づいてきたことも、メールがその方にお知らせとして届くことによって、もうすぐだなと知ることができるようになるということは、急病診療所の待合室にいなくても、例えば自分の車の中とか、近くの方だったら御自宅とか、そういったところで待っていてもちゃんと診てもらえるというか、随分違ってくると思います。実際、一般のクリニックでは、そういったシステムはかなり進んでいるわけで、市川市の急病診療所の運営が時代の中ではちょっと遅かったのかなと思うぐらいなんですけれども、今、それに対して一歩踏み出そうとしているのは非常に評価いたします。

再質問なんですけれども、本事業の趣旨は理解したんですが、一部のクリニックでは電子カルテを利用して、診療しながらカルテを作成しているところも多いと聞きます。本市では、受付管理システム以外に電子カルテなどのＤＸ化を図る予定はないのでしょうか、お伺いします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

急病診療所におけるＤＸ化につきましては、受付管理システムのほかに患者の診療情報を記載するカルテの入力や保管を行う電子カルテの導入が考えられます。電子カルテの導入のメリットといたしましては、カルテのペーパーレス化や作成上のミス防止のほか、会計システムなど、ほかのシステムとの連携による請求書や処方せんの自動作成や自動精算が可能となり、業務全体の効率化や待ち時間の短縮も期待できます。国も全国の医療機関で電子カルテ情報を共有可能とする電子カルテの標準化など、医療ＤＸの推進に取り組んでいます。一方、急病診療所は、医師をはじめとした多くのスタッフが日替わりで従事しており、ＤＸ化が運営に及ぼす影響が大きいことから、円滑に電子カルテを導入できるよう市川市医師会等と協議し、進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。市川市医師会等々の協力体制の下、実現できることだと思いますので、よくお話合いをされて理解していただきながら進んでいっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。次の再質問は女性活躍推進法に基づく本市の取組について、まず、女性職員の管理職の割合、伺いました。市では、令和８年４月１日までに30％以上とするという目標値を掲げておりますが、今年度、平成７年４月１日付で22.8％。ここ数年、ずっと横ばいで21.3％から22.8％と、あまり変わらない状態が続いております。はっきり言って、来年４月１日、30％は目標達成できないと思います。

以前からちょっと女性管理職、なかなか成り手がいないという声も聞いてはいるんですけれども、当局は女性管理職の割合を目標値に近づけるためにどのような努力をされているのかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市におきましては、管理職として最初の登用となります６級主幹職への昇任につきまして選考試験を導入しておりますが、その受験率は低下傾向にあることに加えまして、受験者に占める女性職員の割合も男性職員に比べ低い状況にあります。受験対象者となった女性職員等からは、選考試験を受験しない理由といたしましては、管理職になることに自信がないや、子育てや介護などの家庭の事情などが挙げられており、それら不安の解消が課題であると認識をしております。ただいま申し上げました課題に対しましては、まずは受験率を向上させる必要があるため、昨年度より１日主幹体験研修を実施し、主幹に必要な知識や実務を知り、自身のキャリアアップを明確にできる機会を設けるとともに、受験対象者のみならず、より若い世代に対しましても、将来のキャリア形成に向けた意識の醸成を図っております。

また、受験対象者となりました女性職員等に対しましては、外部講師によりますキャリアデザインに関する講義のほか、ロールモデルである女性管理職の体験談を聞き、管理職に対する不安や疑問について率直に意見交換を行う時間を設けるなど、キャリアアップの動機づけになる研修を実施し、管理職になることへの不安の軽減に取り組んできております。今後もこれらの取組によりまして、管理職を目指しやすい環境を整えてまいりますほか、令和５年度からは昇任選考試験に加えまして人事評価に基づく選考も導入したところでありますので、この制度も活用し、昇任選考試験の受験を希望していない優秀な女性職員を積極的に管理職へ登用することによりまして、引き続き女性職員の管理職登用を促進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁を伺いました。様々な取組をされているという様子は理解しました。公務員って、やはり民間に比べていろいろ恵まれていると思うんですが、それでも管理職になることに対しての不安が大きいというのは、その障がいになっているのは何なのかなと私も思いました。今の御答弁で、その不安の原因が仕事と介護、仕事と子育ての両立に自信がない。この言葉が出たときに、何か昔とちっとも変わってないんだなというふうにちょっとショックを受けたんですけれども、じゃ、男性職員はこういう不安を持つんでしょうか。仕事と子育て、仕事と介護のために両立するのが大変だから管理職の試験を受けたくないという男性職員は果たしてどれぐらいいるんでしょうか。その質問をしたかったぐらいなんですけれども、今回はいたしませんが、こういう感覚は女性ならではじゃないかなと思うんですね。

ということは、私、雇用機会均等法改正のときに就職したんですけれど、それから約30年以上たっておりますが、いまだにやはり子育ても介護も女性の方にかかっている、そういう社会なんだなと、改めてひしひしと今感

じております。やはり上を目指そうと思うにはすてきなモデルが必要かなと思うので、ぜひ先輩の管理職がきらきらと輝くような職場環境をつくっていただいて、また、併せて管理職になって、頑張って市民のために働こう、あるいは自分の夢をかなえようというような、そういう機会を得られる思いを女性職員が持てるような環境整備に総務部としては旗振りをしていっていただきたいと思います。

次に、男性の育休について、質問ではなくコメントいたします。男性の育休は予定よりも早く数値を達成して、育休を取った職員が大分多くなってきていますね。令和６年の実績では、84.7％が配偶者出産休暇または男性の育児参加の休暇をしていて、いわゆる育児休業は66.67％であったと御答弁がありました。今後は男性の育休に係る数値目標について、２週間以上の取得率を85％以上にしたいということでした。こちらも力を入れてやっていただきたいと思います。

と申しますのは、男性の育児参加と少子化には関係があるんです。京都大学の柴田教授の研究によれば、児童手当の拡充で出生率は0.1ポイントアップします。でも、一方で、正規雇用の男性が働く時間を１日２時間減らしたら、その出生率は0.35ポイントもアップします。児童手当の拡充よりも、男性が働く時間を減らして家庭で過ごしたり育児に参加するほうがよほど出生率は高くなるというデータがあるんですね。男性の育児参加、家事参加が少子化を止める鍵を握っているのではないかというふうに私は思います。だとしたら、男性も女性も働き方を変えるという政策が今後さらに重要になっていくのではないかと思います。本市で働く男性職員のさらなる育児参加の拡大に期待いたします。

では、次に移ります。次の質問は、私立保育園施設で働く保育士等へのいちかわ手当について再質問いたします。

現在の状況を伺いました。まずいちかわ手当の目的、これをもう一度確認したいんですけれども、このいちかわ手当は公立にはなく、私立保育施設に勤務する職員に向けてのものであり、保育士とは限らないわけなんですけれども、ここでは分かりやすく保育士とさせていただきますが、優秀な保育士の確保及び定着を図ることを目的としているということです。そして、給与水準の向上につながっていると考えているということでありました。市川の私立保育園の保育士の給与というのは、公立に準じて、勤続年数が上がればそれだけ高くなるように、そういったシステムになっていますね。勤続年数が長い方ほど、いちかわ手当も高い金額をいただいています。一方、船橋は何年勤めようが、皆さん、同じ一律の金額をもらっています。たしか船橋市が３万3,000円でしたか――に千葉県から１万円なので４万3,000円。非常勤だろうが、正規だろうが、何年働こうが、４万3,000円。それに対して市川市は、長く働けば働くほど、いちかわ手当ももらえるわけなんですね。そんな中で、先ほどの御答弁を聞いていてちょっと疑問が生じていますので再質問いたします。

常勤職員の産休中、育休中、復職後の取扱いについて再質問いたします。手当の加算の対象となる職員のうち、産休、育休を取得した常勤職員の人数は何名いらっしゃるか伺います。

また、復職した常勤職員の中で、休業する前と変わらず常勤で復職した人、また、以前は常勤だったんだけれども、子どもの子育てと仕事を両立するために短時間勤務で復職した人、例えば８時間働いていた人が６時間で働くというような場合、その人数と推移の傾向についてお答えください。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

施設からの実績報告に基づき手当の加算対象として市で確認している職員のうち、令和６年度中に新たに産休及び育休を取得した常勤職員の人数は134人となっております。また、産休及び育休から復職した職員の人数ですが、令和５年度は56人で、このうち休業前と変わらず常勤で復職した方は36人、短時間勤務で復職した方は20人となり、常勤で復職した方の割合は約65％となります。令和６年度は復職した職員が58人、このうち常勤での

復職は32人、短時間勤務での復職は26人であり、常勤で復職した方の割合は約55％となります。２か年の実績から見ると、おおむね６割程度の方が常勤で復職している傾向となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。思っていたよりも、常勤の方が復職するときもまた常勤で勤務している。約55％から65％いらっしゃるということでした。その数字はちょっと予想したよりも多かったんですけれども、一方で、常勤で採用されて働いていて、出産のためにお休みして育休を取って復職しました。復職したときには、常勤なんですけど、短時間勤務で働きたいという方、もちろん、いる。そういう方も多いと思うんですけど、令和５年で20人、令和６年の実績26人ということでした。

初回の御答弁を伺いますと、市川市は常勤で採用していても、出産のために１回、育児休暇を取って復職して、復職後、その勤務時間が短くなった場合、パート職員と同じ対応になってしまっています。つまり正規職員としてずっと働いてきて、それなりに責任も持って、その方に非常に能力もある。だけど、出産のために戻ってきたとき、子育てと両立しなくちゃいけないから、８時間勤務だったのを６時間勤務にしたい、そういう方が６時間勤務ならパートと同じだよということで、いちかわ手当は非常勤職員と同じ、たったの１万円しか出ていません。これはおかしくないでしょうか。もともと非常勤職員で採用された方が１万円です。常勤職員として、以前に７万円、８万円、月にもらっていた方が、出産して戻ってきたらいちかわ手当が１万円になっちゃうというのはあんまりじゃないかなと思うんですね。私は、それは矛盾だと思っています。

加算額が同じ金額というのは問題があると思うんですけれども、そこで提案したいんですが、正規職員で採用されて満額もらって働いている方はもちろんいちかわ手当も満額で異議ありません。ですが、１回出産のためにお休みして戻ってきたときに、子育てと仕事の両立のために、例えば８時間勤務を６時間勤務にしないとやっていけない方はたくさんいらっしゃいますよ。そういう方に、今度、いちかわ手当までパートと同じではなくて、今、いちかわ手当って、１万円から、一番上、先ほどの答弁だと11万円。これ、県の１万円が入っているので、市川独自だけで考えれば約10万円ですね。１万円から10万円までの幅があるんです。どっちかじゃなくて、この間をつくっていただきたい。例えば満額もらっていた方が復帰して６時間勤務になったら、以前に比べて80％しか働けないわけです。だったら、いちかわ手当も80％出したらいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。部長、見解をお願いします。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

復職後に短時間勤務となった場合において、いちかわ手当の加算額が減少する影響については、以前から保育施設等からも要望いただいてきたところです。一方で、短時間勤務の労働者の給与の減額を補填するため、令和７年４月より、育児休業制度の中で育児時短就業給付金が創設され、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たした場合に給付金が支給されることとなっております。

このように、国においても、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくするといった取組が進んでおり、今後の復職後の勤務形態として短時間勤務を選ぶ職員が増加することも考えられるため、この創設された育児時短就業給付金の支給状況を確認していくとともに、施設運営や職員の給与への影響などを踏まえて、いちかわ手当の在り方についても検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。今の御答弁は、つまり国においても、育児中の柔軟な働き方として、時

短勤務制度を選択しやすくしようという取組が進んできているということなんです。時短勤務をする方に、この４月１日から育児時短就業給付金というのが創設されました。これは、給料が20％以上減る方に対して10％保障しましょうというもので、例えば給料が普通だと以前の80％になるという方は88％もらえる計算になるんですけれども、国が育児時短就業給付金を創設して、そこでちょっと給料がアップするから、市川はいちかわ手当、このままでいいということではないと思うんです。これ、別の話だと思うんです。時短勤務で働こうとする人を国が応援しようって言っているわけですよ。市川市も同じ姿勢で、国に準じて応援してほしいんです。そういうことが子どもの子育てと仕事、その両立につながっていくんだと思うんです。

また、今の市川のシステムでは、結局、長く勤めていて優秀な20代、30代の保育士に辞めてほしくないと思う法人はたくさんいます。では、どうしているか。いちかわ手当が減ってしまう。でも、７万円もらっていたのに１万円だよとは言えない。だから、園が、法人が負担しているんです。そういう人が何人もいたらどうなっていくでしょうか。そういうことがここ数年続いております。市長、今の私が申し上げた矛盾について、ぜひ解決していただけるように尽力していただければと思います。

いちかわ手当に関しましては、その問題点を指摘させていただきました。そして、指摘しただけではなくて、私の提案、今、満額か１万円かだけじゃなくて、その間の区分をつくってくれということです。それが平等ではないかと思います。ぜひ御検討していただきたいのですが、部長、いかがでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　先ほどの御答弁のとおりでございますが、施設運営や職員の給与への影響など、在り方について十分に検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　職員がたくさん働いている場、ほとんど女性の職場でございます。そういうところでぜひ女性の後押しをしていただきたいなと思います。ぜひ現場の声も丁寧に聞き取っていただいて、正しく――正しくというか、検討を進めていただきたいと思います。これまではそういった発想がなかったんじゃないかと思うんですけれど、要望、これまでも保育施設協議会から出ていますよね。でも、いつも慎重に慎重にで、ちっとも前に進んでおりません。なので、今回、私は指摘、提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。次は、買物不便地域への移動販売について御答弁を伺いました。これまでになかったこととして、モニターを利用してオンラインで薬剤師や栄養士に健康相談ができるというのはすばらしいなと思いました。これもウエルシアさんの提案なんでしょうか。現時点ではリクエストにあった買物不便地域、みんな解消したということでしたので大変結構かと思います。また、今後来てほしいというような要望が市民からも出てくるかと思いますが、そういう場合は丁寧に対応していただいて、販売拠点の追加など検討していっていただきたいと思います。これはこれで結構です。

では、次の再質問、教育委員会です。スペシャルサポートルームについて伺いました。教室、５月７日時点では全校で開室しているということでした。不登校の子どもたちにとってみれば、これまではいつ行っても自分の居場所がなくて、あるときは校長室、あるときは保健室、あるときはゆとろぎというふうに、あるいは最初校長室にいたけど、お昼からあっち行ってとか、そういうふうに扱われていたと思うんですけど、それって、やっぱり子どもたちにとっては、ああ、自分は来なくてもいい人なのかなって、思うと思うんですよね。それが今回、市川市では全校で不登校の子どもの居場所をつくっていただいた。ということは、その子どものペースで何時に行ってもいいし、いつ行っても迎えてくれるお部屋があって、迎えてくれる大人がいると、これは大きな一歩だ

と思います。評価いたします。

再質問、１ついたします。先ほどの御説明だと、みらいサポーターは１校に３名、そして１人１週間に３日程度、６時間勤務ということでした。それで計算していくと、１週間のうち、１日はみらいサポーターの方が１人体制の日がどうしても生まれちゃうんですけれども、そういう場合はどのようにしているんでしょうか。開室時間が短くなったりしていないんでしょうか、お伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

校内教育支援センターの開室時間は、学校の状況に応じて各学校が決めております。みらいサポーターが１人体制の日の開室時間については、放課後は当該児童の学級担任が校内教育支援センターの対応をするため、２人体制の日と同様の開室時間となっております。また、開室時間中の児童の対応については、みらいサポーターが１人体制の日でも２人体制の日でも変わらず、児童の状況によっては、一時的に管理職や他の教職員が支援しております。今後、教育委員会といたしましては、学校への訪問を通して校内教育支援センターの運営上の成果や課題を把握してまいります。その上で、みらいサポーターの勤務日設定を含めた校内教育支援センターの運営体制について指導助言してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。ぜひ現場をよく見ていただいて、実際に働いている方が困っていらっしゃるかもしれないので、そういったことも併せて丁寧に聞き取ってほしいと思いますし、もし手のかかる子どもに付きっきりになっていたとき、もう１人来たらどうなるのかなとか、いろいろ心配なんですけれども、もともと２人体制ということではなくて、２人が同じ時間にいる時間があるという、そういうシステムでしたね。ですから、やはり１人というのはいかがなものかなと思います。現在は管理職の先生方や担任の先生が対応してくださっているようなんですが、やはり子どもにとっては、同じ大人がいてほしいと思うんですね。また、管理職や担任がそのたびに忙しくなるというのも、ちょっとまた別の課題が出てしまうのではないかと思いますので、みらいサポーターの配置が今よりもべたになるように、いろいろと考えていただきたいと思います。

最後に、全国的に不登校の子どもたちは増加しておりまして、昨年、初の30万人を超えました。34万人。これは市川市も同様であります。しかも、10年ほど前は中学生の不登校の子どもたちがほぼ多数だったのに対して最近は低年齢化してきておりまして、小学生低学年でも不登校の子どもは実際におりますね。ですから、以前よりも小学生に対する支援、対応というのが必要になってきているというのが、ほかの自治体もそうだと思いますが、本市においても同様ではないかと思います。

そこで、今後の不登校の対応についての見解を高木教育長、一言お願いいたします。

○にしむた　勲副議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、不登校の児童生徒といった増加傾向でございますし、また、小学生にも不登校の子が増えているといった状況でございます。教育委員会としましては、不登校児童生徒に対する支援策としまして、今、主に２つ進めておるところでございます。

１つは、今の質疑で出てまいりました校内教育支援センターでございまして、今年度より小学校も含めて全校開室したといった状況でございます。

もう一つは、生涯学習センターの中にありますサポートルームふれんど市川でございますけど、こちらのほうは学校に通うことに抵抗のある児童生徒に対して支援しておるところでございます。先ほど担当部長からもあり

ましたとおり、現在、教育委員会事務局の職員が各校に訪問して、全室開校しました校内教育支援センターの運営状況について把握に努めているところでございます。まずは、この校内教育支援センターの運営状況の在り方といったものをよりよくしていくというのが第一でございまして、その上でサポートルームふれんど市川との関係の在り方についてもぜひ検討を進めていければなと思っているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　教育長、ありがとうございました。まずは校内教育支援センターを第一に考え、また、校内教育支援センターでも学校にやっぱり寄りつきたくないという時期がありまして、学校に足が向かないという子どもたちもいるかと思います。そういう子たちはふれんどみたいに、ちょっと学校から離れたところで人の目をあまり気にしなくていいような、そういった環境も必要な子どもたちも実際はおります。

そういう意味では、やはり教育長もおっしゃったとおり、ふれんどのような場所が非常に重要で、今、市川市は１つしかないわけなんですけど、それを北部と南部と３か所ぐらいにできていれば、もっとそちらの利用も進むと思いますし、実際、ふれんどは定員を取っ払って誰でも受け入れている状態ですけれども、もういっぱいいっぱいの状態だと思いますので、この先の受皿というものをまた教育委員会のほうでも考えていただけたらと思います。御答弁ありがとうございました。

以上をもちまして私からの質問を終了とし、補足質問者の岩井清郎議員にバトンタッチしたいと思います。ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　岩井清郎議員に申し上げます。

補足質問については、休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時35分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第１号から日程第34報告第19号までの議事を継続いたします。

岩井清郎議員。

○岩井清郎議員　岩井清郎でございます。それでは、補足質問をさせていただきます。

まず初めは、健康寿命日本一に向けての施策についてであります。平均寿命、健康寿命の計算方法について答弁をいただきました。この計算方法を問われて、あっ、こうですよという答えができる方は少ないだろうなと思いました。私自身もいろいろ勉強をいたしました。そこで先ほどの答弁で、平均寿命は皆さん方よくお分かりの方もおられると思いますが、いわゆる生命表でございますね。今日は生命表を持ってまいりました。ゼロ歳から105歳までの生命表でございます。寿命という言葉はいい言葉だなと思いますが、本当は余命という言葉なんですね。余命という言葉を、どなたかが寿命という言葉を使われたということだと思います。

先ほども答弁ありましたが、ゼロ歳の方があと何年生きられるか、これが寿命ということなんですが、そのとおりでございますが、私もよく高齢者クラブだとか自治会の方にちょっとお話をする機会があるんですが、これを実は差し上げます。そうしますと、真剣になって見ていらっしゃいます。それで、まず言うんですよ。さあ、80歳の方いらっしゃいますか。ちょっと80のところ、見てくださいよと。今日は女性のものを持ってきましたけど、80を見ますと、平均余命、あと残っている命が80の方は11.74歳なんです。その方に、あなた、あと11.74歳生きられますよ、これは厚生労働省が保障していますからと、こういう話をするんです。その方が、でも私、あ

と11.74歳、92歳になっちゃうと死んじゃうんですかとおっしゃるので、安心してくださいと。92のところを見ましょうよ、あと４年生きられるって書いてありますよ。こういうお話をしながら寿命というのを勉強していただいております。これの話をすると、逆に自分の命というものを感じるんですね。ああ、これは健康でいなくちゃいかんと、逆にそういうような表情をすごく感じます。ですから、ぜひこれは市の皆さんも持っていただいて、いろんな機会に使っていただきたいなと思っております。

さて、問題は健康寿命のほうでございます。先ほど答弁にございましたが、健康寿命は国民生活基礎調査を基に計算するとのことです。先ほどの答弁では簡単にぱっと言っておりましたが、企画部長、ここをぜひ詳しく教えてください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

国民生活基礎調査は、統計法に基づきまして、厚生労働省が1986年（昭和61年）から毎年実施しておるものでございます。各年に行われる簡易調査だけではなく、３年ごとに大規模調査が行われており、今年はその年に当たります。調査は、全国を約50世帯ごとに区切った約106万地区の中から5,530地区を無作為に抽出した約27万世帯、66万人を対象として、世帯や健康等、国民の生活に関わる基礎的な項目についての調査が行われております。

健康寿命に関わる具体的な質問項目は２つございます。１つ目の質問は「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という内容であり、「ない」と答えた方は健康、「ある」と答えた方は不健康と分類しております。２つ目の質問は「あなたの現在の健康状態はいかがですか」という内容であり、「よい」、「まあよい」、「ふつう」と答えた方は健康、「あまりよくない」、「よくない」と答えた方は不健康に分類されます。このように、年齢別の健康と不健康の割合を出すことで国民の健康状態を位置づけており、健康寿命の指標として大変重要な統計であるため、本市におきましても、施策に生かせるよう調査結果を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　難しいですよ。なかなか難しい。これを知っている方はほとんどいないと思いますよ。先ほどの寿命は、厚生労働省が１枚の紙にぱっとこう書いていますので、これははっきりしています。ところが、健康寿命は、全国の国民の中から27万所帯、66万人に聞くんですよ。アンケートというか、問うんです。さっきありましたが、あなたは日常生活に影響がありますかとか、これ、「ある」、「ない」とか、あなたの現在の健康状態はいかがですか、「ある」、「ない」とか、要は質問に対して答えたものの数字が健康寿命の算定の基礎になるんですよ。ここが問題なんです。

そうしますと、質問は誰にしているか。これはゼロ歳から105歳の方まで無作為なんですよ。家庭に、多分27万所帯にそういうアンケートが来るでしょう。その家族で、うちはゼロ歳の子がいる、うちは５歳がいる、我々が30代だ、40代だと、そういうお答えが来るでしょう。そうしますと、多分中学生、高校生、大学生あたりは元気ですよの答えだと思います。

どこでこのデータを大切に読み取るかということになってまいりますと、これは簡単なんです。高齢者なんですよ。いわゆる高齢者に対する質問の中で、自分は健康と感じるか、健康じゃないと答えるとか、それから、日常生活に困る困らないを答えるか。中学生、高校生の答えは日本中誰でも、みんな困らない、「ない」ですよ。ということになってくると、高齢者のところに集中して、この健康寿命というものの日本一を目指すための施策が大切だということを、ここはもう一度共通理解をすべきだと思います。

今まで市川市がやっている施策は、市民全体が元気に健康でいるという、これはベースで本当に大切なことで

す。ですから、今までやっていることをさらに発展させていく、これは大切なこと。ただ、健康寿命を伸ばしていくためには、やはり高齢者に特化した何かをこれからプラスアルファで考えていかないと、日本一を目指すには大切ですよということを、この数字、この計算式は物語っていると私は考えております。違うようでしたら、また教えてくださいね。私はそのように考えています。となると、高齢者がどのようにしたら、さらに元気でいられるか。もちろん、今までもたくさんいろんな施策をやっています。

そこでもう一度確認の意味で、市川市で高齢者クラブというのはございます。さらに、いきいきセンターというのがございます。この２つを例にとって、ちょっと考えてみたいと思います。

そこで、高齢者クラブの過去５年間のクラブ数と会員数の推移、さらには、いきいきセンターは60歳以上の方が利用できるわけですけれども、過去５年間の実利用者数及び延べ利用者数についてお答えをください。

以上、お願いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

初めに、高齢者クラブについてです。高齢者クラブは、身近な地域を基盤とするおおむね60歳以上の高齢者で構成される団体でございます。過去５年間のクラブ数と会員数は、令和２年度は130クラブで4,900人、令和３年度は125クラブで約4,500人、令和４年度は115クラブで約4,100人、令和５年度は101クラブで約3,600人、令和６年度は96クラブで約3,400人と推移しております。５年間の推移を見ますと、クラブ数と会員数はともに減少しております。

次に、いきいきセンターについてです。いきいきセンターは、60歳以上の高齢者が利用できる居場所として市内12か所に設置しております。過去５年間の実利用者数と延べ利用者数を見ますと、実利用者数は、令和２年度は約3,600人、令和３年度は約3,100人、令和４年度は約2,700人、令和５年度は約2,800人、令和６年度は約2,800人となっており、減少傾向にあります。また、延べ利用者数で見ますと、令和２年度は約３万人、令和３年度は約５万4,000人、令和４年度は約７万人、令和５年度は約７万3,000人、令和６年度は約７万5,000人と推移しております。延べ利用者数は、令和２年度と３年度は、コロナ禍における緊急事態宣言などの影響で施設が利用できなかった期間もあったことから減少し、令和４年度以降は徐々に回復しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　高齢者クラブは、昔は老人会と言っていたんですよ。これは多分、70年ぐらい前に国が指導して、やはり高齢者に向けて、これは全国の自治会を中心に、そういうクラブをつくろうじゃないかということから始まったものと私は理解をしています。国の施策の一つだったんですね。いきいきセンターも同じでございます。やはりそれだけでは駄目だということから、またいきいきセンターというのを新たな政策の中に国が位置づけてきていると、こういうことでございます。

簡単に言いますと、高齢者クラブの人数は減っているんですよ。やはり、もう時代が変わってきている。もちろん、これは大切ですよ。でも、これからの時代、高齢者がどんどん増えているのになぜ高齢者クラブが減ってしまうんだろうか。ここは大きな疑問でもあります。

ただ一方、いきいきセンターのほうは、どちらかというと延べ利用者数が増えている、この差は何なんだろうかと。これを私なりに考えますと、時代はＳＮＳだとか、それから趣味の世界も多様化している。誠に、おのおのの個人個人が情報を得られますので、自分の健康のためには何をしたらいいか、個々が考えている、こういう時代にもなっていると思います。こういうことを踏まえまして、これから健康寿命日本一を目指す、こういう視点を考えますと、もっともっと幅広い視点で施策というものを考えていただきたい、このことを申し上げまして

次に移ります。

次は、姥山貝塚です。先ほど御答弁をいただきまして、姥山貝塚の貴重な出土品の多くが名古屋にある。これを知っている方も市川市民の中で何人いるでしょうか。この質問をする経緯は、実は昭和23年の姥山貝塚Ｄ地点の発掘調査に参加された高校の先輩から南山大学の話を聞いたことに始まるんです。そこで、先月、加藤武央議員と南山大学に行き、鈴木康二准教授の御案内で人類学博物館を視察してまいりました。先ほども答弁にありましたが、グロート神父のこと、また国府台に日本考古学研究所があったことから、姥山貝塚からの歴史的価値の高い出土品が南山大学に保管されているということを改めて確認し、私も勉強させていただきました。

そして、本市の今後の取組についても先ほどお伺いをいたしましたが、鈴木先生といろいろお話をする中で私のほうから、一部でも市川市に譲っていただくことはできませんかと、こういう質問をいたしました。もちろん答えは、それはできません。ただ、里帰り展示会を開催するのはいかがですかという提案をいただきました。文化庁の支援を受けたらよろしいでしょう、開催をお考えください、全面的に協力いたしますということでございました。

そこで、里帰り展示会、姥山貝塚からの歴史的価値のある出土品が市川に里帰りする。それも文化庁の支援を受け、これは絶対に実現すべきと考えますが、いかがでございましょう。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

姥山貝塚につきましては、発掘された人骨のＤＮＡ分析に係るシンポジウムを昨年実施したところ、グリーンスタジオには収まり切れないほどの参加者があるなど、大変関心が高まっております。姥山貝塚に関する説明の機会となる里帰り展の実施については、企画内容を検討の上、借用してくる出土品を精査し、その背景を整理し、目録を作成するなどの準備調査を行った上で出土品の搬送や費用面での調整などを行う必要がございます。こうした点を整理し、南山大学の協力を得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　大丈夫です。南山大学は協力しますと言っているんですから、全然問題ないですよ、そこは。ということで、教育長、答弁はいいですけど、お願いでございます。ぜひ里帰り展を実現できるよう、ひとつ教育委員会の先頭に立ってリーダーシップを取っていただきたい。そして、もちろん文化庁のほうにもいろいろなおつながりをお持ちですから、ぜひとも全面的なバックアップを受けられるようなシステムがあると思いますので、そういうことも教育委員会の担当の皆さんによく指導していただいて、これが実現するように強くお願いをいたしますので、これはもう結構です。

それでは、実現されますことを期待しまして、姥山貝塚は以上としまして次に移ります。

さて、次は国府サミットでございます。まさしく10月18日、市長がやるよと宣言されたのは、日は忘れましたが、５月でしたね。市役所の第２会議室かな、第３会議室かな、あそこで市民の皆さん、また記者の皆さんに国府台の遺跡発掘調査の報告会がございました。私も同席させていただきましたが、その場所で市長が皆さんに宣言をされました。国府サミットをやりますと。あのときは、日にちはまだ決まってなかったかもしれませんが、秋にやりますとおっしゃったわけでございます。それから始まりまして、いよいよもう10月でございますので、４か月余りとなったわけでございます。

そして、先ほど改めて目的をということを質問した訳は、もう１回、ここでお互いにサミットの開催の意義と目的を確認しましょうよということで質問をさせていただきました。もちろん、そのとおりでございますので、皆さんの力を持って、我々市民の協力もいただきながらというところなんですが、一番問題になっているのは、

私もいろんなところで国府サミットのお話をするんですよ。ところが、国府という言葉を知っている方が少ない。残念ながら、本当に少ない。ここをまずクリアしないと――Ｇ７サミットはみんな知っているんですよ。ところが、国府という言葉自身の意味が分からない。ここをどうやって残り４か月間で市民の皆さん方が理解していただけるようになるのか。その施策についてお答えください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

６月７日号から８回にわたり、「広報いちかわ」の最終面に歴史年表を掲載し、それを貼り合わせることによりまして、アイ・リンクタウン展望施設に展示してあります年表のミニチュア版を作成できるようにしております。また、年表に併せまして時代解説等のコラムも掲載する予定であります。このことにより、市民の歴史に関する意識の醸成を図ってまいります。その上で国府の周知につきましては、９月に「広報いちかわ」で国府サミットの特集を掲載し、国府について市民の皆様にお知らせをする予定です。また、国府台遺跡の発掘調査報告書を作成しましたので、その概要版を市公式ウェブサイトに掲載をしてまいります。そのほかにも周知活動を行い、国府サミットまでに国府に関する知識と機運を高めるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　ひとつしっかりとしていただきたい。昨年は市制施行90周年、これは大々的にいろいろなメディアとか手法を使って、１月１日、元旦マラソンから冠に90周年記念という名前をつけたり、いろいろとされました。そのために、市民の方も90周年ということはほとんど意識があったと思います。ところが、もうあと４か月しかない。そこで何をするかですね。

今、答弁がございました広報、本当に私、先週の――今週というか、びっくりしましたよ。おっ、やったなと。ただ、やったなと思うのは私と数人かもしれません。これを見て、これが８枚つながって市川のアイ・リンクの45階の年表のミニチュアになるということが分かる方は何人いるでしょうかね。でも、いいことなんですよ。すばらしいことだと思います、これは。１号目は、これ、何だか分からない人が多いと思う。多分３回目ぐらいになると、あれっ、この前もこんなのあったな、あれっ、また出ているな、これ、何なのとやっと気がつく方が相当増えると思う。ですから、３号ぐらいのこれが完成すると、こういうものになりますよという、何か完成予想図というか、プラモデルじゃないけど、出来上がると、こうなりますよというようなものを入れると、私、もう捨てちゃったと。だけど、逆に前の前の号も欲しい、前のはもうないのかというふうに多くの方が来てくれるようになれば大したものですよ。これの成果はすごいと思う。これは本当、私はすばらしい企画だと思います。具体的に４か月間で何をすべきか、どうすべきか、このことはぜひ考えてください。

そこで大切なことは、サミットはゴールじゃないんですよ。先ほどの答弁にも、サミットをやることによって、これから次の市川の中でいろんな行政に生かしたい、生かすんだというお話がございました。それでは、どうやってそれを生かすのという答弁はまだないんですよ。今後生かしてまいりますという――幾つかの具体的な遺跡の展示とか、いろいろありました。それはそれとして大切なことなんですが、柱がないなと思ったんです。何のためにサミットをやったのかという、ぱんとした、そういうものが欲しいなと、こういうふうに思いました。

それと、大体終わると、１年終わっちゃうと、そのまま国府という名前も消えちゃうような気がします。そこで何もしなければ、国府台の名前は残りますが、国府の言葉は市民の中から消えてしまうのではないか。私は、それを危惧しているんですよ。そこで何かしましょうよということなんです。

これは私の思いつきですが、下総国府を冠につけたイベントを毎年開催すること、これも１つかなと思う。例

えば国府台スタジアムで下総国府アンド手児奈フェスティバルなどが考えられるのではないかと私は考えています。いろいろなアイデアをぜひひとつ考えていただきたいことをお願いしておきます。

それで、私もまさかと思っていたんですが、国府サミットを日本遺産を目指す第一歩としたらどうかということなんです。たまたま歴史にすごく造詣の深い方とお会いしました。市川は、世界遺産は無理だろうと。ですが、何かあるぞということを言われておりました。その方から、日本遺産という言葉を聞きました。それで早速私も調べながら、またいろいろな方とお話をしておりましたら、可能性はあるよということを伺いました。その理由として、市川市は２万5000年前の新山遺跡を代表とする旧石器時代から、国指定史跡の姥山貝塚、曽谷貝塚、堀之内貝塚を代表とする縄文時代、県指定史跡の須和田遺跡を代表とする弥生時代、古墳時代を代表するものとしては、法皇塚古墳をはじめとする国府台古墳群、飛鳥時代の後半から奈良・平安時代にかけては、国指定史跡である下総国分寺跡や下総国分尼寺跡を含めた国府、手児奈、鎌倉時代には国宝である立正安国論や観心本尊妙、重要文化財の祖師堂や五重塔を有する法華経寺、室町時代には２度にわたる国府台合戦、江戸時代には行徳の塩田開発が盛んとなり、成田山の参詣のために常夜灯の明かりを頼りに人々が訪れ、笹屋うどんを食べていた。明治時代には陸軍教導団が駐屯するようになり、軍関係の駐留は戦時中も続いた。ほかにも様々な時代の出来事がありますが、ここが大切なんですよ。56㎢の面積の中にこれだけ多くの史跡的史実を持つ都市は貴重である、市川市は日本遺産の対象になる可能性は十分にあるとの御意見を伺い、日本遺産を目指す国府サミットはその一歩と考えるに至ったところでもあります。

ということで、国府サミットを日本遺産を目指す第一歩にする、こういうことの考えについて答弁できますか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えいたします。

今、議員からお話がありましたとおり、日本遺産であります。日本遺産とは文化庁が認定するものでありますが、文化財の指定のような既存の文化財の価値づけや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を面として活用し、発信することで地域活性化を図ることを目的としているものです。このため、単なる文化財の羅列ではなく、文化、伝統を語るストーリーとして魅力的にパッケージ化されていることが必要となってまいります。

本年５月末現在、全国で104のストーリーが日本遺産として登録をされております。日本遺産の審査基準としては、ストーリーの内容が当該地域の際立った歴史的特徴、特色を示すものであるとともに、日本の魅力を十分に伝えるものとなっていること、日本遺産という資源を生かした地域づくりについての将来像と実現に向けた方策が具体的に示されていること、国内外への戦略的、効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となることとされております。また、申請に当たりましては、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画等の計画を策定済みの市町村であることが条件となっておりますので、まずは日本遺産を目指すということになれば、条件の計画の策定が求められるものというふうに考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　ハードルは高いです。しかし、１つの目標をつくることによって、市川市全体のまちづくりから住んでいる方の生活まで、文化、全てがいろんな面から集約されて、市川市の町がよりよい町になっていく。これは旗を上げない限り進まないですよ。上げるかどうかは私ではないので、皆さん理事者の方々が考えて、私は１つの案をこうやって提案いたします。そのためにも、この国府サミットは、これで終わったのでは、ああ、あったねで終わっちゃうんですよ。そうじゃないんです。あの国府サミットがあったから日本遺産の道が開けた

と、このぐらいの位置づけに置くべきであろうということを私は申し上げまして、創生市川・自民党第１の代表質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時８分散会

第　　５　　日

令和７年６月12日（木曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第５号）

令和７年６月 12 日（木曜日）午前 10 時開議

第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
第９　議案第９号　指定管理者の指定について
第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について
第12　議案第12号　教育委員会委員の任命について
第13　議案第13号　教育委員会委員の任命について
第14　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第15　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第16　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第17　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第18　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
第19　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
第20　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
第21　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
第22　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
第23　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
第24　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
第25　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第26　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第27　報告第13号　専決処分の報告について
第28　報告第14号　専決処分の報告について
第29　報告第15号　専決処分の報告について
第30　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第31　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第32　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第33　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　未　来　市　川　国松ひろき議員

日　本　共　産　党　やなぎ美智子議員
新　し　い　流　れ　石原よしのり議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
日程第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
日程第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
日程第９　議案第９号　指定管理者の指定について
日程第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
日程第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について
日程第12　議案第12号　教育委員会委員の任命について
日程第13　議案第13号　教育委員会委員の任命について
日程第14　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第15　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第16　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第17　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第18　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
日程第19　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
日程第20　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
日程第21　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
日程第22　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
日程第23　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
日程第24　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
日程第25　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第26　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第27　報告第13号　専決処分の報告について
日程第28　報告第14号　専決処分の報告について
日程第29　報告第15号　専決処分の報告について
日程第30　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第31　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第32　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程第33　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　未　来　市　川　国松ひろき議員
日　本　共　産　党　やなぎ美智子議員
新　し　い　流　れ　石原よしのり議員

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均
大　場	諭
稲　葉	健　二
小　泉	文　人
石　原	よしのり

増　田　好　秀	
越　川　雅　史	
中　山　幸　紀	
松　永　鉄　兵	
竹　内　清　海	
加　藤　武　央	
岩　井　清　郎	

欠席議員　　1名

つ　ち　や　正　順	

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	湯本明男
情報管理部長	川島俊介
文化国際部長	山影聡香
スポーツ部長	西村　直
市民部長	吉田一弘
経済観光部長	宮内　徹
こども部長	山室繁央
福祉部長	鷺沼　隆
保健部長	横山京子
環境部長	佐原達雄
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	米崎勝則
下水道部長	大塚信之
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光

農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市税条例の一部改正についてから日程第33報告第19号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

未来市川、国松ひろき議員。

〔国松ひろき議員登壇〕

○国松ひろき議員　おはようございます。会派未来市川の国松ひろきでございます。通告に従って初回総括、答弁によって一問一答にて質問させていただきます。

まずは大項目の１つ目、歯科保健医療について。

今回の６月補正予算において、ついに障がい者等の歯科診療の予算が計上されました。前回質問したちょうど１年前、2024年６月定例会にて、他市では特殊歯科診療所として開設されているのに、なぜ市川市にはないのか、設置の要望等させていただいた際に、市長が大きくうなずき、メモを取っていたのを今でも覚えております。市長は施政方針の中で重点施策として、誰一人取り残さない町と申し上げました。そういった意味でも、特殊歯科診療所は本市に必要不可欠なものと思っております。その特殊歯科診療所が１年をかけて、ついに予算として上がったわけですから、とてもうれしく思っております。改めまして、この１年で障がい者等の歯科診療所開設の検討状況をお伺いいたします。

次に、小項目の２つ目、大人の歯科検診の状況について。こちらも同様に昨年質問させてもらいました。その結果として、昨年11月の「広報いちかわ」に大々的に各種健診の告知がされておりました。とてもうれしく思います。改めまして、本市の10歳間隔で行っている節目検診の現在の状況等をお聞かせください。

次に、大項目の２つ目、観光行政について。

最近、多くのメディアで市川動植物園がピックアップされているような気がします。経済観光部さんの努力のたまものだと思っております。そこで、現状として動物の入手や展示の工夫など、これまでの動植物園が行ってきた取組について、また、入園者数の推移についても併せて伺います。

次に、小項目の２つ目、中山参道活性化事業について。私の地元中山の活性化です。とてもいいものにしていただきたいので、質問させていただきます。チャレンジショップ、とても楽しみな事業の一つでございます。２月定例会で議論され、多くの議員が質問しておりました。改めまして、２月定例会から約４か月が経過し、同事業の現状をお聞かせください。

次に、大項目の３つ目、鉄道行政について。これは毎年聞いていることになりますが、いろいろ動きがあったのかなというふうに思います。

それでは、まず(1)ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化に係る現状及び課題について。再三質問している内容になりますが、昨年の９月定例会における本市の答弁では、ＪＲ東日本と船橋市、本市の３者で協議を継続していくとのことでしたが、改めて現状と課題について伺います。

続いて、(2)京成中山駅の件になります。2023年12月定例会でもお伺いいたしましたが、改修工事の現状についてお伺いいたします。

続いて、(3)ホームドアについて。昨年、ＪＲ本八幡駅にホームドアが設置されました。改めて本市の鉄道駅

のホームドアの整備状況についてお伺いいたします。

続いて、大項目の４つ目、スポーツ振興について。

本市では、スポーツを通じ青少年の健全育成を図っていると認識しております。こちらも市長の施政方針で魅力あふれる元気な町として、スポーツの力で町を元気にしていきたいと述べておりました。様々な競技から、市川市もプロの選手が生まれてきております。ですが、公園などでは球技が禁止になり、路上で壁当てなんてもってのほかで、騒音等で御意見をいただいてしまいます。そんな中、本市では、公園ではない少年広場というものをスポーツ部が所管しております。各少年広場で使用方法が変わっておりますので、改めまして各少年広場の利用規約はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、大項目の５つ目、子ども施策についてになります。

まずは、小項目の１つ目、幼保就職ナビについて。こちらは本年度の開催予定についてお伺いいたします。

次に、(2)何度もこの議会で要望させていただき、１、私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の補助対象が、今年度から第１子にも拡大いたしました。とてもすばらしい制度だと思います。そこで、このすばらしい制度をどのように周知しているのか、お伺いいたします。

次に、(3)保育園及び幼稚園の預かり保育の適正利用について。他市では、行政が保護者向けの啓発を行っているそうです。なかなか事業所側から利用者にそういった発言はできないと思われる中で、行政が行ってくれるということは、助かっているのかなというふうに思います。そこで、本市の預かり保育の適正利用の認識についてお伺いいたします。

続きまして、大項目の６つ目、教育行政について。

防犯体制についてですが、先日、立川で恐ろしいニュースがございました。本市でも防犯体制の強化が急務だと思われますが、本市の対応状況をお伺いいたします

最後に、大項目の７つ目、次期クリーンセンターの整備状況について伺ってまいります。

進捗状況や事業者の選定、入札価格の件、追加工事の件などをお伺いしようと思っておりましたが、先順位者がたくさんお伺いしておりますので、別の切り口で聞いてまいります。次期クリーンセンターの総合評価方式で事業者を選定したとのことでございますが、評価項目や配点などはどのようになっていたのか。また、その中でも特に評価した項目はあるのか、お伺いいたします。

以上、初回総括とさせていただき、答弁によって再質問させていただきます。

○大久保たかし議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目、歯科保健医療についてお答えいたします。

初めに、(1)障がい者等の歯科診療についてです。本市では、障がい者等を対象とした専門の歯科診療所がなく、障がいによっては通院や治療に際して困難が生じる方もおり、個々のクリニックでは対応が難しいため、市川市歯科医師会から早期開設を求められていました。診療に当たっては専門性が必要であり、対応できる歯科医師や歯科衛生士などの確保や資機材の調達が不可欠となります。このため、早期開設に向け、市長自ら近隣市を視察され、近隣市の実施体制等も参考に、歯科医師会と検討を重ねてまいりました。調整の結果、令和７年中に歯科医師などスタッフを確保し、診療を開始できる見通しが立ったことから、休日急病等歯科診療所において障がい者等歯科診療所を開設するため、今定例会に条例改正議案及び運営費に係る補正予算案を提出させていただいております。

次に、(2)大人の歯科検診についてお答えいたします。20歳から70歳までの検診は、健康増進法に基づく歯周

疾患検診として実施しており、同法に基づき国が定めた健康増進事業実施要領において、10歳間隔で実施することが望ましいとされています。そのため、本市では、20歳から70歳まで10年ごとの節目年齢に無料で検診を実施しています。受診率につきましては、全国平均では５％となっておりますが、本市では令和３年度と４年度は約９％、令和５年度は約８％となっており、全国平均よりも高い受診率となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、観光行政についてお答えいたします。

まず、(1)動植物園の現状についてです。これまで動植物園では、来園者のニーズを把握するとともに、動物に配慮した飼育環境が維持できるかなどを検討した上で、動物の入手を進めてまいりました。特に希少動物の繁殖を目的とした動物の貸し借り、通称ブリーディングローンを積極的に行っており、これにより本年３月に来園したコツメカワウソのジーノとツツジが現在人気となっております。また、同じく３月にスマトラオランウータンのウランが来園しましたが、現在、スマトラオランウータンは国内に７頭しかいない希少性もあり、メディアでも数多く取り上げられるなど、注目の的となっております。動物の展示につきましても、動物をより身近に感じ、学んでいただけるよう様々な工夫をしております。近年、ＳＮＳ等で大きな話題となった流しカワウソのほか、ヤギ舎とパドックとの間を高さ約３ｍの橋でつなぎ、トカラヤギが行き来する通称ヤギの空中散歩をスタートさせるなど、動物の習性を生かした展示に努めております。また、令和６年３月には北総鉄道株式会社と連携協定を締結し、車内広告や大町駅のラッピングによる魅力発信をはじめ、市長や北総鉄道株式会社代表取締役社長にも御参加いただき、コラボイベントを開催するなど、来園者の獲得に取り組んでいるところです。こうした取組により、令和６年度の動物園の入園者数の合計は約24万6,000人となり、令和５年度の約22万1,000人から約２万5,000人の増となっております。

次に、(2)中山参道活性化事業についてお答えいたします。中山参道は市内で唯一、景観重点地区に指定されており、今もなお風情のある景観を残すとともに、中山法華経寺を中心に、数々の国宝や重要文化財を有し、観光の視点からも高いポテンシャルを持つエリアであります。これらの資源を最大限に活用し、誘客による活性化を図るため、同事業を実施することとしたものです。事業開始に向け、地元住民や商店会との意識共有を深めるとともに、空き店舗所有者からの意見聴取などを進め、公募型プロポーザル方式による事業者選定の準備を進めてまいりました。本年４月８日には本事業に関する公告を行いましたが、物件所有者の意向をさらに反映するため、仕様の見直しを実施し、４月21日に再公告を行いました。中山地区の将来に向けた町の活性化プランの作成をはじめ、空き店舗を活用したチャレンジショップの開店、にぎわいをもたらすイベントの開催、ＳＮＳ等を活用した中山地区の魅力発信など、地域の方々と連携した総合的な町の活性化を担う事業者の公募としたところです。その後、応募事業者の参加資格審査や物件の内覧、企画提案書の提出を経て、５月19日に各事業者からのプレゼンテーション及びそれに対応するヒアリングによる審査を実施、５月23日には審査結果の通知を行ったところです。現在、第１優先事業者と６月中旬の契約締結に向けて、仕様等について調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、市民が利用する鉄道施設についてお答えいたします。

初めに、(1)ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化の現状及び課題についてです。ＪＲ下総中山駅の南口は、駅舎の床と前面道路に約１ｍの高低差があり、高齢者のほか、車椅子やベビーカー利用者へのバリアフリー化がされておりません。そのため、鉄道事業者であるＪＲ東日本と駅が所在する船橋市、そして本市の３者でバリア

フリー化に向けた協議を行っております。これまでの協議では、スロープや昇降機設置のほか、駅舎の床や駅前面道路の高さを変更することについて検討してまいりました。しかし、スロープや昇降機の設置については、構造上の課題があること、また、道路高さの変更については、駅の北口と南口とで道路の高さが異なり、それぞれの高さに合わせて周辺に建物が建ち並んでいることから、いずれも早期の対応は困難との結論に至りました。そのため、昨年度は段差の解消策とともに、駅の南側から北側へ行き来できる南北通路の新設についても、船橋市とともにＪＲ東日本へ要望しております。

次に、(2)京成中山駅の改修状況についてです。京成電鉄株式会社は、地震発生時の安全性と安全輸送をより一層向上させるため、令和５年10月から京成中山駅駅舎の耐震化に伴う建て替え工事を進め、令和６年７月には南側の上りホームにある駅舎と改札口の解体工事と新設工事を進めるために、駅舎と改札口の機能を、北側の下りホームに築造した仮駅舎と正月などに限定して利用していた臨時改札口へ切り替えました。建て替え工事が完成した後の本年３月20日からは、上りホームに建て替えられた駅舎と改札口の利用が開始され、下りホームの仮駅舎と臨時改札口は現在閉鎖されております。

最後に、(3)市内鉄道駅のホームドアの整備状況についてです。市内を走る鉄道７路線の16の駅におけるホームドアは、平成30年度に都営新宿線の本八幡駅、昨年７月にＪＲ本八幡駅、12月に東京メトロ東西線南行徳駅、本年６月１日にＪＲ市川駅の各駅停車のホームに設置され、使用開始されている状況でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　私からは大項目４つ目、スポーツ振興について、市内少年広場の利用についてお答えします。

本市では、宅地化の進行による子どもたちの遊び場の減少などを背景として、青少年の健全育成を目的に、昭和50年代から地権者の御厚意により土地を無償でお借りし、あるいは譲渡していただきながら少年広場を整備しており、現在、市内４か所に少年広場がございます。整備当初より地域に根差した運用を基本として、自由に、また多目的に利用できる場とすることとしており、平成19年度に教育委員会から現在のスポーツ部へ少年広場が移管されてからも、この方針を踏襲し、多くの市民の皆様に御利用いただいているところでございます。利用に際しましては、少年広場の利用者のみならず、近隣にお住まいの方々も含め、市民の皆様に気持ちよく御利用いただけることを基本的なルールとして、喫煙や飲酒、夜間使用、火器の使用、ペットや自転車、バイクなどの乗り入れ、ゴルフ練習、硬いボールを使用しての球技など、他の利用者や周りにお住まいの方々に危険や御迷惑が及ぶと思われる行為については、禁止とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、子ども施策についてにお答えします。

初めに、(1)幼保就職ナビの開催についてです。本市では、市内の保育施設や幼稚園を運営する事業者が参加する合同就職説明会、通称幼保就職ナビを平成29年度から開催しています。市内には保育士や幼稚園教諭を養成する教育機関、いわゆる養成機関が複数あることから、令和５年度からは、これらの養成機関などで組織する大学コンソーシアム産官学連携プラットフォームキャリア支援部会と市が連携し実施しております。今年度は７月６日、日曜日に和洋女子大学において開催を予定しています。当日は、市内で施設を運営する30の法人がブースを設置し、施設の教育・保育の方針や仕事の内容、処遇などを説明する予定としており、参加した方に法人や施設の魅力を知ってもらい、市内の施設への就職につながる機会にしたいと考えております。

次に、(2)私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の拡大についてです。私立幼稚園等未就園児教室利用支

援補助金は、自宅で子育てをしている御家庭にも気軽に幼稚園等を利用していただけるよう、市内の私立幼稚園と認定こども園が実施する親子登園クラスや、２歳児保育クラスといった未就園児教室に参加する児童の保護者に利用料の一部を補助するものです。令和６年度に第２子以降の児童を補助対象としてスタートし、令和７年度からは第１子を含めた全ての児童へと対象を拡大しております。この制度の拡大を広く知っていただくため、保護者の方向けに補助制度の概要や、よくある質問、今年度から第１子も補助対象となったことをお知らせするチラシを作成し、市公式ウェブサイトで公開するとともに、令和７年５月３日発行の「広報いちかわ」で紹介したところです。そのほか、子育てナビがある行徳支所や大柏出張所などの市民窓口、中央図書館をはじめとした各図書館、公民館、こども館や親子つどいの広場など、子育て世帯が利用する公共施設にチラシの掲示、配架をしております。また、市内の私立幼稚園及び認定こども園にも御協力いただき、各園でも掲示や配布による周知に努めております。

最後に、(3)保育園及び幼稚園の預かり保育の適正利用についてです。保育施設の利用に当たっては、保護者があらかじめ教育・保育給付認定申請を行った後、保育の必要な事由と保護者の状況などを確認した上で、お子さんを預かる時間が保育標準時間か、または保育短時間かの認定を行います。その上で、保育施設と保護者の間で、実際に保育施設を利用できる時間を個別に設定することとなっていますが、例えば保育を必要とする事由が就労の場合は、就労時間に通勤時間を加えた時間など、保護者の就労状況等に応じて必要な時間となります。原則として保育施設を利用することができるのは、認定された事由に基づいて、保護者が実際に保育を必要とする時間となりますが、子どもの健全な育成を図る観点から、柔軟な対応を行うことも想定しております。例えば、就労認定の保護者が仕事が平日に休みであっても、集団生活を通して子どもの社会性を育む観点などから、多くの施設において、一定時間の預かりを実施していただいております。したがって、本市としては、仕事が休みの日における保育施設の利用が、一律に不適正な利用に当たるとは認識しておりません。また、幼稚園の預かり保育については、利用に関するルールを各施設が重要事項説明書等により設定し、保護者との契約により実施していることから、これに基づいて適正利用を促すものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは市立学校の防犯体制についてお答えをいたします。

平成13年に大阪で発生した小学校での無差別殺傷事件をきっかけに、本市では、より安全、安心な学校とするため、様々な手法を組み合わせて防犯対策を行っております。令和元年度にはＩＣタグによる登下校見守りシステムを市内全ての小学校に導入をいたしました。これに加えて、一部の小学校では、校門に電子錠の設置も行っているところであります。今年度は、鬼高小学校の校門３か所に電子錠を設置する予定であり、これで５校目となります。令和８年度以降につきましても、順次電子錠化を進めていく予定でございます。また、侵入者に対応するためのさすまたや催涙スプレーなども全校に配付をしております。

このほか、保護者が当番制で実施している登下校時の交差点などの見守りや、自治会や有志の方々による安全指導や声かけなど、地域の協力もいただきながら安全確保に努めております。また、教育委員会内に学校防犯対策検討会を立ち上げ、学校の防犯について検討をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、次期クリーンセンター整備・運営事業についてをお答えいたします。

総合評価方式におけます提案審査の技術評価点は、まず、市の要求水準を満たした場合に100点を標準点として配点いたします。さらに、目指す次期クリーンセンター施設像の具体化を判断する14の評価項目を設定した中

で、重点項目は高く配点し、合計20点を標準点に加算し、最終的な技術評価点といたします。今回、重点項目とした主な項目と配点は、効率的にエネルギーを回収する施設であることを示す発電量、余剰電力などに３点、安全性や安定性を判断する１年間の最大ごみ処理量に３点、経済性を示す１年目以降のライフサイクルコスト低廉化に３点、環境に配慮した施設であることを示す焼却灰発生量に２点、周辺環境と調和した施設であることを示すデザインに２点、このような長期間の利用に資する内容などに配点を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もろもろ答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは、障がい者等の歯科診療について。様々な検討をしていただきまして誠にありがとうございます。誰一人取り残さない町ということで、障がいのある方も、その御家族も安心して医療行為を受けられるためには、本当に必要不可欠なものだと思います。そこで、今回、補正予算にて計上された事業の概要として、予算の内容や資機材の詳細など、スケジュール感についてもお伺いいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

診療は休日急病等歯科診療所の休診日となっている土曜日に行うこととし、診療を行う歯科医師や歯科衛生士の確保のほか、予約管理などの運営全般を歯科医師会に委託する予定です。診療開始は12月を予定しており、診療開始前の11月にプレオープンとして、歯科治療等についての相談会などを行うことも検討しております。また、障がい者等の診療にも対応可能な歯科診療台やパノラマレントゲン、笑気麻酔関連機器、滅菌器等の必要な機材について整備を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　12月にオープンというのは大変スピーディーで、とてもいいことだと思います。もう少し掘り下げて伺ってまいりますが、スタッフの確保は委託に含まれるという答弁のようでございましたが、特に歯科衛生士に関して、昨今の人手不足の中、確保が困難なのではないのかなというふうに思います。診療に係る歯科衛生士の確保について、本市としては支援することはできないのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本事業における歯科衛生士は、委託先となる歯科医師会により適切に確保されるものと考えておりますが、本市として歯科衛生士の確保など、事業実施に当たり可能な限り連携してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もちろん歯科医師会のほうでもしっかり確保に努めていることと思いますが、各種健診のときに、本市では歯科衛生士さんをたくさん雇用しております。そういった人材を何と表現してよいか分かりませんが、流用、再雇用、兼業自由などにして充てるというのも、一つの手だというふうに思います。ぜひ検討してみてほしいというふうに思います。

次に、今年度開始の事業になるわけですけれども、今後の展望、展開について、診療所開設後のニーズの分析や診療日数の増など、本市で考えていることはあるのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

同様の事業を実施している他市の事例では、開設以降、徐々に利用者が増えていく傾向にあります。開設以降の診療状況や稼働率について検証を行い、歯科医師会と運営体制について適宜協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　他市で増加しているならば、本市でも増加してくる見込みはあるというふうに思います。適宜協議をしていただけるようですから、しっかりと検証して、毎年恒例の枠組みではなく、予算の増減や診療所の日数変更、医師の拡充など、しっかりと検討してほしいというふうに思います。

もう１点、そもそもがそういった特別な技術が必要な特殊歯科診療所でございます。いつか町の歯医者さんでもできるようになれば、障がい者歯科診療に強い町として輝かしい未来になるのかなというふうに思います。そこで、歯科医師会の医師なども障がい者歯科診療について、見学や研修など見識を深めることは可能なのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

歯科診療に当たっては、患者の障がいや特性に合ったコミュニケーションや、専門的な知識と技術が必要となります。診療には歯科医師会の医師も携わることとなるため、事業実施による知見を生かせるよう、歯科医師会と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　すばらしいものになるよう、歯科医師会とともに連携をしながら、また、診療を望んでいる市民の方の意見も聞きながら、もろもろ検討のほどお願いいたします。

続きまして、(2)大人の歯科検診について、全国平均５％、とても少なく思います。そして、本市はそれでも８％。こちらが多いというのか、よく分からないですけど、こちらも少ないかなというふうに聞いた限り思います。「広報いちかわ」に大々的に載ったのが昨年末でございますから、統計的にもまだ出てきていないのかもしれませんが、大変効果はあったのかなというふうに思っております。10年に１度の検診なので、受診率向上のためには、いかに周知を徹底できるかが鍵だと思っております。そこで、現在の周知方法及び本年度の「広報いちかわ」に載せて周知を行うのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

歯科健診の周知につきましては、対象者全員に受診券を個別に通知しているほか、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトへの掲載、検診を受診できる歯科医院へのポスターの掲示、デジタルコンテンツシステム、電光掲示板などにより周知を行っています。また、毎年「広報いちかわ」の一コーナーを活用して、検診対象者や実施内容について周知していましたが、昨年の「広報いちかわ」では、市川市歯科医師会に御協力をいただき、様々な年代に応じた歯や口腔の健康と歯科健診について特集を組んでいます。特集では、歯科医師によるコメントや、正しい歯の磨き方についての動画を案内する２次元コードを掲載し、表紙と２面にわたり周知を行いました。今後も多くの方に関心を持っていただけるよう、周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。それだけやっても、まだ令和５年度の受診率が８％なわけでございますから、足りないということだと思います。もう少し新たな検討、斬新な取組を期待いたします。

もう１点、あくまでこの節目検診は10年に１度でございます。他市では５年に１度のところもありました。この対象年齢を５年に１度や隔年にすることによって受診率の向上につながるのではないかなというふうに思います。本市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。近隣市の状況を調査したところ、令和５年度の実績では、松戸市は20歳以上の希望者を対象とし、特定の年代に個別通知を行っていますが、受診率は0.64％で、市川市よりも低い状況です。また、船橋市は65歳の方も対象としているものの、自己負担が500円であり、受診率は5.91％で、市川市よりも低い状況です。いずれの市も本市よりも対象者は広くなっていますが、受診率が低いことから、対象年齢の拡大が受診率向上につながるかどうか、慎重に見極める必要があると考えています。また、国は生涯を通じた歯科健診として、いわゆる国民皆歯科健診を推進するため、日本歯科医師会からの歯周疾患検診の対象年齢を５歳刻みに拡大するよう求める要望も含め、検討していることから、引き続き国の動向を注視してまいります。今後も歯科健診の重要性の啓発に努め、より多くの方が受診いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　日本歯科医師会の要望もあるのならば、国も動くかもしれません。ぜひ担当部局、歯科医師会と連携をして、検討のほどをお願いいたします。フレイル予防の最重要な部位は口でございます。健康寿命日本一をうたっている本市にとって、口の健康は最重要課題の一つだと思っております。口の健康が悪くなる、話せなくなる、食事が取れなくなる、それにより外に出なくなる。これが悪循環で続いていきます。本市としても、口の健康をしっかり考えていただきたい旨を要望させていただいて、この項目を終えさせていただきます。

次に、大項目の２つ目、観光行政について。(1)動植物園についてになります。最近よくテレビや新聞で見るので、とてもうれしく思っております。ブリーディングローンやヤギの空中散歩、とてもすばらしいことだと思っております。新聞でも最近見ました。新たなトピックスを聞くたびにうれしい気持ちになります。スマトラオランウータンが日本に７匹いる中で、市川に３匹もいるというのも大変すばらしいことだと思っております。様々な施策を講じてくれたおかげで、入園者数が２万5,000人近く増えたということでございますから、千葉市動物園に負けないよう、様々な施策を行っていってほしいなというふうに思っております。

もう少し掘り下げて聞いていきたいと思いますが、こちらの件も新聞報道で拝見したのですが、今年度新たに整備する猿の共有放飼場について、あの動物園の猿のイメージは、中央部に猿山があって遊んでいるイメージなのですが、共有放飼場とは何なのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

今回整備する共有放飼場は、現在、モンキーゾーンで飼育されているボリビアリスザル、マンドリル、エリマキキツネザルの３種類の猿が日替わりで利用できる遊び場となります。この共有放飼場の整備により、猿たちが自由に遊ぶことができるほか、日光浴をすることにより生活環境の改善が期待できるものです。また、既存の猿舎と共有放飼場との間を頭上約３ｍの専用通路で接続する設計となっておりますので、来園者にとってもふだん見ることがない角度から猿の様子を観察して楽しむことができる施設となります。なお、この施設整備費用の一部につきましては、寄附型のクラウドファンディングを活用することとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　真ん中の猿山ではなくて、右奥の小さな猿のおりの子たちが頭上を飛び回るということが理

解できました。また、寄附型のクラウドファンディングということでございますが、市川市で集まるかとても不安でございます。クラウドファンディングというもののイメージですが、返礼品があって、動物園にちなんだものをお贈りするイメージなのですが、今回のクラウドファンディングの目的や金額、寄附者への特典についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。クラウドファンディングを活用することで財源を確保することとともに、取組を通じた各方面へのＰＲ活動による動植物園のプロモーション効果を目的としているところです。クラウドファンディングについては、多くのメディアからお問合せをいただき、報道いただいているところでございます。これにより、寄附の御支援はもとより、多くの方が動植物園への関心や興味が高まり、来園していただけることを期待しているところでございます。

なお、クラウドファンディングの目標額につきましては、整備費用の2,500万円に対し1,000万円としております。今回のクラウドファンディングは、ふるさと納税制度の仕組みを活用しておりますので、2,000円から寄附が可能であり、寄附額に応じて所得税や住民税の税額控除を受けることができます。また、一般的なふるさと納税とは異なり、返礼品をつけない寄附型のクラウドファンディングのため、市内にお住まいの方でも気軽に参加できるほか、返礼品に当たらない寄附特典への申込みが可能となっております。

特典の内容につきましては、一般には立ち入ることができない放飼場内を職員が案内し、餌やり体験やワークショップ等を行うツアーを20組40名に、また、ポストカードや缶バッジ等のオリジナルグッズを100名に用意しております。なお、いずれの特典につきましても、応募者多数の場合には、抽選により対象者を決定してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　寄附型ということ、理解できました。控除や特典、さらには立ち入ることができないところに入れるというのは、とてもうれしいことだと思います。集まってほしいですし、しっかり周知を行っていただきたいというふうに思います。新たに空中におりができるということでございました。今現在の時点で動物園内に空いているおりがあれば、ほかにも多くの動物が納入できるのかなというふうに思いますが、今現在おりは空いているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。現時点で空いている動物の居室といたしましては、なかよし広場内旧ミニブタ舎の１区画、モンキーゾーン、クロキツネザル舎の半分、レッサーパンダ２号舎、３号舎の各１区画ずつ、計４か所となっております。いずれも居室の大きさや隣の居室の動物との兼ね合いがありますので、入居可能な動物の範囲は限られるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　計４か所空いているということ、理解できました。ほかにも多くの動物が入れられる可能性があります。小さい動物のおりなので、今現在いない動物等、検討してほしいというふうに思います。

おりの話を聞いたのは、以前にお伺いいたしましたホワイトタイガーの件になります。ホワイトタイガーのような大きな動物にはなりますが、とても人気があり、本市の名物になるというふうに思っております。かわいいではなく、かっこいい動物でございます。以前にホワイトタイガーの入手を提案したことがありますが、現在の検討状況をお聞かせいただければと思います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

ホワイトタイガーはネコ科に属する虎の一種であり、主にインドに分布するベンガルトラの変種で、現在、日本では約30頭が飼育され、子どもを中心に人気の高い動物です。ホワイトタイガーは動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物に指定されており、設備の構造や飼育の手順など厳しい基準をクリアし、国の許可を受けることが必要となります。現在の動植物園内の施設は、主に小型の動物向けのものであることから、新たに施設の整備が必要になるほか、受入れに際しては、飼育のノウハウを有する人員の確保が必要となります。こうした課題を踏まえ、虎の飼育に実績のある動物園などから、施設の内容や飼育のノウハウといった情報を入手するなど、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　そうですよね。虎でございますから、しっかりとした専門職の方、そして大きなおりが必要になるということ、理解できました。でも、皆さんいかがでしょうか。市川市にホワイトタイガーがいれば、とても人気になって、また来園客数も増えるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ前向きに研究、調査をしていただきたいというふうに要望させていただきます。

続きまして、小項目の２つ目、中山参道活性化事業について。初回答弁、もろもろ理解できました。５月23日ということでございますから、つい数日前、第１優先事業者が決まったということ。そう聞くと、空き店舗に優先的に入られる事業者が決まったのかなというふうに思いますが、あくまでこの事業の委託先が決まったということが理解できました。いつも通る商店会でございます。確かにシャッターが下りている商店が多数あります。

改めまして、本市が把握している空き店舗の数はどうなっておりますでしょうか。活用困難である理由も含めてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。現在、中山参道商店街の中で、かつて店舗として利用されていた物件は７件と認識しており、そのうちの２件を活用し、チャレンジショップの開店を見込んでおります。この２件以外の物件につきましては、店舗兼住宅として使用されていたもので、現在も居住スペースの一部や倉庫代わりとして使用されているところが多くなっております。しかしながら、この２件以外の物件においても、イベント開催時に休憩スペースとして使用させていただくなど、柔軟に対応することも想定し、それぞれの所有者と意見交換を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　７店舗空きがあって２店舗しか使えないということ。２店舗埋まったからといって参道の活性化になるのか、ちょっととても疑問でございます。ですが、そこをきっかけに多くの人が入る可能性もありますので、楽しみに期待をしております。

改めまして、チャレンジショップ出店者にはどのような支援や補助をするのでしょうか。また、年齢や事業規模、内容等に制限はあるのでしょうか。併せてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

チャレンジショップの出店を予定している物件につきましては、物件所有者と本事業の受託事業者の間で賃貸借契約を締結するため、出店者が賃料を負担することは想定しておりません。また、受託事業者におきまして、

開店に必要な空調や壁紙などの修繕を行い、出店者に使用いただくこととしております。なお、チャレンジショップの出店に関して、具体的な制限を設けておりませんが、地域の方々や中山を訪れる方々に楽しんでいただくとともに、中山参道の活性化を牽引するお店となるよう、市も出店者の選定に関わってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　出店者が賃料を負担しない、つまり家賃がないということでございますね。また、内装もリニューアルされて使用できるということ、すごく至れり尽くせり感が満載でございます。本市も出店者の選定に関わるとのことでございますが、具体的な制限はないとのこと。つまり、これは私が応募して事務所を借りてもよいということなのかなというふうに思ってしまいます。ですが、中山を訪れる全ての方に楽しんでもらうことは、私にはできないので、応募はいたしませんが、冷やかしの部分で出店される方もいるかもしれませんので、しっかりと選定をしていただきたいというふうに思います。

もう１点聞かせていただきます。現状で商店会に加入される方が減っているというのが、中山だけでなく、市川市における喫緊の課題の一つだと思っております。この中山参道活性化事業は、以前、他会派の方が前議会で質問した際に、中山をきっかけにほかの商店会にも波及していきたいと答弁があったような気がいたします。今、シャッターだらけの商店会が多数あります。活性化の中で商店会への加入というのも必要なのではないかなというふうに思いますが、出店者に対して商店会への加入は義務づけたりしないのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

チャレンジショップの開店がスポット的な短期間になる場合を除き、出店者には商店会へ加入することを条件として求めるほか、中山まちづくり協議会の活動にも積極的に参加するよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　促していっていただくということ、理解できました。せっかく中山商店街の活性化でございます。市川市の宝である中山法華経寺までの参道です。本市の力もお借りしながら、ぜひすばらしいまちづくりを共に進めてまいりたいというふうに思います。

次に移ります。大項目の３つ目、市民の利用する鉄道行政に関して。小項目の１つ目、下総中山駅の現状と課題については理解いたしました。いつもの答弁でございます。

では、改めまして南北通路のお話になります。高低差が少ない同駅北口と南口を行き来することができる南北通路の新設などの方策について、船橋市とともに鉄道事業者へ要望したとのことでありましたが、その後の経過についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

ＪＲ下総中山駅は高架構造となっていることから、高架下の空間を活用して南北を行き来することができる南北通路新設について、ＪＲ東日本は、ルートの確保ができるか確認するとのことでしたので、今年度も船橋市と連携して協議を継続してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　引き続き協議、毎回同じ答弁をいただいているんですけれども、進むか分かりません。定期的に質問していきますが、正直、毎年何度も質問をさせていただき、船橋市の職員さんとも、船橋市の議員さん

ともお話をいたしました。正直、あの階段をスロープにするというのは難しいということは、何となく理解ができます。ですが、必要なものということも、担当部局は理解しているものと思っております。そこで南北通路なわけでございますが、通っていただくと分かるとおり、幾つか通り抜けの可能に思える箇所がございます。ぜひそちらを検討していただき、早期に南北通路の開通をお願い申し上げます。

次に、(2)京成中山駅について。現在は３月20日に新しい駅舎が完成して、元の南側の改札が使用されているとのこと。以前の答弁では、乗降客数が少ないので新設の必要がないとの鉄道事業者の見解であったと思いますが、せっかく臨時で使っていたのに、新しい駅舎ができたからといって、北側の改札を閉鎖するのはもったいないような気がいたします。京成中山駅は駅構内に踏切があり、目の前を電車が通過するという、大変危険な踏切の一つだと思っております。そこで、今回の改修に合わせて北側に改札口を設置することはできないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

北側の下りホームへの改札口設置については、平成30年10月２日、本市議会にて、京成中山駅下りホーム改札口の常時開設を求める決議が可決され、京成電鉄株式会社へ決議文を提出した経緯がございます。同社からは、令和２年９月に中山法華経寺の参拝客の減少等を鑑み、下りホーム改札口の常時開設は必要ないとの回答を受けております。しかし、駅北側の本市に居住する方々が下りホームを利用するには、参道にある踏切を北側から南側に渡り、さらに駅構内の踏切を南側から北側に渡るという利便性の悪い状況であったことから、駅舎の改修工事開始後の令和６年10月に改めて市長が京成電鉄株式会社に対し、京成中山駅下りホーム改札口の常時開設を要望しました。その後、本年３月に同社から駅舎建て替え工事の完成に伴い、駅舎及び改札口を北側下りホームから南側上りホームに切り替えることのお知らせとともに、駅構内の踏切を本年秋頃に廃止し、下りホームに駅舎及び改札口を再度設置することが公表され、現在工事を進めている状況でございます。この工事の完成をもって下りホーム、上りホーム両側の改札口が利用できることになります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。やっとでございます。今年の秋頃ということでございますが、市長名で要望書を提出したら開通することになったということ。無意味ではなかったと思いたいですが、議会の中で要望し続けてよかったというふうに思います。ぜひ先ほどの下総中山駅も、市長のほうから南北通路の要望をお願いいたします。いよいよ私の住まう生まれ育った町がさらに活性化されるということ、そして駅もバージョンアップするということ、大変うれしい限りでございます。

もう１点お伺いいたします。先ほど経済観光部に中山参道活性化事業の件で聞きました。この駅舎が新しくなった機会に、中山参道活性化事業を行っているわけでございます。今後、利便性が向上されることとなります。そして、それが中山参道の活性化にもつながることが考えられますが、活性化に向け、中山参道活性化事業と連携していく計画があるのか、道路交通部として、駅としてどうされていくのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

北側にも改札口が設置されることで、沿線住民のほか中山法華経寺及び参道の商店街を訪れる方々の利便性が大きく向上するものと考えております。しかしながら、京成電鉄株式会社に確認したところ、現時点では中山参道の活性化と連携する計画は持っていないとのことでした。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　連携はないということ、とても残念でございます。駅舎内にポップアップショップをつくったり、中山ステッカーや中山キーホルダー、中山グッズを作って販売したり、駅を降りたところから法華経寺に向かうわくわく感を出せば、より一層京成中山駅の乗降客数は増え、参道の活性化にもつながるのかなというふうに思います。ぜひもう少し京成電鉄さんと調整してほしいというふうに思います。

次に、(3)ホームドアの件になります。昨年、本八幡駅、今現在、市川駅各駅ホームに設置されているということでございます。少しずつながら毎年進んでいるような気がいたします。毎年聞いていて、とてもうれしい思いです。掘り下げていきますが、ＪＲ市川駅の快速線のホームの進捗はどうなっているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

ＪＲ東日本に確認したところ、市川駅快速線ホームの設置時期は未定とのことです。ＪＲ東日本はホームドア整備について、令和13年度末頃までに東京圏在来線の主要路線330駅、758番線の整備の完遂を目指すとしておりますことから、引き続き早期整備を要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　遅くとも令和13年、約６年後には完成するということ、理解できました。何よりも快速のほうが危険を伴う線路でございます。早期完成を強く要望させていただきます。

では、東西線のほうはいかがでございましょうか。南行徳駅は設置済みとのことでございました。たしか以前の答弁では、令和７年度末までに原木中山駅を含めて本市域全てが完了するとの答弁だったというふうに記憶しております。原木中山駅を利用すると、まだ工事の段階にも至っていないような気がいたします。改めまして、本市域にある東西線の駅及び原木中山駅へのホームドアの設置予定についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

東京メトロのホームドア設置計画では、令和６年度までに１日10万人以上の利用がある駅への整備を完了させ、令和７年度までに全駅にホームドアを整備することを目指すとしております。妙典駅と行徳駅、そして本市近接の原木中山駅の整備予定について同社に確認したところ、妙典駅の西船橋方面行きの１番線、２番線ホームは本年６月下旬に使用開始予定、中野方面行きの３番線、４番線ホームは設置時期を調整中、行徳駅は両ホームともに本年７月下旬に使用開始予定で、原木中山駅については、現時点で公表できる情報はないとのことでした。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　妙典駅が今月下旬に供用開始、行徳駅に関しても来月には供用開始ということ、とてもうれしく思います。告知していた原木中山駅は本年中には難しいということ、理解できました。早期実現に向け、引き続き早期完了の要望をお願いいたします。

もう１点、京成線に関して、本市域内の駅についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

京成電鉄株式会社が令和５年９月に発表したホームドア整備計画によりますと、その時点で３駅の整備が完了

していて、令和17年度までに新たに14駅の整備を目指すとしております。この14駅の中には、市内にある５駅のうち鬼越駅、市川真間駅、国府台駅の３駅が含まれております。現在の進捗状況について同社へ確認したところ、鬼越駅は令和６年度から事前準備工事に着手しており、令和９年度の設置完了を予定している、市川真間駅は令和７年度から設置に着手する予定、国府台駅については令和17年度までの整備を目指すとのことでした。残る菅野駅、京成八幡駅の整備については、現時点で公表できる情報はないとのことでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　鬼越駅が令和９年に完成するということ、ありがとうございます。事前準備工事から約３年、市川真間駅も今年度から工事着手ということでございますから、令和10年度には完成しそうなのかなというふうに思います。ただ、こちらも一番乗降客数が多い京成八幡駅が未公表ということでございますので、早期完成を強く要望させていただきたいというふうに思います。市民の安全、安心のため、全ての路線にホームドアができることを期待いたして、次に移ります。

続いて、大項目の４つ目、スポーツ振興について。市内少年広場の件になります。答弁でもろもろ分かりましたが、特段の規約はなく、独自のルールの中で答弁にあったようなことが禁止されているということ、理解できました。また、硬いボールの遊び、どのような定義になるのかよく分かりません。現在ほとんどの公園でも球技が禁止されており、この少年広場も使えないということ。実際に理解が追いつかないのでございますが、公園と少年広場では具体的にどのような点が異なっているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

公園とは、都市公園法や自然公園法に位置づけられた休息や散歩、遊戯、運動等のレクリエーションのほか、災害時の避難など多目的での利用を想定した公共空地のことでございます。法に定める公園の種別ごとの機能を確保するため、施設や遊具などを整備するほか、市川市都市公園条例において、公園利用に際し必要なルールや手続を定めております。一方、広場とは、一般的に集会や遊びなどに使える平らな場所のことをいい、法的に位置づけられたものではございません。このようなことから、少年広場については、公園のような利用に際して必要となるルールや手続は定めておりません。また、整備内容といたしましては、防球ネットやベンチ、仮設トイレなどを設置することで運動広場としても御活用いただいているほか、地域の夏祭り会場としても活用されている少年広場もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　何となく理解ができました。少年広場には防球ネットやベンチ、仮設トイレがあるということでございますから、つまりスポーツができる広場という認識に、今の答弁でなってしまいます。各種少年広場を見て回りました。少年広場の中にも各種ルールが違うような気がいたしました。実際に各少年広場のルールはどのように決めているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

整備当初より広場の利用者だけでなく周辺にお住まいの方々も含め、全ての方々が気持ちよく御利用いただけることを少年広場の利用に係る基本的なルールとしております。そのため、他の利用者や近隣住民の方々に危険や迷惑が及ぶ行為を禁止しております。このルールを守って、これまでも多くの方々に少年広場を御利用いただいておりますが、広場周辺の住宅建設が進んだ結果、整備当初とは状況が異なり、周囲を住宅に囲まれている少

年広場もあり、広場周辺にお住まいの方々から、少年広場の利用に関する御意見や御要望をいただくことがございます。そのような場合には、周辺住民の方々への影響も考慮し、必要な場合には利用ルールの一部変更など、状況に応じて対応しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　そこに広場があることを理解して、近くが開発されて、その住宅を購入された方々の意向で、さらにルールが厳しくなっていく。どうも長野市の大ニュースを思い出します。長野市では、近隣からの御意見を受け、公園が閉鎖をいたしました。市としては、御意見が理由で閉鎖したとは否定しておりますが、何か透けて見えるような感じがいたします。

もう少し掘り下げていきます。各種少年広場で適宜近隣からの御意見を受け、ルールの変更をしているのかなというふうな答弁だったと思いますが、どのようにルールの周知を徹底しているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

各広場における利用ルールの周知方法といたしましては、広場内に看板を設置し、利用時間や禁止事項等を利用者へ周知しております。また、近隣住民の方々から利用に関する御意見や御要望をいただいている少年広場につきましては、看板による周知に加え、近隣の小中学校に対し、広場の利用に関する通知文書をお送りし、広場利用における利用ルールを遵守するよう児童生徒に御指導をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　近隣小中学校にルールの遵守の通知文を送っているということ、近所の子だけれども、私立に行っている子などは知り得ないというような形なのかなというふうに思います。また、とある少年広場では、看板が小さく見にくいのかなと思うところもございますし、もっと周知できるのかなというふうに思います。

もう少し聞きます。ルール変更に関して、周知期間はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

本年４月より利用ルールを一部変更した少年広場がございます。これまで複数年にわたり、近隣住民の方々と少年広場の利用に関する対話を重ね、市としても対策を講じてまいりましたが、御納得いただけるだけの十分な効果が見られませんでした。そのため、御意向に最大限配慮し、１か月程度の期間、事前周知として利用ルールの変更をお知らせする看板を設置するとともに、近隣の小中学校へ通知文書を送付した上で、少年広場の利用ルールを変更いたしました。今後、同様の利用ルールを変更する必要が生じた場合には、十分な周知期間を設けるなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　１か月の公告期間ということでございますから、とても短いのかなというふうに思います。もちろん賛否両論があるのも分かりますし、どちらか片方に肩入れするというのも、行政としても、議員としても難しい問題だというふうに思います。４月からサッカー及び野球だけ禁止になった少年広場がございます。学校にも告知していたのも知っております。２月後半にいきなり４月１日付でサッカーと野球が禁止と告知され、現在は使用が禁止になっております。公告期間が１か月とちょっとでございます。とても少なく感じます。そもそも利用していた子は、なぜ急に利用ができなくなったのか、理由が分かっていません。その親御さんも納得し

ておりません。近隣住民に説明しているとのことでございますが、３月末まで当該自治会長さんも知らないとのことでございました。長野の事案では、１件だけ市に御意見が入って、市の対応として、はたから見たら、御意見への対応が面倒くさいから公園を閉鎖させたというのが透けて見えます。市川市の事情はどうでございましょうか。近隣住民と市の２者で対話ということでございますから、利用者の意向が無視されているような気がいたします。もっと折衷案で、利用している子に大々的に、こういった意見が入っています、今後半年間、または１年間直らないようなら球技ができなくなりますよのような告知があってもよかったのかなというふうに思います。答弁の中で、改善が見られなかったためとありましたが、十分に事案の公告をしたのか疑問が残ります。改善をさせるための努力はしたのでしょうか。また、外にボールが出てしまうのならば、ネットを補強するだとか、高さをさらに出すだとか、ひさしをつけるだとか、完全に禁止とする前にできることがあったのかなというふうに思います。ほかにも、年齢制限を設け、危ない年代には注意喚起をして、低学年、未就園児は可にするだとかもできました。今、球技ができずに悶々としている子どもたちがたくさんおります。禁止されているのに、そこでしかできないから球技をしてしまって、注意をされるまでやっている子もおりました。また、ふらっと立ち寄ったら、４歳ぐらいの子が父親とゴムボールでサッカーをしておりました。これは可能でしょうか。よく分かりませんが、そもそも誰一人取り残さない町とうたっております。スポーツも推進している町の市川市です。球技ができる場所、近所の遊び場、そういったものを確保してほしい旨、さらには、この当該少年広場の利用ルールの改善を強く要望して、次に移ります。

続いて、大項目の５つ目、子ども施策について。幼保就職ナビの件でございますが、この幼保就職ナビは、保育士や幼稚園教諭の人材不足から行っているものと認識しております。

もう少し伺いますが、保育士や幼稚園教諭の確保でございます。保育士や幼稚園教諭などが育児休業などから復職する場合の支援はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育士及び保育教諭が育児休業から復職する場合は、養育している子どもが優先的に保育所などに入園できるよう、利用調整において加点することで速やかに復職できるよう支援しております。幼稚園教諭に関しては、現在のところこのような措置は実施しておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　幼稚園はしていないということでございます。毎度議会において保育士や保育園の支援は多く、幼稚園や幼稚園教諭の支援に関しては薄いような気がしますと申し上げております。利用調整においても差があるということ、把握できました。

改めて伺いますが、幼稚園教諭の子どもを保育施設に入園させる際に、利用調整の加点がない理由について、また、今後、幼稚園教諭に関しても加点する考えがあるのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

認可保育施設への入園に当たっては、家族構成や就労の状況など、保育の必要性を点数化した上で施設の受入れ状況を踏まえ、点数の高い子どもから内定することとしております。現在、週35時間以上勤務する保育士や保育教諭が育児休業から復職する場合や、新たに週35時間以上勤務する保育士、保育教諭として就労が内定している場合は、認可保育施設への入園に当たり加点しておりますが、これは、これまでの待機児童対策の一環として保育施設で必要となる保育士確保を目的としてきたものです。

一方、幼稚園においては、就労支援型の預かり保育を実施している園もありますが、開園時間が認可保育施設よりも短いことなど、就業する保護者のニーズへの対応が限定的と見ていたことから、幼稚園教諭が養育する子どもについては加点の対象としてきませんでした。しかしながら、近年、幼児教育・保育の無償化や幼稚園における預かり保育など様々な子育て支援策が拡充され、また、テレワークや短時間勤務など多様な働き方が浸透し、保護者の働き方も変化している中で、働きながら子どもを預ける施設として、幼稚園も重要な選択肢になってきていると捉えております。認可保育施設の入園における指数の加点や調整については、これまでも様々な社会情勢や近隣自治体の取扱いなどを踏まえ、随時見直しを行ってきたところですが、今後、指数を見直すに当たっては、幼稚園を取り巻く状況の変化なども総合的に勘案した上で検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　待機児童対策に寄与してくれているのは幼稚園も同様でございます。まして、この加点に関しては、松戸市や船橋市ではもう既に幼稚園教諭に際し加点されているということ、御理解いただきたいなというふうに思います。国も幼稚園と保育園を同様に扱うため、こども家庭庁ができたわけです。対等の支援を力強く要望いたしまして、次に移ります。

(2)の未就園児教室の件になりますが、このすばらしい制度でございます。今の周知方法は理解いたしましたが、さらに広めていく必要があります。市川市は子育てがしやすい町と大きく認知してもらわなければなりません。そこで、今後の周知の方法についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

令和６年度から事業を開始し、今年度から補助対象を拡大して間もないことから、今後の利用実績を注視しつつ、より多くの方に利用していただけるよう、ＳＮＳの活用など様々な方法や機会を通じて、さらなる周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　今の子育て世代はＳＮＳが必要不可欠でございますから、対応をお願いいたします。

もう少し伺いますが、この事業に限らずですが、子育て政策は難しい事業名が非常に多いです。市公式ウェブサイトでとてもとても見つけにくいのですが、見やすくできないのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

当該事業で補助の対象としている未就園児教室は、親子が一緒に過ごす親子登園クラスと保護者と離れてお子さんだけを預かる２歳児保育クラスを総称して定義しておりますが、各幼稚園によってプレスクールやひよこ組など様々な名称で呼ばれていることもあり、市公式ウェブサイトでは検索しにくく、見つけにくい状況になっていると考えられます。また、保育園や幼稚園に関する情報そのものが多岐にわたっているため、この未就園児教室に限らず、必要な情報を見つけにくいという声があることは認識しております。これらを踏まえて、市公式ウェブサイトの加筆や削除などを行い、リンク先を整理してきたところではありますが、今後も定期的に見直しを行い、市民の方に分かりやすく、見やすいウェブサイトになるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　第１子とか第２子という単語というのは、市民はあまり使わないのかなというふうに思いま

す。例えば、「市川市　子ども　１人目」で検索すると、児童手当の件がトップに出てきます。次に第２子無償化の件が出てきました。この第１子まで拡大した件は全く出てきません。もちろん下のほうにはあったんですけれども、ほかの部分で全然出てこなかったかなというふうに思います。市民が使う言葉で検索すると、目的のページにたどり着くのが大変困難でございます。情報を検索しやすい工夫などしていないのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

市公式ウェブサイトのページを作成、編集するシステムには、情報を検索しやすくするために、ウェブページごとに検索キーワードを設定しておく機能があり、様々な検索キーワードを設定しておくことで、目的のページが検索結果の上位に表示されやすくなります。しかしながら、市民アンケート等により情報が探しにくいという声も聞いており、課題であると認識しております。そこで、令和７年度末に予定している市公式ウェブサイトの全面リニューアルに当たりましては、ＡＩ技術を活用し、市民の皆様が日常的に使っている言葉で検索できる新しい機能を追加することとなっております。市民の皆様が目的の情報によりスムーズにたどり着けるよう、リニューアルに併せて検索機能の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　リニューアルしていただけるということ、大変助かります。市民が使う言葉と行政の方々が使う言葉にはかなり乖離がございますので、市民が使いやすいようにしていただきたいというふうに思います。ＡＩ技術の活用、チャットＧＰＴなどもございます。ぜひ市民に寄り添った見やすいホームページ、分かりやすい子育て政策をお願いいたします。

次に、⑶預かり保育の適正利用に関して、本市の認識を理解できました。では、実際に本市ではどのように周知を行っているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育施設の利用方法につきましては、入園相談の際などに保護者に配布している冊子「保育施設利用のご案内」に掲載しており、こちらの資料は市公式ウェブサイトからも随時御覧いただけます。また、支給認定証を送付する際に、給付認定に係る基本的な考え方などを記載した書類を同封し、改めて保育時間に関する周知を行っております。幼稚園につきましては、各施設が作成している預かり保育に関する案内文などで、必要に応じて施設が利用に関するルールの注意喚起を行っていることから、本市から保護者向けの周知は特に行っておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　保育施設利用の御案内に関しましては、恐らく皆さんもそうだと思うんですけど、熟読していないと思うんですよね。多分、自分が必要な場所しか抜粋して読んでいないというふうに思います。そしてまた、公式ウェブサイトというお話がございました。後ろめたい活用方法で、自分から欲しい情報ではないので、自ら「保育園適切利用」なんて検索はしないというふうに思います。近隣他市では適切利用を求めるチラシを配布しているそうです。本市では行われないのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育園や幼稚園の預かり保育などは、原則として決められた時間の中で使っていただくものと考えております。一方で、子どもの成長に適した保育や教育の継続といったことも求められていることから、保護者の仕事が休みの日には一律に利用を制限するといった内容で全体に周知することは、現時点では予定しておりません。保育園における悪質利用の場合などは、これまでも市が保護者に直接関わり、改善を求めてきましたが、引き続き「保育施設利用のご案内」や支給認定証の送付の機会を活用して利用のルール等を周知し、適正な利用を促していきたいと考えております。また、幼稚園については、「幼稚園利用のご案内」で、契約した時間内での利用をお願いする旨を追記し、周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　難しいことは理解しておりますが、ぜひ紙っぺら１枚でございます。ちゃんとしっかり利用しましょうねと告知するだけだったら、多分簡単にできるのかなというふうに思いますので、ぜひ検討のほど、お願いを申し上げたいというふうに思います。

次に移ります。大項目の６つ目、学校の防犯対策についてになります。この件は私たちの会派の大久保議員が熱心に取り上げ、電子錠がやっと５校完了するとのことでございました。立川の事案を見ても、不審者等の侵入を防ぐ上で、校門への電子錠設置は効果が高く、大変重要であると認識しております。小中学校へ設置する上でどのように進めているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

電子錠を設置する学校の優先順位につきましては、不審者情報や犯罪認知件数が多いことや、職員室までの距離が遠く死角となりやすい校門があることなどの状況から、総合的に判断をしております。設置に際しては、門扉が劣化している場合は、交換も併せて行う必要があり、校門の数が多い学校では、総額で2,000万円以上かかることもあるため、令和５年度から年１校のペースで実施をしている状況であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　１校2,000万円、だから年に１校。とても高く、年に数校は難しいということ、何となく理解できました。ですが、年に１校ずつですと、小中学校合わせて50を超す我が市は50年以上かかってしまうのかなというふうに思います。そこで、全校への校門への電子錠設置をもっと急ぐべきだと考えておりますが、本市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　現在は校門全てに電子錠を設置することとしているため、費用負担が大きく、進捗に影響しているものと認識をしております。そこで、全ての小学校への電子錠設置をスピード感を持って進められるよう、検討をしてまいりたいと考えております。例えば、電子錠の設置箇所を利用頻度の高い校門に限定するなど、１校当たりの費用の見直しを図ってまいります。また、国の補助制度を活用するなど、財源の確保にも努めてまいります。費用対効果の高い設置方法を検討しながら、早期の全校設置を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　スピード感を持って対応していただきたいというふうに思います。

もう１点お伺いいたします。事件があってからでは取り返しのつかないことになります。電子錠を設置するま

での間の防犯対策はどのようになるのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　立川市で発生した事件を受け、本市教育委員会では全学校長に対し、学校犯罪に関する取組の点検強化について及び不審者等の学校侵入防止対策の強化について通知を行いました。通知では、各校で定めている危機管理マニュアルの不審者侵入防止策について再点検するとともに、校門の管理や来校者の受付方法で、校内巡視などの取組を徹底するよう求めております。しかし、児童生徒の安全対策は学校だけで完結するものではなく、より効果を高めるためには、地域学校共同本部をはじめ、警察や地元自治会などと連携することが欠かせないことから、地域ぐるみのネットワークの構築も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　いろいろ取り組んでいただけていること、大変評価をさせていただきます。先日、宮久保小、百合台小の付近で、三中付近に出没していた変質者がやっと逮捕されました。この方は何か嫌がらせをしていたとかではなくて、ちょっと変な衣装を着て自転車に乗って走り回っていたというところと、どこかの学校の運動会に入り込んできたという部分がございました。いつ何が起きるか分からないという世の中でございます。地域ぐるみのネットワーク構築も含め、全力で市川市の宝であります子どもたちの安全、安心に寄与していただき、大久保議員が推進していた電子錠の早期設置を強く要望させていただいて、次に移ります。

最後の大項目、次期クリーンセンターの件になりますが、14の評価項目があったとのこと。加算点の評価項目に関しても理解できました。先順位者が多くのことを聞いておりますが、もう少し聞きたいなというふうに思います。

改めて技術評価点の結果と、その点数差の理由についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

市は落札者の提案を118.25点と最も高い評価をしており、ほかの入札参加者と比べ約８点前後の差がございます。落札者からは、特に発電効率やエネルギー回収率に関する項目と、施設の安全性、安定性に関する項目で優れた提案がございました。落札者からの提案内容は、単に発電効率が高いだけではなく、施設内で消費する電力を最小限に抑える工夫が盛り込まれておりました。その結果として、エネルギー回収率も最も高くなり、これは本市が目指すカーボンニュートラルシティの実現に大きく貢献できる提案と判断したものでございます。

また、施設の安全性、安定性についての提案は、より強靭で耐久性の高い機器の導入や高度な運転技術を評価しました。これは、災害時の廃棄物処理や予期せぬごみの増加といった非常時などの柔軟な対応が可能となることにより、本市の廃棄物処理体制の安定性に大きく寄与する提案と判断したものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　８点差ということ、安定性、安全性に優れ、なおかつエネルギー回収率も高く、カーボンニュートラルに貢献とのことでございます。値段が高くても、よりすばらしい事業者ということが何となく理解できました。先順位者の話でもありましたが、本来、入札的なものは一番安いものに決まるという先入観が私の中ではありました。その中で約50億円以上も高いところに決めたわけでございますから、すばらしいものであってほしいと強く願います。

最後にお伺いいたします。大変大きな事業でございます。大きな金額の事業になりますので、長期間の工事が想定されますが、完成のめどはいつ頃なのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

施設の性能確認や各種調整も含めて令和12年12月に完成し、令和13年１月からの本格稼働を予定しております。その後、現クリーンセンターの取壊しを行い、その跡地の整備を行う予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　令和13年でございますので、今から５年と半年後。国府台もそうでございましたが、そうすんなりといくとは思えませんので、不測の事態もたくさん想定していただきまして、そして持続可能な町市川として、よりよいものをつくり上げていただき、市川市は環境をすごく考えている町なんだ、ごみの焼却に関しても、他市とは違う先進的なことをやっているんだ等々、明るい未来が描けるような施設にしていただくことを強く要望して、会派未来市川からの代表質問を終えさせていただきます。関係各所の御答弁たくさんありがとうございました。

○大久保たかし議長　次の質問者、日本共産党、やなぎ美智子議員。

〔やなぎ美智子議員登壇〕

○やなぎ美智子議員　日本共産党のやなぎ美智子です。会派を代表し、通告に従いまして質問を行います。よろしくお願いします。

日本共産党市議団は毎年、市民アンケートを取り組んでいます。今年も５月から配布したアンケートへの回答が届いています。回答者のほとんどの方が、物価高騰で生活が厳しいと物価高対策を望んでいます。消費税の減税は待ったなしの課題です。このような状況の中で、県が提案している水道料金の値上げは中止すべきです。

国が決める診療報酬、介護報酬が低く抑えられ、医療と介護の基盤が崩壊の危機に直面しています。その一方、防衛費は今年度8.7兆円に達し、今後５年間で43兆円を投入するとしています。政府は、軍需産業は日本経済の活性化につながると研究、開発、輸出に足を踏み出しました。５月21日から23日、幕張メッセで武器見本市が開催され、国内外から470社以上の企業が参加しました。防衛装備庁のブースでは、今年度から陸上自衛隊に配備し、敵基地を攻撃する12式地対艦ミサイルなどが展示されました。５月21日、共産党市議団３人は、武器見本市開催に反対する会場前集会に参加しました。集会に参加したガザ出身の都内に住む女性は、人を殺すための武器が展示されていることに怒りを感じると訴えました。ガザ地区の82％が、イスラエル軍により立入りを禁止されています。そのような中、食料の配給場所に向かっていた住民へのイスラエル軍の攻撃が相次ぎ、連日、多数の死傷者が出ています。まさにジェノサイドです。住民への攻撃に使用されている武器にメード・イン・ジャパンと刻まれた部品があるとも指摘されています。ガザ出身の女性は、憲法９条を持つ日本の皆さんが、このようなことを許していいのですかと私たちに問いかけました。私は、核兵器廃絶平和都市宣言をしている市川市民として、この声に向き合っていかなければならないと胸に刻みました。

では、質問に入ります。

１つ目の大項目は、アパート、マンション等における消防用設備等の維持管理についてです。

昨年１月１日に発生した能登半島地震では、石川県輪島市で、観光名所、朝市通り周辺で発生した大規模な火災が大きな被害をもたらしました。焼失した棟数は約256棟、焼失した面積は約５万2,000㎡と推定され、16人の方が亡くなられました。総務省消防庁は輪島市の大規模火災について、電気が原因となったとする調査結果を発表しました。本年２月26日に岩手県大船渡市で発生した山林火災は、４月７日の鎮火宣言までに100棟以上の住宅が被害を受け、１人が亡くなられました。この山林火災では、野焼きによる火災の危険性が指摘されています。その後も、愛媛県や岡山県、宮崎県など全国各地で山林火災が相次ぎました。改めて犠牲になられた方をお

悔やみし、被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

一たび火災が起こると、乾燥と強風という２つの自然現象が重なり、火災は広がり、甚大な被害が発生してしまいます。これまでは大規模山林火災などは、ロサンゼルスなど外国のことだと思いがちでした。しかし、輪島や大船渡の火災を対岸の火事と見ているわけにはいかなくなりました。こうしたことから、私たち市民も行政も災害への備え、火災への備えを再確認することは大変重要と考えます。

また、市長は本年２月定例会の施政方針演説で、「今後いつ起こるかもしれない巨大地震から、市民の皆さんの生命と財産を守るため、できる限りの対策を講じていかなければなりません」と述べられました。本市の火災件数は、令和６年には94件と、令和５年に比べ28件増加しています。その中でも建物の火災は52件で、全火災件数の約55％を占めています。このことから、本市は建物火災に対しての対策が主になると思います。そのためには、行政と市民が一体となり、建物火災への備えを行わなければなりません。

そこで、(1)市の関わり方について伺います。消防法上、アパートマンション、雑居ビルなど、建物の火災に対する安全性を高めるために設置されている消防用設備等はどのように維持管理されているのか、また、建物の火災に対する安全性を確保するため、消防局ではどのように関わっているのか伺います。

(2)として、今後の取組について伺います。

２つ目の大項目はＰＦＡＳについてです。

本年４月７日、日本共産党の山下芳生参議院議員が決算委員会で、半導体企業による有機フッ素化合物の総称であるＰＦＡＳの汚染の実態調査と規制強化を政府に求めました。その中で、半導体企業の工場から処理水が排出されている河川などからＰＦＡＳが高濃度で検出されていることについて指摘しました。その上で、国内で大量のＰＦＡＳを製造の過程で使用している可能性が高い半導体工場が、全国41都道府県、256自治体に366か所も立地しているとの調査結果を示しました。その中に、市川市に２か所の半導体製造拠点があることが示されていました。

そこで、(1)本市の実態について伺います。ＰＦＡＳとはどのようなものか。令和３年度から市で調査を実施しているＰＦＯＳ、ＰＦＯＡとＰＦＡＳの違いについて伺います。また、市内にあるとされている半導体工場の実態について把握しているのか伺います。

(2)として、ＰＦＡＳへの対応について伺います。市の公式ウェブサイトには、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの調査結果などの掲載はありますが、ＰＦＡＳについてはどのようになっているのか伺います。

また、ＰＦＡＳの調査について、国や県からの通達、指導などはどのようなものか伺います。

ＰＦＡＳの基準値をＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計値を暫定値とする考え方があるようですが、このことについても伺います。

３つ目の大項目は、市川市上空のオスプレイの飛行についてです。

私は2022年２月定例会で、2021年12月２日にオスプレイが江戸川放水路上空を飛行したことについて、市の認識と対応について質問しました。市からは、自衛隊はオスプレイの飛行経路について、原則非公開としています。12月２日の飛行は自衛隊に確認したところ、訓練のため木更津駐屯地と群馬県相馬原駐屯地の間を飛行し、その際、江戸川放水路上空を飛行したと聞いています。今後、自衛隊や県から本市上空飛行に関する情報提供があった場合には市民の皆さんに周知しますとの答弁がありました。

今年４月12日、市川市平和委員会から、妙典保育園の上空をオスプレイが飛行したとの目撃情報が写真と一緒に送られてきました。目撃した市民の方は、とても大きな音で驚いたとのことです。４月14日、この目撃情報について市に確認を求めたところ、事実とのことでした。４月15日、中谷防衛大臣は記者会見で、陸上自衛隊の輸送機オスプレイを配備するため、佐賀空港の西側に７月９日、仮称陸上自衛隊佐賀駐屯地を開設し、Ｖ－22オス

プレイの配備を始めると発表しました。４月23日、東京新聞は、終わりなき不安・陸自オスプレイ木更津から佐賀移駐へと報じました。木更津駐屯地には、2020年７月10日から５年以内を条件にオスプレイが暫定配備されていました。この木更津駐屯地に配備中の全17機を本年８月中旬までに移す予定とのことですが、木更津駐屯地には日米のオスプレイを定期整備する国内唯一の拠点があり、今後も陸上自衛隊が機体整備で飛来する予定とのことです。

そこで、(1)事実確認及び目撃情報に対する認識について、(2)木更津駐屯地がオスプレイの整備拠点となっていることもあり、今後も本市上空を飛行することが考えられるが、本市が取れる対応について伺います。

４つ目の大項目は、市立中学校における大阪・関西万博の修学旅行についてです。

本年４月13日、大阪・関西万博が大阪市の人工島夢洲で開幕し、約２か月が経過しました。開催期間は10月13日までの半年間です。開幕に先立ち、４月４日からテストラン、いわゆるリハーサルが行われました。このテストランの最中、パビリオン内で火災が起き、消防車両16台が出動する事態となりました。出火原因が不明の中、４月６日にはグリーンワールド工区にて、燃焼濃度、爆発する濃度のメタンガスの爆発下限界の数値が検知され、消防隊が出動する事態となりました。万博会場の夢洲は、大阪市のごみ最終処分場として造成され、ダイオキシン、ＰＣＢを含む有害物質や下水汚泥で埋め立てられた人工島です。夢洲１区は現役の廃棄物処分場であり、１日約1.5ｔから２ｔのメタンガスが発生しており、爆発事故の可能性を排除できない立地環境にあります。また、万博会場は大規模な地震や津波への防災対策が不十分です。その上、熱中症のリスクも避けられないと言われており、大阪府内をはじめ、万博の遠足参加を見送る自治体も増えています。１日当たり最大22万人の来場が想定される中で、適切な対応ができるのかと不安が残ったままです。

４月10日、日本共産党市議団は大阪・関西万博の開幕が４月13日と迫る中、大阪・関西万博の修学旅行先について見直しを求める緊急要望書を田中市長と高木教育長に提出しました。緊急要望事項は、「１、大阪・関西万博を修学旅行の行き先としている中学校に、生徒の安全確保優先の観点から見直しを求めること。２、大阪・関西万博を修学旅行先からどうしても外せないのであれば、学校の安全配慮義務を果たせるように万全の対策をとること。引率する教員の負担軽減対策をとること。３、安全性等への不安から修学旅行を欠席したり、万博会場へ行かなかったりする生徒が出た場合、その生徒の学校生活、進学時の調査書等で不利益が生じないようにすること」です。

そこで、(1)旅行先の検討方法及び実施の判断について、(2)安全配慮義務を果たすための対策と引率教員の負担軽減対策について、(3)生徒への配慮と今後の対応について伺います。

５つ目の大項目は、４月18日に北方２丁目地先において発生した下水道工事に伴う断水についてです。

本年４月18日、北方２丁目11番から21番地先において、下水道工事の施工中に機器の接触により水道管を破損したことに伴い断水が発生しているとの下水道部長からのお知らせが市議会議員宛てに配信されました。本市の下水道普及率はようやく80％を超えたところですが、北部地域等はこれから整備される地区が多く、下水道の普及を心待ちにしている中で発生した今回の事案は残念でなりません。二度とこのような事態が起こらないように、この事案をしっかり検証し、今後の下水道整備事業に向けた取組に生かしていくことが求められます。

そこで、(1)経緯について、(2)現場での対応について伺います。

６つ目の大項目は、令和７年度の組織編成についてです。

令和７年度の組織編成について、変更が多かったことから、市民から組織について様々な御意見をいただいています。

そこで、組織編成の考え方について伺います。

以上が初回質問です。御答弁をいただいた後、必要に応じて再質問をさせていただきます。よろしくお願いし

ます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員に申し上げますけれども、答弁と再質問につきましては休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第１号から日程第33報告第19号までの議事を継続いたします。

答弁を求めます。

消防局長。

○吉村和弘消防局長　私からは大項目、アパート、マンション等における消防用設備等の維持管理についてお答えします。

初めに、(1)の市の関わり方についてでございます。まず、消防法上、アパート、マンション、雑居ビルなど建物の火災に対し設置されている消防用設備等の維持管理については、消防法第17条第１項の規定により、建物の所有者、管理者は、建物の用途や規模に合わせて消火器などの消火設備、火災の発生を知らせる警報設備、避難に必要な避難設備などの消防用設備等を設置し、維持することとされています。また、消防法第17条の３の３の規定により、建物の所有者、管理者は、設置した消防用設備等が安全に使用できるか定期的に点検し、消防長へ報告することが義務づけられております。なお、映画館、遊技場、店舗、病院及び雑居ビルなど不特定多数の人が利用する施設は１年に１回、それ以外のアパート、マンション、工場及び事務所などは３年に１回報告する義務がございます。

次に、消防局ではどのように関わっているのかについてでございますが、消防局では、定期的に消防職員による立入検査を行っております。立入検査は、消防法第４条及び第16条の５の規定に基づき、個人の住居部分を除いた店舗、病院、工場、事務所及び危険物製造所などに消防職員が立ち入り、火災予防上の観点から、消防計画や消防訓練といった防火管理や、消火器などの消防用設備等の維持管理、火災予防条例に基づく火器設備及び避難経路や防火設備の状況などを確認し、実態を把握するものでございます。なお、立入検査の結果、消防用設備等の点検結果が報告されていないなどの不備事項がある場合は、建物の所有者、管理者に対し立入検査結果通知書を交付し、改善を促しております。

次に、(2)の今後の取組についてでございますが、火災の予防には、所有者、管理者に火災予防への意識を高めていただくことが重要です。そのため、消防局では立入検査時に所有者、管理者に対して、火災予防の啓発や消防用設備等の維持管理と点検結果の報告、また、火災が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、消火、通報、避難の体制づくりを改めて確認するよう、引き続き指導してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、ＰＦＡＳについてをお答えいたします。

初めに、(1)本市の実態についてです。有機フッ素化合物、通称ＰＦＡＳは、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む１万種類以上の物質の総称であり、熱に強く、水や油をはじくなどの特性を持った化学物質で、溶剤や半導体原料など幅広い用途で使用されてきております。ＰＦＡＳの一部であるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは、近年、有害性が指摘されており、環境中で分解されにくく、体内で蓄積されやすいなどの性質を持っているため、国内ではいずれも

製造、輸入等が原則禁止されております。御質問の市内半導体工場の実態については、公表資料に基づき２社の調査をしたところ、１社は、工場ではなく事務所であること、もう１社は、半導体関連材料の製造工場ではありますが、ＰＦＡＳの使用実態がないことを確認しております。

次に、(2)ＰＦＡＳへの対応につきましては、令和２年５月に環境省より通知がなされており、有害性が指摘されているＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、地域の実情に応じ、関係機関等の連携を図りつつ、効果的に水質測定を実施し、その結果について報告をすることとなっております。本市では、河川や地下水の水質測定をこれまで実施し、千葉県を通じて国に測定結果を報告してきております。また、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ以外のＰＦＡＳについては非常に数が多く、個別の有害性や環境中での存在状況に関する知見が十分でないため、さらなる科学的知見等の充実を図りながら対応していく必要性について、国において研究を進めていることから、現状での水質測定は実施しておりません。暫定指針値は、健康に悪影響が生じない水準として、体重や１日当たりの摂取量などを基に計算した場合、ＰＦＯＳとＰＦＯＡの数値はそれぞれ50ng／ℓとなりますが、国では、より安全性を見込む観点から、暫定指針値として合算で50ng／ℓと設定をしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、市川市上空のオスプレイの飛行についての(1)、(2)についてお答えします。

まず、(1)事実確認及び目撃情報に対する認識についてです。自衛隊はオスプレイの飛行経路について、原則非公開としております。そのため、４月12日のオスプレイの本市上空の飛行につきましては、自衛隊から本市へ事前の情報はございませんでした。その後、４月14日にお問合せがございましたので、陸上自衛隊木更津駐屯地に直接確認したところ、４月12日の10時頃から15時頃の間に、訓練のため江戸川及び東京湾の上空を飛行したとの回答があったところでございます。

次に、(2)の今後の本市が取れる対応についてです。現在、木更津駐屯地に暫定配備中のオスプレイは、本年７月９日から８月中旬にかけて、順次、佐賀駐屯地へ移駐する予定であると防衛省は説明しています。５月15日に開催された木更津市と防衛省、地元住民が課題などを話し合う木更津駐屯地に関する協議会において、木更津駐屯地はオスプレイの整備拠点となっているため、今後も定期整備のため、同駐屯地へ飛来する予定で、そのペースとしては、１機当たり５年に１度ほどと説明があったと伺っております。このことにつきましては、新聞報道もされており、本市も把握しているところでございます。今後、本市上空飛行に関する情報提供があった場合には、速やかに周知してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目４つ目、市立中学校における大阪・関西万博への修学旅行についての(1)、(2)及び(3)についてお答えします。

初めに、(1)旅行先の検討方法及び実施の判断についてです。本市では、中学校ごとに第３学年次に実施する修学旅行の行き先について、第１学年次に保護者の代表も参加する複数の旅行業者による説明会を行い、学校が訪問先を決定しております。修学旅行の実施判断につきましては、学校の教育課程では学校行事に位置づけられることから、学習指導要領を踏まえた上でその狙いを明確にし、内容を十分に吟味し、各学校において実施の判断をしております。

続いて、(2)安全配慮義務を果たすための対策と引率教員の負担軽減対策についてです。各学校は出発前に生徒に対し、万博会場で地震や火災など避難を伴う災害が発生した場合の避難場所や避難経路について、最新の情

報を基に指導しております。なお、保護者には修学旅行説明会で説明し、理解を得た上で生徒に説明しています。また、引率教員の負担軽減については、教育委員会が行う各学校の修学旅行計画に対する指導の中で、生徒の安全と健康の保持を踏まえ、無理なく適切なものであることとともに、引率教員の体制等に無理がないか確認をしております。

最後に、(3)生徒への配慮と今後の対応についてです。教育委員会といたしましては、大阪・関西万博を訪問する学校の情報を随時収集し、最新の情報を各学校に提供しております。学校は最新の情報を基に、万博会場での救護所や休憩場所、メタンガスへの安全対策を見直し、生徒の安全を最優先に考えた活動を行っております。６月に入り、２校が大阪・関西万博見学を計画しております。今後も引き続き国や県からの通知を踏まえ、生徒が安全に見学できるように努めてまいります。特に該当する２校には情報を提供し、災害や事故への対応とともに、梅雨の時期への対応についても必要に応じて休憩場所の見直しや、水分補給の方法などを助言してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　私からは大項目、４月18日に北方２丁目地先において発生した下水道工事に伴う断水についての(1)及び(2)についてお答えします。

初めに、(1)の経緯についてです。本市では、下水道整備の早期完成に向けて、設計と施工を一括で発注するデザインビルド方式を新たに導入し、北方２丁目周辺においても、この方式により今年度末の完成予定で整備を進めております。今回の断水現場では、地中を掘り進めて下水道管を敷設する推進工法により、深さ３ｍの位置に内径200㎜の下水道管を新設する工事中に、既に設置されている雨水排水路の下を横断している水道管に地中を水平方向に掘り進めている掘進機が接触したことにより水道管が破損し、この補修を行うため、断水が必要となったものです。

次に、現場での対応についてお答えします。破損した水道管の復旧に当たり、断水の対象となる区域にお住まいの102世帯の方に対し、午後１時過ぎより市と水道局の職員で各世帯を個別に訪問し、説明を行いつつ、水道局の協力の下、給水車を２台配備し、給水活動も実施したところであります。その後、水道管の補修作業に時間を要することが判明したことから、より広範囲に断水の周知をするため、市議会議員の皆様へのお知らせや、市公式ウェブサイトにて情報発信を行ったところであります。水道管の補修後は水道管内の洗浄と水質検査を経て、午後８時過ぎには断水解除のめどが立ったことから、再び各世帯を訪問し、御不在の方へは文書にてお知らせをするとともに、市公式ウェブサイトにて周知を行ったものです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、令和７年度の組織編成についてお答えいたします。

本市の組織編成に関する基本的な考え方といたしましては、社会情勢の変化や各事業の進捗状況などを的確に捉え、事務事業と定員配置の選択と集中を行うとともに、地方自治法第158条の規定に基づき、組織が簡素かつ効率的なものとなるよう、不断の見直しを行っているところでございます。毎年度、所管部に対しましてヒアリング等の実態調査を実施し、所管する事務事業や定員における課題、国、県の制度変更の見込みなどを詳細に把握し、それらを組織編成に適切に反映させるよう努めております。令和７年度の組織編成におきましては、特に市民サービスのさらなる向上を図ること、そして職員の能力を最大限に生かすための適正な配置を最も重要な視点と捉え、改正を行った次第でございます。さらに、今回の組織編成と合わせまして、より効果的かつ効率的に事務事業を遂行するため、関連する事務の移管や事務量に応じた定員の調整を行ったところでございます。今後

におきましても、複雑化、多様化する行政課題に対しまして、市民の皆様から見て分かりやすく、迅速かつ効率的に取り組むことができる組織を目指し、国の制度改正の動向や社会経済情勢の変化などを的確に捉えながら、適時適切に見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員　各項目への御答弁をいただきました。ここからは再質問をさせていただきます。

最初に、アパート、マンション等における消防用設備等の維持管理についてです。(1)市の関わり方についての再質問です。消防用設備等の維持管理について伺いました。建物の管理状況を確認するため、定期的に消防職員による立入検査を行っているとのことでした。また、立入検査の内容についても伺いました。そこで、消防職員による立入検査は、昨年度は何件実施したのか、実施件数とその内訳を伺います。また、立入検査の効果についても伺います。

○にしむた　勲副議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

立入検査の昨年度の実施件数と、その内訳についてでございますが、昨年度は年度計画に基づき2,595件実施しております。内訳は、映画館、遊技場、店舗、病院及び雑居ビルなど不特定多数の人が利用する施設が559件、アパート、マンション、工場及び事務所などが1,047件、危険物製造所などが989件でございます。

次に、立入検査の効果についてでございますが、立入検査は原則として建物の所有者、管理者立会いの下で実施していることから、消防用設備等の管理状況や火器の取扱い、可燃物の管理、避難経路の確保などの火災予防上の注意点を直接説明することで、所有者、管理者の安全への意識が高まり、立入検査後速やかに必要な届出がなされたり、消防用設備等の点検結果が報告されるなど、早期に改善が図られる効果がございます。そのほかに立入検査を実施することで、消防職員が建物の構造や規模、住戸数、出入口など事前に把握することができ、火災や救急などの緊急出動において迅速な消防活動につながる効果もございます。このようなことからも、建物の所有者、管理者に対しては、立入検査を通じて法令に基づいた防火管理や消防用設備等の点検結果の報告など、適切な指導を継続してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　消防用設備等の維持管理について、今後の取組について伺ってまいりました。市川市内の消防用設備点検・設置を行う会社は、ネットで検索すると、家族経営の小さな会社から大きな会社まで多数あることが分かります。これらの市内事業者に設備の設置や点検の依頼や発注が増えれば、市内経済の活性化につながり、市内の防火対策も充実し、安心、安全のまちづくりにつながると思います。５月30日、共産党市議団が開いた市政懇談会で、マンションも管理組合がしっかり機能しているところと、そうでないところでは防火設備や避難訓練などへの対応に大きな違いがある、マンションの管理費も大きな負担で、管理人を置けないところもあるくらいなので、消防用設備にお金をかけられないところもあると思う、消防職員がもっと積極的に避難訓練や点検調査に関わってほしいなどの声が寄せられました。災害への備えは決してし過ぎることはありません。このような視点から、今後も行政、市民が一体となった防災体制の強化を求めます。

次に、ＰＦＡＳについての再質問です。(1)で有機フッ素化合物、ＰＦＡＳがどのようなものかはおおむね理解しました。また、市内半導体工場について、ＰＦＡＳの使用実態がないことが確認できました。

次に、(2)のＰＦＡＳへの対応についての再質問です。４月25日、環境省は全国の242地点の河川や地下水から国の定める暫定指針値１リットル当たり50ng／ℓを超えるＰＦＡＳが検出されたと発表しました。４月26日、千

葉日報は、「ＰＦＡＳ県内３地点指針値超」との見出しで、「市原の平蔵川540ナノグラム」との記事を１面に掲載しました。それによると、県水質保全課によると、23年度に県内68地点を調査した結果、市原市の平蔵川、銚子市の高田川、白井市の金山落で暫定指針値を超えたとのことです。23年度に調査した県内68地点に本市が含まれているのか伺います。含まれているのであれば、その調査結果について伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

この68地点につきましては、令和５年度、2023年度に県内で実施された調査を単純に取りまとめたものであり、この中には本市が実施した新井１丁目の地下水調査１地点も含まれており、結果は6.5ng／ℓであり、暫定指針値は超過しておりませんでした。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市の実態やこれまでの調査結果等については理解しました。しかし、今後、規制されるＰＦＡＳの種類が増える可能性もあります。そこで、ＰＦＡＳに関する市の今後の対応について伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、今後も引き続き河川や地下水についてモニタリング調査を継続してまいります。また、国や自治体の動向を注視しながら、ＰＦＡＳに関する情報の収集に努め、市公式ウェブサイトにおいて適宜情報発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　まとめます。ちょっとまとめが長くなりますが、御了承ください。

日本共産党の山下芳生参議院議員は国会で、欧州連合、ＥＵでは安全性が確認されていない物質は規制するという予防原則に立ち、ＰＦＡＳの規制を強化しており、欧州化学品庁は１万種以上と言われるＰＦＡＳの禁止を提案している。しかし、日本の規制は３種類、ＰＦＯＡ、ＰＦＯＳ、ＰＦＨｘＳのみであり、あまりに遅れていると指摘しました。予防原則とは、化学物質や新技術などが人の健康や環境に対して取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがある場合、科学的な因果関係が十分証明されなくとも規制できるという考え方です。５月14日、千葉日報は、ＰＦＡＳ対策意見書急増、流山含む21地方議会の意見書を2024年度、衆参両院で受理したと報じました。22年度が３議会、23年度が11議会、24年度が21議会と急増している背景には、健康被害への懸念の高まりが背景にあると見られるとしています。意見書は、主に人体や環境への影響調査など、国の対策を求めるものです。６月４日、東京新聞は、「ＰＦＡＳを追う」、「原因究明や財政支援を国に求める意見書を可決」との見出しで、市内の井戸でＰＦＡＳが検出された鎌ケ谷市では、６月３日の市議会本会議で国への意見書を全会一致で可決したと報じました。意見書では、自治体単位での対応策には限界があるとして、最新の知見を集約し、各自治体への情報提供、各自治体が独自に実施している水質調査、健康調査などでの財政支援、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなどを環境基準に位置づけることなど５項目を求めています。全国各地で緩いこの国の暫定値ですら超えるＰＦＡＳが検出されています。これまでは基地由来やＰＦＡＳ製造工場が原因とされてきましたが、産業廃棄処分場や上流の資材置場の使用済み活性炭からの流出が特定されています。まだ原因が特定されていないところもあり、不安が広がっています。研究者が行った調査で、水道水のＰＦＡＳと妊婦の血中ＰＦＡＳ濃度の高さが関連していると思われる出生時の染色体異常の結果も報告されています。

公害の原点と言われる水俣病は、公式確認から今年で68年が経過しました。2022年11月末時点で公害認定患者

数は約3,000人で、そのうちの生存者は357人です。未認定の被害者も多く、救済を求める訴訟が続いています。環境省との話合いの席上、マイクを切られて大問題になったことが報道されました。2004年の最高裁判決は、国が規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止できなかった責任を断罪しました。ＰＦＡＳについても同じようなことが繰り返されないためにも、国に規制の強化を求めつつ、本市としてできる最大限の英知を発揮していただくように求めます。

次に、市川市上空のオスプレイの飛行についての再質問です。(1)の事実確認及び目撃情報に対する認識についてです。日本共産党千葉県議団が日本共産党衆議院議員の志位和夫氏を通じて、４月12日の市川市上空のオスプレイの飛行について防衛省に資料要求をしたところ、４月18日、防衛省から資料が提出されました。それによると、４月12日は第12旅団創立記念行事に参加のため、木更津駐屯地と群馬県の相馬原飛行場を往復し、江戸川上空を飛行して、16時９分に木更津駐屯地に戻ったとのことでした。市が木更津駐屯地に確認した内容と相違があることについての認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

オスプレイの飛行について、市が木更津駐屯地から得た回答と防衛省の回答で飛行時間に相違があったものと認識しております。木更津駐屯地などに本市上空の飛行情報を確認する場合は、飛行した場所や飛行時間など正確な情報を提供していただけるよう、自衛隊に要請してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　市が木更津駐屯地から得た回答と防衛省の回答では、飛行時間に相違があったものとの市の認識を伺いましたが、時間や目的のそごがあまりに大き過ぎます。木更津駐屯地からは飛行時間が10時から15時、防衛省からは９時50分から16時９分と、復路では１時間以上の開きがあります。木更津駐屯地からは、飛行は訓練目的との回答で、防衛省からは周年記念行事とのことです。周年行事であれば早くから予定されていたのだと思います。なぜ木更津駐屯地と防衛省の回答がこれほど食い違うのか。実際に運用している木更津駐屯地のほうが正確な情報を発信できるのではないかと思ってしまいます。今後は正確な情報をしっかりと伝えていただくよう自衛隊側と話合いをして、今回のような相違が生じないようにしていただくことを求めます。

(2)の木更津駐屯地がオスプレイの整備拠点となっていることもあり、今後も本市上空を飛行することが考えられるが、本市が取れる対応についての再質問です。冒頭述べたように、私は令和４年２月定例会において、オスプレイの市内上空飛行について事前に知らせてほしいと要望しました。市からは、今後、自衛隊や県から本市上空飛行に関する情報提供があった場合には、市民の皆さんに周知しますとの答弁がありました。木更津駐屯地がオスプレイの整備拠点となっていることもあり、今後も本市上空を飛行することが考えられます。改めて今後のオスプレイの飛行情報についての市民への周知について伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

これまでもオスプレイではございませんが、自衛隊朝霞訓練場での自衛隊記念日観閲式に伴う編隊飛行や、習志野演習場での第１空挺団降下訓練始めなどで多くの自衛隊機が本市上空を飛行する際には、市公式ウェブサイトに掲載し、市民周知を行ってまいりました。引き続き本市上空飛行に関する情報提供があった際には、市公式ウェブサイトで速やかに市民に周知できるよう、自衛隊との連携を密にして対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　伺いました。まとめます。日本共産党千葉県議団の資料要求に対して、防衛省から提出された資料では、米印で、全て江戸川上空を飛行とのことです。それもわざわざ赤字で強調しています。市民が目撃した写真も情報として提供しているわけですから、妙典保育園の上空を飛行したことについて、市として防衛省に説明を求めていただきたいと思います。６月２日、千葉日報は、「オスプレイ来るな、佐賀400人反対の声」との見出しで、オスプレイの佐賀空港配備計画に反対する市民団体の集会について報じました。新駐屯地工事に伴い、空港に面する有明海では、ノリや貝類の不漁が続いていて、オスプレイが来ると騒音で魚が産卵できず、ますます魚がいなくなるとの漁業者からの悪影響を懸念する声も取り上げています。佐賀駐屯地への移駐後も、木更津駐屯地がオスプレイの整備拠点となっていることもあり、今後も本市上空を飛行することが考えられます。オスプレイは重大な事故を繰り返し起こしている欠陥機だと言わざるを得ません。私は平和憲法を守るため、千葉県内の地方議員が超党派で活動している九条の会・千葉地方議員ネットや、草の根から平和をつくるために活動している市川市平和委員会の、オスプレイはどこの空にも要らないとの活動に参加してきました。これからも、この活動を通じて声を上げ続けていきたいと思っています。

次に、市立中学校における大阪・関西万博への修学旅行についての再質問です。修学旅行で大阪・関西万博に行ってきた学校からの報告と情報共有は、どのようなものかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

大阪・関西万博を修学旅行先として実施してきた学校からの報告では、過去の伝統と未来の最新の技術の両方が展示されていて、未来と同時に伝統も大切にしたいと感じたや、それぞれのパビリオンが今までに見たこともないテクノロジーがあり、私たちでも未来を創造していけるとわくわくしたなど、生徒にとって学びの多い活動ができたとの報告を受けております。また、安全配慮につきましては、会場内はスタッフが巡回していて、体調不良者が出たときは迅速に対応していただき、体調が回復した後、予約時間が過ぎていたがパビリオンに入館できたや、修学旅行に行く前から常に最新の情報を学校に提供してくれたので大きな混乱はなかったなど、会場側、旅行業者側ともに適切に対応していたとの報告も受けております。

今後につきましては、これから訪問を予定している学校に対して、既に大阪・関西万博を修学旅行先として実施してきた学校からの情報を教育委員会が積極的に学校に提供することで、生徒が安全に見学できるように努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　生徒への配慮と今後の対応についての再質問です。５月２日、東京新聞は、「中学修学旅行先　万博取りやめ」との見出しで、習志野市立中学３年生が５月、６月に行う関西への修学旅行をめぐり、大阪・関西万博を予定していた４校中３校が取りやめ、あと１校は検討中との記事を掲載しました。千葉県内では、習志野市以外にも行き先を変更したり、変更を検討中の学校もあると報じられています。このような状況についての認識、市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会といたしましても、他市で修学旅行の訪問先を大阪・関西万博からほかの場所へ変更した事実は把握しております。本市といたしましては、生徒の安全を最優先に考えた上で、学校の判断を尊重してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　５月２日付の東京新聞では、一宮町立一宮中学校についての記事も掲載しました。一宮中学校によると、もともと一部の保護者が不安を訴えていた。爆発事故をきっかけに、学校が３年生の保護者にアンケートを実施したところ、44％が行き先変更を希望し、希望しないと回答した29％を大きく上回ったことから、万博から京都・奈良方面に変更したとのことです。本市はこのようにアンケート等で保護者の意見を反映させるなどの考えはないのか、伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校は修学旅行の説明会を開催し、その中で大阪・関西万博のメタンガスの安全対策について情報提供を行うことや、不安を訴える保護者に対して個別に説明を行うなど、丁寧な対応をした上で訪問先を決定しています。教育委員会といたしましては、このような真摯な学校の対応を踏まえ、保護者や生徒に向けて修学旅行の訪問先についてアンケート等を実施するように指示することは考えておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　まとめます。学校の判断や自主性を尊重するのは基本ですが、安全が最優先されなければなりません。大阪・関西万博の安全性への不安は、多岐にわたって客観的、具体的に指摘されています。強風で樹木が倒れたり、ユスリカが大量発生し、逃げ惑う来場者の衝撃的な現地からの映像もニュースで報道されました。また、６月５日、つい最近の出来事として報じられたのは、レジオネラ菌の水質汚染問題です。日本博覧会協会は万博会場内の内水面、ウォータープラザや中心部の静けさの森の人工池で、国の指針値の20倍のレジオネラ菌が検出されたことを明らかにし、水遊びエリアの利用を停止しました。レジオネラ菌は高濃度の浮遊飛沫、いわゆるエアロゾルを吸い込むと肺炎のリスクがあります。「いのち輝く未来社会のデザイン」実現に向けてとの万博スローガンに強い違和感を覚えます。

また、日本国際博覧会協会が赤旗新聞やフリーの記者に対する取材拒否や制限など、報道規制をしたことが大きな問題になり、国会でも取り上げられました。博覧会協会は批判を受けて、閉鎖までの期間にあらゆる取材ができる関係者入場証、ＡＤ証を発行しましたが、これらのことからも、博覧会協会への不信は払拭されていません。その協会からの情報は信頼性に欠くと言わざるを得ません。旅行先の検討方法、実施判断、安全対策、生徒や保護者、引率教員への配慮などがどのようであったのかを振り返り、今後の教訓にしていただくことを求めます。

次に、４月18日に発生した下水道工事に伴う断水についての再質問です。経緯についてお聞きします。先ほどの答弁で、下水道工事によって破損した水道管を千葉県水道局が補修作業をするために、一時的に断水したという経緯については理解しました。しかし、生活をする上で、水が出ないということは大変に不便だと思います。復旧するまでの間、周辺の方々には実際にどのような影響を与えたのかを伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

水道管の補修作業を行っていた間、御家庭では炊事の準備の遅れや、トイレが使用できなくなり御不便をおかけしたことに加え、周辺道路では工事に伴う交通規制が生じたなどの影響がございました。また、断水解除後においては、集合住宅にお住まいの方から、給湯器からお湯が出ないとの連絡が翌日にかけて25件ありましたが、いずれもすぐに専門の業者を手配し、対応することで全て解消されたところであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　現場での対応についての再質問です。復旧するまでに、また復旧後も市民生活に影響があることが分かりました。近所に住む方から、すぐに対応していただきましたとの声は私にも届いています。迅速な対応で住民の方に混乱はなかったようです。また、ある住民の方からは、災害時の断水に備えて、ふだんからお風呂のお湯は落とさないようにしていました、そのため、トイレなどはお風呂の水を使いました、災害時の備えが今回は役立ちましたとの声が寄せられました。現場での丁寧な迅速な対応があったので、そのような好意的な声が聞かれたのだと思います。その点はよかったとは思いますが、このような事案が起きないよう、徹底した再発防止策が望まれます。そのために、市では水道管の破損に至った原因はどこにあって、それに対して、今後どのような対策を講じていくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

下水道管を敷設する道路下には、水道管やガス管など多くのライフラインが埋設されていることから、工事の設計段階では各施設管理者の台帳により地下埋設物の確認を行っております。しかし、今回、掘進機が接触した水道管は想定より深い位置に埋設されていたことから、詳細な情報が確認できなかったことが原因であると認識しております。今回の事案を教訓として、再発防止に向けて、設計段階においては、地下埋設物の情報をこれまでの施設管理者が有する台帳で確認するだけでなく、より丁寧に協議を行い、詳細情報や注意点の聞き取りを徹底することといたしました。また、施工段階においては、作業中に少しでも異常を感じた場合、直ちに作業を止め、再度、施設管理者への聞き取りを徹底することと改めております。このことについては、既に下水道部で発注している工事を対象に、全ての施工業者に対し文書にて注意喚起を行っております。

下水道工事は住宅に近接する道路下で行うため、交通規制や騒音、振動など何かと御迷惑をおかけいたしますが、再びこのようなことが起こらないよう安全対策を徹底し、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　まとめます。下水道はふだんはマンホールしか見えませんが、暮らしを支える大切なインフラの一つです。これから下水道を整備する地域は、決して広くない道路が多く、その下には既に水道管やガス管などが入っていて、それらを縫うように下水道管を入れていくのは本当に大変だと思います。今、下水道部長から再発防止策に向けた心強い答弁を伺いましたが、有言実行でしっかり対応していただき、早期完成を目指して円滑な事業推進を図っていただきたいと思います。

とりわけ、本市の下水道に関する公共事業をめぐる贈収賄事件の報道以降、下水道行政への厳しい目が注がれています。また、埼玉県八潮市の重大事故により、市民の下水道への関心が高まっています。下水道普及率の向上は大切な目標ですが、市民生活の安全確保のために、水道、電気、ガスなどの関係機関と緊密に情報交換をしながら、バス路線の確保をはじめとする道路への影響も十分考慮しながら、下水道整備を進めていただくことを求めます。

最後に、令和７年度の組織編成についての再質問です。組織編成の考え方について、市民に分かりやすい組織を目指すとのことですが、組織変更により担当部署が変わったり、窓口のある庁舎が変わったりすることもあると考えられます。市民に向けて組織が変わることをどのように伝えているのかを伺います。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

市民への周知につきましては、市公式ウェブサイトにおきまして組織編成の詳細を公表するとともに、「広報

いちかわ」４月５日号でお知らせしたところでございます。今後も市役所を利用する皆様が必要な手続を行う窓口がどこになったのか御不便をかけることがないよう、分かりやすく速やかな情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　伺いました。令和７年度の組織編成は４月１日からスタートしたばかりですので、検証、評価する時期でないことは十分承知していますが、市民からの声や市民からの相談に対応した際に感じることがあり、質問させていただきました。市民の方からは、名は体を表すといいますが、なじんできた担当部門の名称変更に戸惑っています、組織編成で職員の大幅な変更があると、築いてきた信頼関係が崩れてしまう不安に駆られますなどの声が聞かれています。「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトでのこの組織編成について改めて見ましたが、組織の見える化は本当に難しいというふうに感じます。私自身も市民からの相談に対応する際に、事務移管に戸惑うこともあります。今後、組織編成の考え方、その目的が実際にどのように表れていくか注視してまいりたいと思います。

以上でやなぎの質問を終わります。御答弁をありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　新しい流れ、石原よしのり議員。

〔石原よしのり議員登壇〕

○石原よしのり議員　会派新しい流れの石原よしのりです。それでは、通告に従い、代表質問を行ってまいります。

まず初めに、令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）に計上されている３つの項目について伺います。

１つ目として、不適正な事務処理があったことに伴い１億8,400万円のクリーンセンター施設修繕等補償金が補正予算計上されました。機械設備に不具合や故障が相次いだため、その都度、業者に修繕工事を発注していたにもかかわらず、適切な予算措置がなされなかったために支払いができていないという状況に陥っていたようです。加えて、発注した保守点検や修繕業務において必要な契約変更の手続を怠ったために、既に実施した業務の代金８億3,000万円も未払い状態になっていたようです。その経緯や詳細については、先順位者への答弁で理解しました。想定外の故障で修繕を依頼したのであれば、後からでも修繕費の補正予算を組み、承認を求めるという手続を、また、契約内容に変更すべき事由が発生すれば、それに合わせて変更すればいいだけのことですから、今回のような必要な事務処理が行われず不適正な工事発注が繰り返されるというのは、市役所の業務執行上ちょっと考えられない不手際だと思います。誰かが不手際に気がついたならば、また、支払いに支障が出て問題になっていれば、所内で報告が上がり、所内で共有されて対応処理が行われるのが通常であると思います。ところが、今回は市の内部通報窓口に情報提供があって問題が発覚したとのことでした。内部通報によって初めて明らかになったんだとしたら、組織に問題があるのではないでしょうか。この点についての本市の見解を求めます。

(2)、次に、小学校の教頭が学校徴収金1,300万円を着服した事件について伺います。事件発生の経緯については、先順位者への答弁で理解しました。その対応として、損害額を一時的に市が立て替え、その後、本人に求償するとのことでしたが、そもそも本人に資産があれば市が立て替えるのではなくて、本人に弁償させるべきではなかったのではないでしょうか。なぜ市が賠償しなければならなかったのか。また、一旦市が立て替えた損害金を求償するにしても、本人には支払い能力はあるのでしょうか。取りっぱぐれで市の損害になることはないのでしょうか。こういった点について本市の見解を求めます

(3)、次に、移動プラン75の下に行われるデマンドタクシー実証運行経費に1,024万円が計上されています。信篤地区で路線バスの廃止に伴い公共交通の空白地帯が生じたことから、高齢者の足を確保するために、デマンド

タクシーの導入が１つの解決策ではないかと考えて、その実証運行を行うというもののようです。当該地区はもともとあったバス路線が、利用者が減少して採算が合わないからと、バス会社が撤退した地域です。デマンドタクシー事業も採算性が見込めるものではなく、どちらかというと福祉事業であるという答弁もありました。そうは言っても市民の税金を投入するわけですから、どんなにお金がかかっても構わないというものではないと、また、そういうことでは市民の納得を得ることはできません。そこで、採算性についてどのように見込んでいるのか伺います。

次の大項目に移って、次期クリーンセンター施設整備について伺ってまいります。

(1)として、議案に上がっている次期クリーンセンター施設整備工事請負契約、これは施設の建設費が511億円にも上る近年にない一大事業の契約です。市役所の第１庁舎、第２庁舎の新設と旧庁舎の解体や移転費用も含めた市役所建て替え事業の支出額が約250億円でしたので、その２倍以上に当たります。そこで、この工事の請負先決定の経緯について、最初の質問項目として通告いたしましたが、これも先順位者への答弁でお答えがありましたので、理解いたしました。答弁は結構です。

(2)として、見積価格では、入札した３者中一番高かった当該請負業者に決定した根拠と妥当性についての質問を通告しました。この点についても先順位者への御答弁で、総合評価落札方式により選定した、応札した業者の提案を、入札価格だけではなく技術評価点を加味した総合評価値で落札者を決定した、評価項目と評価基準は有識者の意見を基に設定した、本提案が発電効率と消費電力量の抑制に優れていた点、ごみ処理能力が高く操業安定性、安全性に優れていた点、そしてランドマークとしてふさわしいデザインなどといった項目で高い技術評価点を獲得したために、入札価格が他者よりも高かったにもかかわらず、総合評価値が上回ったということでした。この点は理解に足ると思います。それでも入札金額で56億円の差をひっくり返して落札者が決まったことに対して、妥当なのかという疑いを持つ市民もいらっしゃると思います。

そこで、選定結果について、客観的な数字を示して納得が得られるよう説明願います。

(3)として、次期クリーンセンターの建設は、先ほど申し上げたとおり、本市にとって巨大プロジェクトです。予定どおりにすばらしい設備が完成しなければなりません。落札した事業者の技術力が高いことは認識していますが、事業者がどれだけの技術者を配置し、本プロジェクトに力を入れていただけるかが、また重要だと考えます。さらに、いかに有能なコンサルタントを起用してチェック体制を整えるにしても、それが本市にとって最適で、本市のニーズに応じたアレンジや対応ができるのかどうかは、それをチェック並びに指導できる本市の技術者の能力と意欲と協力と、そういったものが必要になります。完成に向けた今後の進め方について伺います。

次の大項目、地球温暖化対策について伺います。

(1)今年５月９日、本市は環境省に脱炭素先行地域に選定されました。妙典地区において断熱改修における省エネと太陽光発電設備の設置による創エネを実施して、住環境の改善整備を進めることで子育て世帯の定住促進を図るという提案が評価されたものです。大変うれしいことだと思います。

そこで、この脱炭素先行地域プロジェクトの今後の進め方と成果を上げるためのポイントについて伺います。

(2)先般、地域新電力会社を設立し、再生可能エネルギーの地産地消を図る施策や、今回の脱炭素先行地域の事業を進めるなど、本市が温暖化対策に熱心に取り組もうとしているのは評価しています。しかし、再生可能エネルギーの創エネを大きく進めるためには、やはり大規模な太陽光発電設備の導入、設置が求められるのではないかと考えます。本市の施設の中で、敷地が広く、動力として電力を大量に消費している施設として、菅野の下水終末処理場とごみ処理を行うクリーンセンターが挙げられます。菅野終末処理場やクリーンセンターの敷地に大規模な太陽光発電設備を設置することを私は提案したいと思います。エネルギーを大量に消費して操業してい

る施設が、自らの敷地で大規模に再生可能エネルギーを発電しているということは大変合理的で、送電ロスもなく、そこで使われる。そしてカーボンニュートラルを進めている本市の姿勢を分かりやすく示すとてもよい取組だと思います。この提案についての本市の見解を伺います。

次の大項目の質問、市立美術館構想についてです。

(1)田中市長の公約でもあり、また、市民の中にも文化都市市川に美術館を造ってほしいという声があることから、田中市長就任以来、本市が検討を進めてきた市立美術館構想ですが、その進捗状況を伺います。

(2)地方自治体が美術館を建てて美術館としての評価を獲得し、継続的に維持運営していくというのは実は大変に難しいことです。現に、ただ美術館の建物はあっても、展覧会の企画力も発信力も持たない状況になっている事例や、お荷物になって閉鎖に追い込まれる事例も、あまた耳にします。本市が設立を検討しているというのであれば、実現に向けて課題をどう考えているのか、その課題をどのようにクリアし、実現しようとしているのか、本市の考えをお聞かせください。

次は、動植物園について伺います。

(1)今年度からこの動植物園の経営管理体制を変更しています。この変更の理由について伺います。昨年度までは、動植物園には責任者として園長がいて、その下に飼育員、獣医、施設維持担当職員、事務職員などがいるという分かりやすい経営管理体制でしたが、今年度から、動植物園課長と動植物管理長という管理職２名体制に変更になりました。この変更の理由について伺いたいと思います。

(2)動物園では、しばらく話題となるような大がかりな施設整備を行っていなかったと思いますが、ここ最近、新たな展示施設の建設が実施、または予定されているようです。最近の施設整備状況と、どのような方針で施設整備を進めているのかについて伺います。

(3)市立小学校の教育プログラムへの組み込みについて伺います。従来、小学校にはウサギや鶏などの飼育小屋があり、児童が飼育係などを当番で行うなど、動物と触れ合う機会がありましたが、近年は動物の飼育を行っている学校はほとんど見られません。また、動物園への遠足や課外学習も多くの学校が行っていましたが、これも減ってきているのではないかと思います。本市は、市が動物園を経営しているという恵まれた状況にあるのですから、小学校の教育プログラムに動物園を組み込むことをもっと進めるべきではないかと考えます。

そこで、まず動物園への子どもの来園状況と子どものための工夫や、また、どういったことを行っているかの取組を伺います。

最後の大項目、赤レンガ建物について。

(1)として、歴史的文化財として価値が評価されている旧千葉県血清研究所の敷地内にある赤レンガ建物、これを本市への払下げと活用について、大久保元市長、村越前市長、田中市長と３代にわたり意欲を見せ、また検討がなされてきました。しかし、まだ実現に至っていません。現在の状況について伺います。

(2)として、赤レンガ建物の本市への払下げと活用について、今後の取組と見通しについて伺いたいと思います。

以上、初回質問とさせていただき、御答弁に応じて再質問をさせていただきます。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目１番目の(1)、大項目２番目、大項目３番目の(2)についてお答えいたします。

初めに大項目、令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）についての(1)クリーンセンターの不適正な事務処理についてです。本来業務を発注する際には、予算執行や契約に係る原則に従い進めることが基本となります。本事案のように緊急性が高い修繕等を行う場合であっても、担当者から所属長に報告をした上で、関係部署

に予算措置や契約事務等について協議する必要性がもちろんございます。今回のような事案が職場内で情報共有されず、内部通報により明らかになったことにつきましては重く受け止めております。今後は、職員間での情報共有や意見交換が活発に行われ、組織として課題を解決する風土の醸成が図れるよう努めてまいります。

次に、大項目、市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約についての(2)と(3)についてお答えいたします。

初めに、(2)当該請負先決定の根拠と妥当性についてです。今回、事業者選定を進める中で、審査の公正・公平性を確保するため、それぞれの企業名グループの通称として、ウグイス、クロマツ、バラとしてまいりました。総合評価値を算定する基礎となる各グループの税抜きの入札価格と技術評価点については、落札者であるバラグループは、入札価格が661億円、技術評価点は118.25点でした。第２位のウグイスグループは、入札価格が低入札価格調査の対象となる調査基準価格及び定量化限度額を下回る約609億円、技術評価点は110.625点でありました。第３位のクロマツグループは、約644億円、技術評価点が111点でございました。この金額面と技術評価面を客観的な数値に基づき評価するため、入札価格当たりの工事品質を判断する指標である総合評価値を算出した結果、バラグループが1.789、ウグイスグループが1.768、クロマツグループが1.723であり、総合評価値の最も高いバラグループを今回の落札者として決定いたしました。このことは、市の将来にわたるごみ処理体制の安定性と効率性を最大限に高める上で、適切な決定であったと考えております。

次に、(3)施設整備工事完成に向けた今後の進め方についてです。施設の建設に当たっては、事業者任せにすることなく、本市が主体的な役割を果たすため、工事管理業務を担うコンサルタントが専門的な見地から工事の進捗、品質管理、安全対策の実施状況などを厳しくチェックし、市に報告する体制を整えます。そして、職員は定期的にコンサルタントの管理状況を監督するとともに、自らも現場の状況を確認し、円滑な事業実施のため、コンサルタントと連携し必要な指示を出すこととしており、設計段階から施設完成に至るまで深く関与しながら、市が強力に主導、監理していく体制で進めてまいります。事業者には高度な専門知識を持つ技術者を十分に配置するよう要求水準書にも明確に定めており、建設プロセス全体を通じて市と事業者間の密な連携を図り、進捗状況の共有、課題の早期発見と解決に努めてまいります。本施設は将来にわたる市民生活の基盤であり、本市の環境政策を推進する上で極めて重要な役割を担うことから、安全で環境に優しく、そして信頼できる施設を目指し、強い決意と責任感を持って整備、運営に取り組んでまいります。

最後に大項目、地球温暖化対策についての(2)についてお答えいたします。本市では、第三次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできており、市の事務事業における地球温暖化対策については、同計画の事務事業編を策定し、公共施設への太陽光発電設備導入を重点項目に掲げているところです。これまでに国の補助金等を活用し、八幡小学校や第八中学校など複数の既存施設に太陽光発電設備を設置してまいりました。また、第１庁舎、第四中学校、行徳野鳥観察舎のあいねすとなど、施設の建て替え時については、その機会を捉えて太陽光発電設備の設置をしてきております。令和５年度からは、公共施設への再生可能エネルギー等導入事業、いわゆるＰＰＡ事業として、事業者の負担により、学校や公民館など26施設への設置を順次進めているところです。これまでに申し上げた例は、いずれも屋根や屋上など建物に付随するものですが、御質問にありました地面を活用して太陽光発電設備を設置する野立ても大変有用な手法であると認識しております。しかし、菅野終末処理場やクリーンセンターなどの処理施設の空地については、国の指針では、施設の敷地は搬出入や緑化などに必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保していくことが望ましいとされていますことから、その土地利用については中長期的な視点で整理していく必要があると認識しております。現クリーンセンター解体後の跡地利用については、これらを踏まえ、今後しっかりと検討していきたいと考えております。

また、今回の脱炭素先行地域の選定においては、妙典エリア外からエリア内に電力を送ることを目的として設置した太陽光発電設備についても補助金の対象となることから、関係部署と連携して、こうした制度の活用についても併せて考えてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目１つ目、令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）についての(2)教員の学校徴収金着服事件発生に伴い補正予算計上された損害賠償金1,333万8,000円についてお答えします。

一時的に市が賠償するのは、今後、修学旅行の実施も含め、児童の学びを止めないために早急な賠償が必要であることから、補正予算案として議案を提出しております。求償につきましては、元教頭が聞き取りの中で一生かけて償っていくと弁済の意思を示していることから、関係部署と連携し、法的な手続の検討も含め、元教頭からの弁済に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目１番目の(3)についてお答えいたします。

信篤地域におけるデマンドタクシーの実証運行に伴い、今議会に提出いたしました補正予算額1,024万8,000円のうち、デマンドタクシー運行負担金として724万8,000円を計上しております。本年11月から来年３月末までの５か月間の負担金は、運行に係る人件費や燃料費、事務費などの運行経費から運賃収入見込額を差し引いた金額としております。このうち運行経費は５か月間のタクシー２台の稼働と事前予約の受付や配車などを行うオペレーターの配置に必要となる906万円、運賃収入見込額は、区域内の移動運賃300円に廃止された路線バスの日中時間帯の利用人数約40人を目標人数として積算し、５か月間で181万2,000円としております。今回予算計上した見込額での採算率は20％となります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目、地球温暖化対策についての(1)についてお答えします。

本市の脱炭素先行地域の取組は、脱炭素が遅れ、対応が難しいとされてきた既存賃貸集合住宅を中心に、太陽光発電の設置と住宅の断熱改修などを進めるものです。これらがもたらす電気料金の削減や住宅の快適化は、住む人にとっては大きなメリットでありますが、賃貸オーナーにとっては費用がかかることもあり、断熱化がなかなか進まないことが国レベルでも課題となっております。そこで、本市の取組では、共同提案者である市川市農業協同組合、大和ハウス工業株式会社、積水ハウス株式会社、京葉瓦斯株式会社などとともに、先陣を切って賃貸集合住宅の改修に御協力をいただける賃貸オーナーに働きかけてまいります。まずは共同提案者と関係が深い賃貸オーナーへの働きかけにより、小さな取組実績をつくり、これを火つけとして、地元不動産関係者の御協力を得ながら、順次取組の浸透、拡大を図るものです。こうした取組の流れを確かなものにするため、これら不動産関係者などによる協力関係の構築や、高性能賃貸住宅の情報を広く知っていただくための既存の市条例を基にした断熱性能等の公表制度の創設などにより、成果を上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　私からは大項目、市立美術館構想についてお答えします。

初めに、(1)市立美術館構想の進捗についてです。昨年度、文化国際部文化施設課内に美術館構想担当室を新

設し、構想策定に向けて作業を進めてまいりました。具体的には、芸術家や美術関係の有識者などで構成する市川市立美術館整備検討委員会を設置して会議を２回開催し、美術館のコンセプトや機能、役割などについて御意見をいただきました。また、そのほかに他自治体の美術館整備事例の調査や、職員が研修会に参加するなど、情報収集を行いながら、現在、構想の素案を作成しているところであります。

なお、検討委員会で出された意見といたしましては、コンセプトは市川らしさや市川ならではを基本に考えたほうがよいが、市川だけにとらわれ過ぎるのもよくない、また、作品などの収集、保存、展示、公開が本来の美術館の機能、役割であるが、それに加え、現在は多様性、社会包摂、デジタル化などへの対応も求められている。さらに、美術館は教養やレクリエーションなどに資する事業を行うとともに、学術的な調査研究を目的とする機関でもあることから、専門的な知識を持った館長や学芸員など人員体制をしっかりと整え、企画や展示内容を充実させることが最も重要である、美術館の力量は人材と事業予算額次第であるなどがございます。

本市は、豊かな水と緑の自然環境の下で歴史的、文化的な資産が長い歳月をかけて育まれてきた文化の薫り高い町であり、東山魁夷氏や中山忠彦氏をはじめ、著名な芸術家や文化人が本市に住まいを構え、活動の拠点とされてきました。このような偉大な先人の顕彰に加え、現在活躍している本市在住・出身の方や、本市とゆかりのある作品などを通じて本市の誇る文化を紹介し、市民の皆様が心豊かな感性を育める場となるような、近現代を中心とした美術館の開設を目指していくことが現段階での大きな方向性であると考えております。

次に、(2)実現への課題についてであります。美術館構想の検討を進めていく中で、検討委員会での御意見や美術館への調査などから、美術館が抱える課題が幾つか見えてまいりました。例えば、調査研究を担う専門職である学芸員の不足や、学芸員の育成が不十分なことから、質の高い企画展や展示内容などを維持していくことが困難なケースも見受けられます。このことから、立地や施設の内容、財政的な課題とともに優れた人材の確保、育成も開設に当たっての重要な課題であると認識しております。また、本市は東山魁夷記念館や芳澤ガーデンギャラリーなど、一部の機能、役割が美術館と重なる施設を開設していることから、これらの施設との関連性を整理した上で、公立の美術館が抱える課題も検証しながら、本市の芸術文化の中核施設としての近現代美術館の開設に向けて構想の素案をまとめていく必要があると考えております。開設に向けましては様々な課題がございますが、専門家や市民の皆様からの御意見をいただきながら、まずは構想を策定し、その後、整備計画を策定していくなど、市立美術館の開設を目指して一歩一歩手順を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、動植物園についてお答えします。

まず、(1)経営管理体制の変更理由についてです。本年４月に組織改編が行われ、経済観光部内に動植物園課が新たに設置され、これまでの園長に替わり、７級職として動植物園課長、動植物管理長が配置されました。この配置の目的といたしましては、業務内容に応じた役割分担を明確にすることにより、動植物園の適正な管理運営を行うとともに、園の魅力を一層向上させることにあります。具体的に申し上げますと、動植物園課長には施設管理や事務処理を適切に行わせるとともに、広報活動や周辺地域との連携により動植物園の魅力向上を図ること、また、動植物管理長には動植物の飼育や調査研究などに専念させ、動物福祉の向上を図ることとしています。それぞれの職員は自身の役割をしっかりと認識し、お互い連携しながら業務を行っております。

次に、(2)最近の施設整備状況についてです。本市の動植物園は昭和62年８月に開業し、現在38年目を迎えて、施設は全般的に老朽化が目立つ状況にあり、計画的な改修や更新を行うこととしております。また、動物福祉の観点から、動物の健康増進やストレスの緩和に効果が高いものであるか、斬新な展示方法や子どもたちへの学習効果など来園者にとって魅力的な施設となるかなど、総合的に検討し、整備内容を決定しております。本年

３月にはトカラヤギの空中散歩施設を整備、また、今年度は新たに猿の共有放飼場を整備することとしております。

次に、(3)につきましては、動植物園への子どもたちの来園状況をお答えします。令和６年度における動物園入園者数は約24万6,000人で、その内訳は大人約14万6,000人、中学生以下の児童及び幼児約10万人となっており、子どもの割合は40.8％でございました。これを20年前、10年前と比較いたしますと、20年前の平成16年度は入園者数約19万1,000人のうち子どもの割合は47.2％、10年前の平成26年度は入園者数約24万7,000人のうち子どもの割合は42.8％となっており、入園者に占める子どもの割合には緩やかな減少傾向が見られております。なお、動植物園では多くの子どもたちに来園していただけるよう、マイクロブタによるなかよしルームをはじめ、動物と直接触れ合える形式の展示に努めているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、旧千葉県血清研究所跡地にある赤レンガ建物についてにお答えいたします。

初めに、(1)現在の状況についてです。赤レンガ建造物は国府台の旧千葉県血清研究所の跡地内に所在しており、現在も千葉県が所有、管理しております。当該建造物の外壁のれんがは、国内でも珍しいとされているフランス積みとされ、ほぼ完全な状態で残存していることからも、希少性が高いと言われており、市民グループから、保存、活用を求める声をいただいている状況でございます。このようなことから、本市では平成27年度と平成29年度に、県に対しまして赤レンガ建造物の保存を求める要望書を提出しております。また、令和元年度には、当該跡地における赤レンガ建造物以外の残存建造物の除却と土地の安全性の確保を行うよう県に要望し、その後も県と市で定期的に赤レンガ建造物を含めた当該跡地の在り方について協議を行ってきております。県は、これまでに残存建造物内のＰＣＢ使用機器の除去や、隣接する筑波大学附属聴覚特別支援学校との境界へのフェンスの設置など、順次必要な安全対策を講じてきている状況でございます。さらに、令和７年度から８年度まで、限度額８億8,500万円の債務負担行為を設定し、この２年間で当該跡地の廃棄物処分を行うほか、残存建造物の上屋と基礎の解体に係る調査及び実施設計を行う予定と伺っております。残存建造物の除却、基礎の解体の対象には赤レンガ建造物は含まれておらず、県は本市の要望に沿った対応を行ってくれているものと認識しております。

次に、(2)今後の取組と見通しについてです。当該地域は周辺に数多くの教育機関が立地している文教地区であり、近接する学校との関係や地域の実情を踏まえた上で取組を進めていく必要があると認識しております。現在、県としては残存建造物の除却、基礎の解体などを実施した後の当該跡地の将来的な在り方について、公的な利活用を視野に入れ、協議を行っておりますが、狭隘な周辺道路や土地の形状、土壌改良の必要性、赤レンガ建造物の保全方法など様々な課題も存在いたしております。市民サービスの向上のためにも、これら一つ一つの課題を解決し、赤レンガ建造物と当該跡地を最大限有効に活用できるよう、幅広い視点から検討し、引き続き県と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　答弁終わりました。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　各種御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問を行ってまいります。

最初のクリーンセンターの不適正事務処理の件です。本件は、内部通報窓口に情報提供があって問題が発覚したわけです。誰かが私腹を肥やすために不正をして、それを隠していたといった事象とは異なりますので、内部

通報にはなじまないように思います。それが内部通報によらなければ是正できなかったんだとしたら、組織に問題があると言わざるを得ません。御答弁では、重く受け止め職員間での情報共有や意見交換が活発に行われる組織風土の醸成を図りたい、再発防止に努めたいと、こうありました。そのとおりだと思いますけれども、もう一度強く申し上げておきたいと思います。組織の人間関係がぎくしゃくしていて風通しが悪く、不正や問題に気がついていても共有できないという状況は、大変重大な問題であり、本市の組織全体にももしかしたら広がっているかもしれません。これがもし本市の組織全体に関わるような風土であれば、さらに根深い問題だと思います。この機会に、環境部局だけではなく、全部署で組織風土の見直しをお願いして、次に移ろうと思います。

次といっても、この中での再質問に移ります。１つ目の再質問、本件の問題で、工事業者への支払いが滞っているとのことですが、私も民間企業に長年勤めて、管理部門もいました。こうやって大規模な工事の収入、売上げがお金になって入ってこないといえば、これは民間企業にとっては大変大きな問題です。３月の決算のときに、この金額というのは未収ということになりまして、未収入金の計上になって、これはどうなるんだと大問題になっているはずです。相手先である川崎重工さんと本市との関係はどのようになっているんでしょうか。このような迷惑をかけていて問題は生じないのでしょうか、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

受注先である川崎重工業株式会社への対応につきましては、施工済みの業務であることから、必要な手続や確認を行った後、速やかに支払いを進めていきたいと考えております。受注先との関係につきましては、クリーンセンターの建設以来、管理、点検、修繕等の業務を市は発注しており、その中で相互の信頼関係や市に対する信用から、契約もないまま業務を行ったものと考えております。今後はこのような事案を繰り返さないために、クリーンセンター職員への適切な事務処理及び情報共有の重要性を周知徹底するとともに、市と受注者の双方による緊急時も含めた発注手順の確認、さらに双方の管理者間で定期的な協議を実施することで再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁ありがとうございます。長い取引があって信頼関係があるから文句を言われなかったというような言い方なんですけれども、やっぱり市というのは、相手は行政ですから、当然、取りっぱぐれはないというのがあって文句を言わなかったんだろうと思いますけれども、やはりこれは不健全です。こういうことがあってはいけないんです。しっかりそこら辺は考えていただきたいと思います。取引業者と対等な、健全な関係で契約や支払いに何らかの不都合がある場合は情報共有ができる、そのようにしていきたいということでした。そのとおりですね。ぜひ進めてください。

２つ目の再質問として、本件は予算を大きく上回る何度もの緊急修繕工事の発注に伴う手続の不備を問題にしていますけれども、そのこと以上に想定外に故障が多発している状況、こちらのほうが実は大問題なんじゃないかと思います。もし稼働後30年以上もたって老朽化が進んでいる状況のこの焼却炉、これがもし焼却炉の状況のほうに問題があるとしたら大問題です。この点を私は心配しています。本市の見解をお願いします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

クリーンセンターは建設から30年以上が経過していることから、様々な修繕等が必要となってきております。修繕や保守業務等に関する予算計上につきましては、長期的な計画を定めるとともに、緊急的な修繕等も想定して予算を計上しております。なお、予算編成時に想定できなかった経費が必要となった場合は、補正予算の計上

を基本とし、既定予算の活用、予算の流用、予備費の充用などを財政部門と協議し、対応をしてまいります。次期クリーンセンターが完成し操業するまでの期間、市民生活に影響を及ぼさないよう、現施設の安定操業に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　おととしの秋にクリーンセンターに大きな事故を起こして、何か月も止まったという大事故がありました。このときにも安定操業を図っていきたいという御答弁があったわけですし、そうやって決意したはずです。これからもしっかりそこら辺、考えていっていただかなければいけません。次期クリーンセンターの稼働は令和13年１月、あと５年半です。それまで現施設に大きなトラブルが発生し、ごみ処理が滞ってしまわないよう、より綿密な保守点検を実施しながら万全を尽くしてください。よろしくお願いします。

２つ目の学校教頭の着服事件のほうに移ります。御答弁では、修学旅行の実施など児童の学びを止めないために速やかにお金を戻すことが必要と考えて、市が立て替えるということ、そして立て替えた損害金は、元教頭からの弁済に鋭意取り組んでいくとの御答弁でした。もし取り切らなければ、結局市民の税金がつぎ込まれてしまうということですから、ここについてはしっかりと対応をお願いします。

そこで再質問です。今回の事件で、当事者はなぜ着服してしまったのでしょうか。動機は何だったんでしょうか。未然に防ぐためには、個人の動機、背景など、こういったものも明らかにして解明して、このようなことがほかでも起こらないように、再度起こらないように、他校でも起こらないようにと、こういった手を打つ必要があると思いますが、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会が校長同席の下で複数回、元教頭に聞き取った結果、着服した学校徴収金は生活費に使ったと述べております。着服した動機についても複数回聞き取りを行いましたが、確認することができませんでした。今後、着服をした動機について新たな事実が判明した際は、関係機関や学校と情報を共有し、再発防止に生かしてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　個人の動機についてはちゃんと調べてください。それが生きるかもしれません。ただ、もう一つ気になるのは人間関係、組織というものに問題がなかったのかということです。例えば校長と教頭の関係がぎくしゃくしていて、情報共有や意思疎通に問題があったとか、また、逆に特別に親密な関係があったために任せっきりになっていた、厳しいことが言えなかったというようなことはなかったんでしょうか。先ほどクリーンセンターの不正経理処理の問題が、ここにも組織風土の問題があるということでした。教育委員会にも、あるいは学校にも、やはりこういった組織風土の問題があるかもしれません。ぜひしっかりとここら辺も考えていただければと思います。

次の再質問として、学校の徴収金は個人が手を出せないような仕組みにしていくことも、やはり考えなければなりません。会計処理に学校が直接関わらない仕組みの実施に向け、検討を進めるということをおっしゃっていました。市長の記者会見でもおっしゃっていました。では、具体的にどんな取組を考えているのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

既に本市でも学校によっては修学旅行費などの積立てを行わず、保護者が旅行業者へ直接支払う仕組みを取り入れております。今後は他の自治体の先進事例を参考に、教材の購入についても学校が集金業務を行わない仕組みの導入に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　１つの方法として考えていただいているようです。ほかに金を扱うことはまだあるかと思いますので、ぜひいろんな検討をしてください。

それでは、３つ目のデマンドタクシーについての質問に移ります。採算性の見通しについて、収入は支出の20％と見込んでいること、理解しました。それでも、それだけの費用がかかっても、必要性や期待できる効果があることから、やってみるわけです。そこで、費用対効果という点から、この効果について本市の考え方を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。費用対効果の分析手法の主なものとして、施策を実施したときにかかる費用、コストに対して、どれだけの便益、ベネフィットが得られるかを定量的に評価する費用便益分析、いわゆるＢバイＣがあります。デマンドタクシーにおける費用便益分析での費用は運行経費が該当し、便益は自動車運転免許証を返納しやすくなることによる高齢ドライバーによる事故件数の減少や、高齢者の外出機会創出により健康悪化リスクが低減し、行財政負担が軽減することなどが考えられます。今後、便益の費用換算方法など、費用対効果の算出方法を研究したいと思います。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　運転免許返上による高齢ドライバーの事故低減、高齢者の外出促進で健康を保つことによる医療費低減などを挙げて、今後研究していくということでしたね。よく研究してください。

それでは、もう一つ再質問します。信篤地区でデマンドタクシーを運行することになれば、他地区からもデマンドタクシーを導入してほしいとの声が上がってくるのではないかと思います。次から次へと求められたら、本市としては対応に困ってしまうと思いますが、どのような対応をしていくか、本市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

移動プラン75は路線バスの減便や廃止により日常生活の移動が不便となる地域の方々が円滑に移動できるようにすることを目的としております。今後、他の地域において路線バスの減便や廃止により日常生活の移動が困難になる場合には、モデル地域とした信篤地域をケーススタディーとし、その地域の特性やニーズに応じた対応を検討したいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　信篤地区の実証運行の結果を十分精査した上で、先ほど御答弁にあったとおり、費用対効果を十分検討の上、それぞれの地域特性に応じた対応、御答弁のとおりですよ、検討していっていただきたいと思います。慎重によろしくお願いします。

次の項目、次期クリーンセンターについてです。請負業者がタクマに決まった根拠についての御答弁、理解しました。御答弁の中では、バラだの、ウグイスだの、クロマツだの、ちょっと分かりにくい表現でしたけども、結局決まったのはタクマというエンジニアリング会社です。最低価格で入札した業者の入札価格は、低入札価格

調査の基準価格を下回っていたこと、また、落札者が技術評価点を入札価格で割り算して出した評価値、これが一番高かったことを数字で示していただき、入札価格が高くても、それを上回る技術評価点を獲得した業者が選定されたんだということ、了解いたしました。

そこで、もう１点質問します。評価項目の中に直接機能、性能とは性質の異なるデザインが入っており、このデザインには高い配点がされていました。この評価項目を選定した理由について伺いたいと思います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本事業は施設のデザインを重要な評価項目と設定をしております。これは、ごみ処理施設が市民生活に密接に関わる施設であり、単なる機能的な設備にとどまらず、地域社会との調和や景観への配慮が不可欠であると考えているためです。クリーンセンター周辺は江戸川沿いの美しい自然環境と、外環道路や湾岸線、国道357号といった主要な道路が交差する交通の要所であり、また、新たな道路計画も進められていることから、本市内外の多くの人々の目に触れる立地条件にあります。本市としては、この施設を単なるごみ処理施設としてではなく、市川市の玄関口として、新たなランドマークとなり得るようなデザインの提案を期待し、具体的には、道路からの眺望や、水辺環境との調和や、夜間の見栄え等のほか、本市が目指すカーボンニュートラルな未来を体現し、クリーンな電力を生み出す施設であるという、これからの時代のイメージを醸成できるようなデザインを提案者側に求めました。このように、事業の長期的な視点から見た価値を考慮し、本施設が地域住民の皆様に親しみやすく、本市が取り組む環境政策への理解と協力を得やすいシンボルとなることを目指しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　デザインについての重要性、よく分かりました。やっぱり高谷ジャンクションのところ、東京側から来ても、千葉側から来ても、ちょうどカーブ、市川市に入ってくる玄関口。これが本当にランドマークになるということを期待しますし、また、映画の撮影だったりいろんなものに使ってもらえる、また、写真を撮りに来る人がいるというようなこともあれば、より面白いですよね。ぜひやりましょう。映画で「ドライブ・マイ・カー」という映画があるんですが、これは広島市のクリーンセンターが大きな舞台になっています。あれ見て私、すばらしいなと思ったんですね。そういう意味では、ぜひここも立派なものを造っていただければと思っています。

さて、今後の進め方、これが最も重要なんですけれども、御答弁では、本市は事業者やコンサルタント任せにせず、自らコンサルタントの管理状況を監督し、現場状況を確認して必要な指示を出すなど、市が強力に主導、監理していく、そういった決意を述べていただきました。そのためには、環境部とクリーンセンター建設課には経験のある有能な技士、職員、これを配置、あるいは増員していただく必要があると思います。やっぱり今、市川市の行政、技術職のちょっと弱体化が進んでいるように私には感じます。この中で今進めていく本当に最重要プロジェクト、ぜひ人事、総務、御協力よろしくお願いします。ここでポシャっては大変なことになります。ぜひよろしくとお願いして、この項目を終えたいと思います。よろしくお願いします。

○にしむた　勲副議長　石原よしのり議員にお願いします。残余の質問については休憩後にお願いいたします。

〔石原よしのり議員「はい、分かりました。よろしくお願いします」と呼ぶ〕

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後３時25分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、環境部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

環境部長。

○佐原達雄環境部長　貴重なお時間を申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの未来市川、国松議員の代表質問中、次期クリーンセンター整備・運営事業についての質問に対する答弁におきまして、「経済性を示す21年目以降のライフサイクルコスト」を「１年目以降」と申し上げましたが、正しくは「21年目以降」でありますので、訂正をお願いいたします。議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号から日程第33報告第19号までの議事を継続いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　それでは、次の大項目、地球温暖化対策についてに移ります。脱炭素先行地域について。提案内容はいろいろな関係者が関わることになっており、どちらかというと、こうなって、ああなって、そして、その結果こういうような地域が出来上がって、脱炭素、そして若者層の定住促進につながるという大変複雑で分かりにくいものだと感じます。極端に言えば、「風が吹けばおけ屋がもうかる」並みの長いストーリーのような気がするんですね。まずは共同提案者から賃貸オーナーへの働きかけから取り組んで、それの拡大を図っていくという御答弁がありましたけれども、その具体的な進め方について御説明いただけますでしょうか、お願いします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

対象エリアである妙典土地区画整理事業区域は、かつて７割以上が農地であったことから、市川市農業協同組合と関わりの深い方が一定数賃貸オーナーとなっております。また、同組合との連携もあり、共同提案者であるハウスメーカーが施工した賃貸集合住宅が対象エリア内の約300棟の賃貸集合住宅のうち、約80棟あることから、まずはここから断熱改修や太陽光パネルの設置等を働きかけてまいります。今回の脱炭素先行地域の選定により補助金を受けられることは、賃貸オーナーにとって大きなメリットとなり、共同提案者からは、既に断熱改修等を実施したいとの意向を示している賃貸オーナーがいると聞いております。これらを先行して実施し、実績を積み上げながら、共同提案者以外のハウスメーカーなどの施工業者、賃貸物件を管理、仲介する事業者、さらには賃貸オーナーを対象とし、補助金制度や成功事例を紹介する説明会の開催などにより断熱改修等を拡大してまいります。

加えて、市が市川市環境保全条例に基づく賃貸集合住宅の断熱性能情報等を公表する制度を創設し、入居希望者に賃貸住宅を選ぶ際の判断材料の一つとして活用していただくことで、断熱改修等の関心を喚起してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　せっかく補助金もついてメリットがあるので、そして、こういう制度で今、太陽光発電設備をつけたらいい、あるいは断熱改修したらいいというのが、この地域の共通の認識になるというところから始めましょうね。その後は住宅の認証制度も言ったけれども、ここが２段階あって、太陽光発電の創エネの町にな

ったと、断熱改修ができましたと。それをみんなが、やっぱり若い方々が、ここはいいね、ここ住みたいねと寄ってくるのと、それが長く住み続けるのと、だんだんステップですから、頑張ってやりましょう。ぜひストーリーどおりにいくことを望んでおります。

２つ目の項目について、菅野終末処理場とクリーンセンターへの大規模な野立ての太陽光発電設備設置についての御答弁をいただきましたね。ちょっと残念ながら消極的な御答弁だったように感じます。これは下水処理場もクリーンセンターも大きな設備を操業してやっているわけだから、当然操業にやりやすいようにということは、なかなかいろんなものを設備せずに、空き地を上手に使いたいとか、当然そういった思いがあるのは分かります。だけども、ここは市の全体の考え方の中でやっていくところですから、ぜひしっかりとやってもらわなければ困るんじゃないかなと思います。市民に対して市の取組の姿勢を目に見える形で説得力を持って示すことができる方策だと私は思います。実質的な地球温暖化対策であって、ＰＲ効果もあるという一石二鳥の施策なんですね。さっき御答弁の中にもあったけれども、脱炭素先行地域に対する国の補助金は、域外で行われる太陽光発電でも、その電力を妙典の対象地域へ供給する仕組みを整えれば、３分の２が補助対象になるということですから、これを利用しない手はないんでないでしょうか。今後前向きに鋭意御検討いただければと思います。

さて、次の大項目、市立美術館構想についてです。美術館構想の進捗についての御答弁によると、昨年度、美術館構想担当室を新設し、有識者による市川市立美術館整備検討委員会で意見を聞いたり、いろんな方面から情報収集をしていって、これから構想の素案の作成に向け検討作業中といったような状況じゃないでしょうかね。また、視野を広く持って、今の社会の要請に応えていく一方、本来の美術館の使命を果たしていくためには、館長や学芸員など人員体制をしっかりと整え、企画や展示内容を充実させることが最も重要で、人材と事業予算額を惜しむなといった助言を受けているとの御答弁でした。そのとおりだと思います。かなり大きなことをやっていかなきゃいけないんで、頑張って検討を進めてください。それができなければ、ちゃんとしたものはできないということですね。頑張りましょう。

(2)の課題について、私は聞きました。課題について、立地や施設の内容、財政的な課題とともに、優れた人材の確保や育成が開設に当たっての重要な課題であると認識しているとのことでした。また、東山魁夷記念館や芳澤ガーデンギャラリーなど、既存の施設との関係性を整理して考えていきたいとの御答弁もありました。本市の場合は市立美術館構想に当たって、幸い規模は小さいながらも、近年、美術館としての高い評価を受けている東山魁夷記念館があり、これが核になるのではないかと思います。安易に建物を建設して一丁上がりではないということですので、慎重な検討をお願いしたいと思います。

さて、今般亡くなられた洋画家の中山忠彦氏の奥様から、御自宅や貴重な調度品、そして多くの作品の寄贈の申出がありました。今回の議題にも載っています。このことは市立美術館設立の構想に影響を与えているのでしょうか。もちろん本市に功績のある名誉市民の中山忠彦氏を本市がいつまでも大切に思い、顕彰することは全く異存はございません。しかし、将来にわたって市政に関わる、あるいは市の財政にも関わる市立美術館の設立、運営を検討するに当たっては、公正で客観的な検討が必要です。この御寄贈の申出と美術館構想の間で何らかの影響があるのかどうか、本市の見解を求めます。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　お答えいたします。

中山忠彦画伯は、現代の日本洋画において写実絵画を牽引する存在でありました。今回、自宅で保管する大部分の作品を寄贈いただく予定であり、これらは本市の貴重なコレクションになるものと認識しております。秋には芳澤ガーデンギャラリーにおいて仮称中山忠彦追悼展を開催し、寄贈作品の一部を公開する予定としており、今後、作品や作品に描かれた調度品類、将来的には御自宅も含めて、中山作品の芸術性や造形美を市民の皆様を

はじめ芸術活動を担う方々に紹介し、本市の芸術文化事業に積極的に活用してまいりたいと考えております。

なお、美術館構想はまだ素案作成の段階ではありますが、現時点において今回の寄贈が市立美術館のコンセプトや理念など大きな方向性に影響を与えるものではないものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　中山忠彦さんの追悼展、私も楽しみにしております。ただ、将来にわたって影響する検討ですから、慎重にやっていただきたいと思います。今後の検討を見守ってまいります。

動植物園についてのテーマに動きます。(1)で動植物園の管理体制が園長１人体制から事務管理、施設維持、広報等の役割を担う動植物園課長と動植物の飼育や調査研究などを担当する動植物管理長との２人体制に変更して、適正な管理運営を行うとともに動物福祉の向上を図るとの答弁をいただきました。現在は変更したばかりで、まだいろんな戸惑ったことや、思いどおりにいかないこともあるのではないかと思います。１つの職場に責任者が、あるいは決裁者が２人いるということになったわけですから、責任の所在が曖昧になってしまう弊害や、判断が違った場合にどう調整していくかなど、課題もあるのではないかと思います。所管の経済観光部の部長、次長、そのあたりをしっかりとバックアップして、狙いどおりの成果を上げていただけるようお願いしたいと思います。

(2)について、施設整備についてですけれども、先ほど来、先順位者への答弁でもありましたし、私にも御答弁いただいたとおり、最近はヤギの空中散歩の一本橋を設置したり、また、現在は猿の共有放飼場というのも構想しています。これは御答弁によると、動物福祉の向上という言葉が使われていました。なるほど重要な観点です。また、繁殖のために新たな動物が、豊橋の動物園からメスのオランウータンが転入してきましたし、また、秋には新たなアルパカが加わるなど、動物も増えていくようですね。市として動物園をさらに充実、あるいは事業拡大も視野に入れているように感じます。そういった動物園ですから、これを生かしていきたいと私は思っているわけです。

そこで、(3)の教育プログラムとの関係です。動物園の子どもの来園者が約10万人、入場者の４割を占めているということでした。しかし、残念ながら、長い期間で見れば子どもの割合が減少しているとのことでした。せっかく子どもを対象に動物を身近に感じる展示の工夫をしたり、触れ合う機会を提供したりしているのに、少し残念な気がします。

それでは、学校側の対応はどうなんでしょうか。小学校において動物を飼育することや、動物と触れ合うことへの教育的意義をどう考えているのか、そして、その実態についてお聞きしたいと思います。また、校外学習などで動物園を利用している状況、それについても伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小学校の学習指導要領解説生活編には、動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持って働きかけることができ、それらは生命を持っていることや成長していることに気づくとともに、生き物への親しみを持ち、大切にしようとすると示されております。しかし、本市では動物の飼育環境の確保が難しく、生活科の学習においては、植物を育てる活動を主に取り入れている学校が多いのが現状です。また、市内市立小学校における動物飼育の状況につきましては、令和７年５月現在、小学校13校で動物を飼育しており、その種類は、ウサギやウズラなどの小動物です。市内の動植物園の利用状況につきましては、令和６年度、校外学習において動植物園を利用したのは、小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部、全40校のうち11校でしたが、令和７年度は９校となる見込みです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　今や小学校で動物を飼っている学校は本当に少なくなりましたね。今13校と言いましたけれども、ウサギを飼っているのは、お聞きしたら４校、ウズラも１校しかないんです。あと何を飼っているかといったら、亀と金魚だと言いました。これって動物を飼って動物との情操教育になっているのかな。哺乳動物ウサギはたった４校ですよ。小学校の動物園への遠足も40校中の11校と、また、今年度は９校しか計画していないと。これも大変残念で、以前はかなりの方々が行っていたということもお聞きしますと大変残念です。バスの手配やその費用の負担、それから学校の余裕がなくなっていることなどを考えると、これも無理ないのかと思いますが、大変残念です。それでは、逆に動物園のほうから動物を小学校に連れて行って、子どもたちと触れ合う出張動物園の実施などは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

かつて動植物園では、市民まつりやその他の地域のイベントに動物を連れて参加していたことがありました。しかしながら、現在の動植物園では、動物福祉の配慮から過密な環境を避け、動物１頭当たりの居住面積を確保することとしているため、以前ほどの頭数の動物を飼育していないのが現状でございます。今後、学校等に出向く出張動物園を行うためには、十分な動物数を確保するとともに、必要な設備や派遣する飼育員の配置により、通常の動植物園の業務が支障なく行える体制にすることが必要となります。こうした条件が整うことにより、例えばアルパカなど安全でおとなしく、人と触れ合うことにたけている動物なども飼育しておりますので、学校に出向き、学校教育の中で情操教育等に活用いただくことは可能であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　出張動物園については前向きな御答弁をいただいて、ありがとうございました。

それでは、一方で教育委員会にも聞きますけれども、小学校で出張動物園の受入れは可能なんでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校が動植物園と連携を進め、出張動物園を受け入れることについては可能であると考えます。その際には学校と動植物園課が連携して、授業プランの検討や動物受入れの環境づくりを行うなど、準備が必要となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　ありがとうございました。出張動物園の実現には動物園側の体制の準備や、また検討も必要ですが、学校側の受入れ体制も整えることが重要ですので、教育委員会のほうも、動物園のほうも前向きに検討を進めていただきますようお願いします。

さて、経済観光部長の御答弁の中に、アルパカは有力な候補だとおっしゃっていました。小学校にアルパカが来て子どもたちと触れ合うというのは大変いいと思います。犬や猫というのは、子どもが接する場合、初めから自分より小さい動物、下に見た態度で接する、そういうわけですけれども、子どもたちにとって自分より大きな動物との接し方はちょっと別ですね。対等なというか、仲間意識を持った接し方をするんです。そこで私からの提案ですが、動物園のアルパカを訪問だけではなくて、一定期間小学校で飼育してみてはいかがでしょうか。その間、子どもたちが当番でお世話をし、多くの子どもたちが触れ合うことで、命の教育、情操教育、生物の勉強など、多くの得るところがあるんではないかと思います。なぜこれを言っているかというと、市川の動物園で飼

育しているアルパカ、６頭いますが、この供給元である山古志アルパカ牧場では、新潟県内の６つの小学校にアルパカを一学期間貸し出して、子どもたちに飼育してもらうプログラムを行っています。もちろん事故もなく大変評判になっているそうで、その様子はテレビのニュース番組などで頻繁に紹介されています。今見ようと思ったらユーチューブでアルパカ小学校とか、アルパカ卒業式とかと入れてひいてみてください。こういった紹介番組、紹介のニュースプログラムがだっと出てきます。これを見たら、実際やっていて、どれだけこんなに評価が高いかというのが分かるんです。市川の動物園というのはアルパカを飼っているという、こういう特性があって、市立として動物園があるというこの市川市だからこそ可能で、話題性もあって、テレビなどメディアがこぞって取り上げてくれて、市川市の大変いいＰＲ、そういったものになるんじゃないかと私は思うんですね。急に聞いて、えっと思う方もいらっしゃると思うんで、ぜひ小学校でアルパカ飼育というものの実現について、教育委員会と動植物園の双方で、ぜひ前向きに検討していただきますよう、ここは強く要望します。今この場でやりますかと言って、はいなんて言えないわけだから、ぜひ御検討のほう、よろしくお願いしたいと思います。やっぱり新しいことをやる、それから、我々市川市というのは、いつもメディアで取り上げられるときは、あまりよろしくないニュースばっかり。近隣都市に比べてもＰＲの下手な市川市でございますので、こういったところから大きな評価を得られるんじゃないかなと、ちょっと思いますので、ぜひこの件については前向きにお考えいただければと思います。

では、よろしくお願いして、最後の赤レンガ建物について伺っていこうと思います。この文化財としての価値のある赤レンガ建物ですけれども、10年ほど前には、県は何回か市民を対象にした見学会を開いてくれました。ところが、その後、見学会を開くことはできないということになり、市民の目に触れる機会は持てていません。市内にある文化財で、一時期多くの市民が関心を持った赤レンガ建物が、市民の記憶からどんどん忘れ去られていくというのは大変残念です。見学会に参加すれば、この文化財のことも分かりますし、同時に、かつてここでワクチンや血清の研究と製造を行い、国民の健康に貢献していたという血清研究所の歴史も知ることができます。ぜひ市民向け見学会を開催してほしいんですが、市として県に働きかけていただけないのか伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

赤レンガ建造物の見学会は、これまで主催する市民グループが県と直接交渉して実現に至ってきたものと伺っております。県に確認しましたところ、今後、敷地内で廃棄物の処分や残存建築物の除却と基礎の解体に係る実施設計が開始される予定で、日程を確約できないことや、建物の老朽化等により安全性が確保できないことから、一般の方の敷地内への立入りは制限され、現在は見学会が実施できない状況であると伺っております。本市といたしましては、市民グループからの様々な要望は、これまで適宜県と情報共有を図ってきております。今後、安全性が確保され、県が見学を再開できると判断した場合には、御要望があれば、市としてできるサポートを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　ちょっと残念ながら、県が判断したらとか、県にという話になるんですけれども、当然県のものですから、県が開けてくれなきゃいけないし、許可してくれなきゃいけません。ですが、安全確保についても、我々市川市もこういうことができますとかいろんなことが提案できると思いますので、私が先ほど、なぜ求めたいかというのは、市民にぜひこれは知ってほしいと、忘れ去られないほうがいいということですから、引き続き、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(2)赤レンガ建物は、――この血清研究所は20年以上放置されて、年々傷みが進んでいます。私は保存の話をしました。ほっておくと、重要な文化財はいつか崩壊してしまうかもしれませんし、修復不能になってしまうかもしれません。本市にとっても歴史的文化財の保存は重要なはずです。県にしっかりとした保存をしてもらうように、まず働きかけていただくことが最初ですし、県が必要な手だてを取れないというのであれば、本市が保全のために自ら手を打つということも必要と考えますし、提案していっていいんじゃないかと考えますけれども、本市のお考えを伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

県からは、赤レンガ建造物の現状や敷地内の状況については随時情報提供していただいております。現在、赤レンガ建造物は屋根が傷み、ブルーシートで処置を講じておりますが、老朽化が進んでおり、保全措置が必要な状態であると認識しております。このことは本市といたしましても懸念事項として捉えており、引き続き県と情報共有を図りながら、対応については協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　企画部長の答弁で、県とは協議を続けている、いい関係で協議というのは、ずっと続いているというふうに御答弁してくださっています。それであれば、やはり我々がもうちょっと直接的な主導権というのか、我々からの提案もしていきながら、この件が少しでも進んでいくようにしていっていただければと思っています。

残念ながら、今回の答弁の中には、難しいとか、県次第という言い訳がやっぱり多いように思います。県任せ、他人事と思わず、本市が主体的に、積極的に払い下げられた場合の活用についていろんな案を練っておくことも必要かと思います。まだ払い下げてもらっていないんだから、活用する案はなんて言ったって、県は市川市が公共的な活用をするのが条件で譲ると言っているんだから、そこについては前もって考えていかなければいけません。そこには市民を巻き込んで、活発な議論も盛り上がるといいのではないかと思っています。そして、その検討の事実や、その結果を持って県に働きかけをして、この硬直している問題、ぜひ前に、動輪が動くように頑張っていただければと思います。

私からの質問は以上になります。今回はいろいろと御要望も含めて申し上げています。ぜひ取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時55分散会

第　　６　　日

令和７年６月13日（金曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第６号）

令和７年６月 13 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について
第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について
第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について
第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について
第９　議案第９号　指定管理者の指定について
第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について
第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について
第12　議案第12号　教育委員会委員の任命について
第13　議案第13号　教育委員会委員の任命について
第14　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第15　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第16　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第17　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第18　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて
第19　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて
第20　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて
第21　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて
第22　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて
第23　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて
第24　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて
第25　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第26　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第27　報告第13号　専決処分の報告について
第28　報告第14号　専決処分の報告について
第29　報告第15号　専決処分の報告について
第30　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第31　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第32　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
第33　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について
第34　議案第14号　市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につい

て

第35　議員の派遣について（その１）

第36　議員の派遣について（その２）

第37　発議第１号　条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議について

（代表質問）　市　民　ク　ラ　ブ　石崎ひでゆき議員

地域政党チームいちかわ　冨家　薫議員

創生市川・自民党第２　加藤圭一議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について

日程第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について

日程第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について

日程第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について

日程第９　議案第９号　指定管理者の指定について

日程第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について

日程第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について

日程第12　議案第12号　教育委員会委員の任命について

日程第13　議案第13号　教育委員会委員の任命について

日程第14　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第15　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第16　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて

日程第17　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて

日程第18　報告第４号　専決処分の承認を求めることについて

日程第19　報告第５号　専決処分の承認を求めることについて

日程第20　報告第６号　専決処分の承認を求めることについて

日程第21　報告第７号　専決処分の承認を求めることについて

日程第22　報告第８号　継続費の逓次繰越しについて

日程第23　報告第９号　繰越明許費の繰越しについて

日程第24　報告第10号　事故繰越しの繰越しについて

日程第25　報告第11号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて

日程第26　報告第12号　下水道事業会計予算の繰越しについて

日程第27　報告第13号　専決処分の報告について

日程第28　報告第14号　専決処分の報告について

日程第29　報告第15号　専決処分の報告について

日程第30　報告第16号　市川市土地開発公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

日程第31　報告第17号　公益財団法人市川市清掃公社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

日程第32　報告第18号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

日程第33　報告第19号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告について

日程第34　議案第14号　市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第35　議員の派遣について（その１）

日程第36　議員の派遣について（その２）

日程第37　発議第１号　条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議について

（代表質問）　市　民　ク　ラ　ブ　石崎ひでゆき議員

地域政党チームいちかわ　冨家　薫議員

創生市川・自民党第２　加藤圭一議員

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子

廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹

こども部長	山	室	繁	央
福祉部長	鷺	沼		隆
保健部長	横	山	京	子
環境部長	佐	原	達	雄
街づくり部長	小	塚	眞	康
道路交通部長	米	崎	勝	則
下水道部長	大	塚	信	之
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市税条例の一部改正についてから日程第33報告第19号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

市民クラブ、石崎ひでゆき議員。

〔石崎ひでゆき議員登壇〕

○石崎ひでゆき議員　おはようございます。会派市民クラブの石崎ひでゆきです。会派を代表して代表質問を行ってまいります。

会派市民クラブは、立憲民主党所属の中町けい議員、そしてつちや正順議員、そして私、無所属の石崎ひでゆきの３名による会派です。私たちは、現場主義、そして地域密着の姿勢を大切にしながら、働く皆様の声を市政に届けるべく、地域の声や現場の課題に丁寧に向き合い、誠実に議会活動を続けております。本日、私たち会派の基本的な立場を踏まえつつ、市政が直面する諸課題について、通告に従って順次質問をしてまいります。発言方法は、初回総括２回目以降一問一答となります。理事者の皆様におかれましては、前向きで実りある答弁をお願い申し上げます。

最初の大項目、医療的ケア者等に対応する生活介護事業所等に関するサウンディング型市場調査を踏まえた公募の検討状況と、今後のスケジュールについてであります。

本市では、近年増加している医療的ケア者、肢体不自由者、重症心身障がい者、以下、医療的ケア者等といいますけれども、この医療的ケア者等に対応可能な生活介護事業所が、行徳地区では著しく不足している状況にあります。このような状況を受け、昨年11月、市川市は行徳地区にある市有地の活用を視野に入れ、医療的ケア者等に対応可能な生活事業所の開設可能性を探るため、サウンディング型市場調査を実施いたしました。当初のスケジュールでは、調査結果の概要は令和６年の12月27日に公表予定とされていましたけれども、実際の公表は本年の２月10日となり、当初より遅れた形となりました。調査の中では、２事業者から非常に意義のある提案が寄せられ、医療的ケア者等に対応する生活介護事業所の開設を心待ちにしている方々からは、大きな期待と歓迎の声が寄せられています。しかしながら、結果概要を読むと、２事業者ともに何らかの支援や補助を必要としている旨の記載がされており、また、今後の方針として、今回のサウンディング型市場調査でいただいた貴重な御提案、御意見を参考に、市有地貸付けに係る公募の是非を検討しますと記載されております。これにより関係者の中には、公募が本当に行われるかどうかという不安の声も上がっております。私自身は、行徳地区における医療的ケア者等に対応する生活介護事業所は、地域にとって絶対に必要な施設であると確信をしております。

そこで伺います。本件について、現在の公募に向けた検討状況はどうなっているのか。また、今後の具体的なスケジュールについても併せてお示しください。

次に移ります。次の大項目、急病診療所受付管理システムの導入による待ち時間の緩和についてであります。

市川市急病診療所において、特に年末年始などにおける待ち時間の長さは、以前から市民の皆様より大きな課題として指摘されています。この点については、私自身も、これまで令和６年２月定例会の一般質問、そして令和７年２月の定例会代表質問において、繰り返し取り上げさせていただきました。そのような中、今定例会に提出された補正予算において、急病診療所受付管理システムの導入として160万8,000円が計上されております。こ

の受付管理システム導入は、これまで市民から寄せられてきた、長時間待たされる、自分の順番が分からないといった不満や不安を解消するものとして大いに期待されているものでもありますけれども、その中身が気になるところです。

そこで伺います。今回導入が予定されている急病診療所受付管理システムについて、その導入の目的と市民にとってどのような効果が見込まれるのか、具体的な内容を明らかにしていただきたいと思います。

次の項目に移ります。次の大項目、選挙事務についてであります。

まず冒頭に、選挙の投票率向上の必要性について申し上げます。民主主義の根幹を支える選挙において、投票率の低下は、市政への信頼や市民参加の希薄化につながる重大な課題であります。特に若年層を中心に、政治や行政への関心が高まらないまま投票機会を逸する傾向が続いており、これは本市においても例外ではありません。有権者一人一人が政治に参加をしているという実感を持つことこそが、持続可能な自治を築く上で不可欠であり、その第一歩が選挙における１票の行使にほかなりません。そのためには、投票環境の整備、利便性の向上をはじめ、広報や啓発の在り方を含めた選挙事務全体の不断の見直しと改善が求められています。

まずは⑴千葉県知事選で導入した来場証明書の効果について伺います。去る令和６年３月に執行された千葉県知事選挙においては、投票所での新たな取組として、市川市オリジナルの来場証明書、パンサーﾝカードが発行されました。この来場証明書は、有権者が投票所に足を運び、投票に行ったことを証明するもので、選挙への参加意義を高めるとともに、地域の店舗や施設との連携を通じ、投票行動を後押しする取組としても注目をされています。実際に証明書を提示することで、店舗からサービスの提供を受けられるなど、投票に行くことが日常生活の中で肯定的に評価される流れが生まれつつあります。このような取組は、特に若年層をはじめとする低投票率層への啓発にも有効であり、投票率向上や有権者意識の醸成にも一定の効果が期待されるものと考えています。

そこで伺います。本市として、今回、千葉県知事選挙における来場証明書の導入効果について、どのように分析、評価をしているのか、本市の見解を伺います。

続いて、⑵参議院議員通常選挙に向けた投票率向上の取組について伺います。本年７月には参議院議員通常選挙が予定されています。本市においても、これまで申し上げてきたとおり、特に若年層を中心とした投票率の低下は深刻な課題であり、選挙への関心を高め、投票行動へつなげるため、具体的な仕掛けが求められていると考えます。そうした中で、３月の千葉県知事選挙では、来場証明書の発行といった新たな取組が導入され、一定の効果と反響があったと認識をしています。

そこで伺います。本年７月に行われる予定の参議院議員通常選挙において、市川市オリジナルの来場証明書の発行を継続して行う考えがあるのか、お伺いいたします。また、それ以外にも、投票率向上に向けて新たな取組をしているのか、またその施策や工夫があれば、その考えも伺います。

次に移ります。大項目の４つ目になりますけれども、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてです。

まず、地域通貨の持つ可能性について私の所見を述べさせていただきます。地域通貨は、地域の中でお金の流れを可視化、循環させることにより、地元産業の活性化や市民の地元意識の促進、さらには地域コミュニティーの形成にも寄与する地域内経済のエンジンとなり得る仕組みだと考えています。特にデジタル技術の進展により、これまで課題とされてきました発行、管理、利用の煩雑さが徐々に解消され、より柔軟かつ効果的に運用できる環境が整いつつあります。地域通貨を単なるポイント制度にとどめず、どこまで地域課題の解決や経済循環の実効的な手段として活用していけるか。また、いま一度その目的を戦略的に明確にする必要があると感じています。

⑴伺います。現状及び今後の取組についてです。本市が導入したデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯは、地域内

経済の活性化やキャッシュレス決済の観点から一定の効果を上げており、現在、知名度も高まりつつあり、利用者も着実に増えているものと受け止めています。市内の商店をはじめ、地域の中でＩＣＨＩＣＯが使える場面が広がっていくことは、地元での消費を促し、商業の活性化につながる重要な流れであると考えます。こうした流れを一過性のものにせず、今後さらに広く市民に定着させるためには、今年度の取組が極めて重要であると認識しています。本市におけるデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの本年度の具体的な取組方針や展開予定について、また、利用促進、加盟店拡大、利用分野の広がりに向けて、どのような戦略を持って取り組むのか、市の見解を伺います。

(2)目的に対する現時点での実績評価についてです。地域経済の活性化や市民サービスの向上に資する取組として、本市がデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの推進をしていることは、私は応援をする立場です。導入から一定の期間が経過し、認知度や広がりが見られる一方で、この取組がどの程度行政としての狙いに沿った成果が上げられているのか、また、その効果をどのように評価し、今後どのようにつなげていくのかは、市川市として丁寧に整理をし、共有していく必要があると考えます。

そこで伺います。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて、現時点での実績をどのように評価をしているのか、本市の見解を求めます。

次の大項目５つ目です。市民プールの安全性についてであります。

本市の市民プールは、長年にわたり多くの市民に親しまれてきた施設であり、子どもから高齢者まで、夏に限られた期間に憩いの場としての交流の場を提供してきました。しかしながら、施設の老朽化が進み、近い将来、閉園が予定されていることは認識しています。だからこそ、残された期間の運営期間において、もうすぐ閉園だからと安全管理を軽視するものでなく、むしろ最後まで徹底した安全対策を講じる責任があると強く感じています。施設の構造的な劣化、機器の更新難易度など、老朽化施設ならではの課題や人材確保の難しさなどもあることは承知をしています。それでもなお、利用する市民の命と健康を守ることを最優先に据え、施設の状況に即した具体的な安全対策を講じることは不可欠であります。

そこで、(1)過去の事故事例についてです。市民プールにおける安全対策を考える上で、過去どのような事故やヒヤリ・ハットが発生していたかをきちんと検証し、その教訓を今後に生かしていくことは非常に重要であります。市民の皆様が安心して利用できる環境を整えるためにも、過去に発生した事故例を正しく把握し、原因や対応の妥当性についても、行政としてどのように認識し、教訓として蓄積していったのかを明らかにしていく必要があると考えます。

そこで伺います。本市の市民プールにおいて、これまで発生した事故、あるいは事故に至らなかったものの冷やりとした事例など、安全面から関わる過去の具体例や具体的な事例によって、どのようなものがあったかお伺いいたします。

次に、(2)過去の事故例を踏まえた安全対策についてです。先ほどの事故例を踏まえた上で、市民プールの運営に当たっては同様の事故を繰り返さないよう、あらかじめ想定されるリスクへの備えが求められます。特に施設の老朽化が進んでいる現状においては、設備面、管理面の体制、両面から安全対策が徹底される必要があります。開場前の点検や運営スタッフの体制整備、応急対応訓練の実施など、過去の事例に学んだ上での実効性がある対策が取られているのかが問われています。

そこで伺います。市川市はこれまでの事故例や課題を踏まえ、本年の市民プール開場に当たり、どのような安全対策を講じていくのか。また、利用者や現場職員の不安に応えるために、具体的にどのような取組を予定しているのか、お答えください。

次に、大項目６つ目になります。市立中学校と通信制高校間の連携強化についてであります。

現在、多様な学びの在り方が求められています。中学校の卒業後の進路として通信制高校を選択する生徒が年々増加をしている現状があります。その背景には、学校生活における不登校や心理的な壁、家庭環境の変化、あるいは一人一人の価値観に即した柔軟な学びを求める動きなどが考えられます。このような様々な事情を市川市は受け止めていかなければならないと考えています。こうした状況において、中学校段階での適切な進路支援は、子どもたちの将来に直結する極めて重要な教育的責務であると考えます。特に通信制高校に進学する生徒に対しては、単なる情報提供にとどまらず、その後の学びや社会参加につながる確かな支援が求められているのではないでしょうか。そこで、私は市立中学校と通信制高校との間で、より実質的な情報連携や相談支援体制の強化が必要ではないかと考え、以下、具体的に質問をさせていただきます。

(1)情報共有、連携及び支援の取組実績と課題についてであります。市内の中学校でも、近年、通信制高校を希望する生徒が一定数存在している状況にあります。進路先としての通信制高校は、生徒の生活リズムや心理的特性に柔軟に対応できる点で有効的な選択である一方、授業料以外の自己負担があり、実質的な経済的ハードルが依然として残されているのが現状であります。特に高校無償化制度が授業料にのみ限定されている点において、私立通信制高校などでは保護者負担が重く、そのことが進学希望に影響を及ぼしていくことは容易に考えられると思います。本市の中学校において、通信制高校を希望する生徒に対して、これまでどのような情報提供、進路指導、支援が行われてきたのか。また、公立私立の別に関係なく、通信制高校に進学する生徒への進学後のフォロー体制の現状、現場が抱えている課題認識について、教育委員会の見解を伺います。

次に、(2)今後の連携についてです。通信制高校への進学は、柔軟な学びの継続を可能にする反面、中学卒業後の孤立や中退リスクを未然に防ぐための支援体制が不十分であるという指摘もあります。そのためには、中学校段階から支援の継続性を確保する観点から、通信制高校との定期的な連携や情報共有の仕組み、また、家庭への支援、助言体制の強化などを含む新たなアプローチが必要だと考えます。特に通信制高校に進学する生徒の中には、経済的、精神的に不安定な状況に置かれている場合も少なくなく、本人の努力だけで乗り越えるのが難しい現実もあります。通信制高校に進学する生徒の実情を踏まえ、市立中学校と通信制高校間のさらなる連携強化は重要だと考えます。例えば、児童発達支援・放課後等デイサービス事業者合同説明会のように、通信制高校合同説明会を開催するのはどうでしょうか。今後どのような支援体制や協力の仕組みを構築していくのか。また、経済的負担への情報提供や相談支援も含めて、中学校段階でどのような対策を講じていくのか、教育委員会の具体的な見解をお伺いいたします。

次の大項目、ケースワーカーの配置についてです。

生活困窮における市民の方々に対し、日々最前線で支援に当たっておられるケースワーカーの皆様の御尽力に、まずは心から敬意を表します。私は昨年９月定例会において、生活支援課におけるケースワーカーの定数が、国の定める基準に対して大きく不足している状況について取り上げ、改善を強く求めたところであります。ケースワーカーの過重な業務負担は、支援を必要とする市民に対するきめ細やかな対応を困難にし、ひいては支援の質そのものに影響を及ぼしかねません。特に生活保護世帯の増加傾向や複雑化する相談内容に対する上で、適正な人員配置と職場環境の整備は急務であると考えます。

そこで伺います。令和７年度の生活支援課における職員配置、特にケースワーカーについて、今年度の配置人数、その考え方、体制強化に向けた対応状況についてお示しください。また、現時点におけるケースワーカー１人当たりの担当世帯数や支援体制の実態、現場の課題認識について、どのように把握されているのか、併せてお答えください。

次の大項目８つ目になります。ハラスメントについてです。

(1)総務省が行った地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査結果に関する本市の

認識についてです。まず初めに、総務省が令和７年４月に実施した地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査において、多くの自治体でパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに加え、カスタマーハラスメントの深刻化が顕在化しているという結果が示されました。この調査では、住民からの理不尽な言動や不当な要求により、精神的な負担や業務執行上の支障を抱える職員が増えているという実態が明らかになっています。しかしながら、本市においては、こういった外部からのハラスメント、とりわけカスタマーハラスメントにおいての実態把握が不十分であり、組織として課題認識と対応が遅れているという現場の声も聞こえてまいります。

そこで伺います。総務省のアンケート調査結果をどのように受け止めているのか。また、本市としてこの調査結果を、職場環境の改善やハラスメント対策の強化にどのように生かしているのか、市の見解をお聞かせください。

次に、(2)本市が独自に行った職員アンケートの調査結果とその後の対応についてです。本市が独自に実施した職員向けハラスメントアンケートについて伺います。市川市でも昨年度、職員の意識調査の一環として、ハラスメントに関するアンケートを行われたと承知しておりますが、その結果において、市としてどのように受け止め、課題をどのように分析したのか。また、その結果を踏まえて、具体的にどのような対応策や改善の取組を行っているのかが重要です。市独自のアンケート調査結果は、総務省の調査結果と傾向が違うように感じますが、概要と傾向について、そして、結果を受けて講じた、あるいは講じる予定のある具体的なハラスメント対策について、明確な御答弁を求めます。

最後の大項目、本市職員の年次有給休暇取得率向上についてです。本市が目指す持続可能で市民に信頼される行政運営の根幹には、職員一人一人の健康と充実感、すなわちウエルビーイングの確保が欠かせません。そのためにも、年次有給休暇の計画的な、そして積極的な取得を促進し、職員が心身ともに健やかに働き続けられる職場環境を整備することが極めて重要です。しかしながら、本市の職員の有給休暇取得率は依然として十分とは言えず、取得をためらわせるような業務過多や職場の風土、人的体制の課題が依然として存在しているという現場の声も聞かれます。働き方改革の理念を行政自らが率先して体現し、より柔軟で健全な職場環境を築くことが、市民サービスの質の向上にもつながると考えます。

その立場から、以下の点について質問をいたします。

まず、年次有給休暇取得状況についてです。まず初めに、本市職員の年次有給休暇の取得率及び平均取得日数の現状について伺います。民間や自治体との比較、部署ごとの偏在なども含めて、現状どのように分析をされているのか。また、特に取得率が低調な部門や職種がある場合には、その要因についても御説明をお願いいたします。

次に、(2)年次有給休暇取得を阻害する要因、業務過多、職場風土、人員配置への対応についてです。職員が年次有給休暇を取得しづらいと感じる要因について伺います。一般的に業務の過重負担や慢性的な人員不足、あるいは休みを取りづらいという職場の無言の空気など、いわゆる風土的な問題が取得の阻害として言われています。これらの要因に対し、市はどのように対応しているのか。具体的には業務量の平準化、バックアップ体制の強化、休暇取得を促すマネジメントの仕組みや研修実施など、どのような対策を講じているのかお聞かせください。

最後に、今後の対応についてです。今後、取得率向上に向けた取組方針について伺います。国が策定した年次有給休暇取得促進アクションプランなどを参考にしながら、職員自らが安心して有給休暇を取得できる制度設計と組織風土の醸成に向けて、どのような具体的なアクションを今後、検討、実施していくのか、市としての方向性を明確にお示しください。また、職員のウエルビーイングを可視化、評価する仕組みの検討についても、併せ

て市の見解を伺います。

以上で会派市民クラブの初回の質問を終わります。答弁によって再質問をさせていただきます。

○大久保たかし議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、サウンディング型市場調査に関する御質問にお答えをいたします。

本年３月現在、医療的ケア者などを受入れ可能な事業所は、市内に７事業所と少なく、行徳地区においては２事業者のみであること、また、特別支援学校などを卒業する医療的ケア児などの増加が見込まれていることから、行徳地区の市有地を活用した民間事業者誘致の可能性を検討するため、昨年、サウンディング型市場調査を実施いたしました。この調査において２事業者からの申込みがあり、提案書を基にヒアリングを実施したところ、どちらの事業者からも、医療的ケア者などを受入れ可能な通所サービスである生活介護サービスを中心に、その他の障がい福祉サービスと一体的に事業を実施することは可能とのことでございました。また、事業者からは事業の実施に当たり、施設整備費用に係る国庫補助などの採択や市有地の貸付料の軽減、事業所開設費の補助といった配慮をいただきたいとの御意見も伺ったところでございます。このヒアリング結果を踏まえ、本年３月に市有地を活用した医療的ケア者などに対応する生活介護事業所などの誘致について、庁内合意を得たところでございます。

なお、本年４月に市長自ら医療的ケア児が通う市内の事業所を視察し、保護者の方や職員の方から御意見などを伺わせていただいたところでございます。今後につきましては、事業所の誘致に当たっては、地域住民への丁寧な説明と御理解が重要であるということでございますので、意見交換会の実施などを予定しております。また、事業者の公募の際には、意見交換会などでいただいた御意見を踏まえ、公募要領を作成し、公募を行った上で、今年度中に事業者を決定する予定としております。事業者決定後は、福祉サービス事業者などとしての千葉県の指定などの手続を踏まえ、令和９年度中の事業開始を目指しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目２つ目、急病診療所受付管理システム導入による待ち時間の緩和についてお答えいたします。

急病診療所では、診察、会計、調剤のタイミングで待合室にいる患者を呼び出し、案内をしています。このため、患者は待合室周辺にいなければならず、特に年末年始などにおいては、混雑した中で長時間待機することになります。このことから、待ち状況や呼び出し状況を診療所内の案内モニターやウェブサイトなどで確認でき、さらに、メールなどで診療が近づいていることをお知らせする機能を備えた受付管理システムを導入することとしたものです。このシステムの導入により、診療所に設置されたモニターや通知されるメールなどで診察や会計等に呼ばれるタイミングを把握することができるようになります。また、待ち時間が長時間となる場合は、自宅や車内などで待機することが可能となり、患者の負担軽減や混雑緩和による感染症リスクの低減を図る効果が期待できます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　私からは大項目、選挙事務についてお答えいたします。

初めに、(1)千葉県知事選挙で導入した来場証明書の効果についてです。令和７年３月執行の千葉県知事選挙におきまして、投票に行く１つのきっかけとして、従来の投票済証明書に代わって若年層の興味を引くデザイン

性の高い来場証明書、パンサーﾌﾟカードを作成し、投票に来た有権者の方をはじめ、保護者の方と一緒に投票所に来場されたお子さんにも配布いたしました。パンサーﾌﾟカードは、投票の票にかけて、動物のヒョウをモデルにしたパンサーというキャラクターを創作し、若い世代やお子さんに人気の高いカードゲームを模したデザインといたしました。パンサーﾌﾟカードの入手を目的に、お子さんを連れたファミリー層や若者が投票所に足を運んでくれることを期待しておりましたが、期日前投票所と当日投票所を合わせて約３万3,000枚を配布し、好評をいただきました。パンサーﾌﾟカード導入の効果を投票率の面から分析いたしますと、千葉県知事選挙における市川市の投票率は29.6％でありました。前回の県知事選挙での投票率は33.8％であり、4.2ポイントの減となっておりますが、近隣市である船橋市ではマイナス7.1ポイント、松戸市ではマイナス5.4ポイントであり、千葉県全体の投票率でもマイナス7.1ポイントとなっております。投票率の減少が近隣市や県全体と比較して小さい結果となっているのは、パンサーﾌﾟカードの配布に一定の効果があったものと考えております。

次に、(2)参議院議員通常選挙の投票率向上に向けた取組についてです。パンサーﾌﾟカードの配布は、投票率の向上に一定の効果があったものと考えておりますことから、選挙啓発の一環として継続していきたいと考えております。今後は入手する楽しみに加え、コレクションする楽しみを感じていただくために、パンサーのキャラクターを生かしつつ、前回とは違ったデザインとすることで、多くの方に投票に行くきっかけとなることを期待しております。千葉県知事選挙では、一部の投票所で投票時間の終了前に事前に用意したパンサーﾌﾟカードの配布が終了してしまい、希望者にお渡しできなかったケースが生じました。７月に執行が予定されております参議院議員通常選挙では、十分な枚数を用意し、不足が出た場合には、遅滞なく追加配送できる体制を構築していきたいと考えております。また、県知事選挙では、パンサーﾌﾟカードの配布があることを投票後に知ったという御意見がありましたことから、広報紙や公式ウェブサイトのほか、ＳＮＳなども活用して、パンサーﾌﾟカード配布の周知を行っていきたいと考えております。パンサーﾌﾟカードに加え「広報いちかわ」選挙特別号などにより、参議院議員通常選挙の執行を周知するほか、商業施設における啓発物資の配布やＳＮＳなどを活用した投票の呼びかけなど、様々な施策を実施することで、投票率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてお答えいたします。

初めに、(1)現状及び今後の取組内容についてです。現在、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを活用し、地域経済や市民活動の活性化、そして市民生活の向上と地域課題の解決に向けた取組を進めております。地域経済の活性化につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ポイント還元キャンペーンを実施することで市内での消費喚起を図っております。４月15日にスタートしたキャンペーン第１弾では、利用者１人当たり3,000円を上限に、総額7,000万円相当のポイント還元をいたしました。また、ポイントの還元率についても、中小企業や個人事業主が経営する店舗は15％、大企業の店舗は５％とし、中小企業等の店舗における消費の後押しをしたところです。このキャンペーンでは、市内の加盟店で約６億7,000万円相当のＩＣＨＩＣＯが利用されており、市内経済の循環を促進できたものと考えております。今後、11月には総額１億円を還元するキャンペーン第２弾を実施することとしており、さらなる地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、市民活動の活性化についてです。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯでは、ボランティア活動や健康づくり等の活動に対してポイントを付与しており、今年度は昨年度と比べメニュー数を約2.5倍に拡大し、事業を展開しているところです。一例としましては、昨年度から継続している健康ポイント事業Ａｒｕｃｏ、運転免許証自主返納、自治会への加入促進等に加え、出前防犯講座やいちモニ等でもポイントの付与を開始しております。また、新たな取組として、省エネルギー家電と防犯用品を購入した市民の方に購入価格の30％相当のポイントを還

元するＩＣＨＩＣＯスマートポイントを５月１日から運用開始いたしました。この取組は、経済循環を加速させながら、本市の重要施策であるカーボンニュートラルの実現と防犯対策の強化を図るものです。これらの取組により、市民の皆様の関心も高まり、加盟店と利用者は日々増加しており、６月12日現在、加盟店は約960店舗、利用者は約３万8,800人となっております。今後も加盟店と利用者の獲得を進めて、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯが地域に定着したキャッシュレス決済になるよう努めてまいります。

次に、(2)導入目的に対する現時点での実績評価についてお答えします。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの事業目的は、地域経済と市民活動の活性化でございます。地域経済の活性化につきましては、昨年度、市内の加盟店で約16億7,500万円相当に及ぶＩＣＨＩＣＯが利用され、市内の消費を喚起することができたと考えております。利用者を対象としたアンケート調査結果から算出した経済効果は、市外から市内へ消費を呼び戻した額が約４億8,000万円、消費喚起額が約３億円、経済波及効果が約１億9,000万円、そして、これらを合算した経済効果の総額は約９億7,000万円になり、ＩＣＨＩＣＯで地域経済の活性化を図ることができたと評価をしております。また、市民活動の活性化におきましても、昨年度は自治会活動をはじめボランティア活動や健康づくりなど30を上回る事業に対し、総額約3,300万円相当の行政ポイントを付与させていただくことができました。これら市民の方が参加する事業は、短期間で成果を得られるものや、事業を継続することで成果につながるものなど様々です。このため、市民活動の活性化については、現時点の実績評価を総括することはやや難しいところですが、行政ポイントの付与は施策や事業に対する興味や関心を高めて、市民活動への参加を後押しするインセンティブとして有効であると評価しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　私からは大項目５つ目、市民プールの安全対策についてお答えいたします。

(1)過去の事故例についてです。本市北方町４丁目にございます市民プールは、昭和57年に開場し、今年で43年を迎えます。この間、発生した事故例といたしましては、保護者が目を離した隙に幼児が溺れ、監視員や異変に気づいた近くの利用者に救助される溺水事故が毎年発生しております。その中で、溺れた方の容体によっては、救急車の出動要請や病院へ搬送するケースが年１回程度発生しております。また、プール内で剝がれた塗装の破片による負傷や、昨年度におきましては、プール底に堆積しましたさびにより足裏を切る事故も発生いたしました。プールサイドにおきましても、段差等につまずいたり、滑って転倒し、けがを負う事故も毎年発生しております。さらには、近年の猛暑の影響により、熱中症で不調を訴える利用者も増加しております。

次に、(2)過去の事故例を踏まえた安全対策についてです。まず、溺水事故対策といたしましては、救命救助の講習、訓練を受講した監視員を適切に配置し、死角が生じないよう監視体制を整備してまいります。また、お子様連れの保護者に対しては、お子様から目を離さず、すぐに手を差し伸べられる距離を保っていただくよう、場内放送にて呼びかけてまいります。施設の維持管理面では、プール内の塗装剝がれを防止するため、本年度は流水プール全面と50メートルプール内のフリースペース部分の塗装を全て剝がした上で、再塗装を施しております。また、プール底にたまったさびの発生源を調査したところ、ろ過器本体の内部腐食によるものと確認できましたことから、ろ過器出口に目の細かいフィルターを設置し、プール内へのさびの流入を防止してまいります。プールサイドの転倒防止対策といたしましては、既に段差は解消いたしましたが、新たに滑り止め塗装を７月の開場までに完了させます。最後に、熱中症対策についてでございますが、１時間ごとに10分間、利用者全員にプールサイドへ上がっていただくことで、休憩の時間を設けるとともに、水中においても汗をかくことで熱中症を発症するおそれがあることから、適度な休憩、給水を心がけていただくよう、場内放送で利用者に呼びかけてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目６つ目、市立中学校と通信制高校間の連携強化についての(1)及び(2)についてお答えします。

初めに、(1)情報共有、連携及び支援の取組実績と課題についてです。通信制高校と市立中学校との連携では、通信制高校の教員が中学校に出向き、管理職に高校の特色やカリキュラムなどの情報を直接説明する取組や、パンフレットやポスターなどを中学校に郵送し、掲示を依頼する取組など、高校によって様々であります。一方、中学校は通信制高校の情報について、進路保護者会や学校からの便りの配付を通じて、生徒やその保護者へ情報提供し、進路指導に生かしております。また、不登校傾向の生徒については、学校以外にも教育センターがふれんど市川内に保護者や生徒本人に向けた通信制高校に関するパンフレットを置いたり、ポスターを掲示したりと情報提供に努めています。さらに、現在、高校を途中で退学し、学び直しを希望する方への支援として、20歳未満の本人とその保護者を対象に、少年センターにおいて専門の相談員が電話やメール、面接による相談を行っております。また、教育委員会は相談者が卒業した中学校に対し、高校入試に関する相談や学び直しに向けた手続を行うよう伝えております。近年、本市では、中学校卒業後の進路として多様な学びができる通信制高校を進学先として選択する生徒が増加傾向にあります。教育委員会といたしましても、生徒やその保護者が進学可能な全ての高等学校について理解し、進路選択できる環境を整えることが重要であり、課題であると考えております。

次に、(2)今後の連携支援についてです。教育委員会といたしましては、中学校の教員が全日制の高校と同様に、通信制高校の見学会や説明会に出席して情報収集をし、より適切な進路指導を行うよう周知してまいります。また、経済的な理由で高校などへの就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図るために、大畑恣教育基金を活用した市川市奨学資金事業を実施しております。高校の授業料以外の費用の支援について、保護者の負担軽減に直接つながっているものと考えております。通信制高校を対象とした学校法人への支援につきましては、国や県の制度、近隣自治体を調査するなど、研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、ケースワーカーの配置数についてお答えいたします。

業務の増加や社会情勢の変化に対応するため、職員数は継続的に見直しを行っており、令和７年度の組織編成と合わせまして、より効果的に事務事業を行うため、定員調整や事務の移管を行ったところでございます。ケースワーカー配置の標準数につきましては、社会福祉法第16条第２項で被保護世帯数が240世帯以下であるときは３人、被保護世帯数が80世帯を増すごとに、これに１人加えると定められております。一方で、令和４年６月の厚生労働省の調査資料によりますと、ケースワーカーの標準数に対する充足率は100％に達しておらず、全国的な課題となっているところでございます。本市では、令和６年９月の段階で生活保護世帯約6,500世帯に対しまして65人のケースワーカーを配置しており、１人のケースワーカーが担当している生活保護世帯数は約100世帯となっておりました。そこで、令和７年４月の組織編成に当たりまして、職員の配置数につきましては、グループを１つ増やすとともに、ケースワーカーを新たに７人増員し、合計で72人といたしました。これにより、１人のケースワーカーが担当している生活保護世帯数は約92世帯へと改善を図りました。また、生活支援課におきましては、昨年度まで生活保護業務のほか、災害援助や戦没者追悼などの援護に関する業務と募金に関する業務を行っておりましたが、これらの業務を全て地域共生課に事務移管することで、生活保護業務に特化した組織として見直しを行ったところでございます。生活保護は最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的といたしまし

て、その困窮の程度に応じ必要な保護を行う制度であり、支援する職員であるケースワーカーは、保護の決定だけではなく、生活の指導や自立に向けた課題の解決を図るなど、業務内容が広範囲で多岐にわたっております。生活保護世帯が抱えている課題はそれぞれ異なることから、単純な世帯数で業務量をはかれないところがございます。本市の生活保護世帯数は減少していないため、支援体制を維持するための職員の数が引き続き必要となること、また、ケースワーカーの業務の負担を軽減することは、課題として認識しており、引き続き解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目８番目と９番目のハラスメントについてと本市職員の年次有給休暇の取得率向上についてお答えをいたします。

初めに、ハラスメントについての(1)総務省のアンケート調査結果に関する本市の認識についてであります。総務省が公表いたしました地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員のアンケート調査は、団体規模や地域性等を考慮し、無作為に抽出した都道府県及び市区町村から市長部局に属する一般職の職員２万人を対象として実施されたものであります。このアンケートにおきまして、各種ハラスメントを受けた、または受けたと感じた経験があると答えました職員の割合は、パワーハラスメントで16％、セクシュアルハラスメントで４％、妊娠・出産・育児休業等のハラスメントで８％でありました。また、御質問にありましたカスタマーハラスメントを受けた、または受けたと感じた経験があると答えた職員の割合は35％であり、部門別で見ますと広報広聴が66％、各種年金及び保険関係が62％、福祉事務所が62％となっており、主に窓口業務を行う部門で割合が高いという結果でありました。本市におきましても、多くの窓口の業務を行っておりますことから、統計的に見ても同様の傾向が見られる可能性が高いものと考えております。また、この調査結果には一定の対応策は明示、言及されており、今後参考資料として活用しつつ、本市の実情に即した効果的な対応の在り方について調査研究してまいります。

次に、(2)本市の職員アンケート調査結果とその後の対応についてです。本市では、２年に１度、ハラスメントに関するアンケート調査を実施しており、直近では令和７年２月に実施をしたところであります。その調査結果といたしましては、自分自身またはほかの職員が受けた言動が各種ハラスメントであると感じたことがあると答えた人の割合は、パワーハラスメントで12％。セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等のハラスメントで４％、その他のハラスメントで４％という結果でありました。この結果から、本市の傾向といたしましては、ハラスメントの中で一番多いのはパワーハラスメントであり、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等のハラスメントは少ない傾向と言えます。また、総務省のアンケートで多くを占めていたカスタマーハラスメントについては、本市のアンケートでは特段の調査対象とはしておりませんが、カスタマーハラスメントの定義と呼ばれる東京都などがつくっている定義を掲載した上で、その他のハラスメントに分類し、自由記載として回答を求め、結果として全体の約１％より回答がありました。その回答の内容では、長時間にわたる居座りや拘束、大声を上げるなどの威圧的な言動など、カスタマーハラスメントに該当する可能性があると思われる記載もなされており、本市におきましてもカスタマーハラスメントと思われる事象がある程度発生しているということがうかがわれました。このアンケート結果を踏まえつつ、これまで本市におきましては、全てのハラスメントに対する対策といたしまして、外部相談員による相談窓口の設置、研修の実施や啓発ポスターの掲示、ハラスメントカードの配布などの様々な取組、さらにカスタマーハラスメントと考えられる事象が起きた際には、行政対象暴力担当室におきまして、相談への助言や庁内巡回、窓口での対応など、状況に応じた適切な対応、取組を進めてきております。今後も継続的に働きやすい職場環境の整備に向けて、ハラスメント対策の推進

に努めてまいります。

続きまして、大項目９番目の本市職員の年次有給休暇の取得率向上についてお答えいたします。初めに年次有給休暇取得の現状についてです。年次有給休暇は、職員の心身のリフレッシュ等を図ることなどを目的に、土曜日、日曜日の週休日や祝日のほか、毎年一定日数の休暇を有給で与えるものであります。取得できる年次有給休暇は国家公務員の制度と同様に、１暦年につき20日を毎年１月１日に付与しており、また、この年次有給休暇は20日を限度といたしまして、翌年に限り繰り越すことができるため、１暦年に最大で40日間の年次有給休暇の使用も可能となっております。令和６年におけます管理職、再任用職員及び短時間勤務職員を除く職員の年次有給休暇の取得状況につきまして、令和５年からの繰越し分を含めた40日の付与日数、いわゆる総付与日数と申し上げますが、この総付与日数に対する取得率は42％であった一方、令和６年に新たに付与された20日の日数、以下、新規付与日数と申しますが、この新規付与日数に対する取得率といたしましては77％となっております。所属別では、総付与日数に対する取得率が76％、新規付与日数に対する取得率が100％となる部署がある一方で、総付与日数に対する取得率が19％、また、新規付与日数に対する取得率が35％となる部署も認められたところであります。なお、個人別では77％の職員が10日以上の休暇を取得できているところではありますが、取得日数が５日以内の職員も７％存在しております。

年次有給休暇の取得を阻害する要因といたしましては、職場における休暇取得に向けた雰囲気の醸成が不十分であること、職員間の業務分担に偏りが生じてしまっていること、あるいは突発的な休業者の発生による業務負担の増加など、様々な要因があると捉えており、本市特有の阻害要因といった特定の理由ではないと考えております。

次に、阻害する要因への対応策についてです。これまで本市では、年次有給休暇の取得策といたしまして、所属長による所属職員への積極的な働きかけや、所属長自らが率先して取得する姿勢を示すこと、また、年次休暇計画表を積極的に活用することなどの取組を進めてきておりまして、近年は緩やかではありますが、職員の平均取得日数は増加してきている傾向にあります。引き続きこれらの取組を着実に進め、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気の醸成に努めてまいります。

最後に、今後の対応についてであります。本市は今年度から取組を開始した第６次の市川市役所次世代育成支援行動計画、通称職員みんなで支え合い計画におきまして、年次有給休暇に関する目標を掲げております。具体的には、令和11年までに年次有給休暇の取得率が５日未満となる職員をなくすとともに、10日以上となる職員が80％以上となるよう、雰囲気の醸成や環境整備に努めていくこととしております。このため、まずはこの計画で定めた目標の達成に向けて、環境整備等の取組を着実に進めるとともに、新規付与日数の取得率向上に向けた取組を進めてまいります。また、御質問にありましたウエルビーイングを可視化、評価する仕組みにつきましては、今後、調査研究を進めてまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず、大項目１点目の医療的ケア者等に対応する生活介護事業所等に関するサウンディング型市場調査を踏まえた公募の検討状況と今後のスケジュールについてです。前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。ちょっと公表が遅れたりしていますけれども、事業決定がされ、行徳地区に必要な施設だということを認めていただきましたこと、非常にありがたいと思います。今後は、やはり地元住民のみならず事業者、そして利用者の方々との意見交換をしっかりとした上で、よい施設を計画どおり、令和９年スタートできるように全力で取り組んでいただきたいなというふうに思いがありますので、その点よろしくお願いします。この問題には再質問

はありません。

次に、急病診療所ですね。大項目２点目、御答弁いただきましたけれども、これは結果的に私たちが求めている待ち時間の短縮には一切何の効果もないんですね。精神的にあとどのぐらいというのは分かるかもしれないんですけれども、遠くから来た人は家に帰れるわけではありませんから、家に帰って、また出てくるというわけにいかないので、なぜこういう状態になっているのかなと思います。確かにこのことはいいことではありますけれども、これでは待ち時間は解消しないわけですよ。その点どう考えているのか。なぜ待ち時間を解消することを導入できないのか。その点、もう１回答弁いただけますか。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

受付管理システムは待ち状況の可視化を目的とするもので、診察から会計、調剤までの時間短縮に直接つながるものではありませんが、診療所内での待機時間の短縮による患者の負担軽減や混雑緩和などの効果があるものと考えています。引き続き待機時間の短縮に向けて、ＤＸ化も含めた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ぜひこの待ち時間短縮をしていただきたい。毎年毎年待ち時間が増えているわけですよ。それを市民から毎年言われるわけですね。ここは具体的に何か方策を立てていただきたい。私は急病診療所を行徳につくっていただきたいということを言っていますけれども、何らかの形で、ぜひよろしくお願いします。これは結構です。

次に、大項目３つ目、選挙事務についてです。ありがとうございました。結果的に投票率は下がってしまったけれども、他の自治体よりは投票率の下がりを抑止できたということだったと思います。やはり何らかの行動をすれば投票率の結果に反映ができるということが今回分かったと思います。さらにデザインを変えて、またやるということを言ってくれたのも、またうれしいと思いますので、ぜひこれが前に進むようにしていただきたいと思うんですけども、これだけではやっぱり駄目だと思うんですね。やはり小学校、中学校に行って教育をしたりとか、様々なことを複合的にやりながら、ぜひ投票率向上、この千葉県内でさらに市川市の投票率が下がらなかった、上がったと言っていただけるように、選挙管理委員会の皆様には頑張っていただきたいなと思います。付け加えて、多分、参議院選挙が始まりますと大変お忙しくなると思いますので、過剰労働にならないように、新しい企画も入ってきますけれども、ぜひよろしくお願いします。これはこれで結構でございます。

デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについての再質問です。今年度新たに導入されたスマートポイントについては、とてもよい取組だというふうに評価をさせていただいております。省エネ家電の購入促進によることは、カーボンニュートラルの実現に向けても効果があるというふうに思います。現在実施中の省エネルギー家電導入促進事業の内容と現状について、どのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本事業はカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、省エネルギー家電を購入した市民に対し、費用の一部をデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯで還元するものであり、本年５月１日から12月26日までの期間で実施をしております。省エネ性能が優れたエアコン、冷蔵庫、ガス給湯器の購入に際し、本体価格の30％、世帯当たり６万ポイントを上限に還元するもので、付与ポイント総数は１億ポイントとなっております。申請の状況としましては、対象品目が生活必需品であることや還元ポイントが大きいこと、また、これから迎える夏場に備え、エアコンや冷蔵庫の需要が高いことから、多くの問合せをいただいており、６月９日現在で申請約700

件、付与予定のポイントは約4,200万ポイントとなっており、12月の事業終了時期を待たずに予算上限に達するものと見込んでおります。今回の事業を活用することで、少しでも環境性能の高い家電にしていただき、カーボンニュートラルの実現に向けた家庭での取組の大きなきっかけにしたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。おおむね好評だということですよね。ただ、予定よりもかなり早く終わってしまうのは非常に残念なので、今後追加ができるのかどうかもぜひ検討していただきたいと思います。

次、再々質問になります。防犯用品の購入についても同様にキャンペーンが行われていると聞いております。今、防犯というのは非常に重要な課題ではあります。同様に、この防犯ポイントの部分についても御説明をお願いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　防犯用品などを購入した市民に対し、その購入費用の一部をデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのスマートポイントで還元する防犯用品等導入促進事業を５月１日から実施しております。この事業は、防犯カメラなど６品目の購入に際しては本体価格の、ホームセキュリティーについては導入に際して必須となる設置工事にかかる費用のそれぞれ30％を還元し、１世帯当たりの上限を４万ポイントと、付与ポイントの総数を2,500万ポイントとしております。申請の回数につきましては、合算して申請できることから１世帯当たり１回限りとしており、対象経費は補助錠などの安価な商品も対象としているため、1,000円以上としております。

次に、申請状況でございますが、令和７年６月９日現在で45件、ポイント付与数は約64万ポイントとなっており、品目としては、防犯カメラやカメラつきのインターホンが多くなっております。省エネ家電と比較いたしますと、申請件数等少ない状況にはございますが、申請件数を増やすためには、市民の皆様にこの制度を知っていただくことが重要であると認識しております。そこで、５月３日号の「広報いちかわ」にスマートポイントに関する記事を掲載するとともに、５月21日には全226自治会にチラシの掲示板への貼付と回覧板による各家庭への周知を依頼したところでございます。12月まで継続して実施する事業となりますので、この機会にぜひ御活用いただき、御自宅の防犯対策に取り組んでいただきたいと考えております。

また、今後、申請件数の増加につながるよう、防犯用品を取り扱う店舗等に対して協力を依頼するとともに、市民の皆様にもさらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　省エネ家電よりもちょっと数字が伸びていないという問題がありますので、やはりもう１個工夫が必要なのかなと思うのと、金額が省エネ家電よりも小さくなってしまうので、申請の煩雑さというのがあります。その点も含めて、さらに検討していただきながら、告知、ぜひ進めていただければと思います。

再々質問です。今回は省エネ家電や防犯用品ですけれども、今後は防災やお米といったほかの部分にもこういうのを増やしていくことは可能だと思います。防災備蓄、こういうのも必要ですし、お米は今高いですから、こういうものに対しても、お米にポイントを付与することも可能だと思うんですけど、今後、市川市はどのようなキャンペーンを考えているのか、ＩＣＨＩＣＯのポイント還元をどういうふうにするのか、見解を伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

将来発生する可能性が高まっている巨大地震から市民の生命、身体、財産を守り、安全で安心できる生活を保

障することは行政の基本的な責務であり、できる限りの対策を講じていかなければならないと認識しております。その備えといたしまして、防災用品購入への支援は市民の自助を後押しする取組として重要な視点であると認識しております。また、昨今の米の価格高騰につきましても、市民生活への影響が大きいことから、重要な課題であると認識しているところですが、現在、政府が米の価格の安定化に向けてスピード感を持って積極的に取り組んでいることから、国の動向につきまして、引き続き注視していく必要があると考えているところでございます。今後も同様の交付金が交付された際には、そのときの社会情勢や地域課題の解決、市民サービスの向上に向けまして、より柔軟に、そして効果的に活用できるよう、担当部署とも連携、協議しながら検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。機動的にやっていただきたい。こういうＩＣＨＩＣＯというデジタル地域通貨は、やっぱり機動的に動けるというのが強みだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、プールの安全対策についてであります。時間がないので再質問はありませんけれども、やはり人を集めてほしいんです。去年も募集期間が短くて人が集まりませんでした。ハード面というのは事前に準備ができたとしても、ソフト面、人をどれだけ確保するかが重要ですし、当日人が急に休んでしまう。ぎりぎりで集めていますから、人が休んでしまうと、職員に手を挙げてもらって誰か行くということになりますので、この辺しっかりと人を確保していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

通信制高校と中学校の連携についてであります。これは学びの多様性とかいろいろありますけれども、ぜひやっていただきたいなと思います。教育長、現場に足を運んでいただきたい。市川市内にも通信制高校の教室があります。ぜひそういうところで子どもたちがどういう状況なのか、今後どういうことが必要なのかというものは、足を運んでいただきたいと思いますけど、通信制高校に対する連携についての考えを手短にお願いいたします。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えさせていただきます。

通信制高校につきましては、今、Ｎ高が非常に大変人気になっているということも伺っておりますし、私が横浜市教育委員会に出向している際には、星槎学園などにも大変お世話になったところでございます。中学生にとって非常に重要な進路先というふうに認識しているところでございます。ただ、中学生にとって最善の進路指導を行うというのが教育委員会、学校としての果たすべき任務かなと思っているところでございます。ですので、全日制、通信制問わず、中学生にとって最善の選択に資するような対応を取っていければなと思っているところでございます。

また、まだ私、着任後２か月といったところでございまして、市立学校55校全てを把握している状況ではございません。まずは市立学校の状況を把握した上で、その後、高校、大学も含めて、幼稚園、認定こども園、保育所も含めて様々な学校間連携も含めた視察等も進めていければなと思っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　教育長、ありがとうございます。来たばかりで大変だと思うんですけれども、いろいろな子どもたちがいます。ぜひ選択肢の一つである通信制高校、やはりまだまだ認知度も高くはありません。Ｎ高があるので、ちょっと急に名前が売れてきたりとか、また、ｅスポーツに特化した通信制高校が出てきたりとか、ちょっと変わったものも出てきています。その中で、やはり教育委員会と中学校が連携していただいて、本当に

適切な進路を子どもたちが選べるような環境を、ぜひよろしくお願いします。この問題は結構でございます。

次に、ケースワーカーの配置についてであります。増やしていただきまして、本当にありがとうございます。ただ、まだ足らないんですよ。やはり増えて大分質は向上してくると思うんですけど、まだ足りないんです。また、あと事業の移管もしていただいて特化していただいて、これはもうすごくありがたいと思います。これによって生活保護の相談に行く人たちもしっかりと話が聞けるようになったんじゃないかなというふうに思っていますので、ただ、まだ足らないということを念頭に置いて、これで終わりじゃなくて、もう一歩先に進められるようなことをしていただきたいなと思います。

再質問をさせていただきます。属人化という問題が出てくると思います。ずっと特化してしまうと、ほかに行けなくなったりする可能性もあります。また、この部分、結構ハードな職場でもありますので、希望があれば、２年、３年で異動できるようなシステムがあるのかどうか、その辺についてもちょっと再質問させていただきます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

毎年、職員に対しましては自己申告書というものを提出いただいております。その中で、自分の今やっている職につきまして適性があるのかないのか、異動したいのかどうなのか、そういうような希望を取っている状態です。これにつきましては、できるだけ可能な範囲で自己の能力が発揮できるような人事異動に努めているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。わがままな異動は必要ないと思うんですけども、やはり組織全体を考えて適切な配置や能力の生かせるような部分、スペシャリストの養成とゼネラリストの養成、この両面からやっていかなければいけないと思うんで、その点を含めて、総務部のこれからの課題となってくると思いますので、全力でこの問題についても取り組んでいただきたいなと思います。この問題は結構です。

ハラスメントについてです。総務省がハラスメント対策、特にカスタマーハラスメントに対してしっかりと取り組み、東京都もやっている中で、市川市は喫緊のアンケートにカスタマーハラスメントを入れなかった。これは非常に問題だと思うんですね。時代とずれているんじゃないんですか。窓口業務をしている人たちの66%、６割を超える人たちがハラスメントを受けたと感じているわけです。ただ、受けたと感じているが全てカスタマーハラスメントかといったら、そうではないと思いますけれども、やはりそういう声がある以上は、しっかりとそれを対応していかなければいけないと思うんです。しかし、市川市では、そのアンケートを取っていなかった。これは非常に問題だと思います。カスタマーハラスメントに対するアンケートを再度ちゃんと確認をしていただく考えはあるのか、国でアンケートを取っています。市川市は取っていません。今回、国の対象には市川市はなっていないと思いますので、市川市での現状把握をするおつもりはあるかどうか、総務部長の見解をお願いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

内容的にカスタマーハラスメントにつきましては、事実、今回改めて、先ほども御答弁しましたとおり自由記載の中で回答を求めました。その中で、先ほども答弁しましたが、１％程度というようなことでありました。国のほうの総務省の回答が35%とかなり割合が高いと。改めてカスタマーハラスメントに対してのアンケートをやるかやらないかという御質問だったと思いますけども、現段階では考えてはおりません。ただ、２年に１度のハ

ラスメントの中に、項目立てとしてカスタマーハラスメントを入れるというようなことは、今後検討していきたいとは思っています。しかしながら、市川市がなぜここまで少ないのかというような点を１つだけ申し上げれば、市川市自体に行政対象暴力担当室というのがございます。これは市川市では当たり前のように活用されているところではありますが、県内に県警の職員が配置されているのは全部で12の県と市があるんですけれども、その中で、行政対象暴力ということで配置されている職員は市川市のみです。対応はかなり綿密に、月に10件程度は立会いその他報告をいただいている次第で、うちの職員のほうにそこまでのカスタマーハラスメントの悪いイメージを持っていない理由の一つではあるかと思います。今後もそういった御指摘もいただきながら、できるだけ職員の負担にならないような取組は進めていきたいと思っています。

以上であります。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。考え方はいろいろあると思いますけれども、ハラスメントというのは、している人はハラスメントをしている意識がない人が多く、また、受けている人はカスタマーハラスメントのみならず全てのハラスメントで、ハラスメントでないことでもハラスメントを受けたと感じてしまうことがあるんです。やはりこれに関しては実態を把握して細かく対応していかなければ、お互いの中で認識のずれが起こっていったり――これはカスタマーハラスメントだけじゃないですよ。パワーハラスメントやセクハラも含めてですけれども、認識のずれが出てくると思います。やはりこういう点に関しては、これから細かく対応していかなきゃいけないと思いますので、総務部のこれからの対応に期待をしたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、年次有給休暇の取得率向上についてであります。認識のずれですよね。最大40日です。普通20日間で繰越しが20日ですから、最大40日持っている中で、50％を取得しなければ、確実に自分の権利を毎年のように有給休暇を捨てていく形になるんです。少なくとも全員が50％以上取得をしなければ、確実に誰かが自分の権利を捨てていくことになります。部署によっては非常に低い取得率もあります。また、管理職の中では、あまり休まない方がいるので、そうなると、その課、部、いろいろあると思いますけれども、そこの下の人たちは休みづらいわけですよね。100％休めとか言っている話ではなくて、せめて有給休暇の権利を捨てない社会、自分の20日間、繰り越して40日になりますけれども、その40日の中で20日は休んでいただいて、翌年に繰り越せるような、そんな社会をつくっていかなければ、やっぱり選ばれる職場になっていかないと思うんです。今、現時点で市川市は普通退職者、定年退職を含めて退職者が多くなっていて、採用人数よりも多いわけです。事務事業が減っているわけではないんですね。一人一人の負担が大きくなっている中で、やはり働き方改革、ウエルビーイングというのも必要ですし、いろんなＤＸも必要だと思います。複合的に総務部の皆様には対応策を取っていただいて、市川市の職員の定着、さらには、それによって市川市の市民サービスの質の向上に資する、そんな市川市の総務部になっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

私からの代表質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　次の質問者、地域政党チームいちかわ、冨家薫議員。

〔冨家　薫議員登壇〕

○冨家　薫議員　地域政党チームいちかわの冨家薫です。これより代表質問を始めます。よろしくお願いいたします。

まず大項目１、危機管理体制についてです。

昨年から大規模地震への警戒感がより一層強まっており、豪雨災害も全国各地で頻発しております。市川市もいつ大きな災害が発生してもおかしくないような状況の中で、早期に避難所を開設する必要があると考えること

から、いま一度、本市の危機管理体制の中でも、まずは(1)避難体制について伺っていきます。災害の種類によって異なる対応が求められる中で、どのように避難所の開設や運営を行う予定なのか。また、避難所の確保についても、どのような取組を進めているのか。本市の避難体制について、避難所開設の経緯も分かるようにお答えください。

次に、(2)ペット同伴避難所についてです。市内にはペットを飼っている方が多く住んでおられると思われます。本市のペット同行避難所や同伴避難所に連れていくことができるペットの種類は、現在、犬と猫に限られております。御参考までに本市で把握されているペットとして飼育されている犬の数をお答えください。

また、飼い主の皆さんは、災害時にはペットと同じスペースで避難できることを望んでいると考えます。ペットの犬や猫と一緒に避難できる同伴避難所の現状と課題についてお伺いします。

続いて、(3)熱中症対策ですね。昨年９月に定例会におけるチームいちかわの代表質問では、熱中症予防対策としてのクーリングシェルターの活用について取り上げ、市民に向けてクーリングシェルターと涼みどころを分かりやすく周知するように要望いたしました。それから季節はめぐり、早くも今年、もう夏が目前に迫っております。年々厳しさを増す暑さの中、熱中症への対策は早めに進めていく必要があります。

そこで、本日は確認の意味も込めて改めて質問させていただきます。本市におけるクーリングシェルター及び涼みどころの現状と、その活用に当たっての課題について御答弁をお願いいたします。

次の大項目、窓口業務におけるＤＸの活用について。

現在、庁舎の窓口で可能な手続は、第１庁舎とその他出先の窓口では異なっており、市民サービスに地域差があると考えます。そこで、市民窓口の現状と本市における窓口業務の考え方についてお伺いします。

続いての大項目、平和事業についてですが、日本は毎年夏の訪れとともに過去の戦争を思い出し、８月の終戦の日を様々な思いで迎える方が多いかと思います。今年は戦後80年という節目の年に当たり、全国各地で平和を願う催しや取組が行われることと思います。私たちは過去の悲劇を決して風化させることなく、次の世代へと語り継ぎ、二度と同じような苦しみが繰り返されないよう、未来を見据えた平和への取組を進めていく責任があります。市川市は、41年前に行った核兵器廃絶平和都市宣言を根拠に、これまでの平和事業を進めてきましたが、平和に対する脅威が時代とともに変わってきている中、新しい時代に向けて、どのような取組を行っているかをお伺いします。

まず、(1)として、戦後80周年に当たり、周年行事として行う平和学習青少年派遣事業について、具体的な内容をお答えください。

続いて、(2)平和教育についてです。私たちの会派は、今年４月に平和教育をテーマに長崎市への視察を行いました。長崎市では、これまで平和教育の基本三原則をよりどころにして、被爆体験の継承と平和の発信という２つの柱で平和事業に取り組んできましたが、時代の変化に対応するために、これらに加えて平和の創造という新たな柱を設け、今後どのように平和をつくっていくのかという視点で、平和教育による人格形成を目指しているそうです。市川市の平和事業は、核兵器廃絶平和都市宣言を根拠に行われていると考えるが、本市における平和教育は何をよりどころに行っているのか。また、終戦80周年を迎える今、平和教育の取組と今後についてお伺いします。

続いて大項目、小中一貫教育について。

（ア）小中一貫教育を推進することを目的に、平成28年４月１日に新たな学校種として義務教育学校が規定されました。現在、学校種には小中学校と小中一貫型小学校・中学校、そして義務教育学校があり、それらはどのような違いがあるのか。また、小中一貫教育に期待される効果及び全国における小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校の設置状況について、併せてお伺いします。

（イ）小中一貫型小学校・中学校となった東国分爽風学園は４年、信篤三つ葉学園は３年が経過し、一定の成果が上がっているかと思います。両校の現状と課題、また、課題を踏まえどのように進めていくのか、今後の見通しについてお伺いします。

（ウ）市として義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校の設置を今後進めていくのか。小中一貫教育に対する市の考えをお伺いします。

次に、(2)市立学校に導入している保護者連絡メールについて。他の自治体の議員と交流の中で、学校の保護者との連絡手段もＤＸ化が進んで、とても便利なシステムが導入されているとお聞きしました。そこで、本市はどうなっているのか、導入している保護者連絡メールの利用状況と現状についてお伺いします。

そして、最後の大項目、塩浜親水事業の進捗状況と今後について。

(1)覆砂の進捗状況について。令和元年、2019年６月、県の会議録で市川塩浜２丁目の干潟化について、県事業として実施することは困難という結論に達しました。なお、市川市からの具体的な提案等が示されれば、それに応じて協議を行いますという県の回答から６年、本市が動いたことで、千葉県からしゅんせつに関わる許認可を受け、長年温めてきた計画がいよいよ動き出す形となります。その進捗状況を伺うとともに、(2)覆砂と同時に行われるモニタリング調査について、今年度の調査内容についてお伺いします。

以上が初回の質問となります。答弁の内容に応じて再度質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、危機管理体制についての(1)避難体制についてお答えします。

本市では、地震による揺れなどから身を守るための緊急避難場所を123か所、また、被災により自宅で生活できない場合などに利用する避難所の候補地を95か所指定しているところでございます。避難所の開設につきましては、災害の種類によって変わり、地震の場合は震度５弱以上で市職員が市立小中学校へ自動参集し、建物の安全性が確認できた上で災害対策本部が小学校を優先して開設を決定します。その後、避難者の状況により、中学校や公民館などの公共施設を迅速に開設していくこととしております。また、ある程度状況の予測ができる台風などの風水害の場合は、河川の氾濫や崖崩れなどの危険状況に応じて安全を確保できる避難所を開設いたします。地震及び風水害ともに避難生活の長期化が見込まれる場合には、協定を締結しております民間宿泊施設に対し、避難生活を送る場としての利用を要請することも考えております。具体的には、市川グランドホテル、山崎製パン企業年金基金会館、スーパーホテル東西線・市川・妙典駅前などに加え、本年度に入り東横ＩＮＮ西船橋原木インターとも災害時支援協定を締結したところです。さらに、協定を締結している自治体に所在する宿泊施設を広域に避難する場として利用することを見据えて情報交換し、協定に基づく応援体制について協議しております。災害時には、避難者の安全と健康面に配慮した生活環境の確保が重要であることから、今後も避難所となる施設の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、危機管理体制についての(2)、(3)についてお答えいたします。

初めに、(2)ペット同伴避難所についてです。御質問の本市の犬の数については、狂犬病予防法に基づき、本年４月末日時点で２万210頭が登録されております。その他、猫を含めてのペットの総数については、犬以外の登録制度がないため把握ができておりません。ペットの避難所につきましては、過去の災害で飼い主がペットの

ために避難をちゅうちょする事例などがあったことから、本市では令和２年度に全ての公立小中学校の避難所で飼い主とペットの犬や猫が避難をし、別々の空間で避難生活を送ることができるペット同行避難の体制を整備いたしました。同年にはペットと同じ空間で避難生活を送ることができるペット同伴避難所として市内４か所を指定し、災害の規模や状況に応じて開設を決定した場合に受け入れを行うこととしております。ペット同伴避難所の課題としましては、指定４か所がＪ：ＣＯＭ北市川スポーツパーク、市民プール、大柏ビジターセンター、クリーンセンターとなっており、行徳地域での指定箇所はなく、過去の議会でも設置要望はされており、現在検討を進めているところです。

次に、(3)熱中症対策におけるクーリングシェルターと涼みどころの活用の現状と課題についてです。昨年度の気候変動適応法の改正を受け、熱中症特別警戒情報が新たに位置づけられ、発表後に市は指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを開設することが義務づけられました。そのため、本市ではクーリングシェルターの指定を進めており、現在は昨年度末にニッケコルトンプラザの１施設が増え、計42施設となっております。クーリングシェルターのうち公共施設を中心とした35施設については、日常の暑さをしのぎ休憩できる施設、涼みどころとして開設し、運用もしているところです。なお、幸いにも、これまで熱中症特別警戒情報が発表されたことはないことから、クーリングシェルターを開設した実績はございません。クーリングシェルターの周知については、施設にロゴマークを表示し、涼みどころと併せて市公式ウェブサイトにおいて施設リストを表示するほかに、マップも掲載しており、外出先でもスマートフォンなどで簡単に調べることができます。さらに、警戒情報の運用期間に合わせて、広報紙による周知や報道機関への情報提供を行うことで、紙媒体を活用した情報の拡散にも努めているところです。クーリングシェルターや涼みどころは、運用を開始してから日が浅いことから、さらなる周知が必要と考えており、特に熱中症リスクの高い高齢者の皆様への情報伝達を高めることが課題と認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、窓口業務におけるＤＸの活用についてお答えいたします。

本市では、市民が来庁する窓口業務につきましては、第１庁舎、第２庁舎に加え、出先機関である行徳支所、南行徳市民センター、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、国分、中山、信篤市民課窓口連絡所において行っております。出先機関では全ての窓口業務を行っているわけではなく、例えば市民課窓口連絡所では証明書の発行は行っておりますが、福祉関係の手続などは行っていないなど、その施設の規模や職員の配置、システム環境などの諸条件により、市民が可能な手続は異なっている状況でございます。また、開庁時間につきましては、基本的に第１庁舎と同様の午前８時45分から午後５時15分としておりますが、市川駅行政サービスセンターにつきましては、マイナンバーカードを活用した特例転入の手続など一部の業務を除いては午後８時まで対応しているところでございます。窓口の地域差につきましては、手続のオンライン化により、市役所に来なくても済む、いつでも手続ができるといった地域や時間にとらわれない手続が可能となることで解消できるものと考えております。限られた行政資源の中で効率的かつ市民の利便性を図るためには、行政手続のオンライン化は重要であり、各自治体共通の課題となっております。そのため、国においては、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を示すなど、手続のオンライン化を推進しております。本市におきましては、市民の利便性の向上を図るため、デジタル技術を活用し、オンライン申請を拡大していくことで、手続のために24時間365日止まらない電子市役所の実現に向け、現在取り組んでいるところでございます。一例といたしましては、公式ウェブサイトのトップページや公式ＬＩＮＥ上に引っ越しや出生などのライフイベントごとに手続を案内する「手続きナビ」を導入し、必要な手続を確認しながらオンライン申請に移行できるようにするなど、多くの方に便利に

活用してもらえるよう考慮しながら、手続のオンライン化の拡大を進めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目３番目、平和事業についての(1)終戦周年事業についてお答えをいたします。

御質問にありました平和学習青少年派遣事業は、市民の大半が戦争を知らない世代となっている中、若い世代に戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを継承していくために、これまで終戦の節目となります年に市内公立中学校の生徒を被爆の実相と平和の大切さを学ぶため、被爆地であります長崎や広島へ派遣してまいりました。終戦80周年となります本年度は、８月に広島へ派遣をする予定であります。平和学習をより深い学びとするため、派遣前に市内の被爆者との面談や戦時中の実相を学ぶ事前学習などを行います。現地では平和記念資料館の見学のほか、青少年が一堂に会して意見交換を行うヒロシマ青少年平和の集いに参加するなど、被爆の実相や平和の尊さについての理解を深める機会となるよう準備を進めております。派遣実施後は、平和学習の成果といたしまして、参加者の感想や訪問の記録をまとめた報告書と記録動画を作成し、本市の平和啓発事業に活用するとともに、各学校での平和学習に活用してもらうことを想定しております。参加する生徒の皆さんに、平和がいかに大切であるかについて考える機会にしていただきたいと思います。

以上であります。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目３つ目、平和事業についての(2)及び大項目４つ目、教育行政についての(2)についてお答えします。

初めに、平和事業の(2)平和教育についてです。小中学校の学習指導要領総則には、学校の教育活動を進めるに当たり、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と示されております。各学校では学習指導要領総則を踏まえ、教育活動全般を通して平和に関する学習を進めております。例えば中学２年生道徳科「もっとわかり合いたい」という教材では、世界の平和と人類の発展に貢献するために、自分たちには何ができるのかを考えようとする心情を育てる学習を行っております。また、小学４年生国語科では、物語文「一つの花」を教材として、戦争に翻弄される家族の状況から、平和について考える学習も行っております。これらの学習は教科書を使用し、全ての市立学校で行っております。また、市川被爆者の会が実施している被爆体験講話は、語り部講師が戦争の悲惨さや平和を願う思いを児童生徒に伝える体験活動として、毎年多くの小中学校で学習に生かしています。今年度、教育委員会は、市の事業である平和学習青少年派遣事業に参加した生徒の思いを広く共有できる機会を設け、ほかの生徒の学びに生かすよう各学校に周知してまいります。今後、児童生徒が戦争に限らず、人権や貧困など世界が抱える課題を理解できるよう、引き続き平和に関する学習の推進に努めてまいります。

続いて、大項目４、教育行政についてのうち(2)市立学校に導入している保護者連絡メールについての利用状況の現状と課題についてお答えします。

初めに、保護者連絡メールの現状についてです。本市で導入している保護者連絡メールは、平成31年度から学校情報化研究事業で導入したウェブサイト作成、管理などを含む校内ＬＡＮシステムの機能の一つで、児童生徒の欠席連絡や緊急時の家庭への連絡、部活動などグループでの連絡などで利用しております。利用状況の課題といたしましては、現在、保護者連絡メールを利用している学校は、市立学校55校中50校であり、残り５校は学校独自の連絡ツールを利用しております。それぞれの保護者連絡メールは操作方法が異なるため、子どもが小学校から中学校へ進学する際、保護者にとって利用しにくく、教職員にとっても学校を異動した際に利用しにくいこ

とが課題であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、教育行政についての(1)小中一貫教育についてお答えをいたします。

初めに、ア、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の特徴及び設置状況についてです。６・３制を取る小中学校に対し、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校では、９年間の系統性や連続性に配慮した教育を行うとともに、教育課程の特例により、新教科の創設や学校段階間での指導内容の入替え等を行えることが特徴であります。

次に、小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校では学校運営に違いがあり、小中一貫型小学校・中学校はそれぞれの学校が独立しているため、学校ごとに校長が配置されております。一方で、義務教育学校は１つの学校として１人の校長が配置され、１つの学校組織で学校運営を行っております。

次に、小中一貫教育に期待される効果につきましては、９年間を見通した教育課程の編成や指導計画の作成により、子ども一人一人への理解が深まり、子どもの個性や能力を最大限に引き出すことができることと言われております。また、学年の区分を発達段階に即して柔軟に設定することができるようになるため、中１ギャップの緩和や、小学校段階での教科担任制の実施が可能となり、専門性や質の高い授業を行うことで学力や学習意欲の向上が図られること、幅広い年齢による交流活動によって、自己肯定感の高まりや思いやりの心の育成が図られることなども効果として期待をされております。

次に、全国の義務教育学校等の学校数につきましては、令和６年５月１日現在で義務教育学校が238校、小中一貫型小学校・中学校の形態を取る小学校が1,057校、中学校が637校となっております。

次に、イ、東国分爽風学園及び信篤三つ葉学園についてであります。東国分爽風学園は、令和３年度に小中一貫型小学校・中学校となりました。学園において小中一貫教育を推進するため、３校共通の目指す学園像を設定するとともに、新たな教科ふるさと探究科を設置いたしました。また、いじめ防止を目的としたブルーリボン運動や合同音楽会の開催など、児童生徒の交流活動を行うとともに、中学校教員の乗り入れ授業や夏季合同研修会の開催など、教職員間の連携も深めてまいりました。これらの取組を通じ、小中一貫教育に期待される学習意欲の向上や中１ギャップの緩和、自己肯定感の向上などにおいて、一定の効果が上がってきております。一方で、３校が地理的に離れていることから、児童生徒が交流する際の移動の負担や、教職員の連携調整が図りづらいといった声も学校や地域から上がっているところであります。この課題を解決するため、３校を施設一体型の義務教育学校へ移行することが考えられます。設置場所は、学校に関係する方々にとって最適な場所を比較検討し、丁寧に合意形成を図っていく必要がございます。

信篤三つ葉学園は、令和４年度から小中一貫型小学校・中学校となりました。３校共通の学園像の下で、新たな教科わが町・未来探究科の設置や、児童生徒の交流活動をはじめとした小中一貫教育の取組が進められており、一定の成果が上がってきているところでございます。一方で、乗り入れ授業等に関する教職員の負担が課題となってきております。引き続き学校と教育委員会が連携しながら、改善に向けた取組を行っていく必要がございます。また、施設一体型の義務教育学校への移行について、学園の保護者や信徳小学校及び二俣小学校に入学予定の保護者を対象としたアンケート調査を行いました。回答の中には、移行の時期や移行後の学校運営について慎重に検討してもらいたいといった声もございました。今後は信篤地域のまちづくりとも併せ、学校関係者や地域住民の皆様と丁寧に調整を行ってまいります。

最後に、ウ、本市の小中一貫教育に対する考え方についてです。これからの社会のつくり手である子どもたち

の生きる力を育んでいくためには、義務教育９年間を見通して必要な資質、能力の育成を図る小中一貫教育は有効な教育施策であると考えております。今後も塩浜学園をはじめとした小中一貫教育を実践する先進校の取組の成果等を検証し、より効果的な小中一貫教育の在り方を研究してまいります。そして設置手法ごとの特性とともに、学校と地域の実態やニーズを踏まえながら、市全域で小中一貫教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　私からは大項目、塩浜親水事業の進捗状況と今後についてお答えをいたします。

初めに、(1)覆砂の進捗状況についてであります。塩浜２丁目の前面海域で行う覆砂につきましては、市川漁港沖の漁船が利用する航路の水深の確保を目的としたしゅんせつ作業により発生する土砂を有効活用して行うものであります。具体的な作業といたしましては、ポンプしゅんせつ船という特殊な船を使い、しゅんせつ海域の海底を先端にカッターがついた装置で掘削し、削った土砂を海水とともにポンプで吸い上げ、直径約25cmの鋼製の管でつなげた排砂管を用いて、約１km先の覆砂箇所まで圧力をかけて送るものであります。これまでの進捗状況でありますが、しゅんせつ覆砂に関する手続をすべて完了し、塩浜三番瀬公園に隣接する階段式護岸において、安全対策としての仮囲いや排砂管の設置などの準備作業を行った上で、現在覆砂作業に着手をしております。今後につきましては、本年８月末までに片づけを含めた現場での作業を完了させる予定であります。

次に、(2)今後行われるモニタリング調査についてであります。今年度のモニタリング調査の内容としましては、昨年度と同様に地形、水質、生物調査などのほか、覆砂した砂の動きを確認するために、新たに海中に漂う砂を採取して行う漂砂調査を加えて実施をしてまいります。調査結果につきましては、学識経験者に意見を伺い、まとまり次第、広く市民の方々へ公表をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員に申し上げますが、再質問につきましては休憩後でお願いします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第１号から日程第33報告第19号までの議事を継続いたします。

冨家薫議員。

○冨家　薫議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目１、危機管理体制についての(1)ですが、地震の場合の避難所は、最初に小学校、次に必要に応じて中学校、そして公民館などの公共施設の順に開設されていくことがよく分かりました。必要に応じて順番に開設されていくことの周知は大変重要だと感じております。実際の災害発生時に、市民がどこの避難所に避難したらいいか分からず不安になるということになると思います。

そこで、避難所を開設した場合の周知方法についてお伺いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

日頃より、避難所については御家庭においてホームページで公表している防災カルテで居住地の災害リスクを確認するとともに、水害ハザードマップで紹介しているわが家の「マイ・タイムライン」を作成し、具体的な避

難先の候補や避難のタイミングなどをあらかじめ整理し、決めておくことも自助の備えの一つです。災害時における避難所開設情報の周知につきましては、防災行政無線で広く呼びかけるほか、市公式ウェブサイト、メール情報配信サービス、ＬＩＮＥやX、フェイスブックなどでお知らせします。加えて、災害情報共有システムであるＬアラートと連動してテレビのテロップやデータ放送で発信するほか、状況に応じてベイエフエムや市川うらＦＭなどの協定事業者を通じてラジオ放送も行う予定です。今後も避難を必要とする市民が逃げ遅れることのないよう、市では様々な媒体を活用して適切な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。避難所開設情報について、多様な手段で周知されることを理解いたしました。特に高齢者や障がいのある方、また、情報弱者とされる方々に対してその情報が確実に届くように、引き続きハイブリッドな情報伝達手段の工夫をお願いいたします。

それでは、次の再質問です。避難所の周知については確認できました。実際の災害発生時には様々な情報が飛び交い、大混乱が予想されます。学校区域防災拠点において避難訓練に参加する中で、運営には多くの問題が生じてくると感じております。そこで、避難所で起こる多くの問題をどのように情報伝達されて解決していくのかをお伺いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

小学校区防災拠点は、６人の市職員が参集し、災害時の情報収集、情報発信、災害対策本部との連絡、避難生活の支障等に係る応急対策活動を行う地域の災害対応の最前線の現場であります。避難所の運営は避難した皆様の中で避難所運営委員会を設置し、避難者自らが行動し、主体的に行うことが大切であり、避難所内で発生する様々な問題は、この運営委員会で話合い、協力して解決していくことが望ましいと考えております。能登半島地震では、避難所内の衛生面などの生活環境をはじめ、避難所運営に当たる人員や支援物資の不足、要配慮者の対応などの課題が生じておりました。そのような避難所だけでは解決が難しい問題が発生した場合は、小学校区防災拠点の市職員から、市内６エリアに設置する現地対応本部に状況を報告し、把握した内容を災害対策本部と連携して、適切な対応に当たってまいります。災害時に避難所や地域で発生する様々な問題を円滑に解決するためには、日頃から地域住民で構成する小学校区防災拠点協議会と市職員、学校職員の３者が顔の見える関係を築いておくことが大切です。そのため、各小学校におきましては、今年度も引き続き協議会の皆様との打合せや、実践的な避難所開設、運営訓練などを実施してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。改めて防災拠点協議会に出席している防災拠点要員である市の職員と地域の方々との連携が重要であると感じました。形だけで終わらせないよう、避難訓練の内容の更新に努めていただきたいと思います。そして、避難所の収容人数が限られる中、要配慮者への対応も大きな課題であると感じております。初回の御答弁の中で、避難の長期化が見込まれる場合には、協定を締結している民間宿泊施設に対し、避難生活を送る場として利用を要請することも考えているとありましたが、本市にはホテルなどの大型宿泊施設が少ないことも課題の一つではないでしょうか。東京都墨田区では、Ａｉｒｂｎｂ　Ｊａｐａｎ株式会社と災害時における要配慮者の避難場所として民泊施設を活用することを目的に、災害時における民泊施設提供の協力に関する協定を締結しています。本市には民泊施設も少ないようですが、大型宿泊施設が少ない中で参考になる部分もあるかと思われますので、今後の参考にしていただけたらと思います。

続いて、(2)ペット同伴避難所についてです。本市に登録されている犬の数２万210頭ということで、多くの市民が犬を飼っていることが改めてよく分かりました。猫やほかのペットについては登録制度がないので把握が難しいですけれども、災害時の実態の把握、そして今後の受入れ体制を考える上では課題になってくると感じております。そして、やはり災害時のペット同伴避難所を円滑に開設し、運営するためには、実際の訓練が欠かせないと考えます。これまでどのような訓練が実施されたのか、実施状況についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ペット同伴避難所の設営訓練は、令和４年度から年に１回実施してきております。本年３月に市民プールを会場とした訓練では、動物愛護市民ボランティアの方10名とペットの犬８頭が参加をいたしました。訓練内容は、市の職員がブルーシートやプライベートテントなどを設置する訓練に加え、ボランティアの方々は、飼い主が用意すべき物資の確認やケージの組立て、ペットをケージに入れる訓練などを行いました。訓練後、ボランティアの方に意見を伺ったところ、有意義な体験で定期的に参加したいなどの好意的な意見が多かった一方で、４か所の合計収容世帯数が30世帯では少ないなど、改善を求める声もございました。今後はさらなる充実に向けて、いただいた御意見を参考にしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。令和４年から毎年年に１回ということで、具体的な内容や参加状況は理解いたしました。しかし、もっと多くの市民により実践的な訓練を行うようにしないと、いざというときに生かされないのではないでしょうか。そして、ペット同伴避難所全体の収容人数が少ないといった課題についても率直な意見があったとのことで、まだまだ今後改善すべき点が多いのだと感じています。

そこで、佐賀市に行政視察に伺った際に、令和３年より市営球場であるブルースタジアムというところの審判員室や記者室などの室内をペット同伴避難所として活用した事例を確認いたしました。本市の国府台スタジアムも同伴避難所として活用することができないのか、本市の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ペット同伴避難所の指定に当たっては、ペット連れの避難者専用として確保ができること、鳴き声や臭いなどを考慮し住宅地と離れていること、ケージや餌を持参するため一定規模の駐車場があること、屋内にペット同士の間隔確保ができるスペースがあることなどを条件としております。新たな指定については、まずは市域全体のバランスを考慮することが課題と考えていることから、行徳地区での新たな指定を優先したいと考えております。御質問の国府台スタジアムの活用については、先進市の事例を調査し、指定条件の適合性を含めまして研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。なかなか条件があって難しいということが分かりました。市内にバランスよくという優先順位も大切ですけれども、ペット同伴避難所の収容人数は、現在４か所合わせて約30世帯ということで、とても少ないので、もちろん行徳地域を含めたバランスのよい配置も必要なんですが、順次進めていくことも必要なのではないかと思います。ぜひ併せて進めていただくようお願いいたします。

次に、(3)になります。クーリングシェルターについて、施設の指定を進めていて、新たにニッケコルトンプラザが加わって42施設ということでした。また、クーリングシェルダーの場所が分かる電子マップを作るなど、

周知も進めているということでした。これは利便性も高いと感じますけれども、外出時に緊急避難という意味でのこの施設を必要としているのは、主に高齢者であり、高齢者には電子マップというよりも紙媒体の周知がより伝わるのではないでしょうか。そういう視点で考えるならば、例えば自治会の回覧板、掲示板で周知するなど、本気で伝える工夫が必要だと考えます。

そこで、紙媒体を通じた周知方法について、市の考えをお伺いします。また、指定施設のロゴマークを貼り出しているということですけれども、現在はまだまだクーリングシェルターのロゴマークの認知度、とても低いと感じます。今後のその周知方法についてもお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。周知につきましては、引き続き広報紙やＳＮＳ等を活用するほか、電子媒体での確認ができない方などにも広く知っていただくために、紙媒体として自治会向けに回覧や掲示板による周知を検討してまいります。また、その際にはロゴマークを掲載するなどの分かりやすい工夫を行いながら、一層の周知に努め、認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　分かりました。ありがとうございます。

少し視点を変えて再質問を続けます。クーリングシェルターの制度自体の周知、そしてそのロゴマークの認知度向上が重要であるということは十分理解しております。しかしながら、先ほどの御答弁にもありましたけれども、昨年度は気温等の基準に達する日がなかったために、クーリングシェルターが一度も開設されなかったとのことでした。一方で、昨年市長が行ったタウンミーティングにおいては、外出中に涼む場所が見つからず困っていると訴える高齢者の声が実際にあったと承知しております。そのような実情を踏まえると、一定の気象条件を満たさない限り開設されないクーリングシェルターよりも、常時利用可能な涼みどころの存在を市民に広く周知することのほうが現場のニーズに即した対応ではないかというふうに考えます。クーリングシェルターはまだ市内で実際に開設された実績がなく、名称も市民にはなじみが薄い状況にあります。こうした中、喫緊の熱中症対策としては、まず、いつでも利用できる、分かりやすい涼みどころの存在を積極的に周知していくことが、より実効性のある対策につながるのではないでしょうか。

以上の点を踏まえ、市としての御見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

涼みどころの認知度を高めることは、同時にクーリングシェルターの認知度向上にも効果があると認識しております。今後はクーリングシェルターと併せて涼みどころの認知度向上についても推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ぜひお願いしたいと思います。全国の取組を見ると、多くの市が涼みどころの周知を積極的に進めていて、身近な施設となるよう工夫をしています。今日は、ここに他市が作っている涼みどころのチラシを持ってきました。このような感じです。涼しげな色合いで、ぱっと見ただけで涼しい場所であるということが分かるようになっています。思わず足を運びたくなるような工夫がされているように思います。中には同じようなのぼり旗を作成しているような市もありますが、そのように涼みどころの認知度を高めるために、目を引くポスター等を市川市でも作成することが効果的と考えますが、市の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

他市で作成している涼みどころの掲示物などを参考にしながら、涼しさを感じられる色やデザインで、利用者が一目で分かるような工夫をした市川市独自の掲示物を作成し、認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。ぜひお願いいたします。人気のキャラクターとして、新聞でも紹介された本市のカワウソのイラストなどを用いる、ぜひそのようなことで工夫を凝らして、認知度向上を進めていただきたいと思います。こちらはこれで結構です。

では、次の項目、窓口業務のＤＸの活用について。御答弁ありがとうございます。今は地域差がありますけれども、方向性としては24時間365日止まらない電子市役所の実現を目指す取組ということが分かりました。行徳支所にビデオ電話を活用した遠隔窓口システムを導入するということで、これは地域差の緩和に期待できるところだと思います。

では、窓口に行かなければならない手続についてはどのようなものがあり、本市の状況はどうなのかをお伺いします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

本市で窓口に行かなければならない手続につきましては、令和６年４月の段階で約1,000件ございました。そのうち法令により対面を求められているものとして、引っ越し先の自治体に提出する転入届がございます。転入届を受理することで住民基本台帳に記載され、その情報を基礎として各種行政手続が行われることから、転入届出者の実在性や本人確認を行うため、対面で手続を行うものとされております。また、パスポートにつきましては、取得などの申請手続はオンラインで可能でございますが、受け取りにつきましては本人確認を行うため、対面での手続が必要となっております。法令により対面を求められているもの以外にも、申請者と折衝しながら申請書類を作成することが多い税に関する減免の申請、本人確認が必要となる市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出や、相談、面談を行う上で手続を行っている生活保護の申請などがございます。本市では、法令による対面の規制があるものや、本人確認を厳格に行うべきものなど、オンライン化が適当でないものを除き、市民の利便性が高くなると考えられる手続は個人情報の取扱いに留意しつつ、順次オンライン化を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。対面での手続が必要なところというので、ちょっとオンライン化がなかなか難しいということが分かりました。行徳支所の遠隔窓口システムの試みなどは、やはり対面の手続に配慮した、その１つのトライアルだということがよく分かりました。そして、地域差なども配慮し、考えられているということも分かりました。しかしながら、私、実際にオンライン申請をさせていただいたんですけれども、申請はもういつでもすぐできるんですけれども、郵送に時間がかかってしまって、郵送がいつ来るのかとどきどきしながら待っていました。もしかしたら自分でコンビニに行ったり、夜間、自分で取りに行けば、すぐに入手することができるので、そのほうが早くて確実なのかなと思うところを感じました。そのように感じる方も少なくないと思います。オンライン化の整備、だんだん進んできて、とてもすばらしいことだと思うんですけれども、

それはスタートにすぎないと考えております。ただ、オンライン申請が可能になり出向かなくてもいいというだけではなく、ほかにも利用者に何らかのメリットがあるということが必要になってくると思います。利用者に寄り添った推進を御提案して、次の質問に参りたいと思います。

続いて、平和事業の(1)平和学習青少年派遣事業についてですが、事前学習を行った上で８月に派遣、また、現地では青少年が一堂に会して意見交換を行うヒロシマ青少年平和の集いに参加する予定ということでした。そして派遣後、参加した方の感想や訪問の記録をまとめた報告書、そして記録動画を作成し、各学校で平和学習に活用してもらうという予定ということで、子どもたちの派遣事業での体験が有意義になるようなプログラムであるというふうに思います。先ほども触れたように、地域政党チームいちかわが視察した長崎市では、平和教育に平和の創造という新たな柱を設けています。その実現のために他者の意見を尊重しながら、自分の言葉で平和を語り、行動できる児童生徒の育成を図っているということです。具体的には、派遣事業で参加するヒロシマ青少年平和の集いのような対話形式のイベントなどを通して、そのような児童生徒の育成を図っているそうです。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている市川市として、過去の戦争の悲惨さの継承だけではなく、今後の国際社会の平和に寄与するための人権問題や国際紛争など現在における身近な課題に対して自らが意見を持ち、行動できるような子どもたちの人格形成を図っていくということが重要だと考えます。そこで市の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市は核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、核兵器廃絶や生命の尊厳、恒久平和の確立に向け、子どもも含めた全市民を対象とした各種の事業を実施しているところであります。その中で特に若い世代に平和の大切さを継承し、国際人権問題や紛争について自ら考える機会を提供していくことが、御質問にあるとおり重要であると捉えております。これからも教育委員会と連携をしながら、将来を担う若い世代の平和意識の醸成を図れるよう努めてまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。未来の平和をつくっていくのは子どもたちです。御答弁いただいたように、将来を担う若い世代の平和意識の醸成をどのように図っていくのか、教育委員会と連携しながら進めていっていただきたいと思います。

次に、(2)の平和教育についてですが、平和教育の根拠となっているのは学習指導要領の総則であり、それに基づいて様々な学習活動が行われているとのことでした。また、平和事業の一環として実施されている平和学習青少年派遣事業については、参加した生徒の思いや経験を共有する機会を学びに生かしているとのことです。この点に関しまして、例えば長崎市が実施している対話型授業のように、派遣事業に参加した生徒の学びや対話の内容を参加していない他の生徒にも広げ、自ら考え、行動力を育むような指導を行うことは、核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる本市にとって、より一歩進んだ取組となると考えます。そこで、教育委員会としての御見解をお願いいたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学習指導要領解説総則編では、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める対話的な学びが実現できているかという視点に立った授業改善を行うことが示されております。現在、各学校ではそれを踏まえ、あらかじめ個人で考えたことを意見交換したり、議論したりすることで、新たな考え方に気がついたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする対話的な

学びを行っております。教育委員会といたしましては、平和学習青少年派遣事業を生かし、平和について意見交換をしながら、対話的な学びを進めるよう、全ての市立中学校に周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　どうもありがとうございます。そうですね。最近本当に子どもの意見を出させるような、そういう教育がなされているというところを、平和教育にもつなげていっていただきたいと思います。平和学習青少年派遣事業に参加した生徒が、平和や命の貴さ、人権の大切さについて新たな気づきを得て、その思いを仲間と共有し、深め合うことは非常に有意義な学びとなると考えます。ただ、一方で、本事業は５年に１度の実施、かつ各校１名という限られた規模で行われており、直接参加できる生徒さんがごく少数にとどまっていることが現状です。この貴重な学びの機会を学校教育に波及させ、広く平和学習へとつなげていくために、平和教育の中で派遣された生徒の体験や学びを報告会や対話の機会などを通じて全校全体で共有できるようにするとともに、各教科で総合的な学習の時間などと有機的に連携させる形で、しっかりと位置づけていただきたいと考えます。また、あわせて、今後この事業の実施頻度を増やしたり、参加生徒の人数を増やしたりすることについて、総務部とともに協議、検討を行っていただくことを要望して、次に移りたいと思います。

次の大項目、教育行政についてですね。御答弁ありがとうございます。移行が進んで統合に向けていくところと、慎重に考えるというところ、いろいろとあると思います。双方とも地域、学校関係者、そして保護者、児童生徒などの意見を幅広く取り入れ、しっかりとした話合いが行われ、進められているということが分かりました。

では、再質問として、今後新たに小中一貫小学校・中学校や義務教育学校となる学校の計画があるのかをお伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置につきましては、学校規模や通学区域などの条件が整ったところから、中学校ブロックなどの比較的広い地域を基盤として決定する考えです。現状において条件の整っている中学校ブロックはないことから、新たに小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校となる予定の学校はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。全国的に少子化なので、私は、義務教育学校になって10年になるので、もっと統合が進んでいるのかなと現状をもちろん伺ったわけです。今の御答弁にもありましたように、学校規模、通学地区の条件にそぐう中学校のブロックというのは今現在ではないというところで、順調に進められているということを確認することができて、本当によかったなと思っております。順次、現在の小中学校型からの移行も含めて、丁寧に合意形成を図りながら検討を進めていってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、⑵市立学校に導入している保護者連絡メールについての再質問です。市川市も６年前から保護者との連絡メールを導入し、出欠連絡などに利用されているということが分かりました。しかし、６年たっても全校での統一に至っていないのはなぜでしょうか。一部の学校がいまだに利用していない理由についてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市が導入している保護者連絡メールを利用していない理由といたしましては、市のシステムを導入する以前から利用しているメールの連絡業務の手順に慣れていることから、本市が導入した保護者連絡メールを利用していない現状がございます。一方で、小学校の中には進学先での利便性を考え、市が導入している連絡メールの利用を検討している学校もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　分かりました。ですが、どこかで思い切って切り替えないと、いつまでたっても進まないのではないかというふうに思います。学校によって違うと、教職員も保護者も戸惑いがあるというふうに聞いております。

そこで、視点を変えて、導入から６年経過し、使い勝手のよいデジタル連絡ツールがどんどん出てきています。今後、現在利用している保護者連絡メールシステムを入れ替えることについて、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

保護者連絡メールの機能は年々向上し、他社のシステムでは欠席の履歴をデータとして自動的に記録する機能や、外国語に対応する機能が備わるなど充実しております。今後、新たに保護者連絡メールを入れ替える際は、学校、保護者にとって、より使いやすい機能の導入を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。保護者の利便性や教職員の業務効率化を考慮し、システムの全校統一はもちろんなんですけれども、新しいシステムの導入も、この機会にぜひ前向きに御検討していただければと思います。

では、最後の大項目、塩浜親水事業進捗状況と今後についてです。御答弁ありがとうございます。順調に作業が行われているということが分かりました。ポンプしゅんせつ船という特殊な船で市川漁港の航路のしゅんせつをして、それを１㎞離れた塩浜２丁目の覆砂箇所に通した管に圧力をかけて、土砂をポンプで送るというような作業を行われているということで、８月までというお話でした。地域政党チームいちかわは、先日、市川漁港周辺の視察に参りました。その際、県が実験した干潟、行徳人工干潟にも上陸いたしました。そこでは、カニやエビ、小さなきれいな色の模様のアサリ、小さなハゼなどをたくさん確認することができました。今回の覆砂事業により造成される干潟でも、このような豊かな生物多様性の世界が見られることと思います。私でも本当に楽しくて、時間がたつのがすごく短いと感じたくらいですので、お子さんも本当に楽しめるのではないかと思いました。体験の場所というのをつくるというのは本当に大切だなと、視察に行って感じたところであります。引き続き慎重に、安全に作業を進めていただきたいと思います。

そして、(2)の再質問です。漂砂調査というものの内容をもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

追加する漂砂調査につきましては、海洋工学の分野に精通した学識経験者の助言の下、砂を採取するための装置である採砂管を現場周辺の海域に１週間程度設置して行うもので、覆砂の実施前に１回、実施後に２回、合計３回調査を行う予定であります。採取した砂の量の比較や粒度分析などを行うことで、海底の砂の動きを把握し、今後の砂止めなどの計画に生かしていく予定であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。採砂管というものを海の中に入れて、その海の中の波で徴取したものに何が含まれているか、その砂の流れを確かめるような、そんな調査なんだと思いますけれども、去年からもほかにも実施をしている調査とともに新たな調査が加わり、市民の方々も関心を寄せられるところだと思います。このモニタリング調査結果はもちろんのこと、本市に海があること、漁業をされている人がいることなどを皆さんに知っていただき、皆さんでこの今ある三番瀬の海を、とにかく考えてもらうということが大事なのではないかと考えます。そのようなことを踏まえて、改めて具体的な周知の方法を伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

塩浜親水事業につきましては、市公式ウェブサイトで周知を行っております。また、市民の皆様に直接説明する機会といたしましては、昨年11月に行徳支所において、本事業の目的や内容、覆砂海域の生物の現状などを分かりやすくまとめたパネル展を実施したほか、本年５月からは、市川市漁業協同組合が月１回開催する朝市でもパネル展を行い、御覧いただいている方に対して担当職員が丁寧に説明をしております。加えて、多くの方が来場する10月開催予定のいちかわ三番瀬まつりにおいても、本事業と同様に浅瀬の環境再生に取り組むアマモ移植事業とともに周知、説明をする機会を設けていく予定であります。今後につきましても、市民の皆様に本事業を広く知っていただくための手法について研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。漁港での朝市、そして三番瀬まつりでもパネルを出して職員の方が説明をしてくださるということで、実際に海を見ながら、その海の風とか匂いとか波を感じながら、そこの海のことを説明していただくというのは、とても効果的な方法なのかと感じております。これからも引き続き作業は安全に留意し、広く皆様で考えてもらう、その周知をお願いします。そして、海に親しめるイベントなどもあればいいかというところをお願いして、地域政党チームいちかわの代表質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○大久保たかし議長　次の質問者、創生市川・自民党第２、加藤圭一議員。

〔加藤圭一議員登壇〕

○加藤圭一議員　皆さん、こんにちは。創生市川・自民党第２の加藤圭一でございます。通告に従い代表質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、大項目１つ目、本市における社会保障関連経費の状況と認識についてでございます。

少子化、高齢化の進行により、子育てに対する施策や障がい者支援、生活保護等に係る扶助費などの社会保障関係経費は全国的に上昇し続けております。厚生労働省のホームページのうち「社会保障と財政」と題した文章を読みますと、「平均寿命が伸長し、『人生100年時代』を迎える中、社会保障が果たす役割はますます大きくなっております。それに伴い、高齢化等の影響もあり、一般歳出に占める社会保障関係費が急増しており、令和７年度予算においては、国の一般歳出の約56％が社会保障関係費となっています」。この傾向が続くことで、新たな事業を展開する余力が少なくなり、財政の硬直化が進むことで、財政運営に支障をきたすおそれがございます。本市においても同様の状況にあると思われますが、過去を踏まえた本市の社会保障関係経費の状況と、それに対する市の認識を伺います。

次に、大項目２つ目、こども送迎ステーションについて。

これまで３回にわたり取り上げてまいりました行徳駅前２丁目に所在するこども送迎ステーション、アイキッ

ズステーション行徳は、令和４年４月から村越祐民前市長肝煎りの事業として、待機児童解消を標榜し設立され、今日に至っております。しかるに、その費用対効果について疑問は拭えません。これまでの御答弁で、令和６年度は事業費1,600万、定員20名に対し８名の園児の利用登録にとどまっている現状を把握しております。改めて検証が必要な施設だと認識しております。

そこで、(1)利用状況について。年度が変わりましたので、最新の令和７年度とこれまでの利用人数の状況について伺います。

(2)委託契約の内容について。本事業は社会福祉法人愛誠会と委託契約を締結し、運営しております。当該法人との契約方法、また、選定された理由などを伺います。

(3)今後の見通しについて。事業費、利用園児数を勘案し、効率の悪い事業となっております。これを踏まえた今後の見通しを伺います。

次に、大項目３つ目、学校教育行政について。

(1)市立小学校における適正な学級数について。本市では、推計上児童数の減少が見込まれており、市立小学校の運営にも影響を及ぼしてまいります。そこで、ア、学級数に関する基準について。そのような国や市の基準があるのか伺います。

イ、学級数が少ない学校に対する考え方について。本市において学級数が少ない学校はどちらでしょうか。具体的な校名もお答えください。また、少子化により児童生徒の減少が見込まれる中、学級数が少ない学校に対する本市の考え方を伺います。

(2)大町小学校について。ア、令和７年度の同校の児童数、学級数を伺います。また、同校施設は学校内の土地の一部を賃借していると伺っていますが、どのような土地で、地権者に対して賃料が発生していれば、その金額も伺います。

イ、松戸市からの転入学について。同校は松戸市との市境に近い土地に立地しています。松戸市に在住する児童が同校に転入し、通学する事例はあるのでしょうか。また、そのようなことは可能なのか伺います。

大項目４つ目、事務処理等の事故への対応について。

昨今、社会のあらゆる場面でコンプライアンスが重視される中、本市の姿勢や認識が問われます。役所で不適正な事務処理が行われた場合、市民の方が不利益を被ります。

そこで、(1)令和６年度の発生件数や種類について。市長部局における令和６年度の事務処理等の発生件数と種類を伺います。

(2)事故発生後の対応について。事務処理等の事故が発生した場合、一般的にどのような対応をしているのか伺います。

(3)防止策について。事務処理等の事故を完全になくすことは困難ではありますが、１件でも減らす、または再発防止を図るべき。例えば職員研修など、市としてどのような取組をしているのか伺います。

大項目５つ目、クリーンセンターについて。

(1)次期クリーンセンター施設の特徴について。議案第７号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約についてで仮契約の内容が示されております。先順位者への御答弁で施設の概要はある程度理解いたしました。本市次期クリーンセンター整備・運営事業審査講評によりますと、当該施設を整備・運営するに当たり、ＤＢＯ方式で実施。総合評価一般競争入札により落札者が決定いたしました。評価された点として、発電効率が２倍になること、エネルギー回収率が高くなることを挙げられていました。他市と比べどの程度高くなるのか伺います。

(2)既存施設における不適正な事務処理についてでございますが、先順位者への御答弁でおおむね理解いたし

ました。同施設の保守点検は、建設業者と同一の川崎重工業株式会社が担っております。予算措置と契約手続等の事務処理を怠ったまま、同社に保守点検業務や長期整備計画、焼却炉の修繕等を実施させていました。その額約１億8,000万円。既に報道されており、深刻な事態です。私の職務経験から申し上げますと、新卒で郵便局に入りまして、総務部で郵便物の配達用車両の管理を担っていたことがあります。車両の保守点検費は年度予算で決められており、既定額を超える高額修理になる見積りを点検業者から提示された場合、所定の手続で支社に予算要求していたと記憶しています。話を本市の行政に戻します。予算措置を取らずに修理を依頼するなど、行政職員の職務とは考えられませんし、契約書がないのに修理を受ける業者も業者ではないでしょうか。業者とのなれ合い体質とのそしりは免れないものと思います。本市の行政が厳しく問われる時代でございます。とはいえ、(2)につきましての御答弁は結構でございます。

最後、大項目６つ目、社会福祉法人の指導監査について。

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第１項の規定に基づき、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令または通知等に定められた法人として、尊重すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施されるものであります。市の区域内でのみ事業を行っている社会福祉法人を対象として、その法人本部において一般監査、または特別監査を実施し、必要に応じて改善を求めるなどとしています。その社会福祉法人の運営をめぐる不祥事が他市において相次いでおります。令和４年12月19日付、松戸市の報道資料によりますと、社会福祉法人が運営する同市内４か所の保育施設において、市の調査の結果、退職した保育士を配置職員とするなど、それこそ運営費及び補助金の不正受給を行っていたことが発覚いたしました。また、令和６年11月12日付、東京新聞電子版によりますと、川崎市川崎区に所在する社会福祉法人の前理事長が、20年以上にわたり計８億4,690万円を私的流用していた問題が明らかになっております。挙げれば切りがありませんが、改めて本市と社会福祉法人の関わりについてお尋ねします。そもそも社会福祉法人とはどのような法人なのか。市が所管する社会福祉法人は何法人あり、また、前述した指導監査はどのように行っているのかを伺います。

以上、初回質問といたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　答弁を求めます。

財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目１番目の本市における社会保障関連経費の状況と認識についてにお答えいたします。

社会保障に関連する経費は、市民生活の安定や福祉の向上を目的として支出される経費であり、私ども地方公共団体では、医療・介護、子ども・子育て支援、障がい者福祉、生活保護などの社会保障関係経費がこれに当たります。そこで、御質問の本市の社会保障に関連する経費の状況を普通会計の決算ベースで申し上げますと、おおむね10年ほど前の平成26年度の決算では約567億円であったのに対し、直近の令和５年度の決算では約797億円と1.4倍に増加し、決算総額のおおむね５割を占める経費となっております。この社会保障に関連する経費の内容は、障がい者支援、生活保護、子ども・子育て支援などに関連する扶助費が中心となっております。そこで、この扶助費につきまして、子育て世帯への臨時特例給付金などの臨時的に実施いたしました特殊的な要因を除いた支出額で比較いたしますと、平成26年度の決算では約355億円であったものが、令和５年度の決算では、1.6倍の約578億円と大きく拡大しております。この扶助費につきましては、基本的には生活保護など各種社会保障制度の一環として、法令に基づき毎年支出が義務づけられている経常的な経費がほとんどであり、このような削減することが難しい経費が増えていくことは、市として自由に使うことができる財源の減少につながり、将来の財政の硬直化を招く要因の一つであると認識しているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、こども送迎ステーションについてにお答えします。

初めに、(1)利用状況についてです。本市におきましては、小規模保育所の卒園児や近隣の保育園に入園することができない児童について、自宅から遠距離にある保育園への通園を可能とし、保護者の利便性の向上を図ることを目的として、令和４年度に行徳駅前においてアイキッズステーション行徳を開設いたしました。このステーションでは、朝、登園までの時間、保育士が保育を行い、その後、ぴあぱーく妙典内の保育園に車両で送迎し、夕方、保育園から降園した後、保護者が迎えに来るまでの間、再度児童の預かりを行っております。各年度当初の利用者数は、令和４年度が４名、令和５年度が５名、令和６年度が８名と徐々に増えてきましたが、令和７年度は前年度の利用者の一部が卒園したことや新規の利用者がなかったことから３名減少し、５名となっております。

次に、(2)委託契約の内容についてです。本事業の実施に当たっては、送迎車両の運行とステーションにおける児童の預かりに関する業務を併せて委託しております。送迎先の施設は、行徳地区の小規模保育事業所の卒園児や障がいのある児童など、幅広い受皿を確保するために整備した施設であることから、障がい児を含めた送迎及び預かりを安全かつ適切に実施する必要がありました。送迎先の施設を運営する法人は、児童発達支援センターも併設するなど高いノウハウを持っていることから、当該法人との随意契約により業務を実施しているところです。

最後に、(3)今後の見通しについてです。現在の利用者数は定員である20名を下回っていることから、より多くの児童に利用していただくことで、保護者の利便性を高めていきたいと考えており、現在、送迎先の施設を増やすための取組を進めております。新たな送迎先施設の候補については、本事業の目的や利用児童の安全性などを考慮するとともに、既存の予算の範囲内で対応できるよう、４つの要件を設け選定を進めてまいりました。要件の１つ目は、バスによる送迎が必要な施設を対象とするため、アイキッズステーション行徳から800ｍ以上離れていること、２つ目は、児童のバスの乗車時間が長くならないよう、現在の送迎先施設への動線上にあること、３つ目は、児童が送迎バスに安全に乗り降りできるよう、バスの停留スペースの確保ができること、４つ目は、小規模保育事業所の卒園児を受け入れられるよう、３歳児の定員が２歳児の定員より多いこととしております。これらを基に選定した結果、全ての要件を満たす保育園が１園あったことから、当該保育園の運営法人にこども送迎ステーションの利用意向を確認したところ、前向きな考えが示されたことから、当該保育園の運営法人、こども送迎ステーション事業の受託法人、本市の３者で送迎バスの停車位置、利用児童の安全管理に関する責任の所在、また様々な場面を想定した連絡体制などについて協議を行っております。この協議が調い次第、新たな送迎先施設について広く周知することとしており、保育施設の利用に関する保護者向け案内資料への掲載や、行徳駅周辺の小規模保育事業所への情報提供などを予定しております。今後につきましては、送迎先施設を増やし、それを周知することにより、利用者数がどのように変化していくのかを見極めた上で、その後の事業の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、学校教育行政についてお答えをします。

初めに、(1)市立小学校における適正な学級数についてのア、学級数に関する基準についてです。文部科学省は平成27年１月に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定いたしました。それによると、学校規模の適正化については、クラス替えができるかどうかの視点から、小学校で６学級以下、中学校では

３学級以下の学校について、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとしております。一方、本市では平成30年３月に市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を策定いたしました。適正規模については、規模による課題の最小化や学習指導要領に示されている教育活動の実現、教職員の加配や育成を図ることができる学級数として、小中学校の普通学級における適切な学級数を、おおむね12学級から18学級としております。

次に、イ、学級数が少ない学校に対する考え方についてお答えをします。現在53校ある市立小中学校のうち普通学級数が12学級を下回る学校は、大町小学校、二俣小学校、稲越小学校の３校であります。今後、学校における教育条件の維持向上を検討するに当たっては、学級数とともに小中学校の連続性、通学路の安全性や距離、地域コミュニティーのつながり、そして学校周辺の将来のまちづくり等に留意していく必要があるものと考えているところでございます。

次に、(2)大町小学校についてのア、児童数、学級数及び施設についてお答えをします。令和７年５月１日現在、大町小学校の児童数は全校児童数84人、学級数は普通学級６学級、特別支援学級１学級であります。また、大町小学校の施設については、学校内の土地の一部を賃借しており、敷地内で発生した雨水等を排水路を介して敷地外へ排出しております。この排水路は隣接する民有地を直線で横切るように通っていて、当該部分を初年度は年間約46万円、現在は年間約80万円程度で賃借をしております。

次に、イ、松戸市との転入学についてお答えします。松戸市に在住する児童が大町小学校に転入し通学する事例ですが、過去に大町小学校が松戸市の児童を受け入れた事例は確認が取れておりません。なお、本市在住以外の児童が本市の公立学校への通学を希望する場合は、市川市教育委員会に区域外就学を申請し、一定の条件を満たした場合に限り、市外から通学することは可能であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目４番目の事務処理等の事故への対応についてお答えをいたします。

初めに、令和６年度の市長部局におけます不適正な事務処理による事故や公用車の事故などの、いわゆる不適正事案の発生件数でありますが、全部で48件ございました。この48件の不適正事案の種類につきましては、通知の誤発送や電子メールの誤送信などによる個人情報等の漏えい、各種制度の案内の誤りや入札事故などの不適正な事務処理、公用車両の物損事故などとなっております。

次に、不適正事案発生後の対応についてであります。本市におきましては、事故不祥事等対応マニュアルを定めまして、そのマニュアルに基づき対応してきております。具体的に申し上げますと、不適正事案を発見した職員は直ちに所属長に報告をいたします。その報告を受けた所属長は、事実確認と被害拡大の防止を講じた上、所属部長などに報告をし、その後、不適正事案につきまして、原因の究明及び再発防止策のほか、公表するかどうかを検討し、その結果を市長等に報告をいたします。そして、市長等の指示なども踏まえまして、速やかに再発防止策を講じることや、市長への報告に併せまして、総務部人事課のほか不適正事案の事務を統括する部署への報告などの原則的なフローをマニュアルに定めて運用をしております。

最後に、不適正事案の防止策についてであります。これまで不適正事案の防止に特化した研修などは行っておりませんが、個人情報漏えいの防止につきましては、令和５年度から全職員を対象に、保有個人情報等の安全管理措置研修を実施しておりますほか、各部署におきまして定期的に内部監査を行うことで、個人情報の適切な取扱いが徹底されるよう努めております。また、不適正な事務処理の防止につきましては、毎年実施しております実務研修におきまして、多くの職員が処理をする契約事務や会計事務などを行う上での注意点などを周知するとともに、公用車両の事故防止につきましても、全職員に対し事故の発生件数や対応のほか、その対策を周知する

など、不適正事案に係る事務を統括しております各部署におきまして、不適正事案の防止に資する情報の共有や注意喚起に努めているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、クリーンセンターについての(1)次期クリーンセンター施設の特徴についてお答えいたします。

御質問のエネルギー回収率は、ごみを焼却した際に発生するエネルギーをどれだけ電気や熱として有効利用できるかを示す割合であり、この数値が高いほど、ごみ焼却時のエネルギーを効率よく使えていることになります。この回収率を、今回の計画では環境省が定める交付要件である20.5%を上回る22.0%以上を要求水準として市より求めていましたところ、落札した事業者提案では、高効率発電設備の採用や消費電力の低減策により、この要求水準を大きく上回る数値が提示されてきております。ごみ１トン当たりの発電量としては、全国的にも非常に優れた値であり、国内トップクラスの発電によるエネルギー回収率を誇る施設となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、社会福祉法人の指導監査についてお答えいたします。

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設立された民間の非営利法人でございます。高齢者、子ども、障がい者などを支援する事業を行っております。本市が法令などに基づき指導監査を実施している社会福祉法人は現在25法人あり、その内訳は高齢者施設が５法人、保育施設が15法人、障がい者施設が４法人、その他１法人となっております。社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性と自律性を尊重した上で、法令などに定められた遵守すべき事項について、法人代表者への聞き取りなどにより実態を把握し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保されているか確認をしております。指導監査には一般監査と特別監査があり、本市においては市川市社会福祉法人指導監査実施計画に基づき、１法人につき３年に１回の頻度で一般監査を実施しております。特別監査は、運営などに重大な問題や不祥事が発生した場合に随時実施するものでございますが、平成25年度に指導監査の権限が千葉県から本市に移譲されてから現在まで事例はございません。一般監査には、福祉部の職員のほか税理士の資格を持つ会計年度任用職員が携わっており、国が定めた社会福祉法人指導監査実施要綱や指導監査ガイドラインに基づき、法人運営や会計管理が適切に行われているかを確認しております。監査の結果、違反の程度が軽微な場合などは口頭指導を行い、法令違反が認められる事項については、改善のために必要な措置を取るべき旨を文書により指摘をしております。また、改善のための必要な措置については、期限を付して法人からの改善状況の報告を求めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問いたします。

大項目１つ目、本市における社会保障関係経費の状況と市の認識について。この経費が平成26年度決算に比べ、令和５年度は1.4倍増の約797億円、決算総額の５割を占めるということですね。そのうち障がい者支援、生活保護、子ども・子育て支援など扶助費が、同様の比較でございますと、令和５年度決算で1.6倍増、約578億円と、歳出経費を分類する際、非弾力的性格の強い義務的経費と呼ばれるこの経費のうち、特にこの扶助費の伸びが著しいと改めて認識いたしました。財政部長がおっしゃるように、この傾向が続けば、将来の財政の硬直化を招きます。自由に使える予算が少なくなるというのは、もう明らかですね。扶助費が増加していることは理解い

たしました。では、これまでの推移及び増加の要因、これらの経費に対する市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えします。

社会保障に関連する経費のうち障がい者支援、生活保護、子ども・子育て支援に関連する扶助費におけるこれまでの推移と増加している要因につきましては、先ほどと同様に臨時的、特殊的な要因を除いた支出額で申し上げますと、まず初めに、障がい者支援等に関わる扶助費である社会福祉費については、平成26年度決算では約60億円であったものが、令和５年度決算では1.6倍の約95億円に増加しており、この主な増加の要因となっておりますのは、障害者手帳の所持者数が増加していることや、障害福祉サービスの利用件数が増えていることなどによるものであります。

次に、生活保護費につきましては、平成26年度決算では約128億円であったものが、令和５年度決算では1.2倍の約150億円に増加しております。この生活保護費につきましては、その時々の社会経済状況の影響を受けやすい性質となっておりますが、年々増加傾向となっております。

次に、子ども・子育て支援に関連する児童福祉費につきましては、平成26年度決算では約143億円であったものが、令和５年度決算では約２倍の約284億円と大きく増加となっております。この増加となっている背景は、全国的な課題でもあります待機児童への対策のため、私立保育園等の新規整備といった政策的に進めている事業などの影響によるものであります。

このように、扶助費はいずれも社会保障の重要な柱として不可欠な支出である一方で、年々増加傾向にあり、予算上の大きなウエートを占める状況となっております。今後、本市におきましても、少子・高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少などにより市税収入の減収が懸念されるとともに、高齢化の進展に伴って社会保障に関連する経費のさらなる増加が予想されるところであります。こうした状況にありましては、義務的な経費として削減することが難しい扶助費におきましても、今後の人口推計や将来のニーズを的確に把握した上で、給付と負担のバランスなどを考慮しながら、事業の制度設計や必要に応じた見直しを行うなど、適切な予算措置を講じることで、引き続き財政の柔軟性と健全性を確保し、持続可能な財政運営を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。障がい者支援の扶助費の増加要因を見てまいりますと、これは同様の比較で申しますと1.6倍増の95億円、また、生活保護費につきましても、令和５年度で150億円、そして、子ども・子育て支援に関する児童福祉費は、令和５年度決算では２倍の284億円と大きく増加しております。最近、少子化が急速に進行しているのに児童福祉費が増加しているのは不思議な感じもいたしますが、本年６月５日付の新聞各紙で、厚生労働省発表で令和６年の出生数が初の70万人割れと報じられておりました。このうち、同日の日本経済新聞の１面の記事によりますと、国の想定よりも15年早い、１人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.15だという記事がございました。少子化の一方で、共働き世帯の増加で保育需要は多くなってきております。ただ、この保育需要を考える上でも気になる報道もございまして、これは令和３年５月26日付、同じく日経新聞によりますと、待機児童問題を受けて開設が相次いだ保育所が一転、過剰時代に突入する、厚生労働省は、本年、令和７年に保育所の利用児童がピークに達するとの初の試算を公表いたしました、想像以上に早い少子化で、地方だけでなく都市部においても保育所の定員割れが出るだろうと。経営が悪化する事業者が増えることも予想され、同省は既存施設の利活用策の検討を始めたとあります。これまで待機児童対策として私立保育園の建設を進めて整備してまいりました。さきに財政部長が御答弁いただいた児童福祉費の増加として、歳出額にも表れております。しかし、令和７年に保育需要はピークを迎え、保育所が供給過剰となり、定員

割れする園も出てくる可能性もございます。保育所増設一辺倒の考えを改める必要もあろうかと思いますが、今後の整備についての御見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。本市では、これまで待機児童対策として保育施設の整備を進めてまいりました。その結果、令和３年４月には国基準の待機児童ゼロを達成することができました。その後も未就学児童数の減少が続いている一方で保育施設の申込者は増加が続いてきたことから、過剰な整備とならないよう、地域ごとの需要を確認しつつ、必要な場所に必要な量の保育施設整備を進めてまいりました。結果として、各保育園では高い入園率を維持しつつ、令和７年４月まで５年連続で待機児童ゼロを継続していることから、これまで実施してきた整備は、待機児童対策としてバランスを取りつつ適切に整備されたものと認識しております。

なお、本年４月の利用児童数を見ても、これまで続いていた増加傾向は収まってきており、市内の保育施設は充足傾向にあると考えられることから、令和７年度当初予算では、新たな施設の整備についての予算措置はしておりません。今後の対応としては、定員の不足が見込まれる地域がある場合には、まずは既存の保育施設と定員拡大について協議するなど、既存施設の活用を検討してまいります。

また、大規模な宅地開発やマンション建設等が行われ保育需要が大きく増加し、既存施設での対応だけでは不十分な場合には、新たな施設の整備を行うことも併せて検討してまいります。なお、将来的に子どもの数の減少により保育施設が余るような状況となった場合は、その地域の人口推移等を的確に把握した上で、まずは公立保育園の定員や施設数の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。本市は令和３年から国基準の待機児童ゼロを継続して達成しておりますと。また、本年度は保育施設の新設のための予算措置はしていないということも理解いたしました。当面は既存保育施設の定員のやりくりをお願いしつつ、将来的には保育施設の供給過剰が生じるとも思われますので、これらの統廃合も視野に入れていただきまして、保育所需要を予測し、柔軟な対応をお願いいたしまして、この項目は終わります。

次に、大項目２つ目、こども送迎ステーションにつきまして。(1)利用状況についてでありますが、驚きました。本年は利用児童数、昨年に比べまして３人減り５名にとどまっておると。定員20名ですから、充足率25％ですね。(1)に関しましての再質問はございません。

(2)委託契約につきまして、当該事業は事業の金額からして、随意契約できる金額を超えておると思いますけれども、このこども送迎ステーションを実施するために人や業務に必要なものを用意できる法人が担うべきものとして、現在、委託契約を結んでいる法人が適格だと、そういう下で随意契約に至っているものと認識しておりますが、しかし、実質的に他法人が参入できないという状況は変わりございませんねと、契約の実態に疑問を感じております。

続いて、(3)今後の見通しについてでありますが、送迎先の園を増やしていただけないかとの御要望に対して、いろいろと条件は御提示いただきましたけれども、利用に前向きな園が１園見つかったとの御答弁でございます。御尽力をいただきまして、ありがとうございます。とはいえ、さきの２月定例会でも取り上げた際、当該事業は今年度、こども送迎ステーション内で働く保育士の方の人件費高騰を受けまして、委託金額は1,700万円を超えるとの御答弁でございます。そして(1)で御答弁いただいた利用園児数、これは５名にとどまっておるということであります。この事業は保育園児を朝夕お預かりして送り迎えをしていると、そういう事業であります。単純にこの事業費を利用している園児の頭数で割りますと、運営コストは１人当たり年額300万を超えてお

りますよ。保育園本体の運営費でもここまでかかっているんですかということであります。財政部長の御答弁、皆さんお聞きになったと思いますが、財政にゆとりはないですね。歳出削減が求められる中で、こういった事業をいつまで続けるのかと、そういう決断ですね。いつまでも先延ばしにすることはできないんだろうと思いますが、田中市長、この村越祐民前市長肝煎りで始めたこども送迎ステーションの運営コスト、園児１人当たり年間300万かかっておるということでありますが、どう思いますか。また、場合によっては事業の廃止というのも考えられないんでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本事業につきましては、事業開始から３年経過したところですが、現在の利用状況を踏まえれば、改善や検証が必要であると認識しております。先ほど御答弁申し上げましたとおり、まずは送迎先の施設を増やし、その後の利用状況をしっかり検証した上で、事業の在り方を検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。この点、理事者の皆さんと問題意識を共有いたしまして、やはり幾ら公共性が求められる保育事業であっても、行政コストの観点というのは極めて重要だろうと思いますね。この点、御決断を。そしてまた、財政状況からしましても、先延ばしできるものではないと認識しておりますので、その点よろしくお願いいたします。

続いて、大項目３つ目、学校教育行政につきまして。(1)市立小学校における適正な学級数について。このア、学級数についてであります。文科省の手引と本市の方針を御提示いただきました。この文科省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によりますと、小学校は６学級以下、中学校３学級以下の学校について、統廃合の可否を検討する必要があるとのことですね。また、学校規模の適正化が課題になる背景といたしましては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいとされております。そして、本市の方針では、適正規模というのは小中学校の普通学級につきまして、おおむね12から18学級としているということでございますね。

続いて、イであります。学級数が少ない学校の考え方について、小学校を３校挙げていただきました。今後の在り方として、市の方針について、学級数とともに小中学校の連続性、通学路の安全性、それから地域コミュニティーとのつながり、学校周辺のまちづくりに留意していくということであります。小規模学校、規模の小さい学校に隣接する学校の通学区域を一部編入する、こういった通学区域の見直し、それから、規模が小さい学校を隣接する学校に統合すると。また、小学校同士ではありませんが、小中一貫の義務教育学校への移行ですとか、規模が小さい学校に対する適正配置の方策についても理解いたしました。

続いて、(2)大町小学校についてであります。ア、児童数、学級数及び施設について。令和７年度、全校児童数は84名。１学年１学級と。しかも、学年によっては児童数が10人を下回っている学年もあると伺っています。(1)の項目で市立学校の適正な学級数について言及した文科省と、それから本市の双方の適正規模の基準を下回っている状況でして、そして、同校の施設のうち雨水等の排水路は民有地を横切っており、当該部分を初年度は年額46万円、そして現在は年額80万円の賃借料が生じているということであります。そして、同校以外でも民有地や国有地等、本市所有ではない土地を利用して運営に当たって賃借料が生じている学校がございますと。私は、学校の敷地や施設というものは全て自前だと思っていましたけれども、理事者の皆さん、そして議員の皆さん、この事実、御存じですか。

そして、続いてイであります。松戸市からの転入について。確認が取れてはおりませんが、希望者がいれば対応可能ということで理解いたしました。逆に本市から松戸市内の市立学校に越境して転入するということも、今後あり得るだろうと思います。裁量権が松戸市にあるのは言うまでもありませんが、今後、自治体間の調整する場面がありましたらば、それはしっかりお願いいたしたいと思います。

ここで、規模が小さい学校の運営について考えてまいります。先生方が児童一人一人に目が届きやすくなるので、きめ細かい指導ができる、異なる学年間で絆が生まれやすいといった規模が小さい学校ならではのメリットはあるだろうと思います。その反面、デメリットや懸念も多いものと認識していまして、学校生活を通じて社会性を身につける、多様な意見に触れる機会というのは得られますが、小規模でありますと、そういった機会も少なくなるものと思いますし、また、人間関係が固定化してしまう、また、学校行事の開催が困難になるといった問題も出てまいります。また、どんなに規模が小さい学校においても、校長、教頭、教務主任、そして養護教諭等、あと学校栄養職員ですとか、さらに事務職員の配置もせねばなりませんでして、教員不足が言われる中、負担も大きいのではないかと思います。また、全体的に教員が少なくなる分、先生１人当たりの校務分掌の負担も大きくなると思います。そして、何よりも児童１人当たりの学校運営にかかるコストというものを考えますと、高くなりますねと。こういったデメリットも認識する必要があると思います。

そこで、大町小学校の現状、規模が小さいということも含め、本市はどのように認識されているでしょうか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

学級数及び１学級の児童数が少ない大町小学校には課題があるといったことも認識をしているところであります。一方で、個々の成長を見守る環境が形成されやすいこと、きめ細かな指導が期待できることなど、少人数だからこその効果もございます。そういったメリットを最大化することや、地域におけるまちづくりを踏まえつつ、課題を整理し、その最小化に向けた取組を進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。課題を整理し最小化しているということで、努めていらっしゃることは理解いたしました。また、今後の大町小学校についてですが、人数が少ないからといって廃校を検討するなんてことはあり得ませんと述べていた方がいたようにも思います。学校の統廃合ありきで児童や保護者の意見を無視して議論を進めるのは拙速だと思います。しかし、公立小学校の学級数が適正規模の基準を下回る場合、統廃合の適否を検討する必要があるというのは、これは文科省の手引にも定められておりますので、そういった御意見につきましても、議論そのものを拒否するというのは、本市や文科省の方針とは合致しないものと認識しております。また、存続させるにいたしましても、先述したように、大町小学校の排水路は民有地を通っておるということから、年額80万円の賃借料も運営コストとしてかかるんだということは考えていく必要があろうかと思います。児童数が減少し、同校の存続というのが問題にはなっておりますが、学区内に子育て世帯を呼び込むということは重要だと思います。

以前、北千葉道路開通で沿道地域に子育てのために転入したいと考える方も増えるのではないかという見通しを立てられていた方がいたように思います。この点、千葉県のホームページで北千葉道路の事業目的について確認いたしますと、東京外郭環状道路と成田国際空港を結ぶと、周辺道路の渋滞緩和による物流の促進、商工業の振興などが挙げられておりますけれども、沿道地域の宅地造成や商業地の開発といったことは県の事業目的に言及されておりません。北千葉道路開通をもって子育て世帯の転入が増加する見通しというのは、根拠が希薄なようにも思います。学校に通う児童数を確保するためには、学区内はもちろん、その周辺地域のまちづくりという

のも当然重要になってこようかと思います。本市の都市計画とも照らし合わせて、無理をしないで農地と住宅の併存、共存がこの地域の特色と認識しております。

そして、この大町小学校の歴史についてひもときます。昭和48年に大柏小学校より分離独立。当時は児童数も432名、学級数12と、こういった規模を誇っていたところであります。これは、市営住宅が建設され、大柏小学校の児童数が増えていたということが、その分離独立の背景にございました。令和４年に同校は創立50周年を迎え、間もなく創立から53年がたとうとしております。大町小学校の建て替えも検討する時期ではないでしょうか。建て替える、これはすなわち向こう何十年先も存続させると。あるいは建て替えない、新規入学を停止し、在校生の卒業を待って統廃合するという決断ですね。これはそう遠くない将来に迫られるのではないでしょうか。私は何も大町小学校の統廃合ありきで議論するのは拙速だと、これは改めて申し上げます。とはいえ、本市の児童数の減少が続くという推計で、大町小学校の児童数を上向かせ、さらにその水準を維持させる要素は、なかなか見つけることはできないんだろうとも思います。学校運営はコストだけではかれるものではございませんが、児童数の推移の予測、そして何度も言及して恐縮でありますけれども、財政の見通しというのも念頭に置きまして、あらゆる可能性を考慮に入れまして、引き続き学校の運営に当たっていただきたいと思います。

続いて、大項目４つ目、事務処理等の事故への対応についてであります。(1)令和６年度の発生件数や種類について。市長部局における不適正事案は48件、これはメール等の誤送信、誤発送による個人情報漏えい事案が発生しているということであります。過失によるものではあろうかと思いますが、結果が重大でありますので、原因の究明、そして再発防止はしっかりとお願いいたしたいと思います。また、市議会議員による個人情報漏えい事件も発生しておりまして、議員の側もこれは十分意識せねばならない問題だとも思います。事務処理で発生している事故とはいえ、事故の中に入札に係る事故もあると伺いました。その入札の事故に関しまして発生件数、また具体的にどのような事故だったのか伺えますでしょうか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

本市では、入札に関する事務処理のうち、落札者決定に誤りがあり、その決定を取り消す必要が生じた重大な事案を入札事故として扱っております。令和６年度の入札事故につきましては、発生件数は３件で、内容としましては、予定価格の制限を超えた入札をした事業者を落札とした事例が２件、入札参加資格を満たさない事業者を落札とした事例が１件ございました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。やはり契約上のこういった事務処理上のミスにつきましても、やはり適正な過程というのを無視してしまったり、あるいは飛び越えてしまっているということでありまして、コンプライアンスが問われる事態なんだろうと思います。

(2)の発生後の対応につきましても、こちらも同様に、入札事故が発生した場合はどう対応されるのかということについて伺えますでしょうか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

誤って決定した落札者と契約することは、入札の公正性を損ない、地方自治法に違反することとなります。そこで、落札者決定を誤った場合は入札手続全体を取り消し、再度の入札を行うことを原則としております。しかし、入札事故は本市の事務処理の誤りによって生じたものであり、このような対応を行うことは適法に入札参加した事業者に対して過大な負担を強いることにもつながります。このため、入札参加した事業者全員の同意が得

られた場合は、落札者決定のみを取り消し、本来の落札者に決定を変更しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。やはり誤って決定した落札者と契約するということで、地方自治法違反であることは、これは明らかでありますけども、その後の挽回するのも随分大変なんだということを改めて認識いたしました。もちろん契約に関わるこういう事務処理上のミスにつきましても、きちんとこういうことが起きないように対策を取っていただきたいと思います。これは他市におきましても、入札に際し、本来議会の議決が必要であるにもかかわらず、それを飛び越えて勝手に契約してしまった事例というのも、私は新聞報道で触れたことがございますので、多大な影響が出てしまうということも御認識いただければと思います。

そして(3)防止策についてであります。全職員を対象にした研修を行っていると。全庁的な取組として、コンプライアンスの徹底を図っていただきたいと思います。また、地方自治体が業務を適切に遂行し、住民の信頼を得るための仕組みなりリスク管理や業務の効率性を確保する目的として、これは都道府県や政令指定都市が中心になりますが、内部統制制度を導入しているという自治体もございます。本市におきましては、そこまでの制度の導入というのはなかなか難しい面もあるかもしれませんが、こういった内部統制制度をより厳格な制度の下、こういった、いわゆる事務処理上のミスを防ぐ、そういった取組をしている自治体もございますので、参考にしていただけると大変うれしく思います。

続いて、大項目５つ目、クリーンセンターであります。環境省が定める交付金の要求水準をさらに上回る、22%以上のエネルギー回収率であったということでありますね。国内トップクラスの非常に優れた数値だということは理解いたしました。そこで、市が目指すエネルギー回収率を大きく上回ることになりますけれども、市のメリットというのは何なんでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

エネルギー回収率が大きくなることによる本市のメリットは３つございます。１点目は、環境面のメリットです。ごみから、より多くのクリーンなエネルギーを生み出し、地域新電力会社であるいちかわクリーンエネルギー株式会社を通じ市内に供給することにより、エネルギーの地産地消、併せてカーボンニュートラルの実現を加速させます。２点目は、経済面のメリットです。高いエネルギー回収率によって余剰電力が増え、売電収入が増加することで施設の運営に係る市の財政負担を軽減いたします。３点目は、社会面のメリットです。ごみを燃やすだけからエネルギーを生み出す資源へと、ごみの価値を変える施設としてアピールをすることで、市民の環境意識向上や次世代を担う子どもたちにとっても持続可能な社会を学ぶ貴重な場となります。このように高いエネルギー回収率を実現することは、一時的な効果にとどまらず、長期的な視点からも市の経済面、環境面、社会面において多大な恩恵、メリットをもたらす重要な要素と考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。メリットを３つの側面から挙げていただきました。このうち余剰電力量が増加するということで、落札者の提案によりますと、ほかの入札参加者と比べてどのくらい売電収入が得られるというふうに見込んでいらっしゃるんでしょうか。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

提案された発電量等の数値は技術提案に関わる内容であるため、詳細については答弁を差し控えさせていただ

きますが、令和12年度の年間想定焼却処理量である約10万3,000ｔ等から得られる余剰電力量に、施設の耐用年数である40年間として、現在の売電価格から算定をしますと、落札者の売電額は、その他の入札参加者と比べ総額で約18億円を超える売電収入が増えると見込んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。この売電収入におきましても40年間のスパンにおいて18億円を超えるものとの御答弁でありますけれども、先順位者への御答弁で明らかになってまいりました最低入札価格の入札業者と今回落札した業者との間には約56億円という大分開きがあるわけですね。18億円では到底埋められるものじゃないと思いますけれども、落札者決定の手続というものが適正に行われたのでしょうか。この点、御認識を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本事業の落札者決定は、技術提案に係る採点について、副市長をトップとする庁内の５人の検討委員が、企業名を伏せた入札参加者のプレゼンテーションやヒアリング、有識者の意見等を参考に合議により評価をしております。その後、技術評価点と入札価格から総合評価値を算出しており、これらの審査は入札説明書等に事前に示した手順で行われており、適正な手続により落札者を決定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　本間副市長。

○本間和義副市長　今の環境部長の答弁の中で、私が副市長として検討の中で大きな役割を果たしているということを答弁させていただいておりましたので、私のほうからも関連して、補足で御答弁をさせていただければと思います。

質問者のほうで審査講評について触れていただきました。ありがとうございます。この審査講評書についても私が関わりましたこの一連の過程の中の説明の資料として、責任を持って作成をしたものでございます。これについては、この２月に開札をし、落札者が決定したのと合わせて、ほどなくホームページにも掲載いたしまして、市民の方々を含め多くの皆様方に御覧いただけるようにして、この入札、開札における手続について、どのように行われたかということをできる限り詳しく御説明をさせていただいております。この審査講評書についても、作成に当たっては他の自治体のクリーンセンターのものも参考にさせていただきましたが、そういったものも参考にしつつ、現時点で様々な制約のある中で、できる限り詳しく記載をさせていただいているところでございます。

その中で、記載もされておりますが、この落札に至るまでの経緯につきましては、先般以来お話をいただいております総合評価一般競争入札方式を導入するということでございます。このクリーンセンターというものについては、基本的には同じものを示して、それを価格で表そうということではなく、国内にありますプラントメーカー、これは国内にこの規模のものを作製できるメーカーは数社しかないわけでございますけれども、そういったそれぞれのメーカーが独自の技術、独自の設計や構造、特許も含めたそういったものを全て持っている中で、それぞれのプラントメーカーのものを公平に評価しなければならないというような仕組みになっております。そういった中で、私どもは公平性、透明性を高めるために、この評価をどのように行うかという評価の項目ですとか配点、そして実際の評価の方法、そしてその技術の提案点と価格をどのように比較をするのかという方法といったものも全て入札公告時にお示しをしまして、その上で各社から提案をいただいたわけでございます。そして、各社の方の提案は、技術の提案と価格の提案をそれぞれいただいた後、私どもによってそれぞれの提案の採

点をいたしました。その採点に当たっては、環境部長が以前から御答弁いたしましたが、有識者やコンサルの意見も参考にしながら、十分その提案の内容をヒアリングし、読み込んだ上で決定をいたしております。そして、その提案の審査に当たりましては、企業名を私どもは明らかにされず、企業名を伏した上で提案を審査するとともに、その業者が提案してきた価格についても、これは知らされず行っております。といいますのも、基本的には技術提案と価格提案というのは、ある意味相反するところもございまして、一番いいのは、より高性能な技術力のあるものを、より安価で提案していただけるというのがベストでございますが、なかなか一般的にはそうはいかず、例えば我が市の求めている売電量ですとか、あとは年間の総処理量、これも災害時や修理が必要になった場合等のときに大事な要素になります。また、あとは20年のライフサイクルコストだけではなく、それ以降も踏まえた長期のライフサイクルコストをどのように削減できるような構造になっているかというようなことも配点の中に入っております。そうしますと、そういった高効率ですとか高耐久性のあるものを提案する場合には、どうしてもイニシャルのコストとしては高くなる傾向がございます。そういった中で、総合評価というのは、そういった技術の提案と、それに対する費用というもの、両方を考慮して、いわゆる費用対効果と言ってもいいかもしれません。それが最も優れているも者を落札者として決めるという方式でございます。

そういった観点に基づきまして、私どもは熟慮に熟慮を重ねまして技術提案点を作成し、そして、あわせて、ルールに決められたとおり、その後に開札をいたしまして、価格との評価をした上で総合評価という形で決定をしたということでございます。審査講評書にあることがかなり含まれており恐縮ではございましたが、そのような形で公平、公正、そして透明性といったことを考慮しながら、このような結果を導いたということを御理解いただければというふうに思うところでございます。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　議案第７号について、市長として少々申し上げることがございますので、時間をいただきたいと思います。

現在のクリーンセンターは平成５年10月に完成しておりまして、平成６年の４月より使用しております。現在で31年を経過しているところでありますが、一昨年、令和５年の同じく10月ですが、ボイラーの空だきを行って、そして焼却炉の使用ができなくなると。近隣行政の協力を得ながら、ごみを燃やしてきたということがございました。現在は改修が常時必要な状態で、今回露呈いたしました不正業務の関係では、議員が御指摘のとおり、川崎重工と市の職員がもたれ合うなれ合いの習慣性が出来上がっているのではないかということが危惧されましたので、５年間遡って調査を行ったところ、今回のような問題はなかった、そのような報告を受けております。しかし、残念ながら、私自身はその報告を全面的に信頼を持つことはできません。新しいクリーンセンターに至っては、もちろんこのようなことが疑われることがないように、力強く進めていきたいと決意をしているところであります。

わざわざそう申し上げるのは、現クリーンセンターは32年前から使用されていますが、私自身、38年前に市議会議員として当時の様子を見てまいりました。議員と業者との癒着が水面下で行われているのではないかと疑われていたという姿を見てまいりました。このたびの入札は、一切の不正なく、環境部を中心に、本間副市長が正しく行っていることは、今申し上げたとおりでありますが、そのような中で、現在、環境文教委員会所属委員より、市長が、私が落札業者より裏金をもらっているのだったら、私にも分けてもらいたいと、冗談で言われたのかもしれませんが、その方の名前は今回は差し控えておきます。そのような思いで委員会で附帯決議をつけるなど仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為は厳に慎んでいただきたい。環境文教委員会委員長をはじめ委員の皆さん方には、自信を持って対応していただきたいと、どうぞよろしくお願い申し上げ、参考にお話をさせていただきました。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　環境部長並びに副市長、市長、それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。私から申し上げることは、やはり地方自治法第２条14項、この理念に基づいて、行政に係るコストというものは、いたずらに肥大することがあってはならないだろうと。費用対効果というものをきちんと考慮に入れて、住民の利益というものを第一に考える。そして、私も議会の一員として申し上げていることは、何も別に何か批判とか、そういうことを申し上げているのではなくて、やはり議会としてチェック機能というものを働かせませんと、緊張感、これがなくなると思いますので、その点だけ御留意いただけたらと思います。

さて、私の質問項目６つ目でございますね。すみません。６つ目に移る前に一言申し上げますと、やはり議会への説明というのはしっかりお願いいたしたい。そのことだけ申し上げます。東金市における新ごみ施設関連経費を盛った予算が、これは一度、一般会計補正予算案が否決されてしまったという場合もございました。ですので、そういう議会における説明というものが大変重要だということだけ申し上げておきます。

では、最後、大項目６つ目ですね。社会福祉法人の指導監査。指導監査の概要、それから法人数、また監査内容につきましては理解いたしました。

そこで質問いたします。社会福祉法人の指導監査において、法令や通知の違反が認められる場合、指摘内容、その後の対応や公表状況についてお尋ねします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

社会福祉法人の指導監査において、法令違反などが認められる場合の文書による指摘――文書指摘と以下申し上げます――の主なものとして、法人運営に関するものと会計管理に関するものの２種類がございます。このうち法人運営に関して昨年度の指摘で多かったものとしては、理事会の審議状況に関するものが11件、監事の選任及び解任に関するものが８件、理事の選任に当たっての適格性と評議員の選任に関するものがそれぞれ６件となっております。一方、会計管理については、会計管理の規定、体制に関するものが22件と多く、そのほか会計処理に関するものが12件、附属明細書などに関するものが10件となっております。

文書指摘は監査結果とともに通知しており、通知後１か月程度の期限を設けて改善状況報告書の提出を求めております。提出された報告書により、法令にのっとった改善措置が講じられているかを確認し、次期の一般監査の際に、実地において改善されているか確認をしております。文書指摘の内容及び留意点の総括については、指導監査の公平性、透明性の観点から、また、本市が所管する社会福祉法人全体の適正かつ健全な経営などを促すことを目的として、市公式ウェブサイトにおいて公表しております。また、法人に対する個別の指摘内容については、社会福祉法施行規則第10条に基づき、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトにおいて、各法人は公表をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。指導監査におきまして、文書指摘を受けた社会福祉法人の対応ということで御説明をいただきました。この中で法人運営に関するところで申し上げますと、理事会の構成ですとか、こういうところで申し上げますと、理事の選任に関して文書指摘はされておるんですが、そこで１つ、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の局長名で発出されました「社会福祉法人の認可について」の一部改正という文書におきまして、「特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと」という規定がございます。本市において、市長、市議会議員等の特定の公職者が社会福祉法人の理事長に就任している例というのはあるんでしょうか。また、あるとすれ

ば、当該法人に対してどのような指導監査を行っているんでしょうか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市が所管する社会福祉法人において、特定の公職にある者が理事長に就任している法人はございます。こうした法人の指導監査について、国の指導監査ガイドラインの着眼点では、理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することは適当でないため、理事にこのような者がいないかについて確認するとされております。また、この場合の理事として不適当であると判断する基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において、理事会を２回以上続けて欠席している者であるとされており、このような場合は文書指摘をする必要がございます。このため、指導監査を実施する際に、理事会の記録などにより理事等の適格性を確認しておりますが、この指摘基準に該当した事例はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。本市において社会福祉法人の理事長に就任している公職者がいるんですね。当該公職者が理事会に連続して欠席していないかどうかということをチェックしていると思いますけども、私は、特定の公職者が理事長に就任していること自体が問題だと思います。特定の公職者が仮に市議会議員である場合、そもそも市議会議員は行政運営をチェックする立場にありますね。社会福祉法人の理事長に就任することで指導監査の場面において、行政から監査を受ける側になるわけですね。違和感は拭えません。また、社会福祉法人のうち高齢者施設におきましては、介護報酬からの収入というのが大きなウエートを占めてこようかと思いますが、その原資は介護保険制度の下、40歳以上の方がお支払いになる介護保険料と、それから税金からの公費、これで構成されておると。その公費に当たる分は国、県、市それぞれ分担しておると。市の負担割合は12.5％ですね。すなわち市税も介護保険制度を運営するに当たって投入されておると。この介護保険料の料率というのは市議会で議決されますね。市議会議員が兼業で社会福祉事業の運営に携わると。今申し上げた介護報酬というのは、原資は介護保険料と。これは公費でありますから、こういった副収入を得ているということにつきましても、市民の方の中には何かしらの思いが出てきても、私は仕方がないんだろうと思いますね。参考までに、社会福祉法人というのは税制上様々な減免措置がございますね。公益事業については、原則として法人税、それから法人事業税、これは非課税ですね。また、市が徴収する法人住民税、これは法人市民税とも呼称いたしますが、これは均等割、法人税割ともに非課税ですね。また、社会福祉法人が仮に収益事業を行った場合でも、本来の公益事業にその収益分を寄附することによってみなし寄附金制度というのが適用されまして、これも法人税が非課税になります。ほかにも地方税法第348条及び第702条の２に規定される固定資産について、固定資産税や都市計画税、これも非課税、また、地方税法第73条の４に規定された用途による不動産取引税、これは都道府県税になりますけども、これも非課税です。こういった、あくまでも参考に申し上げたところでありますけれども、社会福祉法人の指導監査というのは、これは法定受託事務です。厚生労働省からの通知等に基づいて厳格に行っていただきたいということ。これは法律の要請でもありますので、その点お願いいたしまして、私の代表質問を終わります。皆さん、どうもありがとうございました。

○大久保たかし議長　これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第８号から第19号を終わります。

○大久保たかし議長　日程第34議案第14号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する

条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第14号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正については、法律の改正を踏まえ、投票立会人等の報酬の額を見直すものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○大久保たかし議長　この際、議案第１号市川市税条例の一部改正についてから議案第11号損害賠償の額の決定についてまで及び議案第14号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。議案第12号及び議案第13号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

これより議案第13号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

続いてお諮りいたします。諮問第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れは

ありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。報告第１号から報告第７号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第１号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第２号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第３号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第４号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第５号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第６号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第７号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第35議員の派遣について（その１）を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第167条の規定により、お手元に配付の文書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって会議規則第167条の規定により、お手元に配付の文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第36議員の派遣について（その２）を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第167条の規定により、お手元に配付の文書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって会議規則第167条の規定により、お手元に配付の文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第37発議第１号条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松永鉄兵議員の退席を求めます。

〔松永鉄兵議員退席〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

清水みな子議員。

〔清水みな子議員登壇〕

○清水みな子議員　日本共産党の清水みな子です。ただいま議題となっています発議１号条例違反により、政務

活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議に対し賛成の立場で討論いたします。

会派新しい流れに所属している松永鉄兵議員は、昨年度４月及び10月に市により政務活動費計96万円の交付を受け、少なくともその一部は御自身の政務活動に充てて使用していると思われます。政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、市川市政務活動費の交付に関する条例、以下条例といいますが、それにより今年４月30日までに収支報告書を提出しなければならないとされています。そこで議会事務局庶務課は、対象会派及び議員の全てに対し、提出期限までに領収書など必要書類をそろえて収支報告書を提出するよう周知を図っています。松永議員以外の会派及び議員は全員提出していますが、松永議員は提出期限を守らなかったばかりでなく、その後における議会事務局からの再々の督促にも応じることなく、５月末時点に至っても、依然として収支報告書を提出していない状況にありました。

そこで、稲葉前議長は、やむを得ず松永議員を除く会派及び議員分の収支報告書を田中市長に提出をしたところ、市長は、松永議員の行為を条例違反と判断し、交付済みの政務活動費96万円全額の返還を命じました。政務活動費の収支報告書の提出期限は周知していたわけですから、６期目の松永議員は、今回に限って提出できない理由はありません。一連の行為は、市政において前例のない重大な事態であるばかりでなく、市政に対する市民からの信頼、本議会の政務活動費制度に対する信用を大きく損なうものであり、到底看過できるものではありません。

本市議会においては、かつて政務活動費の使途に疑義が生じ、大きな社会問題にも発展した経緯があります。ですから、政務活動費の収支報告書を市議会ホームページにも掲載し、透明性をしっかりと市民に公開してきたわけです。このことは松永議員も当事者として胸に刻んでいるのではないでしょうか。

松永議員の条例違反が認められる以上、単に政務活動費を返還するという事務処理のみで解決するものではなく、遅延の理由、経緯について、松永議員自身が自ら明らかにする必要があることは当然です。市民に対しても説明責任を果たすべきと考えます。議員各位におかれましても、松永議員の説明責任を果たすよう、賛成をいただきたくお願いいたします。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第１号条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

松永鉄兵議員に対する除斥を解除いたします。

〔松永鉄兵議員入場〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。常任委員会審査のため、明６月14日から６月18日まで５日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御意義なしと認めます。よって明６月14日から６月18日まで５日間休会することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時20分散会

第　　７　　日

令和７年６月19日（木曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第７号）

令和７年６月 19 日（木曜日）午前 10 時４分開議

第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について　（委員長報告）

第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）　（委員長報告）

第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について　（委員長報告）

第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について　（委員長報告）

第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について　（委員長報告）

第９　議案第９号　指定管理者の指定について　（委員長報告）

第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について　（委員長報告）

第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について　（委員長報告）

第12　議案第14号　市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第13　一般質問　廣田徳子議員、つかこしたかのり議員、沢田あきひと議員

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号　市川市税条例の一部改正について

日程第２　議案第２号　市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第３　議案第３号　市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第４号　市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第５号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議案第６号　市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について

日程第７　議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について

日程第８　議案第８号　市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について

日程第９　議案第９号　指定管理者の指定について

日程第10　議案第10号　負担付き寄附の受納等について

日程第11　議案第11号　損害賠償の額の決定について

日程第12　議案第14号　市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13　一般質問　廣田徳子議員、つかこしたかのり議員、沢田あきひと議員

―――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員　　42　名

門　　田　　直　　人

野　　口　　じ　ゅ　ん

丸　金　ゆきこ
冨　家　薫
沢　田　あきひと
太　田　丈之
小山田　なおと
川　畑　いつこ
ほとだ　ゆうな
国　松　ひろき
やなぎ　美智子
とくたけ　純平
中　町　けい
つちや　正順
つかこし　たかのり
加　藤　圭一
浅　野　さち
久保川　隆志
西　村　敦
中　村　よしお
大久保　たかし
石　原　たかゆき
清　水　みな子
廣　田　徳子
にしむた　勲
石　崎　ひでゆき
堀　内　しんご
細　田　伸一
青　山　ひろかず
石　原　みさ子
宮　本　均
大　場　諭
稲　葉　健二
小　泉　文人
石　原　よしのり
増　田　好秀
越　川　雅史
中　山　幸紀
松　永　鉄兵
竹　内　清海
加　藤　武央

	岩　井　清　郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	湯本明男
情報管理部長	川島俊介
文化国際部長	山影聡香
スポーツ部長	西村　直
市民部長	吉田一弘
経済観光部長	宮内　徹
こども部長	山室繁央
福祉部長	鷺沼　隆
保健部長	横山京子
環境部長	佐原達雄
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	米崎勝則
下水道部長	大塚信之
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井　滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	池田淳一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田孝広

事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成

（議事担当）

主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成

（調査担当）

主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時４分開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。去る６月16日、堀内しんご議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに増田好秀議員を議長において指名いたしましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市税条例の一部改正についてから日程第12議案第14号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、ほとだゆうな議員。

〔ほとだゆうな健康福祉委員長登壇〕

○ほとだゆうな健康福祉委員長　ただいま議題となりました議案第２号市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第３号市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第５号令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第２号について。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第３号について。

本案は、障がい者等に対する歯科診療の充実を図るため、急病診療・ふれあいセンターにおいて障がい者等の歯科診療を行うほか、所要の改正を行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本条例の改正により、市川市休日急病等歯科診療所の主な業務から、寝たきり老人の歯科患者への診療や居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に対する歯科に係る居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う旨の記載を削除するとのことだが、今後はこれらの事業を行わないということか」との質疑に対し、「寝たきり老人の歯科患者への診療については、平成21年度をもって事業を終了したこと、また、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に対する歯科に係る居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導についても同様に、今後、事業を行う予定がないことから記載を削除するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号について。

今回の補正は、第４款衛生費において、新型コロナウイルス予防接種委託料、個別予防接種通知書作成等委託料及び障がい者等歯科診療所運営委託料等の増額を計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第４款衛生費第１項保健衛生費第３目予防費、新型コロナウイルス予防接種委託料について、まず、「本委託料では、ワクチン接種予定者を何人と見込んでいるのか」との質疑に対し、「ワクチンの接種予定者は、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の重症化リスクが高い基礎疾患のある人、約11万3,000人を対象とし、これに昨年度の接種率26.5％を乗じ約３万人を見込んでいる」との答弁がなされました。

また、「ワクチン接種の費用１万5,600円のうち、市が8,600円を助成し、接種者の自己負担額を7,000円としているが、その根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「昨年度、国が7,000円の自己負担で接種ができるよう助成することを示したことを踏まえ、今年度においては、国の助成相当額を市が負担し、自己負担額を7,000円としたものである」との答弁がなされました。

また、「ワクチン定期接種の費用について、国が助成しないと決定したにもかかわらず、昨年度相当分の金額を市の負担で助成することとした根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症のワクチン定期接種は、予防接種法により、市に実施義務があり、費用負担をするものとされていることを根拠としている」との答弁がなされました。

また、「昨年と比較し、ワクチンに関する状況は変化しているが、接種対象者への情報提供をどのように行うのか」との質疑に対し、「正しい知識を持ってワクチン接種をしてもらえるよう、ワクチンの効果や副反応、健康被害救済制度及び接種は強制ではないことを記載した案内を送付している。また、市公式ウェブサイトでは、副反応や国が公表している健康被害救済制度に係る健康被害の認定状況のほか、市民の認定状況を掲載し、定期的に情報を更新している」との答弁がなされました。

次に、郵便料について、「ワクチン接種対象者数が約11万3,000人であるのに対し、本郵便料は11万4,000通分の予診票を発送するためのものとのことであるが、1,000通分多い理由はどのようなものか」との質疑に対し、「転入者分や予診票を紛失した場合の再発行分である」との答弁がなされました。

次に、第５目急病対策費、急病診療所受付管理システム構築委託料について、まず、「本受付管理システムを導入することで、受付から調剤までの待機状況が見えるようになるとのことだが、具体的な受付管理の流れはどのようになっているのか」との質疑に対し、「受付時に患者に対して番号を付与し、診療、精算、調剤の際に番号により呼び出す機能や待ち状況をモニターに表示することによって管理される」との答弁がなされました。

また、「ウェブにおける予約機能や待ち状況の表示機能は想定しているのか」との質疑に対し、「ウェブ予約機能が含まれているものを想定しているが、運用に当たっては、急病診療所としての性質を鑑み、医師会等と協議し、導入を検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、歯科診療台等賃借料について、「本賃借料は、新たに開設する障がい者等歯科診療所において導入する診療台等の費用であるとのことだが、障がいの有無にかかわらず使用できるものを想定しているのか」との質疑に対し、「椅子への移動が困難な障がい者に対して使用が可能なユニットで、椅子や作業台等が独立したものを想定しているが、これらは障がいの有無にかかわらず使用が可能である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　環境文教委員長、石原よしのり議員。

〔石原よしのり環境文教委員長登壇〕

○石原よしのり環境文教委員長　ただいま議題となっております議案第５号のうち環境文教委員会に付託

された事項について、議案第６号市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について、議案第７号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について、議案第８号市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について、議案第９号指定管理者の指定について、議案第10号負担付き寄附の受納等について及び議案第11号損害賠償の額の決定について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第５号について、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第２款総務費第１項総務管理費第18目文化振興費において、美術品損害保険料等を、第４款衛生費第２項清掃費において、クリーンセンター施設修繕等補償金を、第11款教育費において、市川市立塩焼小学校に勤務していた職員が同校児童に与えた損害に係る賠償金、車両購入に係る事業用機械器具費等をそれぞれ増額するものであります。また、債務負担行為の補正において、衛生処理場長期責任包括委託費を追加するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第11款教育費第１項教育総務費第２目事務局費賠償金について、「小学校の職員が令和５年６月から令和７年３月までの間に学校徴収金を繰り返し着服したとのことだが、具体的に何回ぐらい着服を行ったのか」との質疑に対し、「20回以上は行っていることを確認している」との答弁がなされました。

また、「学校徴収金について、年度ごとに会計報告を行っていなかったのか」との質疑に対し、「令和５年度については、前期、後期、共に会計報告を行っている。また、令和６年度の前期についても会計報告を行っているが、後期については会計報告ができていない状況で、卒業式当日に予定していた返金作業を行う過程で着服の事実が発覚した」との答弁がありました。

次に、第４目教育センター費、職員旅費について、「先進市を見に行くとのことだが、具体的にどのようなところを想定しているのか」との質疑に対し、「具体的には、新潟県にある新潟大学附属長岡小学校等を検討しているほか、東京や関東圏内の近い地域で希望があった学校についても検討しているところである」との答弁がなされました。

次に、第６項社会教育費第４目図書館費、事業用機械器具費について、「今回、車両購入費として510万円を補正予算に計上しているが、リースを検討せずに購入することになった理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本市が受けているコミュニティ助成事業助成金はリースを対象としておらず、自動車図書館の購入に対しての助成金であることから、今回、リースについては検討せずに購入することとなった」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号について。

本案は、既定予算に基づく市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事について、一般競争入札の結果、岩堀建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本件工事を行うに当たり、放課後保育クラブの配置はどのようになっているのか」との質疑に対し、「現在の放課後保育クラブは、旧校舎の教室棟のほかに体育館も使用していることから、一体として新たに増築棟に配置したいと考えている。また、同クラブは、旧校舎を通らずに外階段から上がって直接出入りができるという利点もあることから、増築棟に配置することにしたものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号について。

本案は、既定予算に基づく市川市次期クリーンセンター整備・運営事業について、総合評価一般競争入

札の結果、株式会社タクマ東京支社との間に施設整備工事請負契約を締結するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「当該契約に対し、国、県からの交付金等はあるのか」との質疑に対し、「国から循環型社会形成推進交付金を受ける予定である」との答弁がなされました。

次に、クリーンセンターは40年間の使用を目指しているとのことだが、「21年目以降の運営事業者は随意契約により選定するのか」との質疑に対し、「21年目以降の運営事業者の選定は一般競争入札を予定しているが、一般競争入札と随意契約を比較した際に随意契約がより望ましいということであれば、随意契約の可能性もあり得ると考えている」との答弁がなされました。

次に、「今回の契約はスライド条項が定められているが、物価高騰等により請負代金額の増額変更を請求されたとしても支払うことになるとの理解でよいか」との質疑に対し、「相手側から請求があった場合には協議を行い、それが必要な経費かを確認し、予算不足があれば予算要求を行う」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、議案第７号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する附帯決議案が石原たかゆき委員から提出されました。本附帯決議案は、お手元に配付させていただきましたとおり、本事業の適正かつ効率的な推進を図るため、運営コストの見直しやエネルギー回収能力の向上等を実現するよう、最大限努力することを強く求めるとの内容であります。

本委員会といたしましては、附帯決議案を採決の結果、多数をもって可決しました。

次に、議案第８号について。

本案は、既定予算に基づく市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事について、随意契約により、大誠建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号について。

本案は、令和７年10月１日から市川市クリーンセンター余熱利用施設クリーンスパ市川を管理する指定管理者を指定するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号について。

本案は、市川市名誉市民である故中山忠彦氏に係る財産について、当該財産の一部を無償で貸し付ける負担つきの寄附を受けるためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「将来的に寄附を受けた建物を公開できるようにするといった考えはあるのか」との質疑に対し、「当該建物は第１種低層住居専用地域に所在しているため、公開日を限定し予約制にするなど、住宅としての範囲を超えない形で公開できるよう、将来的に検討していきたい」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号について。

本案は、市川市立塩焼小学校に勤務していた職員が同校児童に与えた損害について、損害賠償の額を決定するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　建設経済委員長、中村よしお議員。

〔中村よしお建設経済委員長登壇〕

○中村よしお建設経済委員長　ただいま議題となっております議案第４号市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び議案第５号のうち建設経済委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第４号について。

本案は、市川市公共下水道基本計画の見直しを踏まえ、下水道事業の経営の基本となる事項のうち、排水人口及び１日最大処理能力の数値を見直すためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本条例の改正により、下水道使用料及び下水道整備に係る費用について、どのような影響があるのか」との質疑に対し、「長期的な整備方針を定める計画の見直しを踏まえた条例の改正であるため、下水道使用料及び下水道整備に係る費用について、直ちに影響があるものではない」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、第９款土木費において、会計年度任用職員報酬等を増額するほか、デマンドタクシー乗降場設置委託料及び運行負担金等を新たに計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第９款土木費第２項道路橋りょう費第４目交通対策費、移動プラン75信篤地域運行事業について、「本事業において、デマンドタクシーを採用することとなった理由は何か」との質疑に対し、「近年、バス路線が廃止になった地域であることを踏まえて様々な手法を検討した結果、必要な人が必要なときに予約し、目的地まで移動できるデマンド型の乗合タクシーが最も適切であると考えたためである」との答弁がなされました。

次に、「デマンドタクシーの利用者に利用料を負担してもらうことになると思うが、利用料及び運行負担金はそれぞれどのように算出したのか」との質疑に対し、「利用料については、近隣市や県内市町村の実例及び信篤地域住民の事前アンケート結果を基に算出した。運行負担金については、運行予定事業者の見積りから利用料の見込額を控除して算出した」との答弁がなされました。

また、「１日の利用者数を40人と見込んでいるとのことだが、利用者が少なかった場合の負担金はどのようになるのか」との質疑に対し、「本事業はタクシー２台体制で運行する予定であり、仮に予約がない場合には、１台は常時運行ができるよう確保しておく必要があるが、もう１台は通常のタクシー運行を行うことを想定しているため、運行経費は発生しない方向で事業者と協議している」との答弁がなされました。

次に、「実証運行中に把握した利用者からのニーズにどのように対応するのか」との質疑に対し、「実証運行中においてもニーズに応じ、改善していくことを検討しなければならないと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　総務委員長、浅野さち議員。

〔浅野さち総務委員長登壇〕

○浅野さち総務委員長　ただいま議題となっております議案第１号市川市税条例の一部改正について、議案第５号のうち総務委員会に付託された事項について及び議案第14号市川市特別職の職員の給与及び報酬

並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第１号について。

本案は、地方税法の改正に伴い、個人市民税の所得割の納税義務者に係る所得控除に特定親族特別控除を追加するとともに、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を設けるほか、所要の改正を行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「今回の改正に伴う本市への影響額はどの程度になるのか」との質疑に対し、「特定親族特別控除の追加による影響額は、令和６年度の課税実績に基づき算定し、約1,600万円の減収を見込んでいる。また、市たばこ税に係る改正による影響額は、国が示す税制改正に伴う市町村たばこ税全体の影響額に、令和５年度決算ベースで市町村たばこ税全体における本市の市たばこ税の割合を乗じることにより算出し、約3,100万円の増収を見込んでいる」との答弁がなされました。

また、「特定親族特別控除の追加について、市民への周知はどのように考えているのか」との質疑に対し、「特定親族特別控除の追加については、令和７年中の収入に対する控除になるため、実際に影響が出るのは８年度の課税分からとなる。そのため、今年は周知期間と捉えており、市公式ウェブサイトで控除内容の周知を行っていくことを考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号のうち本委員会に付託された事項について、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第２款総務費において、事業用機械器具費、コミュニティ助成事業補助金等の増額を計上し、歳入においては、国庫支出金のほか、繰越金、諸収入等の増額を計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第２款総務費第１項総務管理費第10目危機管理対策費、事業用機械器具費について、まず、「本補正により、防災活動車両としてトイレカーを３台導入するとのことであるが、どこに配置するのか。また、今後トイレカーを増台する考えはないのか」との質疑に対し、「トイレカーの配置は、災害時においては機動的な運用が可能であることから、状況に応じてトイレが不足している場所に配置することを考えている。一方、平常時においてはトイレカー自体に防災啓発の効果を見込めることから、市民の目に留まりやすい防災公園などでの保管を考えている。また、トイレカーの増台は現時点においては考えていないが、トイレカーを保有している他の自治体と個別に支援協定を締結することにより、発災時に迅速な支援が受けられる体制を構築していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、「導入予定の３台のトイレカーの性能はどのようなものか」との質疑に対し、「導入を予定している車両はガソリンエンジンで、軽トラックをベースにしたものである。また、３台のうち２台は荷台に個室を２つ備えた仕様であり、残り１台は多機能型の仕様である」との答弁がなされました。

また、「エンジンは、ＥＶ系統のものであれば災害時に様々な活用が可能だと考えるが、ガソリンエンジンとした理由はどのようなものか」との質疑に対し、「ＥＶ系統のエンジンは、現状では市場にあまり流通していないため、入札等を考慮し、ガソリンエンジンとしたものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号について。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正等を踏まえ、投票立会人等の報酬の額

を見直すためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

太田丈之議員。

〔太田丈之議員登壇〕

○太田丈之議員　無会派の太田丈之です。今回提出されました一般会計補正予算（第２号）は全４項目あり、予算総額は６億734万9,000円となっております。全４項目あるうちの２番目、保健・医療サービスの充実の中で予防接種事業、新型コロナウイルスワクチンとして３億4,625万9,000円、補正予算総額の57％となりますが、計上されております。ほかの３項目、地域活性化の取組及び防災活動の強化及びその他必要となる経費につきましては賛成ではございますが、補正予算につきましては一括での採択であり、予算総額の半分を超える金額がこのメッセンジャーＲＮＡを使った予防接種事業で計上されていることから、反対の立場で討論いたします。

本年４月18日、アメリカのホワイトハウスは新型コロナウイルスの発生源をめぐり、中国の研究所から流出した可能性が高いとしたウェブサイトを公開しました。アメリカはロバート・ケネディ・ジュニア保健福祉省長官を中心に、新型コロナウイルスが人工物であるとして対応を進めています。また、元アメリカ国立アレルギー・感染症研究所所長であり、アメリカで最もメッセンジャーＲＮＡワクチンを推奨した人物であるアンソニー・ファウチ氏は、７つの州で殺人罪で刑事告訴されています。メッセンジャーＲＮＡワクチンを推奨したら、アメリカでは殺人罪で刑事告訴となります。

我が国日本では、このことがほとんど報道されることはありません。なぜでしょうか。ウイルスが人工物であったということは生物兵器が使われたということであり、その対応も変わらなければいけないはずですが、日本政府にそのような動きは一切ありません。そして、今回、65歳以上の方への定期接種は本年も継続ということになっております。世界各国では、２回ないし３回であまりにも危険であるとして接種を中止したコロナワクチンを、日本では高齢者に対して昨年の秋接種まで８回接種を続け、今回は９回目ということになります。日本政府は、今回、このワクチン接種に対し助成は行わないこととしました。理由は明確にされておりません。これは1,000名を超える死者が出ているが、一切検証はしません。ただ、国として接種機会の提供はするので、打ちたい方はどうぞ自己判断で打ってくださいということであり、政府の対応としてはあまりにも乱暴で全く賛同はいたしませんが、国は責任は負いませんというメッセージと捉えると、ある意味理にかなっているとも言えます。

それを、国が助成しないと言っているものを本市が肩代わりするというのは一体どういうことでしょうか。昨年、国が助成した金額は8,300円、今回、本市が助成するとした金額はほぼ同額の8,600円となります。本市が本市の責任において国の肩代わりをするということであれば、十分な検証が必要となります。しかし、本市は全く検証を行っておりません。全く検証することもなく、今回助成を行うことを決めたのはなぜでしょうか。認められた方だけで３名の方が命を落とされています。本議会でも幾度となく使われる、誰一人取り残すことのない持続可能な社会は一体どこに行ったのでしょうか。市民の命を守れない社会が持続可能な社会でしょうか。

メッセンジャーＲＮＡワクチン接種が始まったのは今から４年前、2021年のことです。全く同じタイミングで起きている高齢者を中心とした死者数激増についても、国は一切検証を行わないのはなぜでしょうか。そして、この異常事態にもかかわらず、本市はじめ大半の地方自治体が声を上げることもなく、メッセンジャーＲＮＡワクチンに助成金を出すのはなぜですか。助成は税金で行われます。市川市民の税金によって、そして私が納めた税金によって、新たな死亡者が出る可能性があります。私は、それが嫌なんです。本市のこの判断を被害者３名の遺族の皆さんはどのような思いで受け止めるのでしょうか。これが正しい税金の使い方でしょうか。遺族の方以外でも同様の思いを持たれている市民の皆さんがいらっしゃいます。当然のことと思います。

過去30年、本市では、メッセンジャーＲＮＡワクチン以外のワクチンで亡くなられた方はいません。ゼロです。メッセンジャーＲＮＡワクチン以外のワクチンには、ほぼ死亡のリスクはありません。片やメッセンジャーＲＮＡワクチンで亡くなられた方は３名。このコロナ騒動で、ワクチンにリスクは付き物であるということは、テレビ、新聞をはじめとした大手メディアで大きく報道され、周知されましたが、肝腎のこのリスクの中身、1,000名を超える死者が出ているということはほとんど報道されないのはなぜでしょうか。メッセンジャーＲＮＡには死亡リスクがあることは明確なのに、国民に周知されないのはなぜですか。日本だけがターゲットにされていませんか。外国からの圧力はかかっていませんか。このように不明な点が多々あり、死亡リスクがある新型コロナワクチン接種、メッセンジャーＲＮＡワクチン接種につきましては、市が接種を推進しているという誤解が生じる可能性がある助成実施につきましては不要なものと判断いたします。国が国民を守ろうとしないので、市川市民の命は市川市で守ろうと言っています。

以上、議案第５号一般会計補正予算（第２号）への反対討論といたします。議員の皆様におかれましては、賢明な判断をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１号市川市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第２号市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第３号市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第４号市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第５号令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第６号市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第７号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第８号市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第９号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第10号負担付き寄附の受納等についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第11号損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛

成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第14号市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○大久保たかし議長　日程第13一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員　日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、子ども行政についてです。

(1)の５歳児健診について伺います。

国は５歳児健診を全国の自治体で実施することを目指し、補助金などの支援を強化しています。本市で行われている乳幼児健診の状況と５歳児健診について、本市の考えについて伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

乳幼児健康診査は、母子保健法により、市町村における１歳６か月児及び３歳児の健康診査の実施が義務づけられております。また、生後３か月から６か月と９か月から11か月の健康診査につきましては任意とされていますが、全国的に実施している自治体が多く、本市でも実施しております。さらに、これらの健診に加え、国は出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備を目指し、１か月児及び５歳児を対象とする健康診査を推進しており、本市では今年度より新たに１か月児健康診査を実施することといたしました。

御質問の５歳児健診についてですが、５歳児は言語の理解能力や社会性が高くなり、発達の遅れなどがあった場合、周囲から見えやすくなる時期と考えられております。また、この時期からの個々の特性に合わせた適切な支援の有無は、その後の成長や発達に影響を及ぼすものとも言われております。そのため、５歳児健康診査を行うことで子どもの特性を把握して適切な支援につなげることや、就学に向けてのフォローアップ体制を整えていくことが重要であると考えられております。現在、５歳児健康診査の実施は自治体の任意となっており、国の調査によると、令和６年12月時点で、全国の自治体のうち13％に当たる222自治体が国の補助金を活用して５歳児健診を実施しております。また、近隣では習志野市が、保護者アンケートによる抽出方式で確認した発達が気になるお子さんについての５歳児健診を今年度より開始したところです。本市では現在、庁内の関係部署による検討会の開催を予定しており、本市の状況に適した５歳児健康診査の在り方について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　現在、国が示している５歳児健診は具体的にどのような内容なのでしょうか。また、本市で行っていく上での課題にどんなものがあるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国が推奨する５歳児健康診査の対象者は、健診の実施年度に５歳になる幼児、いわゆる年中児とされており、健診の実施方法は原則、保健センター等において行う集団健診とされています。診査項目は６つあり、身体発育状況、栄養状態、精神発達の状況、言語障がいの有無、生活習慣の自立や社会性の発達などの育児上問題となる事項の確認、その他の病気や異常の有無となっております。また、支援が必要な子どもや保護者については、関係する複数の職種による専門相談及び健診後の情報共有や意見交換の実施も求められております。

次に、本市で今後５歳児健診を実施する上での課題ですが、現在、国は５歳児健診の実施体制について、小児科医や保健師、管理栄養士、心理相談担当者など、幼児の保健医療分野に精通した多職種による集団健診を推奨しております。しかしながら、これら従事者の確保は全国的に課題とされており、本市においても同様であると考えております。また、５歳児健康診査の結果、発達障がいなどの疑いと判定された子どもについて、就学までの期間に適切な療育につなげることができるような支援体制の整備も必要であることから、フォローアップ体制の構築についても今後調整すべき課題が多くあるものと考えております。以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　これまで本市では、発達の遅れなどの相談をしたくても、なかなか予約が取れないことや、場所が遠くて行きにくいということが言われてきました。もちろん様々環境が整備されて、国の言う５歳児健診が行えれば理想ですが、専門の有資格者や医師の確保など、すぐに解決するとは思えません。子どもの発達について、日頃から相談できる窓口が必要だと考えます。現在の相談体制はどのようになっているのか。また、今後、相談窓口を増やす計画はあるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

発達に心配のある子どもについての専門的な相談は、こども発達センターのこども発達相談室において、心理士等の専門職員が保護者の希望に合わせて電話または来所による個別相談を実施しております。相談では、心配のあるお子さんの様子について伺い、生育歴や生活状況を聞き取りながら保護者と一緒に対応方法などについて考え、必要に応じて福祉サービス利用の提案などしております。また、来所による相談の場合は直接お子さんの様子も確認しながら、具体的な関わり方などについて保護者に助言を行っております。その他地域での発達支援として、保護者からの相談に対応する役割を担っている児童発達支援センターが市内に６か所設置されており、児童や保護者の相談に対応しております。一方で、この児童発達支援センターの役割は令和６年４月の児童福祉法の改正により明確化されたところですが、改正から日が浅いことや開設されて間もない施設もあることから、その役割がまだ十分に知られておらず、今後広く周知していくことが課題と考えております。相談窓口の利用の拡大に向けて、今後、各センターの役割や特色を市公式ウェブサイトに掲載して周知するとともに、市民が気軽に相談できる体制づくりについて検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市内６か所にあるということです。児童発達支援センターの設置、具体的にどの地域か。また、名称を教えてください。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市内にある児童発達支援センターは公立３か所、民間３か所となっております。公立の施設は大洲のこども発達支援センターに設置しているあおぞらキッズとおひさまキッズ、そして稲荷木小学校に隣接するそよかぜキッズの３施設がございます。また、民間の児童発達支援センターは、本北方のこども発達支援センターやわた、南行徳駅近くのアイリス園、ぴあぱーく妙典に隣接するセレン学園の３施設となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　発達の遅れが心配される場合は少しでも早い発見や専門的な見解が必要だと思います。就学前健診では、入学までの期間も短く、特別支援学級への進学などの手続が間に合いません。児童発達支援センターが６か所あることを市民に知らせるとともに、５歳児健診ができるような環境整備を整えていただきたく、お願いして次に進みます。

次に、冨貴島保育園についてです。木造７園について、様々な手法でこれまで丁寧に進めていただいていることは理解しています。しかし、冨貴島保育園については未定としながら閉園の方針が出されています。閉園という方針に至った経緯及び今後のスケジュールについて伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

公立保育園をはじめとした公共施設の今後の在り方につきましては、令和元年度に策定された公共施設個別計画に定められております。この計画では、公立保育園は民間の創意工夫を生かした保育事業を導入するため民営化等を検討するとなっており、これに基づき、老朽化により建て替えが必要とされる木造の保育園から順次民営化等を進めているところです。冨貴島保育園は木造で築50年以上が経過しており、老朽化が著しいことから民営化または統廃合することとなっております。

冨貴島保育園の今後の方針については、まず、現在の場所での建て替えに伴う民営化について検討いたしました。しかしながら、敷地面積が狭く、また敷地が住宅に囲まれていることなどから、現在の場所での建て替えによる民営化は困難と判断いたしました。また、新たに近隣に土地を確保し、保育園を移転することによる民営化についても検討いたしましたが、保育園に適した土地が近隣に確保できないことから、移転して民営化することについても困難と判断いたしました。

今後の方向性については様々な手法を検討してきたところですが、近隣の就学前児童数が減少してきていることや保育園の利用希望者数の増加傾向が収まってきたこと、また、近隣で受入れ可能な保育施設等があることなどから、閉園しても周辺地域の保育需要はカバーできると考え、冨貴島保育園については閉園するという方針にいたしました。方針の決定後は、令和６年度に冨貴島保育園の保護者に対して説明会を実施し、保護者の方からいただいた御意見などは計画を進める際の参考とさせていただいております。今後は段階的に新入園児の受入れを停止し、入園している園児の卒園に合わせて令和12年４月１日に閉園することを予定しております。併せて冨貴島保育園の閉園に関する条例改正の議案を上程させていただけるよう、関係部署と協議を進めているところです。以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　閉園に向けて段階的に受入れを停止していくとのことですが、周辺にあるほかの保育園への受入れは十分にあるのか。また、この先、この近隣地域で住民が増えることはないのでしょうか。増えた場合はどのような対応が考えられるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

冨貴島保育園の周辺では、保育園については、現在、受入れ枠に若干の余裕があること、近隣に預かり保育を実施している私立幼稚園があること、また、周辺の保育施設で定員の拡大について現在検討中であることなどから、受入れを段階的に停止した場合であっても受入先の確保は可能と考えております。また、現時点では、将来的に地域の就学前児童数が減少傾向になると見込まれることなどから、閉園した後においても保育需要とのバランスを保った受入れの対応が可能であると考えております。

なお、今後、冨貴島保育園周辺の地域で住民が増加し、保育施設の不足が見込まれる場合には、まずは既存の保育施設の定員を拡大するなど、既存施設を活用することによって保育需要の増加に対応してまいります。また、大規模な宅地開発や大型マンションの建設などにより周辺の保育需要が急激に増加し、既存施設による対応だけでは受皿が十分に確保できない場合には、既存施設などの対応と合わせて将来的な需要の見込みなどを踏まえながら新たな保育施設の整備について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　この地域で、今後、保育園が必要になったときには整備等を検討していただけるとのことで安心しました。東京都の小金井市で公立保育園の廃園条例を無効とする東京地裁判決が確定したにもかかわらず、園児の募集を再開しなかったことを違法だとして、保護者が損害賠償を求めたということがありました。その中には第３子が入園できなかった保護者がおり、保育園に入れず育児休職を延長した。また、ある人は兄弟別々の園に通わせるために正規では働き続けることができず、やむなくパートに切り替え、家計に多大な影響があるなど、様々な問題があったようです。今いる園児が卒園するだけで解決するというわけではありません。第２子、第３子を既に違う保育園に預けているかもしれません。冨貴島保育園の閉園計画の実施で小金井市のようなことが起こらないよう、通っている園児の保護者に丁寧な聞き取りをしてほしいと思います。

次に、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯについて伺ってまいります。

アとして、利用者の年齢層などの状況について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは３月１日のオープン以来、多くの方に御利用いただいており、５月末現在の延べ利用者数は約11万4,000人となっております。特に週末には、１日平均延べ2,000人程度の方が来館されております。利用者の年齢層ですが、平日の午前中は幼児と一緒の親子連れや大人のみの利用が多く、平日の午後は小学生や中学生の利用でにぎわっております。また、週末や祝日は親子連れや子ども同士のグループでの利用が多くなっております。

次に、各スペースの利用状況ですが、バスケットボールやバドミントンができる屋内運動場は特に人気が高い場所となっており、多くの子どもたちが日々思い切り体を動かして遊んでおります。また、図書スペースでは、親子がそれぞれに館内の本棚から本や漫画を選んで読んでいる様子が見られるほか、テーブルが配置された活動スペースではパソコンで作業したり、会話を楽しんだりしている大人の姿も見られる

など、日頃から子どもだけでなく、地域の方にも御利用いただいております。そのほかに、主に３歳までの乳幼児親子が利用できる親子つどいの広場は、乳幼児とその保護者だけが利用できる場所であり、安心して乳幼児を遊ばせることができるようになっておりますが、こちらは５月末までに852組の利用登録があり、延べ利用者数は5,625人となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　休日は駐車場も駐輪場もいっぱいです。多くの方に利用されているのがよく分かります。子どもたちの大好きなネット遊具がありますが、遊べる時間や人数が決められています。一度にたくさんの子どもたちが遊ぶというのは無理だと思いますが、どのようにルールを決めているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

館内中央の吹き抜け部分に設置されたネット遊具は施設の中でも特に人気の遊具であり、連日多くの子どもたちが利用しております。開館して間もないこともあり、現在は大勢が集中して利用することで危険が生じることのないよう、対象年齢を小学生以上とし、利用時には見守りの職員を配置し、１回の利用人数を限定した上で20分程度の利用時間で交代しながら遊んでおります。５月末時点でネット遊具の延べ利用者数は約3,300人となっております。今後は利用する子どもたちの安全に配慮しながら、できるだけ多くの子どもたちに使ってもらえるよう、利用方法について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　本来は子どもの自主性に任せ、順番やルールを守ることを身につけ、スムーズな運営ができることが理想だと考えます。みんなが遊びたいと思う気持ちを大切に育てていただきたいと思います。

次に、館内には、幼児から大人まで手に取りたくなるような本が本当にたくさんあります。１月30日の内覧会に参加させていただいたときは椅子やテーブルが置いてありませんでしたが、開館前にはとてもすてきな木製の座り心地のよい椅子がたくさん並べられていました。ぜひゆっくりと時間のあるときに行きたいと思っています。

今、共産党市議団で行っているアンケートの回答の中に、館内の図書をぜひお借りしたいという要望も書かれています。しかし、土日の混雑時や放課後、子どもたちがたくさん来る時間帯を拝見しますと、図書の貸出しには場所や人の手配などが必要となり、とても難しいと感じています。昨年６月定例会で自動車図書館をもう１台増やしてほしいと要望しました。今回の補正予算で細かい道も入れる軽自動車の予算が計上されています。ありがとうございます。ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでは、せめて市の図書館に借りたい本のリクエストをして、本の受け取りと返却の場所にできないのでしょうか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯには、現在、約１万冊の蔵書がありますが、多くの方に館内で読書を楽しんでいただけるよう、利用者に対する本の貸出しは実施しておりません。しかしながら、本を自宅でも楽しみたいという御要望もあることから、中央図書館と連携して事前に予約した図書館の本をぴあぱーく妙典ＣＯＣＯで受け取ったり、館内に設置した図書返却ボックスに借りた本を返したりできるサービスを６月11日から開始いたしました。今後、地域の多くの方に、このシステムを御利用いただきたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　既にスタートしていただけているということです。ありがとうございます。

次に、イとして、物づくりや調理、音楽など様々なスペースがあります。それらを活用してイベントも行われているようですが、内容と参加者の反応について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

開館から３か月の間に、子育て世代の親子の交流を目的とした集まりや講師を招いて実施する体験教室など14回のイベントを実施し、延べ239人に参加いただきました。特に音楽遊びやヨガ体験など、親子で参加するイベントの人気が高く、参加申込みの開始から数日で予定の定員が埋まっている状況です。小学生以上を対象としたイベントとしては、野球教室やダンス体験、木の実を使った工作などの事前にお申込みをいただくイベントのほか、気軽にいつでも参加できる申込み不要の工作教室も実施しております。イベントに参加した親子からは、初めて見る楽器に直接触れて演奏を楽しむことができた、親子でヨガをするのは初めてなので、よい経験になったなどの感想をいただいております。また、小学生からは、友達と参加できて楽しかった、ダンスを踊れたのが楽しいといった感想があったほか、もっと難しい工作にも挑戦したい、料理や音楽の講座にも参加してみたいという声もございました。このほか、乳幼児の親子が自由に参加できる交流イベントでは、屋内運動場に設置した様々な遊具で伸び伸び遊ぶことにより子ども同士の自然な交流が見られ、保護者の方からは、これまで子どもが興味を示さなかった遊びに参加することができてうれしい、予約が要らないので参加しやすいとの感想をいただきました。今後も利用者の方が参加してみたいと思っていただけるような講座や交流等のイベントの実施について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　様々な企画でますます多くの方が来館すると思いますが、駐車場の出入口は保育園の送迎をする方や、すぐ隣で第一終末処理場の工事が行われています。大変危険です。草木で歩道を歩いている人が見えないときもあります。妙典中学校の前からは大きなカーブになっています。カーブミラーなどを設置するなどできないのかと思います。事故なく、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯを利用できるように工夫をお願いしたいと思います。

次に、道路行政の現状と今後について伺ってまいります。

(1)として、行徳地域の歩道の補修について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市の道路舗装の改修については、１級、２級幹線道路などの主要な路線で行っている路面の劣化状況調査を基に補修計画を策定し、施工しております。行徳地域の延長約199㎞の道路についても、この計画と市民要望に基づいて施工しており、令和６年度は約700ｍ実施しました。側溝の改修については、排水不良や路面との段差等、部分的な不具合が多いことから、計画に基づく改修ではなく、要望や道路パトロールによる情報を基にその都度判断し、施工しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　道路舗装の補修について、路面下空洞調査や路面の劣化状況調査の結果に基づいた補修計画を策定して計画的に補修工事を実施しているということは分かりました。計画にない箇所や突発的な損傷、不具合に対してはどのような対応をしているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

計画にない箇所や突発的な損傷及び不具合に対しては、職員や委託業者による道路パトロールを行っており、道路損傷の早期発見、早期補修に努めております。また、損傷の発見はパトロールのほか、電話や市民の意見箱、ＬＩＮＥを利用した通報があります。行徳地域における令和６年度の発見件数は約250件あり、その内訳は、職員のパトロールが約40件、電話や市民の意見箱、ＬＩＮＥを利用した通報が約210件となっております。損傷への対応方法は、職員が現地調査を行い、その規模などによって決定しております。規模の小さな損傷はその場で職員が補修し、規模の大きな損傷は市と協定を結んでいる業者による修繕工事で補修しており、令和６年度は約20件補修しました。そのほか、緊急輸送道路及び緊急活動道路では路面下空洞調査を実施しており、厚みのある空洞が比較的浅い位置で確認された場合にも業者による修繕工事で補修することがあります。

なお、その他の箇所については、緊急の対応が必要となる大きな空洞ではないことから、日常の道路パトロールにて監視を行っております。このように、舗装の補修は損傷の程度や規模によって様々なケースがあり、日頃から効果的、効率的な対応ができるように努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　側溝の改修については、パトロールや市民の方からの要望に基づいて改修しているということでした。中には要望していても順番待ちとなり、なかなか改修されない箇所については、ごみの詰まりなどによって排水機能が損なわれている場合があると思いますが、改修するまでの間、清掃や点検など、機能を維持するための対応について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

例年、夏前に道路冠水を心配して多数の側溝清掃の要望がございます。本市では市民からの要望箇所に加え、梅雨や台風の時期の荒天後には、職員が雨水とともに流れてきたごみが集まる側溝や雨水ますの点検、清掃を行うなどにより道路冠水被害の低減を図り、排水機能が損なわれないように努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

次に、(2)として、行徳地域の蓋架け歩道の修繕計画について伺います。

少しずつ整備されているのは分かります。まだまだ蓋架け歩道の上を歩くとがたがたと段差があったり、行徳地域の蓋架け歩道の整備状況と今後の予定について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

蓋架け歩道は、柵渠という板柵式のコンクリート水路の上部に蓋を架けて歩道として利用しているもので、行徳地域には約37kmあります。これらの多くは昭和40年代から50年代に土地区画整理事業で整備されたもので、年数の経過とともにコンクリートの劣化が進み、蓋のがたつきや段差などの不具合が生じてお

ります。蓋架け歩道の整備は、平成25年度と26年度に行った柵渠の点検調査の結果から、柵渠部分の補修が必要と認められた路線の優先度を定め、計画的に蓋を含めた整備を進めております。また、補修の必要がないとされた路線についても、市民要望などを基に現地の状況を確認し、優先度を定めて整備を進めております。近年の蓋架け歩道の整備は、令和４年度に約0.8km、５年度に約1.6km、６年度に約0.5kmと、３年間で約2.9km実施しております。令和６年度末時点で約25kmの整備が完了し、整備率は約67％となっております。今年度も継続して整備している市道0109号ガーデナ通りのほか、市道0106号新浜通りなど６路線、約1.2kmの整備を予定しており、今年度末の整備率は約70％になる見込みとなっております。今後も引き続き蓋架け歩道の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　蓋架け歩道の整備状況と改修状況について、おおむね分かりました。約25kmの整備が完了したということですが、このうち蓋架け歩道の下にある水路部分、いわゆる柵渠の改修状況について、どのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

行徳地区の柵渠の改修につきましては、老朽化の度合いと通学路や公共施設への経路といった歩行者の利用頻度から評価を行い、延長約37kmのうち、優先度の高い約６kmを対象に改修を進めているところであります。令和６年度末時点におきまして約3.6kmの整備が完了しており、進捗率は約60％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　改修状況については伺いました。しかし、柵渠は私たち市民の目には劣化状況が見えないですし、先ほどの道路交通部長の答弁では、点検調査を実施したのは平成25年から26年度ということですので、既に10年以上が経過をしています。さらに老朽化が進んでいる箇所もあると思いますが、再度調査を行う予定はあるのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

本市では、これまでも柵渠を清掃する際に内部の点検も併せて実施をしておりますが、本年１月に八潮市で発生した下水道管路に起因した道路陥没事故を受け、さらに下水道管や柵渠の点検を強化しており、その点検状況と過去の調査結果を比較検証することで老朽化の進行状況の把握に努めております。下水道管や柵渠など、都市インフラの老朽化対策は重要課題であることから、今後も計画的な改修を進めるとともに、点検結果を踏まえた適切な維持管理に努める中で新たな調査の実施の可否について判断していきたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、(3)行徳地域の自転車レーンの整備状況と今後の計画について伺います。

行徳地域でも大きな道路、新浜通りや南行徳駅前通り、自転車で大変走りやすくなりました。現状と今後の計画をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

自転車レーンの整備は、平成27年度に策定した市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき進めております。本計画は自転車利用者と歩行者が安全で快適に目的地にアクセスできることを目的としており、行徳地域のネットワークの対象となる市道の延長は34.4kmで、整備済みの江戸川サイクリングロード等を除いた25.2kmを整備する計画です。整備内容は、自転車と自動車の走行する箇所を白線や青色のカラー舗装で視覚的に分離する自転車レーンが18km、縁石等の構造物で分離する自転車道が2.2km、ピクトグラムと矢羽根で自転車の通行位置を示す車道混在型が５kmとなっております。行徳地域の自転車レーンの整備は、平成27年度から市道0106号新浜通り、平成29年度から市道0101号南行徳駅前通りで開始し、新浜通りは令和４年度に、南行徳駅前通りは令和６年度に整備が完了しております。令和６年度末の整備状況は、18kmの計画延長に対して６kmの整備が完了しており、進捗率は約33％となっております。今後の予定としては、市道0109号ガーデナ通りの富浜３丁目から塩焼３丁目の区間と市道0104号行徳駅前通りにおいて自転車レーンの整備を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今後の予定として、市道0109号ガーデナ通りの富浜３丁目から塩焼３丁目の区間を検討されているということですが、この区間ですと、ガーデナ通りの中央の一部です。塩焼３丁目の市道0106号の新浜通りとの交差点から南側はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

自転車レーンを設置する際には、車道とは別にアスファルト舗装部分の幅員を1.5ｍ確保するように警察から指導されております。そのため、片側１車線の車道幅員が約3.3ｍの市道0109号ガーデナ通りに自転車レーンを設置する場合は、アスファルト舗装の幅員が片側で約4.8ｍ必要となります。しかし、ガーデナ通りの市道0106号新浜通りとの交差点から南側の区間は片側の幅員が約4.2ｍであり、現状のままでは自転車レーンを設置できません。まずは交差点北側の整備を進め、南側の対応については今後検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　幅員などの規制があることは理解しました。しかし、ガーデナ通りとバス通りの交差点以降、国道357号線までは信号がなく、大きなトラックの出入口やカーブもある中、自転車が横断して大変危険な箇所でもあります。早期に検討してくださるようにお願いいたします。

次に、(4)新湾岸道路のパネル展でのアンケート結果に対する市の認識について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

国は昨年度、新湾岸道路の検討の進め方や湾岸地域で解決すべき課題、配慮すべき事項等について幅広く意見を聴取するため情報を発信し、意見を聴取するコミュニケーション活動を実施しました。情報の発信は沿線地域住民及び沿線地域外の住民、事業者を対象とした特設ホームページや新聞広告、ＳＮＳなどのほか、主に沿線地域の住民や事業者を対象としたニューズレター、パネル展を併用したオープンハウス、広報紙などで行っております。意見聴取は、主に沿線地域の住民を対象としたオープンハウスやウェ

ブアンケートのほか、湾岸地域を利用している企業へのアンケートや沿線地域住民などの関係者への個別聴取により合計4,331件の御意見をいただいております。コミュニケーション活動の実施に当たり、本市を含めた沿線市６市が活動場所の提供や調整などの協力をしており、オープンハウスは沿線６市の合計20か所で開催し、本市内では市役所第１庁舎、行徳支所、道の駅いちかわ、ニッケコルトンプラザの４か所で開催しました。国は、今年度も同様にオープンハウスなどのコミュニケーション活動を予定しているとのことです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　アンケートによる意見の聴取状況は分かりましたが、意見としてはどのような内容のものがあったのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

アンケートでいただいた意見は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所の「新湾岸道路ポータルサイト」にて自由記述欄に記載のあった2,609件の意見全てが掲載されており、渋滞解消への期待に関するものが多く見られます。また、配慮すべき事項として、自然環境の保全のほか、自転車利用者への配慮、生活道路との取り合い、景観への懸念など、様々な意見が寄せられていることを確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　このアンケートに寄せられた意見は今の混雑状態など、道路事情を頭に置きながら書いているのではないでしょうか。新湾岸道路は順調に造られて30年後の開通とも言われています。昨年生まれた子どもは1899年以降、一番少ない人数です。この子たちが30歳になります。今年、日本の人口は１億2,334万人、30年後は１億人を下回るのではとも言われています。さらに、高齢化率は40％に手が届くとも言われる中、巨額な税金を投入してまで新しい道路が必要なのか、疑問に思います。

次に進みます。高齢者への終活支援についてです。

将来、身の回りのことが自分でできなくなることを不安に感じる、自分のことで家族に迷惑をかけたくない、１人なので、そもそも頼れる家族がいないなどの話を聞くことが増えてきました。５年後には高齢化率が30％を超えると予想されています。亡くなった後は死亡届の提出、年金受給停止の手続、保険証の返還、電気、ガス、水道の停止の手続、携帯電話の解約や家賃、医療費、入院費、福祉施設利用料の各種精算手続などもあります。終活は、それらをどのように行うか、元気なうちに何ができるのか、準備をしておくことは大切です。その準備を市として支援していただきたいと考えます。

最初に、現状の市の取組と課題について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

終活に関する相談につきましては、高齢者の相談窓口である市内15か所の高齢者サポートセンターに寄せられており、昨年度に寄せられた約６万件の相談のうち、終活に関する相談は80件で、そのうち独り暮らしの高齢者からの相談は35件でございました。主な相談内容は、認知症などで判断ができなくなったらどうしたらよいか、身寄りもなく、亡くなった後の葬儀のことが心配、相談できる相手もなく、誰に相談したらよいか分からないなどでございます。相談があった際には、本人の判断能力が低下した場合に本人に代わって財産管理や日常生活の契約を行う任意後見人制度や、亡くなった後の手続を第三者に依頼でき

る死後事務委任契約などの説明や事業者に関する情報を提供するなど、個々の状況に応じて対応しております。このほかにも高齢者サポートセンターでは、御本人や御家族などを対象に終活の目的や始め方など、終活をテーマにした講座を昨年度は12回開催し、183名の方の参加をいただきました。また、市川市社会福祉協議会に委託する成年後見相談支援等業務委託において、判断能力に不安のある方の相談窓口を設けており、任意後見制度や死後事務委任契約などの終活に関する相談が寄せられております。

この業務委託では、このような個別の相談対応に加えて、成年後見制度の周知、啓発のための講演会を年３回以上開催することとしており、昨年度は終活をテーマにした講演会を１回開催し、43名の方の参加をいただきました。その他の取組としましては、令和４年度から市公式ウェブサイトにおいて、「楽しく終活をしてみませんか」をテーマにエンディングノートの作成の仕方や終活の相談先などを掲載しております。また、令和５年度から、生前に準備しておくことが望ましい内容をまとめた私と家族の終活べんり帳を作成し、相談に来られた方やケアマネジャーの事業所、民生委員、児童委員などの支援者へ配付し、周知啓発に努めております。課題としましては、終活に関する認知度は高くなる中で、終活を実際に実践されている方はまだ多くないことから、実践するきっかけとなるような周知が課題となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　高齢者サポートセンターなどにおいて終活に関する講座を開催しているとのことですが、地域に出前出張をお願いすることはできるのでしょうか。また、今後どのような取組を行っていくのか伺います。

さらに、今後、終活支援を進めるに当たり、高齢者が終活でどのようなことが不安と感じるかなど、終活に関するニーズをつかむためのアンケートをやっていただきたいと思いますが、可能でしょうか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

現在、高齢者サポートセンターや社会福祉協議会が主催する講座に加え、自治会などからの依頼に応じて出前講座を開催しております。今後も主催講座や出前講座を行うとともに、終活の大切さを知ってもらい、実践していただけるよう、市民まつりなどの多くの方々が集まるイベントなどでチラシを配布するなど、さらなる周知に努めてまいります。また、支援に当たっては社会福祉協議会などの関係機関と連携、協力し、切れ目のない支援となるよう、支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、アンケートの実施につきましては、11月に予定している第10期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けたアンケートの中で終活に関する項目を設け、どのような終活をしたいか、どのような支援が必要かなど、ニーズについて調査する予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　終活講座の開催などによる周知や関係機関との連携した取組はこれまで以上に進めてもらいたいと思います。独り暮らしの身寄りのない高齢者には、死後事務委託契約や任意後見制度の利用はハードルが高いと考えます。例えば以前質問した際に名古屋市を例に挙げました。名古屋市では、市が窓口となって、亡くなった方の行政への書類の提出や葬儀、納骨を代行するあんしんエンディングサポート事業を実施しています。

そこで、本市においても、このような事業を行うことはできないのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

終活支援につきましては、今後の高齢化の進展に伴い、独り暮らしの高齢者は増加すると予想していることからニーズが高まるものと認識はしております。11月に実施するアンケートにおいて、終活支援に関するニーズを把握するとともに先行事例を調査研究するなど、どのような支援が有効か検証してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　いろいろ伺ってまいりました。今後ますます必要な重要な施策だと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後の項目です。教育行政について伺います。

市内公立小中学校における特別支援学級の設置校数、学級数、在籍児童生徒数及び通級の指導教室の設置校数、教室数、利用児童生徒数について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

初めに、特別支援学級についてです。５月１日現在、設置校数は知的障がい学級、小学校24校、中学校11校の合わせて35校、肢体不自由学級、小学校１校、自閉症・情緒障がい学級、小学校９校、中学校５校で合わせて14校であります。学級数は小学校80学級、中学校37学級、合計117学級であります。また、在籍児童生徒数は小学校520人、中学校247人の合計767人で近年増加しております。

次に通級指導教室ですが、５月１日現在、設置校数は言語障がい教室、小学校５校、難聴教室、小学校１校、中学校１校で合わせて２校、発達障がい教室、小学校11校、中学校５校、義務教育学校１校で合わせて17校であります。教室数は、言語障がい11教室、難聴３教室、発達障がい18教室の合計32教室であります。また、利用児童生徒数は、言語障がい124人、難聴22人、発達障がい164人の合計310人であり、こちらについても近年増加しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　再質問を１つさせていただきます。特別支援学級の今後の設置計画について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

令和７年度においては、新たに自閉症・情緒障がい学級を小学校１校、知的障がい学級を小学校２校の合計３校に設置いたしました。教育委員会は各学校に毎年設置希望調査を実施し、学校や保護者のニーズを踏まえて特別支援学級の計画的な設置を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　支援を必要とする生徒が近年増加しているとのことですが、余裕教室のない学校もあり、全ての学校には設置されていません。引き続き進めていただきたいと思います。

次に、(2)知的障害特別支援学級での個別の指導計画について伺います。

個別に指導計画はどのように作成しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

各学校では、年度当初に児童生徒の実態を把握し、年間長期目標を設定しております。その後、学期ごとに目標を設定し、具体的な手だてを考え、個別の指導計画に記載しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　作成していることは分かりました。特に小学生の場合は保護者への説明も必要かと思います。どのように説明をしているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

保護者説明については、学校は定期的に保護者と面談し、児童生徒の実態に応じた目標や手だてについて説明しながら合意形成を図るよう努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　個別の指導計画はあくまでも計画で、なかなかそのとおりに進まないこともあるかと思います。計画の見直しは行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校は保護者と年２回程度面談を行い、個別の指導計画について確認や見直しを行いながら、適宜目標や手だてについて追加修正を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　必要に応じて面談を行っていただきたいと思います。

それでは、教育委員会としては、個別の指導計画が適切に作成されるようにどのような取組をしているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会では、特別支援学級担当者研修会を行い、個別の指導計画の作成方法や具体的な手だてについて指導助言しております。また、特別支援教育スーパーバイザーや巡回指導職員が要請を受けた特別支援学級を訪問し、指導計画の作成につながる指導助言をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　特別支援学級の教科書はどのようなものを使用しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

特別支援学級で使用する教科書は３種類あります。１つ目は、文部科学省が内容を確認した通常学級で使用する教科書、２つ目は、イラストを使い、視覚的に配慮のある文部科学省が作成した教科書、３つ目は、千葉県教育委員会が選定し、教科書として採用された絵本や図鑑などの一般図書です。各学校において児童生徒個々の障がい特性や学習状況に応じて教科ごとに選択しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今回、教科書のことを伺ったのは、支援級に通っている保護者から、学年別の通常級で使っている教科書をうちの子はもらってないんじゃないかというような話がありました。指導計画に合った児童生徒の個別に本も選んでくださっているということで安心をしました。ますます増えている支援を必要としている児童生徒とその保護者に寄り添い、今後も丁寧に進めてくださるよう切に願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13一般質問を継続いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　創生市川・自民党第１のつかこしたかのりです。通告に従い、一般質問を行います。

なお、議長におかれましては、大項目５番目と６番目の順位を入れ替えますことを御理解ください。

１つ目、市制施行90周年記念ロゴで採用されたカワウソ等を市川市事業キャラクター等登録台帳に登録する考えについて。

2025年３月30日の読売新聞にて、「『カワウソ』非公式なぜ？」と題された記事を拝見しました。この記事によれば、市などがつくった地域新電力会社の２月の立ち上げ式には市川市事業キャラクターの市川梨丸が登場し、式を盛り上げたようです。このほか、市内で行われた各種イベントでも、市川市事業キャラクターとして登録されている着ぐるみが会場をにぎわせています。

そこでまず、昨年度はどのようなキャラクターの着ぐるみが使われていたのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

令和６年度における着ぐるみの使用状況といたしましては、市川市動植物園のキャラクター市川梨丸が動植物園の各種イベントのほか、７月に行われた北総線沿線活性化トレイン出発式、９月に行われた出張！なんでも鑑定団ｉｎ市川の公開収録などで20回以上使用されております。また、市川市客引き行為等禁止条例の周知啓発キャラクター、いちパトくんが10月の街頭犯罪防止キャンペーン期間に２回、ごみ問題の啓発のため、ごみ袋などに使われているキャラクター、キラリン、ピカリンが10月に開催されたいちかわ環境フェア2024で１回使用されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁から、市川梨丸が各種イベントで活躍していることを理解しました。その上で、御答弁された昨年９月に行われた出張！なんでも鑑定団ｉｎ市川のチラシでは、90周年記念事業のロゴでレッサーパンダのイラストがあったことから、当日の着ぐるみを市川梨丸ではなく、90周年記念事業のレッサーパンダのイラストのものが着ぐるみ化されたと勘違いされていた方もいたようです。90周年記念事業などのロゴやポスターではカワウソとレッサーパンダのキャラクターが使用され、読売新聞の記事でも、このイラストは市民から好評でグッズ化の声まであるようです。しかし、これだけ市民から人

気が高まっているにもかかわらず、先ほどの出張！なんでも鑑定団ｉｎ市川のように、イベント等の会場では別のキャラクターが登場していることに私は違和感があります。

そこで、市民から人気でグッズ化の声もあるカワウソやレッサーパンダなど、90周年記念事業のイラストを事業キャラクターとして台帳に登録する考えはないのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

カワウソとレッサーパンダのイラストは、市制施行90周年記念ロゴマークはじめＩＣＨＩＣＯのキャンペーンやいちかわかるたなど、幅広い分野で活用してまいりました。その反響として、昨年12月に販売を開始したＬＩＮＥスタンプが多くの方に御購入いただいていること、現在、第１庁舎で行っている動物のイラストのパネル展では、来場者からのアンケートに、このカワウソ大好き、町なかでもっと見たいなどの声が寄せられていることなどから、市民の皆様からの人気が予想以上に高まっていると感じております。また、このイラストのグッズ販売や着ぐるみ制作について、複数の議員からも御意見を頂戴しているところであります。こうしたことから、今後、いちモニアンケートなどで市民の皆様の声を聞きながら、市川市事業キャラクター等登録台帳への登録を検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　去年９月の私の一般質問では、現時点では事業キャラクターとして台帳に登録する予定はないとの御答弁であり、読売新聞の取材に対しても、特定の事業キャラクターにすると幅広く登場できなくなると、こちらも市川市事業キャラクターとして台帳に登録することを懸念されているような記事を拝見しましたが、ここでキャラクター台帳の登録を検討されているという前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。本件につきましては、動物イラストの人気に伴って、本市が望まない不適切なイラストの利用も懸念されます。市民に認知され、人気が出てきたからこそキャラクター台帳へ登録して、仮に本市が望まない利用があったとしても毅然とした措置が取れる運用を期待しています。

また、令和６年度に使用しなかった着ぐるみについても検討が必要ではないでしょうか。使用が乏しい、もしくは老朽化した着ぐるみは修繕せず、その費用で動物イラストの着ぐるみを新たに作成し、イベントで使用されることを要望して、本項目の質問を終えます。

次は、市川市立第三中学校南側斜面地整備工事についてです。

本件の入札状況を確認したところ、結果は不調とのことでした。本事業については、かかる費用が昨年２月定例会の一般会計補正予算の継続費補正において廃止となっており、加えて令和７年度当初予算にて新たに設定され、事業が継続された経緯があります。この２月定例会にて継続補正が廃止となった理由は、電柱の移設に時間がかかるからです。この理由で、2023年12月22日に生涯学習部にて行われた近隣住民への説明より、工事期間の開始が予定より約１年も遅れ、完成が令和８年度になったことは残念です。近隣住民の方々は、千葉県により土砂災害崩壊危険区域等に指定された地域で身の危険を感じながら生活しています。

そこで、まずは入札の周知についてお伺いします。本件について、入札情報を確認できるのはちば電子調達システムのみでした。本件の入札を不調にしないためにも市公式ウェブサイトでも周知し、広く事業者を募集しなかったのはなぜか、お伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本市では、一般競争入札のうち全ての工事につきましては、県内の自治体が共同で利用するちば電子調達システムを使用した電子入札としております。そのため、公告、参加申請、質疑、入札及び落札決定通知はシステム上で一貫して行っております。さらに、本システムのウェブサイトでは、全ての人が入札情報を確認することができます。このことから、個々の工事の公告及び入札結果などにつきましては、市公式ウェブサイト上ではなく、ちば電子調達システムで確認していただくよう御案内をしているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ちば電子調達システムのウェブサイトでは、全ての人が入札の情報を確認できることは理解しましたが、だからといって、市公式ウェブサイトでも周知をしない理由にはならないと考えます。本事業においては、工事開始が当初の予定より約１年も遅れていること、土砂災害崩壊危険区域等に指定された地域で人々が暮らしていること、入札が不調という結果に鑑みれば、ちば電子調達システムと併せて市公式ウェブサイトでも周知して広く事業者を募集すべきだったと考えます。その上で不調になった原因は何だったのか。今後の方向性についても検討する必要があると考えます。

そこで、入札不調の理由について伺います。不調の理由として、入札参加者の欠如、最低制限価格を下回る入札、入札金額が予定価格を超えている、いずれの状況だったのかお伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　事業者選定は一般競争入札とし、令和７年４月16日に公告を行いましたが、５月26日に行った再度入札でも応札額が予定価格を超えていたため不調となりました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　応札額が予定価格を超えていたため不調ということですから、近年の資材費や人件費の高騰を十分に反映してない、つまりは予定価格の設定が悪かったと指摘せざるを得ません。

その上で、入札不調時の対応として再入札、不落随契、随意契約、予算の見直しなどありますが、今後どのような対応を考えているのかお伺いします。また、現状で令和８年度、具体的には令和９年１月下旬に完成予定とされているこの工期のスケジュールに影響はあるのか、併せて御答弁ください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　今後の進め方につきましては、現在、関係課と協議をしているところでございます。工事の実施に遅れが出ないよう進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　不調が分かってから、既に約３週間が過ぎています。一刻も早く事業者選定を進めていただくことを要望いたします。

土砂災害崩壊危険区域等に指定された地域で、身の危険を感じながら生活されている方々がいるにもかかわらず、本件の工事の実施がさらに遅れることがないよう求めて、この項目の質問は終わります。

次は、宮久保６丁目市民広場の活用について。

(1)宮久保６丁目から下貝塚１丁目へと続く市道4025号の宮久保６丁目市民広場を横切る区間については、アスファルト舗装がされたものの道幅は狭いままで、車両の交通やすれ違いが困難であり、消防車や救急車などの救急車両も往来できないことから、地域の方々より当該市道の拡幅を求める声を聞いていま

す。

そこで、宮久保６丁目市民広場の活用の一環として、広場の一部を削り、市道4025号を拡幅整備することができないのかお伺いします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

市道4025号の宮久保６丁目市民広場を横切る区間は延長約140ｍで、道路幅員が約2.7ｍと狭く、車のすれ違いが困難な道路となっております。このような狭隘な道路は消防車や救急車などの緊急車両の往来が難しく、市民生活の安全を確保するため、建築行為や開発行為の際に、その行為者がセットバックして４ｍ以上の幅員を確保する義務があります。一方、道路拡幅整備事業としては、整備に費用と時間を要するため、幹線道路を中心とした通学路やバリアフリー法の特定道路などを優先しており、当該道路の優先度は高くありません。これまで広場を所管している部署と拡幅について協議をしてきた結果、道路と広場の高低差がない箇所については擁壁の築造などの検討が不要で、広場の利活用にも影響が少ないことが確認できております。この道路については、まごころゾーンの設置や車の待避場所確保の市民要望もあることから、今後、地元自治会や警察の意見を確認しながら待避場所の確保や道路拡幅について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　今、御答弁いただきましたように、ぜひ地元自治会や警察の意見を聞いていただき、平常時だけでなく、地震や火災など緊急時も想定した検討をお願いします。

また、建築行為や開発行為などの際には４ｍ以上の幅員を確保する義務があることも踏まえ、改めて当該市道を拡幅整備することを要望して、この項目の質問は終えます。

続いて、(2)宮久保６丁目市民広場の北部は湿地帯であり、雨が降ると数日は立ち入ることも難しい状況となります。また、晴れていても湿地帯部分の利用は乏しいのが現状で、近隣住民の方々や利用団体から、この湿地帯の有効利用を求める声が私のところには届いています。

そこで、利用が乏しい広場湿地帯の一部を含め、この広場に駐車場を整備する考えについて、あるのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

宮久保６丁目市民広場は約１万㎡のうち、湿地帯を除く約7,000㎡を現在広場として、近隣住民の方々のほか、子どものプレーパークなどで利用されています。開放時間は、通常、午前９時から午後５時まで、10月から１月は午後４時までとしております。現在は暫定的な活用でありますことから、設置されている施設は仮設トイレと手洗い場のみであります。現在、自治会や利用団体などから御意見を伺っており、整備内容を検討しております。公園の駐車場は、一般的に市内各所から利用があるスポーツ施設やバーベキュー施設などの機能を有した大規模な公園に必要とされ、整備されます。一方、地域にお住まいの方々が徒歩で利用する身近な公園には整備の必要はないとされています。当該広場の駐車場の整備につきましては、周辺の道路が狭いことや、前面の道路が通学路として指定されていることなどを踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　公園の駐車場は、市内各所から利用がある機能を有した大規模な公園に必要との御答弁でした。つまり市内各所から利用がある機能を有しない公園、今申し上げている宮久保６丁目市民広場の現状では、駐車場を整備することは難しいようにも取れる御答弁でしたが、このたび管財部から街づくり部公園緑地課に所管が移るとも聞いており、市内各所から利用がある機能を有した公園として整備することも可能ではないかと考えています。

このことに関して、市公式ウェブサイトではボール遊びおすすめ広場として12の施設を紹介していますが、そのうち８施設には駐車場がありませんとの記載を確認できます。約50万人が住んでいる市川市において、ボール遊びできる施設は僅か12施設。その12施設のうち、さらに８施設には駐車場がありません。ボール遊びができ、駐車場がある施設は僅か４施設しかありません。このような視点からも、将来的に宮久保６丁目市民広場はボール遊びができる広場として拡充し、市内各所から利用していただけるように公園の整備を求めます。

また、視点を変えれば、この広場近くの下貝塚地域は買物が不便な高齢者がいるという地域課題から個人宅の駐車場に移動販売車が来ています。個人の御好意で移動販売車の駐車スペースを確保していますが、移動販売の安定的な運用を図る意味では、宮久保６丁目市民広場に駐車場を整備して、そこでも移動販売車が停車できる状況を確保することは地域の方々にとっても有意義なものと考えます。

加えて、次の質問項目にもあります、児童生徒の通学時の安全対策を図る上でも、整備した駐車場に地域の安全、安心を守る取組として移動交番の車両を誘致することで身近な治安対策を一層強化し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることもできると考えます。ぜひ自治会や子どものプレーパーク広場として利用している関係団体各所の声を聞いていただき、前向きに駐車場整備も御検討くださることを要望して、この項目の質問は終えます。

次に、児童生徒の通学時の安全対策について。

⑴関係団体との連携及び警察官ＯＢの活用について。

今年の５月１日午後１時35分頃、大阪市立千本小学校近くの路上で、殺意を持って小学２から３年、７歳と８歳の男女計７人を運転していた車ではね、重軽傷を負わせる事件がありました。無差別に小学生を狙った許せない事件ですが、容疑者は学校支援員で元大阪府警の警察官だった70代男性に取り押さえられ、その場で現行犯逮捕されたそうです。この事件をきっかけに、本市でも子どもを小学校へ通わせている保護者より、警察官ＯＢが学校にいてほしいとの声を聞くようになりました。

また、児童生徒が巻き込まれる可能性があった犯罪は他市だけではありません。本市においても、今年６月３日、市内の路上で女性用の下着を頭にかぶった姿を面識のない女性に見せたとして、動画配信者の男が逮捕されたことが報道されました。動画配信者の容疑者は５月に市川市宮久保の路上で体操服やブルマを着て、頭に女性用の下着をかぶって徘回し、その姿を自分で撮影しながら生配信をしていたそうです。容疑者は調べに対して、視聴者が興味が湧き、盛り上げて視聴者数を増やすためにやったと供述しているそうです。このような迷惑行為から、小中学校に児童を通わせている保護者より、登下校時など子どもたちの安全に不安を感じる声が私のところにも届きました。

そこで、児童生徒の通学時の安全対策について、本市は関係団体とどのような連携をしているのかお伺いします。併せて警察官ＯＢを活用する考えについても御答弁ください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

児童生徒の登下校時の安全確保に向けて、各学校ではＰＴＡによる当番活動や希望者を募るボランティ

ア活動、また、地域住民による自治会の活動として見守り活動を行っております。教育委員会といたしましても、児童生徒の登下校時の安全確保に向けては、地域学校協働本部や警察などの関係機関との協力を進めるとともに警察官ＯＢの活用も含め、さらなる安全確保策を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁いただきましたように、児童生徒を犯罪や暴力から守ることについて、市の教育委員会が果たす役割は私も大きいと考えます。先順位者の御答弁では、全ての学校に電子錠の設置を予定していること、校門が多い学校では１校で2,000万以上の費用がかかることを理解しましたが、このようなハード面の対策も大切である一方で、市川市宮久保で発生した迷惑行為のように、悪意、殺意ある人物は、仮に電子錠を設置していても校門やフェンスを乗り越えて児童生徒に害を及ぼす、このようなことも想定しなくてはいけないと考えます。このような行為の対抗手段として警察官ＯＢの活用が適切ではないか、ぜひ御検討ください。

また、市川市宮久保の路上で発生した迷惑行為に対しては、私のほかにも多くの保護者から教育委員会や学校に対して児童生徒の安全確保を求める声が届いたと推察します。このような声に対して、警察署との連携をするなど迅速に御対応いただきましたことに私からも感謝を申し上げ、この項目の質問を終えます。

続いて、(2)ボランティアパトロールとの連携。

市川市宮久保の路上に不審者がいた件で、地域の方々が不安に感じる犯罪の対応として、有志によるボランティアパトロールが実施され、私も参加しました。この活動は犯罪行為の防止には至りませんでしたが、地域の体感治安向上には貢献できたのではないかと考えています。

そこで、ボランティアパトロールについて、過去３年間の加入実績について伺います。併せて今後は本事業を拡大していくのか、現状維持するのか、縮小するかについても御答弁ください。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

いちかわボランティアパトロールの過去３年間の加入実績につきましては、令和４年度は88名、５年度は44名、６年度は55名が新たに登録していただきました。一方で、亡くなられた方や転居された方など、過去３年間で682名が脱退しております。また、令和７年度につきましては、５月までに新たに10名の方に登録していただき、いちかわボランティアパトロールの登録者数は令和７年５月末現在で2,443名となっています。今後につきましては、昨今は高齢などを理由に脱退する方も多いことから、若い世代の方にも興味を持っていただけるよう、制度を見直すことを検討しております。ボランティアパトロールにたくさんの市民の皆様に参加していただき、児童生徒を含む市民の皆様が安全で安心して暮らせる市川市を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　たくさんの市民に参加していただきたいとの御答弁でしたが、不審者が出没した件に伴い、子どもを小学校へ通わせている保護者の団体がボランティアパトロールに興味を示していただいたので私が所管課へ問い合わせたところ、団体を通じて多数の登録申込みをされてもオレンジ帽子などの在庫がなくなるので本年度の対応は難しいという、部長の御答弁とは乖離する御回答を私はされました。

そこで、関係団体を通じて多くの登録希望があった場合、本市はどのように対応するのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

団体からボランティアパトロールへの登録の希望があった場合には、制度としては、登録の単位は団体としてではなく、団体の構成員、個人となります。この登録には申込書のほか、ボランティアパトロール登録者であることを認識してもらい、何かあったときの保険適用の条件にもなるオレンジ色の帽子、登録番号札の準備が必要となります。このため、登録希望者がまとまって多数に及ぶ場合は帽子等の在庫が足りなくなることも想定されますことから、登録前に御相談いただければ在庫切れを生じさせないよう準備させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　３年間で加入者数は187名、脱退者は682名、毎年平均で165名の登録者が減っています。このような状況を改善し、地域の体感治安向上を図る意味でも、関係団体を通じてボランティアパトロールの登録者数を増やすことは有効だと考えます。御答弁のように、関係団体を通じて個人より多数の登録申込みがあったとしても、しっかり対応物品を確保し、市公式ウェブサイトにてボランティアパトロール登録者募集中と周知をしておきながら、貸与物品がなく、子どもなど、地域の方々が被害に遭う事件を防止しようとする市民の登録を受け付けできませんということがないよう努めていただくことを要望して、この項目の質問は終えます。

次は、職員の処分について。

(1)市立小学校の学校徴収金着服に関する賠償金額。

先順位者の御答弁で、塩焼小学校に通う児童の学業に影響が出ないよう、早急に支払う必要があることは理解しました。

それでは、どうして千葉県の職員である元教頭の賠償金を市川市が賠償するのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

今回の不祥事に対しては、学校徴収金の管理という、市立学校としての業務を不適切に行ったことから生じたものであります。市立学校の設置者である市に責任があることから、市として賠償する必要がございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　学校徴収金の管理という、市立学校としての業務を不適切に行ったことから本市が賠償するとの御答弁ですが、それならば、どうして県費負担教職員である元教頭が着服した学校徴収金を千葉県ではなく本市が賠償しなくてはならないのか、改めてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

平成21年10月23日の最高裁判所の判例において、県費負担教職員が与えた損害を県が賠償した場合、県は賠償した損害の全額を設置者である市に対して求償することができるとあることから、これを踏まえ、市立学校の設置者である市が賠償することが適切と判断いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　最高裁判所の判例も踏まえ、本市が賠償することが適切と判断されたことは理解できましたが、その一方で、定例会における過去の部長答弁と本件における最高裁の判例にはちょっと乖離している部分があるように私は考えます。令和７年２月の定例会で、市内公立小学校において盗撮の疑いがある事案が発生したことについて、市川市コンプライアンス委員会議が契機となって実施された職員アンケートなどのフィードバックを教職員の方々にも共有し、このような事案に対して、コンプライアンスの観点から再発防止に取り組むことはできないのか、私は伺いましたが、総務部長の御答弁では、本市職員に千葉県教育委員会が任命した県費負担教職員は含まないので、県費負担教職員による重大なコンプライアンス違反や、そういった事案については検証や再発防止策などの意見を聴取することなく、フィードバックや再発防止策の実施をする予定はないとの御答弁でした。

本件のように学校徴収金を着服したのは元教頭、その管理責任者である校長も本市職員ではないこと。それにもかかわらず、県費負担教員の賠償を本市が行う事実があってもフィードバックや再発防止策を市として実施していかなくてもいいのか、私は疑問です。今後、県費負担教員の賠償額を支払うことがないよう、コンプライアンスの観点から、どうか本市としても、総務部としても、教職員の方々に対して再発防止に取り組む何かしらの方策がないか御検討いただくことを要望して、この項目の質問を終えます。

続いて、職員の処分についての(2)クリーンセンター業務に従事した職員の処分。

ア、不適正な事務処理について。この部分につきましては先順位者の御答弁で理解できましたので、質問は行いません。

続いて、イ、管理監督者責任について。なぜ総額で約10億円もの未払いになるまで不適切な事務処理を発見できなかったのでしょうか。本件の事務処理を管理職員は承認していないものの、クリーンセンターでは、所長と副参事という課長級のポストが２つあることで、それぞれの課長級職員が事務処理を承認しているような誤解がある意味生じやすいところだと思います。それが理由で、総額で10億円もの未払いが発生してしまったのではないかと考えますが、このことに対する本市の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本件の事務処理につきましては、被処分者である部下職員が施工業者に対して直接指示を行っていたものであり、所長、副参事の双方、共に今回の事案は承知しておりませんでした。今回の事案を踏まえ、所管する業務管理及び所内での報告、連絡、相談を徹底し、組織として情報を共有することで再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　この御答弁は非常に残念です。クリーンセンターは所長と副参事という課長級のポストが２つあるので、実際は承認していなくても、それぞれの課長級の職員の方が事務処理を承認しているような誤解が生じやすいという環境ですから、そのことが未払いの原因だと考えていました。当該責任者に対しては、結果として責任を問わざるを得ない一方で、その背景には一定のやむを得ない事情があるものと考えておりましたが、しかしながら、今の御答弁では、課長級のポストが２つあるにもかかわらず、ダブルチェックが機能しなかったということに尽きる御答弁ではないでしょうか。これでは、何をしているんだと指摘せざるを得ません。この御答弁から、一定のやむを得ない事情はないかと考えて質問

しましたが、ないようですので、次の質問項目、ウ、一般廃棄物の私的利用及び不適正な休憩時間の変更に移ります。

当該職員は、市民等が排出した一般廃棄物を処分することなく、その一部を回収し、私的に不正利用する行為を繰り返したとのことです。加えて、正当な理由なく、繰り返し休憩時間も変更したとのことで減給処分となったそうですが、具体的な説明がないことから、この処分内容が適切なのか不明瞭です。

そこで、当該職員は具体的にどの程度の頻度でどのような一般廃棄物を回収したのか。どのような方法で一般廃棄物の中から自身が回収した品物を選別していたのか伺います。また、どの程度の頻度で休憩時間を変更していたのかにつきましても、併せて御答弁ください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

一般廃棄物の私的利用につきましては、令和５年度から６年度にかけて、本件の被処分者がクリーンセンター内プラットホームに排出された一般廃棄物の中から選別を行い、サーキュレーターや展示台、ごみ箱など十数点を複数回にわたり回収していたものです。また、不適正な休憩時間の変更につきましては、令和６年度に所属長の許可を得ることなく、１週間に１回程度、約30分、休憩時間を前倒ししていたものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　当該職員は、クリーンセンター内のプラットホームに排出された一般廃棄物の中から選別したとのことですが、この回収する際の選別に関して、当該職員は部下や委託業者の職員に自身が希望するものを伝え、回収するような、上司と部下、あるいは委託元の責任者と委託先の職員という力関係がある中で他者が品物の回収に関わるような事実はなかったのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

被処分者自らが物品を選別し、回収をしております。他者が関わった事実はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　他者が関わった事実はないと聞いて、この部分については安心しました。

その上で、環境部長の御答弁を通じて、クリーンセンターに副参事のポストが必要なのか、私は疑問です。総額で約10億円もの未払いが生じるまでチェック機能を果たすことができず、さらに令和５年から６年もの長期間、業務中にプラットホームに排出された一般廃棄物の中から利用可能な品物十数点を選別できるような、時間的に余裕があり、さらに好きなときに休憩時間を前倒しして取得できる副参事のポストは本当に必要なのか、御一考ください。

また、本件においては、クリーンセンターにおいて一生懸命作業されている職員各位のモチベーションも気になります。上司と部下、あるいは委託元の責任者と委託先の職員という力関係がある中、一生懸命作業している、その作業中に目の前で施設の管理監督者が一般廃棄物の中から品物を選別する姿をどのような思いで見ていたのかと考えると、本件がクリーンセンターで働く職員に与えた影響は私は大きいと考えます。クリーンセンターに従事している職員のメンタルケアについても、どうか配慮されることを要望して、本項目の質問は終えます。

最後に、市川市次期クリーンセンター整備・運営事業について、総合評価一般競争入札に係る審査講

評。

３月28日、私は市川市次期クリーンセンター整備・運営事業の審査講評に関する公文書公開請求をしましたが、これによって、会議約３回分、各Ａ４用紙１枚、また、学識経験者の意見書としてＡ４用紙１枚でいわゆる概要のようなものが出てきました。そして、この公文書公開請求によって開示された資料と、既にホームページなどで一般的に周知されているこの審査講評を照らし合わせたところ、幾つか疑問に思う部分が散見されたので質問させていただきます。

公開された学識経験者の意見書は２名分しかありませんでした。しかし、広く一般にホームページで公開されている審査講評の３ページには「学識経験者６名選任」との記載があります。

そこで、ほか４名の学識経験者からは、いつ、どのような方法で意見を取り、その内容はどのようなものであったのかお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

学識経験者の選任内訳は、市川市が発注する建設工事の品質確保の促進を担当する２名と市川市次期クリーンセンター整備及び運営事業者選定意見交換会を担当する４名の計６名となっております。このうち、公開しております学識経験者の意見書は、品質確保の促進に係る学識経験者２名から落札者決定基準の策定時と落札者の決定時に伺った意見書となります。残り４名の学識経験者は廃棄物処理施設や環境分野の有識者であり、入札公告前に要求水準書や落札者決定基準の作成についての意見を伺ったほか、入札参加者のプレゼンテーションやヒアリングに同席をしております。その上で、次期クリーンセンター整備・運営事業検討委員会――以下、検討委員会と申し上げます――において委員と意見交換を行っており、専門的な知見に基づき提案書の妥当性や実現性などの意見をいただいております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　総合評価競争入札の学識経験者の２名から落札決定基準の策定時と落札者の決定時に意見書を伺ったとのことですが、それでは、落札決定基準の策定時と落札者の決定時とは具体的にいつなのか、お伺いします。併せて、残り４名の学識経験者は入札参加者のプレゼンテーションやヒアリングに同席していたとのことですが、それは具体的にいつ行われたプレゼンテーションやヒアリングで意見を聞いたかについても御答弁ください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

品質確保の促進に係る２名の学識経験者からの意見聴取は、落札者決定基準を策定する際は令和６年７月22日、落札者を決定する際は令和７年２月６日に行いました。入札参加者のプレゼンテーション及びヒアリングについては令和７年１月24日に行い、同日に開催した検討委員会において、廃棄物処理施設や環境分野の有識者とも意見交換を行いました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　令和７年２月６日に落札者を決定する際に学識経験者に意見聴取をしていること、私に開示された意見書には、応募のあった３グループの提案は適切に評価されていると思われます。判断指標、評価内容及び評価結果は適切と思われるとの記載も確認できます。

以上のことから、学識経験者の方々は、今回の落札については適切と判断しているということは理解し

ました。しかしながら、このほか、幾つかの点においては引き続き疑問が残るところがあるので伺っていきます。

意見交換会の有識者は先ほど４名との御答弁でしたが、公文書公開請求で入手した資料では、令和７年１月24日に開催して意見交換会の有識者の委員は２名となっています。有識者の委員は４名との御答弁ですので、これでは数が合いません。

そこで、残り２名の有識者からの意見はいつ聞いたのか伺います。併せて意見の内容についても御答弁ください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

意見交換会を担当する４名の有識者は、要求水準書や落札者決定基準を定める際の意見交換会に３名が出席し、技術提案に関する意見交換会については２名が出席するなど、随時４名が同時に出席しているわけではないため、残りの２名からは意見を聴取しておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　今、部長答弁にありました、残り２名からは意見を聴取していないのであれば、審査講評の３ページにて、「学識経験者６名選任し、本事業の内容及び事業者の選定基準や評価等に関する意見聴取を行う」との記載は、これはちょっと不適切ではないかと思います。御一考いただければ幸いです。

次に、私は審査講評に関する公文書公開請求を行い、公開されたのは会議３回分、各Ａ４用紙１枚で３枚、実施学識経験者の意見書、Ａ４用紙で１枚、合計でＡ４用紙４枚の情報が公開されましたが、審査講評においても、これまでの御答弁からも入札参加者のプレゼンテーションやヒアリングなど、本件においては複数回の会議を持って審査講評が作成されたことは明白ですが、この会議記録を公開されておりません。

そこで、この会議記録は会議の発言に関する文書や音声データなど、そもそも記録がなくて公開されないのか、何らかの公開できない理由があるのか、一般論として会議の内容が公開されなかった理由をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

一般的に今回のような審査等につきましては、入札参加者から提出された非公開情報となる独自技術やノウハウについて有識者や検討委員が率直な意見交換を行い、意思決定についても中立性を確保する必要性がございます。そのため、発言内容によって学識経験者の皆さんなどに不利益が生じることがないよう、発言内容の記録を残さないことを前提として意見を求める場合が多いものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　意見を求めることがないことが多い。他市だと、もちろん個人情報は伏せてありますが、この会議記録の内容も公開して、クリーンセンターの次期運営とかをしている資料を拝見することができます。また、本市においても、過去、次期クリーンセンターを立ち上げる計画があって、一旦保留されるまでの間に幾つか会議がありましたが、その会議記録等も自分は公開されていたように記憶しています。

つまり、今、部長の御答弁のように非公開です。そもそも会議について、公開するかどうかは別にしても、その音声データや文書を作らないというこの行為自体は適切なんでしょうか。私は、公開しないまでも、この会議体の音声データや文書は本来取っておいて資料として残すべきところだと考えますが、この次期クリーンセンター整備・運営検討委員会において委員長をお務めになられた本間副市長はこのことをどのように受け止められているのか、御所見をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

大規模な事業であることから、より有識者からの忌憚のない御意見は大変重要と考えております。繰り返しの答弁になり恐縮ですが、一般的に率直な意見交換と意思決定の中立性を確保するため、会議の日時、場所、出席者、議事の項目のみを記録している場合が多いものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　恐縮ですが、ただいまの御説明につきましては、御答弁として成立しているとは言い難いのではないかと受け止めています。審査講評には、本件に係る総合評価一般競争入札に関し、会議において、音声データや文書による記録を一切残すことなく落札者が決定されたという重要な事実について、何ら言及されていません。そのような中で、審査講評について、これが適切というような御答弁には私は疑問を感じてしまいます。

加えて、先ほど申し上げました学識経験者の方々は、今御答弁にあったように、全ての会議に出席しておらず、また文書も会議の音声データもないような状態で、私に公開されたように、どのような理由で、どのようなプロセスでこの落札者に関する内容は適切ですと言えたんでしょうか。出席しているんですよ、会議に。音声データも文書もないんですよ。それで、どうしてその学識経験者の方が適切だと言えるのか。この市川市において、子どもの世代まで残るような最大規模の事業において、そのような御意見がされたのか、私は疑問です。

この事業におきましては、現在の市川市民のみならず、未来を生きる市川の子どもたち、そして次の世代にとっても誇れる、今のような疑義を残すようなことがないすばらしい次期クリーンセンターを建設していただくことを強く要望しまして、私の一般質問を終結させていただきます。御答弁いただきましてありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　沢田あきひと議員。

○沢田あきひと議員　新しい流れの沢田あきひとでございます。初回総括その後一問一答にて再質問してまいります。

ひきこもり支援に関する本市の取組について伺ってまいります。

Not in Education, Employment or Training、つまり教育を受けておらず、就業状態にもなく、その訓練を受けていない人たちのことを略してニートと呼ぶようになったのは平成になってからのことでしょうか。1993年に始まった就職氷河期の頃に、この社会問題に注目が集まりました。しかし、今やニートやひきこもりになる人は、決して若い人だけではありません。就業した後も人間関係や病気など、様々な原因で家に引き籠もってしまう壮年期の人々が多くいます。その中には、若いときから引き籠もり続けて壮年期を迎えるという方もいます。そして、80代の親が50代のひきこもりの子どもを抱えている家庭、あるいは70代の親が40代のひきこもりの子どもを抱える家庭を指す8050問題、7040問題という言葉も生まれてき

ました。

2019年３月29日、内閣府は40代以上のひきこもり調査結果を発表しました。それによれば、自宅に半年以上閉じ籠もり、外出したとしても社会との接点がない40歳から64歳までの中高年のひきこもりが推計で約61万3,000人いることが分かりました。2016年９月７日に内閣府が発表した15歳から39歳までのひきこもり推計人数54万1,000人を上回っています。その７割以上が男性で、ひきこもり期間７年以上の方が約半数を占めています。この中で、20年以上引き籠もっている方も約15％いるそうです。さらに、2023年３月31日に内閣府から公表された調査結果によると、その数は増大し、日本全国15歳から64歳まで推計で約146万人となりました。民間の調査では、世代に関係なく50人に１人という結果もあり、期間の長期化、当事者の高齢化が指摘されています。親が高齢となった場合、自身の病気や年金生活の困難さの中でひきこもりの子どもを抱えることは家庭の崩壊につながりかねません。親の年金の中から子どもの年金保険料や健康保険料を支払うという状況下で暮らしている方がいらっしゃるのは衝撃的と言えるでしょう。

こうした問題には、行政でも迅速な動きが見られております。本市では、福祉の総合的な相談窓口を設けております。令和５年７月から市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の一環として、既存の相談窓口では対応が難しいひきこもり8050問題等、制度のはざまや複雑化した課題に対応していくために福祉よりそい相談窓口を設けております。福祉よりそい相談窓口においては、相談に来られた方のお話を伺い、内容に応じて適切な支援機関や団体につなげられるよう、関係機関との連携及び協力体制の強化を図っていると伺いました。こちらの相談窓口はとても重要な責任を担っております。市民は重い相談をするに当たって、ちゅうちょがあるものです。自分の家庭内のことを話す前に、相談者のうち、無事に問題が解決したのは何割ぐらいか、その解決法の概略やもたらされた結果についても聞きたいのが普通です。それゆえに、その返答は単なるつなげる窓口であってはなりません。常に過去からの相談内容や現状をも市職員の方が把握していることが要請されます。

経営学の常識としてＰＤＣＡサイクルという概念があります。市民のひきこもりの問題を解決するという目標を達成するために相談窓口はあるものです。対象の人たちに手を差し伸べるためにどのようなアプローチをするのか計画するプラン、相談があったときにしかるべき組織を紹介するドゥー、相談者のどのような結果がもたらされたかを確認するチェック、そして確認した結果に基づいて業務をさらに改善、次の相談へ向けてまた計画を立てるアクション。第１に考えるべき点は相談窓口業務の在り方ではないでしょうか。

第２に考えるべきは、ひきこもりへの救済は社会保障である以上、原則は申請主義ではあるものの、行政側からの勧奨も不可欠ではないでしょうか。滋賀県野洲市では、申請主義を採用している以上、どのような制度があるのかを市民に紹介しなくてはならないとしています。そして、生活の問題を抱える人たちや公営住宅の家賃滞納者などに積極的に種々の制度の利用を呼びかけています。また、野洲市では、ひきこもり支援対象者の自宅を積極的に訪問もしています。さらに、生活困窮者自立支援法に基づき家計相談支援事業を実施している自治体もあります。ひきこもり状態の解消を最優先にしなくても、世帯全員の支出過多などを見直し、現在の収入で生活していけるように調整していくことを目標としているそうです。行政はどうせ当てにならないという考え方を変えていくためにも、市のほうから寄り添っていく姿勢を持つことは市民生活に重要でしょう。

第３に、就労支援の問題です。例えば50代となり、一般では定年が視野に入ってくる年齢であるだけでなく、長期間部屋に籠もっていた人をハローワークにつなげても、面接を受けて仕事を見つけ、それを続けていくというのは難しいと思われます。私が思うに、例えば市のイベントのお手伝いなど、仕事に臨時

的に加わってもらうといった取組はいかがでしょうか。

この点で参考になるのが、千葉県で行われている農福連携の取組です。農家と施設が契約を結び、身体並びに精神障害者手帳をお持ちの施設入所者の方々に米作りやイチゴ作りなどをはじめとした農作業に携わっていただく、そして報酬をもらうという仕組みです。本市でも、この取組を個人のひきこもり者に適用することはできないでしょうか。例えば梨花隊に有償で、家族の付添いがあってもいいから働いて農作業を体験してもらうということです。とにかく大切なことは、ひきこもりの方が社会的接触を持つこと、若干のお金を手にする充実感を得ること、自分や家族だけと向き合うのではなく、他者と触れ合うことで心に風を入れてもらうきっかけを行政側からつくり出すことです。それこそ、彼らの社会的復活への一歩となるはずです。

最後に、ひきこもりの方の御家族へのサポートについて考えます。私は、先日、ＮＰＯ法人ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会本部並びに千葉県なの花会にお話を聞いてまいりました。双方とも、ひきこもりの当事者とその家族を支援する団体です。お話の中では、親御さんが子どものためにできることとして、まず、親が元気なうちに引き籠もっている子どもをどこかの地域の支援機関とつながることを勧めています。なの花会理事長、藤江様は、ひきこもりの方には、世間体を気にせず生きるための行動を起こしてほしい。人は生きているだけで皆十分価値があり、命とは貴いということを理解してほしいというお考えをお持ちでした。そして両団体は、国として、ひきこもり基本法を新たに制定し、ひきこもりの方と同居する家族の負担を減らすことを目指していらっしゃいました。

例えば本人が自ら望んだ場合、障がいの有無にかかわらず、本人の必要としている支援が期限を区切らず行われること、全世代を対象に、それぞれに合わせて家族支援が期限を区切らず行われること、行政は問題解決型支援ではなく、本人や家族の状態に伴走し、つながり続ける支援を促進すること、引き籠もる行為は自己責任や家族責任でないことを社会が広く理解するよう啓発することなどを、その趣旨とした法律案になります。私は、新たな法制定はハードルが高いと思います。しかし、現実に切実な要望がある以上、こうした意向にも真摯に耳を傾けるべきでしょう。条例の制定に向けて動くことはできないでしょうか。現在、東京都江戸川区や神奈川県大和市、埼玉県などで既に条例ができておりますので、恐らく条例を制定すると、千葉県では初めての自治体の試みになります。

それでは、総括質問させていただきます。

初めに、１、ひきこもりに関する相談への対応について伺います。

次に、２、ひきこもりの方及びその家族へのアプローチとその後の支援について伺います。

さらに、３、ひきこもりの方に対する就労支援の方向性について伺います。

最後に、４、ひきこもりの方の支援に関する条例の制定について考えを伺います。

次に、大項目、介護関係労働者を取り巻く環境について。

現在、本市65歳以上人口数は約10万人、訪問介護事業所利用者数は約3,000人となっており、ますます介護保険の給付が増加をしていくことになります。また、本市では多くの介護関係職員の方が働いておられ、令和６年度４月訪問介護を行う介護ヘルパーの事業所数は83事業所ございます。本日は、介護ヘルパーをはじめとする介護関係労働者を取り巻く環境について質疑をさせていただきます。

まず、第１の問題点です。介護ヘルパーは、１人のヘルパーが複数の要支援、要介護の方の住まいを訪問して介護サービスを提供していることが通常です。そこでキャンセルがあった場合には介護報酬の支払いは全くなく、いわゆる無駄足となっていることが非常に多いと伺います。介護ヘルパーの側としては、利用者に都合が悪くてキャンセルする場合には、なるべく早く伝えてくださいとお願いすることしかでき

ません。キャンセルを入れた利用者には何のペナルティーも生じません。介護保険は介護をする側と利用する側の契約であるという建前になっていますが、この点、介護ヘルパーには一方的な不利益があるようです。

これには１つの裁判事例がございます。この訴訟は令和元年11月１日、３人の登録型訪問介護員、ホームヘルパーが東京地裁に訴状を提出したことから始まりました。原告は、ヘルパーの人手不足は労働環境に原因がありとし、特にヘルパーが直接ケアする時間以外の移動、キャンセル、待機時間への賃金が未払いであることを訴えました。この裁判は、最終的に令和７年３月12日に最高裁判決が出ました。結論としては、原告側の上告が棄却され、原告らは敗訴となりました。判決文を見る限り、原告側が本件各事業場を所轄する労働基準監督署の労働基準監督官に対し、本件各事業場による労働関係法令違反の事実を申告したことを認めるに足りる証拠はなく、また本件全証拠によっても、労働基準監督機関に対し上記法令違反を疑わせるような情報はもたらされていたとも認めることはできないため、労働基準監督機関がその権限を行使しなかったことが許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められないというものでした。

私の知るところでは、移動、待機、キャンセルについては、それを労働時間と考えて賃金を全額もしくは一部払っている事業所もあるということです。移動、キャンセル、待機時間についての賃金支払いの状況と、支払いに向けて本市の指導についてお聞かせください。また、こうした労働条件の向上への本市の取組について伺います。

第２の問題点として、介護関係者の人材不足という点が介護職員の待遇の悪さにつながっていることです。これは、もらえる給料に比して労働が過多であり、その専門性にもかかわらず、必ずしも社会的評価が高いとは言えないことなどに起因していると考えられます。本市において、介護関係労働者の人材確保の取組についてお伺いいたします。

次に、第３の問題点です。それは、介護ヘルパーのいわゆる暴力とハラスメントの対処方法です。介護クラフトユニオンが訪問通所・入所系介護職員等の組合員を対象に2018年に実施したご利用者・ご家族からのハラスメントに関するアンケート調査結果報告書によれば、全就業期間において何らかのハラスメントを受けたことがあると回答した人は全体の74.2％と高い水準でした。その内容は、誘われる、卑わいな言葉を言われる、物を投げつけられる、体を触る、体をじろじろ見詰められるなど、多岐にわたっております。

この調査結果を2017年、厚生労働省が全国企業、団体の従業員、公務員、自営業、経営者、役員を除くを対象に調査した職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書と比較します。そこでは、パワハラの割合は31.4％で、セクハラ10.2％、取引先顧客からの著しい迷惑行為は15.0％でした。さらに、ここに連合、正式名称、日本労働組合総連合会が2019年に行ったインターネット調査の結果を見てみると、パワハラ、セクハラを体験した割合は37.5％でした。このような報告から、全労働者のパワハラ、セクハラの体験率は少なくとも３割強、多くて４割程度と推測できます。さきに挙げた介護クラフトユニオンの報告による調査結果である74.2％という数字と比べると、一般の職員よりも介護職員が暴力やハラスメントを受ける割合が著しく高いと結論づけることができます。当該報告のみならず、全国訪問看護事業協会が会員である訪問看護師を対象として行った訪問看護師が利用者・家族から受ける暴力に関する調査研究事業報告書をも参照すると、過去の全期間に受けた身体的暴力45.1％、精神的暴力52.7％、セクシュアルハラスメント48.4％という、やはり高い数字が見てとれます。訪問介護というのは、利用者の御家庭に伺うという空間的制約があること、介護の過程では要支援、要介護者との身体的接触が避けられないこと、利用

者が高齢ゆえにモラルが低下してしまうなど、要因は多くございます。また、利用者の市民は守られるべき存在なので、あまり強く自制を求めることも難しいのが現実でしょう。私たち行政は、こうした事情に鑑みて利用者家族による介護労働者への暴力、ハラスメントを防止する手だてを考えることが重要であると考えます。

総括質問させていただきます。

初めに、１、介護関係労働者の移動、キャンセル、待機時間について、賃金支払いの状況に対する認識と支払いに向けての本市の指導及び給与水準の引上げなど、労働条件の向上への本市の取組について伺います。

次に、２、介護関係労働者の人材確保の取組について伺います。

最後に、３、介護関係労働者に係るハラスメント防止のための本市の働きかけについて伺います。

以上、総括質問を終わります。御答弁をいただいた後に一問一答にて再質問に移らせていただきます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からはひきこもり支援に関する本市の取組についてと介護関係労働者を取り巻く環境についての２つの大項目についてお答えをいたします。

初めに、大項目、ひきこもり支援に関する本市の取組についてのうち、(1)ひきこもりに関する相談への対応についてです。福祉よりそい相談窓口は、令和５年度に市川市よりそい支援事業における福祉に関する総合相談窓口として福祉部内に設置し、職員５名体制で対応しております。この福祉よりそい相談窓口は、受け付けた相談を窓口で解決することもございますが、ひきこもりなど、複雑化、複合化した課題を解きほぐすため、適切な支援機関につなぐことがより重要な役割となっております。福祉よりそい相談窓口で受け付けた相談については、解決に向けて関係機関が円滑な連携の下で支援できるように調整を図る市川市多機関協働等事業者ガジュマル＋――以下、ガジュマル＋と申し上げます――や、本市が実施する生活にお困りの方の相談窓口である市川市生活サポートセンターそら――以下、そらと申し上げます――など、相談内容に応じて、それぞれの課題に対応した支援機関につなげております。

昨年度の相談実績としましては、相談件数は279件で、窓口での相談により解決に至った件数は138件、他の部署や支援機関につないだ件数は141件でございます。福祉よりそい相談窓口で受け付けた相談は、内容に応じてガジュマル＋やそらなどの支援機関につなぐほか、つないだ後も支援機関とともに情報共有を図るなど、終結に至るまで密接に連携をしております。福祉よりそい相談窓口の改善点としては、当事者にとって、より相談しやすい環境の整備が課題であると考えております。今後も支援を必要としている方や他の相談窓口など関係する方々にさらなる周知を行い、早期の相談や適切な支援につなげられるよう努めてまいります。

次に、(2)ひきこもりの方及びその家族へのアプローチとその後の支援についてです。市川市よりそい支援事業においては、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、ガジュマル＋やそらが必要に応じて直接自宅を訪問するなど、本人と直接関わるための信頼関係の構築に努め、時間をかけて丁寧に働きかけを行い、継続的に支援につなげております。また、ひきこもりの方の御家族に対しては、ガジュマル＋が主催者となり、同じ境遇や悩みを抱える当事者やその家族がざっくばらんに悩みや思いを共有できる場を定期的に提供しており、当事者同士にしか分からない痛みや悩みを分かち合うことで精神的な負担の軽減を図る支援を継続的に行っております。

次に、(3)ひきこもりの方に対する就労支援の方向性についてです。本市におけるひきこもりの方の就労の支援については、そらにおいて、就労準備支援事業として、すぐに就労活動に入ることに不安のある

方を対象に生活習慣の改善、対人関係の不安軽減、職場体験による仕事のイメージづくりや自信回復など、個々の希望と状況に応じたプログラムを提供しております。本事業における支援を通じて、ひきこもりの方が就労体験への参加から始まり一般就労につながっている例もあることから、今後さらに事業を発展させていきたいと考えております。

次に、(4)ひきこもりの方の支援に関する条例の制定についてです。ひきこもりの方の支援に関する条例の制定につきましては、現時点では考えておりませんが、ひきこもりの状態にある方への理解の促進や本人及び御家族への支援の推進という観点から、今後も国、県、近隣市の動向に注視しながら支援体制の整備に努めてまいります。

次に、大項目、介護関係労働者を取り巻く環境についてのうち、(1)介護関係労働者の移動、キャンセル、待機時間についての賃金支払いの状況に対する本市の認識と支払いに向けての本市の指導及び給与水準の引上げなど、労働条件の向上への本市の取組についてです。介護労働者の賃金支払い状況に関する本市の認識としましては、介護サービスを運営している法人――以下、運営法人と申し上げます――は、介護サービスを提供した対価として介護報酬による収入を得ており、運営法人において定めた就業規則や雇用契約に基づき介護労働者に賃金を支払っております。これらの支払いを行う運営法人は、厚生労働省より発出された訪問介護労働者の法定労働条件の確保についてなどの通知に示されており、訪問介護ヘルパーの移動や待機時間などを適正に把握し、労働時間へ組み込むなどの適正な取扱いが求められております。さらに、利用者からの急なキャンセルにより介護報酬が得られなくなる場合のキャンセル料の取扱いについて、訪問介護事業者の指定権者である千葉県は契約書などに定め、利用者への説明と、同意を得ていれば支払いを求めることは可能としております。賃金の支払いに向けた本市の指導状況につきましては、本市が指定権限を有する地域密着型サービスなどを提供している事業所――以下、介護サービス事業所と申し上げます――を対象とした集団指導において、毎年、労働基準監督署の協力の下、賃金や労働時間などに係る法定労働条件が適正に確保されるよう、お伝えをしております。介護サービス事業所で働く介護労働者の給与水準の引上げなど労働条件の向上に関することは、あくまで雇用契約などによるものですが、これまで国は介護職員等処遇改善加算を設けるなど、処遇改善に向けた取組を進めております。本市の取組といたしましては、同加算の取得要件の一つとして介護職員等処遇改善計画書の提出が必要なことから、申請漏れが生じないよう周知などを図っております。

次に、(2)介護関係労働者の人材確保の取組についてです。都道府県は介護関係労働者の人材確保の取組について、国の基金を活用しながら、都道府県単位で必要となる介護人材を確保する施策を行っております。千葉県におきましては、介護分野への就業を促進するため、入学準備金や学費などの就学資金の貸付事業などのほかに介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善を推進するため、介護ロボット機器等の導入経費の支援など、総合的な取組を進めております。また、本市においても、介護人材の確保に向けて研修会の開催や資格取得の補助などを行っております。

最後に、(3)介護関係労働者に係るハラスメント防止のための本市の働きかけについてです。介護労働者へのハラスメント防止につきましては、介護保険法などにおいて、運営法人は介護労働者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなど、必要な措置を講じることとされております。本市においては、介護保険法に基づき、介護サービス事業所が必要な措置を講じているかの状況を確認し、実施されていない場合は改めて根拠を示し、十分なハラスメント対策を講じるよう指導を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　御答弁ありがとうございました。ひきこもりの支援に関する本市の取組について再質問してまいります。

総括の回答の１のひきこもりに関する相談の対応についてですが、よりそい窓口に連絡する方は既に問題を抱えていらっしゃいます。このファーストコンタクトが非常に重要で、市民の方が進んで御事情をお話しできる雰囲気をつくる必要があると思います。できれば最初にお話を聞く際にメモを取るなどして、お相手が同じことを２度話すことがないようにしていただければと思います。

さて、千葉県には雇用相談の窓口をはじめ多数の支援センターがございます。しかし、問題は相談窓口の数だけではありません。そこで適切な対応がなされているかどうかということです。ひきこもりの方は既にエネルギーが失われており、一度の対応が最初で最後になってしまいかねません。熟知した専門職員の配置が望まれます。

ここで再質問させていただきます。相談窓口で対応される方の研修体制についてお聞きいたします。また、行政にて担当者が変更される際、引継ぎは、できるだけ同一の相談者には同一の担当者をつけるといった試みについて御意見を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

職員が異動により入れ替わる場合、前任者が担当していた相談が継続している場合には、その内容と今後の対応などについて対面及び書面で綿密に引継ぎを実施しております。相談が一定期間にわたり継続して行われる場合には同一の担当者が対応することとしておりますが、複数人での対応や記録の共有などを行い、担当者が不在の場合でも対応できるようにしております。また、福祉相談業務システムを利用し、相談内容に関連するサービスや制度などを表示するガイダンス機能を生かして相談の質の標準化を図っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。行政の担当者は異動が多く、長期間対応が難しいという問題点があります。この点を深く考慮した窓口体制創設を願うところでございます。ひきこもり問題の解決のために、行政は１度、支援機関に問題を投げたら、それ以降は関わりを持たないというのではなく、また支援機関を監督するという意味でもなく、問題解決に向かって共に足並みをそろえる存在になるべきと思います。

再質問させていただきます。今後、行政と支援機関等との関係の持ち方や情報共有の仕方について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ひきこもりの方への支援において、行政と関係機関との連携は非常に重要でございます。本市においては、本人の同意があった場合にはガジュマル＋が重層的支援会議を主催し、案件ごとに本市関係部署や各関係機関から構成メンバーを選定し、支援プランの適切性、終結時の評価、社会資源の開発に向けた取組の検討や情報共有などを行っております。また、令和２年の社会福祉法の改正により、本人の同意が得られていない場合でも本市が支援会議を開催することが可能となったことから支援関係者間の情報共有を行い、今後の地域の見守り体制など、支援体制の強化を図っております。今後もこの体制を継続し、関係機関との連携を強化してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。今後とも密な情報共有を心がけていただきたいと思います。

次に、２についての再質問です。私は本年３月、相模大野駅の駅前広場にて就労自立支援の行政の活動を目にいたしました。机を置き、ポケットティッシュを配りながら気軽に声をかけていました。重い相談を抱えている人やその御家族にとって、自ら電話を取って相談するというのは非常に勇気の要ることです。こういったオープンな相談場所を設置することで衝動的に助けを求めやすくなります。家庭内の隠したい問題と思われがちである以上、行政側から少しでも気軽に相談できる機会づくりが必要でしょう。

再質問いたします。比較的オープンな窓口の設置についてお考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ひきこもりの方やその御家族には、人通りの多い場所を苦手とする方や周囲の目を気にされる方、また相談には繊細な個人情報を伴う場合が多いことからも、現在のところ、オープンな場所での相談は受け付けてはおりません。しかしながら、相談者が相談しやすい環境を提供することは重要であることから、相談者の状況によっては相談場所を変更するなど、柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。私の調査したところでは、壮年期のひきこもりの状態の多くが訪問介護ヘルパーによって発見されることが多々あるそうです。そこで、今後、訪問介護ヘルパーのほか、民生委員その他広く地域の方々のお力をお借りし、さらに本市の持つ情報を組み合わせることで事態の発見につながる手だての確立が理想的だと思います。

再質問させていただきます。例えば民生委員やその他広く地域の方々などと協力して、ひきこもり者に寄り添うことは可能でしょうか。もちろん個人情報保護法の問題もありますが、ひきこもり者の大半は家族以外の人と交わることを避け、誰にも助けを求められないのが実態です。勧奨という観点からの具体案と併せてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

民生委員や地域の方々――以下、民生委員等と申し上げます――は、ひきこもりの方の家族などから相談を受けたり、気づいた場合には直接話を聞いたり、必要に応じて支援機関につないでいただくことがございます。民生委員等がひきこもりの方の御家族や地域の方などからの意向を受けて支援機関に相談し、支援機関の訪問などにより支援につながったケースもございます。その後、支援機関と本人との信頼関係が構築され、支援機関と民生委員等が協力し、地域のイベントへの参加を促し、本人の居場所の創出につながった事例もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。ＫＨＪ本部の広報の池上様から伺ったのですが、ＫＨＪが要望書を出して国が動き出し、2016年の調査が行われたそうです。それまで全く対象者のデータはなかったそうです。2019年に大きな事件が起きたことをきっかけにして、当時の厚生労働大臣が本人、家族の相談対応を断らないよう、通知を各自治体窓口に出した経緯があります。より充実した取組を期待いたします。

行政とは前進するものです。

次に、３について再質問させていただきます。ここで、ＮＨＫテレビで放送された秋田県藤里町の例を紹介いたします。この町では、首都圏での職を辞し、戻ってきたものの地元では再就職できず、ひきこもりとなった事例が多く見受けられました。全戸調査を行ったうち、働く世代の10人に１人、人口3,600人の町で100人以上がひきこもりの状態だったのです。藤里町はこうした状況下において、社会福祉協議会、菊池まゆみさんが中心となり、挫折しながらも、ひきこもりの方が周囲とのつながりを回復できるよう、町ぐるみで就労対策を考えました。例えば魚屋さんが必要なときは手伝いに来てくれる人を募集した結果、ひきこもりはゼロとなったのです。藤里町の行政が重きを置いたのは、指導ではなく環境を整えることでした。当事者の意見を尊重しながら社会とのつながりをつくることがひきこもりゼロという結果を打ち出したのです。本市でも、市の積極的な働きかけや官民協働などに問題解決の可能性が秘められているのではないでしょうか。就労というのは個人に依存するものであり、介入が難しいということは認識しております。働くには意欲だけでなく、体力やスキルも必要とするので、行政の介入によって簡単に解決する問題ではありません。

ただ、私たち市川にはすばらしい海や農産物があります。例えば網についたノリを取ったり、梨の花を見ながら花粉づけをするなど、心を癒やしながら、労働によって自立への道を見つけていただけるのではないでしょうか。

再質問いたします。漁業組合や農業組合との連携により働きやすい職場を提供するのはいかがでしょうか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ひきこもりの方への職場の提供などによる就労支援につきましては、本人の意向と受入先となる事業所などの御理解と御協力が必要となります。これまでそらと本市において、事業所などと受入れについての協議を進めているところであり、今後も業種業態を問わず事業所等との連携を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。私もひきこもりの方々の声を大切にしながら、できる限りのサポート体制を準備していきたいと思います。例えば東京都町田市では、2024年10月１日に町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例というものが施行されました。障がい者への誤解、偏見をなくし、障がい者への理解促進を目指した条例です。私が思うに、ひきこもり者の中には、病院で受診さえすれば障害者手帳をもらえる方も多く包摂されていると思います。ひきこもりの概念を明確にして、必要に応じて公的な支援の手を差し伸べる必要があると考えます。本市では、ひきこもり支援に関する条例制定についてお考えがないということでしたが、ひきこもり者とその家族の心の内は常に先行きの不安でいっぱいだと推測します。市民の不安や心配を除いてこその行政です。人生は何度でもやり直せるもの。市民一人一人が活躍できる市川市を目指して、今後も行政の取組が強化されることを願っております。将来、必ず法律によって、ひきこもりの方々とその御家族の皆様が守られることを願っております。

次に、介護関係労働者を取り巻く環境について再質問させていただきます。総括質問１の回答で、キャンセル料は契約書等に記載があり、同意していれば問題ないわけですが、本市は実際に把握していますか。どのような状況なのか、把握しておくことが私は必要だと思います。

さきに紹介した国家賠償原告のヘルパーの１人が述べていた、労働基準法の無法地帯が介護の現場であ

るという言葉は本市でまかり通ってはなりません。そもそも平均的な介護ヘルパーが働く現場時間は3.6時間と言われ、その時間数に時給を掛けた時間のみが賃金となります。移動、キャンセル、待機時間を除いてしまうと、この数字にならざるを得ないのです。市から受け取った介護報酬の配分決定権は各事業所にあります。これを適切に職員へ配分することの重要性を各事業所に分かっていただかねばなりません。

再質問させていただきます。行政が事業所と相談しつつ、介護報酬の配分につき再検討を促すべきと考えますが、この点につき、お考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

運営法人においては、法令や基準などを遵守し、事業所自らの業務管理体制により運営することが求められております。また、国や県、市町村は、介護サービス事業所に対し適正な運営となっているかを確認するため、介護保険法に規定された文書の提出などを求める権限を行使することで運営指導を行っております。一方で、給与などの配分について介護サービス事業所を指導する法的根拠はないことから、本市が関与すべきものではないと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。本市では、保育事業に対して補助金を多額に用意しております。同様に、多忙な状態の介護職員の労働に対し、補助金などを本市独自に行うことも考えられるでしょう。

質問いたします。介護事業所を通して介護職員に補助金を交付するお考えはありませんでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

運営法人は、原則、国が定める介護報酬等により運営をしております。国は介護職員への処遇改善を推進するため、平成21年に創設された介護職員処遇改善交付金を介護報酬に組み入れた制度設計に見直し、その後も様々な加算を創設するなど、介護職員に対する処遇改善の拡充を図っております。本市としましては、運営法人が国の制度設計の枠組みを最大限活用していただき、雇用する職員への処遇改善を図っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。給与が高くなるということは介護職への魅力を高めることに直結し、最終的には市民に対して良質な介護サービスを提供することにつながります。市民の利益を守るためにも介護職の皆さんへの賃金上昇を願うところでございます。

次に、２について再質問させていただきます。私の仄聞したところでは、現在、介護の場で外国人労働者も多く、言葉の問題やもともとの感覚の違いから、どうしても日本人労働者への負担が重くなっているようです。例えば報告書の文章が書けない方への指導や、あまり重く考えない、予告なしの欠勤などをカバーする問題があると聞いています。

再質問させていただきます。本市での外国人労働者の割合を伺います。今申し上げたような問題は実際に起きているのか。また、このような事案にどのような対策を取っているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護サービス事業所に従事している外国人介護労働者については、介護サービス事業所への運営指導のための訪問の際などに雇用されていることは確認はしておりますが、割合などについては把握をしておりません。また、外国人労働者における問題などについて、これまで相談や問合せはないため、特段の対応はしておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。介護の職場、介護ヘルパーの職務は、単純に食事を取らせたり、おむつを替えたりといった動作さえすれば済むものではありません。コミュニケーションを通じて利用者の心に寄り添うことこそが介護の本質なのです。言語の違いという壁から生じる外国人ヘルパーの困難さを軽視するべきではないでしょう。行政による正確な実態把握をお願いいたします。

人材確保の観点からすると、仕事の魅力を周知することが重要であると思います。この点、例えば東京都町田市では、「一歩を踏み出す介護のしごとガイドブック　介護のしごと十人十色。」を創刊し、市内各所で配布しております。また、町田市介護人材バンクの紹介や動画配信もされております。本市でも、どのような方策で人材確保に貢献できるか、検討を進めるべきと思われます。

再質問させていただきます。本市における介護関係人材確保のためのより具体的な方策について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、多様な人材の確保に向けて、介護未経験者の方にも介護を体験していただき、介護を知る機会とするとともに介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、介護に関する入門的研修を年３回開催しております。また、介護職員初任者研修の修了者に対し５万円を上限に、介護福祉士実務者研修の修了者に対し10万円を上限に、それぞれの受講料の半額を補助しております。さらに令和６年度より、ケアマネジャーの資格取得者に対し５万円を上限に、主任ケアマネジャーの資格取得者に対し２万9,000円を上限に、それぞれの受講料の半額を補助しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。今の御回答の中で触れられていなかった事項についてですが、私としては書類の作成など、デジタル化を進めることも人材確保のために重要な手段と思われます。若い世代の方に介護職に就いていただくに当たっては、手書きの書類や報告書は煩雑なものであると推察します。デジタル化を進めるに当たり、事業者への補助金を交付することも重要でしょう。

再質問いたします。介護事業のデジタル化を進めるに当たり、本市の指針を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

厚生労働省は、令和元年度より介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会を立ち上げ、文書負担軽減の取組の方向性を示しており、本市では、当該方向性に基づきデジタル化などへの対応をしております。具体的な対応としましては、介護保険法上、介護サービス事業所が届け出ることとされている体制届や変更届などの申請書類について、令和５年度に電子申請届出システムを導入し、電子申請による提出を可能としており、徐々に利用率は上がっております。デジタル化の整備は行政側だけでなく、各介護サ

ービス事業所の活用が必要となるため、事務負担軽減や利便性の向上について説明するなど、引き続き普及に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。本当に時間を割くべきは事務作業ではなく、利用者に対する介護です。今後とも介護サービスの効率化を目指して御対応をよろしくお願いいたします。

次に、３について再質問させていただきます。介護関係労働者の不足は彼らに過重労働を求めることになります。多忙な職員によって要介護高齢者の生活リズムが無視され、慌ただしく行われると利用者は脅威を感じ、我が身を守るために暴力的な応酬をもって、これに対応する傾向が見られるようになります。

私は、高齢者やその家族からのハラスメントは、一方的に利用者の側が加害者で、介護労働者が被害者とは言い切れないのではないか、さきの人材不足に一因があるのではないかと考えます。介護職員にとって、介護を受ける方との良好な関係性は暴力、ハラスメントを未然に防止するだけでなく、よりよい介護サービスを提供するよりどころになるものです。関係づくりに役立つ行動としては、利用者と談笑する、テレビを一緒に見るといった行動があるようです。介護職員への身体的暴力が少ないとされる北欧の職員の49.7％は、日に１回以上利用者と一緒にコーヒーを飲むことがあるのに対し、日本ではそのような時間的余裕はなく、心のつながりが醸成されないうちに介護に当たらなければならないというのが現実だと思われます。人間関係が構築される以前に、自分の体に触られたり、上の立場から、すなわちお世話をしているのだからという介護では要支援、要介護者たる市民のいらいらが募ります。このことが最終的に介護労働者へのハラスメントや暴力につながっているのではないかと思います。

再質問させていただきます。介護の場で利用者と介護労働者の人間関係の構築の必要性並びにその実現につき、本市の意向を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護保険の目的として、介護保険法第１条には、利用者の尊厳の保持と、その有する能力に応じた自立した日常生活の支援がうたわれており、本市としましては、運営法人が利用者との人間関係を常に意識して取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。今の御回答を踏まえまして、ハラスメント防止のためのさらなる手段として介護労働者同士のコミュニケーションの活発化が挙げられると思います。介護ヘルパーの業務形態として、いわゆる直行直帰も多いと聞きます。時間の節約のためには合理的な選択であると思いますが、自宅から介護者のいる家庭に赴いて介護サービスを提供し、また自宅に戻る。あるとすれば、職場の同僚や上司にはメールや電話での型どおりの報告をするにとどまっている例も多いのではないでしょうか。介護の虐待、ハラスメントや不適切介護を防止するためにも、同僚、上司への相談や行政や会社からの支援は不可欠であり、そのためには日頃から円滑なコミュニケーション、フェース・ツー・フェースの会話が必須であると考えます。

再質問させていただきます。介護労働者間のコミュニケーションの取り方につき、行政が行える配慮、支援はないでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護労働者間のコミュニケーションの取り方については、運営法人の方針に基づき体制を整えるものではございますが、一方で、運営法人のみで解決できない場合は厚生労働省や千葉県により設置された労働問題に関する相談窓口がございます。本市では介護労働者間のコミュニケーションの取り方について、これまで相談などの問合せはございませんが、本市に相談があった際には、これらの相談窓口を案内するなど適時適切な対応をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。一人一人のヘルパーが孤立しないような配慮をお願い申し上げます。

さて、2025年４月、東京都では、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が制定されました。ここで私たちが認識しなくてはならないのは、利用者である市民の側からもカスハラを行わないという心構えが必要であるということです。当該条例のように、介護を受ける側がしてはいけないことをはっきりと明示し、それを周知することも行政の職務であると考えます。

再質問させていただきます。介護を受ける市民の側へカスハラを行わないように注意を喚起する手段について、お考えはありますか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

国はハラスメント対策を強化する観点から、全ての運営法人に、男女雇用機会均等法などにおけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント防止に関する方針の明確化などの必要な措置を講ずることを義務づけております。ハラスメントを防止するには、介護サービスを提供する際に取り交わす契約書などにハラスメントに関することを明記するとともに、提供できるサービスの内容やカスハラに関することを丁寧に説明することで、利用者やその家族とのトラブルを未然に防ぐだけではなく、注意喚起につながると考えていることから、改めて介護サービス事業所へ周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。介護とは、ヘルパーの方々の寛容のみで成り立つものではありません。双方からの信頼関係を構築できる介護制度の実現のために御尽力を願うところです。

2055年には、75歳以上の後期高齢者が人口の４分の１に達するという予測の下、介護はより充実せねばなりません。本市は、このたび民間調査、永住したい街ランキングで千葉県１位を獲得いたしました。人はそれぞれ十人十色、そして人生はいろいろです。誰もが憧れる町として輝き続けられるよう、介護の面においても、より一層注力をお願い申し上げます。

新しい流れ、沢田あきひとでございました。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時47分散会

第　　８　　日

令和７年６月 20 日（金曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第８号）

令和７年６月 20 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　宮本　均議員、小山田なおと議員、堀内しんご議員、青山ひろかず議員、久保川隆志議員

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本　均	
大場　諭	
稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	蛸島　和紀
企画部長	小川　広行
財政部長	田中　雅之
管財部長	湯本　明男
情報管理部長	川島　俊介
文化国際部長	山影　聡香
スポーツ部長	西村　直
市民部長	吉田　一弘
経済観光部長	宮内　徹
こども部長	山室　繁央
福祉部長	鷲沼　隆
保健部長	横山　京子
環境部長	佐原　達雄
街づくり部長	小塚　眞康
道路交通部長	米崎　勝則
下水道部長	大塚　信之

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

宮本均議員。

○宮本　均議員　おはようございます。公明党、宮本均でございます。通告のとおり、初回から一問一答で一般質問を始めます。

最初に、学校図書館図書整備等についてお尋ねいたします。久々の教育委員会への質問となりますので緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

現在、市川市では学校図書館支援事業として、教育委員会学校教育部教育センターが中心となり、学校図書館への様々な支援を行うことで学校図書館機能の充実強化を図っております。また、その実践の紹介は学校図書館支援通信、こういったものも発行しております。今回の質問をするに当たり、可能な限り、この支援通信を見てまいりました。発行回数、内容とも大変すばらしいものでありました。その熱意は十分に伝わるものと思います。その上で質問を行います。

最初に、学校図書館図書整備等の現状、こちらにつきましては図書整備、新聞配備、学校司書配置、この３点についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

令和６年度学校図書館図書標準に基づく学校図書の蔵書冊数を満たしている市立学校は、小学校約90％、中学校約70％となっております。

新聞を配備している市立学校につきましては、平成21年から「すべての教室へ新聞を」という運動として、千葉県新聞組合市川支部の協力で全ての市立学校へ新聞が配られております。

令和７年４月現在、学校司書につきましては、市立学校全校に配置しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　冒頭述べたとおり、支援通信を見ますと学校司書、こちらのほうは充実しているというのはよく分かります。現状については理解をいたしました。

(2)の質問に移ります。文科省による第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」についてお伺いをいたします。

文科省では、令和４年度から令和８年度までを期間とする第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」を作成しております。そこには学校図書館標準の達成、計画的な更新、学校司書の配置拡充を図ることなどを目標としております。市川市では、この計画の目標を達成しているのか。

学校図書の整備に関しましては、標準の100％達成、学校図書館への新聞配備、小学校等２紙、中学校等３紙となっております。また、学校司書の配置については1.3校に１名、このような目標が掲げられていますが、市川市ではどのような状況でしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

文部科学省では、令和４年度から第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」を策定しております。学校図書館図書の整備につきましては、令和６年度は市立学校55校中10校が蔵書冊数を満たしておりません。蔵書冊数を下回っている学校は図書の除籍を行い、整備をしている段階でございます。

学校図書館の新聞配備につきましては、小学校２紙、中学校３紙の配備が目標とされており、令和元年度の調査では、小学校に2.97紙、中学校2.67紙の配備となっております。

学校司書の配置につきましては、小中学校などにおおむね1.3校に１名の配置が目標とされており、本市では１校に１名の配置をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今の答弁ですと、学校図書館への新聞配備、実は(1)でも図書館整備というところで質問しまして、答弁は学校の新聞配備ということでしたので、さらに学校図書館についてちょっとこだわってみたいところであります。学校司書に関しては了解をいたしました。

また調査結果ですが、新聞、これ、中学校はまだ目標達成には至っていない、その辺は確認をさせていただきました。

(3)予算措置と環境整備についてお伺いをいたします。ここでは今申しました新聞の配備、この点についてお伺いをいたします。

学習指導要領には情報活用能力育成のため新聞等の活用を図ること、こういった文言が明記をされております。学校図書館整備等の予算措置の推移、また、市川市で行っている新聞の活用についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

令和３年度以降、学校図書館用の図書に係る予算額の推移といたしましては、令和３年度から令和４年度までは小中学校合わせて約1,500万円、令和５年度以降は約1,450万円となっております。「子供の科学」などの定期刊行物に係る令和７年度の予算につきましては、小中学校合わせて約180万円となっており、過去５年間で増減はございません。学校における取組といたしましては、例えば小学校５年生国語科「新聞を読もう」という教材では、実際の新聞を活用しながら新聞の特徴や新聞記事の校正など、新聞の作成について学習をしております。中学校３年社会科「世論とメディア」という教材では、メディアの種類や役割に気づかせ、生徒が日頃からよく活用しているメディアについて考える学習をしております。また、教育委員会といたしましても、小学４年生から中学３年生の児童生徒を対象に、社会教材として新聞を読み、社会の課題への興味を促すことを目的に、平成23年から市川市小学生・中学生新聞感想文コンクールを実施しております。今後も教育委員会として、各学校に対し、各教科、領域において、新聞を授業などで適切に活用することで児童生徒の主体的、対話的で深い学びへとつながるよう、引き続き指導助言を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。予算については、充実はしているのかなと思われます。

一方で、新聞の活用について行ってはおりますが、先ほど(2)で質問いたしました学校図書館への新聞の配備、計画の目標達成のために必要なことなんですが、そういった場合、現在では各学校ごとが契約をして新聞を取るという形になるかと思いますが、例えば、今後、新聞の配備が必要ということになります

と、教育委員会が新聞社と直接の一括契約、そして全ての小中学校に新聞を配備していく、こういった先例事例としまして、葛飾方式と呼ばれているものですが、そういったことで新聞配備を進めている自治体もございます。これは多忙な学校現場の負担軽減にもつながり、新聞配備を進める上で有効な手段と思います。

現在のところ、学校には新聞があります。ただし、家に帰ると新聞がない、そういった家庭のほうが多くなってきているのではないかと思います。なおさら学校での新聞がより重要になってくるのではないでしょうか。ここは新聞配備の目標達成に向けて、市全体として後押しすべきと考えます。

最後に、教育長にお伺いをいたします。学校教育で新聞を活用する意義も含めて、御見解をぜひともお聞かせ願えればと思います。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

新聞は、学習指導要領において教材として活用することが位置づけられております。新聞を教育に活用することは、児童生徒が現実社会の諸課題に対して多面的、多角的に考察して公正に判断する力などを身につけるために必要なものです。特に選挙権年齢や成年年齢の引下げなどに伴いまして、主体的に主権者としての必要な質、能力を身につけることが一層重要になってきております。全ての学校で新聞を複数配備して児童生徒の発達に応じて複数の新聞を比較検討して、自らの考えをまとめるような学習ができる環境を整備していくといったことは非常に重要と認識しているところでございます。

幸いなことに、先ほど担当部長からも御説明させていただきましたが、市川市では千葉県新聞組合市川支部の御好意で、全国紙を全ての市立学校に配布させていただいているところでございます。全国紙以外にも小学生新聞や中高生新聞なども想定しまして、葛飾方式の活用も含め、小学校２紙以上、中学校３紙以上の新聞配備に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今回、この質問をする中で、最初は私も全く気づかなかったんですが、高木教育長、文部科学省時代にこの計画自体をつくり上げた方と聞いております。今の答弁も含めまして、市川市でぜひとも目標達成に向けて進んでいただければと思います。

以上でこの質問は終わります。

次の質問です。市有財産の有効活用についてです。

効率的な行財政運営の一例として、現在、市川市では公共施設等総合管理計画が進行中であります。しかしながら、市川市では財産活用の体系的な方針は掲げられておりません。また、仕組み、ノウハウなどが不足、それを強く感じております。議会でも個別計画等を含めて取り上げられる機会が非常に少ないと考えております。市有財産の中で低利用、未利用なものの処分、活用を積極的に検討していく必要があると思い、市有財産の有効活用についてお伺いをいたします。

まず最初に市有財産の定義ですが、こちら、方針があればすぐにでも確認できたんですが、市川市の定義についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

地方自治法では、市の所有する財産を公有財産として規定しております。公有財産は行政財産と普通財産に分類され、行政財産には庁舎など市の事務を行うための公用財産と、公民館や図書館など住民が使用

するための公共用財産があります。また、普通財産は行政財産以外の財産をいい、行政財産では制限のある売払いや貸付けなどができるとされております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　どこの市町村もそういった定義を掲げておりますので、ぜひともこれから市川市も市有財産の定義というものはしっかり掲げていただきたいと思います。

(2)の財産の保有状況の変化ということですが、ここでは土地、建物別に直近５か年、公有財産の推移についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

初めに土地の保有状況としましては、令和６年度末の総面積は約310万1,000㎡で、元年度末の約309万7,000㎡と比べ、５年間で約4,000㎡増加しております。これは、主に公園緑地用地の購入によるものです。

次に建物の保有状況ですが、令和６年度末の総延べ床面積は約94万8,000㎡で、元年度末の約91万7,000㎡と比べ、５年間で約３万1,000㎡増加しております。これは、主に令和２年度の旧本庁舎から新第１庁舎への建て替えや令和６年度の八幡市民交流館と妙典こども地域交流館の新築によるものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今の答弁ですと、計画半ばではありますけども、さきに述べました総合管理計画のほうでは、令和12年度末までに公共施設全体で削減の目標、これを掲げているわけですが、現在、計画半ばではありますが、この達成の見込みはあるのでしょうか。この点について再度お伺いいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

直近５年間で延べ床面積が増える要因となった主な施設につきましては、公共施設個別計画におきましても増減要因として把握しております。したがいまして、令和12年度末までの今後６年間、予定どおりに整備されれば削減目標は達成できると捉えておりますが、資材価格の高騰や人手不足、人口構成など、今後の情勢変化によっては計画の進捗にも影響が及ぶおそれがあるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今、予定どおりいけば達成の見込みはある。ただし、現状もそうですが、予定どおりいかないというのが大体世の常かと思います。

現在の個別計画の進め方では、私は削減目標が必ず達成できるものなのか、それを考えたときに疑問が残ります。１つには、市川市の人口が思ったよりも減少には至っていない、ここが１つの要因であるとは思いますが、例えば先ほど答弁にありました八幡市民交流館は複合施設の建て替え、これは予定どおりなんでしょうが、妙典こども地域交流館、これは新築でございます。今後も同様のことで、管財部のほうがどのようにマネジメントを行うのか、その点は後にしますが、現在の個別計画で目標達成は私はできないと考えております。

現在、管財部に公共施設マネジメント課が設けられておりますが、果たして公共施設のマネジメント、

市全体に行き渡って目標達成に向けた取組がしっかりと行われているのかどうか。もう少し簡単に申しますと、管財部の公共施設マネジメントに関して各部局が寄り添う姿勢が果たしてあるのか、ここが私が疑問に思うところであります。もう一度原点に立ち返って、市全体でこのマネジメント、取り組む必要があるのではないかと思います。

最後の質問になります。財産収入の実績について、こちらも直近５か年で結構でございます。この点についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

初めに、普通財産の土地、建物の売払い実績としましては、令和２年度から６年度の５年間で総額約８億7,000万円の収入がありました。主なものを申し上げますと、令和３年度江戸川第一終末処理場区域内の法定外公共物約１万6,000㎡で約４億3,000万円、令和２年度、旧八幡団地の敷地約800㎡で約１億9,000万円、令和４年度、民営化後の宮久保保育園の敷地約600㎡で約6,000万円となっております。

次に、貸付実績ですが、自動販売機設置など行政財産の例外的な貸付けも含めて、令和２年度から６年度の５年間で総額約14億2,000万円の収入がありました。主なものを申し上げますと、いちかわ情報プラザの部屋で約２億3,000万円、市川七中行徳ふれあい施設内のケアハウスやデイサービスの建物で約１億4,000万円、地方卸売市場の土地、建物で約１億円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　今、売払い、その他貸付け等でお伺いをいたしましたが、売払いの中で八幡団地、ここ、実は問題視をしてたしか平成20年、21年ぐらいから議会で取り上げてきたものですが、ただ、ここは面積、接道、用途地域等でかなり制限が多い、そういったところでなかなか処分できなかったものでありました。ようやく売払いできたというのが確認できて、これは本当によかったなと思っております。なかなか売払いができない中で地道な取組、本当に管財部、お疲れさまでございました。

最後の(4)の質問で、有効活用の考え方についてお伺いをいたします。

市有財産の有効活用を積極的にまずは検討、そのためにアセットマネジメントに関する方針をつくることが肝要かと思います。アセットマネジメント方針の必要性について、市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

アセットマネジメントは、組織の目標達成に向け資産価値を創造し、最大化していく積極的な活動とされており、行政におきましては、公共サービスを継続的に提供するため、人、物、金といった資源を効率的、効果的に活用していくことと認識しております。本市におきましても少子・高齢化の進行など、中長期的な人口構成の変化を踏まえ、老朽化が進む施設の再編整備に係る財政負担に鑑みますと、アセットマネジメントの考え方は今後ますます重要になると考えております。この点、本市では公共施設等総合管理計画及び個別計画において、今ある施設の残存価値に留意するほか、複合化、公民連携、民営化、統廃合の可能性など、施設ごとの事情等を勘案した上で不要となる財産の売却を含めた最適な手法を用いることにより財産の有効活用を図っていくこととしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。市川市以外では、アセットマネジメントの方針として考え

方、取組の留意点、これを明文化して公表しているところもございます。間違いなく、今後、人口減少、少子化、高齢化を見据えた施設の量の最適化、そして維持管理コストを減らす、売却、貸付けにより収入増を図るなど、問題意識は市川に限らず、他の市町村と共通しております。アセットマネジメント方針を定めることについて、市川市はどのようにお考えでしょうか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

アセットマネジメントに関する方針につきましては、県内にも議員御指摘のように、財産の有効活用に関する基本方針として単独で定めている例がございます。このような方針では、おおむね未利用、低利用財産の売却または貸付け、既存施設の稼働状況を踏まえた省スペース化や他施設との複合化、民間とのノウハウの活用などの検討に加え、当該財産の所管課のみではなく、市の財産を統括的に把握する体制の構築などが示されております。本市では、公共施設の再編整備に係る計画においてアセットマネジメントの考え方を示しておりますが、単独で定められている基本方針では、財産の利活用の考え方や検討、運用体制が体系的に整理されており、本市での財産活用の参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　今、計画全般な方針、しっかり決めているということですが、管財部が今以上に市全体の立場で建物の管理を行えるような環境整備、ぜひとも進めていただきたいと思います。私が見る限りでは、やはり個別計画で計画から外れてしまうような場面、これ、幾つも見受けられます。なぜかというと、まさに個別になった時点で、市全体の計画をどこで反映させるか、これがまだ非常に弱いと思います。出来上がった個別計画に関して管財部のほうで何か手を入れるということは、その時点でもうできない話です。ですから、個別計画をつくるときに、今以上に管財部のほうが関わっていただければと思います。

質問は以上です。

それでは、最後の財政運営についてお伺いをいたします。

初めに、中期財政見通し、令和７年度から９年度についてお伺いをいたします。ちょうど来年度の当初予算は市長選挙がありますので、骨格予算になる可能性が大きい年になります。今回質問をします予算編成と行政評価については、例年行われている予算編成についてお伺いをいたします。

市川市は現在も不交付団体ではありますが、一時、交付団体になったときがございます。平成24年度当初予算の算定時、こちらは調整率を乗じた結果、不交付団体となっておりましたが、国の補正予算により追加交付された結果、最終的に交付団体となりました。また、平成26年度は、当初予算で地方交付税を歳入に組み込んでいたため予算の組み直しが必要になり、補正予算で一時的に前年度繰越金を活用するなどして財源を捻出する必要が生じたことがございます。将来にわたり不交付団体である保証はございません。今後の予算編成の課題について質問を始めます。

まず最初に中期財政見通しですが、この目的は新規主要事業の計画を策定する際の指針となる、いわば計画になります。市川市では財政見通しということで行っておりますが、財政の健全性を確保しながら持続可能な財政運営を目指すものとされております。公表された市川市の中期財政見通し、これを見ますと、まず歳入では、市税については増収傾向にあります。市債発行も令和７年度では5.8％ですが、令和９年度では約10％に膨らんでおります。また、歳出では、令和８年度1.8％、令和９年度では8.4％の増となっております。それぞれ詳細についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

昨年10月に策定いたしました令和７年度から９年度の中期財政見通しにつきましては、毎年度の予算編成に先立ち、本市における向こう３年間の歳入歳出予算及びその差引額を推計したものでございます。この中期財政見通しにおいて、令和８年度及び９年度の予算規模が拡大となっている要因につきましては、まず歳入では、市税において個人市民税が納税義務者数の増加などにより微増となることに加えまして、固定資産税が土地の地価公示価格の上昇などにより増収傾向が続くことなど、市税収入全体で増収傾向に推移するものと見込み、市債につきましては、歳出の普通建設事業である本八幡駅北口再開発事業やクリーンセンターの建て替えなどの事業の進捗により、普通建設事業全体で大幅に事業費が増加することに伴うその財源として増加するものと見込んだものでございます。

さらに歳出の人件費については、定年年齢の段階引上げに伴い、退職手当が隔年で支給されることにより、令和８年度には減少、９年度には増加になるものと見込み、扶助費では、高齢化の進展などに伴い、障がい者支援費や生活保護費が年々増加し続けていくことを見込んだものでございます。このようなことから、令和７年度から９年度の中期財政見通しにおける推計では、歳入歳出予算のそれぞれにおいて予算規模の拡大を見込んだものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　詳しい説明ありがとうございました。今、答弁から感じたことは、令和９年度が市川市の財政上のターニングポイントになるのではないかなという思いがございました。

それでは、次の予算編成方針についてお伺いをいたします。

昨年の10月、令和７年度予算編成方針が公表されております。それに基づき今年度の予算が組まれたわけですが、方針を見ますと、前文に「本市の財政状況は、概ね健全な状態で推移していますが、社会保障関係経費や、公共施設の老朽化対応等に伴う市債の償還経費など、義務的な経費の増加が見込まれています。こうした中、これまでの財政の健全性を維持しつつ『予算重点施策』を含む重要な取り組みを進めていくために、次に掲げる考え方に基づき、令和７年度の予算編成を行っていくこととします」、このような表記がございます。

ここでの質問は、３つの方針掲げられておりますが、持続可能な財政基盤の確立に向けた対応について、事業の選択と集中、社会経済情勢等を踏まえた対応、それぞれについて質問をしてまいります。

まず最初の、持続可能な財政基盤の確立に向けた対応についてお伺いをいたします。予算編成方針の留意事項に定める要求事項の厳守とあるわけですが、留意事項に定める要求事項の厳守とは何を意味するのか、具体的に何を示すのか。また、留意事項の説明の中でシーリング対象経費、この点についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　令和７年度の当初予算編成では、市長名で発出した予算編成方針に加えて、予算要求に当たり厳守すべき具体的な内容として６点の留意事項を定め、財政部長名で通知を行ったところでございます。この６点の留意事項の具体的な内容といたしましては、まず１点目は、予算要求基準の遵守として、令和５年度当初予算編成から実施しております、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択を継続し、経常的経費及び新規拡大事業を除く政策的経費のうち、人件費や法令等で義務づけられた扶助費、公債費などの義務的に支払う経費を除き、令和６年度の当初予算額を上限とするゼロシーリングを実施す

ること、２点目として、令和７年度予算重点施策等を推進するための予算要求をすること、３点目として、事務事業の見直しやコスト削減と適正な予算見積りを行うこと、４点目として、クラウドファンディングの活用などにより積極的な自主財源の確保を図ること、５点目として、国、県等の特定財源の活用に努めること、６点目の公共施設の計画的な整備としては、建設費用だけでなく、ランニングコストも踏まえた検討を行い、庁内の合意形成を得た上で予算要求を行うことなどとなっており、これらの留意事項の遵守を徹底することにより、予算編成方針に基づく予算となることを目指したものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。まず、(1)の方針で合意形成を行っていくということは確認をさせていただきました。

次の２番目の事業の選択と集中についてお伺いをいたします。行政経営の視点に立った事業の優先順位に基づき予算編成を行う、これは市民ニーズに合わせた行政サービス提供と読み取れるものかと思います。市民ニーズの把握にはどれほど労力を費やしているのでしょうか。現状の実情とかけ離れた予算にならないよう、財政部が得る情報はどこからの情報なのか。予算編成の際、予算要求された事務事業の必要性などを判断するための資料、具体的にどのようなものを確認しているのか。この点についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　各部局から要求された予算に対する市民ニーズの把握方法といたしましては、財政部による各部局へのヒアリングを通じて予算要求に至った背景などを聴取するほか、市長も自らタウンミーティングに出席し、市民の皆さんの声を直接伺っております。また、市議会での御意見や決算審査特別委員会での御指摘、さらには市民アンケートなどの状況を確認することで市民ニーズの把握に努めているところでございます。

次に、予算要求いただいた事業の必要性などを判断するための資料といたしましては、事務事業の概要をまとめた調書の提出を求めているほか、設計書や見積書などの積算根拠となる資料、工事などについては図面や写真などの施工方法が確認できる資料、そのほか、法令や通達、近隣市の状況などの資料について各部局より提出していただき、予算査定の参考としており、併せて必要に応じて私ども財政部の職員も直接現場に出向き、現地の状況を確認した上で事業の必要性などを判断しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　背景にあるものはよく分かりました。市長のタウンミーティングは本当に市民の多くの方も期待しているところだと思います。いろんな情報が集まって、そこで財政部が最終的に今後判断をしていくわけなんですが、ちょっと大変な作業かと感じております。

次の方針、社会経済情勢等を踏まえた対応についてお伺いをいたします。迅速かつ柔軟な対応、このように書かれているわけですが、社会情勢の変化、国の経済対策等に迅速に対応、これら市はどういう対応を図っているのか。現在、見ましても減税、増税、議論の真っ最中でございます。来年度の予算編成にこれは対応できるのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　予算編成方針で示しました社会経済情勢等を踏まえた対応につきましては、大規模災害の発生の危険性や物価高騰などに注意を払い、迅速かつ柔軟に対応することとしたものであり、具体

的には地方創生臨時交付金のような、国の緊急的な経済対策などに対し速やかな予算化を検討することなどでございます。

また、御質問いただきました国の減税政策など、市の歳入に直接影響を及ぼすような制度改正があった場合には、今後の予算編成に支障を来さないよう情報の収集に努め、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。国のほうがまだはっきりしないところなので構えていくしかないかとは思うんですが、分かりました。

次の(3)の予算要求までの流れ、予算編成過程における情報公開についてお伺いいたします。

予算編成方針の考え方を基に、各部局でそれぞれの事業に必要な予算、この見積り、概算予算を決定、財政部は各部局の予算要求を受けて査定を行う、こういった流れかと思いますが、財政の査定後、さらに市長の査定を経て予算案が決定、現在はこの流れかと思いますが、この流れについて詳細な説明をお伺いいたします。また、予算編成過程における情報公開の状況、現状について、併せてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　初めに、予算要求までの流れとその後の予算編成の過程につきましては、まず、毎年７月頃に各部局から新規拡大事業に係る予算要求の見込みを提出していただき、その件数や予算規模などについて把握するとともに、これを基に９月末にかけて中期財政見通しを作成しております。その後、10月には予算編成方針、中期財政見通し及び予算重点施策を周知するため、全庁的に予算編成説明会を開催し、10月中旬から下旬にかけて各部局からの予算要求を受け付けております。財政部では、予算要求のあった全ての事業について個別の経費１件ずつを審査して積み上げる、いわゆる一件審査方式により予算査定を行うとともに、新規拡大事業については、11月上旬頃に総務部、企画部とともに、予算要求のあった各部局に対しヒアリングを実施しております。このような手続を経まして、11月から12月頃にかけまして、新規拡大事業と政策的に重要な事業については財政部のほうで取りまとめた査定案を１件ごと、個別に市長、副市長へ報告し予算査定を受けており、最終的には12月下旬に全ての予算の査定結果を財政部長通知として担当部局へ通知し、１月上旬には予算総額の確定を行っているところでございます。

次に、予算編成過程における情報公開の状況につきましては、市公式ウェブサイトにより、予算編成の始まる10月には予算編成方針などの予算編成説明会の資料について、10月下旬には各部局から提出いただいた予算要求額について、さらに、おおむねの予算査定が終了する12月下旬には各部局に対して予算査定結果を通知した時点での予算額について、最終的には２月定例会に議案として上程します確定した予算額について、それぞれ段階的に情報公開を行っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。幾つか再度お伺いをいたします。

現在の予算編成過程を答弁いただきました。様々な手続を経て多くの時間を費やしている、それはよく分かったんですが、市川市の一般会計の事業数、おおよそ1,000以上はあると思うのですが、これはどれぐらいになるんでしょうか。また、予算査定に費やす時間が膨大な労力が必要で、これが実は残業、時間外労働の原因にもなっているのではないでしょうか。現状はどうなのか、再度お伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　令和７年度一般会計当初予算に計上されております事務事業数は1,142事業となっており、この全ての事務事業を予算査定するために、財政課の担当者によるヒアリングや財政部内での予算調整などを行っております。そのため、財政課における時間外勤務につきましては、当初予算編成の作業期間であります10月から１月までの間に集中し、御指摘のとおり、この時期が年間で最も時間外勤務が多くなる時期となっております。

そこで、予算編成期間における時間外勤務の縮減に向け担当業務の割り振りの見直しによる業務の平準化を図るほか、予算編成スケジュールの管理徹底、作成する資料の見直しなどの事務改善により年々時間外勤務の縮減が図られてはいるものの、引き続き時間外勤務の縮減には努めていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。現状はよく分かりました。原因は、私は全ての事業を査定する一件査定方式にあると思います。

過去、市川市では、これ、枠配分の予算編成を行った時期がございます。今後、枠配分予算、効率的な予算編成の考えはないのか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　現在、私ども財政部において採用しております一件審査方式による予算査定では、要求のあった全ての事務事業を審査することから、予算編成期間における時間外勤務増加の要因の一つになっているものと認識しております。そこで予算編成の方式といたしましては、大きく分けて枠配分方式と一件審査方式という手法があり、御質問の枠配分方式による予算編成につきましては、本市においても過去に採用したことはございますが、リーマン・ショックによる景気悪化により厳しい財政運営を強いられたことから、改めて経費の精査を行うため、平成22年度から一件審査方式に戻したという経緯がございます。この枠配分方式による予算編成は、各部局に対し予算編成権の一部を移譲することで、各部局ごとの判断と責任により現場の裁量を生かした予算編成が行われるとともに、財政部における予算編成事務の効率化が図られ、時間外勤務の縮減につながるといったメリットが考えられるものの、一方で一件審査方式による予算編成では、全ての事務事業の予算査定を行うことで、統一的な判断基準に基づき事業費の抑制を図ることが可能となる予算編成の手法の一つであるものと認識しております。

そこで、今後は現在採用しております一件審査方式に加え枠配分方式を併用するなど、それぞれのメリットを生かした予算編成の手法について近隣市などの実施状況を調査するなど、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　今、答弁の最後に検討を進めているということですが、他市においても同じ状況なんですね。かつて枠配分、それをやめて一件査定、そして再び枠配分に戻した市町村、ございます。ぜひともこの一件査定方式の見直し、より市川市にとって効率のいい予算編成を考えていただきたいと思います。

情報公開について再度お伺いいたします。情報公開は市政の透明性を確保するとともに、市民の民意を取り入れるために必要なことと考えます。現在の予算編成過程において情報公開されている財政部長通知、その後の予算案決定の間に予算額の変更、これがあるわけですが、その主な要因は何なのか。また、査定で見送りとされた予算要求、これは復活要求が認められるのか。通常の予算編成の流れに乗らない

で、事業内容の精査がされないまま予算計上される、こういったことはないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　初めに、12月下旬の財政部長通知から１月上旬の予算案決定までの間の予算額の変動の要因につきましては、12月中に整わなかった事業費の再調整のほか、国の補正予算などによる新たな事業や財源の追加、さらには直近の収納状況などを踏まえた市税収入等の再精査などによりまして、予算額に変更が生じているものでございます。

次に、復活要求につきましては、これは財政部長通知において予算措置が見送られた事業や、事業費の不足などに対し再度予算要求を受け付け、予算の査定を行う手続でございますが、令和７年度の当初予算編成では、新規拡大事業など、特に重要な政策的経費については、財政部による査定案を全件市長、副市長へと報告し、予算の査定を受けておりますことから、財政部長通知後の復活要求は実施しておりません。また、事業内容が精査されていない予算の計上につきましては、10月下旬の予算要求の締切り後におきましても、社会経済情勢の変化に伴い追加の予算要求を受け付ける場合もございますが、このような場合でありましても、限られた時間内で事業の必要性や緊急性、金額の妥当性の確認といった精査を行い、事業の実施に支障を来さないよう予算の査定を行っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。いわゆる飛び込みに関しても可能な限り手を尽くされているということは分かるんですが、さらに時間がかかる大変な作業かと思います。

この質問、最後になりますが、予算要求状況の公開、また市民からの意見募集について、この点について改めてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　本市では、予算編成の過程におきまして、直接市民からの意見の募集というのは行っておりません。これは予算編成において、予算要求時には各部局に対し、市民の意見を考慮した上で予算要求するようにお願いをしていること。また、予算の査定段階においては、各部局に対し財政部がヒアリングを行い、市民ニーズの状況などを確認し予算の査定を行っていることに加え、政策的な判断を要する事業については全て市長査定を踏まえていること。最終的には市民の皆さんに直接関わっている議員の方々による市議会での議論を経て予算案の議決をいただいておりますことから、現状においては、市民の皆さんの意見を酌んだ予算になっているものと認識をしているところであります。また、予算編成は限られた期間内に行わなければならないものでありますので、事務の効率化の観点からも、現時点におきましては、予算編成の期間中に直接市民から意見募集を行うことの必要性というのはないものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　お考えはよく分かりました。私も特に必要があることとは思っておりません。ありがとうございました。

それでは、(4)の予算編成と行政評価についてお伺いをいたします。

一般的な行政評価、これは事後評価なんですが、○○年度の事務事業、これが○○プラス１年度に評価――決算ですね。その評価結果を予算に反映させられるのは、○○年度からさらに２年経過した後でないと反映ができません。これでは行政評価と予算編成にタイムラグが生じてしまいます。

この点を踏まえ、まず現状からお伺いをしますが、市川市では予算編成の際、どのように行政評価を行っているのか。例えば事務事業の棚卸し、これはもしかしたらやっているかもしれませんが、先ほどの答弁では、事業数は1,000を超えております。市川市が現在行っている予算編成時の行政評価についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えいたします。

行政評価は、施策や事務事業を妥当性や達成度、成果など一定の基準、指標をもって判定するもので、その結果を行政運営に生かすための手法でございます。本市では、市川市総合計画における第三次基本計画におきまして、前基本計画である第二次基本計画の評価を踏まえ、時代の潮流や本市の現状を鑑み整理した子育て世帯の定住促進と出生率向上や医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸など、８つの重点課題を設定しておるところでございます。そして、基本計画を実現するための実施計画の中で、この重点課題に対応する事業を41施策分野、71の重点課題対応事業として位置づけ、行政評価の対象としております。この重点課題対応事業を毎年度、当初予算額に対する決算額の比較及び計画で示しました数値目標の達成状況について両側面から評価し、総合計画審議会に報告しております。

なお、当審議会の委員からいただいた御意見につきましては、毎年度実施計画を改定する際に反映させていただくとともに、予算編成におきましても、実施計画の評価を踏まえた上で、次年度に優先的に進めていく取組といたしまして設定する予算重点施策にも反映できる仕組みとなっております。一例を挙げますと、令和５年度の当審議会におきまして、市民のデジタルディバイド、いわゆる情報格差の解消に向けた取組が重要な視点であると、委員から御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、令和６年度事業におきましては、75歳以上のゴールドシニアである高齢者が健康で生き生きと自分らしく活躍できる社会づくりを目指していけるよう、「学ぶ、使う、得をする」をテーマにスマートフォンの操作を学べる講座の開催や、スマートフォン購入の一部を助成するなどのチャレンジ75事業を実施し、情報格差の解消に取り組むなど、行政評価を考慮した事業を展開しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。予算編成に当たっては財政部が中心になるのは当然なんですが、今答弁いただきました企画部、また、さきに質問をしました管財部、私は、この２つの部がもっと積極的に複合的な視点での査定が望ましいと考えております。例えば公共施設に関しては管財部、新規事業は企画部、私はこの２つの部が直接査定してもよいのではないかと思います。

本市の状況、今後の考え方について再度お伺いいたします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

本市では、新年度の予算編成に当たりましては、例年７月に所管部署から新規事業や拡大する事業の提案を行い、将来の財政見通しなどの財政的な視点、総合計画や行政運営などの企画的な視点、公共施設を総合的に有効活用していく公共施設マネジメントの視点から、次年度の予算要求の前に審査、検討を行っているところでございます。また、当初予算編成作業の過程におきましても、同様の視点で各部署からヒアリングを行い、査定に反映させておるところでございます。限りある財源の中で住民サービスの向上を実現するためには、新規事業の立ち上げにおいては客観的なデータなどの根拠、また、既存事業では効果をはかる指標を予算査定の参考資料として生かしていくことは重要であると考えております。

近年、デジタル技術を活用している自治体も増えております。品川区ではＡＩを活用した補正予算案の作成や、横浜市では予算状況や効果指標につきまして、前年度比較や分野別での検索ができる財政見える化ダッシュボードの公開など、自治体により様々な取組が行われているところでございます。予算を有効活用するために、予算査定や行政評価の手法について、予算を要求する側と査定する側の事務作業の負担を軽減するという視点も踏まえ、他自治体における取組も参考としながら関係部署も交えて調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今、部長から答弁がありまして、新しい事例として紹介もありましたが、市川の場合、いわゆる行政評価、これはほとんどが事後評価でございます。これは冒頭述べたとおりです。また、新しい取組というのは、これは事前評価をどのように行うかと、この点に尽きるわけです。ですから、今後、企画部なり管財部が事前評価、この点をよくよく考えて予算編成に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、大項目、本市の一般競争入札及び契約についてになります。

国において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公共工事の発注者が適正化指針に従って講じた措置の状況につきまして、毎年度調査を行い、結果の概要が公表されております。

そこで本市における回答結果を確認したところ、未実施と回答されている調査項目もあったことから、今後の本市の対応について、るる伺っていきたいと思います。

まず、(1)不調、不落の発生状況についてであります。

国の調査結果によりますと、令和元年度以降、不調、不落の発生率は減少傾向にあるということでありましたけれども、本市の発生状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

入札における不調は、入札参加者がなく開札に至らなかったことをいい、不落は開札し、入札者全員の入札価格が予定価格を超えたか最低制限価格を下回り、落札者が決まらなかったことをいいます。本市の不調、不落の発生状況としましては、建設工事で令和６年度の入札不調が15件、不落が29件、合計44件で発生率は20％となり、令和５年度まで発生率は減少傾向にありましたが、６年度は増加に転じた状況となっております。また、業務委託では、令和６年度の入札不調が５件、不落が54件、合計59件で、発生率は９％となり、令和５年度の14％から減少したものの年度によるばらつきが大きく、減少傾向にあるとは言えない状況となっております。不調、不落の原因として物価上昇などの影響が考えられるため、今後の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　答弁ありがとうございました。本市の状況でございますけれども、残念ながら減少

傾向にあるとは言えない状況であるということでありました。不調と不落を比較した場合にも、不落のほうが発生率が高くなってきているという状況でもありました。

今後、詳細な要因につきましては分析を行っていただけるということでありましたので次に進んでいきたいと思いますけれども、(2)急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定についてであります。

建設工事等の請負代金の額というものは、原則、一般競争入札により決まってまいりますけれども、適正な予定価格が設定されていないと、先ほど質問した入札の不調、不落の発生につながってまいります。近年、急激に人件費や物価等が上昇してきており、また事業者による熱中症対策が義務化をされる中、事業者においても、これまで以上に経費が必要となってきているのではないかと想定がされます。

そこで、本市における工事費等の積算は、これらを反映したものとなっているのでしょうか。また、契約後の物価上昇への対応についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

建設工事や業務委託等の積算においては、その品質確保や市場における実勢価格等を反映させた適正な予定価格を設定することが重要となります。本市の積算は、執行時点において最新の労務単価や材料単価等を採用し、さらに実勢価格も考慮して算出しております。熱中症対策費用については、近年の気象状況を考慮し、令和６年度から、夏の時期に屋外作業をする工事を対象に熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行的に実施しております。対象工事では、真夏日の実績を踏まえた受注者からの請求を基に工事現場の熱中症対策経費の加算を行い、請負代金を増額変更しております。

次に、契約後の物価上昇への対応については、契約約款において、賃金や物価が大きく変動した場合に受注業者が請負代金の変更を市に請求できる規定、いわゆるスライド条項を設けております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございます。労務単価及びこの材料単価等につきましては、発行時点で最新の単価を用いておられると。さらに、実勢価格を考慮して算出されているということでありました。また、熱中症対策費用につきましては、受注者から請求があった場合に対象工事期間の真夏日の実績を基に現場管理費の加算が行われているということでありました。

そこで再質問をいたしますけれども、労務単価及び材料単価等は、いつの時点におけるものを採用されているのでしょうか。また、受注者からの熱中症対策費用の請求状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

労務単価は、国が毎年２月に最新単価を公表しており、主要資材等の単価は千葉県や「物価資料」により毎月更新されております。熱中症対策の施工工事の実績として令和６年度に増額変更した工事は５件ありました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　労務単価につきましては毎年２月時点、材料単価等については毎月更新がされているということでありました。これは、国が推進している取組がおおむね実行されているものというふうに思います。引き続き可能な限り入札日に近い時点における最新単価の適用、労務費の最新の実勢価格の適用をお願いしたいと思います。

また、熱中症対策費用の請求状況についてでありますけども、昨年度５件あったということであります。実際には猛暑日がもっとあったのではないかなというようにも思います。あったけれども、請求されていない受注者さんもいらっしゃったのではないかというように思います。このあたりの手続が大変なのか、周知がされてないのか、ちょっと分かりませんけれども、しっかりと請求できるように対応を検討していっていただきたいなと、このように思います。

続いて、(3)落札から契約締結に至るまでの手続についてであります。

一般競争入札で落札業者が決定し、その業者と契約を締結することとなると思いますけれども、本市における建設工事及び業務委託の入札において、落札決定から契約締結に至る手続の流れと手続に要する期間についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

落札から契約までの手続の流れとしましては、事務決裁規程等に基づき、落札決定後、所管課が契約書の文案などの書類をまとめ、契約締結伺を起案し、所管部、財政部、管財部において審査をします。決裁後、所管課が受注業者に契約書を送付し、記名押印後、本市で公印を押印して契約となります。契約までの平均的な期間は約２週間から４週間となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　議会の承認が必要な案件など、特殊な案件は別としましても、この落札決定から契約の締結まで４週間かかっているという事例があるということでありました。実際に受注業者さんから、落札後の契約締結に時間がかかっており、早く保険の締結であったり、資金調達だったり等の準備をしたいのになかなか動けないといった声が出てきております。契約の締結が遅れることで実質の工期が短縮され、受注者さんの負担が大きくなってしまいます。

そこで、今後、契約締結までの期間を短縮していくためには、例えばそれぞれの部門における見える化であったり、電子契約書等を進めていくべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

落札決定から契約までに長い期間を要した案件については、所管課へヒアリングを行い、原因を分析した上で事務処理の迅速化、期間短縮に努めてまいります。また、電子契約については、導入に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。落札から契約締結までのフロー、ここを見える化していくことで一体どこに時間がかかっているのか、ボトルネックが分かってくるものというようにも思いますので、対策が講じやすくなるというふうに思います。

また、この契約書につきましても、電子契約書を導入することで、各部署における契約内容の確認であったり、決裁も簡便になっていくのではないかというようにも思います。ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

千葉県の電子調達システムを使って、昨年度の千葉県と千葉市の工事関連の一般競争入札における開札執行日時から契約日までの平均日数を確認したところ、千葉県が約10.7日、千葉市が約9.1日でありまし

た。全ての案件がここに掲載されているわけではないというふうにも思いますけれども、本市と比較すると、先ほど２週間から４週間ということでありましたので、断然早いということが確認もできております。ぜひとも見える化によるボトルネックへの対応、また電子契約書の推進をお願いしたいというふうに思います。

続いて、(4)適正な工期の設定における考え方についてであります。

令和６年４月より、労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されており、公共工事の適正な施工の確保や品質確保のためには適正な工期が設定されることが必要となってきております。発注者として長時間労働を防ぎ、休日が確保されることを前提とした工期の設定や、週休２日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めることが国より求められております。

そこで、本市の取組状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

本市発注工事の工期設定の現状ですが、土木工事については、原則として週休２日や猛暑日等の作業不能日を考慮し、工期設定しております。営繕工事については、学校や市営住宅の改修など、作業可能日が夏休み期間中などに限定されるものが多く、週休２日等が考慮できていない状況でございます。また、工期設定以外に週休２日を促進する取組としましては、国土交通省において施工中の確実な週休２日制の実施を前提に工事経費を上乗せする週休２日制工事を推進しており、本市も令和６年度から一部工事を対象に取り組んでおります。今後も週休２日等を考慮した対象工事の拡大について、関係部署と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。本市といたしましては、原則として週休２日、猛暑日等を考慮した工期としているということであります。一方で、学校であったりでは、工事可能日が決まっている場合にはなかなか難しい場合があるということでもあるかと思います。対象工事の拡大を増やしていっていただきたいというように思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、(5)施工時期の平準化に向けた取組についてであります。

公共工事は年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事が集中する傾向にあります。このため国は、適正化指針に定めるところに従って計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が１年以上の公共工事のみならず、工期が１年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など、必要な措置を講ずることにより閑散期における工事量を確保するとともに繁忙期の解消を図り、施工時期の平準化を図ること。さらには、全発注部局において取組を推進するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律第30条の規定に基づき財政部局と発注部局が連携し、議会の十分な理解及び支援の下、今後、予算編成において施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど、具体的な取組を進めることとしております。これら国の適正化指針に対する本市の取組状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

施工時期の平準化につきましては、工事担当部署に対して工事の発注事務を計画的に実施し、早期発注

に努めることなど、建設工事の事務における留意事項を周知し、年度後半に工事が集中しないように取り組んでおります。事業者に対しては、年度当初に発注予定工事の件名や入札時期など年間発注スケジュールを公表し、計画的な人材や資機材準備の参考にしていただいているところです。予算措置においては、単年度契約を原則としつつ、工事内容や施工期間などに応じて複数年度の契約が必要な場合は継続費を設定し、完成目標時期によっては補正予算を活用し、歳出予算の計上と同時に繰越明許費を設定し、対応しております。また、契約初年度に支出を要さない債務負担行為の設定など、予算措置の工夫を含めて、引き続き関係部署と協議しながら施工時期の平準化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　この４月から６月の工事を増やしていくことが重要であるように思います。国において平準化率、いわゆる４月から６月期の月平均工事稼働件数を年間の月平均工事稼働数で除した数字を公表しております。この数字が0.6を超えると取組が進んでいる地域ということでありますけども、令和４年度実績にはなりますけれども、本市は0.58と、少し届かない結果となっておりました。参考までに千葉県は0.69、千葉市は0.86となっておりました。

国においては、平準化を進めていくための「さしすせそ」、いわゆるさ、債務負担行為の活用、し、柔軟な工期の設定、す、速やかな繰越手続、せ、積算の前倒し、そ、早期執行のための目標設定の推進を求めております。その中でも本市は、す、速やかな繰越手続のみができているという結果と令和４年度実績ではなっておりました。施工時期の平準化に向けて、国が進める「さしすせそ」のさらなる推進をお願いして本質問を終わりたいというふうに思います。

続いて、大項目２つ目、本市の地域活性化について伺ってまいります。

(1)地域活性化行事における本市の支援の現状についてであります。

コロナ禍以降、市内各地において様々な地域活性化行事が行われております。地域の特色を生かした行事に足を運んでみると、本当に大勢の方が来場されており、大変なにぎわいを見せております。その運営には地域の様々な方が携わっておられますが、今後さらにこのような行事が増えていくのではないかというようにも思います。

そこで、ア、商店街における支援についてであります。商店街が主催をして行われる地域活性化行事に対する本市の支援状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

地域活性化への取組の一つとして、商店会に対し、地域とのつながり、町のにぎわいを支えるため、商店街活性化事業補助金を交付しております。商店会が実施するお祭りやマルシェ、セールなどのイベントなどをはじめ商店会をＰＲするホームページの開設、運用や商店街マップの作成といった事業に対し、補助対象経費の２分の１、50万円を上限として補助金を交付し、支援しております。また、複数の商店会が合同で実施するイベントに対しては補助対象経費の２分の１、上限55万円に参加商店会数に１万円を乗じた額を加算し、交付しております。

なお、複数の商店会で新たなイベントを行う場合は３年以上継続して開催することを条件に、事業開始年度から３年間に限り補助上限額を100万円とする特例を設け、新規イベントの開催を促しております。このほか、商店会以外の団体がイベントなどを実施する場合には、実施する区域にある商店会から後援を受けることにより同補助金の対象として取り扱い、支援をしているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　商店街向けといたしましては商店街活性化事業補助金があり、補助対象経費の２分の１、50万円が補助されるということであります。複数の商店会が合同の場合には補助対象経費の２分の１、上限額55万円に、さらに参加商店会の数に１万円を乗じた額が上乗せされるということであります。さらには、３年以上継続することを条件として、事業開始から３年間に限り上限が100万円となるということでありました。

これ、私、知らなかったんですけれども、なかなかいい制度ではないかというふうに思いますけれども、本制度を活用した事例はこれまであったのでしょうか、再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

複数の商店会で新たにイベントを行う場合の特例につきましては、これまでも幾つかの商店会から御相談をいただいておりますが、利用へは至っておりません。今後、この特例に該当するイベントが新たに開催される場合など、本制度の利用について働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　これまで幾つかの商店会から相談があったものの、実績はないということでありました。その要因については、ちょっとここではお伺いしませんけれども、なかなか使いづらい制度になっているのかもしれません。どうか単独では開催が難しいものの、複数であれば開催できる可能性や、さらには集客効果も期待できるということから本事業のさらなる周知、推進をお願いしたい、このように思います。

続いて、イ、自治会、ボランティア団体等における支援についてであります。地域活性化行事は、自治会やボランティア団体等が主催して行うケースも多々あることかと思います。これらの団体に対する本市の支援の現状についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

まず、自治会に対する支援でございますが、自治会が実施するコミュニティー活動を支援することにより、自治会活動の活性化を図ることを目的とした自治会コミュニティ活動支援補助制度がございます。この補助対象事業は、自治会が実施する地域の住民との交流を主たる目的として、市内において実施する活動としており、この地域の住民には自治会以外の住民も含まれるものでございます。具体的には、自治会主催の夏祭りや餅つき大会等に係る消耗品費や委託料等、日帰り旅行のバス借上料に対し補助を行っております。

なお、補助率は対象経費の２分の１、補助限度額は１自治会につき10万円となっております。

次に、ボランティア団体に対する支援でございます。本市では、市民活動団体が主催する活動に対し自立した運営ができるように財政的な支援を行うとともに、市民参加の促進を図ることで市民福祉の増進につなげることを目的とした市民活動団体事業補助金、いわゆるいちサポ補助金を交付しております。いちサポ補助金の対象となる団体は、市内に主たる事務所を有し、かつ市内において活動していること、会則、規約等を有していること、５人以上の者で構成されていることなどの要件を全て満たす市民活動団体となります。

また、補助対象となる事業は、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成等の分野の活動でいちサポ補助金の交付を受けようとする年度に本市から助成金、その他給付金の交付を受けていないことなどの要件を満たすものになります。このいちサポ補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、規則で定められているものの総額に２分の１を乗じて得た額であり、上限額はこれまでのいちサポ補助金の申請回数によりますが、最大で30万円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　自治会に対する支援といたしましては、この自治会コミュニティ活動支援補助制度があり、補助対象経費の２分の１、上限10万円となっているということでありました。また、ボランティア団体に対する補助金は市民活動団体事業補助金、いちサポ補助金でありますけども、これが補助対象経費の２分の１、上限30万円ということでありました。自治会における補助金につきましては、夏祭りだったり、餅つき等でよく活用されているということは承知しておりますし、また、このボランティア団体に対する補助金というものは、いわゆるイベントというよりも団体に対して補助金を出しているということでありまして、その内容も文化であったり、スポーツ、福祉目的等の事業であれば活用できるということであることかと思います。市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準の条例第４条第１項第４号に掲げる団体を構成する者のみを対象とする事業の除外に係る特例のイでは、通常区域住民を対象とする自治会が複数の自治会と共同で広く市民のため実施する場合、補助金の交付を受けることができるというふうに記載があります。ボランティア団体主催の地域活性化事業において、複数の自治会が共同で実施した際、市民活動団体事業補助金及び自治会コミュニティ活動支援補助の適用について伺います。また、共同実施する際の留意事項があれば併せて伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

いちサポ補助金の交付を受けることができる事業は、条例において、団体を構成する者のみを対象とするものでないこととされていることから、自治会が自治会員を対象として行われるイベントなどは、交付の対象とはなっておりません。しかし、いちサポ補助金の事務取扱基準において、通常、地域住民のみを対象とする自治会が複数の自治会と共同で広く市民のために事業を実施する場合、自治会の構成員のみを対象とせず、広く一般の市民を対象に実施される場合には交付の対象とすることができることとされています。

また、複数の自治会が共同で事業を実施する場合にいちサポ補助金を申請する際の留意点といたしましては、このような事業は自治会コミュニティ活動支援補助金の対象にもなることから、これらの補助金と二重申請にならないようにするほか、いちサポ補助金では、事業の継続性などについて、審査会による審査を受ける必要があることなどがございます。

以上のことから、団体の活動事業の対象や内容を踏まえて本市の助成制度を選択していただき、市民活動団体の促進、また活動への市民参加の促進を図り、市民の福祉の増進につなげていただければと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ボランティア団体が主催をしていろいろイベントを行うところに複数の自治会が一緒に共同で事業を参画していく場合においても、この市民活動団体事業補助金、いちサポ補助金の対象と

もなるし、また、自治会コミュニティ活動支援補助金の対象にもなるということでありました。ただし、二重申請等には留意をしていく必要があるということでありましたので確認できました。ありがとうございました。質問を進めていきたいと思います。

続いて、これらの地域団体が共催して行う場合の支援についてであります。

商店街や自治会、またボランティア団体において様々な地域活性化行事が行われておりますけれども、近年では、それぞれの団体が単独で行事を開催することが難しいというような相談も出てきております。そのため団体というよりも、いわゆる地域としての枠組みでの開催を検討しているケースも今後増えてくると思いますが、これらの団体が共催して地域活性化行事を行う場合における本市の支援についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

商店会や自治会が共催によりイベントを行った場合につきましても商店街活性化事業補助金の対象とし、商店街に対し補助金を交付することとしております。また、自治会におきましても、自治会コミュニティ活動支援補助金の対象となることを確認しております。これまで商店会と自治会の共催によるイベントが行われた例はないと認識しておりますが、共催によりイベントを実施した際には、それぞれが対象となる補助金の申請を行っていただくことが必要となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市としましては、商店街と自治会が同日にイベントを開始しているという認識であるのかなというふうにも思います。商店街、自治会がそれぞれの対象となる補助金について、それぞれが申請をしていくということでありますから、今の制度ではそういった形になってしまうのかなというような形でもあります。今後、いわゆるボランティア団体であったり、商店街であったり、自治会等がいわゆる地域という枠組みで様々な共同事業、イベントが発生してくると思います。現行の制度においては、これを全てカバーしていくことというのがちょっと困難であるかなというふうに思います。本市における支援の在り方について、さらに検討していっていただきたいなというようにも思います。

続いて、エ、民間事業者と地域団体が共催して実施する際の支援についてであります。北総鉄道株式会社と本市は2024年３月に地域活性化に関する協定を締結し、市川市動植物園をはじめとした大町レクリエーションゾーンの最寄り駅である北総線大町駅周辺地域の活性化を図るため、コラボ企画を実施されておりました。これは市と民間というところの連携となりますけれども、今後、地域の商店街だったり自治会が民間会社と共催でイベントを行う場合、本市としてどのような支援ができるのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

今年の４月26日から５月11日まで、市川真間駅周辺地域の商店会である真間銀座会と京成電鉄株式会社の共催により、市川ママ駅母の日イベント2025が開催されました。市では、このイベントを後援させていただき、学校や公民館などの公共施設へのパンフレット配布などについてお手伝いをさせていただいたところです。今後もこのようなイベントに対し、民間事業者との調整や公共施設へのパンフレット配布など、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　今、真間銀座会さんと京成電鉄株式会社さん共催による市川ママ駅母の日イベントを事例として答弁をしていただきました。ぜひ民間企業と地域団体におけるコラボ企画についても積極的な協力を検討いただきたいと、このように思います。そのためにも、本市としては、これから本市の地域活性化をどのように進めていくのかについて、しっかりと青写真を描いていく必要があるのではないかというふうに思います。

続いて、(2)地域活性化計画の策定を含めた今後の考え方についてであります。

それぞれの団体による地域活性化行事に対しては、それぞれに対する支援があるということは承知をいたしました。一方で、複数団体におけるコラボ企画となると、本市としても支援がなかなか難しい状況にあるように思います。何度も繰り返しになりますが、団体単独での継続開催が難しくなってきており、今後様々な形の運営が想定をされてきます。場合によっては、地域団体、市内企業、また大学等の協力を得ながら、市川市を代表するようなイベントへと大きく成長させていくことも可能ではないのかなというようにも思います。本市がさらに活力のある都市となっていくためにも、横断的に支援を行うための根拠となる地域活性化計画の策定を含めた今後の考え方についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

令和５年４月に策定された市川市総合計画第三次基本計画では、基本目標５の「市民と行政がともに築くまち」の施策として地域コミュニティの活性化、新たなコミュニティ形成の促進及び市民活動活性化への支援を掲げております。また、市内では商店会、自治会、ボランティア団体などの地域活動団体が単体で実施するイベントだけではなく、これらの地域活動団体が共同で実行委員会を設けるなどして行うイベントも実施されております。現在、共同で行われるイベントに対する補助金として、自治会が中心的な役割を担って実施するコミュニティー活動を交付対象とした自治会コミュニティ活動支援補助金のほか、市民活動団体が共同で行う活動も交付対象としたいちサポ補助金もございます。今後は自治会や商店街に加え、民間企業も含めた実行委員会形式等で行うイベントが増加する可能性がありますことから、第三次基本計画の内容を踏まえ、様々な種類の団体の共同に対するさらなる支援について調査検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。まずは、この第三次基本計画の内容を踏まえまして、様々な種類の団体の共同に対する支援について調査検討を進めていかれるということでありました。よろしくお願いをいたします。

いわゆる地域コミュニティ活性化推進計画を策定している市町村自治体というのは非常に多くて、一例を挙げると、金沢市でも策定をされております。金沢市は計画の中の課題といたしまして、どんなことを設定されているかといいますと、地域住民の町会活動に対する関心が低下するなど住民相互のつながりが希薄化している。町会役員の高齢化が進行するとともに、現役世代や若者の地域活動への参加が少なく、町会運営の担い手が不足している。また、様々な地域団体や組織との連携を望む声は多いが、実際に連携できている町会は少ないということを挙げられておりました。これらを課題設定して様々な具体的な施策を実行しているんですけれども、本市においても共通点は多いようにも思います。ぜひ他市の事例も参考とされながら検討を進めていっていただければというように思います。

実はある商店街の方から、京成線沿線地域におけるコラボイベントについてアイデアをいただいております。京成国府台駅から京成中山駅までの各駅前周辺において、マルシェであったり、お祭りを同時開催して、かつ同区間内における鉄道を乗り降り自由とするといったようなものです。こういった地域それぞれの特色あるイベントを同時に回れることによる相乗効果は大きく、また経済効果はもちろんのこと、市川市を多くの方に知ってもらうことができる非常にいいアイデアだなというようにも思いました。ただアイデアの段階ですので、実現するにはたくさん様々なハードルがあると思いますけれども、似たような共同イベントが今後市内で生まれてくることができる、この下地というものをしっかりとつくっていくためにも地域コミュニティ活性化推進計画策定について進めていっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本質問は以上で終わります。

では、最後となります。本市の教育関連施設についてであります。

(1)西部公民館の建て替え計画についてです。

西部公民館の建て替えにつきましては、2022年12月定例会にて質問をさせていただきました。当時の生涯学習部長より、「西部公民館が面する道路は幅が狭く、建て替え工事に必要な大型車両の通行が困難な状況でございます。そのため、令和８年度以降に予定しております隣接の市川市立中国分保育園の園舎建て替え等に伴う同保育園の敷地のセットバックが完了した後に公民館の建て替え工事に着手する予定でありましたが、公共施設の更新については、クリーンセンターや斎場の建て替えなどが先行されるとのことですので、当初のスケジュールより遅れるものと考えております」という答弁が当時されておりました。

現状及び今後の計画についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

西部公民館は昭和49年に開館し、築50年を経過しております。かねてから施設の老朽化が課題となっておりましたが、令和２年３月に公共施設個別計画が策定されたことを受け、施設の建て替えについて検討が開始されました。公共施設個別計画では、西部公民館の建て替えは、令和５年度から令和８年度に整備に着手することとされております。建て替えをするためには、今お話のあったとおり、公民館に面する道路幅が狭く、工事に必要な大型車両の通行ができない状況でありましたが、隣接する市立中国分保育園の園舎建て替えに伴い保育園敷地がセットバックすることになり、令和９年度末までには公民館建て替え工事に必要な道路幅が確保される見込みとなりました。現在は建て替え事業を始めるに際して必要な課題の洗い出しを行っているところであります。今後につきましては、施設利用者へのアンケートや市民ニーズの把握などを行った上で基本構想をまとめる準備を進めていく予定であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございます。現在の計画上では、一応、令和５年度から令和８年度に整備に着手するということになっておりますけども、現状、建て替えを始めるための必要な課題について洗い出しを行っておられるということでありました。一方で、令和９年度末までには中国分保育園の敷地のセットバックが完了する予定ということでありましたので、そろそろ本格的に検討段階に進んでいくべきではないかというふうに考えます。計画を進めるに当たり、どのような課題があるのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　建て替え計画を進めるに当たり、西部公民館は中国分を中心とした社会教育や地域コミュニティーの重要な拠点であるという点も踏まえた上で、現在の施設に含まれる機能のみを盛り込むのではなく、今後、持続的に利用可能な施設として整備する必要があります。また、建て替えに際しましては、可能な限り利用者に不便を強いることのないよう、工事期間中の運営についての検討も必要となります。さらに、避難所としての側面も併せ持つことから、工事期間中もその機能を継続させることが求められます。今後はその他の課題についても洗い出しを行うとともに、課題の解決を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　課題としましては、持続可能な施設とするための機能であったり、避難所としての側面もあることから、工事期間中の運営等が課題となるということでありました。様々な課題において、これから地元及び近隣の皆様の声を聞きながら詳細を詰めていただきたいと、このように思います。

一方で、近年の公民館の利用者数の減少や利用率の低下を考えますと、今後の公民館等の整備の在り方について再度検討していく必要があるように思います。

そこで、(2)今後の公民館の整備方針についてであります。

西部公民館以外の公民館につきましても、老朽化の問題は抱えているというふうに思います。本市の公民館における今後の整備方針についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

各公民館とも老朽化が進んでおり、公共施設個別計画におきましては、西部公民館以外の公民館も改修や建て替えを行う計画としております。建て替えに当たりましては、社会教育に関して教育委員会に助言をする機関である社会教育委員の意見や地域ごとのニーズなどを総合的に考慮し、機能や規模を整理する必要がございます。社会教育委員からは、令和元年に集会的機能を持つ公共施設における社会教育活動の在り方についての答申を得ております。この答申では、公民館について利用上の制約を緩和すること、幅広い世代が交流できる場を設置することなど、より柔軟性のある運用を図ることが示されております。また、地域の市民サービス拡充のため、単独の施設ではなく、図書館など他の施設との複合化も視野に入れて検討する必要がございます。今後はこれまで以上に利用しやすい施設となるよう、他市の事例も参考にしながら、新たな公民館の在り方について整理した上で方向性を定めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　社会教育委員より、利用上の制限を緩和することで幅広い世代が交流できる場を設置すること等、より柔軟性のある運用を図ることの答申を受けており、今後は単独の施設ではなくて、他施設との複合化も視野に入れていかれるということでありました。

そこで今後の整備方針として、例えば八幡市民交流館ニコットのような市民交流施設を目指していくのか、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　八幡市民交流館は、旧中央公民館と隣接する旧八幡分庁舎などとの一体的な整備により、集会機能や子育て支援機能などを兼ね備えた施設となったものです。今後、公民館の整備を進めていく際には、地域性や社会教育活動を行う場であることの特性等を踏まえ、施設の複合化も見据えな

がら本市の公民館の在り方についてまとめてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　全ての公民館を八幡市民交流館のようにというわけにはいかないというふうにも思います。これからの公民館については、それぞれの地域特性を十分に見極めた上で、図書館であったり、学習施設であったり、防災であったり、子育てであったり、高齢者であったり、若者等、様々な機能を選別して有した複合化施設としていくことが大変必要であるというようにも思います。今後の公民館についてどうしていくのか、さらなる検討をお願いしたい、このように思います。

続いて、(3)小中学校体育館におけるエアコンの設置についてであります。

小中学校体育館におけるエアコンの設置につきましては、我が会派も積極的に推進をさせていただき、本年２月の代表質問において、市内小学校については令和７年度中、市内中学校については令和８年度中に全校設置がなされることが確認されました。しかしながら、建て替えが予定されている５校、宮田小学校、市川小学校、八幡小学校、第一中学校、第二中学校については、エアコン設置計画の対象外とされております。建て替えが近いということが理由になりますけども、実際に建て替えが完了するまでにはまだまだ時間がかかるものと思います。

そこで、今回、対象外となった５校に対しても何らかの対応が必要ではないかと考えますけども、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本市では、小中学校の体育館を災害時の避難所に指定していることから、良好な避難所環境となるようエアコンの設置を進めているところであります。今年度は小学校17校の体育館にエアコンを設置し、来年度に中学校13校にエアコンを設置する計画であります。建て替えを予定している５校については、エアコンの設置の計画はありませんが、新しい体育館が利用できる時期は早い学校でも６年以上先の令和13年度以降になると見込んでいることから、ほかの学校と同様に何らかの対策が必要であると認識をしております。現在、建て替え前の体育館においても良好な避難所環境及び教育環境が確保できるよう、対策を検討しているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　早い学校でも建て替え完了は令和13年度以降となるということでありました。この間、災害はいつ発生するか分からないですし、また、子どもたちにとって良好な教育環境を確保していくこと、エアコン格差がないようにしていかなければならないというようにも思います。

一方で、将来的に建て替えが予定をされている以上、その設備ができるだけ無駄にならないようにしなければいけないとも思います。大阪府の岸和田市では、市内35校の公立小中学校全てに空調設備を整備した際に大風量のスポットエアコンを導入されたそうです。大風量が特徴のため、大空間であっても、人が活動しているフロア付近を効率よく冷やし、快適な環境にできるそうです。一般的なエアコン設置の場合と比べて４分の１程度の費用で整備ができ、さらに設置工事が比較的容易で工事期間も短いそうです。また、設置台数も少なくて済むため、必要な電気容量を抑えられるためランニングコストの低減にもなるそうです。ぜひ本市においても様々な調査、検討を行っていただき、今回のこの５校に対しても迅速な対策を講じていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続いて、(4)学校施設長寿命化計画策定に対する本市の考えについてであります。

本市の学校施設については、公共施設個別計画に基づき順次建て替えが検討されていくことと思いますけれども、国は築40年以上となる学校施設が多く、地方公共団体の財政負担や新しい時代の学びやの実現、教育環境の向上を図るために、令和２年までに各地方公共団体に対して長寿命化計画の策定を要請しておりました。

そこで、本市における考え方についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

国は施設の老朽化対策に関する取組として、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定しました。この基本計画に基づき、文部科学省は平成27年に行動計画を策定しております。行動計画では、事後保全から予防保全への転換により施設の耐用年数を延ばし、トータルコストの削減と予算の平準化を図ることを目指すとしております。一方、本市では公共施設等総合管理計画を平成28年に策定し、長寿命化に向けた予防保全型の維持管理手法の導入を検討することといたしました。その後、令和２年には、各施設の整備手法と令和12年度までのスケジュールを示した公共施設個別計画を策定いたしました。個別計画では、学校施設については築年数が50年を超えている校舎が多いことなどを踏まえ、建て替えを順次進めていくこととしております。これに基づき、令和３年に策定した学校施設の整備計画を示した学校環境基本計画において、建て替え後の学校施設については予防保全型の維持管理を行い、長寿命化を図ることとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　平成28年に策定した公共施設等総合管理計画において、長寿命化に向けた検討を行い、また、令和２年に各施設の整備手法と令和12年までのスケジュールを示した公共施設個別計画を策定されたということであります。今後、建て替え後の学校施設においては、予防保守型の維持管理を行うことで長寿命化を図るという御答弁でありました。長寿命化計画は、約20年前に修繕改修を行うことで目標使用年数を80年、場合によっては100年使用を目標とする計画でございます。本市学校施設における建物の改修実績を確認していきますと、多くの施設で改修が実施されておりますけども、各学校における構造軀体の安全性であったり、耐震改修の状況について再度伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　本市では、学校を含む公共施設のうち、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建築物について、平成７年度から耐震診断を実施いたしました。その診断結果を基に、学校の校舎や体育館については平成25年度までに耐震補強工事を完了させております。また、耐震補強ができないと判断した建物につきましては建て替えを行い、平成26年度までに完了をしております。これにより、現在の校舎や体育館は全て昭和56年以降の新しい耐震基準を満たした安全な建物となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　耐震の改修につきましては、平成26年度までに完了をしているということでありまして、耐震補強ができない建物については建て替えが完了しているということであります。現在の計画におきましては、令和12年度までが策定をされておりますが、その後の計画については未定であるというようにも思います。一方で、本市の多くの学校施設が実は築50年、60年となっている以上、全ての施設を迅

速に建て替えていくということはかなり困難な状況になってきているというようにも思います。学校施設の構造軀体の状況であったり、その他設備の劣化状況等を加味しながら、少しでも延命措置を図っていくことが重要であり、延命化が可能な学校については、実は先ほどからの長寿命化対応のエッセンスがあるんですけども、質的、機能的向上を取り入れていくことを検討いただきたいなというように思います。

今から50年前、学校ができたときとは教育環境も大きく変化してきております。今の時代に合った教育環境の整備を進めていくためにも、例えばバリアフリーであったり、トイレの洋式化であったり、防災機能の強化であったり、多目的スペースなどの改修を必要に応じて行いながら、できるだけ長く施設を使用していくことが必須であるというふうに思います。まずは建物の構造軀体等の劣化状況等について、調査をもう一度していただいたほういいかなというようにも思います。その上で長寿命化が可能な施設なのか、延命化が可能なのか、また、これは建て替えしないといけないんじゃないかというところを再度分類していく必要もあるんじゃないかというようにも思います。計画の再検討をお願いしたいというふうにも思います。

親子３代、４代にわたって同じ校舎で学んでいける学校をつくっていくことは、私は市川市に対する愛着であったり、家庭教育においてもプラスとなる面が多いのではないかというようにも思います。オープンスクールであったり、運動会等で学校を訪れると、昔と変わっていないなと思い出に浸ることもあれば、ＩＣＴを活用した授業を見ると、昔と変わったなと感慨深くなることもあります。古さと新しさの融合をもっと本市の学校にも取り入れていっていただきたい。本市で教育を受けさせたいと思ってもらうことが、ひいては市川市の定住促進にも寄与していくのではないでしょうか。近隣市自治体においても様々な取組がなされております。ぜひ参考としていただき、最適な学びの環境づくりを進めていただくことを要望させていただいて一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

堀内しんご議員。

○堀内しんご議員　未来市川の堀内しんごでございます。初回から一問一答で質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、大項目、大町公園の現状及び今後について質問いたします。

市川市は南北に広く、南は東京湾に面し、西には江戸川という１級河川が流れ、北は広大な梨畑のある里山の風景を残す、都心に隣接する自然あふれるすばらしい市だと私は思っております。現在、南部の海に面する行徳地域では干潟再生事業、また、市有地の有効活用をする事業などの考案が進んでおり、今後、市民の憩いの場としての期待が高まりつつあるように感じております。

そのような中で市北部に目を向けますと、大町公園一帯には大きな活用ポテンシャルを持つ動植物園、自然博物館などがあり、市民の憩いの場として、さらに有効活用してはいかがかと思っております。既存施設を活用することで、大きな予算をかけずとも、さらに有効な活用化手だてがあるように感じています。

そこで、(1)動植物園の活性化について。

動植物園の魅力をさらに高めるために、ＳＮＳなどによる情報の発信が有効かつ重要ではないかと考えております。

そこで、市の御見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

動植物園では、本市公式のＳＮＳとは別にＸ上に独自のアカウントを開設しており、現在のフォロワーは６万6,000人以上に上っております。このアカウントでは、展示されている動植物の生き生きとした姿やふだんの何げない姿、ユーモラスに感じられるものなど、楽しみながら学べる画像や動画を配信しております。最近では、６頭飼育しているアルパカが休園日に園内を走る様子を背後から追跡しながら撮影した動画、通称アルパカダッシュが人気となっております。今後につきましても、本年３月にスタートしたヤギの空中散歩の様子など、興味を持っていただける画像や動画を積極的に配信し、動物への関心を高めてまいります。また、６万人を超えるフォロワーに対し、現在行っているクラウドファンディングの取組やイベントの告知などを適宜行うことにより来園に結びつけるよう、取り組んでまいります。さらに、ほかのＳＮＳの活用により情報発信の場を増やすことで、動植物園のファンの拡大につなげたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。Ｘ、ツイッターに６万6,000人のフォロワーさんがいらっしゃる。少し驚きました。しかし、この数に満足せず、さらにファンを増やし、やはり来園していただける人数を増やさなければ活性化に結びつかないかと思います。また、来園していただいたお客様が再来園したくなるような取組も必要かと感じます。

そこで、本市動物園の魅力の特徴の一つに小動物と触れ合えるというものがあります。じかに動物に触れられることにより、より身近に動物たちを感じることができるすばらしい取組かと思います。

そこで再質問いたします。この魅力をさらに高めるため、取組はあるのかお聞きいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

本市の動物園は開園以来、動物との触れ合いをテーマに運営してまいりました。現在、ポニー、アルパカ、ケヅメリクガメを園内で散歩させるなど、来園者の皆様が気軽に動物と触れ合い、楽しめるよう工夫しております。また、子どもたちを中心に人気が高いモルモットやシバヤギと触れ合えるなかよし広場や、事前予約制でマイクロブタと触れ合えるなかよしルームを設置しております。こうした動物との触れ合いは、動物園の魅力向上や来園者の増加に効果が期待できるものと考えておりますが、一方で動物福祉の観点から見た場合には、多くの人間と接触することによる感染症やストレスによるリスクが生じるおそれもございます。今後も動物の健康管理などをはじめ、動物福祉に十分配慮しながら触れ合いを視点とした利用者へのサービス充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。実は私、30年ほど前になりますが、本市動物園でモルモットと触れ合いました。それがきっかけでハムスターを飼い始めました。手のひらにちょこんと乗ってヒマワ

リの種をむしゃむしゃ食べる、その姿に非常に心が癒やされたという記憶がございます。本市動物園の小動物と触れ合えるという魅力をさらに高めて活性化につなげていただきたいと思っております。

さて、本市動物園の中には自然博物館という施設があります。動物園の入り口を入っていきますと、何となく坂を登り、動物園に足が向かい、順路的には最後に御覧くださいのような形に私は思えますが、この動物園と同じ施設の中にある自然博物館、こちらも同時に活性化していく必要があるのではないかと感じております。

そこで、(2)自然博物館の活性化について質問いたします。

自然博物館で行っている事業内容及び活性化に向けた取組などございましたら、お答えをお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えいたします。

自然博物館では、博物館法に基づき標本等の資料収集と保管及び資料の展示を行っております。加えて、大町公園内の長田谷津に生息する国絶滅危惧種であるスナヤツメやホトケドジョウの調査研究や保全のための湿地環境整備を行っております。また、活性化に向けた取組といたしましては、自然学習活動として月１回、長田谷津散策会を行っております。学校教育関連の取組といたしましては、小中学生がグリーンスクール等で自然の家を訪れた際、自然観察園や博物館の展示について解説を行っているほか、学芸員が各学校に出向き、校庭などに生息している植物や昆虫などについて解説する授業を行っております。さらに、中学生による職場体験や学芸員等を目指す大学生を対象とした博物館実習なども行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。博物館業務ではなく、長田谷津の環境保全もやられているということは理解いたしました。また、活性化の取組についても、月１回、長田谷津散策会を行っているということも理解いたしました。しかしながら、大町公園一帯との関わりの中で、博物館は動物園と同じ敷地にある利点を生かして連携した取組などがあるか、再質問いたします。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　動植物園との連携につきましては、動植物園のパンフレットに自然博物館に関する紹介を掲載するなど、周知面での連携を図っております。また、直接的な連携ではございませんが、長田谷津の環境整備や生息調査によって生息環境が確保されていることが、動植物園が実施しているホタルの観賞会につながっているものと考えております。ほかにも動物飼育が主体の動植物園との展示の連続性を持たせるため、自然博物館の展示室内に昆虫等の飼育スペースを設置しております。さらに、今後は動植物園と連携したイベントの実施や来園者を対象とした講演会の共同開催、動植物園と連携した周知活動の充実などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。大町公園一帯を見ますと、それぞれの施設が何か一体感に欠けているようにも思えます。それぞれの施設の動線も考え、また動物園との連携を図り、さらなる大町公園一帯の活性化を期待しております。

続きまして、大項目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてお伺いいたします。デジタル通貨ＩＣＨ

ＩＣＯについて、私は過去に様々な質問をしてまいりましたが、今回はポイントの還元と今後の事業の展開についてお伺いいたします。

そこで、(1)ポイント還元及び付与についてでございます。デジタル通貨ＩＣＨＩＣＯは、スマートフォンを使って市内提携店舗でデジタル決済ができ、その決済金額に応じてポイント還元できるシステムであること、また、市が主催するイベントに参加することで参加者にポイントを付与していることも理解しています。

そこで、利用者に対してどのような仕組みでポイント還元、また付与しているかをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

ポイント還元の仕組みにつきましては、ＩＣＨＩＣＯの管理システム上でポイント還元を行う期間を設定した後、その期間ごとにポイントの総額、利用者１人当たりの上限額、還元率等を設定する仕組みとなっております。今年度は４月15日から６月16日まで実施したキャンペーン第１弾、11月15日からスタートするキャンペーン第２弾、そしてキャンペーン期間を行わない通常期間という３つの期間を設定してポイント還元を行っているところでございます。ポイント付与の仕組みにつきましては、システム上でポイント付与を行う事業を設定した後、事業ごとに期間、ポイントの総額、参加者１人当たりの上限額等を設定する仕組みとなっております。今年度は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、既に約25事業でポイントの付与を行っており、今後、さらに約60事業のポイント付与を予定しているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。システム上で設定の後、ポイント還元、また付与されるシステムということは理解いたしました。

また、今年度、キャンペーン第１弾、キャンペーン第２弾、そして通常期と、３つのポイント還元期間を設定されているということですが、今回のキャンペーン第１弾で利用者１人当たりの上限3,000ポイントの還元を受けると。キャンペーン終了まで決済しても、ポイント還元を受けられないというような声も少し聞きました。キャンペーン期間中であっても通常期限上限ポイントまで還元すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

現在、ＩＣＨＩＣＯの管理システムでは、あらかじめ設定した期間ごとに利用者１人当たりの上限ポイント数を設定する仕様となっておりますので、キャンペーン期間が終了しない限り、利用者の方に通常期間のポイントを還元することができません。御指摘の点につきましては、利用者の方からも問合せや改善を求める要望をいただいており、本市としても対応が必要であると認識しているところです。今後、ＩＣＨＩＣＯのさらなる利便性向上に向けて、システム改修等の対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。やはり同じような問合せがあったということは理解いたしました。ＩＣＨＩＣＯなどのデジタル通貨愛用者にとって、ポイント還元システムは非常に重要な要素となっていることと思います。また、現在、ＩＣＨＩＣＯスマートポイントという、省エネ家電、防犯用品を購入するとＩＣＨＩＣＯポイントを還元するというものもございますが、省エネ家電を総合環境課、そし

て防犯用品を市民安全課、スマホで決済をデジタル地域通貨推進課が担当して展開しているようでございますが、利用者にとっては、ポイント還元という１つのくくりのように見えております。

例えば、市民からこんなお話を伺ったことがございます。市内のＩＣＨＩＣＯ加盟店でクーラーを購入しようと思うんだけれども、ＩＣＨＩＣＯで買わないとポイント還元してもらえないのでチャージしなくてはならないというようなことをおっしゃっていた方がいるという話を少し伺いました。この方は後に聞いたところによると、購入店舗にて説明を受け、申請後にポイント還元してもらえるということを理解したそうです。このように、利用者にとって、ポイント還元については非常に重要なアイテム、要素というふうに考えられております。利用者にとっては、カワウソのＩＣＨＩＣＯキャラクターを見てしまえば、全てがそう思ってしまうということも理解できます。もう少しこの３課が連携を取ってポイント事業を分かりやすくしていただけると、さらによい結果が生まれてくると思っています。

続きまして、(2)今後の事業展開についてお伺いいたします。

このようにＩＣＨＩＣＯで得られた決済データを次の施策や事業に活用できないか、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯの管理システムでは、１件の決済ごとに支払いが行われた日時、金額、店舗等の情報を把握することができるため、決済データを分析することにより消費の動向等を把握することは可能となります。この決済データを施策等に活用することで業務の効率やサービスの向上などにつなげられるよう、他自治体の活用状況をヒアリングするなど調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。管理システムにより、１件ごとに支払いの日時、金額、店舗の情報が把握でき、決済データを分析し、消費動向を把握できることは理解いたしました。今後分析されたデータを用いるなど、ＩＣＨＩＣＯのさらなる活用に向け予定されている事業展開、また検討されていることなどございましたら、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

現在、ＩＣＨＩＣＯの利用につきましては、買物や飲食といった経済活動を基本としておりますが、さらなる利便性の向上に向け、動植物園の入園料の支払いなど、本市の施設でＩＣＨＩＣＯが利用できるよう準備を進めているところです。また、一部の自治会では、お祭りの模擬店や自治会費の支払いといった場面で試験的にＩＣＨＩＣＯを導入していただいておりますので、利用した感想などをヒアリングし、導入効果の検証を行ってまいります。今後、ＩＣＨＩＣＯが様々な場面で活用され、地域に根づいたデジタル地域通貨となるよう事業展開を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今後、お出かけするときはスマホ一つで出かけられる時代が来るかもしれません。既にそのような様相を見せているというふうにも感じております。お金やサービスがスマホ一つでできてしまうという時代に突入していると思います。ＩＣＨＩＣＯもそのアイテムの一つとして市民に愛されるよう、成長していっていただきたいと思っております。

ＩＣＨＩＣＯについての質問は、こちらで終わります。

続きまして、大項目、３月にオープンした公共施設について質問いたします。

(1)ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯの現状及び課題についてお伺いいたします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは現在多くの方に御利用いただき、にぎわっていることが先順位者の質問で理解いたしました。施設では一部の部屋を貸し出していると聞いていますが、その利用状況、また運営における課題などありましたら、どのように考えているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは子どもの居場所として整備した施設ではありますが、一部のスペースは有料の貸室として大人の利用も可能となっており、５月１日からは、これらの部屋の貸出しを開始したところです。具体的には音楽スペース、多目的スペース、運動スペース、調理スペースについて貸出しを行っており、予約可能な時間帯は、子どもの利用が少ない平日の午前中などの時間を設定しております。貸出しを開始して間もないことから、今のところ利用件数はあまり多くありませんが、その中でも人気があるのは音楽スペースとなっております。スペースを占有できる時間を活用して、個人や団体がそれぞれの活動を楽しんでいるところです。

次に、運営における課題についてです。開館以降、利用者や関係者の皆様の御協力をいただきながら、今のところ大きなトラブルはなく、順調に運営されているものと考えておりますが、施設の目的の一つとして掲げている子どもを中心とした地域の人々の交流の取組を充実させることが今後の課題と認識しております。地域の子ども同士や保護者同士の交流は施設を利用されていく中で自然と広まってきておりますが、子どもの新たな体験につながるような地域の方との交流を促進するためには何か仕掛けや工夫が必要と考えており、地域の方にもボランティアなどで施設の活動に参加していただくことや、様々な年齢層が一緒に参加できるイベントの開催などを検討しているところです。家庭や学校以外の場所で子どもが地域の方々と関わることは子どもの社会性を高めるだけでなく、多様な価値観や文化を学ぶ機会となり、豊かな成長を促すことにつながることから、今後、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯを中心として、様々な世代の交流が促進できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでは、子どもを中心とした地域の人々の交流ということを目指しているとのことでございますが、今後、具体的にどのようなことを実施しようとしているのか。また、物づくりスペース、多目的スペース、屋内運動場、調理スペース、音楽スペースなど、スペースごとに取組が考えられているのか。また、あるのか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもを中心とした地域の交流の具体的な取組としては、まず、地域の方々にそれぞれ得意なことを子どもに教える講師のような立場で活躍していただくことについて検討しております。例えば物づくりスペースにおいては、ミシンを利用したソーイングなどの手芸や子どもでも楽しめる木工作の指導などについて、地域の方に御協力いただくことができればと考えております。そのほか、各スペースの特徴を生かした企画として、壁面に大きな鏡のある多目的スペースではダンスやヨガの指導、調理スペースでは地域の食材を使用した料理や外国の料理を学ぶ体験などの指導、音楽スペースでは模範演奏の披露や演奏技術の

アドバイスなどをいただくことなどを想定しております。また、子どもから大人まで一緒に参加できるイベントでの交流も考えており、例えば屋内運動場でパラリンピック競技となっているボッチャの体験会を行ったり、地域の方が演奏する音楽コンサートをみんなで楽しんだりすることなどを想定しております。引き続き地域の方々の御協力をいただき、楽しく交流しながら、子どもの成長を地域で支えることができる施設となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。各スペースに具体的取組が予定されているということが理解できました。ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯの最大の特徴は、何といっても、子ども中心の施設であることだと思っております。利用者が子どもであれば、今後、子どもたちの意見も取り入れてあげたいし、また、利用する方々の意見も取り上げて生かす必要があると考えております。館内に意見箱などの設置はあるのか。また、利用者の意見をどのように聞いていこうとしているのか、御意見を伺います。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもからの意見を聞く仕組みとしては、施設のオープン前から約20人の小中高校生が集まって、施設運営について意見を交換するこども作戦会議を設置しており、これまでに施設のオープンを周知するチラシづくりや、施設内に置く本や漫画の選定に関する意見の提案などをいただいてまいりました。一方で、日々利用されている方々から広く意見を伺うことについては、現時点では具体的な取組には至っておりません。施設の利用方法や施設でやりたいことなどについて、日頃から利用者の御意見、御要望を伺っていくことは本施設をよりよいものとするために重要なことと考えておりますので、今後、意見箱などを設置するとともに、スマートフォンやパソコンによる意見聴取などについても検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。意見箱の設置、また、スマートフォン、パソコンなどによる意見聴取をこれからまたぜひお願いしたいと思います。今後ますますの発展を期待しております。

次に、(2)八幡市民交流館ニコットの現状と課題についてお伺いいたします。

３月から開館のニコットでございますが、その登録者数及び利用状況、課題についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

八幡市民交流館ニコットでは、令和７年３月１日の開館に先立つ２月15日のプレオープン以降、５月末までに約５万8,000人の利用者がありました。また、貸室の利用は３月から開始いたしましたが、その使用状況は、３月は244件、４月は310件、５月は383件となっており、増加傾向にございます。この貸室の利用に際しては、令和６年12月から使用者登録を開始しており、５月末現在で個人登録が140件、団体登録が394件の計534件となっております。貸室の使用状況といたしましては、特に音楽スタジオや軽運動室の利用が多く、楽器演奏の練習やコーラス、ダンスやヨガなどの活動が行われております。貸室以外では、館内フリースペースを食事やおしゃべりなどで活用していただいているほか、多くの親子連れの方々が屋外広場や屋内の親子つどいの広場を利用しております。

利用者の傾向といたしましては、平日の午前中は、館内に配架された図書を楽しむ親子連れや近隣の保

育施設の園児たちが利用し、お昼どきから夕方にかけては徐々に利用者も増え、併設するカフェで購入した飲食物をフリースペースで楽しむ方が見られます。また、夕方から夜にかけては、利用者が親子連れから自主学習をする学生やパソコン、タブレットを利用してリモートワークをする方に変化してまいります。また、週末になりますと、午前中から音楽スタジオや軽運動室などの貸室使用が多くなるほか、屋外広場や館内にある子どもフリースペースでボルダリングをする子どもたちが増え、最も利用者が多い日曜日は親子つどいの広場は閉まっているものの、平日の約２倍に当たる1,000人を超える利用者があり、施設全体がにぎわっております。現在までの課題といたしましては、屋外広場と館内を行き来する利用者が持ち込む土汚れや館内での飲食の際の食べこぼしなど、衛生面への対応が挙げられます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。しかし、大変な人気施設になっているようで、オープン以来、２か月で延べ５万8,000人の利用。すごい人数だと、ちょっと驚きました。

最後のお答えにありました、課題として挙げられていた土汚れや食べこぼし、こちらについてどのような対応をしているのか、再質問させていただきます。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

館内への入場に際しての土汚れにつきましては、出入口に汚れ取りマットを二重に設置して、持ち込まれる汚れの削減を図っております。また、子ども向けフリースペースに設置されているボルダリングにつきましても、屋外広場で遊んだ子どもたちがそのまま利用することが多く、ホールドと呼ばれる、手や足でつかむ人工の岩や壁面が汚れることが多いことから小まめな清掃を行っております。館内へ持ち込まれた飲食物から出るごみにつきましては持ち帰りをお願いしており、清潔感が保たれる環境を整えておりますが、食べこぼしなどにつきましては、汚れのこびりつきを防ぐよう、委託先の清掃事業者のみならず、職員による小まめな清掃を行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。お答えの中にありました、清掃業者のみならず、職員による小まめな清掃をされているということ、すばらしいことだと思います。清掃することにより愛着が湧き、また、さらによい環境を維持されるというふうに感じております。

また、ニコットは物品販売などの営利を目的とした利用ができるとのことですが、公共施設にそぐわない利用が懸念されると思います。そのような場合、対応はどのようにしているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

物品販売などの営利目的での利用につきましては、使用者登録をする際にその旨を申請していただき、市民活動以外の登録として、使用料条例に定める市民等以外の者の区分の使用料を納めていただいております。一般的なサークル活動の会費と営利目的の教室における授業料との区別は難しいところがございますが、ＳＮＳなどによる生徒募集などの記事が掲載され、営利目的の教室であることが疑われる場合には、申請者に状況を確認して適正な登録方法への変更をお願いしております。また、公共施設の利用として不適切な活動内容が疑われるときは利用者などからのヒアリングを行い、施設の設置目的との乖離や公の秩序または善良の風俗を害するものと認められる場合には活動内容の是正、あるいは利用許可の取消し

を行うこととしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。こちらの見極めは非常に難しいというふうに思いますけれども、公共施設として慎重に対応していただきたいというふうに思います。

また、開館から約３か月が経過いたしましたが、利用者や近隣住民からの声は何か届いているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

利用者の皆様からは、３月の供用開始からこれまでに館内の案内サインが分かりにくい、部屋に時計が欲しい、子ども用の椅子があるとよいなど、幾つかの御意見や御要望をいただいているところでございます。可能な範囲で対応しているところでございます。

また、併設する屋外広場の芝生の定着が悪く、剝がれている部分が発生しているという御指摘もいただいており、現在対応を検討しているところでございます。今後も施設の設置目的に沿った施設運営や事業を展開することで、さらに愛着を持って利用していただける施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。３月に立て続けにオープンしたこの２つの新施設、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯ、八幡市民交流館ニコットが多くの市民に愛され続けられますよう、それぞれよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員　こんにちは。創生市川・自由民主党第２、青山ひろかずでございます。

それでは、初めに、大項目１つ目の行徳地域内における諸課題について質問いたします。

まず、防犯カメラの設置状況と課題、今後の設置についてお伺いします。

私が令和５年６月の市議会定例会で行徳地域内の防犯カメラの設置状況と課題、今後の設置について質問してから２年がたちます。そのときの答弁では、令和５年４月末現在での防犯カメラの数は317台だったと記憶しておりますが、その後、行徳地域内における防犯カメラの設置状況はどのように変わったのかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

本市の街頭防犯カメラは平成17年10月から設置を開始し、令和６年度末現在で338台となっております。令和５年６月定例会では、今回の議員の御質問のとおり、令和５年４月末で317台とお答えいたしましたので、約２年間に21台が増加いたしました。この増加分の内訳といたしましては、市が駅前に設置した街頭防犯カメラが２台、自治会が本市の補助金を活用して設置した街頭防犯カメラが15台、企業から寄贈された街頭防犯カメラが４台となっております。また、これに加え、各自治会が令和５年度から制度を開始した自治会へのカメラ付防犯灯の設置費補助金を活用して72台のカメラ付防犯灯が設置されているほか、昨年度から市が設置したカメラ付防犯灯が51台ございますので、街頭防犯カメラとカメラ付防犯灯は

この２年間で144台増加したことになります。したがいまして、令和６年度末における本市の防犯カメラの設置台数は461台となります。

御質問の行徳地域内の防犯カメラの設置状況でございますが、令和５年４月から令和７年３月までの間にカメラ付防犯灯を含め23台の防犯カメラが増設され、現在、109台のカメラが行徳地域内に設置されております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございます。市内全域の防犯カメラが461台ある中で、行徳地域には109台設置されているとの答弁がありました。これを踏まえて、次の質問に移ります。

令和５年６月定例会で市民部長答弁では、行徳地域における防犯カメラの設置について特化した課題はないが、地域内における防犯カメラ設置数の地域差は認識しており、これは平成17年に市が防犯カメラの設置を開始してから、駅前や商店街など、人の多い地域から設置してきたことが主な要因と考えていると答弁があったと思いますが、その後、行徳地域内における防犯カメラの設置数の地域差の課題は解消されたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

昨年12月定例会の補正予算において100台分を計上いたしましたカメラ付防犯灯につきましては、自治会連合協議会の14地区連合会ごとに７台ずつ設置することを原則として、各自治会に設置場所の要望を伺ったところでございます。そして、現時点で第１次として51台が設置され、令和７年度に予算を繰り越した49台分につきましては、10月末での設置を目指して準備を進めているところでございます。行徳地域につきましては、行徳と南行徳の２つの地区連合会で69の自治会がありますが、第１次の設置では10自治会に10台を設置したところでございます。その後、３月末までに第２次の設置要望を受け付けたところ、行徳地域以外からの要望が想定よりも少なかったことを踏まえつつ、市内全域のバランスを考慮して行徳地区にカメラ付防犯灯17台を設置することとし、現在警察との協議を進めております。このように、市が設置するカメラ付防犯灯につきましては、100台のうち27台が行徳地域に設置される予定になりますことから、議員御質問の地域差につきましては、ある程度改善されるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　それぞれありがとうございました。市内全域のバランスを図って、行徳地域に手厚く設置する判断をした田中市長には感謝申し上げます。

昨年10月に柏井町で発生した強盗事件を受けて、市川市ではカメラ付防犯灯の設置を推進しているようですが、今後のカメラ付防犯灯の設置について、どのような方向性で進めていくと考えているのかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

さきにお答えした令和６年度予算の繰越分の49台とともに、現在、今年度当初予算に計上した30台のカメラ付防犯灯の設置場所について選定作業を進めているところでございます。今後のカメラ付防犯灯の設置の方向性でございますが、カメラ付防犯灯は、防犯灯として周辺道路を明るく照らすという機能に加え、防犯カメラとしての録画機能がありますことから、犯罪抑止という面で、単なる防犯灯よりも優れた

効果を発揮するものでございます。このため、複数台の設置を希望される自治会もありますが、まずは設置を希望する自治会に１台ずつ設置したいと考えております。カメラ付防犯灯の設置などにより、市民の皆様に安全、安心な暮らしを送っていただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。まとめます。柏井町での強盗事件以降、田中市長の適切な判断によりカメラ付防犯灯の設置が進められてきたことがよく分かりました。最近は飲酒運転による車の暴走事件や、面識のない人を無差別に襲う殺傷事件などのニュースをよく目にします。防犯カメラは強盗事件だけじゃなく、各種犯罪の抑止効果につながることはもちろん、犯行現場の映像が残ることにより犯人の検挙にも重要な役割を果たします。犯罪を起こそうと思っている人に、市川市では犯罪を起こすのはやめようと思わせるくらいの防犯カメラの設置を進めていただき、市民の安心、安全につなげていいただきたいと思います。田中市長、よろしくお願いします。

では、次に移ります。次に、蓋つき側溝の現状と改修についてです。

行徳地域の特に行徳街道周辺の旧市街地などは、今でも側溝が古いものが多く、かなり老朽化している現状が見受けられます。側溝の勾配が取れていないため水の流れが悪くなっているところや、蓋が架かっているところでは蓋が割れていたり、がたつきが生じたりするなど危険な箇所も見られ、そこで蓋つき側溝の現状と改修の計画について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

行徳地域の行徳街道周辺は古くから町並みが形成されており、そのほかの地区は昭和40年代から50年代前半にかけて土地区画整理事業により整備されております。この時期に整備された多くの側溝には蓋が架かっておらず、通行者が転落する危険があったことから、これまで転落防止策として薄い蓋の設置が進められてきました。また、当時の側溝及び蓋は現在使用しているものと比べて長さが短いということもあり、当時の形状のままの箇所では、蓋割れや側溝と蓋のがたつきが生じている箇所がございます。側溝の改修につきましては、計画に基づく改修ではなく、市民要望や道路パトロールを基に排水不良と損傷状況を確認し、必要性の高い箇所から順次改修しております。その際、勾配不良の解消も兼ねて、基本的に蓋のずれにくい新しいタイプの側溝に入れ替えており、令和６年度は行徳支所管内で約900ｍの側溝を改修しました。今後も引き続き側溝の改修及びメンテナンスを進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。側溝改修について順次進めていくことは理解しました。しかし、これから梅雨や台風など大雨が多くなる時期になるに当たり、老朽化により勾配が取れてない箇所や、蓋が重く、市民では清掃できない箇所では土砂の堆積やごみの詰まりなどにより雨水を処理することができず、道路が冠水する可能性が高くなってくると思われます。

そこで、現在、市による側溝の清掃は要望のあった箇所を行っているものと思われますが、市が点検などにより状況を確認し、必要な箇所の清掃を行っていく考えなのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

側溝清掃は、自治会等の地域活動によって自ら清掃を行う場合があるものの、その多くは要望に基づい

て本市職員が現地調査を行い、土砂等の堆積状況を確認した上で委託契約している業者が清掃しております。道路冠水が頻発する場所については、梅雨の時期や台風の時期の直前に職員が側溝や雨水ますの点検等を行い、道路冠水被害の低減に努めております。側溝は降雨状況によって土砂等の堆積状況が変化するため、市で全てを点検することは効率が悪く、要望に基づく対応のほうが効率がよいと考えております。そのため、広報やＳＮＳを通じて市民の皆様に清掃への協力を呼びかけているところでございます。今後も要望に基づいた清掃を実施し、道路冠水が頻発する場所については市で点検をしてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　どうもありがとうございました。これから梅雨や台風の前には点検を実施していくことが分かりました。行徳地域では、蓋架け歩道の段差などについては、整備により大分解消されているものの、側溝は、河原から新井にかけての旧道と言われている行徳街道周辺では老朽化しているのに、まだ改修されていない箇所が多いので、できるだけ早く改修をしていただきたい、通行の安全確保や道路冠水の防止に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、２つ目、本市におけるドッグランの整備について質問します。

私は令和６年９月定例会において、ドッグランの整備について質問いたしました。そのときには、全国的にペットの人気が高まっていて、本市では比較的若い世代が多く住む妙典地区などはドックランを求める声を耳にすることがありました。ドッグランは、飼い主同士の交流の場やマナーの向上にとても役立つ施設だと思うことをお話ししました。市からは、ペットを飼わない人と共存、ペットの鳴き声といった問題もあって、これまでは住宅地から一定程度の距離のある場所を選定していること、現在は平成28年から運用開始した塩浜第２公園の１か所となっていることを伺いました。そこで江戸川の河川敷を活用してはどうかと提案したところ、河川管理者である国土交通省江戸川河川事務所からは、一定の要件を満たせば設置は可能との見解をいただいた。安全確保が最重要であり、設備だけでなく、管理体制も十分に検討しつつ、市民ニーズを踏まえソフト、ハード面から検討を進めていくとの答弁がなされました。

そこで質問に移りますが、定例会の後にドッグランの整備に関する市民アンケートを実施したと聞いていますが、その結果についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ドッグランは、現在、塩浜第２公園での運用を行っておりますが、新たなドッグランの整備につきましては、十分に市民ニーズなどを検討する必要があると考えております。このことから、本年５月にペット等に関するアンケートを実施し、約2,500人の方から御回答をいただきました。アンケートの中で、犬を飼っているとの回答割合は10％程度でしたが、新たなドッグラン整備については全体の48％、約1,200人の方が賛成といった結果でした。ドッグランの運営についての設問では、市で行う場合、無料とすべきが約５％となっており、多くの方が一定の利用料を徴収すべき意向であることも分かりました。また、ペットに関して市が優先的に実施すべき取組を伺ったところ、複数回答による結果になりますが、飼主マナーの啓発への取組が55％と最も高く、次いで犬や猫の譲渡会の充実、続いてマイクロチップ装着の推進、続いて地域猫、保護猫に関する周知啓発の順となり、ドッグランの整備は12％となっておりました。これらの結果から、ドッグランに関する市民の意向は、整備には肯定的であり、利用者には料金の負担を求めていること、ペット関連施策の中では、ドッグラン整備よりも優先すべき取組があると考えていることが確認はできました。ドッグランは人と動物の共生、飼い主のマナー向上やコミュニティーの場の形成といっ

た役割があることから、アンケート結果を踏まえ、ほかのペット関連施策を見定めながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。アンケート結果について伺いました。このアンケートでは、ドッグランの整備について約半数の方が賛成されたとのことで、同じ思いを持っている方が多いことが分かりました。また、利用料の徴収については有料との回答がほとんどだったとのことで、新たな整備には多額の経費がかかります。船橋市にあるアンデルセン公園では、１頭１回300円、駐車場も有料と聞いておりますから、適切な利用料については研究を進めていってほしいと思います。

一方、ペット関連の取組の中で、ドッグラン整備をすることの優先順位は高くないとのことでしたが、代表質問で答弁があったとおり、犬の登録は約２万頭と伺っています。私は十分に市民からのニーズがあるのではないかと思っているところです。

では、再質問いたします。昨年の質問において、江戸川河川敷へ整備することを提案しました。その後の検討状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

御質問者から江戸川の河川敷を活用したドッグランの整備を御提案いただき、候補地の一つとして検討を進めてまいりました。昨年度、河川を管理する国土交通省の打合せでは、一定の要件を満たせば設置は可能と見解をいただいており、平時から水際を含めた安全対策を講じることが必要と考えているところです。河川敷へのドッグランには相応のスペースと、駐車場やトイレ以外にもフェンス、日よけや水場、ベンチ、犬用トイレ、清掃用具入れ等の設置が考えられ、増水時は河川の安全確保のため、これらの設備の一時的な撤去等も大きな課題と考えております。現在運用中の塩浜第２公園では、ドッグランの管理を利用者の方々にお願いをしておりますが、河川敷に開設した場合の管理についても、地域や飼い主の皆さん等に意見を伺う必要があると考えております。近年、近隣自治体で河川敷にドッグランを開設した事例もありますことから、安全対策や管理方法について現地確認や状況を伺うなど、河川敷での開設の実現性について慎重に判断してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。江戸川の河川敷は安全対策に関する課題さえクリアすれば最適な場所であると思います。引き続き他市の事例も参考に検討していただきたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。今後のドッグラン整備について、江戸川河川敷以外にもドッグランの新たな整備について検討しているところはあるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ドッグランの新たな整備については、鳴き声に対する苦情の対応として、民家から離れていることや広いスペースが確保されていること、利用者による自主的な管理が可能であることなどが要件と考えています。東京に近い本市は住宅が多く、未利用の土地も少ないことから、要件を満たす候補地を探すことは困難な状況です。また、既存の公園でのさらなる開設についても、一般の利用者とのトラブル防止策など課題が多いことから、慎重に検討を進める必要があると考えております。さらなるドッグランの整備につい

ては、市内に約２万頭の犬が登録されている現状から求められる場所の一つであることは認識しておりますが、その他のペット関連施策を見定めながら、候補地についても関係部署と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。答弁を伺うと、それ以外の場所では困難であるとのことですから、やはり江戸川河川敷はよい候補地でないかと再確認いたしました。安全面の課題については、河川敷を活用するための事例を参考に検討を続けてほしいと思います。

また、市内にはペット関連の大手の会社があると聞いていますが、近隣市では民間が運営するドッグランが複数あります。本市での事業展開の可能性や自治体との共有について、調査を行ってはいかがでしょうか。

いずれにしても、ドッグラン整備についてはアンケートで回答の市民約2,500人と、約半数の方が賛成としている取組です。実現に向けて検討していただきたいと要望を込めて、次の質問に移ります。

次の質問は、仮称押切・湊橋の整備に関する本市の認識についてお伺いします。

事業の進捗状況と課題についてです。

昨年７月６日に行徳公民館で仮称押切・湊橋の事業説明会が開催され、私も出席して説明を聞きました。説明会から約１年が経過しておりますので、現在の事業の進捗状況と現時点における課題について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

この事業は千葉県と東京都で進めており、令和５年１月に千葉県が都市計画事業の認可を取得した後、用地測量、用地幅ぐいの設置を行い、現在は境界立会いなどを行っております。昨年７月の事業説明会では、旧江戸川沿いの道路と行徳街道との間の通行確保を目的とした機能補償道路の追加と用地補償などについて説明がされました。説明会以降の事業進捗状況は、関係機関と協議しながら橋梁や道路の設計を進めているとのことです。事業の課題としましては、道路ができることで県道を横断しづらくなるといった御意見や、既存道路の拡幅のため移転や建て替えなどが必要になることへの不安がある、事業に関する相談ができる場所を設置してほしいとの意見があり、それらに対する対応方法などの課題がありました。

そこで、千葉県は行徳支所で本年６月30日から８月29日の間、昨年行った事業説明会の説明内容をまとめたパネル展を開催し、期間中の毎週水曜日には、オープンハウス形式でスタッフが資料の説明や質問を受け付けることを予定しているとのことでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。これまで地元から橋の建設について相談する場所が分からないといった声がありました。その声に対応していただけるとのことで感謝します。今年の６月30日から８月29日の間、説明会をやるということで安心しました。

次に、地元からの要望についてです。

現在、橋が建設される場所には湊水神宮がございます。ここには水の神様である水神様が祭られており、今の場所のままでは、橋が建設されるとお宮が橋の下になってしまうため、別の場所に移転してほしいという地元からの要望があったと思います。

そこで、湊水神宮の移転要望についてどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

千葉県は、これまで行った説明会や地元へのヒアリングの中で湊水神宮の移転に関する要望を受けております。要望の内容は、水神宮が現在の場所のままだと新しい橋の完成後、水神様が橋の下になってしまうことから、川沿いの代替地に移転するようにしてほしいというものでした。この要望に対し、現在、千葉県は移転先の条件などを確認しているところであり、地元の御理解と御協力をいただきながら移転先や移転方法等について協議していくとのことです。本市としましても、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。また、移転先や方法については検討中であるとのことで理解しました。湊水神宮ですので、移転先は湊側であることが望ましいと思います。地元が大切にしている水神様なので地元の意見を伺い、丁寧な説明をお願いいたします。

次に、今後の整備スケジュールについてです。

先ほど現在の進捗状況については伺いましたが、今後どのような整備スケジュールとなっているのか。この橋から続く行徳駅前通りについても、現在、市では無電柱化事業を進めていると聞いておりますので、そちらの整備スケジュールも併せてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

千葉県に今後の整備スケジュールを確認したところ、今年度から用地取得に着手するとのことでした。また、防災力の強化に寄与する取付け道路部の無電柱化の必要性を認識しており、排水路や上下水道管などの占用者の意見も確認しながら、本市と連携し、無電柱化を検討していくとのことです。

また、本市が無電柱化事業を進めている市道0104号行徳駅前通りについては、現在、街路樹を保存するため、電線共同溝の管路を車道に敷設する検討を含めた詳細設計を行っております。今後は工事着手前に説明会を開催するなど、沿道関係者から事業への御理解を得られるように努め、令和15年度の完成を目標に無電柱化事業を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。仮称押切・湊橋は今年度から用地取得に着手するということで、行徳駅前通りは検討中です。令和15年度の完成を目指すということも理解しましたが、引き続き地元の皆様には丁寧な説明を行いながら事業を進めていってもらうことを要望して、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時９分休憩

午後２時40分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員　公明党の久保川隆志でございます。通告に従いまして、一般質問を一問一答で行わさせていただきます。

最初の質問、市内の道路陥没と下水道事業について伺ってまいります。

令和７年１月28日には、埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没にトラック運転手が巻き込まれ、死亡する事故が発生するとともに、約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど重大な事態が発生しました。トラック運転手は５月２日の朝、下水道管内から救出がされ、死亡が確認をされました。改めて道路陥没事故で犠牲になられた運転手の御冥福をお祈り申し上げます。

過去の大規模な道路陥没事故を振り返りますと、平成28年11月８日に福岡市の博多駅前で発生した大規模な道路陥没事故では、工事中に地盤が割れたことによって地下水が流入したことが原因と見られており、令和２年10月18日には調布市の住宅街で道路の陥没や地中の空洞が相次いで発見され、原因は外環道のトンネル掘削工事によるものとされています。八潮市の道路陥没事故を受け、本市では分流式下水道と合流式下水道の終末処理場を下流域に持ち、都市インフラの老朽化問題もある中ですので、事後対応型から予防保全型の維持管理への転換も必要なことから、項目ごと質問をさせていただきます。

まずは、(1)道路陥没の発生状況と下水道管路の因果関係についてです。

道路陥没は突発的に発生することが多く、交通の混乱や重大な事故を引き起こす危険性があります。道路陥没とは、道路の一部が突然沈下したり、穴が空いたりする現象のことですが、主な原因には地盤の変化やインフラ設備の老朽化が挙げられています。国土交通省によると、2022年度の全国の道路陥没発生件数は年間およそ１万件に上り、特に道路排水施設に関連するものが約半数を占め、下水管やボックスカルバートなど、水に関わる部分で多く発生をしているとされています。本市でも道路陥没が発生していると思いますが、どのくらい道路陥没が発生していて、その原因となっている地下埋設物、例えば下水道管や水道管、ガス管がありますが、原因となっている件数が分かれば伺います。また、下水道管が起因となった道路陥没について、どのようなことが原因なのか、併せてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　本市で発生した道路陥没につきましては、令和５年度は47件、令和６年度は66件となっております。また、この道路陥没の原因と見られる地下埋設物の内訳でありますが、本市が把握しているのは下水道管のみであり、令和５年度は27件、令和６年度は35件となっており、道路陥没の50％以上を占めております。一方で、国土交通省が公表している統計資料によると、都市部における道路陥没は地下埋設物が原因となっている割合が高く、その中でも下水道管によるものが水道管やガス管などよりも高く、本市におきましても同様の傾向であるものと推察しております。道路陥没の原因となる水道管の破損は、一般的に老朽化や硫化水素による腐食、地盤特性のほか、地震や近接工事などの振動による影響が考えられております。

市内で下水道管路を起因とする道路陥没が発生しているのは、本市で最初に下水道整備に着手した菅野・真間地区が全体の９割近くを占めており、その多くが、住宅などから下水道本管に接続するための取付け管が破損したものでございます。この地区の取付け管は、整備当時に主流だった陶製の管であり、比較的振動に弱い特性であるため、通行する車両や他の工事などが影響し、管の老朽化と相まって破損したものと考えております。国の調査資料におきましても、下水道管の破損箇所が取付け管であるものが約55％、また、材質が陶管であるものが74％を占めており、本市も全国的な傾向と同様であると考えており

ます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　道路陥没の原因は、本市で把握している令和５年度と令和６年度の件数に対して全体の50％以上を下水道管で占めていること、理解をいたしました。本市では、昭和36年から菅野・真間地区、また市川南地区、そして行徳地区等で整備を行ってきておりますが、その中でも市内で下水道管路を起因とする道路陥没が発生しているのは、菅野・真間地区が全体の約９割を占めていて、その多くが陶管の取付け管の破損が原因であることも理解をいたしました。下水道管を起因とする道路陥没の発生について、大きな事故が起きないよう予防保全に努めるべきと考えますが、本市ではどのような対策を講じているのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　菅野・真間地区における下水道管路の予防保全対策といたしましては、令和元年度に策定した市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、令和２年度から長寿命化対策を行っております。事業の内容といたしましては、道路陥没の主な要因となっている陶製の取付け管を硬質塩化ビニル製の管に交換する工事を行っているところでございます。また、今年度からは陶製の取付け管の交換に加え、老朽化の進んだ管路本体を内部から更生する工事についても本格的に着手してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　予防保全対策と長寿命化対策に関しては、引き続き事業の推進をお願いいたします。

陶管の取付け管を硬質塩化ビニル管に交換する工事については、道路陥没が起きては遅いため、より一層のスピード感を持って交換工事を急ぐ必要がありますので、老朽化の進んだ下水道管路本体の更生工事とともに整備更新をぜひともお願いいたします。

では、続いて、(2)八潮市の道路陥没事故を受けて実施した調査における調査方法について伺います。

国土交通省は、令和７年１月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、このような事故の発生を未然に防ぐため、１月29日付で下水道管路施設に対する緊急点検を発出し、３月18日には下水道管の全国特別重点調査の実施を地方公共団体に要請をしました。八潮市の道路陥没事故を受けて全国的に調査を実施していると思いますが、本市がこれまで実施してきた下水道管渠内の調査について、目視以外ではテレビカメラや小型ドローン等を使っての調査手法があると思いますが、どのような手法で実施をしたのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　本年１月28日に八潮市で発生した下水道管路の破損を起因とする道路陥没事故を受けて、１月29日付で国土交通省から下水道管路施設に対する緊急点検についての事務連絡が発出されております。この点検は、都道府県などの流域下水道の管理者が管理する下水道処理場に接続する大規模な下水道管路を対象に緊急的に実施するもので、本市域においては千葉県が管理する下水道施設が対象であることから、本市の下水道管路は対象となっておりません。しかしながら、市民の方々の不安を少しでも軽減するため、市独自の基準による自主的な点検を１月29日から２月６日にかけて緊急的に実施いたしました。この緊急点検では、本市が管理する下水道管路約500kmのうち、事故につながる可能性のある大きな幹線管路などのうち、整備から一定年数が経過し、硫化水素の影響が懸念される約12kmの管路を対象としております。調査の手法といたしましては、幹線管路等が敷設された道路の路面状態やマンホール内部

の状態、そして管路内が破損していないか、点検用ミラーによる確認実施を行い、いずれも異常がないことを確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　緊急点検は、都道府県が管理する流域下水道管路を対象にしていたため、本市の下水道管路は対象になっていないとのことで、それでも、本市では自主的な点検にて１月29日から２月６日まで緊急的に実施をし、幹線管路等の約12kmを点検用ミラーにて破損等の状況確認をしたということで、この迅速な対応に関しては敬意を表します。

本市での緊急点検後には、３月18日に国土交通省が下水道管路の全国特別重点調査を要請していますが、この調査では調査対象が決められておりますが、本市では調査対象の要件に該当しているのか。その場合はどのような調査方法で実施をする予定なのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　本年３月18日に国土交通省から要請のありました全国特別重点調査は、有識者から構成される検討委員会より、大規模陥没につながる要素と事故時の影響度の観点から、大口径かつ古い基準の構造の管路を調査対象とする提言を踏まえたものであります。この調査では、さきの緊急点検の要請があった流域下水道の管理者のみならず、全国の市町村も含めたより広範囲な調査となっており、具体的には設置から30年以上が経過した内径２ｍ以上の管路が調査対象とされております。本市では、比較的口径が小さい下水道管路が大部分を占めておりますが、一部合流式の下水道区域には口径が大きい管を使用しております。このため、調査対象の要件に該当する東菅野２丁目、真間２丁目、中山３丁目の下水道管路約470ｍについて、今年度調査を予定しております。具体的な調査方法といたしましては、管路内に直接調査員が入って、目視などによる調査を実施する予定でございます。また、これと並行して、菅野・真間地区ではストックマネジメント計画に基づき目視やテレビカメラによる下水道管路の調査も行っており、管路の状態を的確に把握することにより予防保全に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　本市では比較的小口径の下水道管を占めているものの、一部合流式下水道区域では比較的大口径の管を使用していて、この対象要件に該当する管路約470ｍにおける調査を予定しているということで、調査手法においては、管路内に調査員が入って目視などによる調査を予定していること、理解をいたしました。

また、菅野・真間地区では、市川市下水道ストックマネジメント計画に基づいて目視やテレビカメラによる管路調査も行い、状態把握による予防保全に努めているとのことで、インフラの老朽化対策を進めるには安定的かつ十分な予算確保が必要不可欠ですので、計画的な管理と予防保全の徹底をした上で市民の安全な暮らしを守っていただき、持続可能なインフラの維持管理に努めていただくことをお願いしまして、次に移ります。

続いて、(3)下水道管路の点検義務に関する実施状況と今後の取組についてです。

国土交通省では、平成27年施行の改正下水道法で、腐食のおそれが大きい下水道管路について５年に１回以上の点検が義務づけられましたが、本市で対象となる管路の現状と点検の実施状況、そして今後の取組について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　国土交通省は、平成24年に発生した笹子トンネルの天井崩落事故を受けて翌年を社会資本メンテナンス元年に位置づけ、点検強化を促し、対策を進めております。下水道管路につきましては、御質問のとおり、平成27年度から５年に１回の頻度での点検が義務づけられております。実施する点検箇所といたしましては、下水の流路の勾配が著しく変化する箇所または下水の流路の高低差が著しい箇所及び伏越室の壁、その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所が対象となっております。本市では、菅野・真間地区においてガス管や水道管などの地下埋設物を避けるため、部分的に下水道管を深く埋設した、いわゆる伏越管などの約40か所が対象となっております。これらは定期的な清掃、あるいは保守点検の際に少なくとも２年に１回、場合によっては毎年目視での確認を実施しております。

今後の取組といたしましては、現在、国が定めている５年に１回に対し、本市では２年に１回と、より高い頻度で実施していることから、引き続きこの頻度を継続することで下水道管路の破損の早期発見につなげてまいります。下水道管路の破損は道路陥没だけではなく、下水道を利用する市民生活にも影響が大きいことから、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　点検が義務づけられた本市の対象箇所は菅野・真間地区における約40か所となっており、２年に１回ないし場合によっては毎年定期的な清掃と保守点検を目視で実施していることを理解いたしました。

国が定めている５年に１回以上の点検に対して、本市では２年に１回と高い頻度で実施していることで、この取組に関しても大いに評価をしたいと思います。これからも道路陥没事故の再発防止と早期発見、また適切なインフラ維持更新に努めていただき、安心、安全で快適な町の整備をお願いして次に移ります。

次に、(4)ウォーターＰＰＰ導入に関する検討状況について伺います。

ウォーターＰＰＰに関しての質問は、令和６年９月定例会での一般質問にて、宮本議員が下水道事業における官民連携について取り上げております。下水道管の老朽化を起因とする道路陥没はある日突然に発生することから、未然の防止対策を計画的に講じることが重要だと考えます。本市でも、計画的に老朽化対策の役割を担うウォーターＰＰＰの導入を検討していくと聞いていますが、導入する場合のメリットや現在の検討状況を伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　下水道事業におけるウォーターＰＰＰは、民間企業のノウハウや創意工夫を活用するため、国において定められた制度であり、ウォーターＰＰＰの導入が令和９年度以降の汚水管渠の老朽化対策に係る交付金の交付要件とされております。ウォーターＰＰＰの導入は、下水道サービスを継続して提供するための選択肢の一つであり、管渠などの下水道施設の老朽化対策に関する費用や人材不足などの諸課題に対処する有力な手段とされており、下水道事業の持続性をいかに確保するかという、人、物、金といった経営資源に関する課題への対応策の一つとなっております。

そこで導入のメリットでございますが、まず人の視点では、技術職員の減少や高齢化の進展により執行体制の脆弱化が課題となる中、民間の専門人材を補完的に活用できるようになることが期待されます。また、物の視点では、下水道施設の劣化状況の分析により効率的な予防保全型の修繕につながり、管渠の延命が期待され、そして金の視点では、長期継続契約によるコストの平準化や下水道施設全体のライフサイクルコストの低減が期待されるところであります。

次に、現在の検討状況になりますが、今年度より専門のコンサルタントに委託し、導入に向けた検討に着手しております。具体的には、計画や企画、体系、枠組みといった事業スキームを決定するために、対象となる施設を下水道管渠のみとするのか、あるいはポンプ場なども含めた複数の施設にするかなど、最適な業務範囲について比較検討を行うものであります。また、民間事業者に対し、本市のウォーターＰＰＰへの参画の意向を確認するマーケットサウンディングについても予定をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ウォーターＰＰＰの導入は、令和９年度以降の汚水管の老朽化対策に係る国の交付金の交付要件とされており、道路陥没をはじめとするインフラ事故を防ぐには、行政と民間が一層の連携を図り、ＰＰＰの取組を加速させることが求められていますが、導入に当たっての人、物、金の視点での御答弁を伺うと、ウォーターＰＰＰの導入は待ったなしと考えます。本市では、今年度より専門コンサルタントに委託をして導入に向けた検討を進め、マーケットサウンディングなどを予定しているということですが、ウォーターＰＰＰを導入する場合、今後どのようなスケジュールを予定しているのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　本市では、今後、老朽化した下水道管渠の急増が見込まれ、老朽化対策に多くの技術職員が必要となると見込んでおります。このような状況に対し、民間事業者が参画するウォーターＰＰＰを導入することで老朽化対策を効果的、効率的に取り組むことが可能となり、これにより老朽化対策以外の下水道施策に一層注力することで、より健全な下水道事業の運営に寄与するものと考えております。このため、今年度の導入可能性調査を踏まえて導入すると判断した場合には、令和８年度より公募や入札に向けた手続を進めるなど、早期実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　今年度の導入可能性調査を踏まえて導入すると判断した場合には、令和８年度より公募や入札に向けた手続を進めるとのことで、国の交付要件に対してはぎりぎりとなってまいります。令和６年６月定例会にて公明党が提出した、相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制の整備、令和９年度以降の要件化を自治体の取組状況に応じて弾力的な対応検討を盛り込んだ下水道の維持管理・更新におけるウォーターＰＰＰ導入に向けての丁寧な対応を求める意見書では、賛成者多数で採決をいただきましたが、現状では令和９年度以降の要件化は必須となっていて、導入の可否が迫られています。導入可能性調査については、千葉市や船橋市、佐倉市が令和６年度から着手しており、導入に向けた駆け込み需要で事業者の確保が困難になることも予想されます。老朽化対策や未普及地域の早期解消などの課題がありますが、最少の経費で最大の効果となるよう効率的な推進をお願いいたしまして、道路陥没と下水道事業に関する質問は以上といたします。

次の大項目、熱中症対策について伺います。

気象庁によれば、2024年、2023年との日本の年平均気温偏差はプラス1.48度となり、これまで最も高い値だった2023年のプラス1.29度を大きく上回り、最も高い値となったと発表していますが、2024年６月から８月の夏においては、全国の平均気温が平年より1.76度高く、1898年の統計開始以来、過去最高となっています。気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。関東甲信での梅雨入りは６月10日に発表されましたが、沖縄では６月８日に梅雨明けとなり、平年より13日も早いとのことで

す。市川市では、梅雨明けの発表はありませんが、今週は30度超えの日々が続き、６月とはいえ、熱中症警戒アラートも発表されています。気象庁の季節予報によれば、今年６月から８月の気温は例年に比べて全国的に高く、再び猛暑が予想されています。市民の命と健康と暮らしを守る取組強化は喫緊の課題であり、熱中症に関しての質問をさせていただきます。

まずは、(1)気候変動適応法の改正に伴う本市の対策についてです。

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が2023年に公明党の推進によって改正され、昨年、2024年４月１日から施行されていますが、法改正の背景や概要と、改正に伴い熱中症特別警戒情報が創設されましたが、本市に課せられて新たに実施する対策について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため気候変動適応法の一部が改正され、昨年４月に施行されました。改正法では、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定制度等が定められました。熱中症特別警戒情報は、気温、湿度などの要素を基に算出する暑さ指数が千葉県内14か所の全ての観測点において、翌日の予測値が35以上に達する場合に国が発表することとなっており、自治体がクーリングシェルターとして指定をした場合、その施設管理者には開放が義務づけられております。熱中症特別警戒情報が発表された場合、市長を統括者とする熱中症特別警戒対策会議により対応を検討し、大規模停電など、災害級の事象と同レベルの対応が必要な場合には災害対策本部で対応策を決定してまいります。また、本市独自の対応として、市民の安全面を考慮し、近隣の船橋市または江戸川区の観測点で暑さ指数35以上が予測されるとき、または達したときには公共施設のクーリングシェルターを開放することとしております。引き続き市民への情報周知やクーリングシェルターの指定などを進めることで熱中症の予防に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　では、続いて、(2)本市が実施する熱中症対策と市民への周知について伺ってまいります。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。

そこで、熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症予防のために市民にどのように周知を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

熱中症は小まめに水分を補給し、室内でのエアコンの活用や、外出時は日傘や帽子の利用により暑さを避けるなど、正しい知識を身につけ、体調変化に気をつけることで自ら健康被害を防ぐことができます。これらの予防方法については、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどで周知啓発を行っています。さらに、熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報が発表された場合には外出を控え、涼しい環境で過ごすよう、防災行政無線やメール情報配信サービス等により注意喚起を行うこととしています。

以上であります。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。熱中症を予防するためには脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われていますので、小まめな水分補給やエアコンの活用、日傘や帽子の利用など、御答弁

のとおりになりますが、周知が課題と考えております。

消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約５割が熱中症弱者と呼ばれる高齢者となっており、熱中症で亡くなられる方は高齢者が多くを占めています。高齢者は暑さや喉の渇きに対して敏感でなくなっているケースもあるため、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要で、そのためには介護や地域保健部門の関係者が一体となって、対策を的確に進める必要があると考えます。

そこで、高齢者への効果的な熱中症予防を進めるために、本市は高齢者への周知をどのように行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者への周知については、高齢者の支援を行う関係機関による周知や高齢者の集う通いの場などで周知などを行っております。具体的には、高齢者の生活を支援する高齢者サポートセンターの職員や地域の見守り役である民生委員を通じて、御自宅への訪問の際などにエアコンの適切な利用や水分摂取などの声かけをするほか、高齢者サポートセンターでは、高齢者向けに熱中症の症状や早期対応、日頃からの水分と栄養補給の大切さについての講座を昨年度２回開催しております。また、高齢者の集ういきいきセンターやてるぼサロンなどでは、活動の際には室内の温度や湿度に気を配り、水分補給を小まめに行うなど、熱中症対策の注意喚起を行っております。それらに加えまして、市公式ＬＩＮＥアカウントの健康長寿というカテゴリーにおいて、熱中症予防のための最新の情報を入手できるよう情報配信を行うほか、熱中症予防のポスターを高齢者サポートセンターやいきいきセンターなどで提示し、注意喚起に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　熱中症が多い夏の時期を中心に高齢者サポートセンターの職員や民生委員を通じた自宅訪問の際にエアコン等の室内環境を確認し、水分摂取等の声かけをしているとのことで、見守り活動で該当者の命が救われることが多いと思いますので、熱中症予防のチラシを渡しながら注意を促し、見守り活動をぜひとも引き続きお願いしたいと思います。

しかしながら、高齢独居や高齢世帯の見守りの輪に入らない方などは、地域で気にかけながら見守りができるような熱中症弱者への声かけ体制も必要と感じています。暑さの災害といっても過言ではなくなっていますので、これから一番暑い季節を迎えるに当たり、支援の手が入っていない方への対応を含めて、誰一人取り残さない市民の命と健康と、また暮らしを守る、今一重の取組をお願いしたいと思います。

続いて伺いますが、熱中症予防に水分、塩分の補給が基本と言われていますが、近年、誰でも無料でマイボトルに飲料水をくむことができる給水スポットの普及が進んでいます。マイボトルの携行による給水スポットの役割は、気候変動、海洋資源の保護に関わるプラスチックごみの使い捨てを削減する具体策として持続可能な社会実現へ注目を集めております。これは市民への熱中症予防対策やＳＤＧｓ等の啓発に大いに役立つと感じております。給水スポットの設置については、本年２月定例会にて宮本議員がマイボトルの推進との観点で一般質問をされていましたが、熱中症予防対策の小まめな水分補給を促す観点からもマイボトル用の給水機を公共施設等へ設置すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　本市公共施設への給水機は、公民館やスポーツ施設など一部の施設で設置されており、本年２月時点では15施設で、直飲みタイプまたはボトル給水タイプのいずれかが設置されておりま

す。御質問のマイボトル用の給水機設置の効果としては、水分補給の環境が整うことで熱中症予防につながるといった健康面の効果のほか、マイボトルを持ち運びすることでペットボトルの使用を抑制するといったプラスチックごみの削減効果もあると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　滋賀県大津市では、琵琶湖の環境保全のため、マイボトルを持ち歩く習慣を身につけてもらおうと、子どもや車椅子の人も利用できるよう、通常の冷水機より注ぎ口と押しボタンの位置を低くしたり、マイボトル給水と併用の冷水機の設置などもされています。また、東京都荒川区では、熱中症予防の推進及びプラスチック製品の使用抑制に関する連携強化を締結し、本協定により、新たに区の施設15か所へマイボトル用給水機を導入し、区民が水分補給しやすい環境を整え、水分補給の促進による熱中症予防の推進及び使い捨てプラスチック製品の使用抑制を図るとしています。ゼロカーボンシティの実現に向け取り組む本市でも、給水機メーカーと協定を締結して公共施設への給水機の設置を行う考えはないのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　自治体で行われていますメーカーとの業務提携による給水機の設置は、多くの事例でプラスチックごみの削減と合わせた熱中症予防を目的として行われております。取組のメリットとして、メーカーにとっては製品の宣伝や企業ブランディング、自治体にとってはメーカーとの分担による財政的負担や維持管理の負担の軽減といったことが考えられます。公共施設への給水機設置が進むことは熱中症予防にとって有効であると認識しており、関係部署と連携を図りつつ先進事例を調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　官民連携による取組を広げていくことでコストを抑えられ、市民にとっては水分補給の促進ができれば、熱中症対策のみならず健康増進にもつなげられます。公共施設等への給水機の設置方法は官民連携以外にもありますが、大事なのは、小まめに水分摂取して飲み干したとしても、マイボトルに補給できる環境整備は地球温暖化の中、必要な取組と考えますので、早期に設置が進むことを強く要望いたします。

最後に、クーリングシェルターについて伺います。私は令和６年９月定例会での代表質問にて、クーリングシェルターや涼みどころの周知と開設施設の拡充を要望していましたが、情報を入手しづらい市民がエアコン未設置だったり、エアコンがあっても電気代を気にしたり、体に合わなかったりと、熱中症の危険を知らずにエアコンを使用せずにいるため、今定例会の代表質問でも、先順位者より涼みどころについて触れられていましたが、暑かったら、いつでも誰でも涼しめる場所があることの周知を広げていただき、開設施設を分かりやすい地図で案内していいただいて、市内４か所であれば施設の配置図も分かりやすいと思いますので、熱中症予防も兼ねた工夫したチラシの作成で周知が必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　スマートフォンなどを持たない方でも、近くのクーリングシェルターや日常から暑さをしのげる涼みどころを容易に知っていただくことができるため、エリアごとで細分化した紙媒体のマップは有効と考えていますことから今後検討してまいります。さらに、そこでは施設ごとの給水機の有無

や、熱中症の予防や対処方法などを併せて掲載するなど、市民の皆さんに分かりやすい情報提供を行うため内容の充実、工夫を図り、熱中症の予防に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　本市には、危険な暑さから避難できるクーリングシェルターが公共施設や関連施設、ショッピングプラザや薬局など市内42か所あり、熱中症特別警戒アラートの発表状況にかかわらず、暑さをしのぐ場所として涼みどころが市内35か所あります。エリアで細分化した紙媒体のマップを、給水機の有無なども入れて作成を検討するとのことでありましたので、熱中症予防や対処方法等も情報提供できるよう、ぜひお願いをいたしまして、次、(3)に移らさせていただきます。

(3)屋外で作業する職員への対応についてです。

近年の気候変動の影響から夏の猛暑が深刻化し、熱中症による労働災害がここ数年、増加傾向にあるため、労働安全衛生規則の一部改正により、今月６月１日から職場における熱中症対策が義務化されました。これを受けて、本市では熱中症の危険から、特に熱中症リスクが高い屋外で作業する職員を守る取組として、どのような対策が行われているのか伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市では、これまで職員に対する熱中症対策といたしまして、庁内ネットワークの掲示板や庁内メールを活用し、厚生労働省などから提供される情報や健康管理担当室だよりを通じまして、熱中症の症状やその予防方法などの周知を行ってまいりました。御質問にありました、今回の労働安全衛生規則改正によりまして、事業者として本市に求められているのは、まず熱中症患者を報告するための体制整備、次に熱中症の悪化を防ぐために必要な措置を示す手順の作成、そして、その体制や手順を関係者にしっかりと理解、実践してもらうための関係者への周知、この３点となっております。これらの事項につきましては、総務部職員課健康管理担当室から、事業者としての３点の取組の例示をしつつ、クリーンセンターや社会福祉施設など10か所に設置してあります事業場ごとの安全衛生委員会と連携しながら、個々に求められます必要な対策を含めた取組を鋭意進めているところであります。

具体的に申し上げますと、体制整備では、熱中症になりやすい環境での作業が行われる所属の管理職等への連絡先及び連絡方法を定めて明示することとし、手順の作成では、作業中に自分自身の不調を感じたり、熱中症のおそれのあるものを発見したりした際、速やかな作業中断、必要な冷却対応、医療機関への搬送の要否について適切な判断ができるよう、各所属の実情に応じた手順書の作成を進めております。また、周知につきましては、これらの手順等を、朝礼など様々な機会を活用して個々の職員へ確実に周知することとします。

以上であります。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　炎天下や高温多湿といった熱中症のリスクが高い職場では、危険を早期に把握できる機器の導入、例えば脈拍数や体温といった情報を常に計測できる腕時計型のウエアラブル端末や冷却機能つきの服、スポットクーラーなどの導入が欠かせないと思いますが、屋外で作業する公園や道路を管理している部署などでは、現場の環境改善に向けてどのように取り組まれているのか伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

公園や道路を管理しております部署では屋外作業が多いことから、御質問にありましたとおり、熱中症対策は特に重要であります。現在実施している取組といたしましては、作業時間や作業中止の判断基準をあらかじめ明確にし、休憩時間の確保や小まめな水分及び塩分補給の徹底などを作業前の朝礼などで繰り返し周知をしております。物品の購入に関しましては、かつて道路の舗装作業に空調服を試験的に導入したことがありましたが、風を送るだけの形態で、逆に熱風を当てるだけでその効果はほとんど実感できず、導入には至りませんでした。また、スポットクーラーなどの固定機器につきましては、定点作業では有効ではありますが、移動作業におきましては運搬や設置の負担が大きいことから、現時点での導入の予定はございません。一方で冷却機能つきの服につきましては、以前の試験的導入から技術革新が進んできておりますことから製品の機能が向上していることも想定されますので、屋外作業が多い基盤系の部署におきまして再度検討を進めているところであります。

また、御質問にありました暑さ指数の計測機やウエアラブル端末などの周辺機器を含めまして必要な情報提供をするなど、熱中症が発生するリスクが高い部署と連携を図りながら様々な対策を講じていきたいと考えております。今後も厚生労働省をはじめとします関係機関の指針や最新の知見を参考にしながら、熱中症による健康被害の防止と安全な職場環境の確保に努めてまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。試行錯誤しながら対応していただいていること、理解いたしました。働く方を熱中症の危険から守る取組の強化をぜひ今後ともお願いしたいと思います。

厚生労働省が６月３日に公表した令和６年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況によれば、死亡災害の多くは重篤化した状態で発見されるケース、医療機関に搬送しないケースなど、初期対応の放置、対応の遅れが見られています。健康被害の防止と安全な職場環境の確保は答弁のとおり大事な視点ですので、現場の意見を伺っていただきながら、職場に応じた導入を柔軟にお願いいたしまして、次の質問に移ります。

最後の項目(4)学校現場における熱中症対策についてです。

子どもの場合は体温の調整能力が十分に発達していないことで熱中症になりやすいと考えられているため、学校においては児童生徒の熱中症対策を講じる必要があります。学校現場における具体的な熱中症対策をお聞きします。

さらには、気候変動適応法の改正に伴い、どのようなところが大きく変わったのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市では、県内の情報提供地点で暑さ指数33以上が予想される場合に発表される熱中症警戒アラートや、船橋または江戸川臨海のいずれかの地点で暑さ指数35以上が予想されるときは、教育委員会から各学校へ速やかにメールで通知し、各学校が児童生徒をはじめ、施設にいる全ての者に情報を共有することとなっております。また、県教育委員会発出の学校における熱中症対策ガイドラインを参考に教育委員会が作成した熱中症対策を各学校へ通知し、適切な対応を取るよう指導しております。各学校では、暑さ指数計を用いて計測し、暑さ指数が31以上の場合は原則として運動や活動を中止し、涼しい場所に誘導するなどの対策を行っております。ほかにも熱中症対策として、適時適切な水分補給の呼びかけ、冷房の効いた部屋の準備、熱中症予防に適したスポーツドリンクなどの準備、環境や体調についてのチェックリストの活用などを実施しております。また、気候変動適応法が改正され、令和６年度から学校における熱中症ガ

イドラインに４つの項目が追加されております。熱中症の危険性がある場合は急遽行事を中止、延期、内容を縮小するなどの事前通知を行うことなど、追加された項目も併せて取り組むよう通知しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　熱中症対策ガイドラインを作成し、各学校に適切な対応を取るよう指導していて、気候変動適応法の改正により４つの項目が追加されたこと、理解いたしました。

エアコン等の整備状況は、学校によって差があると思いますが、暑さ指数計についてはどのようなものを用意していて、台数は何台保有しているのか。また、エアコンの設置に関しては、普通教室は全校設置がされてはおりますが、エアコンが設置されていない体育館や特別教室などを使用する教科ではどのような熱中症対策を行っているのかについて伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

暑さ指数計は、リアルタイムで暑さ指数を算出できるデジタル式のものとなります。全ての学校で必ず１台、多くの学校では２台以上を用意しており、計測した情報は職員間で共有し、活動の可否の判断材料としております。

続いて、エアコンのついていない体育館や特別教室の熱中症対策についてです。エアコンの設置されていない体育館では、大型扇風機などを使用して暑さ対策をしており、暑さ指数が31以上になった場合は、教育委員会の方針を踏まえ、涼しい教室などでの保健の学習に切り替えて行うなど、各校で対応しております。特別教室には図書室、音楽室、パソコン室、理科室、家庭科室、図工室などがございます。このうち家庭科室や図工室はエアコンが設置されていない学校もあり、図工室は半数程度の設置状況となっております。エアコン設置のない家庭科室では、涼しい時期にガスコンロなどを使用する調理実習を行うなど、学習内容の順番を入れ替えて対応しております。また、エアコンが設置のない図工室では、エアコンが設置された教室で行える学習に切り替えるなど、各学校で対策を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　暑さ指数計は持ち運びできるデジタル式のものを学校で１台以上配備しており、計測した情報は職員間で共有して活動の可否の判断材料にしているとのことでした。エアコン未設置の体育館や特別教室での対応についても、熱中症対策に留意した対応を各学校で工夫して実施していることは理解しましたが、設置されている普通教室のエアコンが効きにくい、または故障している箇所においては、早急の更新をお願いしたいと思います。

学校生活の中では、体育、スポーツ活動において熱中症を発症することが多いようですが、本市ではどのように熱中症対策を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

運動部活動における熱中症対策としては、市川市学校部活動の運営方針を定め、児童生徒が活動する場所で暑さ指数計を用いて31以上の数値が出た場合には運動を中止しておりますが、一次救命処置を行える者が常駐していること、救護所を設置すること、救急搬送体制が整っていることの３つの条件を満たしていれば運動は可能としております。実施日が決まっている試合や大会などを行うときは、この３つの条件を満たした上で実施することもございます。さらに、本市の運動部が参加する市川・浦安支部大会の熱中

症対策としては、千葉県小中学校体育連盟の通知を受け、主催者である市川・浦安支部が具体的な対策を大会要項に記載するなどしております。対策例といたしまして、中学校の野球部では、暑さ指数が31を超えたときには１試合７イニングを基本としている中で２イニングごとにクーリングタイムを設け、水分補給を行っております。また、サッカーでは通常30分の前後半で試合を行っていますが、10分ごとに水分補給を取るなどの対策を講じております。

なお、暑さ指数が35以上となった場合には中止となります。熱中症を予防するためには、気温が上がらない時間帯に行うことも有効であることから、今後は朝や夕方の比較的涼しい時間帯の大会運営を検討するなど、関係機関等と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　市川市学校部活動の運営方針を定め、この運営方針に従って、暑さ指数31以上の数値が出た場合には運動を中止しているとのことで、大会等では野球やサッカーを例に挙げていただきましたが、水分補給を取る対策を講じられていること、理解をいたしました。

それでは、最後に伺いますが、学校で熱中症になってしまった場合の応急処置はどのように対応しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

熱中症の応急処置対応については、教育委員会からの通知により熱中症対応マニュアルを各校で作成し、対応しております。児童生徒が熱中症になった際にはすぐに涼しい保健室に移動させ、衣服を緩め、保冷剤や氷のうを使用して、首や脇の下などを冷やしながら経口補水液やスポーツドリンクを補給いたします。また、意識がない場合だけでなく、応答が鈍い、言動がおかしい、水分補給ができないなどの症状、また、症状が改善しない場合はすぐに医療機関へ搬送するよう対応しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　熱中症は重症化すると命に関わりますが、適切な対策を講じれば防ぐことができますので、熱中症が疑われるときには、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識し、重症の場合には救急車を呼んでいただいて現場ですぐに体を冷却する必要があり、連係プレーが物を言いますので、適切な対策の周知徹底をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時38分散会

第　　９　　日

令和７年６月 23 日（月曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第９号）

令和７年６月 23 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　中町けい議員、石原たかゆき議員、清水みな子議員、門田直人議員、西村　敦議員

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員　　42　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子

宮本　均	
大場　諭	
稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	蛸島　和紀
企画部長	小川　広行
財政部長	田中　雅之
管財部長	湯本　明男
情報管理部長	川島　俊介
文化国際部長	山影　聡香
スポーツ部長	西村　直
市民部長	吉田　一弘
経済観光部長	宮内　徹
こども部長	山室　繁央
福祉部長	鷲沼　隆
保健部長	横山　京子
環境部長	佐原　達雄
街づくり部長	小塚　眞康
道路交通部長	米崎　勝則
下水道部長	大塚　信之

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。東京外郭環状道路に関連する特別委員会において副委員長の互選の結果、堀内しんご議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　加藤圭一でございます。貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

去る令和７年６月13日の私の代表質問中における議長の議事整理について御見解を伺います。

次期クリーンセンターの落札者選定が適正に行われたのかとの質問に際し、指名していないにもかかわらず、副市長並びに市長が答弁に立たれました。その市長の御答弁の内容も、途中から私の質問趣旨から外れる一方的な主張がなされ、私の質問時間が減少し、私も戸惑いました。そして、言うべきことを言い損ねるなどの事態も発生いたしました。係る事態に対し、議長は、市長等の発言を制止し議事整理をすべきところ、それを行いませんでした。本件について議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　後刻調査の上、御報告申し上げます。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　本件につきましては、他議員の言動ではなく、議長御自身に係るところでございますね。この場でお答えいただけませんでしょうか。それはできるはずでありますし、また、調査するとおっしゃっても、何を調査されるんでしょうか。

○大久保たかし議長　後刻御報告申し上げます。

議事を継続いたします。

中町けい議員。

○中町けい議員　おはようございます。会派市民クラブの中町けいでございます。これより一問一答にて一般質問を行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大項目１つ目の高齢のＩＣＨＩＣＯ利用者における支援についてです。

ＩＣＨＩＣＯは、地域経済の活性化とともに、キャンペーン期間中は中小企業者や個人事業主等が経営する加盟店での買物は最大15％の還元、それ以外の大手加盟店で最大５％の還元、１人当たり最大3,000から5,000ポイントが付与されます。現在の物価高の中で、事実上、本市の物価高対策の一環と評価できる一方で、非スマホ率やスマホを保有していても機能を使いこなせない、ＩＣＨＩＣＯの仕組みのなじみが薄く理解されていない高齢者が多数を占めているのではないかと推測をします。これまでの利用状況と課題を整理しながら高齢者にも恩恵が届くよう考える必要があることから、今回質問させていただきます。

そこで、⑴番、普及率及び課題と対策についてですが、ＩＣＨＩＣＯ全体の年代別の利用率及び市内人口全体の各年代ごとの割合はどうなっているのか、現状についてお伺いします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの利用を始めるに当たっては、スマートフォンにアプリをインストールした後、アプリ上で会員登録を行います。会員登録には、電話番号、パスワード、郵便番号の登録は必須となっておりますが、住所、氏名、年齢、性別の登録は任意となっております。このため、御質問の年代別の利用率につきましては、ＩＣＨＩＣＯ利用者全体ではなく、アプリに年齢を登録した方の利用率になります。現状では、20歳未満が約２％、20代が約6.8％、30代が約17％、40代が約22.5％、50代が約25.7％、60代が約15.1％、70代が約8.6％、80歳以上が約2.2％となっており、30代から60代が全体の約８割を占めております。

次に、人口に対する利用者の割合については、本市の人口約49万7,000人に対して、利用者が約３万8,800人であり、割合にして約7.8％となっております。各年代の人口に対する割合は、20歳未満が約１％、20代が約3.7％、30代が9.2％、40代が11.9％、50代が12.2％、60代が11.1％、70代が6.8％、80歳以上が3.4％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　今の御答弁で、ＩＣＨＩＣＯの利用率、全体の利用割合を見ても、70代以降はスマホの操作でどうしても不利になってしまいやすい高齢世帯がこの政策から置いていかれないか心配です。

そこで、再質問として、これまでの課題に対してどのような課題を講じてきたのか、また、今後さらに講じる予定の対策について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

まず課題として、ＩＣＨＩＣＯの仕組みやアプリのインストール方法が分かりにくいという点が挙げられます。このため昨年度は、市内の公民館で65歳以上の方を対象にスマートフォンの基本操作、ＩＣＨＩＣＯやＬＩＮＥ等のアプリの使い方を学ぶデジ活講座を開催いたしました。さらに、デジタル地域通貨推進課の窓口や行徳支所、大柏出張所をはじめ、プチ・マルシェや地域イベントの会場にて、職員がマンツーマンでアプリのインストールをサポートするサポートコーナーを設置し、手続のお手伝いをしてまいりました。７月には行徳支所と大柏出張所で、秋にはＩＣＨＩＣＯ　ｄｅ　プチ・マルシェ等のイベント会場でサポートコーナーを設置し、きめ細やかな対応を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ぜひ対応を進めていただきますようにお願いします。

高齢者の利用を促していくのは、デジ活講座の周知を広げていくということも必要だと思いますし、また、現在使い慣れているＩＣＨＩＣＯの利用者の御家族への活用方法やサポートなども促していただいて、より身近な方が使い方をサポートしていくという周知なども必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この質問はこれで結構です。

次に進みます。(2)番、ＩＣＨＩＣＯカードにおける利用状況と課題についてです。ＩＣＨＩＣＯカードとは、御存じの方も多いと思いますけれども、このようなカードタイプになっておりまして、例えば自治会など団体として活用する場合や、アプリをダウンロードできない、非スマホや携帯電話をお使いになっていない方などにも対応できるカードタイプのＩＣＨＩＣＯのことです。スマホを持っていない方やダウンロードが分からない、特に高齢者の方々にとっては、こちらのカードのほうが使いやすいのかなというふうにも思います。

そこで、利用状況と課題について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯの利用方法はスマートフォンのアプリを基本としておりますが、スマートフォンを使用していない方でもＩＣＨＩＣＯを利用できるよう専用のカードを導入しております。カードにはイベント会場などで行政ポイントを付与することを目的としたカードと、ＡＴＭでＩＣＨＩＣＯをチャージすることができるカードの２種類がございます。チャージができるカードの利用状況につきましては、令和５年度に実施した実証実験から現時点までで約400人に配付しましたが、本年４月以降実際に利用した方の人数は約10人となっております。

カード利用者が少ない背景としましては、スマートフォンの普及が進んでいること、アプリのインストールをお手伝いし利用の後押しをしていること、また、カードを利用できる加盟店が全体の約２割にとどまっている点などが挙げられます。ＩＣＨＩＣＯの決済方法は、利用者が加盟店のレジ等に設置されているＱＲコードをアプリでスキャンして決済を行う方法と、加盟店が利用者のアプリやＩＣＨＩＣＯカードのＱＲコードをスマートフォン等でスキャンする方法となっております。利用者がスキャンする方法では、加盟店は本市が用意したＱＲコードをレジ横に設置するのみですが、加盟店がスキャンする方法の場合には、スマートフォン等を調達する必要があるため全体の約２割にとどまっているものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　今御答弁いただきましたこのＩＣＨＩＣＯカード、発行数約400枚に対して、直近の利用者が10人ということで、利用率が低いことが分かりました。利用できる店舗一覧を私も確認をしましたけれども、日頃買物頻度が高いスーパーであったり、ドラッグストアであったり、コンビニエンスストアだったり、そういったところがこのカードが使えないということで、カード利用者が増えなければ、やっぱり現実問題としてお店への協力というものもなかなか進みづらいのだと思います。

そこで、再質問で伺いますが、ＩＣＨＩＣＯカードの発行について、市のホームページには、「スマートフォンをお持ちでないなど、アプリをご利用いただけない方につきましては、代わりにカード型の『ＩＣＨＩＣＯカード』をお渡しいたしますので、恐れ入りますが市川市役所第１庁舎２階デジタル地域通貨推進課までお越しください」としておりますけれども、カード発行における手続や流れについて、また併せて、カードの利用者を増やすための取組について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯカードの発行と配付は、現在第１庁舎２階のデジタル地域通貨推進課の窓口や、ＩＣＨＩＣＯｄｅ　プチ・マルシェ等のイベント会場で行っております。申請書の記載や身分証明書の提出などの手続は必要ありませんので、カードの利用を希望する方にはその場でカードを配付しております。今後、カード利用者を増やすためには、カードが利用できる加盟店を拡大することが必要と考えております。他市の事例などを参考に加盟店増に向けた方策について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　スマホメインのＩＣＨＩＣＯ利用に対して、現実的には利用が難しい高齢者がいるということも事業当初からの懸案事項でありました。通常時は本庁舎に来なければ現在カードが発行できない、郵送の申込みもしていないという状況が分かりましたけれども、５月１日より、加盟店で省エネ家電だったり、防犯用品、購入後ポイント還元としてＩＣＨＩＣＯスマートポイントもスタートしております。７月には行徳支所と大柏出張所に出張サポートコーナーの設置を予定とのことでしたので、併せてカードが必要な方々に申請しやすいよう

な方策をぜひお願いしたいと思います。

また、ＩＣＨＩＣＯにおける高齢者の恩恵が低いと判断した場合に、福祉的な意味合いとなりますけれども、高齢者向けのプレミアム商品券だったり、例えば自宅に直接届くようなお米券だったりとか、割引券など、そういったものがあってもいいのではないかなと個人的には思います。今後の推移を見守り、この項目の質問を終了します。

次に、大項目２番目、暑さ対策になります。

昨年の９月定例会にも暑さ対策について質問しました。本格的な猛暑の前に対策とその後の進捗も併せて伺っていきたいと思います。

日本気象協会のホームページには、2025年の夏もラニーニャ現象の影響で猛暑が予想されています。特徴として、近年の中でかなり暑い夏になり、昨年よりも梅雨入り、梅雨明けが早く、秋にかけても厳しい残暑と予想されています。本市においては熱中症患者数も毎年増加し、クーリングシェルターのうち一部の施設については、涼みどころとして、熱中症特別警戒アラートの発表状況にかかわらず、暑さをしのぐ場所として利用が可能としております。また、防災無線による熱中症アラートでも小まめな水分補給をと呼びかけております。

そこで、⑴番、公共施設における冷水機の設置、増設についてです。本年２月定例会の会派公明党、宮本議員の一般質問においても、ペットボトルの削減、マイボトル推進の取組の観点から、マイボトルに給水できる給水スポットの整備について取り上げておりましたが、私は、暑さ対策として、クーリングシェルターに指定した公共施設に幅広く設置をしていただきたく、現状を踏まえて質問させていただきます。

まず初めに、クーリングシェルターに指定した公共施設の冷水機の設置状況について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

昨年の改正気候変動適応法の施行により、本市ではこれまで42施設のクーリングシェルターを指定しており、そのうち公共施設は30施設となっております。この30施設における冷水機の設置状況は７施設で、内訳としては、公民館内の５施設、スポーツセンターなどのスポーツ施設が２施設となっております。これらの施設は、熱中症特別警戒情報の発表前から暑さをしのぐ涼みどころとして利用できることとなっており、クーリングシェルターに指定された公共施設に冷水機などが利用できる環境が整うことは熱中症予防に有効と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　現在、冷水機の設置箇所が15か所で、そのうちクーリングシェルターに指定されている公共施設30施設のうち７施設しか現状設置していないことが分かりました。公共施設に冷水機の環境整備が整うことで、特に熱中症、脱水症状の予防、プラスチック削減に向けた環境への配慮、災害時の給水インフラ、地域のホスピタリティーとして市民サービスの向上など様々な視点から夏場における効果があると考えますが、冷水機設置におけるメリットとデメリットについて再質問します。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

冷水機にはボトル取付け型と据置型があり、それぞれの設置や管理面でのメリット、デメリットにつきましては、ボトル取付け型は簡単に移動ができ、交換用のボトルは災害時の備蓄になるなどのメリットがある一方で、ボトルの交換や日常の管理が必要となります。従来からの据置型は水道工事が必要となり、設置場所の自由度が低いほか、衛生面を維持するための清掃などの日常的なメンテナンスが必要となります。さらなる給水機の設置に向けましては、施設それぞれの課題を整理する必要があり、所管部署の判断となるものと認識をしておりま

す。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　据置型といわゆるウオーターサーバーの違いのメリット、デメリットについて伺いました。

次に、管財部に再質問しますが、現在、第１庁舎、第２庁舎、行徳支所をはじめ、庁舎には冷水機を設置しておりません。以前第１庁舎には冷水機が設置されていたことがありますが、撤去した経緯と今後庁舎への設置における考えについて伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

第１庁舎では、令和３年１月の供用開始当初、売店や自動販売機においてペットボトル飲料を販売していなかったことから、来庁者の利便性の確保のため令和３年11月に冷水機を設置しました。その後、ペットボトル入りミネラルウオーターの販売を開始したことや衛生面の課題があったため、令和６年３月に撤去したものです。今後の設置については、第１庁舎や第２庁舎がクーリングシェルターに指定されていることを踏まえ課題整理を進めているところであり、引き続き、関係部署と協議しながら対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　現在、第１庁舎１階のデイリーヤマザキさんの入り口には、月額1,000円で利用できる水道水のボトル型給水機が設置されており、休憩時間に利用している職員の方々も拝見します。また、先日、本庁舎の屋外で働く警備員さんに夏場の水分補給量について尋ねたところ、１日にペットボトル３本分ぐらいを水筒に補充しながら熱中症対策をされているそうです。原則的には市民の皆様のためですが、庁舎にはそこで働いている方々も多くいますので、幅広い方々に向けて暑さ、熱中症対策につながると思いますので、第１庁舎をはじめ第２庁舎、行徳支所などにも設置をぜひ検討していただきたいと思います。

続けて、教育振興部に再質問します。先日、公民館に直接行って確認をしてきたのですが、市内15か所の公民館のうち一部の公民館には、社協が運営する地域ケアシステムの事務所が入っておりまして、公民館の入り口ではなく、地域ケアシステムの事務所内に冷水機が設置されており、そのため16時以降は利用できない状況でした。公民館にはこども館施設も中に入っているため、今後より多くの方が使用できるように全ての公民館での冷水機の設置における考えについて伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

市内15か所ある公民館には、地区社会福祉協議会の事務所が併設されているところがございまして、このうち東部公民館など５か所の事務所内に冷水機が設置されております。冷水機は同協議会の事業の一環として設置されたものでありますが、開所時間内であれば公民館の来館者も利用することができます。事務所の入り口にはのぼり旗や張り紙などを使って冷水機の案内もされております。冷水機が設置されていない公民館におきましては、施設内に設置してある自動販売機を利用することにより来館者が水分補給をすることは可能であります。今のところ他の公民館への冷水機の設置は予定されておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　先ほどの環境部の御答弁の中で、現在の公共施設で冷水機を設置している15か所のうち、実は７か所においては社協の地域ケアシステム内の事務所に社協側が設置しているもので、実質市が設置している冷

水機は８か所になります。公民館にはこども館やレクリエーションホールとして運動スペースも入っているところもあります。昨年よりクーリングシェルターや涼みどころ機能として位置づけられています。その中で、今のところ冷水機の設置の予定はないとの御答弁ですが、個人的には、この猛暑の中で、15か所の公民館のうち未設置の10か所については、せめて夏場の期間限定でも、ウオーターサーバー等も含めて設置することをぜひ検討していただきたいと思います。

まとめます。2024年から運用が始まったばかりの熱中症特別警戒アラートはこれまでに全国で一度も発令されておりませんが、発令された場合、災害級の暑さとなり、事前に冷水機を設置しておけばよかったと後悔しないように、危機管理の視点からも検討が必要だと考えますし、今年も猛暑が予想される中、公共施設における冷水機の効果は大きいと考えます。庁舎には来庁者のほかにも多くの働く職員さんたちもいます。公民館はふだんお金を持ち歩く習慣がない子どもたちから高齢者まで幅広い方が利用する施設です。昨年も同様のことを申し上げましたが、降雪地域には雪対策があるように、年々異常気象と感じるくらいのこの猛暑では、これまでの考え方を変え、本腰を入れた暑さ対策を考えていかなければならないと思います。ぜひ早期の冷水機の設置を要望しまして、次に進みます。

次に、⑵番、公園等の屋外における暑さ対策についてです。熱中症警戒アラートが発表された場合は、外出をなるべく控え、暑さを避けましょうと呼びかけているのは承知をしておりますが、特に子育て世代にとって、夏休み期間中など、子どもたちがずっと家の中や屋内で過ごすことは体力を発散する場が限定されてしまい、屋外で遊ぶケースなんかもあります。

そこで、市内の公園では、手洗い場、水飲み場を含めて、水道が設置している公園は現在何か所あるのか、また、公園をはじめ屋外ミストについての整備計画について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

規模の大きい宅地開発やマンション建設に伴い設置された小規模な提供公園を含めますと、市内には430の公園があります。このうち手洗いや水飲み場がある公園は179であり、主に砂場のある公園や地元自治会などから設置の要望などを受けた公園であります。ミスト設備は、水を霧状に発生させ、涼を取るものです。曇りや雨の日、また、風の強い日は他の場所がぬれないように水道栓の開け閉め等の管理が必要なことから、管理者のいる小塚山公園や行徳の南沖公園などに設置しています。現在、管理者のいる他の公園に試験的に設置し、維持管理等を含めた効果の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　屋外ミストについては、管理者がいる他の公園の試験的な設置について承知をしました。暑さで有名な埼玉県熊谷市では、暑さ対策日本一と称して様々な暑さ対策事業を展開しております。中でも熊谷駅広場冷却ミスト事業では、熊谷駅周辺出口３か所でクールビズの期間に合わせ５月１日から10月まで冷却ミスト装置の自動運転を実施しており、自動運転は毎日７時から夜８時の間に、気温28度以上、湿度75％未満、風速３ｍ未満、降雨なしの気象条件がそろったときに噴霧しているそうです。ミスト整備については、今後、公園以外にも広がっていただければと思います。

続けて再質問します。昨年９月定例会でも同様の質問をしましたが、市内の公園プールについて、特に北東部が少なく、その中でも武蔵野線沿線より北側に限っては公園プールが一つもない状況なので、私も日頃、北方まで自転車に子どもを乗せて公園プールを利用しております。なぜまだ未整備地区があるのに今後の整備計画がないのか、私はいまだ理解も納得もしておりません。また、北部では、大規模の開発によってこれから戸建て住宅

がますます増え、子育て世代も増加すると思われます。公園プールについての今後の計画や代替案、また、地域間での市民サービスの差について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

公園内に新たにプールを整備することにつきましては、整備費用や維持管理などのコスト面のほか、プールを設置することに対する周辺住民や自治会の理解、プールを利用していない期間の管理、周辺の既存プールの利用状況なども含め多くの検討課題があります。他の暑さ対策として公園内の木陰の創出や日よけの設置などの検討をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　昨年９月の一般質問でもこの公園プールを取り上げさせていただきましたが、平成17年度に設置した北方の子の神中央公園が最後だったと答弁をいただきました。最後に公園プールが整備されてから約20年近く年月もたち、住宅環境も大分変わってきております。建設費が高騰している昨今だと、それなりの時間と予算がかかるのは理解しておりますが、地域間での市民サービスの差を解消するためにも、ぜひ前向きに捉えていただきたく要望しまして、この質問を終了します。

次に、自治会への支援についてです。

(1)番、自治会コミュニティ活動支援補助金の実績及び対象の拡充についてです。先順位者の質問でも当該補助金について触れておりましたが、各自治会におけるお祭りや盆踊りなど、活発に実施されるシーズンとなる中で、現在の物価高や人件費の高騰の中で自治会が主催または共同で行う夏祭り等において、補助金額や制度についていま一度考える必要があることから質問させていただきます。

まず、当該補助金の詳細と実績について伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会コミュニティ活動支援補助金は、自治会が実施するコミュニティー活動を支援することにより、自治会活動の活性化を図ることを目的とした補助制度でございます。この補助金の対象事業としましては、自治会が実施する自治会員以外の住民も含めた地域の住民との交流を主たる目的とした市内において実施する活動であり、具体的には、自治会主催の夏祭りや餅つき大会の消耗品費や委託料等や、日帰り旅行のバス借り上げ料などに補助しております。また、補助率は対象経費の２分の１、補助限度額は10万円となっております。この補助金の令和６年度の補助実績は延べ件数99件で、補助金額は662万6,000円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　続けて再質問させていただきます。自治会からはどのような声が上がっているのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会からは、お祭りで大きなやぐらを組んだり、電気工事を行ったりすると費用が高額となり、補助金を利用しても自治会の負担が大きいこと、また、地域で実施するコミュニティー活動と貸切りバスを使用したコミュニティー活動を両方実施する場合、一方の活動の実施だけで補助金の上限額に達してしまうので現在の上限額を上げてほしいといった御意見が寄せられており、課題として認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　続けて再質問をします。実行委員会形式によるお祭り等の支援について、市内には様々な実行委員会形式のお祭りやフェスティバルがある中でも、特に複数の自治会が協力している実行委員会形式のお祭りがあります。例えば柏井小学校の納涼祭もその一つですが、来場者も多く規模も大きいので、お祭りの最後に毎年恒例で花火を上げているのですけれども、物価高の中で現在この花火代も約70万円前後と年々高額になっているそうです。

そこで、自治会が協力している実行委員会形式のお祭りに対して新たな補助制度を設けられないのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

複数の自治会が合同で行うコミュニティー活動に対しては、それぞれの自治会に対し自治会コミュニティ活動支援補助金の交付を行った実績がございます。そして、実行委員会形式で実施された活動に対しても、自治会が実行委員会の主たるメンバーとなっている場合には、当該自治会が中心的な役割を担って実施するコミュニティー活動として当該自治会が支出した経費について、この補助金の交付対象にすることができると考えております。これらの場合において、単一自治会が別にコミュニティー活動をする際の補助金の上限額は、複数の自治会による活動や実行委員会による活動に係る補助金額を差し引いた額となります。また、実行委員会形式のものも含め、市民活動団体が共同で実施する活動も対象とした補助金といたしまして、市川市市民活動団体補助金、いわゆるいちサポ補助金があり、事業内容や対象分野等の要件が定められているほか、外部の審査会による審査を経ることとされております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　先ほど触れました柏井小学校での納涼祭、納涼ふれあいの夕べの最後には花火が上がり、昔からこの地域の方々が大切にされてきた行事の一つであり、北部の子どもたちも毎年楽しみにしている花火だと私は認識をしております。先日、柏井町周辺の複数の自治会とＰＴＡや地域の方々でこの納涼祭の会議があったそうですが、現制度だと、既にその補助金を別事業で活用する予定の自治会もおり、さらに、補助率が対象経費の２分の１という縛りがあると、結局どこかの自治会が２分の１を負担しなければいけなくなり、それもそれで自治会同士での合意形成であったり、あとは各自治会でそれをまた承認が必要になり、なかなか複雑化してしまうということで、現制度での実行委員会形式のお祭りでは非常に活用しづらい状況となっております。複数の自治会が主体となる実行委員会形式のお祭りでも活用しやすい制度となるように要望しまして、この項目の質問を終了します。

次に、子ども政策についてです。

(1)番、夏休み期間中における子ども食堂及びフードリボンプロジェクトの現状及び今後の取組についてです。市内の子ども食堂の詳細を見てみますと、地域差もありますが、通常時は毎月１回から２回の土曜日の提供日が多く、夏休み期間中における子どもたちの利用に対して強化が必要だと考えます。

そこで、市として、夏休み期間中の特に平日など、子ども食堂やフードリボンの支援強化についてどのように考え想定しているのかを伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、子ども食堂の現状についてです。本市における子ども食堂は、本市がその活動を支援する取組を開始

した令和４年度時点では10か所程度でしたが、徐々に増え、現在は29か所となっております。各子ども食堂は、食事を提供するだけでなく学習支援や遊び場の提供などを併せて行っており、地域における子どもの居場所となっております。開催の頻度はそれぞれの運営団体が設定しており、少ないところで月に１回、多いところで週に２回となっております。夏休み期間中は、これに加えて夏祭りなどの特別なイベントを開催する例はあるものの、開催頻度を大幅に増やしているところはございません。

次に、フードリボンプロジェクトの現状についてです。フードリボンプロジェクトとは、飲食店の利用客が食券となるフードリボンを１つ300円で購入し店に置いていくと、来店した地域の子どもたちがそれを使って無料で食事ができるという仕組みであり、市内に本部を置く一般社団法人ロングスプーン協会が全国的に展開しているプロジェクトです。本市は令和４年度からこの取組の周知活動を行っており、当初は市内に実施している店舗はありませんでしたが、徐々に増加して、現在は市内の19店舗がプロジェクトに参加しています。フードリボンプロジェクトは、食事の提供に特化している点において子ども食堂とは異なりますが、基本的にお店の営業日には利用可能であることから、夏休み期間中でも食事に困っている子どもが日常的に利用しやすくなっております。

続いて、これらの現状を踏まえた今後の取組についてです。夏休み期間中の子ども食堂の開催回数を増やすことについては、運営団体から、実施に関わる人手の確保などを含め様々な課題があると伺っております。そこで、夏休み期間中の子ども食堂の運営に関しましては、今後、市川こども食堂ネットワークと連携しながら、開催回数を増やすことも含め、どのような方法が望ましいのか意見を伺い、取りまとめてまいります。また、夏休みの開始前に改めて子ども食堂やフードリボンプロジェクトに関する周知を行い、夏休み期間中に多くの子どもたちに利用してもらえるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　現在、子ども食堂が29か所とフードリボンが19店舗と大分広がってきていると思いますが、１か月以上の長期休みとなる夏休みの平日が特に気になっております。関係団体と協議されるとのことですが、もう１か月先には夏休みに入ってきますので、しっかりした想定と対応をお願いしまして、再質問はありませんので、次に進みます。

次に、⑵番、北部地域における子どもたちのための居場所づくりについてです。先ほどは北部の公園プールなどの質問もしましたけれども、子どもたちの居場所に代われるような公共施設が特に北部には少なく非常に心配をしております。日頃子育て世代が子どもを連れて行けるような施設や、小中高の児童生徒が放課後や週末、夏休みの長期休みに気軽に訪れて遊べる居場所、また、図書館機能として本を読んだり実習ができたり、教育面や学習面においての居場所など、家庭や学校以外にも安心して過ごせる場所が少な過ぎます。

そこで、公共施設を夏場の間だけでも子どもたちに気軽に来てもらい快適に過ごせるよう、既存の公共施設を活用した取組ができないのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子どもの居場所につきましては、地域の特性に応じたあらゆる子どもたちのよりどころとなれる居場所の整備を進めることが重要であると認識しており、令和７年３月に策定した市川市こども計画においては、子どもの居場所の充実を基本目標の一つとしております。子どもの居場所の機能を持つ北部地域の公共施設としては、各小学校で実施する放課後子ども教室やこども館がありますが、放課後子ども教室は小学生のみを対象としていること、また、北部地域のこども館は規模があまり大きくないことから、必ずしも小学生から高校生まで、全ての子

どもにとって十分な居場所が確保されているとは言えない状況と認識しております。御質問の公共施設の活用についてですが、北部地域に設置されているそれぞれの公共施設には本来の役割もあることから、それに加えて地域の子どもの居場所としてどのように活用できるのか、まずは今後、関係部署と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　関係部署と協議されるとのことですが、ぜひ進めていただきたいと思います。

今回、課題の共有を踏まえて、各所管部署にもう少し掘り下げて再質問をさせていただきたいと思います。既存の施設を活用した取組として、例えばビジターセンターなら虫の標本がたくさんありますけれども、夏休みの期間中だけでも、子どもたちが自由研究しやすいような環境をつくったり、室内で昆虫を飼育しておりますけれども、展示を増やしたり、イベントや企画を増やしたり、もっと子どもの居場所となるような取組ができないのか、環境部にお尋ねします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

大柏川ビジターセンターは、大柏川第一調節池緑地の整備に伴い、調節池の機能や自然の紹介などを行う拠点として、平成19年６月の緑地のオープンとともに開館した施設です。この施設では、棚池ゾーンを一望できるほかに、緑地に関連する動物及び植物の標本や紹介パネルを展示しております。平成30年からは、子どもたちが身近に絵本に触れることができるよう、中央図書館と連携し、絵本コーナーの開設もいたしました。休日には自然環境政策専門員による自然観察会の開催も行うなど、ビジターセンター及び隣接する北部広場の芝生には多くの親子連れの方々が自然と親しまれている風景が見られます。このような取組に加えて、夏休みの自由研究に関するテーマづくりや自然を学ぶための場所としての機能を充実させることは、環境学習に加えて子どもの居場所づくりにもつながることから、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。

続けて、教育振興部にも再質問します。公民館を活用した子どもたちの居場所となるような取組や夏休み期間中における企画などはできないものなのか、お尋ねをします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

今後、市川市こども計画を所管するこども部を含め、子どもの居場所に関する公民館を利用した取組や企画などについてどのようなことが有効なのか、検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。

最後に、スポーツ部に再質問をさせていただきたいと思います。北部地域でも子どもの居場所となるような適した立地があるわけではないと思いますが、念のため確認を含めてお尋ねします。Ｊ：ＣＯＭ北市川スポーツパークの敷地内に今後、新たに子どもの居場所施設を併設することは法的に可能なのか、また、東市川スポーツプラザの整備予定地に子どもの居場所施設となるような計画はあるのか、伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

柏井町４丁目にありますＪ：ＣＯＭ北市川スポーツパークは、テニスコートや芝生広場、クラブハウスなどを備えた都市公園でございます。そのため、公園内に施設を整備するに当たりましては、都市公園法に規定される施設であることのほか、設置基準に適用する必要がございます。

次に、北方町４丁目に整備を検討しております仮称東市川スポーツプラザは、スポーツ施設が少ない市北東部において、市川市北東部スポーツタウン基本構想に基づき、スポーツライフの推進と健全な心身を育む施設をつくることをコンセプトに、スポーツ環境の整備を進めることとしているエリアでございます。そのため、市民の方々を対象にスポーツ施設に関するアンケート調査を実施し、ニーズの把握にも努めているところであり、当該地において、スポーツ施設に関連しない施設の整備計画はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　Ｊ：ＣＯＭ北市川スポーツパークについては、法的には設置基準の要件によってとのことで解釈をしました。そもそもなぜ子どもたちにとって公共施設での居場所が重要かというと、家庭や学校以外にも安心して過ごせる居場所があることで精神的安心や社会性の育成、違う年齢や地域の大人と触れ合うことで社会性を身につけ、コミュニケーション力を育む機会となります。また、図書館などで本を読むことで、自習を通じて新たな発見や学びを体験し、教育や学習面でも自分自身の成長できる場となります。以前、北部に図書館施設と言えるほどの施設が少なく、現在も要望中でございますけれども、先ほど述べた公共施設における子どもの居場所の重要性は大人にとっても同じことが言えます。南側には子どもたちや子育て世代に特化したすばらしい施設であるぴあぱーく妙典ＣＯＣＯ、中央には子どもや多世代が気軽に集い、にこっと笑顔で過ごせる交流施設、八幡市民交流館ニコットができました。北部はどうでしょうか。家庭や学校以外にも安心して過ごせる居場所と呼べる公共施設はありますか。公共施設における子どもの居場所は、単なる遊び場ではなく、安心、成長、交流を支える場として大切なインフラだと私は思っております。今回は課題の共有として、北部地域における子どもたちの居場所について各所管部署の皆様にも考えていただきたく質問しましたが、現状が少ないと感じるならば、まずは既存の施設をこども部と所管部で協力し、夏場の間だけでも子どもたちに気軽に来てもらえるような取組を考え、早期に北部地域の子どもたちの居場所づくりとなるよう施設の計画について強く要望しまして、私の一般質問を終了します。

御答弁いただきました各所管部署の関係者の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　創生市川・自民党第１の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

最初に、学校施設開放事業について伺います。

本市は、小中学校の校庭等の学校施設を開放し、市民のスポーツ及び文化活動の振興を図っており、多くの市民が利用しております。しかし、登録団体増加による使いづらさや営利使用の疑いのある団体等の登録等の課題があることから、令和４年６月定例会においてその対応について質問したところ、団体の登録要件を、現状の市民等の割合を３分の２から４分の３に引き上げることや、営利使用の疑いのある団体への対応を強める等の規則等の必要な見直しを行うとのことでした。

そこで、お伺いします。その後の進捗状況についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

学校施設開放事業は、近年においては630から640程度の登録団体が利用しており、希望どおり利用できないことが課題となっておりました。また、営利目的での利用が疑われる団体があることも課題とされていたところです。これらの課題に対応するため、令和５年５月に市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正を実施し、同年10月１日から施行をいたしました。主な改正内容は、目的に青少年の健全育成を加えたこと、団体要件の市内在住、在勤、在学者の割合をおおむね３分の２以上からおおむね４分の３以上に引き上げたこととなります。この改正により、利用目的をより具体化するとともに市民の活動機会を増やすことで、学校施設開放の適正利用につながるものと考えております。今後、この改正内容の定着を図るとともに改正による効果について検証をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　おおむね３分の２以上からおおむね４分の３以上に引き上げた、このことにつきましては評価いたしますが、さらに引き上げるべきと私は思います。また、規則改正内容だけでは営利目的使用の対策としての効果は疑わしいと思います。営利目的に対するより効果的な対応策についてどのような手だてを取るのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　営利目的への対応策といたしまして、団体登録申請の際に収支報告書の提出を求め、ウェブサイトを持っている団体には、市に提出した報告書と同じものを掲載することを依頼しております。また、令和６年度からは、実際に活動場所へ赴き、使用申請内容とそごが生じていないかなどを調査するため、抜き打ちで現地確認を実施しております。今後は、現地確認を実施することについて団体登録の申請時に周知をしてまいります。また、団体のウェブサイトに加え、フェイスブックやＸなどのＳＮＳについても掲載情報のチェックを徹底してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　団体登録申請の際に収支報告書の提出、そして抜き打ちでの現地確認、また、それを団体登録の申請時に周知すること、さらに、団体のウェブサイトに加え、フェイスブックやＸなどのＳＮＳについても掲載情報のチェックを徹底すること、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。特に市川市は校庭のナイター設備が充実しており、夜間は、営利目的の団体から見ると垂涎の的です。格安でナイターが使用できるため、手を替え品を替え参入を試みます。そこでお願いですが、さらに営利が疑われる団体を排除する手だてとして、ウェブサイトを持っている団体には、市に提出する報告書と同じものの掲載を依頼するとのことですが、依頼ではなく、必須にしていただきたい。これでかなり抑止効果になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、(2)の部活動の地域展開に関わる学校利用について伺います。登録団体数が多く、希望どおりの利用ができないという点については、令和６年４月定例会で指摘し、小学校の部活動から地域展開した団体についての優先利用という課題があったと思います。その対応と進捗状況についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

令和５年５月の規則改正で事業目的に青少年の健全育成を加えたことで、部活動から地域展開した団体については、学校施設開放事業の目指す方向性にこれまで以上に合致するものとなりました。また、本事業は学校施設

を利用することから、学校行事等による学校や市の利用が最優先となっております。これらの使用日時を除いた時間帯の中で学校開放委員会において登録団体同士が利用調整を行い、学校の確認を経て使用が承認されるものとなっております。小学校の部活動から地域展開した団体はもともと当該学校の課外活動であったことから、学校の使用に準じた扱いとすることとなります。これらの点から、学校開放委員会におけるスケジュール調整は、地域展開の趣旨を踏まえた上で行っていただくよう登録団体に周知を徹底してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　小学校の部活動から地域展開した団体は、もともと当該校の課外活動であったことから、学校の使用に準じた扱いとするということで大変ありがたく思います。しかし、今後、中学校の部活動の地域展開が進んだときに同様の問題が生じることになると思います。この点についてどのように対応するか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　中学校の部活動の地域展開に当たりましては、対象団体の活動の場が制限されることがあってはならないことから、実施の際には、あらかじめ部活動から地域展開した団体は学校の使用に準じた扱いとし、利用団体間のトラブルが起きないよう整理をしてまいります。今後、中学校の部活動の地域展開が本格的に進められることを見据え、次回、令和８年度以降の団体登録申請手続の際には、申請団体に配付する遵守事項等について記載した書面の中で、優先利用について明示するなど周知を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　部活動から地域展開した団体としての位置づけを明確にして、優先して利用できるように遵守事項等に記載するとのこと、今後、中学校の部活動の地域展開が進むにつれ必ず課題となることから、先んじて書面で周知することはとても重要に思います。ぜひ進めていただきたい。さらに、登録する際提出する申請書に、部活動から地域展開した団体か、一般の団体かを識別できるような申請書内の記述の工夫が必要に思います。ぜひ御一考ください。

続いて、(3)学校施設開放事業の電子化について伺います。学校施設開放事業を開始した当初から長年にわたり利用申請については複写式の手書きで行っております。利用に必要な申請の電子化を実現すれば利用者の手続を簡素化できると思いますが、市はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えいたします。

本事業では、利用団体には主に年に１度の団体登録申請と、毎月行う使用承認申請の手続を行っていただいております。これまでも一部の団体からこれらの手続の簡素化を求める声が上がっておりました。そこで、簡素化の取組の一つとして、今年度から、団体登録申請についてはＬｏＧｏフォームを用いた電子申請で行えるようにいたしました。使用承認申請につきましては、現在も旧来の感圧式複写用紙を使用しており、手書きで記入しなければならないことや、収受は手渡しと郵送で行っていることなど、利用者に負担をかけている部分がございます。現在、この使用承認申請に関する手続の簡素化へ向け、電子化の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　申請手続の電子化を一部実施し、さらに検討という点は理解いたしました。しかし、令和４年６月定例会で指摘しましたように、施設の予約についても電子化し、この事業の全体を電子システム化する

ことが必要というふうに考えます。特に利便性だけでなく、さきにお話しした使用団体の優先順位のつけ方や利用の公平性という観点からも予約の電子システム化が不可欠であると考えます。ぜひ実現に向けて検討していただきたい。強く要望いたします。

続いて、次の大問、教育費の予算について伺います。

教育の世界から離れて８年になりますが、私の記憶によれば、教育費の予算について、以前は市川市の予算総額の10％を軽く超えていたと認識しております。令和７年度は、一般会計の予算総額のうち教育費の占める割合は9.2％、昨年度は8.7％と以前に比べ割合が減っているように思います。

そこで伺います。本市の予算総額に対する教育費予算の割合はこれまでどのように推移してきているのか、また、市川市、船橋市、八千代市、浦安市、習志野市の千葉県葛南教育事務所が所管する近隣５市、いわゆる葛南５市と比較した傾向はどのようになっているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

本市の一般会計の当初予算に占める教育費の割合につきましては、平成10年度から25年度にかけてはおおむね10％から13％程度で推移しておりましたが、平成26年度以降はやや減少し、おおむね８％から10％程度の範囲で推移し、直近の令和７年度では9.2％となっております。この当初予算に占める教育費の割合が変動する主な要因といたしましては、小中学校の整備などの一時的な要因によるもののほか、組織改正等に伴い予算の計上先を変更するいわゆる予算の組替えを行う場合などが挙げられます。具体的に申し上げますと、平成26年度には幼稚園の事務について、教育委員会からこども部へ事務移管したことに伴い教育費から民生費へ予算を組み替えたことや、令和３年度には、情報システム関連経費を情報管理部に集約したことで、情報システム関連経費について、教育費から総務費への予算の組替えを行ったことにより教育費の予算が減少したことが、全体的に教育費予算の構成比が低下した要因の一つとなっております。

次に、教育費予算の割合についての近隣市との比較につきましては、まず、一般会計の予算額ではそれぞれ自治体ごとで教育費に区分している予算にばらつきがあるため単純に比較することは困難でありますことから、総務省が定めた統一的なルールに基づき整理して区分し直した普通会計決算に基づく統計調査であります地方財政状況調査の数値を用いて各市との比較を行わせていただきます。直近の令和５年度の決算に基づき、御質問の葛南５市における決算額に占める教育費の割合を比較いたしますと、習志野市が18.1％、浦安市が15.4％、八千代市が11.7％、船橋市が11.0％で、本市は最も低い10.8％となっております。

この数値については、年度によって変動幅が大きい建設事業などの臨時的な経費が含まれておりますことから、これらの要因を除いた毎年度生じる経常的な経費の決算額のみで比較いたしますと、本市は、この葛南５市の中で４番目に高い割合となっており、さらに、学校給食費の無償化に取り組んでいる本市のような自治体においては多くの市税等の一般財源を経常的な教育費に充当しておりますことから、この経常的な教育費にどの程度市税等の経常的な一般財源等を充てているかといった観点で比較いたしますと、本市は２番目に高い割合となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　教育費の割合が変動している理由はよく分かりました。また、過去は優に10％を超えていた教育予算も、予算の組替えにより割合としては減少していることもよく理解しました。また、他市と比較できる普通会計決算額や経常的な経費の決算額についても本市の位置づけは理解しました。そこで確認ですが、私が最も心配しているのは、教育費の予算のうち学校に通う児童生徒たちに使われる経費、つまり小中学校の運営経

費はしっかりと確保できているのかという点にあります。先ほどのお話では、教育費の普通会計決算には小中学校費以外の経費も含まれているとのこと。

そこで、お伺いします。小中学校に限定した経費について、近隣市と比較した場合の状況並びに現状に関する市の認識をお聞かせください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　小中学校の学校運営に関わる経費を小学校費、中学校費及び学校給食費を合わせた経費として捉え、先ほどと同様に経常的な経費に充てられた経常一般財源等の状況について葛南５市で比較いたしますと、令和５年度普通会計決算におきましては本市は9.5％であり、船橋市の6.8％、八千代市の5.9％、浦安市の5.6％、習志野市の5.0％を上回っております。これは本市は学校給食費の無償化を実施していることもあり、葛南５市の中では、市税など一般財源を充てている割合が最も高くなっている状況となっております。

さらに、この学校給食費を除いた小学校費と中学校費のみで比較した場合におきましても、先ほどと同様に本市は5.1％、船橋市は4.1％、八千代市は3.4％、浦安市は2.7％、習志野市は2.6％と、本市が最も高い割合となっております。これは、本市が小中学校の運営費に対し市税などの一般財源を多く割り当てていることを示しているものであります。この学校運営に関わる経費の予算措置の現状に対する認識といたしましては、本市では、様々な行政課題へ対応するため、特定のサービスに偏ることがないよう全体のバランスを考慮した予算配分が必要であると考えており、今後もそのような観点は踏まえつつ、児童生徒への教育面でのサポートやＩＣＴを活用した教育など、多様化、複雑化する教育ニーズに応えることができるよう、適切な予算措置を行っていく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　今回、私の質問に対し、財政部は本当によく調べていただきました、ありがとうございました。

私の教員時代の肌感覚では、小中学校の教育予算は決して多いとは感じられませんでしたので、経常費の比率としては他市に比べて本市の小中学校費は高いということを知り、驚いたというのが実感です。多くの教育者、保護者が市川市の教育予算は低いのではないかと思うところがあります。なぜそう思うかと、これは私もそうでしたが、当初予算の比率で考えてしまう、これが一因かなというふうにも思います。当初予算では教育予算の組替えが行われていますから、当然割合が低くなります。それに教育無償化が加わりますから、給食費を入れてもこの低さかというふうに思ってしまいます。今回他市と比較したのは令和５年度でしたが、令和５年度の教育費の当初予算は8.8％、決算では10.8％でした。単純に考えて２％が組み替えられていたことになります。多くの市民が目にするのは当初予算ですので、当初予算を発表する際に何らかの形で、組み替えない場合の教育費を明示できないかと思います。多くの市民に実際より低く見られてしまうのはもったいない。一考をお願いいたします。

また、給食費を除いた小中学校費で比較した場合も、本市が近隣で一番高いとのこと、ぜひこの水準を保っていただきたい、このようにもお願いいたします。

さらにになりますが、本市が近隣で一番高い割合となっている要因の分析が必要に思います。他市との比較により市川市が小中学校費の中で力を入れている要素が浮き彫りになり、市川市の教育費の特徴となると思います。ヒアリングではこのことも調べていくとのことでしたので、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、大問３問目、令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針及び学校のＩＣＴ環境整備３か年計画についての通知を踏まえた市川市公立小中学校のＩＣＴ環境整備についてに移ります。

学校におけるＩＣＴ環境は、平成29年12月に平成30年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針が示され、その後、コロナ禍を経て、ＧＩＧＡスクール構想により学習者用端末の１人１台配付やネットワーク環境の充実と大きく変化してまいりました。私としましても、この間、本議会において学校におけるＩＣＴ環境の充実を願い、様々な要望、提案を申し上げてまいりました。現在の市川市、学校におけるＩＣＴ環境は、ハード、ソフトの両面で推進の方向で動いていると承知しております。

このような折、令和７年１月、令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針及び学校のＩＣＴ環境整備３か年計画についてが通知されました。この通知には、学校におけるＩＣＴ環境の必要性や考え方、今後の方向性や環境の水準、そして財源の考え方が示されています。本日はこの通知、今後、本通知と呼ばせていただきますが、これを踏まえた本市のＩＣＴ環境整備について伺ってまいります。

最初に、本通知を踏まえた本市のＩＣＴ環境整備の考え方について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

デジタル学習基盤の整備は、ＧＩＧＡスクール構想により児童生徒１人１台端末及びネットワークが整備されております。これにより個別最適な学びと協働的な学びを支援する体制が整いつつあります。今後、さらに児童生徒の可能性を引き出すために主体的に学習を促していくことが重要であります。個別最適な学びを進めるためには、クラウド環境や各種ソフトウエアなど学習機器などを整備する必要があります。これらは児童生徒の学習環境を大きく変化させ、よりよい教育を提供するための取組となります。教育委員会といたしましては、令和７年１月に文部科学省が示したＩＣＴ環境の整備を必要不可欠な学習基盤と捉えております。ＩＣＴ環境の整備を進めることで児童生徒の可能性の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　デジタル学習基盤を必要不可欠な学習基盤と捉えるという考え方で今後のＩＣＴの環境整備を進めるとのこと、ぜひこの考え方で進めていただきたいと思います。

そして、さらにになりますが、このような考え方もぜひ加えていただきたい。本通知の整備方針にありますが、現実の社会では、ＩＣＴを活用して知識を考え深めたり、他者と協働することは当然のことであり、ＩＣＴによって現実の社会で行われている方法で児童生徒も学ぶことは、学校教育を時代に即したものとすることであるとしています。このＩＣＴによって現実の社会で行われている方法で児童生徒も学ぶことは、学校教育を時代に即したものにすることであるという考え方、これは大切と私は思います。この考え方は本通知の背景となるものというふうに私は思います。これについては後ほど詳しくお話しします。

さて、デジタルな学習基盤を必要不可欠な学習基盤と捉えるということでございました。では、そのデジタルな学習基盤とは何ですかと問われたら、何と答えますか。文科省はこのように定義しています。１人１台端末やクラウド環境等の情報機器、ネットワーク、ソフトウエアなどで構成される一連の学習基盤、これは令和６年11月、中教審デジタル学習基盤特別委員会にて示されました。また、デジタル学習基盤の要素として７点挙げています。児童生徒の端末、通信ネットワーク、周辺機器、デジタル教科書・デジタル教材・デジタル支援ソフトウエア、ＣＢＴシステム、教育データ利活用、情報セキュリティー、この７点を挙げています。ということは、デジタル学習基盤とは、単に１人１台端末を配ることにとどまらず、今要素として挙げた７点で構成される一連の学習基盤ということになります。さらに、ということは、デジタルな学習基盤を必要不可欠な学習基盤と捉えるということは、この７点の要素を必要不可欠な学習基盤と捉えるということになります。このことを踏まえつつ、本通知に沿う形で本市のＩＣＴ環境整備の現状と課題を詳しく伺ってまいります。

本通知において、「最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべき」、これが必要不可欠ということを具体的に言った言葉ですが、ＩＣＴ機器として挙げられている８点について、また、次世代校務ＤＸ環境整備について、さらに、ＩＣＴ環境整備の促進と同時に必要な対応事項について現状と課題をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

まず１点目は学校のネットワークについてです。学校でインターネットを接続した際のネットワーク速度は、文部科学省が公表した当面の推奨帯域を満たしております。また、無線ＬＡＮ環境は、普通教室と特別教室では理科室、職員室には100％設置しておりますが、他の特別教室、体育館や事務室の無線ＬＡＮ環境の整備が課題であります。

２点目は学習者用端末についてです。学習者用端末は令和３年度に全ての児童生徒に配付しております。現在、学習者用端末の入替えの時期を迎えている端末があり、５年間で計画的に入替えを行っております。入替えは年度ごとに国の補助金を受け、千葉県の共同調達で行います。

３点目は指導者用端末についてです。教職員は校務用パソコンと指導者用端末の２台を使用しておりますが、２台の端末を持つことで教職員が２台分の端末やデータの管理をすること、データが散在し連携が複雑になること、異なるセキュリティーの管理が必要となることなどが課題であります。

４点目は業務用ディスプレーについてですが、現在、市内市立学校の教職員向けの業務用ディスプレー整備は課題であります。

５点目は大型提示装置についてです。現状、大型提示装置は市内市立学校の全ての普通教室に配付しておりますが、老朽化しております。特別教室への設置が課題であります。

６点目は実物投影装置についてです。実物投影装置は市内市立学校全ての学級に配付しておりますが、老朽化しております。

７点目はＩＣＴ支援員についてです。ＩＣＴ支援体制は、令和７年度は６校に１人で令和６年度よりは向上しております。整備方針の示すＩＣＴ支援体制の４校に１人の配置は達成していないことが課題であります。

８点目は学習者支援ツールについてです。現在、市内市立学校では授業支援ソフトと学習ドリルを導入しておりますが、現在、各企業がより優れた学習者支援ツールを開発、販売していることから、今後の在り方について検討してまいります。

次に、次世代校務ＤＸ環境整備設置の考え方の現状と課題についてお答えします。教職員は２台の端末を使用しており、端末が１台化されることにより教職員の業務効率化につながります。また、教育データの連携が可能となり、教育データの利活用が進みます。

次に、有線または無線ＬＡＮ環境の整備の現状と課題についてですが、有線または無線ＬＡＮ環境の整備についても、さきに答弁しましたとおり特別教室、体育館、事務室への整備が課題であります。

次に、次世代校務支援システムの段階的な整備の現状と課題についてです。現在使用している校務支援システムは、ネットワークを３つの層に分けてセキュリティーを強化しているモデルです。次世代校務支援システムは、これまでのシステムとデータの管理方法が異なります。次世代校務支援システムはクラウド上で運用するものとなります。

最後に、ＩＣＴ環境整備の促進と同時に必要な対応事項の現状と課題についてお答えします。初めに、ＩＣＴを活用した学習活動の充実の現状と課題についてです。令和６年度の全国学力・学習状況調査の結果から、本市では１人１台端末を週３回以上活用する学校の割合は約75％でした。各学校の体制として、教職員が授業で活用するためのＩＣＴに特化した継続的な校内研修の実施やＩＣＴを活用した授業の実践事例を共有する機会の確保

が課題です。

次に、教師のＩＣＴ活用指導力の向上についての現状と課題についてです。教育委員会では、ＩＣＴ活用指導力の向上として教職員個々の技能に応じたタブレット活用研修会やプログラミング教育研修会などを行っておりますが、今後は、教職員が参加したいと思える研修の企画や研修内容の充実を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　詳細をありがとうございました。それでは、１点目から確認していきます。１点目の学校のネットワークにつきましては、当面の推奨帯域は満たしているということで安心いたしました。また、３年前、当時、ＳＩＮＥＴを活用し大変つながりにくかったものを私の要望どおりローカルブレイクアウト方式に変更していただき、とてもつながりやすくなったと聞いております。本年度の全国学力テストでは端末を用いて回答するものもあったようですが、大きな支障もなくできたということで本当によかったなと思います。

さて、課題として、理科室以外の特別教室や体育館、事務室は未整備とのこと、この理由についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校の無線ＬＡＮ環境の整備は、児童生徒が主に学習活動を行う普通教室から導入を行いました。そのため特別教室には整備がされていないということが課題となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　本通知では、特別教室を特別の施設設備が恒常的に設置してある部屋として、設置することを推奨しております。音楽室や家庭科室、私が整備を強く要望している図書室、これも該当いたします。ぜひお願いしたい。

また、市川市の子どもの可能性を育てるｐｒｏｊｅｃｔというのがございますけれども、そこにはこのように記載されております。「校内どこでもネットワークにつながる環境の実現を目指します！」と、このように書いてあります。この言葉どおり、体育館も含めて無線ＬＡＮ環境の整備をしていただきたい。強く要望いたします。

２点目の学習用端末について伺います。入替えの時期を迎えているとのことでした。私は令和４年９月定例会にて、入替え時の要望として、壊れにくく、リースで、スペックが高く、同一機種のもの、この４点をお願いいたしました。今回のヒアリングで確認しましたところ、ほぼ達成されているということで安心いたしました。ですが、入替えについては、本市は５年間で行う計画でございますが、他の葛南５市は一括、一遍に入替えを行うとのことです。本市が５年間で入替えを行う理由について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

現在、児童生徒が使用している学習用端末は機種によりリース期間が残っているものがございます。入替えの際は、国の補助金を使い、県の共同調達を利用して５年計画で堅牢なものに入替えを行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　本市だけが共同調達により入札となると、毎年違う機種になる、この可能性がございます。何とか工夫して一括で購入するか、毎年となっても同じ機種になるように県に要望していただきたい。ばら

ばらのを学校で使うというのは非常に困りますので、よろしくお願いいたします。

３点目、指導者用端末については、校務用に１台支給されているものの、指導者用と２台使用しているのが課題と、デメリットについてもよく分かりました。文科省の推奨は一体化による教育データの活用ですから、ぜひ一体化の方向で進めていただきたい、このように思います。

またさらにですが、本市の管理職、特に教頭は学校徴収金を扱うことから、銀行機関と校務パソコンでつながる必要があるため、民間のスペックの高いＰＣシステムとのやり取りで支障を来すことがないよう、あらかじめ民間レベルの高いものを支給する必要があります。この点もどうぞ御検討ください。

４点目の業務用ディスプレーについては、現状は配置しておらず検討するとのことでした。このディスプレーは、校務と指導用が一体化し、教育データを効果的に活用すべく、ダッシュボードを使用した際に必要となるものであります。校務と指導者様の端末を一体化することと併せて検討する必要があるかというふうに思います。御検討ください。

５点目、大型提示装置については、やはり特別教室には設置していないとのことでした。その理由をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

導入時は授業での使用頻度が高い普通教室のみに導入しておりました。個別最適な学びや協働的な学びなどへ学び方が変容していることを踏まえ、大型提示装置の特別教室への設置の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　前回定例会でお話ししましたように、各学校で大型提示装置は非常によく使われております。ですから、特別教室にも必要に思います。本通知でも、ＩＣＴの水準として、特別教室用で各校に６台というふうになっておりますので、特別教室への設置は必至と思いますので、よろしくお願いいたします。

６点目の実物投影機については、全ての学校に配付とのことでしたが、これはＧＩＧＡスクール構想前から使用しておりましたので、かなり老朽化が進んでいます。計画的な買換えが必要に思います。

７点目、ＩＣＴ支援員については６校に１人の配置とのこと。増員を要望してまいりましたが、改善されて何よりと思います。しかし、文科省の示す数字は４校に１人でございますので、さらに改善をお願いいたします。

８点目、学習者支援ツールについては、普通学級についてはよく分かりました。特別支援学級や特別支援学校等の特別支援教育に特化したツールの導入はどのようになっているのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

現在、特別支援学級や特別支援学校に特化した学習者支援ツールの導入は行っておりません。個別最適な学びの充実のためには重要であることから、特別支援学級や特別支援学級に特化した学習支援ツールに関する情報収集を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　この特別支援教育に特化したといいますか、まさに個別最適なツールがその子にとって一番大切なツールというのは必ずあると思います。ですので、現場の声、ニーズを把握して適切に導入していただきたい。よろしくお願いいたします。

次に、次世代校務ＤＸについてです。次世代校務ＤＸは、教育データの利活用にどうしても必要でございま

す。課題としては、デジタル学習基盤の課題と同じく、校務と指導用の端末の一体化、さらに校内どこでもつながるネット環境整備でございました。さらに、次世代校務ＤＸ固有の課題として、現状のシステムと管理方法が異なり、クラウド上で運用できるようにする必要があり、切り替える必要があるとのことでした。これにはかなりの予算が必要に思います。

次に、ＩＣＴを活用した学習活動や指導力の向上については、課題として挙げられた研修機会の充実やよい実践例の共有の方法をさらに検討していただきたい、そしてよりよいものにしていただきたい、このように思います。

本通知に沿って現状と課題を伺ってまいりましたが、本通知では３か年の計画として具体的に提示されております。本市では今後どのようにしていくおつもりでしょうか、今後の展開についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

現在、教育委員会では、文部科学省の示したＩＣＴ環境の整備方針及びＩＣＴ環境整備３か年計画に基づき、今後のＩＣＴ環境整備計画を作成しております。引き続き関係部署と連携を図るとともに、ＩＣＴ環境整備の情報収集を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　現在作成しているとのこと、今ここでいつまでですかということは伺いませんが、なるべく早くする必要があります。なぜかというと、この本通知の背景を考えると、そうゆっくりもしていられないというふうに思います。ここで少し本通知の背景について話させていただきます。まず１点目、ＯＥＣＤは、テクノロジーと教育の共創というモデルを使い、今の私たちの置かれている現状を説明しております。テクノロジーと教育が共創しているというのです。私たちは現在、ほぼ１人１台スマホを持つようになり、生活に必要なことはほぼこれ１台で済ませられるようになりました。生成ＡＩも使いやすくなり、私たちの生活にどんどん入り込んできます。現実の社会ではテクノロジーがどんどん発展し続けています。

このように発展しているテクノロジー、教育はどうかといいますと、現実の社会に対し、現状、教育は遅れを取っているわけですね。上と下の関係になろうかと思います。これがずっと続いていくとどうなるでしょうか。教育はテクノロジーの発展する社会の求めに応じた人材を育成することが難しくなります。テクノロジーと教育の共創モデルは、歴史的に技術革新によって社会の変化が起きると、教育がそれに追いつくことができない期間が生じるとしています。18世紀半ばから19世紀にかけての産業革命の時期がこれでした。産業革命に教育が追いつかない時期がしばらく続き、やがて社会の変化に合わせて教育が変わってくると、社会の求めに応じた人材を育成することができるようになるというのです。産業革命のときも、先に産業、社会が発展し、教育が遅れた。追いつく時期がある。教育が追いつくようになると人材を育成することができる。こういう考え方であります。

これは日本で考えると、明治維新の前後、寺子屋から学生を引き、近代教育に進まなければならなかった時期を考えると容易に想像できます。要は、教育には社会の変化に取り残される時期と、社会の変化に対応して機能を発揮できる時期、この両方が存在するというのです。私たちの今置かれている状況、まさに産業革命に匹敵するデジタル革命が起こり、教育が社会の変化に追いついていない、取り残されている状況と言えるのではないでしょうか。なるべく早くこの社会の変化に対応し、人材を育成できるようにしなければならない。実はこのような考え方が今、全世界の教育者共通の課題になっております。

国際比較を見てみますと、残念ながら我が国、2024年のＩＭＤの統計によりますと、日本のデジタル競争力は世界で31位、人材競争力は43位と大きく後塵を拝しております。何とか日本の競争力を上げていかなければなら

ない。このような考え方がこの通知の背景にあるというふうに私は思います。先ほど、本通知には、「ＩＣＴによって現実の社会の中で行われている方法で児童生徒も学ぶことは、学校教育を時代に即したものとすることでもある」と書かれており、この考え方も大切にすべきというふうに申し上げましたが、文科省として、社会の変化に取り残される時期からの脱皮を目指すと、この一文に現われているのではないでしょうか。

また、背景としてもう１点お話しいたします。それは次期指導要領の改訂に向けた方向性です。昨年12月、文科省は、次期指導要領の改訂に向け、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について中教審に諮問しました。現在、中教審では様々な分科会、委員会に分かれて活発な議論が交わされています。その一つ、教育課程企画特別部会では、デジタル学習基盤を前提にした次期指導要領の議論がもう既に交わされています。先ほどこのデジタル学習基盤の定義に触れ、その要素を７点申し上げ、(2)で現状と課題を詳しく伺ったＩＣＴ機器８点及び次世代校務ＤＸは、この要素７点と合致した一連の学習基盤です。次期学習指導要領がデジタル学習基盤を前提としているということは、先ほど詳しく伺ったＩＣＴ機器等が全て備わっているとの方向で議論が進められているということです。

今後、中教審は、令和８年度、2026年度中に答申の予定ですので、次期学習指導要領は2030年に全面実施となると思われます。答申後は次期指導要領改訂の機運が一気に進み、2028年頃から移行措置の時期となると思われます。このように考えると、前回の平成29年度通知では５か年の計画だったのが、今回の令和７年通知では３か年計画としているのもうなずけます。３年後は2028年ですから、もう時間があまりないのがお分かりでしょう。

背景２点を申し上げました。なるべく早くと申し上げたのは、本通知にはこのような背景があると思うからです。先ほどの御答弁ではＩＣＴ環境整備計画を作成中とのことでした。ぜひ、今申し上げた２点の背景を視野に入れ、市川市としてＩＣＴ環境整備計画を作成していただきたい、このように思います。この経過、結果については注視してまいります。

続いて、ＩＣＴ環境整備に係る予算の財源確保についてに移ります。本通知を踏まえてデジタルな学習基盤を必要不可欠な学習基盤と捉えて整備し、次世代校務ＤＸを整備するとなると多くの予算が必要になると思われます。当然本市の財政運営にも大きな負担となると思われますが、本通知によると、令和７年度より情報システムや情報通信機器などの整備財源として、デジタル活用推進事業債が創設される、活用できるとされております。

そこで、この整備の財政確保策として、デジタル活用推進事業債の活用についてどのようにお考えか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

デジタル活用推進事業債は、地方財政法上の特例として令和７年度から新たに創設された市債で、情報システムの導入や情報通信機器などの整備、学校のＩＣＴ環境整備に関わる経費などの財源として活用することが可能となっております。デジタル活用推進事業債の充当率は、起債対象事業費の90％、償還年限は５年以内と定められており、本市におきましても、市立学校における情報システムの構築など一時的に多額の支出を要する事業に活用することで使途が自由となる一般財源の負担が軽減されることにより財政負担の平準化が図られるとともに、ＩＣＴ環境整備が推し進められるものと考えております。市債の活用に当たりましては、その償還に将来的な財政負担が伴いますことから、市全体の市債残高を注視しつつ、金利の上昇による利子負担の増加が毎年度の元利償還金の増加につながることに十分留意しながら活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　先ほど１つ前の大問で教育予算について伺いました。本市の小中学校費は近隣に比べて高

いという現状、そして給食費の無償化に取り組んでいる状況を考えますと、学校のＩＣＴ環境整備に多くの予算をつぎ込むのは難しい状況とも私も思います。しかし、本通知の趣旨や先ほどもお話しした２つの背景を考えると、待ったなしの状況にあることも事実です。全国の自治体が同じような状況のため、今回設置されたデジタル活用推進事業債の事業対象に教育の分野も組み入れられたのではというふうにも思います。先ほどの御答弁では様々なことに十分留意しながら活用していくとのことでございました。ぜひ適切に御判断いただいて活用していただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

それでは最後に、市川市のＩＣＴ環境整備について教育長から御所見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

自然体験活動に参加する頻度が高い子どもほど、自主性でありましたりとか、自己肯定感などの非認知能力が高まるといった傾向が見られるといった各種学術調査の結果があることから、学校教育においても体験活動を充実させていくといったことが重要であると認識しているところでございます。一方、全ての子どもたちの可能性を引き出すためには個別最適な学びや協働的な学びを充実させる必要があり、そのためにはＩＣＴの機器の活用が適しております。特に協働的な学びにつきましても、ＩＣＴ機器を活用することで班活動の話合いの内容を整理したり、学級全体に意見を紹介したりする活動が素早く的確にできるといったところがございます。これからの時代のつくり手となる子どもたちにとって、ＩＣＴ機器はいわば文房具として活用できるようにしていく必要があります。デジタルの力でリアルな学びを支えるという考え方を基本としまして、バランス感覚を持って、田中市長の下、各種教育施策を進めます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。デジタル学習基盤が必要不可欠であるということ、同じ気持ちでいるなというふうに強く思いました。ありがとうございました。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○にしむた　勲副議長　この際、経済観光部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　貴重な時間をお借りしまして申し訳ございません、発言の取消しをお願いいたします。

去る６月20日の堀内しんご議員の一般質問中、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについての(1)ポイント還元及び付与についての質問において、ポイント付与を行っている事業を■■■■■■■■■■■■■■■■と発言した部分につきましては、健康講演会は開催前につき未実施であること、また、江戸川クリーン作戦につきましては雨天中止となったことからポイントの付与を行っていないため、取り消したいと思います。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○にしむた　勲副議長　お諮りいたします。ただいまの経済観光部長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○にしむた　勲副議長　御異議なしと認めます。よってただいまの経済観光部長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

○にしむた　勲副議長　日程第１一般質問を継続いたします。

清水みな子議員。

○清水みな子議員　日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして、一問一答で一般質問を行います。

まず、大項目は帯状疱疹ワクチンの接種についてです。

(1)昨年度の利用人数について。帯状疱疹ワクチンについては、最近テレビコマーシャルでも盛んに、50歳以上の方はワクチン接種を受けましょう、そういうテレビＣＭが流れています。80歳までに３人に１人がかかるとされ、患者さんは年々増えていると言われています。宮崎県で行われた大規模な患者調査によりますと、調査を始めた1997年には人口1,000人当たり3.61人だったのですが、25年後、2022年には6.15人と約倍になっています。その理由として、高齢化し免疫の働きが下がる人が多くなっているということが挙げられます。また、水ぼうそうになる人が減っているということも理由の一つに挙げられていました。私も帯状疱疹に２回かかりました。すぐに病院に行き、痛みはありましたけれども、痛みが続くということはなく、完治をいたしました。中には痛みが長引くという人がいるそうです。

神経痛などつらい後遺症が残るということも多く、その傾向は女性が強いというふうにされています。私は、完治した後、１回の生ワクチンを接種いたしました。そのときはまだ助成制度がありませんでしたので、１回約１万円弱、高いなと思いながら接種をしたわけです。そのときは１回しかないものだというふうに思っていました。このワクチン接種に助成金をぜひつけてもらいたいと思いまして、市議団としても予算要望をいたしました。そして昨年４月から市川市でも助成制度が始まりました。

そこで、昨年度はどのくらいの方が接種をし、助成を受けているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

帯状疱疹の予防接種は令和６年度までは任意接種であったことから、全体の接種件数を把握することができませんが、令和６年度における任意接種の費用助成延べ件数は約4,100件となります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　費用助成の件数が4,100件ということで、ちょっと少ないなというふうに感じますが、助成制度があることが広く市民に知られていなかったのではないでしょうか。

続いて、(2)の定期接種の概要についてです。令和７年、今年からですけれども、国の制度として帯状疱疹ワクチン接種が定期接種となりました。だから盛んにＣＭで流れていたのかなというふうに思いましたけれども、この定期接種の概要について伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

帯状疱疹ワクチンの定期接種対象者は、年度内に65歳を迎える方と、60歳から64歳までの方で、ヒト免疫不全

ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方となっています。このほかに令和７年度から５年間の経過措置として、70歳から100歳まで５歳ごとの年齢の方も対象となっており、令和７年度に限り100歳以上の方も対象となっております。また、定期接種の自己負担額につきましては、２回接種する不活化ワクチンについては１回につき6,500円、１回接種の生ワクチンについては2,500円となっています。ただし、世帯全員が市民税非課税の方や生活保護受給中の方は無料で接種を受けることができます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　つまり、私が接種した生ワクチンは、約9,000円払いましたけれども、定期接種だと2,500円で済むということですよね。先ほどから１回接種と２回接種のワクチンがあるということですけれども、その不活化ワクチンと生ワクチンについて、その違いについて伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

不活化ワクチンと生ワクチンはどちらもウイルスを利用して免疫をつけるワクチンですが、不活化ワクチンは毒性をなくしたウイルスの成分を接種するもので、生ワクチンは毒性を弱めたウイルスを接種するという違いがあります。このため、接種の方法、回数、予防効果の持続期間が異なります。一度の接種につき、不活化ワクチンは２か月以上の間隔を空けて２回筋肉内に接種を行う必要があり、予防効果は約10年間とされています。他方、生ワクチンについては皮下に１回接種し、予防効果は約５年間とされています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　私は１回だったので、予防期間が５年ということなんですけれども、２年後にはどちらかを、10年か５年か、そのどちらかを打ちたいというふうに思いますけれども、定期接種は国の制度、そして市の制度として任意接種は続くのかというふうに思うんですけれども、(3)で任意接種の助成について伺いたいと思います。全国の自治体も市川市と同じように昨年４月から助成制度が始まりました。県内では、本市を含む19市町が昨年４月から行われて、それ以前から行っている自治体もありまして、それを含めますと県内では28市町村が独自の助成制度を行っています。改めて本市の助成の対象者、助成額、自己負担額、これがどうなっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

定期接種の対象となっていない方が受ける任意接種は全額自己負担となりますが、本市では、罹患率が高くなる50歳以上の方を対象として、申請に基づき、償還払いにより一度に限り助成を行っています。助成額は、２回接種する不活化ワクチンについては１回につき7,000円、１回接種の生ワクチンについては3,000円としています。任意接種の費用は医療機関によって異なることから、接種費用を国の示す標準的な費用とした場合、助成後の自己負担額は、不活化ワクチンは１回約１万5,000円、生ワクチンは１回約6,000円となります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　先ほども定期接種のことをお聞きしました。生ワクチンだと定期接種で2,500円、任意接種だと約6,000円の自己負担額ということです。再質問です。ワクチンの効果が５年と10年と２種類あります。定期接種を受けた方が、予防効果の持続期間が過ぎた後に任意接種の助成を受けられるのかどうか、これについて伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

前回の接種からワクチンの予防効果の持続期間が経過した場合は、医師の判断によりますが、定期接種後に任意接種を受けたり、反対に任意接種後に定期接種を受けることも考えられます。本市ではワクチンの予防効果の持続性に期間があることなどから、対象年齢であれば、一度に限り任意接種費用の助成を受けることができるようにしています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　帯状疱疹ワクチンは、日本人成人の90％以上は帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しており、80歳までに３人に１人が帯状疱疹になるというふうに言われています。発症した場合には、合併症が起こると長期間にわたり痛みが続き、日常生活にも影響を及ぼすというふうに言われています。本市では、定期接種と任意接種によって助成されるので、接種希望者にとっては大変ありがたいと、そして助かっていますという声も聞いています。市として今後、帯状疱疹ワクチン接種者を増やしていく考えはあるのか、今後の方向性について伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

帯状疱疹は予防接種法上、接種に対する努力義務や勧奨がないＢ類疾病に位置づけられているため、特段の勧奨は行いませんが、希望する方が安心して接種を受けることができるよう、定期接種対象者に接種の効果や副反応などを記載した帯状疱疹ワクチン予防接種のお知らせを送付するほか、任意接種についても市公式ウェブサイト等で引き続き周知を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　昨年、中国分地域で認知症の学習会がありました。その講師のお医者さんが認知症と帯状疱疹ワクチンの関係性についてずっと研究をされている方で、お話を伺ったわけです。本当に認知症と帯状疱疹ワクチンの関係があるのかというふうに思いまして調べてみますと、アメリカのスタンフォード大学の研究チームが、「Ｎａｔｕｒｅ」という世界的に有名な科学雑誌に、ワクチン接種が認知症の発症を減少させる可能性があるということを最新号で発表いたしました。また、イギリスのある地方で28万人の健康記録データを調査した結果、ワクチン接種後の７年後の認知症発症率が20％減少したこと、その効果が特に女性が高かったという結果を公表しています。帯状疱疹ワクチン接種は、つらい帯状疱疹を予防するだけでなく、認知症のリスクも減らせるというすばらしい効果が出ていることもありますので、ぜひ多くの方に周知をしていただきたいというふうに思います。

定期接種の対象者には全員にお知らせを配付するということですけれども、やはり目立つように封筒の色を変えるとか、その中身についてもぜひ工夫をしていただき、ワクチンの接種者が増えるように要望いたします。

次に、福祉部生活支援課の対応について伺います。

(1)として窓口の対応についてです。国の調査によりますと、2024年の生活保護申請件数は25万5,897件と昨年度を大きく上回っています。昨年度を上回るのは５年連続ということです。生活保護の申請が増えている要因として、単身の高齢者で低年金のために生活するのが大変難しいという人や、物価高騰の影響で預貯金を取り崩して生活している人、また、病気の人も増えています。物価高騰が続けば生活保護の申請は今後ますます増え続ける可能性があります。私たちのところにも、生活に苦しむ方からの相談が多数寄せられています。生活保護は最

後のセーフティーネットと呼ばれています。

そこで、窓口対応における生活保護の申請から受給決定に至るまでの流れについて伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護についての相談は、生活支援課の面接担当職員が対応し、生活保護のしおりを用いて制度の仕組みについて丁寧に説明を行っております。相談の中では、世帯構成や居住環境、世帯の収入や世帯員の健康状態、資産の状況、親族との交流状況など、相談者の生活状況について詳しく聞き取りを行っております。また、生活保護以外の活用可能な制度などについても助言を行っており、その結果、保護申請の意思表示がされた場合にはその場で速やかに申請書を交付し、受け付けております。申請を受理しましたら、担当地区のケースワーカーは、御自宅への訪問などにより各種調査を速やかに行った上で保護開始の決定を行います。なお、保護の決定は原則として申請から14日以内とされており、何らかの特別な事情により調査に時間を要する場合には最長で30日以内とされております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。生活保護の申請から決定に至るまでの流れは理解をしていますが、その上で、今年の４月頃ですけれども、会派に生活保護申請をしたいという市民から相談があり、生活支援課につないだことがあります。その方が１人で面接に向かったのですが、終わってからその方から、面接、相談の際に思想、信条に関わることを聞かれて驚いた。そんなことを聞いてもよいのか、生保の申請に関係ないと、このように驚きと怒りの訴えがありました。

そこで、生活保護の面接相談の際に思想や信条に関わることを聞くことがあるのか、これについて伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するものとされており、個人の思想や信条にかかわらず、国民の権利として保障された制度でございます。このことから、個人の思想や信条について確認する必要はないものと認識をしております。面接相談においては、生活保護の必要性を判断するために、御家族のことをはじめ過去の職務経歴などプライバシーに関することについてもお聞きをしております。その中で、思想や信条について確認する意図はなかったものの、相談者に誤解を招くような発言には最大限の注意を払わなければならないものと考えております。今後は、誤解を招かぬよう今まで以上に細心の注意を払い、相談者に寄り添った窓口対応となるよう接遇向上に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。面談の中で家族構成などプライバシーに関することを聞いていることは承知していますけれども、思想、信条を聞いてきたというのは初めて聞く話です。全くの驚きで許されるものではありません。

2013年に生活保護法が改正をされた際にも、憲法25条の最低限度の生活を保障するとともに、要件を満たす限り、要保護状態に立ち入った原因のいかんや人種、信条、性別、社会的身分、門地等のいかんによって優先的に取扱いすることは厳に戒めるべきであると同時に、あらゆる方面において名実ともに慈恵的観念を一擲して臨むように十分に指導されたいとされています。思想、信条を聞くなどというのは法律違反になることをしっかりと

受け止めていただきたいというふうに思います。

また、この2013年の生活保護法は、改正ではなく改悪というふうに言われています。全国の生活保護利用者が国や自治体を相手に今裁判を戦っています。いわゆる「いのちのとりで裁判」というふうに言いますけれども、11の高裁で出た判決のうち７つの高裁で原告が勝利をしています。改悪の根拠は保護費の削減です。引下げの対象世帯は全体の96％に上り、約670億円も削減されました。食費や水光熱費などに充てる生活扶助費の削減は史上最大となっています。また、この法案には附帯決議も挙げられています。１つに、水際作戦はあってはならないこと、２つに、自立を促す際には十分な相談、聞き取り、納得と理解を確認するなど適切な指導を行うこと、３つに、ケースワーカーや就労指導員などの増員を図ることなどです。生活保護の相談に来られる方は、本当に生活の苦しみ、また、心身の悩みを抱え、やっとの思いで相談に来ています。そのような方に誤解を与えることがないように、相談者に寄り添った対応を要望します。

次に、今後の対応についてです。生活保護受給後の対応について、生活保護受給者が廃止になるまで、その流れについて伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護を受給されている方の収入が増加し、最低生活基準を超過して保護を要しなくなった場合には、保護廃止となります。本市では、経済的自立を助長するため、体調や年齢などにおいて阻害要因が認められない方に対しては就労支援を行っており、就労により収入が増加し最低生活基準を超過した場合には、保護の廃止を決定しております。一方で、保護廃止の決定を行う際に際しては、臨時的な収入の増加、あるいは収入が不安定で再び保護を要する状態になることが予想される場合には、収入が安定するなど問題なく生活ができることを確認した上で保護の廃止の決定をするなど、個々の生活状況に配慮した運用に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。収入が安定してから保護を廃止するということでしたけれども、生活保護廃止となった後、生活状況の変化などによって再び生活保護が必要な状態になることは考えられます。その際には生活保護を再び受給することができるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

保護廃止となった後に様々な事情により再び生活保護を必要とする場合には、改めて申請することにより生活保護の受給は可能でございます。保護廃止の際には、健康保険や国民年金の加入手続などのほか、保護廃止後の生活を支える制度についても御案内するほか、再び急迫した状況に陥らないよう、ためらうことなく相談するよう丁寧な説明に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　廃止後、改めて申請し、生活保護を受給できるということでした。それでは、本市においてこの３年間で生活保護廃止の人数と生活保護再開の人数、それぞれ伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和４年度から令和６年度の生活保護の廃止と再開の人数は、令和４年度が廃止が902人、再開が14人、令和５年度は廃止が938人、再開が21人、令和６年度は廃止が1,027人、再開が40人となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。生活保護を廃止する方は1,000人ほどいらっしゃいますけれども、それ以上に申請者や受給者が増えているということだと思います。今、外国人ヘイトといいますか、外国人差別が横行し、生活保護の支給を廃止しろなどと言う方がいらっしゃいます。外国人であっても、日本人であっても、生活に困窮すれば日本の社会保障制度を受ける権利があります。厚生労働省も認めています。1979年に日本が批准した国際人権規約に基づいて行われています。法の下の平等を定めた憲法14条にも違反するものです。外国人が日本の社会保障を受ける権利があるように、日本人にも外国で生活する方は外国での社会保障の恩恵を受けるわけです。国際社会が一体で人権問題に取り組んでいるのに、日本人ファーストで外国人排除をするやり方は許せません。生活が苦しいのは今の政府、このせいなのに、それを外国人のせいにして外国人を攻撃するのは間違っていると言わざるを得ません。

次に、大項目の市民課窓口連絡所の業務についてです。

(1)業務内容について。市民アンケートを市議団で毎年行っていますけれども、そこに、国分の窓口連絡所でチケット75の申請用紙を受け取ってくれてもいいのではないかという声がありました。今年の申請箇所は、市庁舎だけではなく、受付窓口が増えましたけれども、北国分の方でしたが、市川駅まで行かないと受け取ってもらえないというのは時間もお金もかかるということで、私たちは担当地域を回って申請用紙を渡し、また、お預かりして市庁舎の受付に運びました。３か所ある窓口連絡所ですが、業務内容についてまず伺います。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民課窓口連絡所は、身近な窓口としてＪＡいちかわ国分支店に併設された国分窓口連絡所、東京メトロ原木中山駅近くの信篤窓口連絡所、中山法華経寺の参道にある中山窓口連絡所の３か所がございます。窓口連絡所の業務内容につきましては、信篤と中山では、市民課業務のうち住所変更の手続や印鑑登録の申請、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行っております。また、国分では証明書の交付のみを行っております。令和５年度の各窓口連絡所における取扱件数は、国分が6,214件、信篤が6,705件、中山が5,665件となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。３つの窓口連絡所、年間で6,000件ほどの取扱いがあることが分かりました。そしてあくまでも市民課の窓口だということです。しかし、市民はいろいろな要望があります。

そこで、(2)として、業務を拡大する考えはあるのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

窓口連絡所は小規模な施設で、配置できる人員も二、三名になることから、提供できるサービスは限られてまいります。そのような状況ではございますが、市民課業務以外でも「広報いちかわ」や減災マップ、ごみ収集日カレンダー、資源物とごみの分別ガイドブック、講演会等のチラシの配布をしているほか、ユスリカ駆除剤やネズミの殺鼠剤の配布も行っております。また、時期により門松カード、市県民税申告書、確定申告書の配布も行っております。なお、マイナンバーカードの保有率が約８割に達しようとしており、住民票の写しや印鑑登録証明書等がコンビニエンスストアで取得できるようになっている中で、窓口連絡所の在り方を含む全市的な市民窓口の在り方につきましては、将来的な検討課題であると認識しておりますが、現時点では既存の窓口連絡所の利便性のさらなる向上のために何ができるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　先ほども言いましたが、チケット75の用紙の受付場所に窓口連絡所はできないのかという問合せがありました。先ほども言いましたけれども、市川駅南口の行政センターの窓口まで行くには時間もお金もかかり、そして市庁舎へ郵送するにも、やはり郵送代が上がっていますので、そこもかかるということで、受付ポストを設置しておくということはできないのかどうか、この点について伺います。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民の皆様からチケット75の取扱いについて御要望をいただいており、現在、福祉部とともに各窓口連絡所にチケット75の申請書受付ポストを設置する準備を進めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　市民の皆さんからも要望が出ているということで、準備をしているということでした。ありがとうございます。市民から本当に様々な要望が寄せられると思いますので、応えられる部分はぜひ応えていただきたいというふうに要望いたします。

次に、じゅん菜池緑地の整備についてです。

(1)は夏季期間における池の悪臭対策についてです。毎年行っています市政アンケートに、今年も公園や緑地、道路関連の要望がたくさん寄せられています。特に公園の整備は多くありました。じゅん菜池緑地以外にも、小塚山公園、里見公園、里見公園分園などなどです。昨年６月も公園、緑地について質問をし、郭沫若記念公園について、芝桜を復活してほしいと要望しました。職員を配置するにもお金がかかったと思いますが、市川市の景観100選に選ばれながら、ビニールシートがずっとかぶさっているその状態では、景観を損ねていました。今回、芝桜の復活、本当によかったと思います。地域の皆さんも喜んでいるところです。来年以降ももっと芝桜が楽しめるようにしていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

さて、今回はじゅん菜池緑地に絞って質問をさせていただきます。まず、池の悪臭対策についてです。この悪臭対策については、毎年、地域の皆さんから聞くお話です。市民アンケートにも、池の周りを散歩しているが、夏に近づくと池の水が臭く臭っている、何とかならないか、井戸水の量もたくさん出ているようには思えない、こんな声が寄せられています。池の悪臭対策のためにどんなことが考えられるのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

じゅん菜池緑地の池の水は、井戸からくみ上げた地下水のほか、雨水や湧き水などを水源としております。池から不快な臭いが発生している原因の一つに、夏の暑さなどでこれらの水源の湧水量が減少し、池の水が滞留してしまうことなどが考えられます。このことから、令和４年度に池の水が滞留しないように、これまでよりも能力の高いポンプと井戸を新たに設置し、水量を増やしました。しかし、昨今の夏の猛暑により水源の湧水量が減少し、池の水位が下がることもあり、臭いの発生が見受けられました。現在、地元の大学や環境団体等が連携して、じゅん菜池緑地の水質や気象、生物の調査などを行うじゅんさい池プロジェクトがあり、今後、このプロジェクトと連携し、水質調査の結果などを基に、井戸水の池への流入位置や流入量を調整するなどで水質改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　御答弁にありましたじゅんさい池プロジェクト、地元の大学を中心に活動しているということですけれども、その活動内容について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

じゅんさい池プロジェクトとは、じゅん菜池緑地の水生植物の保護、育成活動などを行っている団体であるジュンサイを残そう市民の会と千葉商科大学が協働して、じゅん菜池緑地の自然環境改善と環境教育に取り組んでいるものです。主な活動内容としましては、水質などの環境調査や水生植物の育成、自然観察会のほか、近隣の小中学校を対象に野外実習や出前授業などです。本市も千葉商科大学との包括協定事業の一つとして協力をしているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。夏の課題となっている本当に池の悪臭対策ですけれども、今年はもう６月中旬から真夏日がやってくるということで、本当にますます気温が高くなってくるというふうに思われます。じゅんさい池プロジェクトは、池の北部のほう、そちらをきれいにしてジュンサイを残そうということで一緒にやっていると思うので、なかなか池の南側というか、そういうところにまでまだまだ対策が取られているというふうにはなっていないと思いますので、市もきちんと入っていただいて、やはり早く改善点を見いだしていただいて、池の悪臭対策を取っていただくように要望いたします。

次に、(2)として遊歩道における自転車、バイクの乗り入れ禁止の周知徹底についてです。このテーマも市民アンケートに寄せられたものです。基本公園はバイクや自転車の乗り入れ禁止というのは皆さんも分かっていると思いますけれども、急いでいたり、また深夜だったり、通り抜けをしたりと、そういう方がいるのかと思われます。夜お散歩をしている人もいるでしょうから、安全対策をしっかりと確保していかなければならないというふうに思いますので、乗り入れ禁止の周知徹底について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

じゅん菜池緑地の遊歩道は、多くの方々にジョギングやウオーキングのコースとして利用されています。昨年度、公園内への自転車等の乗り入れがあり、危ないとの苦情が多くありました。市川市都市公園条例においては、公園内への自転車等の乗り入れは禁止されています。このことの周知を図るため、昨年度、遊歩道への入り口６か所の路面に、自転車、バイク進入禁止などの注意喚起の大型シートを設置しました。その結果、遊歩道への自転車やバイクの乗り入れが減少し、安全になったという意見もいただいております。しかし、いまだルールを守らない利用者も見受けられますことから、今後、視認性が高い看板を数か所設置するなどで周知の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　安全が確保されれば、何も背の高い看板を設置する必要はないわけですが、やはりジョギングやウオーキングをしている皆さんに危険がないようにぜひお願いをしたいと思います。

次に、(3)の植栽の管理についてです。昨年春は、じゅん菜池緑地南側の入り口の主立った樹木が強剪定によりばっさりと切られてしまいまして、本当に見た目が変わってしまいました。これには地域の皆さんも、市は何を考えているんだとかなり怒っておりました。それから数か月後、少しずつ枝が生えてきたんですけれども、やはり大きな切り口からちょっと生えているということで、すごいアンバランスな木になっているなというふうに

眺めていました。植栽の管理なんですけれども、草刈りを頻繁にしてほしいと、特に遊具広場などでは幼い子の背丈ほどに伸びていることがあるということです。それから、園路沿いにササが伸びているので適切に伐採してほしいという声を聞きました。この植栽の管理について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

じゅん菜池緑地の樹木の剪定や除草等の維持管理は、造園業の資格を持つ委託業者と市の担当職員との協議の下実施しています。遊具広場付近の除草につきましては、伸びた草が子どもたちの遊びの支障にならないように、草の伸びが早い初夏の時期に除草頻度を増やしているところです。また、園路沿いのササにつきましても、状況に応じて伐採をしております。じゅん菜池緑地には、市北部全体の公園を管理する職員を配置しています。利用者が快適に過ごせるよう、委託業者と連携を図りながら適切に維持管理してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　市の職員を配置しているということですけれども、やはりもっと目配りをしていただきたいと思います。市の職員も緑地を歩けば気がつきますし、感じることはたくさんあると思います。費用がかけられないのかは分かりませんけれども、やっぱりしっかりと管理をしていただきたいということを要望いたします。

次に、(4)国府台小学校近くのトイレの洋式化についてです。トイレの洋式化については様々な公園から要望が出されています。これも昨年、定例会で質問いたしました。市の答弁でも、順位をつけて年に二、三か所洋式化していくということをお聞きしました。これでは何十年かかってもトイレの洋式化は進まないなというふうに思います。しかし、地域の皆さんからの要望はお伝えしないといけませんので、国府台小学校近くのトイレ、男性でも入るのをちょっとためらうようなトイレですけれども、すぐに改修してほしいという要望があります。ぜひ、国府台小学校近くのトイレの洋式化について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

じゅん菜池緑地のトイレは、国府台小近くと、南側の駐車場近くの２か所に配置されています。南側の駐車場近くのトイレは、平成22年に多目的トイレとして建て替え、便器を洋式化しております。現在、市内の既存公園トイレや公衆トイレにつきましては、地域の祭りやイベントなどの利用状況、地元自治会などからの御要望、築年数などから、優先順位を精査して改修計画を策定し、洋式化と併せて屋根や外壁などの修繕を順次進めております。国府台小学校近くのトイレにつきましても、今後、この改修計画に基づき、洋式化を含めた修繕を行う予定でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　清水議員。

○清水みな子議員　トイレの洋式化の要望は、先ほども言いましたじゅん菜池緑地だけではありません。里見公園分園にあるトイレ、これはゲートボールを楽しんでいる高齢者の皆さんがたくさん使っているわけですけれども、やはり膝が痛くて和式トイレには入れないと、ぜひ洋式にしてほしいということが市民アンケートにありました。また、じゅん菜池緑地の奥にある通称土管公園ですけれども、ここにはトイレがありません。トイレの設置と水飲み場が欲しいという要望が寄せられています。市内で80か所近くのトイレが洋式化を待っていますので、なかなか順番が回ってこないというふうに思いますけれども、やはり年に二、三か所ではなく、もう少し増やしていただいてトイレの洋式化を進めていただきたいと思いますので、重ねて要望しまして、私の一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　門田直人議員。

○門田直人議員　こんにちは、会派れいわ・無所属・共生の会の門田直人と申します。今日、６月23日は沖縄慰霊の日です。日本で唯一の地上戦が行われた沖縄で、その組織的な戦闘が終わった日です。今年で80回目を数えます。沖縄県民をはじめとする全ての戦争被害者の方々に哀悼の意を表したいと思います。戦争のない豊かな沖縄をつくるために連帯し、行動いたします。

それでは、通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

まず、第１の大項目は、住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援についてでございます。

本市は今年５月９日、カーボンニュートラル、これはつまり温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けた環境省の脱炭素先行地域に選定されました。県内では千葉市、匝瑳市に続いて３市目です。対象エリアは賃貸住宅が多い妙典地区で、太陽光パネル設置による創エネなどにも取り組む予定です。先行地域選定を受け、市長は地域新電力会社と連動し、クリーンエネルギーをつくり広めていきたいとのコメントを出されています。太陽光パネル設置による創エネは、再生可能エネルギーを利用して電気や熱をつくり出すことであり、昨今のエネルギー政策における原発回帰の流れの中で大いに意味のあることだと思います。太陽光利用の意味では、私も市内の里見公園や西部公民館で友人とともに手作りの、あるいは既製のソーラーパネルを持ち込んでソーラークッカー実演会というのを実施しております。ソーラークッカーではポップコーンができ、御飯も炊ける温度になります。太陽光エネルギーを防災対策の意味でも身近に感じています。

そこで、(1)住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援についてお伺いいたします。東京都と川崎市では今年４月にスタートした取組ですが、住宅への太陽光発電設備の設置に際し補助を行っておりまして、市川市と比較して補助の金額が高いことや新築住宅への設置を義務づけるなど普及に向けて推進しています。

そこで、太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援に関する本市の取組と現状を伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本市では平成12年度より太陽光発電設備の設置に対する補助を実施してきており、様々な見直しを行い、現在は市内居住者の御自宅に市内事業者が施工した場合を対象とし、補助額は１キロワット当たり５万円、上限額が22万5,000円となっております。これまでの実績としましては、累計の交付件数が2,587件となっております。次に、蓄電池の設置につきましては平成25年度から補助を行っており、現在は太陽光発電設備が設置されていることを要件に、１世帯につき１回限り７万円を上限額として補助を行ってきております。実績としましては、累計の交付件数が937件となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。太陽光発電設備補助では、本市は１キロワット当たり５万円で、東京都は、４月から始めた補助制度では１キロワット当たり10万円、約半分というか、半分にしかすぎません。また、市内業者が施工するのが対象というのは、補助申請の伸び悩みにつながっている気がいたします。蓄電池の設置補助も７万円という金額ですが、県の援助で７万円だと聞いていますが、太陽光発電設備用の蓄電池、これは100万円以上するケースが多くて、そういう意味では、県の支援といえども金額が少な過ぎるという気がいたします。市独自の支援、補助交付策をお考えいただければいいと思います。

再質問いたします。平成12年度にスタートしました太陽光発電設備のさらなる普及促進のため、東京都や川崎市のように、本市でも補助の増額、あるいは貸付制度の導入ができるのかについて市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

太陽光発電設備への補助額等につきましては、本市のカーボンニュートラルの実現に向けた取組を強力に進めるため、令和６年度より、建築済みの建物だけを対象としていたものを新築の建物も対象に加えた上で、補助額や補助上限を倍増しまして普及促進を進めており、県内の近隣自治体と比べましても充実した内容となっております。さらに、今年度からはより多くの施工業者が対象となるよう、市内事業者の定義の見直しを行いました。これまでの対象は、市内に事務所または事業所を有していることに加えて、法人市民税の納税が要件となっておりましたが、この課税要件を外すことでほぼ全ての大手ハウスメーカーが対象となるよう交付要件の緩和を行っております。なお、蓄電池への補助については千葉県の交付金を財源としていることから、県の補助金交付要綱で定められている補助額７万円としており、こちらは近隣市と同額となっております。これまで補助制度の利用者に対して設備導入に関するアンケートを毎年実施してきており、制度改善の参考としてきております。こうした取組により、より一層の太陽光発電設備等の普及促進につなげていきたいと考えております。

次に、御質問の貸付制度の導入に関しましては、既に金融機関による様々な貸付商品が販売されており、利用者が必要に応じてメリットのあるものを選択されている現状があることから、市が新たに貸付制度を創設するメリットは少ないと考えております。引き続き、太陽光発電設備や蓄電池の普及促進に向けて、国や県、先進市の動向などを注視しながら、カーボンニュートラルの実現に向けて制度の一層の充実と周知を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。新築の建物も対象になり、補助額も倍増したことは理解いたしました。しかしながら、環境部のいただいたデータによりますと、平成12年度にスタートいたしました太陽光関連設備費補助金交付件数は、平成24年度がピークの378件で、それ以降は太陽光などの発電、これはＦＩＴといいますが、これは太陽光など発電電力を、政府が設定した価格で電力会社に購入することを義務づけたＦＩＴ（固定価格買取り制度）というものですが、これによる売電価格の下落の影響もあって、令和６年度には28件に激減しております。また、平成25年度から始まりました蓄電池補助金７万円の交付件数につきましても、２年前のピーク時の半分以下に激減しております。この減少傾向をしっかりと分析していただき、今後対応していただきたいと思います。

貸付制度につきましては、千葉銀行には法人や個人事業者向けの支援融資制度の太陽光発電ローンというのがあります。年1.6％から2.6％の変動金利で、最高1,500万円というローンがございます。ほかに横浜銀行、静岡銀行など地方銀行のローンには、太陽光発電設備の購入や設置に利用できる商品が多いようです。しかしながら、本市が太陽光発電設備設置後ではなくて、設置前に貸付制度を設けることができれば、現在の事後申請よりももっと応募市民が増える可能性大ではないかと私は考えております。今後も先行自治体の例も参考に、この間指定されました脱炭素先行地域にふさわしい補助システムの御検討をお願いしたいと思っております。

再々質問いたします。今年４月にスタートしました東京都の新制度では、ビルやマンションといった大規模建物は建築主に、２つ目に、延べ床面積2,000㎡未満の戸建て住宅などは住宅メーカーにそれぞれ太陽光パネルの設置を義務づけております。また、川崎市では新築の建物、これは戸建て住宅を含むんですが、新築の建物に太陽光パネルを設置する義務化制度を導入しました。延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築する建築主に一定量の太陽光パネル設置を義務づけるとともに、2,000㎡未満の建築物を建築する建築事業者にも設置義務を課するものです。

そこで、東京都や川崎市で行っている戸建て新築住宅への太陽光発電設備の設置を義務づける制度の本市への

導入について市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

太陽光発電設備の設置は、購入者にとって電気料金の節約や売電による収入が得られるなど経済的メリットがある一方、住宅価格の高騰、売電価格の下落リスク、メンテナンス費用、また、廃棄となったパネルの処分方法の確立など、義務づけするには慎重に判断する課題もあることから、引き続き社会情勢や先行事例の効果を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。大手ハウスメーカーの建築事業者に対し、新築の建物に太陽光パネル設置を義務づけたものですが、東京都や川崎市の先行事例の効果をしっかり学んで、脱炭素先行地域にふさわしい施策を今後お願いしたいと思います。

次は(2)ソーラー屋根台帳を導入する考えについてお伺いいたします。東京都は2014年、太陽光発電と熱利用のポテンシャルを地図上で建物ごとに可視化する東京ソーラー屋根台帳を発表いたしました。全国初の試みでした。屋根台帳というこういうサイトで任意の住所を入力しますと、その建物が太陽光発電や太陽熱利用に適しているか否かが一目で分かり、年間発電量や二酸化炭素削減量の予測も知ることができます。

そこで、質問いたします。東京都のソーラー屋根台帳のように、太陽光発電に適した建物か一目で分かる仕組みを導入することで普及促進につながると考えますが、本市が導入する予定はあるか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

東京都が公開しているソーラー屋根台帳は、シミュレーションによってその建物が太陽光発電の導入に適しているかのポテンシャルを地図上に色分けで表示し、一目で確認できるシステムとなっております。実際の導入に当たっては、設置するメーカーによる詳細な現地確認、現地診断が行われますが、このようなシステムは太陽光発電の導入を検討するきっかけになると考えております。同様の情報として、東京電力の太陽光発電導入支援サイト「サンクル」が一般に公開されており、住所を入力すると、地図上で日射量が色分けで表示され、その建物が持つ太陽光発電のポテンシャルが確認できます。本市では、自宅への太陽光発電設備導入を促進するため、本サイト「サンクル」を活用して導入を検討する際の参考としていただけるよう、市公式ウェブサイトにリンク先を掲載し、周知、普及に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。2022年に、自民党の岸田政権時に、福島第一原発事故の後に一転、原発回帰の方針が加速し始めました。その意味で、東京電力パワーグリッドの太陽光発電導入支援に対する意欲が大きくなっているとは考えにくいと思います。東京都の屋根台帳は、航空測量データを用いて実際の建物を３次元解析し、建物ごとに予測される日射量を分析しています。この屋根台帳など先進事例を参考に市川市独自の屋根台帳の作成を要望いたします。

本市の平田仁子参与がいらっしゃいますが、平田仁子参与も会員の一人、メンバーの一人になっておりますＮＰＯ法人いちかわ電力コミュニティという団体があるんですが、これは太陽光発電設備を市内の施設に幾つか設置しているんですが、そこの斉藤真実理事長のお話によりますと、太陽光発電設備関連の補助金について彼女は述べているんですが、補助金の内容を変えるというよりも、補助金を含んだ全体的なパッケージですね。要する

に、妙典地区の話も含めて全体的なパッケージをつくり上げたほうがよいと。補助金制度も、市民、事業者と市との協力関係を築きながら、対話の中で使い勝手のよい制度につくり変えていく体制づくりが求められているのではないかというふうに話しておりました。

次の大項目に移ります。２番目の大項目は、公立小中学校教職員における時間外勤務の現状に対する認識についてでございます。

教職員の勤務状況につきましては、私自身の両親や兄、妹、弟が昭和、平成、令和にわたって小学校の教員をしておりましたので、私自身は別の世界、マスコミの世界に飛び込みましたが、家族は小学校の教員をしておりましたので、こういう問題に非常に高い関心を持っております。特に教員の勤務評定というのが昭和期に導入されまして、日教組を中心に反対闘争が起こったことを記憶しております。2016年からは人事評価制度導入が全ての自治体に義務づけられました。そういった背景をある程度知っておりますので、教職員の現在の勤務状況に注目しております。

そこで、現在話題になっているのは、長時間労働が深刻な公立学校教員の処遇改善などを目的としました給特法、正確に言いますと教員給与特別措置法というのがあるんですが、この改正法が今月、衆参両院で可決されて国会で成立いたしました。これが非常に話題になっているとは思います。これは具体的に言いますと、時間外勤務手当、これは一般民間会社の残業代を支給しない代わりに、基本給に一律上乗せする教職調整額というのがあるんですが、現在の現行の４％から10％に段階的に引き上げるという内容でございます。また、教育委員会が教員の業務量を適切に管理するための実施計画を策定、公表することなどが柱となっております。しかしながら、長時間労働の改善には私はつながらず、むしろ悪化するおそれがあると考えております。公立学校教員への労働基準法の適用と厳格な勤務時間の管理の必要があると考えております。

超勤４項目、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、超勤勤務を超える４項目という意味ですけれども、超勤４項目は、今まで述べました給特法に定められた教員の時間外勤務の対象となる４つの業務を指しております。具体的には、１、校外実習その他生徒の実習に関する業務、２、修学旅行その他学校の行事に関する業務、３、職員会議に関する業務、４、非常災害などの場合に必要な業務、その４つでございます。問題点は、文部科学省の労働時間の解釈と給特法の運用によって、無定量の時間外業務が教職員の皆さんの間で常態化しているという批判がございます。

そこで、(1)学校の教職員は定額働かせ放題と言われていますが、本市の教職員の時間外勤務の現状についてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

各学校における教職員の勤務時間は、令和３年度より導入した勤怠管理システムを利用して校長が管理しております。教育委員会は、各学校の時間外勤務の状況報告を受け、市全体の傾向を把握しております。県全体の時間外勤務の状況は、全県の公立学校に対して、時間外勤務を時間外に在校している時間と定義して千葉県教育委員会が調査をしております。令和６年11月に行った県の調査結果によりますと、教諭などの１か月当たりの時間外在校等時間の平均時間は、小学校で39時間20分、中学校で51時間38分、義務教育学校で46時間29分、特別支援学校で23時間53分、全ての学校を合わせた平均時間は39時間29分でした。これは前年度の結果である41時間21分と比較すると、１か月当たり１時間52分の削減となり、本市もほぼ同様の状況でありました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。教諭等の月当たりの時間外在校等時間の平均時間は、中学校で51時間

38分と理解しました。中学校が非常に労働時間が長い気がいたします。労働基準法32条という法律がありますが、労働者の労働時間を週40時間、１日８時間に制限しています。しかしながら、この上限を超えて労働者を働かせる場合には、三六協定、労使協定、こういうのがございますが、労使協定の締結とともに、上限を超えた労働時間に対しては超勤手当を支給することを義務づけております。公立学校教員には、このうち労働基準法の上限規制が適用されています。他方で、給特法により教職調整額を支給する代わりに、労基法37条、これは具体的には時間外労働、休日労働、深夜労働に対する割増し賃金を定めるものでございますが、この労基法37条を適用除外し、超勤手当を支給しないという特殊ルールが定められております。これにより給特法は定額働かせ放題と呼ばれてきました。

そこで、(2)時間外勤務の要因となる業務についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

児童生徒が下校した後に行う業務は、部活動の指導、児童生徒や家庭への対応、運動会など学校行事の準備に関する業務、教材づくりなど授業準備に関する業務、テストなどの採点やノートの添削など成績処理に関する業務、学校に依頼される調査統計の回答に関する業務など多岐にわたり、これらは時間外勤務の主な要因でもあります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。同じ業務なのに、勤務時間内は勤務、勤務時間を過ぎると自主的活動という給特法の矛盾は維持されたままだと私は考えております。教師聖職者論というのが昔ありましたけれども、そういう言葉がありますが、近年、教員の長時間労働や過重労働が問題視されておりまして、教師労働者論への支持が高まっております。私もそう思います。教員のなり手を増やす意味でも、文科省、文部科学省、県教委、県の教育委員会の指示に従わざるを得ない、失礼ですが、市教委には限界があるとは承知しておりますが、本市においても、労基法32条にのっとった教員働き方改革に期待して、次の大項目に移ります。

３番目の大項目は、私の地元、中国分小学校の通学路にございます安全対策に関して、千葉県警察へ要望する考えについてという大項目でございます。

今年の交通安全白書によりますと、つい最近出たものですけれども、通学路での安全確保を特集しております。この白書によりますと、小学校の通学路では、2020年から去年までの５年間に歩行中に交通事故に遭って亡くなったり、また、重傷を負ったりした小学生は全国で合わせて1,875人です。このうち４割近くに当たる716人が登下校中に事故に遭ったと分析しております。私の地元の小学校の通学路にも、信号機や、あるいは交通量が多くて改善すべき課題があると感じております。

そこで、(1)中国分小学校西側の信号機の移設についてお伺いします。中国分小学校前の道路、これは市道0233号というんですが、ここでは、外環道路が開通後、朝の渋滞が激しくなって、この市道をバイパス代わりに使って松戸街道に出ようとする車が非常に増えたんですね、激増したんです。私がちょっと測ってみますと、朝７時45分から８時15分の30分間に250台の車が往復しているんですね。外環道ができる前はもう寂しいものだったんですけれども、もう激しい通り、車の通行量になりました。びっくりいたしました。そのため、接続する道路から車両が進入する際、非常に危険な状態になったんですね。

特に中国分小学校北西側のスーパー脇の丁字路には、スーパーに車が133台も駐車できる駐車場があるんですが、これはできたんですけれども、出入りする車が非常に多いんですね。133台止まるわけですから。また、スーパーの北西部に68棟の住宅地ができまして、そこから通学する子どもたちが、学校西側の信号まで行って、道

路を横断してから再び正門前に戻るというような、迂回して遠回りする状態になっているんです。ちょっと御覧にならないと分かりにくいかもしれないですけれども。しかも、市道0233号の小学校前は、外環道に向かって下りの坂道になっておりまして、制限速度35㎞と表示されているにもかかわらず、時速50㎞で飛ばしている車がいるんですね、走行している車があるんですね。

そこで、中国分小学校西側の信号機をこの交差点、丁字路に移設することについて、市から千葉県警察に要望する考えがないか本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

市道0233号、じゅん菜池通りは、外環道路と県道市川松戸線をつなぐ交通ネットワークを形成する重要な道路であり、バス路線でもあります。御質問の信号機は、じゅん菜池通りと市道1196号が接続する中国分小学校西側の丁字路交差点に設置されている押しボタン式信号機で、じゅん菜池通りを進行する方向のみに車両用信号機が設置されております。歩行者が横断する際は、ボタンを押すことで車両用信号が赤になり、歩行者の安全な横断を確保しております。移設要望先のスーパー脇の丁字路交差点は、北西側住宅地からの利用に加え、スーパー駐車場からの利用もございます。

同交差点に信号機を移設した場合のメリットとしては、北西側から学校に通う児童にとって、じゅん菜池通りを横断する場所が学校に近くなることから利便性が向上することが考えられます。一方、デメリットとしては、現況より車両通行が多い交差点で歩行者が横断することになりますことから、巻き込み事故のリスクが増えることが考えられます。本市から交通管理者である警察に信号機に関する要望をする場合は、現況が明らかに危険であるか、交通環境に悪影響を及ぼしている場合でございます。当該信号機の移設について市川警察署に意見照会しましたところ、要望書を提出してもらえれば検討する、要望内容を聞き取るため要望者から直接受領したいとのことでした。そのため、現時点で本市から千葉県警察へ要望することは考えておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　市川警察署への意見照会ありがとうございます。私の地元の自治会長に聞きましたところ、ミカミという自治会長がいらっしゃるんですが、この自治会長にお話を聞きましたところ、おっしゃるには、外環道開通前やスーパー開店前、そして68棟の住宅建設前からこの信号機は同じところにあったと、設置されていました。今は、通行車両が非常に多くなって、児童が車の事故に遭う可能性は大きくなりましたと、昔ながらここにある信号機をスーパー前にぜひ移設していただきたいというふうに話していました。また一方、この当該スーパーマーケットの店長さんにもお話を聞いたんですが、店長さんがおっしゃるには、駐車場が、133台も車が駐車できるんで、車が小学校前の丁字路に出た場合に信号がなくて、右へ行っていいか、左に行っていいか、車の走行が激しいので、できれば信号機を移設してほしいというふうにおっしゃっていました。私も要望書を自治会とともに協議してまとめて提出したいと考えております。

次に、(2)中国分坂上バス停付近の信号機を押しボタン式から定周期式へ変更にすることについてお伺いします。定周期式というのは普通の信号機ですね、入れ替わりに点滅するという信号機ですね。具体的に、中国分坂上バス停近くにある交差点の信号機は押しボタン式信号機で、交差する道路方向に車両用信号機がないんです。住民から改善を要望する声が出ています。この交差点は、先ほど言いましたが、市道0233号が若干くの字に曲がっているもんですから、交通量が増加したこの市道への車が進入しづらくなっています。

そこで、押しボタン式信号から定周期式信号へ変更することについて、市から千葉県警に要望する考えがないかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

御質問の信号機は、じゅん菜池通りの中国分坂上バス停近くにある変則十字路交差点に設置されている押しボタン式信号機で、じゅん菜池通りを進行する方向のみに車両用信号機が設置されております。押しボタン式から定周期式信号に変更するには、交差点の両方向に車両用信号機を設置する必要があり、設置した場合、通行する車両同士の安全性が向上するメリットが考えられます。しかし、その場合、横断者の有無にかかわらず、定期的にじゅん菜池通りを通行する車両を停止させることとなるため、渋滞の原因になり得るデメリットも考えられます。また、横断歩行者に新たな信号の待ち時間が生じることから利便性の低下も考えられます。当該信号機の変更について市川警察署に意見照会したところ、交差する市道1056号の交通量が少なく、定周期式信号に変更するメリットが少ないと考えるとのことでした。また、中国分小学校にも意見照会したところ、現状のままで問題ないとの回答でした。先ほども答弁しましたとおり、現況が明らかに危険などではないこと、所轄警察署は要望者から直接要望書を受領したいということから、本件についても変更の要望をすることは考えておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。私は、あそこの小学校前の信号機の前でもう10年近く児童登校見回りをやっているんですね。だから、現地の状況は学校の方よりも、ほかの方よりも一番頭に入っていると思っているんですけれども、旗振りしていますので、この市道の危険な状況は私はよく理解しております。外環道やスーパー、住宅街がなかったときから同じ場所に設置されている押しボタン式信号が、交通量が激しくなった今、危険もしくは交通環境に悪影響を及ぼしているケースはないと果たして言い切れるんでしょうか。もっとしっかりと調べてもらいたいです。児童に事故が起こってからでは遅過ぎます。要望書を千葉県警察に提出したいと思います。

最後の大項目は、民事調停中の保健医療福祉センターについてでございます。

柏井町にございます保健医療福祉センターの病院部分は、2019年、平成31年４月、医療法人社団城東桐和会へ経営移譲、民営化されて、2024年３月、センターの土地、建物の売却期限を迎えました。しかしながら、協議が調わず、各法人との貸付契約を延長しました。城東桐和会から市川簡易裁判所へ、相手方を本市、市川市公益社団法人地域医療振興協会、社会福祉法人慶美会とする民事調停の申立てがありました。４者が参加した調停は、2024年、令和６年５月20日から、ついこの間の2025年、令和７年６月16日まで、約13か月間の間に何と10回も行われております。民事調停の解決は、一般的に言いますと数回すれば解決するケースが多いんですが、13か月で10回というのはちょっと多過ぎるんじゃないでしょうか。内容が複雑だからしようがないのかもしれませんが。また、市のほうは、調停の進捗状況を公表できないと私は言われたんですね。貸付料は本市に入るものの、病院を除く２法人に関しては毎年修繕費がかかっているということですね。

そこで、この修繕費について私は知りたいと思いまして、(1)リハビリテーション病院部分における令和７年度、今年度の貸付料、これは貸し付けて市がお金をもらう貸付料及び修繕費、修理代金についてお伺いします。売却に向けて民事調停を行っている保健医療福祉センターのリハビリテーション病院における貸付料及び修繕料についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和７年度当初予算において、本市の歳入である旧市川市保健医療福祉センターにおけるリハビリテーション病院部分の貸付料収入は414万1,000円です。なお、歳出としての修繕料は、リハビリテーション病院民営化後の

後継法人である医療法人社団城東桐和会が負担することとなっているため、本市の負担はございません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　再質問いたします。この貸付料はいつから414万1,000円なのか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

リハビリテーション病院部分の貸付料は、民営化時の使用面積を基に、平成31年度当初予算において年額407万6,000円を歳入として計上しました。その後、令和２年度に事業者の使用面積が変更となったことに伴い、現行の年額414万1,000円に変更したものです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

次に、(2)介護老人保健施設及びデイサービスセンターにおける令和７年度の修繕費についてお伺いします。昨年９月定例会でも質問しましたが、保健医療福祉センターの建物等が売却できないことにより、市の歳出負担が発生しているのではないかと考えます。昨年度の答弁で、支出の主なものは修繕費とのことでした。

そこで、介護老人保健施設及びデイサービスセンターの専有部分における令和７年度の修繕費についてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今年度の当初予算における介護老人保健施設市川ゆうゆう及び柏井デイサービスセンターの修繕費につきましては、各施設で負担する小破修繕を除くそれぞれの事業所の専有部分に係る施設修繕料として約1,760万円を計上しております。内訳といたしましては、介護老人保健施設市川ゆうゆうで約1,660万円、柏井デイサービスセンターで約100万円を計上しております。予定しています主な修繕としましては、介護老人保健施設の利用者の生活に支障が生じないよう、老朽化した空調の修繕を行うものでございます。その他の修繕については、それぞれの事業所における修繕箇所の緊急性や重要性に応じ執行していくこととなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　再質問したいと思います。今後の施設修繕料の見込みについてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今後の修繕費につきましては、施設の経年劣化による不具合や機能低下が生じないよう、その緊急性や重要性に応じて予算要求を行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。再々質問いたします。令和６年５月の民事調停開始から、第10回目の今年、６月16日まで、13か月経過しておりまして、先ほど申し上げましたように民事調停としては異例の長さです。調停がまとまらない中、毎年、建物の修繕費支出が続いていますが、市の認識をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

保健医療福祉センターの売却は、民営化された介護老人保健施設やデイサービス、病院事業を運営する３つの法人がいる中で行うものであり、さらに、既に締結されている本市とおのおのの法人との協定や契約関係を整理しなければならない難しい案件です。これに対し、現在、代理人である弁護士にもお願いし、一つ一つ慎重に課題の解消を進めているところです。調停により一刻も早い解決に向け、引き続き最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。事案の困難さは理解しましたが、四半世紀前に建設された、25年前ぐらいに建設された保健医療福祉センターの経年劣化が進んでいくこととなるため、将来的な市の負担を考えると、早期の解決を図ることが望まれます。これは私一個人の、一議員としての考えですけれども、もしこの調停がうまくいかなかった場合は、民営化をやめて、市川市唯一の市立病院にしてはどうかとまで考えておりますけれども、そういうことを考えております。一般的には、調停で解決しない場合は訴訟となる場合もあると聞きますけれども、市が調停で解決を図るというのであれば、拙速もよくないので、慎重かつ早期に決着されるよう進めていただきたいと要望いたします。

加えて、何度も申し上げますが、民事調停が既に10回も開催されておりますので、ある程度公表できる時期に中間報告を市民の皆さんに対して行うよう強く要望して、私の一般質問を終わります。どうも御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後３時５分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、宮本均議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

宮本議員。

○宮本　均議員　貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

20日の私の一般質問中、文科省による第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」についてに関する質問において、高木教育長が在籍していた省庁を「総務省」と発言いたしましたが、正しくは「文部科学省」でありますので、訂正をお願いいたします。大変に失礼いたしました。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を継続いたします。

西村敦議員。

○西村　敦議員　こんにちは、公明党の西村敦でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

最初の質問は、放置自転車への対応ということです。

以前は大きな社会問題となっていた放置自転車問題、駅前など自動車の通行ができないほどあふれかえっていました。近年では、自治体の対策も進み、市民意識も変わっていることから、放置自転車が減ってきていること

は認識をしています。放置自転車については街頭指導員などによる対策を行っていると思います。しかしながら、まだまだ放置自転車があるのも事実であります。

まず(1)として、市内放置自転車の過去からの推移と現状及び今後の対策について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

自転車及び原動機付自転車の放置台数の調査は、市内鉄道駅周辺の道路及び市外鉄道駅の松飛台駅、下総中山駅、原木中山駅周辺の本市域内の道路で、毎年10月から11月の平日の晴天時に年１回調査しております。１日当たりの放置台数の推移は、平成14年に１万1,218台と１万台を超えていたものの、10年前の平成27年は1,144台、コロナ禍前の平成30年は559台、昨年度は334台と減少傾向にあります。減少の主な要因として、市営駐輪場を設置したことや民営駐輪場の増加のほか、平成５年から順次、鉄道駅周辺の９つの区域を自転車等放置禁止区域に指定し、街頭指導員が自転車利用者へ駐輪場など適切な場所に駐輪するように指導していること、また、放置自転車は移送することを記載した警告札の取付け等によりマナーが向上したことが考えられます。放置自転車等は年々減少傾向にあるものの、今後さらに減少させるため自転車利用者への指導を継続するとともに、他自治体の先進事例についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。１日当たりの放置台数、これは平成14年には１万1,218台、平成27年には1,144台、平成30年が559台、そして昨年が334台とかなりの率で減っていると思います。理由としては、市営、また、民間駐輪場の普及というか台数の増、これが大きいかなというふうに思います。引き続き指導も継続していくということです。

そこで、自転車等放置禁止区域の現状と対策については理解しているつもりではありますが、これは抜け穴があるんですよね。行徳周辺での状況をお伝えしますと、駅の南側ですが、行徳駅前通りを南に進み、ちょうどカリフォルニア通りまでが放置禁止区域となっています。信号を渡った右角にイタリアンの店があります。以前はセブンイレブンがあった場所です。そこの前の歩道に、通勤と思われる自転車が何十台も止まっています。そこからですと、駅まで５分とかかりません。現状かなりの幅で歩道を塞いでいますが、全くの手つかず状態です。こういった場所が市内にはほかにもあるのかどうか、また、このような区域外放置の現状及び今後の対策について再度伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　街頭指導員を配置していない自転車等放置禁止区域外では、本市職員のパトロール及び市民や警察からの通報により職員が警告札の取付け等を行い、７日間経過後も放置されているものは撤去しております。昨年度は577件の通報があり、540台を撤去いたしました。禁止区域外において放置自転車が日常的に確認されている場所もありますことから、今後、掲示物による啓発を行い状況を確認するとともに、禁止区域の拡大などの対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　通報によって職員が警告札ということで、昨年は557件の通報があって540件撤去したということですね。ただ、今回は日常的な話ですので、もう少し注意をしていただければなというふうには思っております。この自転車放置についてはこれまでに様々市民から相談が寄せられていて、ほかの事例ですが、最初にあったのは妙典駅近くの白妙公園、また、行徳駅北側の弁天公園などです。公園の中に自転車を止めて駅に行くとい

う形です。街頭指導員に言っても、道路上ではないので管轄外と、公園の管理者に言ってくれということでした。その後何度もお願いをして、公園の入り口脇とかに立っているだけでもいいからということでいてもらうようにしたり、その後、少しずつ声かけをしてもらったりして、今ではそういった公園に置くという放置問題はなくなっています。今回の行徳南側の信号のところも、同じように街頭指導員に立っていてもらうだけでも間違いなく効果があると思うんですね。ぜひ早急に取り組んでいただくようお願いして、次に移ります。

次に、放置自転車が撤去された後のことについて伺います。まずは(2)として、撤去及び保管した自転車の推移と保管後の管理状況、そして最終的な処分方法について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

市内の公共の場所に放置されていた自転車及び原動機付自転車や市営駐輪場に長期間放置されていた自転車等の１年間当たりの撤去台数の推移は、平成14年度に１万9,532台、10年前の平成27年度は4,364台、コロナ禍前の平成30年度は3,672台、昨年度は2,666台と放置台数と同様に減少傾向にあります。撤去した自転車等は市内に３か所ある保管場所に移送し、保管した旨及び保管している場所を公告いたします。保管後には、防犯登録番号及び車体番号等を確認し、所有者が判明したものについて引取りの通知をし、自転車は3,000円、原動機付自転車は6,000円の撤去保管料を納めていただいた上で返還しております。昨年度の返還台数は517台で、返還率は約20％でした。なお、盗難届が出ているものは所轄警察署に引き渡しております。

公告後６か月を経過しても返還できない自転車等は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、所有権が市に帰属されます。帰属された自転車のうち、簡易な整備でリユース可能なものは、本市職員の公務における移動手段として有効活用しており、昨年度は13台リユースしております。それ以外のリユース困難な自転車は、一般競争入札により売却処分しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　１年間の撤去台数、平成14年が１万9,532台、平成27年には4,364台、平成30年には3,672台、昨年が2,666台と、昨年の返還台数がそのうち517台ということで、返還率が20％、６か月間で市に所有権が移って、良好な自転車のみ13台リユースして市で使っていると、職員が使っていると、ほかは一般競争入札で売却しているということであります。かなりこれも台数は減っているものの、放置自転車ほどの減り方ではなく、毎年ある程度の数は出ているなというのが私の認識です。

その中で、私は、入札で売却というのが非常に気になっています。もっと再利用、有効利用、利活用する手段があるというふうに思っています。この一般競争入札により売却しているとの点ですが、どのような業者がどのような方法で処分しているのか、また、昨年度の売却金額が幾らなのかについても教えてください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　一般競争入札に参加するには、古物商許可を受け、市川市入札参加業者適格者名簿の不用品買受けに登録していることなどの要件があります。入札後は、落札業者が外国へ輸出、売却したり、損傷が激しいものは国内において金属くずとして売却し、処分しております。昨年度の市からの売却金額は、1,500台を約370万円、１台当たりの単価約2,500円で処分しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。一定の条件を有する業者が海外輸出、もしくはスクラップ処分をすると、昨年の台数が1,500台で、金額として370万円で売却と、１台当たり2,500円ということですね。このスクラップ処分

も含めて１台2,500円とは、ちょっと僕もイメージしたより相当高いなというふうに感じています。海外に持っていくというものはそれよりも高い値段がついているということなので、それはそれで理解をしますが、もう少し市民への還元というか、そういう観点で検討できないものかというふうに考えています。

ここで、今回質問するに当たり市民から相談があった事案について御紹介いたします。放置自転車活用の提案です。塩浜に撤去された自転車がたくさんあり、一部は山積みになっています。行徳に来て20年たちます。何台か新車を購入してきましたが、最近の値上がりで購入をはばかっています。近辺には中古自転車販売店が見当たらず、仕方なく浦安市での抽せん販売に申し込んだり、今回は埼玉県内での中古販売店で購入し、わざわざ輸送してもらいました。そのような中、市川市としても撤去された自転車を中古自転車として利活用をぜひ御検討くださいという内容のものであります。私も気になって調べてみたんですが、浦安ではビーナスプラザということで、不定期ですが、これは抽せん販売を今でもやっていました。また、埼玉県内では草加市や三郷市で民間事業者の協力を得て放置自転車のリサイクル販売というのを実際に行っています。

そこで、再度質問します。本市においても民間事業者と協力してリユースできるように整備し、市民へ還元することができないでしょうか、この点伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　草加市では、リユースできる自転車を市内の自転車販売店へ有償譲渡し、整備後に販売しております。また、三郷市では三郷市シルバー人材センターへ無償譲渡し、整備後に販売しており、両市ともに年間120台程度を販売しております。本市では過去に千葉県自転車軽自動車商協同組合の市川支部に売却し、その組合員となっている販売店がそれを修理し、整備して中古自転車として販売していた時期がありました。近年では損傷が激しい自転車が多く、リユースできる自転車が年間で10台程度と少ないことなどから入札による売払いを行っており、現時点においてリサイクル販売は考えておりません。今後、リユースできる自転車が増加した際には、リサイクル販売の取組を行っている自治体の事例を参考に検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　埼玉の草加市、三郷市とも年間120台の販売ということですね。市川市では過去にやっていましたが、今はやっていない、現時点ではまた考えていないということです。これはでも、両市とも年間120台ですから、月にすると10台ですね。せめてそれぐらいは市民に還元しようという考えからやっている事業かなというふうに思っています。これは草加市のホームページの紹介なんですけれども、草加市では、埼玉県自転車軽自動車商協同組合草加支部の協力を得て、放置自転車のリサイクル販売を行っています。この制度は、資源の再利用を促進し物の大切さを訴えるとともに、自転車の放置防止意識を高めることを目的としています。リサイクル自転車は自転車安全整備士が点検整備を行い、安全性が確認できたものを市民の皆さんに販売しています。また、販売自転車には防犯登録をしておりますと、こういうふうにうたっているんですね。要は手間暇とかではなくて１つの理念であって、市民への奉仕とか還元といった思いだというふうに思います。

本市の数字を再度確認しますと、昨年１年間の撤去台数が2,666台、引取りがあった517台を引くと2,149台、そのうちいいものは13台のみで市が利用と、残りの2,136台は損傷がひどい自転車だというのは、これは少し無理があるのかなというふうには思っています。例えば120台だとすると、僅か5.6％ぐらいなんですよね、５％ぐらいなんですよね。仮に業者に無償譲渡しても、金額にして30万円ぐらいだと思います。であれば、先ほどの草加市のように、目的を持って市民に還元するという方法も大変価値のある施策になるのではないでしょうかと、これが私の思いなんですけれども、ぜひ一度調査研究をしていただけるよう要望しまして、次に移りたいと思います。

次がハトの対策ですね。

市民からいろんな相談を受ける中で、多いものの一つにハトに対する苦情があります。朝早く近所のおじさんがハトに餌をやっていて困っている、また、東西線の高架下の歩道がハトのふんで汚れているとか、そういった苦情であります。その都度注意喚起の看板をお願いしたり、道路清掃などをお願いして、何とかこれまで対応はしてきました。さらに、ハトのすみかにならないよう、東京メトロなどにも対策を依頼した経緯もあります。私の地元でいけば、妙典駅近くの同じく白妙公園であったり、行徳周辺の道路上であったり、近隣の公園です。そんな中、昨年の秋に新聞記事を見かけました。

内容は、千葉県習志野市は、生活環境に悪影響を及ぼすようなハトへの餌やりを条例で規制し、違反者に過料を科すことを決めた。条例案を12月定例会に提出し、令和７年、今年４月の施行を目指すと。ＪＲ津田沼駅周辺では、毎日のようにハトへの餌やりが行われており、大量に集まるハトの羽やふん、餌の残りかすが歩道などに放置され、市役所に多くの苦情が寄せられている。餌をまく人物に自治会役員や市職員が注意しても行為をやめず、取り締まる規則もないため新たに条例を設けることにしたという。条例案では、ＪＲ津田沼駅をはじめ市内７駅の周辺300ｍの範囲を重点地区と定め、指導に従わなかった場合に過料を科すと、また、重点地域を巡回する指導員を任用する予定との記事でありました。そのような背景の下、本市の状況がどのようになっているのかを考え、今回質問させていただきます。

まず(1)として、本市のハトによる被害の実態について、ハトに関する市民からの相談や苦情の状況、ふん被害による道路清掃の回数、市でつかんでいるハトの生息数の推移について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市街地で見かけるハトは、カワラバトとキジバトの２種類で、そのほとんどはカワラバト、いわゆるドバトで、食性は雑食で、木の実や草の実など、植物のほか、人間が与える餌も食べます。近年では、人の餌やりによる栄養の過剰摂取から繁殖回数が増え、個体数が増加していると言われており、主な被害として、道路や住宅へのふんの被害やふんの蓄積による悪臭、害虫の発生、鳴き声などがあります。また、ふんや羽毛は、町の景観を損ねるだけではなく、ふんの中のダニによる皮膚炎、羽毛によるぜんそくなどのアレルギーの原因となるおそれもございます。本市では、年間約60件程度のハトに関する苦情を受け付けており、その数は数年前の約２倍となっており、増加傾向にございます。苦情の主な内容は、餌やりの禁止やふんの被害に関するものとなっております。ふんの被害の苦情を受けて実施した道路清掃は、駅周辺で人の通行量が多い場所について、所管部署と連携し、年間数数件行っております。市内のハトの生息数については調査等を行っていないため、推移を含めて把握はできておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。苦情については年間60件程度ということと、増加傾向で、ここ数年で２倍になっているということです。道路清掃については年間数件、そういったことをお願いしてやってもらっているということですね。あと、生息数はちょっと分からないということでした。

次に、(2)として、餌やり禁止を含む被害防止対策についてです。市として餌やり禁止などの市民への周知の状況がどうなっているのか、また、餌やりに対する苦情が入った場合の市の対応がどうなっているのか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

公園、広場、歩道などの公共の場所での餌やりが被害増加の原因であることから、餌やりの自粛について、市公式ウェブサイトやチラシの配布などで周知を行っているところでございます。餌やりに関する苦情に対しては速やかに現地確認を行い、必要に応じて鉄道会社や公園管理者などの施設管理者などと協力して餌やりの禁止を呼びかけるポスターを掲示するとともに、近隣にお住まいの方にはチラシのポスティングを行っております。さらに、餌やりを行っている方が特定できた場合には、手紙等で被害が出ていることを伝え、やめるようお願いをしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。年間約60件苦情が入っている中で、すぐに現地調査をするという、結構大変な作業かなというふうに感じています。近隣にチラシを配ったり、特定ができた場合は手紙で入れるということなので、具体的なやり方でやられているなということで分かりました。また、ハトの被害については、やはり駅周辺が多いのかなというふうに思います。これは鉄道の高架下という、ハトにとっての安全で環境的にいい条件が整っているからかなというふうに感じていますが、昔、当時調べた中で、東京メトロではハトの対策として、ネットを張るなど対策を講じているというような情報をつかみまして、確認して依頼したケースがありました。そのときは各方面からの依頼が多く、順次対策を行っているので待ってくれというような返事だったということを記憶をしています。

そこで再質問ですが、各鉄道会社のハト被害に対する防止対策や餌やり禁止に関する協力依頼の状況について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

まず、東京メトロへのハト被害対策の依頼状況については、妙典駅において令和２年度より高架下にハトが嫌がる成分を用いて近寄らないようにする忌避剤の散布や、侵入防止の網の設置などの御協力をいただいております。さらに行徳駅では、令和５年から餌やり禁止の周知ポスターを高架下に掲示していただいております。このほか主要駅周辺でもハト被害に対する苦情が寄せられており、ＪＲ本八幡駅とは継続的に対応を協議し、ポスター掲示のほか、衛生的な環境を保つため定期的な清掃や壁の塗り替え等を実施していただいております。引き続き、町の景観と衛生環境を守るため、鉄道事業者と協力し、ハトへの餌やり防止の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。先ほど紹介した妙典駅については令和２年に工事をしたということで、網が今張られています。また、行徳駅もポスターで周知したと――高架下にこういった協力も得られていると、また、ＪＲでは本八幡駅でポスター掲示と定期清掃、壁の塗り替えまでしているということで、各鉄道事業者も対策を講じているというのは理解しました。

次に、(3)に移り、条例制定などによる市民への周知についてです。東京都大田区では、令和４年４月から、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例が施行され、餌やりが行われなくなったという実績が出ています。また、直近では、本年４月から東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例が施行されています。

そこで、質問いたします。他市で制定したハトの餌やり禁止条例の効果をどう考えるか、併せて、本条例制定に対する本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ハトへの餌やりを禁止する条例については、近隣では習志野市や板橋区が制定しており、本年４月から施行がされています。施行後、日が浅いことから、具体的な効果については今後継続的に調査する必要があると考えておりますが、一定の抑止力はあるものと考えております。条例の制定に当たっては、先進的にカラス被害防止条例を制定した本市としましては、他自治体の効果を見定めつつ、先進的な取組も調査研究し、本市の状況に適した内容を検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　一定の抑止力はあるのではないかという認識ですね。もう少し他市の効果を見てから検討するということだったと思います。まずは今年から始まった習志野市、そして板橋区など、よく情報を収集していただいて、調査研究していただければというふうに思います。条例制定の件は今後の検討としても、やはり被害の当事者にとってはハトによる被害は深刻です。集散する鳴き声、ふん尿、その他の汚物、発生する臭気、ハトの羽毛、餌の残りによる害虫の発生など、被害は連鎖的につながっていきます。

再度質問ですが、今後の市民への周知の在り方及び被害防止対策を改めてどうするのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市民の皆様には、無秩序な餌やりは真の動物愛護ではなく、野生動物であるハトと人との共存を脅かすものであることを分かりやすく伝える必要があると考えております。今後も、広報紙等を活用した被害の周知や餌やりの禁止の呼びかけを行うとともに、ポスター掲示についても効果的な掲示物等を作成してまいります。本市では、ハトだけではなく、カラス、カワウ、ムクドリと様々な野鳥が市民の生活環境に影響を与えている現状がございます。このような状況を踏まえ、他市の事例を参考にするなどさらなる啓発強化を図りつつ、引き続き人と野鳥が共存する方法を模索し、適切な関係を築けるよう、自然共生の施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　野鳥との共存共生とかという課題もありますので大変かと思いますけれども、ぜひ広報をしっかりしていただいて、周知啓発に努めていただければというふうに思います。今回の質問を通して、市としても、また、市民においてもさらに意識が向上して、より快適な生活環境が構築できることを念願いたしまして、次に移ります。

次に、災害対応車両について伺います。

災害対応車両としてまず思い浮かぶのは、やはりトイレカーかと思います。会派としても要望を続けてまいりましたが、このたび６月補正予算で計上され、３台分のトイレカーの導入が決まりました。公明党の代表質問でも取り上げ、種々内容などを聞かせていただきました。概要は理解できているところです。その上で、まずトイレカーについて何点か気になる点がありますので質問します。

災害時には有効に活用が期待されますが、平時と言われる通常のときの活用方法についてどのように考えているのか、また、保管場所については、車両に防災啓発に関わるラッピングを施す予定で、防災公園等の市民の目に留まる場所での保管を考えているとの見解ですが、防犯上、また、安全面への対策が気になります。その点をどう考えているのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

まず、トイレカーの平時の活用方法についてです。導入予定のトイレカーは、自走可能な軽トラックベースと

いう機動性を生かして、市民まつりなどの催しやトイレの不足が見込まれる屋外のイベントでの使用を検討しています。そのほか防災公園や、今年度も実施を予定している大規模災害対応合同防災訓練をはじめ、地域で行われる防災訓練の場など様々な場面で展示し、市民への防災啓発活動に利用してまいりたいと考えております。また、本市に影響のない遠方で災害が発生した場合には、相互扶助の観点から、トイレカーを被災地に派遣して被災住民の支援に当たることを想定しています。

次に、防災公園などでの保管時の防犯対策についてです。トイレカーを屋外に駐車する際は、防犯カメラが設置してある場所とし、駐車監視機能つきのドライブレコーダーや不正な開錠等の際にアラーム音を発する装置などを装備してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　伺いました。平時の活用については、イベントでの展示ですとか防災訓練等々、そういう行事がないときには屋外施設での使用ということなので、有効に使っていただければなというふうに思います。また、防犯面についても様々手配されているということなので、それについては分かりました。

次に、トイレカー以外にも様々な災害対応車両があります。災害対応車両の定義として、発災時に避難所、住まいもしくはトイレの用途に供され、または食事、洗濯、もしくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型、運搬型の車両を指しますということなんですが、どういったものかといえば、トレーラーハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キッチンカー、トイレカー、トイレトレーラー、ランドリーカー、あとシャワーカーなど多岐にわたるということであります。このような災害対応車両の活用について防災上大変に有効かと考えますが、本市の現状と課題について伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

キッチンカーにつきましては、令和５年12月に千葉県が一般社団法人と無償で炊き出しを提供する協定を締結しています。この協定に基づき、災害時は県内の自治体にキッチンカーがプッシュ型で派遣される仕組みが構築されていることから、県と連携してこの仕組みを活用していきたいと考えています。さらには、近年の災害教訓からも、キャンピングカーのほか、洗濯機やシャワーを搭載した車両の活用も大変有効であり、能登半島地震の際も活躍したと認識しています。

本市では、複数の民間事業者と災害時におけるキャンピングカーやコンテナホテルの貸渡しなどに関する協定を締結しているので、これらの協定に基づき災害時には支援を要請し、居住スペースを確保することで避難生活環境の充実を図ってまいります。また、シャワー以外にも、自衛隊が災害派遣の一環として野外入浴設備による入浴支援を行っているため、必要に応じて支援をお願いしてまいります。災害対応車両に係る課題といたしましては、本市が想定する東京湾直下地震において、市内で最大約９万8,000人の避難者が発生するほか、近隣自治体でも甚大な被害があると予想されます。そのような状況の中で、災害対応車両を含めた避難生活を支援するための設備や資機材について必要数量を迅速かつ確実に確保していくことが課題であると考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁をいただきました。キッチンカーについては県が協定を結んでいるのでプッシュ型で派遣されるということで、県としっかり連携していくということが分かりました。また、キャンピングカー、コンテナホテル、資機材レンタルとかということで、これについては市が協定している部分がありますので、しっかり協定を履行していただければなというふうに思います。大きな課題として、例えば東京湾直下型地震等々、甚

大な広域被害が出た場合に、各自治体がそういった車両を取り合うと言ってはあれですけれども、そういったことが予想されますので、しっかりそのときのために、迅速な確保をするための情報をふだんからまとめておいていただくことが大事なのかなというふうに思っております。

そこで、(2)として、災害対応車両の事前登録制度の活用について伺ってまいります。新聞の報道を紹介します。内閣府は、災害時に被災地に派遣可能なキッチンカーなどの災害対応車両の登録制度を６月１日から始めた、被災自治体が登録車両を検索できるデータベースも整備し、迅速に派遣できるようにする、全国で1,000台の登録を見込む。対象はキッチンカーのほかトイレカーやキャンピングカーなどで、内閣府の専用ページから申し込む。データベースには登録車両の詳細や所有者などの連絡先、レンタル料などを掲載。自治体が利用する際は、所有者や関係団体と直接派遣場所や期間を調整する。燃料費や人件費などの経費は自治体が負担し、経費の最大９割を国が補助する。昨年１月の能登半島地震では、全国各地からキッチンカーなどが派遣され、避難環境の改善に大きく貢献をしました。しかし、被災自治体が手配したくても連絡先が分からないなどといった課題もあったことから、内閣府は今回登録制度を設けることにしたという内容であります。大変すばらしい取組だと感じまして今回取り上げました。

そこでまず、本市として把握している災害対応車両登録制度の概要と、考えられる活用方法について伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害対応車両登録制度は、内閣府が災害時に円滑な被災者支援を実現するため本年６月１日より開始したものであります。登録対象車両は、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカーなどであり、被災生活を支援する車両となるとともに、他自治体からの応援職員に対する宿泊場所の提供などにも有効に活用されるものであります。登録対象者は、自治体のほか、車両の所有者と配車調整等を行う法人のいずれかで、登録対象者の意思により内閣府の特設サイトから登録していただきます。登録された情報はデータベース化され、被災自治体が閲覧し、必要に応じて車両の所有者等に直接支援を要請する制度です。本市では、発災直後においては、まず民間事業者との協定により仮設トイレなどの物資や資機材を外部調達する予定ですが、ベッドや清潔なトイレ、温かい食事の提供は災害関連死を防ぐために大変重要なことであると認識しており、発災時にはこの制度を積極的に活用していきたいと考えます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。概要の認識については私とほぼ同じであります。他市の応援職員にも宿泊の提供のために使いたいですとかそういったことも分かりました。市として、発災時にはこの制度を積極的に活用していきたいという意思がありましたので了といたします。

国として、これまで防災備蓄拠点としていたのは立川防災合同庁舎の１か所だけでしたが、北海道、近畿、中国、九州、沖縄など７地域に新設し、来年３月までに物資の納入を終える予定とのことです。さらに政府は、過去の災害を教訓に、トイレ、キッチン、風呂とベッドを災害発生後48時間以内に届けるＴＫＢ48の実現を目指しています。温かい食事や快適なトイレの提供を通じて避難生活環境の改善に寄与することや被災者に対する良好な居住環境の構築は災害関連死を防ぐ意味でも大変有効と考えます。このＴＫＢ48を実現するためには災害対応車両登録制度に多くの登録が必要となります。

そこで再質問ですが、本市が導入するトイレカーも同じように登録をするのかどうか、また、市内で該当する車両の所有者等への周知はどのようにしていくのか、この点伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本制度の運用開始に当たり、内閣府から県を通じて令和７年５月30日付で、自治体が所有する災害対応車両の登録と関係各所への周知を求める通知が来ております。災害時は本市の災害対応を最優先としつつ、相互扶助の観点から被災自治体の要請に応えることは必要であると考えることから、本市もトイレカーを配備した際には本制度に登録する予定です。また、周知につきましては、当該車両を所有している協定事業者等に対し、より多くの車両を登録していただけるよう制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。県から事前に通知が来ていたということと、本市のトイレカーも登録の対象であるということと、車両所有の事業者に市としても周知をしっかりしていただいて、積極的な展開をお願いしたいなというふうに思っております。市内の団体や個人にアピールをぜひしてもらって、登録活動に参加してもらいながら、本市の災害対策を一歩でも前に進めることが肝腎であります。また、市として、登録業者や所有者と日常から意見を交わしたり、交流を推進するなど、この点もぜひ進めていただきたいなと思います。その中で、いざ発災時には効果的な機能を果たしていくというふうに考えます。今後も本市の防災力強化をさらに進めていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時50分散会

第　　10　　日

令和７年６月 24 日（火曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第 10 号）

令和７年６月 24 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　丸金ゆきこ議員、野口じゅん議員、大場　諭議員、浅野さち議員、越川雅史議員

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本　均	
大場　諭	
稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	蛸島　和紀
企画部長	小川　広行
財政部長	田中　雅之
管財部長	湯本　明男
情報管理部長	川島　俊介
文化国際部長	山影　聡香
スポーツ部長	西村　直
市民部長	吉田　一弘
経済観光部長	宮内　徹
こども部長	山室　繁央
福祉部長	鷲沼　隆
保健部長	横山　京子
環境部長	佐原　達雄
街づくり部長	小塚　眞康
道路交通部長	米崎　勝則
下水道部長	大塚　信之

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、石原みさ子議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　貴重なお時間をお借りしまして申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。

６月11日の私の代表質問中、子どもへのインフルエンザ予防接種に係る助成についてに関する質問において、インフルエンザ予防接種に関する補正予算が計上された年を「昨年」と発言いたしましたが、正しくは「一昨年」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

次に、つかこしたかのり議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

６月19日の私の一般質問中、市立小学校の学校徴収金着服に関する賠償金額に関する質問において、当該着服事案が発生した小学校の名前を「塩浜小学校」と発言しましたが、正しくは「塩焼小学校」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

この際、去る６月23日の加藤圭一議員の議事進行に関する発言に対し、議長において調査した結果を御報告いたします。

まず、田中市長及び本間副市長が議長からの指名がなされないにもかかわらず答弁に立ったとの御指摘については、田中市長及び本間副市長はともに議長からの指名の後に発言がなされておりました。

次に、田中市長の発言の内容については、一部質問の趣旨から外れたのではないかと思われる部分がありましたが、全体としては通告の趣旨に沿った質問に対する答弁の範囲内にあったものと思料いたしますので、加藤圭一議員におかれましては御了承願います。

次に移ります。この際……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　昨日の私の議事進行に対する御回答がございました。そもそも私が指名していない方が答弁に立たれたと。議長は、議長が指名したとおっしゃっていますけども、指名したとの認識は私はないです。また、仮に手を挙げて発言をなさるにしましても、そもそも私は指名していないわけですから、ですからどういう発言をなさるのかということを事前に、御答弁の趣旨を確認されるのが筋だと思いますよ。

そもそも議長の議事運営によって私の質問時間が減っておるわけでございます。その点についてどう思いますか。私の質問時間が減っておる。質問者にとって不利益が生じていると考えますけども、その点、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員の議事進行にお答えいたしますが、議場においては、議長の指名において発言するというルールになっております。

それと、残質問時間についてですけれども、さきの議事進行の中でも私の質問時間が減少しという発言がございましたが、全て質問が終わった後、残時間が10分残っておりましたので、それも併せて御報告申し上げます。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　質問時間が10分残っているからといって是認されるんですか。そもそも質問時間が10分残っていようが、そもそも私の質問の趣旨から外れる御答弁をなさっていたわけですよ。公平な議事運営をなさるのであれば、静止をされるなり、そういったことをなさるべきだったと思いますよ。

そもそも、私、昨日、議事進行ということで議長に見解を伺いまして、その場で御回答願いたいと申し上げましたけども、時間をかけて何を調査されたんでしょうか。その点も併せて伺います。

○大久保たかし議長　時間をかけて調査していたのは、発言に関して調査をしておりました。

以上であります。

議事進行でよろしいですか。

〔加藤圭一議員「はい」と呼ぶ〕

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　時間をかけてということでありますから、発言については、その場で判断ができたんじゃないでしょうか。時間をかけて、結果的には、少なくとも何ら問題がなかったという結論でありますので、やはり公平な議事運営という点では疑問が残ります。

そして、結局質問時間が減って、私、言いたいことが言えなかったんですよ。私、質問者にとって不利益が生じているんじゃないですかと。また、こういった前例を残すんですか。さらに、公平な議事運営を行うべきところを、私はそういったことがなされなかったんじゃないかという認識なんですけども、その点改めて御見解を伺います。

○大久保たかし議長　先ほど答弁したとおりであります。

以上であります。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　やはり、質問時間の減少というのは、これは質問者にとって不利益に当たりまして、さらに申し上げますと、質問趣旨とは関係ないことを述べられますと、意図的に質問時間を減らすことも可能になります。こういうことを議長は是認されるんですか。

○大久保たかし議長　意図的にかどうかというのは私には判断しかねますが、先ほど申し上げましたように、加藤圭一議員の質問が終了した時点で残時間数は約10分残っておりました。

以上であります。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　質問時間が残っていたから、全て是とするのは少々疑問が残りますよ。こういった前例を残してよろしいんでしょうか。議長は、公平な議事運営を行うということは、そもそも期待もされていますし、また、そうすべきだと思いますよ。したがいまして、趣旨から外れる御答弁をなさって、それを是とされるのであれば御再考いただきたいんですけれども。

○大久保たかし議長　全体としては、先ほど議長が申し上げたとおりであります。今後、より一層適切な議事整理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

次に移ります。この際、田中市長に申し上げますが、先ほど申し上げましたとおり、加藤圭一議員が指摘された発言に関し、議長といたしましては質問に対する答弁の範囲内にあるものと思料いたしますが、誤解や疑念を

生じさせかねない部分もまた含まれていたものというふうに認識しております。この御発言に関し、これ以上議長の見解を述べませんが、市長におかれましては、二元代表制の趣旨と本市議会が本市における最上位の会議体であることを改めて御認識いただきますよう、お願い申し上げます。

次に移ります。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

丸金ゆきこ議員。

○丸金ゆきこ議員　おはようございます。地域政党チームいちかわの丸金ゆきこです。着座にて失礼いたします。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問を始めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大項目１、消防行政について。

今年２月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災では、１名の方がお亡くなりになられました。御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。こちらの林野火災は、鎮火までに１か月以上かかり、延焼範囲は3,370haと平成以降の林野火災では国内最大とのこと。また、農林水産業などの産業被害は少なくとも26億円余りの被害であるほか、森林再生にはかなりの時間がかかるなど、産業や環境に与える影響も懸念されております。このような過去に類を見ない大規模な林野火災に本市消防局からも消防隊員が派遣されたと伺いました。現地に派遣された消防隊員の皆様は大変に御苦労されたことと思います。この場をお借りし、感謝を申し上げます。

そこで初めに、(1)消防職員の災害派遣及び受援体制について、ア、本市の消防隊を他の自治体に災害派遣することとなった経緯についてです。近年、全国各地で地震や風水害、林野火災などの大規模災害が頻発しており、それに対して被災地以外の消防機関が応援出動し、現地で救助活動や消火活動を行っている様子が報道などで広く伝えられています。こうした他自治体への災害派遣については、消防職員が自らの管轄区域を越えて活動することとなりますが、その制度的な背景や派遣に至る仕組み、また、本市としてどのような体制で応援に臨んでいるのかについて、改めてお伺いしていきます。

本市消防を含め、他の自治体の災害に出動し活動を行うこととなった経緯についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えいたします。

市町村の消防は、消防組織法に基づき「当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」とされております。しかしながら、通常の火災や救助等の災害とは異なる大規模災害や特殊災害などにも常時対応できるよう、近隣市や県内の消防本部と相互応援に関して協定を締結し、応援体制を確保しているところでございます。一方、国では、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年６月に緊急消防援助隊が創設されました。これにより、国内において地震等の大規模災害が発生した場合に、消防庁長官からの求め、または指示により、全国から消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施する全国の消防機関相互による援助体制が構築されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。本市の消防が隣接自治体との相互応援協定や緊急消防援助隊の一員としての役割を担い、全国的な広域災害対応体制の中で活動していることを改めて確認できました。とりわ

け、阪神・淡路大震災を契機とした緊急消防援助隊の創設が全国の消防機関による相互支援体制の礎となっている点は非常に意義深く、本市もその一翼を担っていることに大きな意義を感じます。こうした体制により地元の消防力を補完しつつ、他の地域の被災地を支援することが可能となっている一方で、実際に本市がどのような災害現場に出動してきたのか、その具体的な実績も市民の関心が高い部分だと思います。

そこで、過去にも全国において大規模な災害が発生しておりますが、本市は緊急消防援助隊として過去にどのような災害に出動し、活動したのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

本市では、緊急消防援助隊として、過去４件の災害に出動しております。１件目は、平成16年10月に発生した新潟県中越地震です。家屋の倒壊や土砂崩れが発生したため、新潟県長岡市及び小千谷市へ４隊16名の隊員が出動し、人命救助活動等を行っております。２件目は、平成23年３月に発生した東日本大震災です。津波や原子力発電所での事故が発生したため、岩手県陸前高田市及び福島県福島市へ第１次から第６次派遣まで、延べ17隊52名の隊員が出動し、人命救助や救急搬送等の活動を行っております。３件目は、平成27年９月に発生した関東・東北豪雨です。台風の大雨により茨城県鬼怒川の堤防が決壊するなど、広範囲で浸水する被害が発生したため、茨城県常総市へ２隊８名の隊員が出動し、人命救助活動等を行っております。４件目は、今年２月に岩手県大船渡市で発生した林野火災です。大規模な火災が発生したため、第１次から第４次派遣まで、延べ８隊40名の隊員が出動し消火活動を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。平成16年の新潟県中越地震をはじめ、東日本大震災、関東・東北豪雨、そして、本年の岩手県大船渡市で発生した林野火災まで、これまで本市が千葉県外の被災地に対して緊急消防援助隊として積極的に出動し、人命救助や消火活動に当たってきた実績について具体的に伺うことができました。中でも、東日本大震災においては第６次派遣まで行い、延べ52名の職員が現地で活動されたとのことであり、現地の苛酷な状況の中で、本市職員が果たしてきた責任の重さを改めて感じるとともに、深く敬意を表するものです。

次に、イ、本市が被災した場合の応援受入れ体制と他の自治体から駆けつけた消防隊に係る費用負担について、本市が他の自治体の被災地に対して緊急消防援助隊として派遣された実績を伺い、その活動の重要性を再認識しました。

一方で、将来的に本市自身が大規模災害の被災地となり、他の自治体や広域からの支援を受ける立場となる可能性も十分にあります。そのような場合に備え、本市として、他の自治体からの応援を円滑に受け入れるための体制は確保されているのでしょうか。また、応援に駆けつけた消防隊等が活動するに当たり発生する経費について、国や自治体間での費用負担の考え方についても併せてお聞かせください。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

本市が被災し、他の自治体から応援を要する場合の体制についてですが、消防局では、市川市消防局広域応援受援計画を策定し、応援要請の手続から、本市に到着した応援部隊が迅速かつ効果的な活動ができるよう、適切な体制を確保しております。次に、応援に要する費用負担についてでございますが、原則として、応援を受けた市町村が負担することとなりますが、緊急消防援助隊が消防庁長官の指示で出動した場合は、国が負担することとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。分かりました。市川市消防局において、広域応援受援計画を策定されているとのことで、応援部隊が円滑かつ効果的に活動できる体制が準備されていることは大変心強く感じております。また、費用負担についても、緊急消防援助隊が消防庁長官の指示に基づく出動である場合には、国が費用を負担するという明確な制度があることは、財政面での不安を軽減するものと理解いたしました。今後は、受援体制の具体的な運用面、例えば、受入れ拠点の確保や、物資、通信の整備、さらには、各部隊との情報共有の在り方についても、実効性を持たせるための継続的な見直し、訓練が必要であると感じております。

そこでまずは、これまでに本市が被災し、他の自治体の消防機関から応援を受けたことはあったのでしょうか。また、県外から多くの応援隊が本市に駆けつけてくれた場合、消防部隊が滞在する場所は確保されているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

本市は、これまで消防相互応援協定を締結する隣接の消防本部以外からの応援を受けたことはございません。次に、応援部隊の滞在場所についてですが、消防局では応援部隊を円滑に受け入れられるよう、北消防署に隣接する大野消防訓練場を宿営場所として確保しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。まず、本市がこれまで隣接する消防本部以外の応援を受けた実績がないとのことですが、これは幸いにも、大規模な災害に至らずに済んできたとも受け取れます。しかしながら、近年の自然災害は想定を超える規模、頻度で発生しており、今後は広域的な支援体制の整備がより重要になると改めて認識いたしました。また、県外からの応援部隊の宿営場所として大野消防訓練場を確保しているとの御答弁でしたが、実際に多くの隊員が県外から駆けつけるような状況を想定しますと、滞在に必要な設備や物資、衛生環境、さらには情報通信手段の整備といった点も、実際の運用に耐え得る体制が整っているかどうか、引き続き検証と備えが必要であると感じました。本市におきましても、支援に来ていただいた応援部隊が迅速かつ円滑に活動できる体制を今のうちから整えておくことが、市民の命と安全を守ることにつながると考えます。今後の体制強化に期待するとともに、引き続きの検討と備えをお願いいたします。

次に、(2)消防職員の特殊勤務手当についてです。まずは、ア、特殊勤務手当の概要について、消防職員が勤務する上で支給される手当のうち、特殊勤務手当とはどのようなものなのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

特殊勤務手当とは、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務や著しく特殊な勤務に従事した場合に支給されるものであります。消防職員に支給される特殊勤務手当の主なものは、火災現場や救急現場に出動した際の出動手当、消防車や救急車の運転に従事した際の機関勤務手当、水難救助隊などが海や川で潜水器具を着用し、潜水作業に従事した際の潜水作業手当が挙げられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。消防職員に支給される特殊勤務手当が、いかにその業務の危険性や特殊性を反映したものであるかを改めて認識いたしました。火災や救急といった命の最前線で活動する出動手

当、専門的な技術と責任が伴う車両の運転業務に対する機関勤務手当、そして、水難救助といった極めて高い危険を伴う潜水作業手当など、それぞれの手当が支給される根拠には納得のいくものがあります。

一方で、こうした苛酷な勤務に対して支給される手当が、果たしてその勤務内容やリスクに見合った水準となっているのかどうか、また、他の自治体との間に大きな差が生じていないかといった点についても、しっかり検証していく必要があると感じました。消防職員の士気の維持、適正な処遇の確保という観点からも、特殊勤務手当の内容は重要です。

そこで次に、イ、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給についてはどうでしょう。大規模災害が発生した際に、本市消防職員が緊急消防援助隊として災害派遣されるとのことですが、この場合、どのような特殊勤務手当が職員に支給されるのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

緊急消防援助隊として出動した際に支給される特殊勤務手当は、火災現場や救急現場に出動した際の出動手当のほか、消防車や救急車の運転に従事した際の機関勤務手当が支給されます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。先日、ＡＥＤの普及活動について、市原市の市議会議員と意見交換をする中で、市原市では消防職員の特殊勤務手当を増額に導いたとの話題になりました。このとき、令和６年８月１日付で総務省消防庁が緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給についてという通知文を発出しているが、いまだに未整備の地方公共団体が多くあることを知りました。この通知の中では、国家公務員や警察職員が大規模な災害や事故で活動を行った場合、特殊勤務手当として、災害応急作業等手当が支給されるとしています。一方、全国の消防本部では、緊急消防援助隊が出動した場合の特殊勤務手当の支給は、各自治体で様々であるとのこと。緊急消防援助隊は、避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境の下で活動を行う場合があることから、支給される手当については、国や警察との待遇面で均衡を図る必要があるともされています。

そこで、本市では、災害に派遣された消防職員に対して、災害応急作業等手当のような特殊勤務手当は支給されているのでしょうか。そして、こちらの通知を踏まえ、消防局ではどのような対応を考えているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

現在、緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当はございません。御質問にありましたとおり、緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当の支給につきましては、各自治体様々であり、支給要件や支給額などにつきまして、国の通知を踏まえた他自治体の対応も考慮する必要があることから、関係部署と調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。市川市もいまだに未整備の地方公共団体の一つだったんですね。本市では、いまだに緊急消防援助隊として出動した場合の災害応急作業等手当のような特殊勤務手当が支給されていないとのことです。消防庁の通知では、国家公務員においては、人事院規則９－30第19条の規定により異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場所における救助活動等に対して災害応急作業等手当が支給されており、警察職員においても、国家公務員と同等の手当が支給されているとあります。この災害応急作業等手当と

いう特殊勤務手当の内容は、１日当たり840円、災害救助法が適用される場合などは１日当たり1,080円、遭難救助作業等で人事院が著しく危険と認める区域では、２倍の2,160円が支給されるとしています。そして、こちらの通知によると、緊急消防援助隊として出動した場合の手当を支給していない団体については、新たに手当の創設を検討するよう通知されています。緊急消防援助隊として派遣される任務は、極めて危険かつ苛酷であり、それに見合う手当の支給は、職員の士気や安全確保の観点からも当然のことです。国からの通知が出されている以上、本市としても速やかな対応が求められているのだと思います。

また、大船渡市への派遣に際して、火災出動手当や機関勤務手当が支給されたことについても、これらの既存手当が消防庁通知の趣旨にかなうものかという点は、しっかりと精査されるべきですが、本質的には、災害応急作業等手当とは性質が異なる手当であり、代わりになる手当とは言えない可能性が高いため、やはり新たな手当、手当制度の創設が不可欠でしょう。早期の制度化を強く望みます。

次に、ウ、他市との違いについてです。緊急消防援助隊として出動した際の災害応急作業等手当の支給に関しては、各自治体で様々であるようですが、本市の消防職員に支給されるその他の特殊勤務手当の支給額についても伺ってまいります。

令和６年２月定例会において、青山ひろかず議員の一般質問に対して当時の角田消防局長は、救急車が医療機関に長時間とどまる要因として、救急出動件数の増加が考えられると答弁されています。昨年、令和６年度の救急出動件数は、幸いにして、過去最多だった令和５年度に比べ、981件減少し、２万7,863件でしたが、それでも人口規模が同程度の松戸市では３万件を超えている状況から、本市の救急件数も今後も増加することが予想されます。また、救急車のサイレンは昼夜を問わず聞こえてきていることから、市民の命を預かる救急隊員の苦労をうかがい知ることができます。

そこで、日夜市民の安心、安全のために活躍する救急隊員をはじめとした消防職員に支給される特殊勤務手当における近隣市と比較した場合の支給額について、また、特殊勤務手当の支給額は、本市及び近隣市を含めどのように改正されてきたのかもお答えください。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

初めに、特殊勤務手当を近隣市と比較しますと、まず、救急隊の出動手当ですが、本市は１回の出動につき140円、近隣市の松戸市及び柏市は200円が支給されております。次に、火災出動した際の手当につきましては、本市では、消火活動１回につき240円、松戸市では400円が支給されております。次に、特殊勤務手当の改正についてですが、本市の救急出動手当や火災出動手当は、昭和58年の４月から現在に至るまで改正はされておりません。近隣市の柏市も同様に、長期にわたり改正されていないことを確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。人口規模が同程度の松戸市や柏市と比べても、救急隊の出動手当が１回の出動につき60円も、火災出動した場合の手当については１回の消火活動につき160円も、本市消防職員に対する特殊勤務手当が低いことが分かりました。柏市も長期にわたり改正されていないとのことでしたが、長期間にわたって本市よりも多くの手当が支給されてきたことも明らかになりました。しかも驚くことに、本市の救急出動手当140円や火災出動手当240円は、42年前に改正されて以来、長年にわたり据え置かれているのです。この42年間でかなり時代も、物価も変わったのだと思います。勤務の実態や社会的状況を反映した見直しが急務と考えます。このままでは特殊な消防業務を担う方がいなくなってしまうのではないでしょうか。例えば、消防を希望する大学生などは、こういった手当の支給なども調べて受験先の消防を選定したりするので、優秀な人材が他市に

流れることにもつながります。

そこで、せめて近隣市と同等以上に支給額を上げる考えはあるのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

特殊勤務手当の支給額の引上げにつきましては、近隣自治体の動向を踏まえながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。今回、災害派遣に伴う費用や特殊勤務手当についてお伺いし、災害派遣に対する特殊勤務手当が未整備であることから、まずは消防庁の通知に従い、早急に適切に整備することを強く要望いたします。またあわせて、各種特殊勤務手当も消防業務の特殊性から、せめて近隣他市と同程度の水準に上げるための検討をしていただくよう、こちらも強く強く要望いたします。

次に、(3)市川市職員定数条例に規定される消防職員の定数の増員についてです。緊急消防援助隊として、本市消防局の部隊が各地へ出動している状況については理解いたしました。しかし、今後、救急需要の増加や大規模災害の発生が懸念される中、市川市職員定数条例で消防職員は520名と定められていますが、増大する救急需要や大規模災害に備え、適正に人員は配置されているのでしょうか。しかも、本市では、市川南地区の京葉瓦斯市川工場跡地の再開発が進んでおり、今年度中にも一部の入居が予定されていて、再開発後には定住人口と流入人口、合わせて数千人規模の人口増加が見込まれていると認識しております。この市川南地区の人口増加をはじめ、高齢者の増加など、今後も救急車の要請が増加することが考えられ、消防力の強化は喫緊の課題だと考えます。

消防局として、これら救急需要をはじめとした消防力の強化のためにも、消防職員を増員する考えはあるのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

令和６年12月に市川市地域防災計画（震災編）において被害想定が見直され、市街地の火災発生件数が増加すると想定されたことからも、改めて大規模災害への対応は重要であると認識しております。消防救急体制の強化を図りながら、消防職員の適正な定員管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。市川市地域防災計画の見直しによって震災時の火災件数が大幅に増加するという想定も示され、市川南地区の再開発による人口増加も見込まれる中、市民の命と安全を守る最前線である消防職員の体制が、現行の職員定数520名で足りているとは到底思えません。

そこで、本市の人口が増え続けてきた中で、市川市職員定数条例の消防職員定数の改正経過はどのような経緯をたどってきたのかも調べていただきました。本市の人口が42万人台だった平成元年４月の改正から、人口が44万人台となった平成８年４月の改正までは、平成６年を除いて毎年見直され、415名から520名に増員されていました。ところが、その後、なぜか平成８年を最後に人口は約５万3,000人も増えているにもかかわらず、一度も見直しは行われておりません。29年間もの間、放置されていると言っても過言ではないと思います。

また、緊急消防援助隊として市外へ出動する状況が常態化している現状においては、平時の市内対応体制にも不安を生じかねないという市民の声もあります。市民サービスの質を維持向上させるという視点から、職員定数の見直しを検討ではなく、具体的な行動に移す時期に来ているのではないでしょうか。本市消防職員が誇りと責

任を持って職務に従事できますよう、また、災害時における出動体制の維持強化の観点からも、制度整備が急務であると考えます。

今回、消防局にだけ質問を行いましたが、手当や消防職員の増員に関しましては、関係部署が手を取り合っての連携が必須です。消防職員の待遇改善や職場環境の充実は、市民の命を守ることに直結しているのです。田中市長、現場の実情を御賢察の上、前向きな対応を心よりお願い申し上げます。

以上でこちらの質問は終わります。

次に、大項目２、フィットネスクラブを運営する事業者５社との包括連携協定についてです。

昨年９月定例会の一般質問にて、市立学校の水泳授業とプールの活用についての質問を行った中で、教員の負担軽減やプールの老朽化、猛暑による水泳授業の中止率の増加などを考慮し、今から民間施設の利用や民間委託などの様々な方法を具体的に検討していく必要があるのではとお伝えしました。そして、先月、フィットネスクラブを運営する事業者５社と包括連携協定を締結したと伺いましたので、今後の連携をとても期待しています。

そこで、(1)協定の目的と具体的な内容についてお伺いします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

本市では、健康寿命日本一を目指しまして、これまで健康ポイントＡｒｕｃｏや健康講演会など様々な事業を行い、市民の健康意識の向上を図ってまいりました。事業を振り返る中で行いました令和５年度の市民アンケート調査では、運動習慣のある市民の割合は増加傾向を示しておりますが、20代から50代の働く世代や、30代から40代の女性におきましては低い傾向にございました。また、小中学生に実施している新体力テストの結果からは、ボールを投げる力や、走る、飛ぶといった動作に関わる瞬発力や持久力におきまして、国や県の平均を下回る傾向を示しております。このような結果を受けまして、子どもから若者、そして高齢者まで、世代の切れ目なく誰もが生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう、体制を整える必要がございます。

そこで、運動セミナーや介護予防など、専門的なノウハウを持ち、施設開放の取組など実績が豊富であり、全国に展開しているフィットネスクラブ５社とともに、市民の健康づくりを支えることを目的としました健康寿命日本一に向けた取り組みに関する連携協定を本年５月９日に締結いたしました。この協定で連携する分野といたしましては、健康、子育て、防災の３つの項目を掲げており、今後、関係部署とフィットネスクラブが協働で様々な事業を展開する予定としておるところでございます。具体的な連携事業につきましては、現在協議を進めているところでございます。例えば、健康におきましては、生活習慣病の予防や介護予防、子育てにおきましては、親子の居場所づくりや気軽に楽しく運動に触れる機会の提供など、健康運動指導士による専門的な指導を受けることを通じて、体力の向上を目指してまいります。また、防災におきましては、災害時における帰宅困難者への支援といたしまして、飲料水や休憩場所の提供に御協力をいただくものでございます。

市民ニーズが多様化し、常に柔軟な対応が求められることから、様々なノウハウを持つ民間企業と連携、協力していくことは重要であると考えております。このたびの連携協定により、さらなる市民生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。健康寿命日本一を目指す本市の、あらゆる世代に向けた健康づくりの体制強化に対する具体的な取組を進めていくという思いを感じました。特に、健康、子育て、防災という３つの柱を軸に、全国規模で実績のあるフィットネスクラブ事業者と包括的に連携していく点は、行政単独では難しい柔軟で専門的なサービスの提供を可能とし、今後の市民サービスの質の向上にもつながるものと大いに期待

できると考えます。また、現在は具体的な事業の協議段階とのことですが、特に水泳授業をはじめとする教育現場への具体的な活用や、働く世代や子育て世代へのアプローチが確実に市民の実感につながるよう、今後の進捗にも引き続き注目してまいりたいと思います。

そこで、(2)今後の利活用について。この協定により、子どもたちの学校教育における利活用についてどのようなことが考えられるのか、教育委員会にお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校教育における具体的な活動の場面としては、水泳学習における泳ぎ方の指導や、ほかの体育学習における効果的な体の使い方の指導などが想定されます。スポーツクラブには、様々な施設があるほか、専門性を持った多くのインストラクターがおります。スポーツクラブと協議の下、子どもたちがスポーツクラブの施設を利用しながら、インストラクターから指導を受けることや、各学校にインストラクターが訪問し子どもたちを直接指導する中で、多種多様なスポーツの体験を通じて、運動能力の向上が期待できると考えております。

現在、本市の体育科の学習において、小学校37校及び中学校11校で６月から７月までの間に、屋外にある学校のプールを使用して約10時間の水泳学習を行っております。一方、スポーツクラブのプールは屋内にあり、水温、室温が調整されていることから、年間を通して利用できる利点がございます。この協定に基づき、インストラクターが泳ぎの苦手な子どもに対して専門的な指導を行ったり、真夏の酷暑の中でも、水難事故防止に向けて室内プールでの指導を行ったりと、質の高い水泳学習を行うことが期待できます。また、スポーツクラブと子どもや関係者との関わりが深まる中で、将来的には、地域に根差した部活動地域展開を推進する団体や指導者として力をお借りできる可能性も広がると考えます。

今後は、子どもたちに様々なスポーツを体験する中で、スポーツの楽しさを知ってもらい、運動能力の向上を目指し、進んでスポーツに親しむ子どもたちを育てるために、スポーツクラブと協議を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。今回の協定が教育現場、とりわけ子どもたちの健やかな成長に大きく寄与する可能性を秘めていることを改めて実感いたしました。特に水温や天候に左右されず、年間を通じて利用できる屋内プールの活用や専門性を有するインストラクターによる指導は、従来の学校教育だけでは難しかった質の高い水泳学習や体育指導を実現する手だてとなるものと考えます。そしてぜひ、自らの命を守ることにもつながる着衣泳の授業も連携してしっかり取り組んでください。また、運動が苦手な子どもへの個別的な支援、多種多様なスポーツへの触れ合いの機会の創出は、子どもたち一人一人の運動能力の向上だけではなく、スポーツの楽しさを実感できる貴重な経験となるでしょう。さらには、将来的な地域部活動の支援体制の構築にもつながる可能性を視野に入れている点においても、この協定の多面的な意義を感じます。

それでは、こちらも昨年９月定例会の一般質問内で触れましたが、市立学校では、以前、夏休み期間中に施設開放事業でプールの開放も行っていたことがありました。酷暑の影響等により、引き続き実施できていない状況であると伺っています。近隣では、柏市が令和５年度より学校のプール開放事業を、プール施設を有する市内スポーツクラブ等の民間プール施設を活用した事業へと移行しています。

そこで、学校施設開放事業でのプール開放に代わるものとして、本市もこの包括協定の活用はできないのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

フィットネスクラブのプールは、場所や日時などが限定されることが想定され、学校施設開放事業として活用することについては慎重に検討する必要があるものと考えます。その一方で、子どもたちに水泳の機会を提供できれば、運動能力向上などに資するものと考えられますので、目的、手法などを整理し、調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。今年も早い段階で連日猛暑となっております。そして、子どもたちが伸び伸び遊べる場も限られてしまい、長い夏休みも家に閉じ籠もってしまう傾向にあると感じています。私が所属する自治会では、同じ自治会内のスポーツクラブより御提案いただき、スポーツクラブの休館日に地元の方々が無料で利用できる日を設け、プールやジムを開放していただいたりしています。夏休みも近づいていますし、せっかく結んだ協定をしっかり生かすべく、教育委員会とスポーツクラブがしっかりと連携を取りながら、夏休みに向けたプール開放事業を企画していただくよう要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　野口じゅん議員。

○野口じゅん議員　おはようございます。地域政党チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従い一問一答で質問していきます。

私たち地域政党チームいちかわは、地域とともにチームでつくる市川の未来を掲げ、地域活動の経験を生かし、市民の皆さんとともに課題に向き合いながらまちづくりを進めています。その実現に向けては、市民や地域の力を最大限に生かすための視点、すなわち官民連携の在り方が重要な要素となっています。今回は、その重要性を踏まえ、行政が様々な取組の中で、この官民連携をどのように実践しているのか、単なるスローガンにとどまっていないか、そして、縦割りの体質がその妨げになっていないかという視点も持ちながら、３つの項目について質問いたします。

最初の大項目は、都市計画マスタープランについてです。

20年ぶりに改定されるこの計画は、市川市の未来像やまちづくりの方針を定める非常に重要な指針です。社会や価値観が大きく変化する中、計画策定において、市民の声がどう反映していくのかが問われています。

そこで、(1)改定における市民参加の現状と課題についてお伺いします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

市都市計画マスタープランとは、市の総合計画で示した将来都市像を実現するためのまちづくりの指針であり、市民に一番身近な市町村が定める計画です。これまでの改定作業の各段階で、オープンハウスに加えて、インターネットによるアンケートにより市民からの御意見を伺いました。令和６年度は、地域ごとの課題や将来も残していきたいものなどをテーマとして、令和７年１月に第１庁舎や大野公民館をはじめとする公民館のほか、市民が多く集まる商業施設でオープンハウスを開催しました。あわせて、12月16日から１月31日までの期間アンケートを実施し、多くの回答をいただきました。主な御意見として、真間川沿いの桜並木をはじめとする景観や江戸川の水辺空間、旧行徳街道の町並みなどが地域の魅力として挙げられました。一方で、現行計画で示した河川や道路に関する課題につきましては、事業の進捗等により一部改善されてきたものの、引き続き課題であるとの御意見もあり、改定骨子案を策定する際の参考といたしました。

今年度は次期マスタープランの改定骨子案に関して、オープンハウスとパブリックコメントを行っています。

今回も、前回開催した公共施設や商業施設に信篤公民館を加えた計８か所でオープンハウスを開催し、多くの方に参加していただくことができました。なお、展示したパネルは、写真や地図、グラフを用いて視覚的に分かりやすい内容とすることに努めております。オープンハウスに合わせて、５月１日からの１か月間、パブリックコメントで意見を募集し、現在結果を取りまとめております。なお、パブリックコメントでいただいた御意見は、次期マスタープランを策定する際の参考とする予定です。今後、次期マスタープランの素案を策定した時期にもパブリックコメントなどを行い、計画に市民意見が反映できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。私自身も実際にオープンハウスの会場に足を運び、職員の皆さんの御案内で展示パネルを拝見いたしました。視覚的にも分かりやすく工夫されていて、来場された市民の皆さんも熱心に耳を傾けていました。こうした現場での市民参加の機会がしっかりと設けられていて、真摯に取り組まれている様子が伝わってきました。都市計画マスタープランは長期の計画ですから、全ての市民の意見をそのまま反映することは難しいと思いますが、時間をかけて丁寧に集めてこられた声が、どのような観点で整理され、どのように計画へとつながっていくのか、そのあたりが気になるところです。

そこで再質問ですが、今後策定される素案に向けて、具体的にどのように市民の意見を生かしていくのか、お考えを伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本年１月に開催したオープンハウスやアンケートでは、市北部では、個人商店が廃業し、スーパーやコンビニが身近になく、日常の買物が不便であるという意見が複数ありました。また、中部や南部を中心に水害に強いまちづくりのほか、地域を問わず身近な公園の機能充実などを求める声が寄せられています。これらいただいた御意見などは全体構想の骨子案に次のように反映し、５月のオープンハウス等で公表いたしました。土地利用の分野の方針には、駅周辺の商業機能の充実や日常生活の利便性に配慮した土地利用の誘導を図る、水と緑・景観の分野の方針には、多様な公園などの整備、適切な維持管理を図る、防災の分野の方針には、治水・浸水対策を進めるなどであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。地域ごとに異なる課題や市民の声が改定案の中に反映されていくことが分かりました。市の考える将来像が市民の実感とずれていないかを確かめる上でも、こうした市民の声を丁寧に聞き取り、計画に生かしていく姿勢が大切だと感じています。引き続き、寄せられた意見をしっかりと反映していただきたいと思います。

さて次に、(2)として、計画に市民の声を反映させるだけでなく、市としてどのような未来を描こうとしているのか、そのビジョンを明確に示すことも都市計画マスタープランにおいて欠かせない要素です。社会の変化をどう捉え、方向性を定めているのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

町の変化としましては、本市の現行の都市計画マスタープランが策定された平成16年以降、南北の骨格軸である外環道路や都市計画道路3・4・18号が開通し、市街地の渋滞の緩和やバスの定時性が確保されました。また、都市拠点である市川駅や本八幡駅周辺では再開発事業が行われており、都市拠点の機能充実が図られたほか、国

府台緑地やぴあパーク妙典といった緑の拠点の整備も進んでおります。社会情勢の変化としましては、少子・高齢化の進展、カーボンニュートラルの実現、インフラの老朽化対策、災害の激甚化、頻発化などへの対応などが挙げられます。改定の際には、これら都市構造や社会情勢の変化に加え、市民ニーズや地域の特性を踏まえ、新たな将来都市像の実現に向けた方針としてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。これまでの都市計画マスタープランに基づき、道路や緑地の整備が進められてきたこと、また、現在策定中の改定案には、少子・高齢化やカーボンニュートラル、防災といった社会情勢の変化が反映されていくということが分かりました。

近年の社会構造や価値観の変化を踏まえると、これからのまちづくりにおいて重要なのが、市民や民間事業者と連携して地域課題に取り組む官民連携の視点です。これまでのハードの整備を基盤として、人と人とのつながりや地域の活力を生み出す仕組みが一層求められています。現在市川市で進められている個別の計画でもそれは見てとれます。中山参道活性化事業では、空き家を活用したチャレンジショップの出店など、地域の特性を生かしながら、民間と地域住民が連携してにぎわいづくりを行う構想となっていて、新たな官民連携のモデルとして期待されています。また、信篤複合施設整備基本計画では、図書館や公民館を一体的に整備しながら多世代の交流拠点を生み出す計画で、地域住民や民間事業者との協働も視野に入れた地域の居場所づくりが進められる計画となっています。都市計画マスタープランという全体ビジョンの中にも官民連携の視点を明確に位置づけ、今後のまちづくりの方針として示していくべきと考えます。

そこで、(3)このマスタープランに官民連携の視点をどのように取り入れていくのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

現行計画においても、市民や事業者のまちづくりに関する取組に対して、その段階に応じて必要な支援を行うこととしています。近年、国の検討委員会の報告として、将来の人口減少や厳しい財政状況などが想定される中で、今後の市街地整備の進め方は、行政主体の空間機能確保のための開発から、官民連携でビジョンを共有し、多様な手法、取組を組み合わせて、エリアの価値と持続可能性を高める更新へと大きく転換を図る必要があると示されております。

本市におきましても、将来、社会経済情勢などの変化が想定される中で、都市の魅力を高めて、持続可能なまちづくりを行うためには、官民連携の重要性はさらに増していくものと認識しており、次期計画におきましても官民連携の推進は重要であることの方針を示してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。官民連携の重要性について、市としてもしっかり認識されているということが確認できました。これからの時代は、人口の減少や厳しい財政状況の中で、老朽化が進む公共施設への対応をしながら、町の魅力や活力をどう保ち高めていくかが問われています。その中で、官民が共に担う持続可能なまちづくりは重要な視点です。一方で、官民連携の必要性を示すだけでは不十分であり、市としてどのように進めていくのか、その具体像を示すことが重要と考えます。全国では、エリアマネジメントやウオーカブルなまちづくり、パークマネジメントなどの手法も広がっています。

再質問として、こうした手法を今回の都市計画マスタープランに取り入れていく考えがあるのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

道路や市街地の整備が進む中で、市民ニーズの傾向としては、日常生活の質を重視する内容の御意見が見受けられました。新たな制度として、地域の伝統文化の継承、地域の価値や環境の維持向上、良好なコミュニティーの形成などのソフトな領域を含めたまちづくりを、住民、事業者、地権者等が主体的に取り組むエリアマネジメント、道路空間を人中心の空間へと再構築して、沿道と路上を一体的に使い、多様な活動の場とするウオーカブルが示されました。また、地域と行政の協働により公園を地域の庭として、身近で魅力ある空間にしていくパークマネジメントといった考えも示されています。

このように、駅周辺のにぎわいの創出、安全で歩きやすく、既存公園の充実といった考えは、アンケートで得た市民ニーズと重なります。今回の改定においては、無電柱化やバリアフリー化等の整備に加え、官民連携による沿道空間の創出により、ウオーカブルなまちづくりを進めるほか、公園の再整備や維持管理に当たっては、民間事業者や地域住民等との連携により、魅力向上を図るものとするなど、官民連携がさらに進むよう、これらの視点を各分野の整備方針に反映していく予定であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。これらの手法は制度的な枠組みが整備され、実際に全国で取組が行われています。今回の都市計画マスタープランの改定では、これら制度の背景と方向性を踏まえ、今後のまちづくりの指針として明確に位置づけるとともに、庁内や地域の関係団体との共有、理解促進にも丁寧に取り組んでいただくことを期待しています。

この項目は、これで終わります。

次に、大項目の２つ目として、市民活動の支援の在り方について伺ってまいります。

先ほど都市計画マスタープランに関する質問でも触れたとおり、これからのまちづくりには行政だけでなく、市民や民間事業者と連携する官民連携の視点が重要です。その基盤となるのが、ＮＰＯ法人をはじめとする市民の自発的、公益的な活動です。様々な分野において市民の活動が活発になれば、行政との協力や地域内のつながりが強まり、持続可能なまちづくりが進んでいきます。本市でもこうした動きを支えるため、ＮＰＯ・市民活動支援課が設置され、市民活動支援センターを拠点に支援が行われていると認識しています。

そこで、(1)市民活動支援センターの利用状況と課題についてお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民活動支援センターは、市民活動への支援を通じ、地域における様々な活動が活性化することで、地域の課題力解決の向上と地域福祉の推進を図るために、第１庁舎２階と行徳支所２階に設置しており、第１庁舎では、月曜日から土曜日までの９時から20時まで、行徳支所では、月曜日から金曜日までの９時から17時まで開所しております。

市民活動支援センターでは、ミーティングスペースを活用したり、市民活動団体に関する情報を得ることができるほか、第１庁舎には、印刷機や紙折り機などを配置し、資料づくり等が可能な作業スペースであるものづくり工房も用意しております。利用状況につきましては、令和５年度の登録団体数は204団体、延べ利用者数は第１庁舎で5,416人、行徳支所で1,339人、令和６年度は257団体、第１庁舎で9,658人、行徳支所で1,733人となっており、増加傾向にあります。コロナ禍において一時期活動が停滞した市民活動団体もありましたが、令和５年５月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類に移行してからは、利用者が徐々に増え、現在は活気を取り

戻しており、日によっては予約の空きがないほどのにぎわいを見せております。

第１庁舎では、会議を行いながら、印刷や紙折りなどの軽作業ができるようになっていることから、市民活動団体の総会資料の作成や、新年度に情報発信をするための資料作成などで利用していただいておりますが、現在、各団体の利用時間をものづくり工房では１時間まで、ミーティングスペースでは２時間までとお願いしております。しかし、作業量が膨大な団体もあることから、利用時間を拡大してほしいという声がございます。また、市内の市民活動団体の活動を活性化するために、多くの市民の皆様に興味を持っていただけるよう、団体の活動紹介などの周知方法を工夫することが課題であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　御答弁ありがとうございます。登録団体数、利用者数ともに増加しているとのことで、市民活動が徐々に活発さを取り戻していることが分かりました。新型コロナウイルス感染症の５類移行を契機に、市民が地域で主体的に活動を再開しつつあることは、今後のまちづくりにとってもよい流れだと感じています。場所の提供という面では、八幡市民交流館ニコットも新たな交流拠点として注目されており、既に多くの団体に利用されています。本庁舎にある市民活動支援センターとニコットは近接しておりますが、役割や目的に違いがあるものと認識しています。

そこで、(2)八幡市民交流館ニコットと市民活動支援センターの目的や機能の違いについてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

八幡市民交流館ニコットは、自然を身近に感じながら、多世代が気軽に集い、個性を生かした交流が生まれる場所、交流の拠点として利用していただくことができる施設として、令和７年３月に開館いたしました。このニコットと市民活動支援センターの違いでございますが、どちらの施設も市民の活動を支援する役割を果たしておりますが、ニコットは市民同士の交流やサークル活動など、それぞれの目的に合わせて集まり、お互いの交流や活動を促進する場を提供する役割を担っております。

一方、市民活動支援センターは、市民活動団体にとって団体の基盤づくりに適した場所として、活動報告会やワークショップなどができるミーティングスペースとものづくり工房が設置されているほか、ＤＶＤプレーヤーやプロジェクター、簡易テント等の市民活動に役立つサポート用品を無料で貸し出すなど、市民活動団体が主体的に活動できるよう支援していく役割を担っております。また、市民活動支援センターでは、市民活動団体を対象にスタートアップや団体の継続、自立に向けたスキルアップへのサポートとして、ステップアップ講座を実施しております。この講座の内容につきましては、毎年、市民活動の幅を広げていただけるよう工夫を凝らしており、令和６年度はＣａｎｖａと呼ばれる無料のデザインソフトを活用してチラシを作成する講座を座学とパソコンを用いた実践形式で行い、団体のスキルアップの支援を行いました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。答弁をお聞きして両施設の役割の違いが改めて明確になりました。市民活動支援センターは、市民活動団体の立ち上げや継続、自立に向けた団体の基盤づくりを目的としていて、八幡市民交流館ニコットは、多世代の交流、サークル活動など、市民が気軽に集う場としての機能が重視されているということが理解できました。ただ、実際に使われ方を見ていると、それぞれの施設が市の目的に沿って活用されているとは必ずしも言えないように感じます。

一方、見方を変えると、市民活動支援センターが本庁舎内にあるという立地は、ほかの施設にはない大きな特徴だと考えられます。例えば、市民団体が活動の中で市の担当課に相談したいことがあるとき、同じ建物にあることで、ちょっとしたことでもすぐに話ができるという強みがあると思います。市の取組と市民活動がうまくつながるようにするためにも、この距離の近さは大きな強みになるのではないでしょうか。

そこで再質問させていただきます。こうした立地を生かして、市と連携した企画や協働の場として支援センターを活用していくことについて、御見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民活動支援センターは、特に第１庁舎にあるものにありましては、市役所の多くの部署と容易にアクセスできる環境にあることから、団体の活動における困り事や相談に対し、各部署との橋渡しをすることにより、市民活動支援センターに行けば、行政とつながることができるという安心感を市民活動団体に持ってもらうことができるようになると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。確かにそのとおりだと思います。市民活動への支援は市民部の担当ですが、実際の市民活動自体は、子育て、福祉、防災、文化など幅広い分野に関わっており、ほかの部署とも関わりがあります。つまり、市民の皆さんは、いわゆる縦割りの枠には収まらない形で、暮らしや地域の課題に応じて柔軟に活動しているわけです。そうした取組を支えていくには、庁内の各部署との連携が欠かせません。市民活動支援センターがその橋渡しの役割を果たして、連携がより一層深まっていくことを期待して、次に移ります。

市民活動の拡大には、市民同士のつながりや新たな参加者を増やす仕組みづくりも重要です。団体間の交流による共同や活動を始めたい人の一歩を後押しする機会をつくることが求められています。

そこで、(3)市民同士のつながりを生む支援や仕掛けについて、市の取組を伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民活動支援センターは、市民同士のつながりを生むことを役割の一つとしておりますが、コロナ禍以降、一時的に活動が縮小した団体もあり、この役割を果たすことが難しくなった時期もございました。そこで先ほども申し上げましたが、市民同士のつながりを生むための定期的な交流会やイベントなどの開催に優先して、ものづくり工房やミーティングスペースといった場の提供という形で、各団体の活動支援や団体としての自立を目的とした講座の開催を中心として支援を行ってまいりました。

今後は、駅に近く駐車場もあるというアクセスのよさや、手続で訪れる多くの市民の目に触れる場所である市役所第１庁舎にあるメリットをより生かせるよう、情報提供用のラックなどを活用して、市民活動団体の情報を発信していくとともに、ミーティングスペース等を活用して、市民活動のパネル展を行うなど、市民活動の認知度を上げていく取組についても検討してまいりたいと考えております。あわせて、単に場を提供するだけではなく、協働の進め方やファシリテーションスキルなど、団体間の連携を円滑にするためのスキルアップにつながる企画やサポートといった取組につきましても、引き続き団体のニーズを把握しながら対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。市役所という多くの市民が訪れる場の特性を生かし、団体の情報発信のためのパネル展やスキルアップ講座を通じて、市民同士のつながりや交流を生む取組をしていくとのことでした。ぜひ進めていただければと思います。しかし、これらの活動が現在はミーティングスペースやものづくり工房など、限られた場所で行われているため、その規模や設備の面で制約があるのではないかと感じます。本庁舎という公共性、利便性の高い場所に支援センターがあることを踏まえ、支援センターに隣接するラウンジスペースやほかのスペースも活用し、多くの市民が参加できるイベントや展示の開催を検討する価値があるのではないでしょうか。

そこで再質問としてお伺いします。支援センター以外の庁舎内の共用スペースを活用して、市民活動団体を紹介する展示やイベントの開催は可能なのか、また今後の展開について、市の御見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

現在ラウンジスペースは、土曜日も勉強や仕事のためのスペースとして市民の皆様に開放しており、ラウンジスペースを含む第１庁舎の会議室等における活動につきましては、管理運営上の課題があると認識しておりますので、課題について関係部署と検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ラウンジスペースなどの活用については、現時点では管理運営上の課題があるとのことでした。その課題については関係部署と検討していただけるということなので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。これはまさに市民活動への支援を１部署で完結させるのではなく、庁内の連携が鍵になるということを象徴していると思います。市民活動を支えるためには、縦割りを超えて組織内でしっかりと協力し、柔軟な対応ができる体制づくりが不可欠です。ぜひ今後、イベントの企画やスペースの活用についても積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、最後の大項目に移ります。官民連携による生活困窮者支援の在り方についてです。

５月30日付の東洋経済オンラインに「こども食堂から一線を引く」と題された記事が掲載されました。記事では、13年前に子ども食堂を始めたこども食堂という名前の名づけ親でもある近藤博子さんが、子ども食堂の活動に限界を感じていること、そして、子どもの貧困対策には行政の本格的な関与が不可欠であることを強く訴えられていました。就労や住宅、教育といった根本的な課題に対して、民間の善意だけに頼る支援体制では限界がある、子ども食堂はあくまで民間の自主的な取組であり、行政が責任を持って地域の実態を把握して支援体制を構築していくことが求められている、こうした近藤さんの指摘には、ＳＮＳ上でも多くの共感の声が寄せられていました。市川市でも同様に、子どもや生活困窮者の支援に携わる団体が活動しており、そのような皆さんも同じ思いを抱いているのではないでしょうか。この記事の中でも重層的支援体制整備事業について触れられており、そこでは、子ども食堂は行政の下請けではないと、その現場の大変さを理解せずに、安易に協働や連携をうたわないでほしいというような思いが感じられるくだりもありました。そうした背景を踏まえ質問してまいります。

⑴重層的支援体制整備事業、本市では市川市よりそい支援事業として実施されていますが、この中での官民連携について、市としてどのように位置づけ、どのように取り組もうとしているのか、そのお考えをお示しください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和５年７月から開始した市川市よりそい支援事業において、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなげる

ために、行政や民間などの枠を超えて、地域全体が連携し、様々な社会資源を生かしながら取り組むことが重要であると認識をしております。本市におきましても、子ども食堂やフードバンク団体、生活支援、居住支援、就労支援、居場所づくりなどを通じて、生活困窮者支援に取り組む様々な団体が活動していらっしゃいます。こうした団体は、地域共生社会の実現に向けて、その担い手として重要な役割を果たしていることから、官民連携は不可欠であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。行政と民間の枠を超えて連携し、地域全体で生活困窮者を支えていくことが重要であるという認識は、重層的支援体制整備事業の基本的な考え方と合致しており、私も同じ思いでいます。また、子ども食堂やフードバンク、就労・居住支援などを行う様々な団体が、地域を支える大切な担い手として認識されていることも確認できました。

そこで再質問いたします。このような官民連携の中で、市は具体的にどのような役割を担っているのか。また、どのような形で民間団体と連携していくのか、今後の方向性も含めて市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

官民連携における連携方法につきましては、市の事業として、生活困窮者などの支援を行っている市川市生活サポートセンターそら――以下、そらと申し上げます――や、市川市多機関協働等事業者がじゅまる＋――以下、がじゅまる＋と申し上げます――そして、市が設置しているコミュニティソーシャルワーカーは、これまで生活困窮者支援のためのネットワークを築き上げ、様々な民間支援団体との信頼関係を育んでおります。今後も、そらやがじゅまる＋、コミュニティソーシャルワーカー、そして本市が一体となって官民連携を推進してまいります。

次に、官民連携における公の役割につきましては、必要な予算などの確保に努め、生活困窮者支援施策を推進するための体制整備を図ること、また、本市が会議体を主催し、民間支援団体との意見交換や情報共有を行うことや、「広報いちかわ」や様々な媒体を活用し、本市の制度に加え、民間支援団体の活動や取組、市が共に活動していることなどを市民の皆様へ周知することで、民間支援団体のさらなる広報につながり、民間活動に対する安心感や理解促進に寄与することと考えております。今後も官民協働の下、本市の生活困窮者支援体制のさらなる推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。そらやがじゅまる＋、コミュニティソーシャルワーカーなどが民間支援団体との信頼関係を築いてきたという点は、私も現場の声を通じて感じております。また、市が財源の確保や体制整備、情報共有の場づくり、広報活動への支援などを通じて官民連携を支えていくという御説明を方向性としては非常に重要だと考えます。

それでは、それらが具体的にどのような形で実現され、現場の支援活動とどう結びついているのかについては、より詳しく伺っていきたいと思います。

(2)生活困窮者支援の中でも、特に食の支援について、官民連携はどのように進められているのか、現状と課題について市の認識をお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

食の支援を行っている団体と本市の連携につきましては、生活困窮者への食品を提供するだけではなく、困り事を相談する場、必要に応じて支援につなげる場、そして地域の新たな居場所となるような取組を行っております。例えば、南行徳地域共生センターでは、毎月１回行われる子ども食堂において、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域住民に声をかけ、ボランティアとして活動に参加していただいております。また、こども食堂とおもちゃ病院を同時に開催するなど、食事以外でも楽しめる仕組みづくりを本市職員とともに取り組んだところでございます。さらに、今年度より第１庁舎２階の市民活動支援センター内のミーティングスペースにおいて、毎月１回、市とフードバンク団体が連携して、様々な理由で日々の生活に困窮している方などに直接食料品や日用品を配布する取組を開始し、そらやがじゅまる＋、コミュニティソーシャルワーカーも活動に参加し、来場者への声かけを行うほか、必要に応じ相談に応じているなど、生活困窮者支援につなげております。

課題としましては、これらの活動は、民間支援団体の活動希望日程と開催場所との利用可能な日程が必ずしも一致しないことがあり、官民が共に活動を展開できる場を確保し、活動を広げていくことが難しい状況があるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。南行徳地域共生センターでのこども食堂については、以前の議会でも取り上げさせていただきましたが、地域の方々とのつながりや新たな居場所づくりとしての意義を改めて感じております。また、今年度から本庁舎において新たに始まったフードパントリー、つまり食料無料配布会については、市とフードバンク団体が連携し、食料品や日用品の配布を通じて、困窮されている方々を支援する取組として大変意義深いものだと思います。この取組については、私自身も関係者のお話を伺う中で、既に３回の開催が行われ、毎回70組から80組ほどの方が利用されているという状況も把握しております。それだけ多くの市民が支援を必要としている現実があるということを改めて実感しております。こうした取組は、長年支援に取り組んできた民間団体のノウハウや経験があってこそ可能になったものだと思いますが、同時に行政としての関わりや連携も不可欠だったのではないでしょうか。

そこで再質問いたします。こうした官民連携による食の支援の中で、市としては、具体的にどのような役割を果たしてきたのか、また、民間団体と連携することによって、どのような効果やメリットがあったと認識しているのか、市のお考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

それぞれの事例では、市の事業を行っているそらなどと本市が一体となって、人と人、団体と団体、人と団体など、それぞれをつなぐコーディネーターの役割を担っております。具体的には、南行徳地域共生センターにおいては、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、こども食堂と地域住民、そして他の利用者団体の３者をつなぐ役割を担っております。また、第１庁舎におけるフードバンク団体の活動においては、そらやがじゅまる＋、コミュニティソーシャルワーカーが連携して、来場者を支援機関の相談窓口に御案内し支援につなげております。このように民間支援団体と市が有機的につながり、地域住民や生活に困窮した方など、様々な方が一緒になって交流することで、支える側、支えられる側という関係性を超えた新たな効果が生まれております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　行政の相談窓口は心理的な敷居が高く、支援が必要でも相談しにくい場合があります。一方、子ども食堂などの民間の居場所は気軽に参加しやすく、そこをきっかけに支援につながることがあります。

民間の柔軟さと行政の制度的支援が組み合わされることで、官民連携の意義がより発揮されると考えます。また、本庁舎で行われたフードパントリーでは、先ほど大項目として質問した市民活動支援センターを会場に、食品を受け取りに来られた利用者に対して、そらやがじゅまる＋の職員が声をかけ、必要に応じて別のスペースに案内して相談を受けるといった対応が行われたということですが、本庁舎という場所を生かした連携プレーによって、支援につながる接点が生まれたことは、まさに官民連携の可能性を感じる実践であり、今後の支援の在り方を考える上でも示唆に富む取組だと受け止めています。

そこで再質問いたします。この成功例を一過性のものとせず、市内全域へと持続的に展開していくためには、中長期的な方針と計画が必要だと思います。市として、どのような体制でほかの地域への展開を進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ほかの地域での展開につきましては、先ほど課題として申し上げましたとおり、官民が共に活動できる場の確保が難しいことから、計画的に進めていくことは難しいものと認識をしております。しかしながら、地域共生社会の実現には、官民が連携して新たな地域の居場所づくりを推進する必要があることから、地域共生センター以外でも展開できるよう努めてまいります。また、体制につきましては、今後も市の支援機関であるそらなどと一体となって、地域ニーズを把握し、民間支援団体と協働しつつ、市主催の会議を開催するなど、活動場所や新たな取組などについての情報を共有し、居場所の創出に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。御答弁の中で、官民が共に活動できる場の確保が難しいということでしたが、だからこそ、まずは行政の側が民間団体の現場に足を運び対話の機会を持つことが、連携の第一歩になるのではないかと感じています。そらやがじゅまる＋が民間団体との関係づくりの中心となっているという御答弁がありましたが、今後のさらなる展開を進めるには、そらやがじゅまる＋などが行っている委託事業に対してあまり頼り過ぎることなく、行政としても主体的に関与し、現場に足を運んで直接声を聞きながら、支援団体との定期的な意見交換を重ねていく体制づくりが重要なのではないでしょうか。

また、ほかの地域への展開においては、人的体制の強化も大きな課題だと思います。御答弁の中でも、地域連携の要となっているとされているコミュニティソーシャルワーカーは、現在市川市では４名しかおりません。市内全域を見渡すには明らかに足りていないのではないかと思います。以前の議会でも触れましたが、八王子市では市内13か所に包括的な相談支援拠点まるごとサポートセンターを設置し、その全てにコミュニティソーシャルワーカーを配置するという体制を整えています。冒頭で紹介したこども食堂の名づけ親である近藤博子さんの言葉を借りるとすれば、居場所づくりはそんなに生易しいものではないということだと思います。現場に足を運んでいただき、現実に即した連携の体制づくりをお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。連携の一つの方法として、補助金などによる財政的な支援が考えられます。市川市では現在、市川市子どもの居場所づくり支援事業補助金として、子ども食堂への支援が行われていますが、この制度はあくまで子どもの居場所づくりを目的としたものであり、生活困窮者支援という広い文脈における各種活動に対しての補助制度は整っていないのが現状です。

そこでお伺いします。生活困窮者への食の支援に取り組む団体に対して、市としては、今後どのような財政的・制度的支援を検討しているのか、お考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、御質問のとおり、子ども食堂について、食事に係る食材購入費や消耗品費、貸室利用料や機材借用に係る使用料などに対する補助金制度はございます。また、ほかにも市民活動団体の主催する活動に対して自立した運営ができるよう、財政的な支援を行う市川市市民活動団体事業補助金がございます。この補助金も消耗品費やパンフレットなどの印刷製本費、会場の使用料などの経費に対して補助をしております。これらは生活困窮者支援を目的とした補助金ではございませんが、自立した運営や継続した活動が行えるよう支援をしていることから、現在のところは新たな補助金は考えてはおりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　御答弁のとおり、本市では子ども食堂の活動に対して補助が行われていますが、大人の利用分は対象外となっています。そのため、生活に困難を抱えている親子が参加した場合でも、補助が出るのは子どもの分だけであり、子ども食堂はやむを得ず困窮する大人から料金を頂かざるを得ない状況となっています。また、市川市市民活動団体事業補助金、いわゆるいちサポですけれども、これは市民活動全般を対象とした補助制度であり、食の支援で必要な食品の倉庫の賃料などは対象外となっていて、フードバンクなどの団体からは、運営上不可欠な倉庫の維持費用や食品運搬費用の負担が大きく、持続的な運営が難しいという声も聞かれます。

そうした中、お隣の船橋市では、国の生活困窮者自立支援機能強化事業の補助金を活用し、官民連携を前提とした補助制度を設けています。この制度は、単に財政的な支援を行うだけでなく、支援団体と行政が定期的に意見交換を行う会議体への参加を補助金の受給要件としており、行政と民間団体の協働を自然に促す仕組みが組み込まれています。これは、まさに国が掲げる自治体と民間団体との連携による支援体制の機能強化という制度趣旨にも即した好事例であり、財政的な支援が連携のきっかけとなり、持続的な協働体制の構築にもつながっています。市川市においても、こうした制度を参考に、生活困窮者支援に取り組む団体への支援体制をさらに充実させていくことが重要だと考えます。

そこで改めてお伺いします。市として、国の生活困窮者自立支援機能強化事業の補助金を活用し、官民連携を前提とした生活困窮者支援団体への新たな補助制度を導入する考えがあるのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

船橋市においては、国庫補助金を活用し、生活困窮者支援に係る子ども食堂やフードバンクなどの活動団体に対して、生活困窮者の支援に必要な物品購入費、運搬費用、居場所づくりの会場借り上げ料などに対して補助をしております。本市では、先ほど御答弁申し上げましたとおり、船橋市とは性質は異なるものの、子ども食堂やフードバンク団体が利用できる既存の補助金制度が既にございます。また、自治体と民間団体との連携の推進につきましては、これまでもそらなどと本市が一体となって、民間支援団体と連携を進めてきたところではございますが、さらなる連携強化を図るため国や県の動向を注視しつつ、他自治体の取組なども参考に調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。既に市内で活用できる補助制度があるという御説明を繰り返しいただきました。しかしながら、生活困窮者支援の観点から見ると、現場のニーズに十分に応えられていない面もあるというのも事実です。重層的支援体制整備事業は、制度のはざまで支援が届きにくい方々を包括的に支える仕組みです。その趣旨からすれば、大人が対象外である子ども食堂への補助をもって支援が足りているとするの

は、適切とは言えないのではないでしょうか。ぜひ、国の補助制度の趣旨を踏まえた上で、民間団体との連携を前提とした新たな補助制度の創設についても、前向きに御検討いただきたいと思います。また、新たに補助制度を創設することが難しいとしても、それに代わる形で補助金以外にも市としてできる支援の形、例えば場所の提供や広報活動への支援など、できることから進めていくことが重要なのではないでしょうか。例えば、市庁舎の一角に余剰食品を回収するフードドライブボックスを設置することも一案かと思います。既に南行徳地域共生センターには設置されているようですが、これは食の支援の裾野を広げる上で有効な手段であり、市民の協力も得やすい取組です。ぜひ検討をお願いいたします。

今回は官民連携に関わる３つの項目の質問をしましたが、官民連携を進める上で最も大切なのは、行政が積極的に民間団体とつながろうとする姿勢を示すことです。財政的な支援が難しい場面であっても、現場に足を運び、共に課題に向き合う姿勢こそが支援団体にとっての大きな支えになると思います。これからの時代、行政だけでは対応し切れない複雑な社会課題に向き合っていくには、市民や民間団体との連携が不可欠です。その推進には、制度や仕組みの整備に加え、庁内での横断的な連携、そして現場を重視する柔軟で真摯な対応が求められています。市としても、今後そうした取組を着実に進めていただけるよう強くお願い申し上げて、私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

大場諭議員。

○大場　諭議員　公明党の大場諭でございます。一般質問をさせていただきます。通告に従いまして、順次させていただきます。

初めに、育児・介護休業法の改正による本市への影響について。

男女とも仕事と育児、介護を両立できるように、乳児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの改正がされました。男女ともに仕事と育児、また介護もどのように両立していくか、誰もが活躍できる社会を実現できるようにするため、令和６年５月に育児・介護休業法が改正され、今年４月１日から段階的に施行されました。

そこでお伺いいたします。改正の内容、施行理由、ポイントについてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

育児・介護休業法の改正の背景といたしましては、少子・高齢化により、育児、介護を行いつつ仕事を行う労働者が柔軟な働き方を実現できる措置の拡充及び介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの措置を事業主が講じる必要が生じたことが挙げられます。

主な改正のポイントは３つとなっており、１つ目の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充では、子の看護休暇の見直しや残業免除の対象拡大、短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されたことなどとなっております。２つ目の育児休業の取得状況の公表義務の拡大では、改正前は労働者1,000人を超える企業に対し、毎年１回以上、男性の育児休業取得状況の公表が義務づけられておりましたが、改正後は、労働

者300人を超える企業からが義務適用範囲となっております。３つ目の介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等では、介護休暇取得要件の緩和、介護支援制度の利用に関する雇用環境の整備や制度の個別周知、意向確認の義務化、テレワーク導入の努力義務化となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。今回のこの法律は、事業者に対する努力義務が課せられたわけですけども、育児・介護関連の具体的な改正点を今御答弁いただきました。2025年４月より段階的に施行、改正育児・介護休業法は、育児・介護支援の考え方を、休業取得から仕事と両立へと転換します。単に休むだけでなく、育児や介護を行いながらキャリアを継続できるよう、企業はより積極的かつ包括的な支援体制を構築することが求められました。これは仕事と家庭生活の調和を実質的に進展させることを目指すものです。自治体の責務としては、改正育児・介護休業法において、地方自治体は労働者の福祉増進に努める責務があるものの、厚生労働省のウェブサイトでは、自治体向けの具体的なガイドラインや通知は見当たりません。そのことから自治体の役割は、法律の直接的な義務を果たすというよりも、仕事と育児、介護の両立支援という法律の理念を地域社会で実現するために、独自の裁量で住民や企業を支援していくことであると解釈いたします。

では、再質問させていただきます。労働者の権利が拡大されたことにより、事業者が抱える問題、困り事に関して、本市の取組についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

育児や介護に伴う柔軟な働き方により一時的に人員が減るといった可能性もあり、場合によっては、ほかの労働者への負担が増加することが想定されます。本市では、労働なんでも相談を開催しており、社会保険労務士が経営者や労働者に対し、個別に労働問題についての相談を行っております。また、千葉県におきましても、労働相談窓口として千葉県労働相談センターを開設しておりますので、この窓口への御案内も行っております。さらに、事業主や労働者に対し、育児・介護休業法改正について、市公式ウェブサイトなどによる周知を実施しております。こうした取組により、育児・介護休業法の改正により負担を抱えることとなる事業主や労働者に対し、厚生労働省千葉労働局や千葉県と協力し、引き続き周知に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。市の相談体制については理解しました。法改正に伴い、事業者向けのきめ細やかな相談が必要と思いますが、考えを伺いますが、政府は少子・高齢化に対応し、育児、介護と仕事の両立を企業の責務と位置づけ、制度整備を法的に義務化しました。改正法では、柔軟な働き方の導入や育児休業取得状況の公表義務、介護離職防止のための措置などが企業に求められております。また、企業の社会的責任として、雇用継続のための支援体制整備が重要とされ、これは人材確保や生産性維持にもつながりますから、従来の努力義務から法的に義務へと大きく転換した社会全体の対応を示すものであります。

しかし、この義務化を果たすということは、中小企業にはなかなか大変なことです。何をすればよいのか、どうすればよいのか分からないこともあります。例えば、就業規則の見直しも一つです。また、両立支援についての専門家による相談をしたいと、さらに、事業主への助成金について知りたいなど、そこで再質問いたします。法改正に伴い事業者向けのきめ細やかな相談が必要と思いますが、本市の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

就業規則の規定例を提供するなど情報提供に努めるとともに、国や県とも連携を図り丁寧に相談対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。就業規則の規定例を提供、また、情報提供に努めていただけると。また、国、県とも連携を図り丁寧に相談対応していただけると。特に、助成金について私も全部調べましたが、かなり県のほうでも、国のほうでもありますので、やはり的確な支援をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

育児、介護と仕事の両立に対する経済的不安や制度利用の障壁を解消するため、改正法では、育児休業給付率を実質100％へ引上げ、取得の負担を軽減されます。さらに、男性の取得促進や女性の離職防止に向けて、職場環境の整備を義務化しました。介護では、制度利用要件の緩和、介護離職者は年間約10万6,000人に上ります。その大半が仕事を辞めたまま、経済的には困窮を強いられております。改正で介護休業取得のハードルを下げるとともに、企業が早期に介護制度の周知、また、状況の確認を行う義務も明記されました。介護と就労の両立を後押しするのが狙いです。介護離職の抑制と経済的困窮の防止を図る、これにより誰もが制度を活用しやすい環境づくりが進められることになります。

それでは、再質問させていただきます。本市の取組についてです。育児・介護休業法の改正を踏まえ、仕事と介護の両立のために支援できることは何かお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市内15か所の高齢者サポートセンターに仕事をしながら介護することへの相談が寄せられた際には、本人だけでなく、介護者の状況を勘案した上で、介護負担の軽減につながるサービスを提案するなど、介護離職の防止につなげております。また、高齢者サポートセンターでは、介護に必要な知識や技術を習得するための家族介護教室を年45回、介護者の支え合いの場となる介護者相互の交流会を年15回開催し、家族を介護する方の精神的な負担の軽減に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。介護に関する相談を高齢者サポートセンターで担い対応しているということですね。それから、家族介護教室、これも年45回、非常に私は一番重要なところが、やはり家族の介護教室、これはしっかりと市川市は取り組んでいただいているということですから、しっかりとこれを継続していただきたいと思います。

高齢者サポートセンターが対応されていることは今のお話で理解しましたけども、サポートセンターの相談方法についてです。特に仕事をする方は忙しい方が多いですから、休日を利用した相談やメールでの対応など柔軟な方法が求められると考えますが、そのような柔軟な方法はないでしょうか。例えば、船橋市では、地域包括支援センターが日曜日午前中に、仕事と介護の両立に関する出張相談窓口を開設しています。高齢者サポートセンターが出張してやっていただいているということですね。本市が相談体制を構築する上では参考になると思います。また、今回の法改正を受けて、市の方、高齢者サポートセンターの方が適切に支援を行えるようマニュアルの作成が必要と考えますが、その点どのように対応されているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターの窓口開設時間は平日の８時45分から17時15分までとなりますが、緊急の場合には、土日、祝日においても電話による相談を受け付けております。また、開設時間に電話や窓口に来られない方もいることから、メールやファクスによる相談も行っております。次に、マニュアルの作成についてですが、法改正を反映したマニュアルは作成しておりませんが、高齢者サポートセンターでは、管理者会議の場などで法改正後の内容や問合せがあった際の対応についてなど、意見交換や情報共有を図り、適切な支援を行えるよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。相談への対応、そして、改正育児・介護休業法の情報共有、理解いたしました。

では次に、再質問ですが、労働者の困り事に関する本市の取組について、育児・介護休業法の改正を踏まえて、仕事と育児の両立のために支援できることは何かお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今回の法改正により、子の看護休暇の取得事由の拡大や残業免除に加え、時差勤務やフレックスタイム、テレワークや短時間勤務制度など、これまで以上に柔軟な働き方が推進されるものと考えております。今後、保護者の多様な働き方に応じて、保育のために利用できる施設の選択肢が広がるとともに、お子さんの預け方のニーズの多様化が進むことも想定されることから、それぞれの家庭の状況やライフスタイルに合わせた保育サービスなどを選択できるよう、子育てナビなどの相談窓口において、丁寧な案内に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。子育てについては、市川市はしっかりと取り組んでいただいていて、本当にお母さんたちは助かっていると思います。さらに工夫をして相談体制充実をお願いしたいと思います。

この大項目の質問をまとめさせていただきます。法改正の趣旨と本市が対応しなければならない理由を改めて指摘して、まとめさせていただきます。本市は、育児、介護と仕事の両立支援を通じて、地域経済の活力を維持向上させる戦略的責任を担っています。中小企業を含む事業所が法改正に対応できるよう、支援や情報提供が不可欠です。東京のベッドタウンとして住民が都心で働きつつ、安心して生活できる環境整備は、定住促進や地域経済の活性化、税収確保にもつながります。市川市の先進的な取組がほかの自治体の模範となることを期待して、この質問は終わります。ありがとうございました。

次の大項目、ケアマネジャーを取り巻く現状と課題について。

(1)ケアマネジャー不足の実態とその背景、その要因に対する本市の認識についてお伺いいたします。市民の方から、ケアマネジャーになかなか相談できないといった状況を伺っております。国においても、ケアマネジャーの成り手が少なくなっているという資料を出しております。その内容は、ケアマネジャー不足は、低い処遇、過重な業務負担、実務に即さない研修、専門性への低い社会的評価が複合的に絡み合うことで深刻化しています。介護需要の増大と支援体制の不備との間で疲弊し、本来業務に集中できない状況がケアマネジャーの辞職を招き、人材不足の悪循環を生んでいます。

質問いたします。ケアマネジャー不足の実態とその背景の要因に対する本市の認識についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢化の進展に伴い介護サービスの需要がさらに高まる中、ケアマネジャーの従事者数は減少傾向にあり、国はケアマネジャーの成り手の確保は喫緊の課題であるとして、昨年４月にケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を開催いたしました。当該検討会の資料によりますと、全国のケアマネジャーの従事者数は、平成29年度では18万8,059人で、令和４年度では18万3,278人と2.5％減少しております。ケアマネジャーが減少している要因としましては、ケアマネジャーの資質の向上などを図るための３つの制度改正の影響が考えられます。

１つ目は、ケアマネジャーの資格取得試験において、平成26年度までは、介護福祉士などの法定の資格を有していれば一定の試験科目が免除されておりましたが、平成27年度に廃止されました。２つ目は、受験者資格が厳格化され、平成29年度までは10年間の介護業務の実務経験があれば受験できたところ、平成30年度以降は介護福祉士等の法定資格と５年以上の実務経験が必要となりました。３つ目は、主任ケアマネジャー制度の導入で、令和３年３月以前に居宅介護支援事業所の管理者である場合は経過措置が適用されておりましたが、４月以降、新たに管理者となる場合などは、主任ケアマネジャーを配置することとなり、資格を取得したばかりのケアマネジャーはすぐに開業できなくなりました。これらの制度改正により、資格取得や事業所の開業が困難となったほか、ケアマネジャーの業務範囲が広いことや事務負担が大きいことなどにより、煩雑化、多忙化していることが指摘されております。

本市の現状としましては、2024年介護事業者ガイドブック「ハートページ」に掲載されている市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーは298人で、本年３月現在でケアプランの作成を必要とする利用者数は１万533人でございます。居宅介護事業所の人員基準では、ケアマネジャー１人につき、ケアプランを作成することができる利用者数は原則的に44人までとなっております。本市のケアマネジャーの人数からケアプラン作成の可能な人数を推測いたしますと１万3,112人となり、利用者数の１万533人を上回っております。このため、現状ではケアマネジャーが不足しているとは認識しておりませんが、全国のケアマネジャーの有資格者数は減少しており、今後、本市でもケアマネジャーが不足する可能性はあるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。その減少の要因について、また、本市の認識についてお伺いいたしました。実際にケアマネジャーの不足は、今のところは数字的にはないんですけども、可能性はあるものと考えているということですね。どうしても自治体として――市としては正確な情報を持ち得ないので、また事業者の中でも、やはり年間通してのいろんな人数の変動もあるでしょうから、実際には実態がなかなかつかみにくいというのがあるんだと思います。ですから、そこはやはり政府のほうも、厚生労働省の資料でも自治体――これは県のほうを指しますけども――の認識と実際には現場での認識の乖離があると、このように指摘をしております。ここはこのように、本市においても、必ずしも数字の上での認識が実態ではないということを指摘させていただきます。

それでは、(2)の質問に移ります。ケアマネジャーを取り巻く現状と課題についての(2)として、持続可能なケアマネジメント体制の構築に向けた本市の取組についてということで、ケアマネジャーの業務は利用者からの相談対応、関係機関との連携調整、ケアプランを作成する法定業務が挙げられますが、そのほかにも高齢者の複雑化する課題に対して適切な介護サービスを提供するために、法定業務以外の業務も行っている現状があり、これがケアマネジャーの負担の原因となっております。本市として、持続可能なケアマネジメント体制を構築するため、ケアマネジャーに対し、どのような支援や育成を行っているのか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、介護保険サービスの利用者が在宅で生活できるよう、本人や御家族とともに、デイサービスや訪問介護などの介護サービスや利用頻度など、適切なサービスが提供されるようケアプランを作成する支援の中核をなす重要な存在でございます。これらの法定業務に加えて、高齢者の医療ニーズの高まりや独居高齢者、認知症の方などへの支援の増加、世帯の抱える課題の複雑化、複合化により、いわゆる法定業務以外の幅広い相談や依頼にケアマネジャーが対応せざるを得ない状況となっております。具体的には、部屋の片づけやごみ出し、買物などの生活支援、預貯金の引き出しや振込などの金銭管理、徘徊時の捜索など、様々に対応していると聞いており、負担となっていると認識をしております。

このような状況の中、本市では、高齢者の生活支援や介護予防サービスの資源開発、ネットワーク構築を目的として、令和５年７月より各高齢者サポートセンターに生活支援コーディネーターを配置し、介護保険サービスでは解決できない買物やごみ出しなどのお困り事について、公的制度以外のサービスとマッチングを行っております。生活支援コーディネーターの働きにより、高齢者の生活支援はもとより、ケアマネジャーの負担軽減につながるものと考えております。また、市や高齢者サポートセンターでは、利用者のケアマネジメントに悩みを抱えるケアマネジャーから相談を受けた場合は、助言や支援に努めているほか、ケアマネジャーの資質の向上やケアマネジャー同士のネットワーク構築につながるよう、研修会や勉強会などを開催し、育成に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。本市の取組についてお伺いしました。その中で、ケアマネジャーがごみ出しまでしているというような、本当にここまでやっていただいているのかという、また預貯金の引き出しとか、本当に自分の仕事以外にこれだけ持っていれば、やはり疲弊をしてしまうんじゃないかと思います。本市においては、生活支援コーディネーターを持っているということですけども、実際にこのコーディネーターについては、今後ちょっと私ももう少し勉強させていただいた上で、また、本当にこれがあればどこまで進むのかということをちょっと研究していきたいと思います。

ケアマネジャーの減少解決策については、法定外業務による負担をどういうふうにするかということで、１つは、制度的アプローチ、介護保険制度においてケアマネジャーの業務範囲を明確に定義し、法定外業務に関するガイドラインの策定をすることが重要です。また、事業所では、ケアマネジャーの業務内容を具体的に明文化し、利用者や家族、他事業所に対して明確に説明する機会を設けるべきですと。また、ケアマネジャーの利用者や家族への啓発ということで、ケアマネジャーの役割や提供できるサービスについて、利用者や家族に事前に説明し、適切な期待値を持ってもらうためのパンフレットや説明会の実施も有効と考えます。利用者及び家族にケアマネジャーの法定業務及び法定業務以外の業務について周知することも重要と考えておりますが、市の認識を伺います。

また、介護利用者や家族からいろいろな法定外業務を依頼されることがあります。例えば、サービスを提供する事業者を紹介しますが、それがクレームになるということが心配で、これが心の負担になって、また利用者などが買物など法定外業務を安心して依頼できる、そのためには優良な事業所ということを市が認定することができないでしょうか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターでは、介護の相談や利用者や御家族などが集う家族介護教室などにおいて、ケアマネ

ジャーにお願いできること、できないことなど、ケアマネジャーの役割などについて、丁寧な説明と周知に努めております。また、ケアマネジャーに対しては、高齢者サポートセンターが主催する研修会などで、利用者との契約の際などにケアマネジャーの役割など丁寧に説明することの大切さを伝えております。これは、利用者や御家族にケアマネジャーの役割などを理解していただくことで、契約後のトラブル防止や業務負担軽減につながります。

次に、事業者の認定制度につきましては、市が認定判断をすることで事業者に与える影響など、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。このケアマネジャー、そしてまた利用者、法定外業務、要は外のサービスを利用するという、この流れは必要なんですけども、そこをサポートする仕組みがないねというのが、「日曜討論」で専門家もそこを話しておりました。ここは社会的に構築しなきゃいけないと、課題でありますので、なかなかすぐにはいかないのかもしれませんが、その一つは、やはり事業者の認定制度があるというふうに課題の指摘もあります。なかなかやはり、行政としてここを認定するというのは難しいと思いますけども、ケアマネジャーの軽減のことを考えますと、また、介護サービスを利用する家族のことを考えると、重要なことと考えます。これから、この制度の穴を埋めるために必要な施策となることを考えていただくことをお願いして、この質問は終わります。

では、３番目の道路行政ですね。千葉県道９号船橋松戸線と交わる市川大野駅前歩道の安全対策について。

(1)現状について、まずお伺いいたします。市川大野駅の周辺地域は人口も増加傾向にあります。通勤に加えて、県立特別支援学校の市川大野高等学園の生徒、大柏小学校の児童、市立第五中学校の生徒も通学する道路であり、歩道があります。これまでも質問を繰り返してきておりますけども、本当に危険で、私も毎日のようにこの地域を通るわけですけども、いつも事故が起こらないか心配であります。

そこで質問いたします。千葉県道９号船橋松戸線と交わる市川大野駅前の歩道の安全対策について、現在の状況についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

県道船橋松戸線と交わる市川大野駅前の道路は市道0128号で、交通量も多く、路線バスも運行している幅員約８ｍの幹線道路です。京成バスの迎米バス停付近から市川大野駅までの区間は、住宅地と駅を結ぶ経路になっているとともに、大柏小学校の通学路に指定されていることから、通勤通学の時間帯には多くの歩行者が利用しております。しかしながら、この区間は、道路北側の片側しか歩道がなく、歩道幅員も約1.5ｍと狭いため、歩行者同士のすれ違いのほか、車椅子利用者などの円滑な通行にも支障を来している状況でございます。この区間は、令和２年７月に迎米自治会から道路拡幅整備の要望を受けており、都市計画道路としても計画していることから、迎米バス停付近から市川大野駅前までの区間を幅員18ｍに拡幅し、両側に幅員４ｍの歩道を設置するとともに、無電柱化する市道0128号道路拡幅整備事業を計画しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。県道船橋松戸線に交わる市川大野駅の状況を理解しました。

続けて、市道の安全対策は理解しましたが、市川大野駅前から本光寺前――これ、北側ですね――の交差点までのうちは千葉県が事業化しており、一部区間は歩道整備がされているものの、その後、歩道拡幅が進んでいな

い状況です。昨年の５月頃に、事業を進めている千葉県から当該年度の事業概要の説明を伺ったところ、道路拡幅事業の予定に入っておりませんでした。船橋松戸線の本光寺前交差点までの間で歩道が未整備となっている箇所について、現在の状況についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　県道船橋松戸線は千葉県が管理する道路で、市道0128号と交差する箇所から本光寺前交差点までの区間も大柏小学校の通学路に指定されております。朝夕は通勤通学の経路として多くの方に利用されているものの、歩道幅員が約１ｍと狭い上、電柱も設置されていることから、歩行者の通行に支障を来している状況でございます。このため千葉県では、歩行者の安全を確保するため、平成13年度から当該区間の道路両脇に２ｍの歩道を設置する用地取得を伴う歩道拡幅整備を進めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。なかなか進まないというのは変わらないんですね。分かりました。

次の項目に移ります。(2)県道船橋松戸線を含めた市川大野駅前歩道の安全対策として、これまでの取組をお伺いいたします。県道船橋松戸線を含めた市川大野駅までの現状を今伺いましたけど、ここは用地買収をしなければ進まないところですけども、ここのところはどのように取り組んでこられたのか、これは県の事業ですけども、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市は、これまで市川大野駅周辺整備事業として、タクシーや一般車が利用する駅前広場の整備、バスベイの設置、歩道の拡幅や交差点改良などを行ってまいりました。また、令和４年度から５年度にかけて、道路拡幅整備に向けた道路予備設計などの作業を進めております。県道部分については、千葉県がこれまでに用地取得した箇所で歩道整備を実施するとともに、残りの用地取得も進めており、現時点で約６割取得していると伺っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　これまでの周辺の整備はよくやっていただいていると思います。ただ、やはり県道の部分の用地買収はまだ６割と。その残りの４割の部分が70㎝から１ｍの歩道ということで、ベビーカーが通れるか通れないか、車椅子は通れないです。そういったところですけども、この取組については分かりました。

それでは、今後の考え方について、ここの部分の考え方についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

市道0128号道路拡幅整備事業については、本市が現在用地測量を行う前の調査として、相続登記がされていない土地の相続人調査を行っており、今後、用地測量を実施し、事業用地の取得交渉を行う予定です。一方、県道部分については、千葉県が用地取得交渉を進めていて、土地の確保ができた箇所から順次歩道拡幅整備をしていく予定と伺っております。本市としては、市道の道路拡幅整備事業を進めるとともに、県に歩道拡幅の早期整備をお願いしてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。市道部分については理解をいたしました。県道部分については、令

和４年６月に私が質問した際の答弁では、令和３年度に１件の用地を取得、ほかに用地取得に向けて交渉を継続していくということでありましたが、それ以降全く進展しないという感じをしております。この県の道路でございますけども、市川大野駅から北側に坂を上るような感じになりますが、途中に交番が右手にありますけども、その交番側の坂を上がっていくと、歩道の幅が危険なところでは70㎝ぐらい、その横をバスとか大型車が通るわけですからとても危険であります。この地域は、先ほど言いましたように人口も増えておりますし、学校もありますので、一日も早い整備が必要と考えます。

そこで、前回質問した４年６月以降の各年度における用地交渉の回数と内容、また用地の取得に至らない理由について、ちょっとしつこいようですけども、聞いていただくことが大事だと思いますので、お願いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　千葉県に確認したところ、令和４年６月以降も用地取得交渉は行っているものの、各年度の交渉回数や内容については、今後の交渉に影響が生じる可能性があることから答えられないとのことでした。また、用地の取得に至らない理由としましては、事業用地及び隣接する土地のそれぞれの所有者から境界の同意を得る必要があるためとのことです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。県は用地取得の交渉を重ねていると、内容はなかなか折衝事ですから教えられないというのは分かりますけども、進めていただくようお願いいたします。千葉県は用地を取得できた箇所から歩道拡幅整備を進めているということですけども、県道船橋松戸線沿いにある、ちょうどＪＡいちかわ大柏支店の反対側になります。この歩道が整備された箇所との未整備箇所のところで、車道と歩道の間に境界ブロックがありますね。その位置が、計画があるので歩道のほうに道が途中まで入っちゃっていて危険なんですね。ブロックもまた手前にあると。これは何回か指摘させていただいたんですがなかなか直らないので、いまだ危険な状況にあります。これは、ずれを今後どのように対応していただけるのかお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　千葉県に確認したところ、当該区間については、用地取得に御協力をいただいた箇所から順次計画断面で歩道整備を行っており、計画断面と既存断面で歩車道境界ブロックの位置がずれているとのことです。今後、事業中の安全対策について適切に対応していくと伺っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。道路形態、これ、何度か言っているんですけども、認識はしていただいているようですね。中途半端な道路になってしまっているので、この道路形態が理由で事故の起こる可能性も否定できないと思います。一日も早い安全策を講じていただきたいと強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　浅野さち議員。

○浅野さち議員　公明党、浅野さちです。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、保健行政について伺います。

本市は、健康寿命日本一のまちをスローガンに様々施策を行っています。特に予防において、年齢に応じた健康診査やがん検診、特定健康診査などによる病気の早期発見、早期治療は健康を守るための予防事業ですと述べ

られているように、さらなる推進が必要です。

そこで、人間ドックの費用助成事業の評価と今後について伺います。人間ドックの費用助成事業の今までの流れを担当課から伺いました。平成２年度から国民健康保険被保険者の方に対し年齢制限なしで開始され、その後、平成20年度から特定健康診査が始まったため、40歳未満の方を対象とし、令和元年度に40歳以上の方にも拡充され、現在に至っています。受診結果を市に提出すれば、特定健康診査と同等に扱い、特定保健指導の対象にもなるため、糖尿病や生活習慣病の予防にもつながる事業です。今年度は40歳以上に拡充されて７年目になります。

そこで質問します。40歳未満の方、40歳以上の方の国民健康保険被保険者に対する近年の助成件数と、この事業をどのように評価をしているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

現在本市では、国民健康保険と千葉県後期高齢者医療制度の被保険者に対して、人間ドックの受診料について、40歳以上の方に１万円、40歳未満の方に２万3,000円を助成しており、令和元年度から現行の助成を行っています。40歳以上の方の人間ドックに係る助成額を１万円としている理由は、40歳以上の方は、市が１万円相当を負担し無料で特定健康診査を受診できるようにしているため、これに代えて、人間ドックを受診する場合も特定健康診査を受診した場合とほぼ同額の助成を受けられるようにしたものです。

国民健康保険被保険者に対する40歳未満と40歳以上の方の近年の助成件数は、令和元年度と６年度で、それぞれ40歳未満は約40件から50件に、40歳以上は約230件から550件に増えており、５年前と比べ、40歳未満で約1.2倍、40歳以上で約2.4倍に増加しています。増加の要因といたしましては、特定健康診査等の受診案内や国民健康保険被保険者証を送付する際に同封したチラシ、あるいは市公式ウェブサイトにより、広く周知してきたことにあると捉えています。費用助成を通じて人間ドック受診者が増加し、健康意識の向上、疾病の早期発見や重症化予防につながっているものと考えています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　40歳未満の方は約40件から50件、40歳以上の方は230件から550件と増加していることを伺いました。この550件は特定健康診査対象者数の約１％と伺っています。令和６年２月定例会で助成額の拡充を要望した際、引き続き近隣市の調査をするとのことですが、どのような調査をしたのか、その結果はどうなのか伺います。また、現在１万円の助成額ですが、拡充する考えについて伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

近隣市の調査につきましては、助成の上限額や対象年齢、国民健康保険の加入期間の要件、助成件数、決算額等について確認し、近隣市の助成制度を比較検討しました。その結果、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象とした近隣市の助成状況は、令和５年度実績で、船橋市が助成額１万3,000円で約3,300件、松戸市が助成額１万5,000円で約2,300件、柏市が助成額１万円で約3,700件でした。また、本市は近隣市よりも対象者や助成額の面で30歳未満の被保険者への助成を手厚く行っていることや、本市のように、国民健康保険加入期間の要件を設けているところが多いこと、必ずしも助成額が高いほど助成率が高いとはいえないことなどが分かりました。

これらを踏まえ、今後につきましては、若い世代から健康管理を始めることは、生活習慣病の予防上重要であるため、引き続き、30歳未満の被保険者への助成を継続するとともに、助成額の増額については、国民健康保険の安定的運営と助成の公平性を確保しながら検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　近隣市の比較検討の結果を伺いました。令和５年度実績で助成状況は、船橋市は１万3,000円で約3,300件、松戸市は１万5,000円で約2,300件、柏市は１万円で約3,700件とのことです。なお、柏市は今年度から費用助成額が拡充され、１万5,000円で人間ドック、脳ドック、どちらか選べます。また、浦安市は本年度から開始し、人間ドック助成額は２万円となっています。

市川市の令和６年度実績は１万円で約550件、驚くことに桁数が１桁違います。答弁では、近隣市より30歳未満の被保険者への助成を手厚く行っていること、助成額が高いほど助成率が高いわけではない、助成額の増額は検討するということです。一方、なぜ助成件数がこんなに違うのでしょうか。人間ドックは一般的に３万から７万円、オプションつきで金額は違います。やはり、現在の１万円から１万3,000円、１万5,000円と少しでも助成金額が拡充されれば、人間ドックの受診者の増加は図られると思います。引き続き助成額の拡充を要望いたします。

また、令和６年２月定例会で質問した際、部長答弁で「受診しやすい環境とするために申請方法を工夫するなど、さらなる受診率向上に努め」るとのことでした。松戸市は市内と市外でも受診できるように、現物給付と償還払いの両方が可能です。本市の申請方法も両方できるように見直しを含め検討しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

人間ドック費用助成の申請方法の工夫等につきましては、これまでの助成の経緯と現状を踏まえて検討いたしました。初めに、これまでの助成の経緯についてですが、平成30年度までは、本市が指定した市内の検査機関で人間ドックを受診した場合に、現物給付の方法により人間ドックの助成を行っていました。その後、市外、県外の検査機関で人間ドックを受診した場合も広く助成対象とするため、令和元年度に償還払いによる助成に見直しました。その結果、現状では、令和６年度実績で市内の検査機関での受診が約２割、これに対し市外が約８割となっており、市外での受診が圧倒的に多くなっているほか、市外での受診割合は令和３年度から約６％上昇しています。

そのため、現時点では現物給付と償還払いの両方の方式よりも現状の償還払い方式がより効果的であると考えています。引き続き、人間ドックを受診しやすい環境を確保するため、受診状況などを注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　現時点では市外の医療機関が多いため、現状のままで行うことを伺いました。なぜ他市と助成件数に開きがあるのか。船橋市は自宅に受診券が届きます。その際、Ａが特定健康診査（無料）、Ｂ、人間ドック（有料）、また、本市と同じように問診票が印字され、１枚に収まっています。自分で選択し、協力医療機関に予約し受け、現物給付ですので、そこで事務手続は完了します。市民にとって受診しやすい環境のため、人間ドックの申請件数が多いと考えます。ぜひ参考にしていただき、人間ドックは精密な検査ができることから病気の早期発見や予防につながります。引き続き受診しやすい環境にするために、申請方法などを含め検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、⑵脳ドックに対する費用助成の導入に関する検討状況について伺います。令和６年２月定例会において、当時の部長答弁では、脳ドックを受けるメリットとして、脳卒中をはじめとする脳疾患につながる危険な兆候を見つけられるため、早期発見と重症化予防につなげていくことができ、健康寿命の延伸につながるものと考えられます。近年、脳ドックの費用助成を導入する自治体も増えておりますことから、本市においても、導入に

向け研究を進めてまいりたいとのことでした。その後の検討状況を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

近隣市における令和６年度の脳ドックの助成について調査したところ、例えば、船橋市では40歳以上の５歳ごとの節目年齢の方を対象に１万円、柏市では40歳以上の方を対象に１万円、浦安市では40歳以上75歳未満の方を対象に１万5,000円を助成していますが、松戸市は費用助成を行っておりません。近隣市の傾向といたしましては、対象者は40歳以上が多く、５歳ごととしているところもあり、限度額は１万円としているところが多い状況です。また、毎年助成が受けられるかどうかは近隣市によってまちまちであり、１年から３年に１回の助成という自治体もありました。このように、脳ドックの費用助成は各市様々であるため、効果的な助成の在り方について検討を深めていく必要があると認識しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　船橋市をはじめ近隣市の状況を伺いました。先日、市民からの声として、脳ドックの費用助成をぜひ取り入れてほしい、自分の健康状態を知ることができ、もし異常があった場合はすぐに対処ができるからとのことでした。調べてみましたら、千葉県の中でも、先ほどの近隣市のほかに、千葉市、富里市流山市、佐倉市、八街市、今年から旭市と多くの市町村が行っています。２年や３年置きに助成を行っているところもあります。このような条件も含め、本市においても、脳ドックの費用助成の導入を行っていただきたいが、導入の考えについて再度伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

脳ドックの費用助成の導入につきましては、人間ドックの費用助成の検討と同様に、国民健康保険の安定的運営を確保しながら進めていく必要があることから、国民健康保険の財政状況を踏まえ、他市の助成条件や市民ニーズも参考にして検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　人間ドックと同じように、国民健康保険の安定的運営を確保しながら進めていく必要があることから、他市の条件や市民のニーズを参考にするということです。国保財政が厳しいことは理解しています。しかし、脳ドックの費用助成が導入されることによって、脳ドックを受けるきっかけとして有効ですし、受けることによって脳疾患の早期発見や重症化、後遺症の予防によって、結果的に健康寿命の延伸につながります。今後、柏市のように人間ドックと脳ドックをセットで考え選択していくことや、様々な条件を鑑み、まずは脳ドックの導入を強く要望いたします。引き続き注視してまいります。

次に、(3)大腸がん検診及び精密検査の現状と課題について伺います。大腸がんは、我が国のがんによる死亡原因の上位に位置しており、罹患する人は40歳から増加します。検診で早期に発見して治療することにより、大腸がんで亡くなることを防ぐことができます。早期の大腸がんは自覚症状がないことが少なくありません。国の指針により、40歳以上の市民に対し大腸がん検診を行うこととされています。

本市の大腸がん検診とその後の精密検査の現状として、大腸がん検診の受診者数と受診率、また、精密検査と判定された方の数、精密検査の受診者数と受診率について伺います。また、本市の大腸がん検診の課題について伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

初めに、大腸がん検診の受診者数等についてです。大腸がん検診は、問診及び便潜血検査により行っており、要精密検査と判定された方には大腸内視鏡検査の案内をしています。令和５年度における大腸がん検診の受診者数は約４万6,000人であり、受診率は約16％でした。40歳から69歳までの年齢で見ますと、本市の受診率は約10％であり、全国平均と千葉県平均の約７％よりも高くなっています。また、要精密検査と判定された方約3,800人のうち、精密検査の受診を確認することができた方は約1,900人で、受診率は約50％でした。次に、大腸がん検診の課題についてですが、要精密検査と判定された方の約半数が精密検査を受診していないと考えられることから、受診率の向上が課題となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　大腸がん検診の受診者数、受診率を伺いました。課題は、精密検査と判定された方は約3,800人、それに対して精密検査の受診を確認できた方が約1,900人で、約50％の方が精密検査を受けていないことが分かりました。これは大きな課題です。どのような対応を行っているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

精密検査の受診状況が明らかでない方への対応といたしまして、対象者全ての方に受診勧奨通知をしています。その結果、精密検査の受診率は、令和３年度は約46％でしたが、令和５年度は約49％に上昇しています。今後も、がんの早期発見、早期治療の重要性に関する周知啓発を進め、精密検査を受診いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　対象者全ての方に受診勧奨通知をしている点を伺いました。精密検査の受診率は少し上昇していますが、やはりまだ全ての方は精密検査を受けていません。大腸内視鏡検査による精密検査は大変重要です。引き続き、受診勧奨とともに、今後は受けない理由を分析していただき、何が原因なのか、そこに何らかの施策が必要なのかも含め、今後、調査検討をよろしくお願いいたします。

次に、(4)糖尿病リスクチェックについて伺います。松戸市は令和６年度から糖尿病リスクの判断となる簡易血糖検査、ヘモグロビンＡ１ｃ測定を無料提供しています。まずは、松戸市で行っている糖尿病リスクチェックの取組に対する市の認識と導入に対する考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

2014年４月に臨床検査技師法に基づく告示が改正され、国に届出をした薬局などにおいて、自己採血による簡易な血液検査ができるようになりました。松戸市では昨年度よりこの制度を活用し、糖尿病予防や生活習慣改善を促すことを目的として、35歳以上の市民を対象に、松戸市内15か所の薬局で無料の検査を受けられるようにしています。

他方、本市では、平成28年度以降、医師会と連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しており、重症化のおそれのある方への受診勧奨や保健指導の拡大に努めてきた結果、糖尿病リスクのある方は、県内でも低い水準となっています。このため、今後どのような効果が現れるのか、松戸市の取組も注視しながら、引き続き医師会と連携し、本市の糖尿病性腎症重症化予防事業を推進してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　松戸市の簡易血糖検査は35歳以上で、市内15か所の薬局で行っていることを伺いました。松戸市の取組を注視するということです。また調べたところ、特定健康診査の未受診の方が対象ということです。一方、本市の糖尿病リスクチェックは、特定健康診査にて血糖値とヘモグロビンＡ１ｃを測定しています。

そこで、最新の特定健康診査の受診率と40代、50代、60代のそれぞれの受診率を伺います。また、本市は糖尿病性腎症重症化予防事業を行っています。この事業によるヘモグロビンＡ１ｃの改善率と評価を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市の令和５年度の特定健康診査受診率は約40％となっており、おおよその受診率は、40歳代で20％、50歳代で30％、60歳代で50％となっています。また、本市の糖尿病性腎症重症化予防事業の評価につきましては、ヘモグロビンＡ１ｃの数値が７％以上である糖尿病重症化リスクの高い方が、本市の受診勧奨などを通じて、どの程度の割合で次年度の健康診査で７％未満に改善したかにより行っています。直近の令和５年度受診者の改善率は約50％であり、３年間で７％増加し、市川市国民健康保険第３期データヘルス計画における目標値45％を超えていることから、糖尿病重症化予防の取組の効果が現れていると評価しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本市の重症化予防事業によって改善率が増加している点を伺いました。答弁では、特定健康診査の受診率全体は40％、そのうち60代は50％に対し、40代は20％、50代は30％と低くなっている点を伺いました。松戸市で行っている身近な薬局で気軽にできる糖尿病リスクチェックは、特定健康診査の受診率が低い40代、50代の方にも有効な事業ではないでしょうか。松戸市に確認していますが、昨年１年間で約3,320件と聞き及んでいます。当初の予定より上回っているようです。これから薬局の情報を整理するそうです。自らの血糖値を知り、薬剤師さんから結果説明を受けます。このことがきっかけで特定健康診査の受診を促す目的があると思います。今後、松戸市の情報を研究していただき、ぜひ本市においても薬局で測定できる簡易血糖検査、糖尿病リスクチェックの導入をよろしくお願いいたします。要望いたします。

次に、本市霊園の合葬式墓地について伺います。

１つのお墓に多くの遺骨を埋蔵するという新形式の墓地で、近年の社会情勢の変化に伴い、少子・高齢化の進行と市川市内に低価格の墓地を望む市民の需要に応えるべく、県内の自治体として初めて設置された墓地です。毎年５月中旬から申込みが始まり、近年、特に需要が多くなっています。

そこで、アの概要を含めた現状とどのような課題があるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

初めに、合葬式墓地の概要についてです。

合葬式墓地は、１つのお墓に多くの遺骨を埋蔵する墓地で、施設は市が管理するため、承継の必要がありません。遺骨は5,000体が収容可能な納骨壇に20年間埋蔵し、20年経過後、合葬室に改葬し、永代的に埋蔵されます。本市は、平成15年に県内の自治体として初めて合葬式墓地を設置しています。合葬式墓地は、毎年５月から６月にかけて募集を行っており、遺骨を所持していない方の生前の申込みも受け付けていますが、遺骨を所持している方の募集枠を多くしています。例年申込数が多いため、抽せんにより使用予定者を決定しています。令和６年度の応募実績は745件となっており、前年度に比べ126件増加しています。過去３年間の平均での抽せん倍率は、遺骨を所持している方では１体用が約２倍、２体用が約４倍となっており、生前枠で申し込まれる遺骨を所

持していない方では、１体用が約２倍、２体用が約16倍となっております。使用料につきましては、１体用で７万1,000円、２体用で14万2,000円であり、施設管理料はありません。

次に、課題といたしましては、対前年度で全ての申込区分の倍率が上がっており、遺骨を所持している方も数年お待ちいただく状況が生じていることが挙げられます。今後の高齢化の進展などにより、墓地需要はさらに高くなっていくものと見込まれることから、現在進めている樹林型合葬式墓地の整備等により対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。使用料の支払いは初めで完了します。その後の管理に対しても、家族に負担をかけないために合葬式墓地がよいという声も伺っています。ここ数年は合葬式墓地のニーズが高くなっているようです。墓じまいをして一般墓地から合葬式墓地に改葬するような場合には、特例として合葬式墓地の使用を許可していると思いますが、許可件数について伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

過去３年間の特例による合葬式墓地の使用許可数は、令和４年度で79件、５年度で84件、６年度で89件となっており、微増しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。一般墓地から合葬式墓地に改葬する件数も微増傾向、また先ほどの答弁で、全ての申込区分で倍率が上がっていること、特に生前の２体用と遺骨のある方で２体用の倍率が多いようです。合葬式墓地需要の増加への対応が課題ということです。私のところには、２回申込みましたが抽せんで当たらなかった、今回３回目を申し込みますとのことでした。健康なうちに整理したい気持ちを強くお持ちで、とても悩んでいます。

そこで伺います。イですが、遺骨を所持している方は何回ぐらい申込みをしているのか、また、複数回の応募をしている方への対応はどのようにしているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

遺骨を所持している方が連続して申込みをされている回数は、おおむね２回となっています。また、複数回応募している方への対応として、遺骨を所持している方につきましては、最長５年間遺骨をお預かりすることができる霊堂を御案内しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　連続での申込みをされている方は、おおむね２回となっていること、対応として、一時的に遺骨をお預けする霊堂を案内していることを伺いました。霊堂に預けることも理解しますが、家族の思いは様々あります。本市の合葬式墓地は、個別に安置するところに20年間置いて、その後合葬しますので、このような形式がよいという方は、当たるまで申込みし続けることになります。私は数回申し込んだ方は優先枠があってもよいのではと思います。令和９年度に樹林型合葬式墓地が完成した場合、現在の合葬式墓地も余裕が出てくると思いますので、引き続き注視してまいります。

次に、ウの質問ですが、樹林型合葬式墓地が令和９年度の供用開始に向け、今年度予算化されました。募集方

法等の運用の検討についてはどのように進めているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

募集方法などの運用面につきましては、多様化する市民ニーズに対応できるよう、現在の一般墓地や合葬式墓地の運用面の課題も踏まえながら検討を行います。また、令和９年度の供用開始に向けて、今年度は調査設計業務により埋蔵可能数や整備内容等を定め、来年度は既存工作物の撤去や新設工事を行う予定のため、事業の進捗に合わせて利用者が利用しやすい運用の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後の事業の進め方については承知いたしました。よりよい霊園が整備できるよう、運用面についても、アンケートの実施により市民の声を伺い反映してほしいですが、見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

墓地に対する考え方は多様化しており、管理する御家族などの状況も様々であるため、運用面の検討に当たっては、市民ニーズをアンケートなどの手段により広く把握することが重要と考えています。また、樹林型合葬式墓地は、本市では初めての墓地形式となるため、どのような墓地を整備していくか、市民の皆様にイメージを共有していただく必要があると考えていたことから、今年度中にアンケートを実施する予定となっています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今年度中にアンケートを実施するということを伺いました。市民に樹林型合葬式墓地が令和９年度に完成する予定であることを話すと、特に60歳以上の方は大変興味をお持ちです。お墓のことは終活の大事な項目となっております。今後、樹林型合葬式墓地の運用面に対し、市民ニーズが反映できるよう、引き続き進捗状況を注視、確認してまいります。よろしくお願いいたします。

次に、大項目の２つ目、鬼高３丁目ショップス周辺及び３丁目から４丁目までの京葉道路北側の道路冠水対策について伺います。

この地域はかねてより、台風などの大雨のために道路冠水が発生する浸水常襲地域となっております。ショップス周辺道路が冠水すると、特に船橋方面に行く道が閉ざされ交通が麻痺します。また、京葉道路北側の道路も短時間の豪雨で道路冠水します。通学路にもなっており、幾度か登下校時に豪雨が発生し、児童の通学に支障が発生しました。このようなことから浸水対策を早急に行っていただきたい箇所となっています。鬼高地域は下水道計画において、高谷・田尻排水区に位置づけられており、その抜本的な対策として、現在高谷第２号幹線建設工事を行っており、現在高谷２丁目１番地先の県道船橋行徳線との交差点まで進めていることは承知しています。しかし、鬼高地域の整備まではまだまだ時間がかかります。同地区の道路冠水対策の取組について、令和４年12月定例会で、私の一般質問の際、当時の部長答弁では、鬼高地域の整備にはいまだ時間を要するので、その間、大和田ポンプ場を活用した暫定対策を検討するとのことでした。

そこで、この暫定対策の要になる市川南11号幹線の整備状況を伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

本市では、外環道路が横断する排水区の中で浸水が多発する地区を整備優先区域に位置づけ、外環道路の整備に合わせて計画時間降雨量50㎜に対応する下水道整備を進めております。御質問の鬼高地区を含む高谷・田尻排

水区もその地区の一つであり、下流側の高谷地区におきまして、幹線管路の整備を進めているところでございます。しかしながら、上流に位置する鬼高地区までの整備には時間を要することから、当該区域の浸水被害を早期に軽減させる対策として、隣接する市川南排水区に整備した大和田ポンプ場を活用する方法を検討しているところでございます。現在、市川南排水区においては、ポンプ場に雨水を流下させるための幹線管路の整備を行っており、大和田ポンプ場はその流入量を踏まえた能力を備えております。このことから、幹線管路を整備する過程で生じるポンプ場の一時的な能力の余剰を活用し、鬼高地区の雨水の一部を暫定的に流入させることで、浸水被害の軽減を図るものであります。

そこで、市川南11号幹線の整備状況でございますが、現在、京葉道路市川インターチェンジ付近までの管路が完成しており、その上流域となる市川地方卸売市場南側の約280ｍ区間の工事の着手に向けて、ガス管などの地下埋設管の移設工事を進めているところであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。市川南11号幹線は京葉道路市川インターチェンジ付近まで完成、その上流域はこれからということです。令和４年の12月定例会で質問した際は、令和７年度、つまり今年度から本体工事を行う予定であったが、どうやら遅れるという答弁です。市が鬼高地域の冠水対策として工夫を凝らした対策のため、ぜひ進めていただきたいと思いますが、今後の整備スケジュールを伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　今後のスケジュールといたしましては、工事に支障となる地下埋設管の移設工事完了後、令和８年度より本体工事に着手したいと考えております。この工事が完了することにより、鬼高地区にある既存の断面の大きい水路との暫定的な接続が可能となり、当該地区の浸水被害の軽減が期待できると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　令和８年度より本体工事に着手したい考えを伺いました。１年遅れていますけれども、地下には様々埋設されていますので、なかなか進まないことは理解しています。高谷・田尻排水区が京葉道路を越えて完成するまで時間を要する点から、この暫定対策により鬼高地域の浸水被害が軽減されることに大変期待します。これからも注視してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、大項目の３つ目、小１の壁について伺います。

小１の壁は、保育所に比べて子どもを預けられる時間が短くなることで生じる問題です。これまでは、主に放課後の子どもの居場所問題が注目され、放課後保育クラブの待機児童解消に取り組んできました。一方、昨今は放課後だけではなく、朝の小１の壁も注目されるようになりました。子どもが小学校に進学すると保育所に預けていた時間よりも登校時間が遅いため、働く親が子どもの朝の居場所に困るなどが課題になっています。

そこで、⑴について質問します。こども家庭庁は全国自治体に対し、朝の居場所に関する実態調査を行いました。本市の状況を伺います。また、本市として、小１の壁についてどのような認識を持っているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小１の壁とは、子どもが小学校に通い始めたときに、保育園などに預けていたときにはできていた仕事と子育ての両立が難しくなることと認識しております。このような現状の中、こども家庭庁では、令和６年度子ども・

子育て支援調査研究事業において、朝の居場所に関するアンケート調査を実施いたしました。それによりますと、平日の朝の子どもの居場所確保を実施していると回答した自治体は1.4％であり、検討中と回答した自治体が1.7％、実施していないと回答した自治体は96.7％でした。

現在市川市においては、朝の居場所確保に向けた取組は実施しておりません。また、今年度、教育委員会が実施した調査では、昇降口を開ける30分前に登校していた児童数は、各校でばらつきはありますが、平均すると１校当たり数名程度で、昨年11月に行った同調査と変化は見られませんでした。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本市をはじめ、ほとんどの市が実施していない、また、今年度行った学校への調査では数名とのことを伺いました。昨年12月定例会において、西村議員が質問した際、「今後は市の援助活動の状況を把握しつつ、市内小学校の実情を踏まえながら、よりよい方策について調査研究して」いきますとの答弁がありました。

そこで、(2)就学前である児童が現在保育園を利用している率はどのくらいなのか伺います。また、小学校の実情を踏まえた課題解決に向けた方策について伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市の就学前である５歳児が保育園や幼稚園などを利用している割合は約96％と把握しており、多くの児童が就学前に保育園や幼稚園などを利用しております。本市では、いちかわファミリー・サポート・センターによる援助活動を行っており、令和６年度における市内小学校の始業前の預かり及び放課後の送りの利用件数は、年間延べ273件、月平均が約23件となっております。始業前の預かり時間帯は、早い利用者で５時、利用の多い預かり時間帯は６時半から７時となっております。なお、学校への送りだけの利用はありませんでした。学校への調査及び市川ファミリー・サポート・センターの利用状況から、朝の居場所確保が必要な児童は各学校に数名いることを認識しております。この実態を受けて、就学前児童の保護者に対して、小学校の登校時間を幼稚園や保育園などへ提供してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　就学前の保育園や幼稚園の利用は約96％であることが確認できました。また、令和６年度におけるファミリー・サポート・センターの利用状況、年間延べ273件で、月平均約23件となっていること、学校への調査とファミリー・サポート・センターの利用状況から、朝の居場所が必要な児童は少数であると認識しているということです。しかし、利用の多い時間は６時30分から７時となっていること、家庭によっては祖父母にお願いしているのか、様々な実態はまだよく見えていないのではと考えます。

そこで質問いたします。こども家庭庁からは、令和７年３月31日付で小学生の朝の居場所づくりについて各自治体に通知しています。このことを踏まえて、市川市として、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

こども家庭庁の調査では、朝に自宅以外の居場所を希望している保護者の割合は、低学年の家庭や都市部において高くなっております。今後、保護者のニーズを的確に把握するための方法について、こども部と協議してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　保護者のニーズを的確に把握するために方法を今後こども部と協議していくということは、ぜひお願いしたいと思います。入学前なのか、時期や、どのような内容で行うのが適切なのか様々協議していただいて、保護者の声を聞いていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、こども家庭庁は、自治体における好事例や運営主体の取組状況、保護者のニーズを踏まえつつ、必要な取組を進めていただきたいという旨、また、ＮＰＯ等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）、また、地域と学校の連携・協働体制構築事業が活用できることも示しています。

そこで、(3)ですが、今後、本市は朝の預かり事業に関する取組をどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

地域と学校の連携協働として、地域学校協働本部と各学校の情報を共有するなど、今後も定期的に市内小学校の朝の登校状況を把握しながら、同事業の必要性を見極めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後、朝の状況を把握して、検討とともに必要性を見極めるということです。全国に先駆けて、朝の小１の壁の対策を進める大阪府豊中市は、昨年の令和６年４月から市内39の公立小学校で、登校時間の午前８時よりも１時間早く、午前７時に校門を開けています。登校の８時まで決められた部屋で友達と遊んだり、自習をして過ごし、学校ごとに民間の見守り員が２人配置され、利用する子どもは１、２年生の低学年を中心に、市全体で１日当たり平均80人ほどです。都市部を中心に対策を進める自治体が出ていますが、他市の状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小学生の朝の預かり事業を実施している他市の状況についてお伝えいたします。千葉県では、松戸市が令和７年度より市内全小学校で始業前の児童への見守り活動を行う準備を進めております。東京都では、豊島区と品川区などで実施しております。豊島区では、小学校１年生で、一定の条件を満たした児童に対して、令和７年４月10日より区内全小学校で児童の預かり事業を進めております。令和７年４月の実績は、１校につき１日当たりの平均利用者数は約1.6人となっております。また、品川区では、令和７年５月26日より小学校２校と義務教育学校１校で試験的に行っております。１校につき１日当たりの平均利用者数は約５人となっております。小学生の朝の預かり事業を実施している自治体は少数ではありますが、引き続き、国や県、先進自治体の動向を踏まえながら、効果などを含め調査研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。松戸市が準備をしている、また豊島区は、おはようクラスとして校内の学童クラブを利用しています。５月末時点で約170人の利用登録をしているようです。この背景には、出産した後もキャリアを積む女性が増えていること、共働き世帯は増加しており、仕事も子育ても両立する時代になってきました。特に、都市部は夫婦だけで子育てしている人が多い中で、自治体や社会、会社が両立できるような環境を整えていく必要性が出てきていると思います。現在は都市部を中心に開始していますが、国が調査を始めたわけですので、本市においても、まずはどのようなニーズがあるのか、先ほども言いましたが実態調査を詳細に行っていただいて、引き続き今後の進捗状況を注視してまいりますので、よろしくお願いします。

次に、(4)登下校時の見守り体制について伺います。今年の５月に、大阪市、三郷市、福岡県の筑紫野市、各地で小学生が登下校時に事故に遭われています。また、事故だけではなく、不審者や突発的な出来事があった場合など保護者は心配です。特に小学校１年生になると行動範囲が広がり、子どもだけで行動することが増え、登下校を集団で行う場合でも、集合時間と自宅の往復は子どもだけで歩くことがあります。

そこで、登下校時の見守り体制はどのようになっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

市内の市立小学校の通学路における安全確保につきましては、全ての小学校を４つのグループに分け、毎年１グループずつ、学校、教育委員会、警察、道路関係者などの関係機関が協働で現地調査を行い、危険箇所を発見した際には、関係機関と連携してその解消に当たっております。各学校においては年に１度、児童の動線や道路の交通量などを勘案し、通学路の見直しを行っております。また、学校や保護者をはじめとした市民から通学路に対する情報が寄せられたときには、教育委員会職員が現地を確認し、児童が安全に登校できるよう、学校や関係機関と連携しながら安全対策を講じております。

登下校の見守り体制につきましては、児童が安心して登下校するために、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員などが主体となって見守り活動を行っております。通学路の主要交差点や横断歩道付近において、旗振りや声かけ活動をしたり、交通量が多い箇所や見通しの悪い場所を重点的に見守ったりしております。また、市川市内には160名の少年補導員がおり、下校時間帯に合わせて市内全域の街頭パトロールや補導活動を実施するなど、児童の安全、安心の確保に努めております。そのほか、市立学校に配備している公用車を活用し、学校職員や青色防犯パトロール隊が随時通学路をパトロールし、被害の未然防止を図っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　通学路の総点検を行っていること、また、特に朝は、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員などの皆さんが旗振りなどを行っている点を伺いました。大変感謝いたします。また、朝の通学時間はある程度決まっていますが、１、２年生の低学年の下校時が心配です。保護者の方に伺ったところ、下校時間が学年によって、またクラスによっても時間が違うようです。そのため、方向によっては１人で帰る場合もあるとのことです。また、学区によっては京葉道路を越えたり、幹線道路を有し車両の交通量が多かったり、逆に人通りが少ない場所もあると思います。

そこで、下校時の見守り状況について、学校は把握し対応しているのか状況を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本年度調査した登下校の見守りに関するアンケートでは、下校時に地域で見守り活動を行っている小学校の割合は約70％でした。学区が広範囲となる地域や幹線道路を有している地域では、下校時の見守り活動には、自治会や交通安全推進員などによる地域住民ボランティアも多く参加しております。ほとんどの小学校では、学校と地域が一体となって児童の安全、安心のために尽力しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　約70％の学校が地域住民のボランティアの皆様や交通安全推進員などで、見守り活動を行っていただいていることを伺いました。それぞれの学校によって見守り場所や時間帯があると思います。ボランティアの皆様にお願いすることとともに、今後、市としての見守り体制事業を行っていくことも考えてみてはいかが

でしょうか。豊島区では、朝の預かり事業とともに、下校時におかえりサポートを開始されています。シルバー人材センターの会員が児童に付き添い、午後の４時半、５時、５時半、６時の帰り時間に、３つのコースの方向別に暗い道や交通量の多い道を一緒に歩きながら、安全が確保できる地点まで見送る仕組みです。送ってくれる大人がいることで安心して帰れるとの声もあると聞いています。児童の命を守るためにも、今後、このような仕組みづくりも参考にしていただき、下校時の見守り体制を事業化することも必要ではないでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後３時10分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。一般質問を行います。

本市の情報セキュリティーと個人情報保護に関する認識については、既に繰り返し質問しておりますので、前置きは省いて、本市の御認識を端的に御説明ください。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　お答えいたします。

情報セキュリティー対策は、本市における最重要課題の一つであり、市民の個人情報を適切に管理することは、本市に求められる責務であると認識しております。そこで、本市においては、国のガイドラインに従い市川市情報セキュリティポリシーを定め、情報資産を扱う情報システムに関して、外部ネットワークとの接続制限、不正プログラムや不正アクセス対策など必要な対策を講じております。また、情報セキュリティー研修やサイバー攻撃訓練などを実施することにより、これらセキュリティー対策の実行力を高めるべく改善に取り組んでおります。遵守状況につきましては、毎年、事務局職員が現地での内部監査を実施し、対策状況の確認をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　では、個別具体的な話に入っていきます。総務部においては職員向けに様々なアンケートを実施しているかと存じます。アンケートのうち匿名のものについては、特定の個人が識別できる情報として公表されることはありません、匿名性は保持されるとの文言が記載されていることを確認いたしました。ただ、私が職員から様々な相談を受ける際には、実際は何らかの理由で特定の個人が識別できる情報がそのまま公表されてしまうのではないかといった不安の声も伺います。

そこで、総務部が実施している匿名性の保持をうたっている職員向けアンケートについて、改めて特定の個人が識別できる情報として公表されることはありません、匿名性は保持されるといった点を確認させていただければ、そうした職員の方々も安心できると思うのですが、総務部長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

総務部が実施しております、例えばハラスメントに関するアンケートや勤務時間自己診断アンケートなどにおきましては、匿名で回答を求めていても、自由記述などによりまして、特定の個人を識別できる個人情報は記載されており、これを収集する場合もあります。そのため、アンケートの実施に際し回答者に対しまして、回答内容につきましては統計的に処理をすることや個人情報を公開しないことを明示しまして、アンケート結果において個人情報を公表しないなど、適切に管理しているところであります。

ただし、ハラスメントに関するアンケートにつきましては、その防止対策といたしまして、個人情報が含まれる回答を公表する場合もありますが、その場合は特定の個人が識別されることがないよう、例えば、総務部長とかの場合は○○部長などとして、内容の主訴は変えずに一部修正、補正することで、個人情報の保護に配慮して公表しているものであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　仮に何らかの理由で特定の個人が識別できる情報を公表する際には、少なくとも本人の事前同意を取るのかどうかについてお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　仮にというお話なので、仮の内容についてのお答えは実際問題できませんけれども、いずれにしても、公表するに当たっては個人情報の保護に必ず配慮して公表するものと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　仮に、公表するにしても個人情報に配慮するという御答弁を確認できましたので、次に進みます。

次は、私たちも様々な調査をする中で、市と民間事業者との契約書などを入手する場合がございます。契約書ですから、相手方企業の会社実印や代表者印が押印されている場合もありますが、これらをマスキングせずにそのまま外部に提供することは、偽造や不正使用のリスクにつながるものと私は理解しておりますし、本市も同様の認識に基づいて、必要なマスキング処理を施しているかと思います。

そこで、本市は情報セキュリティーの観点から、契約の相手方企業の会社実印や代表社印が押印された文書をどのように取り扱っているのか御説明ください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

公文書公開請求におきまして公開されます文書へのマスキングです。法人等の事業に関する情報が記載されたマスキングについて御説明を申し上げます。まず、非公開情報としては、本市の条例なんですけども、第８条に規定しておりまして、主なものとして、個人に関する情報、これは個人の話なんですけれども、もう一つ、法人等の事業に関する情報であって、法人等の権利利益に関する情報や非公開を前提として提供された情報、これなんですけども、いわゆる、今の御質問にありました一般的に法人によるノウハウと呼ばれるものや、公開されていない内部の事業情報、さらには法人の印影などが該当するものであります。

なお、マスキングされた箇所につきましては、前提といたしまして、非公開情報の規定に該当したものが非公開となります。公開請求の決定通知書におきまして、根拠条例、非公開部分、非公開理由を示して請求者にお知らせをしているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　ここに学校教育部より入手した委託契約書があります。相手方企業の代表社印がマスキングされないまま提供を受けましたが、相手方企業の代表社印をマスキングせずにそのまま外部に提供することは、私は情報セキュリティー事故に当たるものと認識しておりますが、総務部長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

公文書公開請求というのは、基本的には総務部に合い議をして、そういったもののマスキングをここにしてくださいというような指示を出して、所管部が対応します。その中で、御質問者がそういったものを持っているのであれば、セキュリティー事故になるかなと思います。

以上です。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　次に移ります。公文書等の正確性の確保についてです。

市は、組織的に用いるものとして様々な文書を作成、保有しているかと思います。私たちも職員が作成し、日付と課名が入った書面やメールを受け取ることが多々ありますが、こうした資料も公文書として保存されますし、公文書公開条例に基づき広く市民に公開されるわけですから、その内容には正確性を期すことが求められるはずです。

そこで伺いますが、職員によって作成された文書の正確性をどのように確保しているのか、総務部長、御説明ください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　公文書の正確性の確保についてお答えをいたします。

まず、公文書とは、公文書等の管理に関する条例におきまして、職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと定義をしております。したがいまして、例えば市がほかの行政機関や市民、議員等へ発出します各種の通知や回答書は、基本的には公文書となります。または電子メールにつきましても、公文書の定義に該当するものにつきましては、公文書に含まれるものであります。

その上で、公文書の正確性の確保についてでありますが、公文書の管理に関する規程におきまして、「公文書の作成に当たっては、「公文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、所管課長が確認するもの」と規定しているとおり、公文書につきましては、当然正確性が求められていると認識をしております。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　仮に、一旦作成された文書において、誤字脱字や軽微な間違いはさておき、説明の本旨や結論部分に明らかな誤謬があると本市職員が認識した場合、あるいは、外部からこの説明と結論は間違っているのではないかとの指摘を受け、この指摘が結果的に正しかった場合、どのような対応を行うべきか、総務部長、お答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、仮にというような御質問なので、お答えはしかねるところではありますが、文書に誤りがあった場合の対応ですけれども、誤りを把握した時点で速やかに修正をするべきものと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　説明の本旨や結論部分に明らかな誤謬があると本市職員が認識した場合、誤りを把握した時点で速やかに修正のための決裁を経て修正すべきであることは理解いたしました。確かに、公文書の管理に関する規程においては、「公文書の正確性を確保するため」との規定があることから、公文書に正確性が求められることは理解できますが、もしかしたら所管課において、自ら作成した文書の本旨や結論部分に明らかな誤謬があることを認識しながらも、あるいは、外部からこの説明と結論は間違っているのではないかとの指摘を受けながらも、修正は一切しない、何ら対応せずに不正確な内容のまま放置することもあるかもしれませんが、このような対応は許されるのでしょうか。総務部長、お答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありました修正すべき文書が放置――簡単に言うと、修正すべき文書が放置されることは許されるのかという御質問ですけれども、誤りを把握した時点で速やかに修正すべきものというのは先ほど御答弁したとおりであります。当然に放置するべきものではないと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　修正は一切しない、何ら対応せずに放置している、そんな実態がないこと、そのような文書は存在しないことをお祈りしながら、次に進みます。

続いての質問は、本市の契約管理体制についてです。

クリーンセンターの事案については先順位者による質疑応答もありましたが、私の関心は、クリーンセンターの事案以外の契約事務が適切に行われているのかどうか、特に仕様書等にて規定された事項が本当に遵守されているのかにあります。仕様書等においては、円滑な業務運営を行う観点から、あるいは、安全管理体制を整える観点から、資格保有者の配置や職員の配置について規定されることもありますが、残念ながら、必ずしも字義どおりに資格保有者や職員が配置されていないケースもあるようです。

そこでまずは、例えば業務委託契約の仕様書等において、資格保有者の配置や職員の配置が規定されている場合、どのような手続により適正性を確保しているのか、管財部長に説明を求めます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

契約の適正性を確保するため、仕様書作成から支払い手続までに幾つかの手続がございます。御質問の委託契約の例で申し上げますと、所管課は、発注前に業務目的、業務内容のほか、業務実施に必要な従事者の資格、配置人数、提出書類などを規定した仕様書を作成します。この際、所管課はその内容について、管財部技術管理課の事前確認を受け必要に応じて改善を行います。入札手続を経て、契約後、所管課は業務実施前に受託者から仕様書に規定した書類、例えば、業務計画書、従事予定者名簿、その資格を証明する書類、勤務予定表などの提出を受け、提出書類の内容が仕様書の規定を満たしているか確認します。業務実施中においては、所管課の監督職員が必要に応じて現地を確認し、業務に立ち会うなど、業務が適正に履行されるよう指導監督します。また、仕様書の業務内容等について疑義が生じたとき、所管課は必要に応じて管財部契約課、技術監理課に相談の上、受託者と協議を行うこととなります。委託料の支払いに当たって、所管課は、契約に定めた毎月の支払い日ごとに受託者から、有資格者の勤務実績が分かる業務日報など履行状況をまとめた実績報告書の提出を受けます。所管課は、有資格者の勤務実態、勤務実績などを仕様書や業務実施前の提出書類と照合し、業務が適正に履行された

かどうかを検査し、合格後、支払い手続を進めます。この際、勤務予定だった有資格者に代わって他の者が従事していた場合、その従事者が資格を有しているか確認を行います。以上の手続などにより、受託者の業務が契約内容に適合しているか確認し、適正性を確保しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　あらかじめ、従事予定者名簿や資格者証の写しなどの提出を受け、業務実施後の履行確認に際しては、実施報告書や業務日報等と照合することにより、業務が適正に履行されているか確認していることが分かりました。ただ、実務に際しては様々な事態が生ずることも想定されます。１つ目として、所管部における契約管理体制が適切に機能することで、契約不適合を適時に検出することができるケースもあるでしょう。また、逆に所管部におけるチェックが十分に機能せず、事後的に契約不適合が発覚してしまうケースも考えられます。あるいは、受託者による虚偽報告などがあれば、通常のチェック機能では所管部が見抜けないでしょうから、通報などがあって初めて契約不適合が発覚するケースも考えられます。

いずれにしましても、こうした契約不適合事案に遭遇した場合の対応ルールはどのように定められているのでしょうか、総務部長に御説明を求めます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありました案件は、３つのケースが考えられたかと思います。１つ目として、所管部自らのチェックによる契約に適合していないことが発覚した場合、２つ目として、また、所管部の履行確認が甘かったことにより契約に適合していないことが事後に発覚した場合、そのほか、実績報告などを受託者が偽装しており見抜けなかったが後に発覚した場合の事象につきましては、いずれにしましても、所管部、受託事業者、または両者において引き起こされたものであり、いずれも不適正な事務処理、または事故に該当いたします。それらの事象を把握した時点で、一義的には所管部がその責任において是正をすべきものと考えております。

しかしながら、不適正な事務処理、または事故につきましては、所管部の判断のみで対応を終わらせるものではなく、今回の御質問にある事象であれば、所管部は契約の履行に関し疑義が生じた時点で、契約事務を統括する管財部への報告及び相談を経た上で、是正措置を講ずるべきものであると考えております。また、その報告等につきましては、原則的なフローを定めました内規なんですけれども、事故（不祥事等）対応マニュアルに基づき総務部にも報告する必要はあるところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　様々なケースが想定される中で、代表的なケースであろう３つを想定して伺いましたが、いずれにしても、仕様書で定めた事項が字義どおりに履行されないなどの疑義が生じた時点で、不適正な事務処理、または事故に該当することになるわけですから、所管部の判断のみで対応を終わらせるものではなく、管財部へ報告、相談があってしかるべきであり、また、事故対応マニュアルに基づき総務部に報告する必要がある点を確認いたしました。

ただ、契約不適合や不適正な事務処理、事故などと抽象的なレベルで話をしていても、具体的にどのような事象がそれらに該当するのか分かりにくい部分もありますので、具体的な事例に当てはめて確認していきたいと思います。例えば、業務委託契約書の仕様書において、職員の配置が規定されており、業務責任者、地域コーディネーターのどちらか一方は必ず勤務することと規定されているとします。この場合、どちらか一方は必ず勤務することと規定されているわけですから、これが遵守されなければならないことは言うまでもありません。

念のため私の感覚を申し上げますと、交通渋滞や電車の遅延等で５分や10分程度到着が遅れることに目くじらを立てるものでもありませんし、突発的な事情によって、業務責任者、地域コーディネーターの両方が不在となる時間帯が生じることを問題視するものでもありません。

私がここで確認したいのは、業務責任者、地域コーディネーターのいずれをも欠く日が、毎月のように継続的に複数日発生している状態についてです。仕様書においては、業務責任者、地域コーディネーターのどちらか一方は必ず勤務することと規定されているわけですから、いずれをも欠く日が毎月のように継続的に複数日発生している状態は契約不適合だと思うのですが、こうした仕様書とかけ離れた業務実態が明らかになった場合の対応について、管財部の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

有資格者の配置要件を満たさない業務が継続されていた場合の対応についてお答えだと思いますので、お答えさせていただきます。所管部自らまず気づいた場合になりますが、契約不適合を発見した場合になりますが、明文化したルールはないものの、契約上の対応につき、所管部から管財部へ相談があるのが通例であり、所管部は管財部と協議しながら対応することとなると思います。具体的に申し上げますと、所管部は、委託料の支払いを保留するとともに、受託者に対して以後の業務実施に当たり是正を請求します。請求後も是正されない状態が続いたときは、契約解除、違約金の請求を検討していきます。あわせて、履行済期間の契約不適合の程度に応じて、契約金額の減額請求の検討を行います。また、所管部において、先ほどの答弁もありましたが、総務部、管財部で協議した結果、重大な事案であると判断した場合は、総務部作成の事故（不祥事等）対応マニュアルに基づき、所管部が総務部や管財部に報告した上で適切に対応する必要があります。御質問のように、有資格者の配置要件を満たさない業務が継続していたケースであれば、委託料の減額請求の検討や、重大事案として総務部のマニュアルに基づく報告対象になるものと思われます。

次に、先ほど御質問があった、所管課の履行が不十分であったため事後に契約不適合が発覚した場合になります。不適正な事務処理として、総務部のマニュアルに基づき、所管部が総務部や管財部に報告する必要がございます。また、受託者に対して、１つ目のケース同様、是正請求を行うとともに、管財部や総務部に相談し、履行済期間の契約不適合の程度に応じて支払い済み委託料の返還請求や契約解除、違約金請求を検討することになります。

あと、先ほど質問がありましたが、受託者が実績報告を偽装した場合になります。所管課がそれを見分けられず、後日契約不適合が発覚した場合も、発覚次第、総務部のマニュアルに基づき、所管部が総務部や管財部に報告する必要がございます。受託者に対しては、他のケースと同様に、是正請求、履行済期間の契約不適合の程度に応じて、支払い済み委託料の返還請求や契約解除、違約金請求を検討することとなります。

いずれのケースにおきましても、受託者の契約違反によって契約解除に至った場合や、市との信頼関係が明らかに損なわれた場合には、その事業者に対して競争参加資格停止措置を講じることとなります。

以上となります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　配置要件を満たさない業務が継続されているケースであれば、委託料の減額請求の検討や、重大事案として総務部のマニュアルに基づく報告の対象となることを確認いたしました。

では、受託者において、業務責任者、地域コーディネーターのどちらか一方は必ず勤務することとした仕様書の規定を、将来にわたっても守れない場合の対応について確認させてください。先ほどの御答弁では、契約解除になるケースについての言及がありましたが、代替的な手段を講じることにより、契約の本旨を守ることができ

るケースでは、仕様書に定めた配置要件を変更することも考えられます。こうした契約期間中に業務従事者の配置要件を変更する際には、どのような手続を経る必要があるのか御説明ください。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

契約期間中に所管課と受託者が協議した結果、仕様書に定めた業務従事者の資格や人数などの配置要件を変更する場合、その合意内容を打合せ記録簿などの書面にまとめ、取り交わしていく必要があります。また、委託金額の変更が必要なときは、変更契約書によりこれを定める必要性もあります。

なお、この変更を踏まえ、次回契約時の仕様書については内容の見直しを行うこととなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　私は先ほど３つのケースに言及して御答弁もいただいています。念のため確認しますが、令和６年４月以降で、さきに挙げた３つのケースに該当するような事例は、管財部として御認識されていますでしょうか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

契約した業務に関し、職員の不適正な事務処理があった事例については、管財部としましては、令和６年４月以降、御質問の３つのケースに該当するような事例は承知しておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　ここに学校教育部を所管部とする委託契約書がございます。クリーンセンター以外の契約事案が気になる中で、私はこの契約の実態について調査いたしました。この契約書の仕様書には、職員の配置の規定があり、業務責任者、地域コーディネーターのどちらか一方は必ず勤務することと規定されています。この場合、どちらか一方は必ず勤務することと規定されているわけですから、これは遵守されなければなりませんが、私の調査により、業務責任者、地域コーディネーターのいずれも不在となる日が毎月のように継続的に複数日発生している状況を検出いたしました。

そこで、私は学校教育部に対してこの点を確認したところ、当初は、勤務実績を確認すると、教室の責任者である地域コーディネーターが常勤しており、不在となる日においては、業務責任者が勤務している状況が確認できる、仕様書に照らして委託契約義務違反には該当しないといった旨の書面での回答がありました。つまり、あんたの勘違いですよといった回答でした。確かに、私自身調査能力に乏しい議員であるとの自覚もありますので、優秀な職員の方々にとってみれば、私からの指摘など取るに足らない話ということなのかもしれません。

とはいえ、私も証拠となる資料を閲覧してまいりましたので、いやそれは違うんじゃないでしょうかと、もう一度調べてほしいと粘ってみたところ、今度は２か月近く放置されてしまいました。そこでやむを得ず督促したところ、今度は打って変わって、確認に不備があった、11月に３日、12月にも３日、１月にも３日、２月には２日、３月にも２日、業務責任者及び地域コーディネーターの配置が整わず、代替者が勤務していることが分かった、代替者の勤務はやむを得ない場合は可としている、契約違反ではない、協議書の取り交わしは行っていないとの回答がメールでありました。

当初は勤務実績で確認できている。つまるところ、当初は勤務実績で確認できている、あんたの勘違いですよと一蹴され、抗議したところ２か月近く放置され、やむを得ず督促したところ、確認に不備があった、確認不足は事実である、業務責任者及び地域コーディネーターの配置が整っていない日があった、代替者が勤務している

などと、私が指摘したどおりの業務実態があったことを認めたという話です。だとすると、初回の回答の際、所管課は勤務実績をどのように確認して、地域コーディネーターが不在となる日には、業務責任者が勤務している状況が確認できるなどと主張していたのか、甚だ疑問です。また、２か月近く放置された後に、やむを得ず督促するに至って初めて、代替者が勤務している、代替者の勤務はやむを得ない場合は可としているといった話が持ち出されました。

こうした代替者の勤務を認める運用は、令和３年度には始まっていたそうですから、督促するに至って初めて私に告げるような話ではないはずです。いずれにしても、当該事業者との打合せ記録簿などは取り交わしていないとの回答があったことは、さきに申し上げたとおりですし、職員配置要件変更の通知文書は存在しない、当時の議事録すらないとのことでありました。そして、令和６年10月の契約更新に際して、仕様書の見直しは行われなかったため、仕様書のどこを見ても代替者に関する記載は一切ありません。これでは、議員であれ、監査委員であれ、第三者が幾ら書面を引っくり返して現状把握に努めたところで、所管部署以外の者が真相にたどり着くことは不可能です。

仕様書の規定については、入札に先立ち管財部技術管理課の事前確認を受けるのが通例ですが、所管課は仕様書の規定と業務の実態が異なっていたことを承知していたわけですから、令和６年10月の契約更新に際して、技術管理課に対しどのような説明をしたのか、なぜ仕様書と実態を合致させるべく内容の更新を行わなかったのか理解に苦しみます。さらに言えば、同様の業務委託契約は、当該事業者１社とのみ締結しているものではありません。業務責任者、地域コーディネーターのどちらか一方は必ず勤務することと規定された仕様書に忠実に職員の配置を行っている別の事業者の存在も確認しておりますし、代替者の勤務も可などといった運用になっているとは知る由もなく、この規定を遵守することは困難だと判断し、入札参加を断念してしまった企業も過去にはあったかもしれません。果たして、この状況は公平公正な契約や入札の在り方と言えるのでしょうか。

いずれにしましても、この契約管理の在り方は私の理解を超えているのですが、学校教育部長、ただいまの私の発言、評価の相違はさておき、事実関係に私の発言に誤りがあれば訂正してください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

今質問者がお話しされた内容に相違はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　管財部長に伺います。仕様書には、職員の配置の規定があり、業務責任者、地域コーディネーターのどちらか一方は必ず勤務することと規定されています。しかし、実態は、どちらの配置も整わない日が毎月のように継続的に複数日発生していることが確認できていて、委託者も受託者も将来にわたって仕様書からの逸脱を是正できないと判断しているからこそ、協議書の取り交わしもないまま、やむを得ない場合は可などとして、業務責任者の代替者の勤務を認める運用を少なくとも３年以上継続しているのだと思われます。

しかし、契約更新の際にも仕様書の見直しは行わないまま入札手続が行われました。このような契約や入札の在り方は、技術管理課による仕様書の事前確認を無意味にする行為であるばかりか、既存契約事業者だけが業務運営の実態が仕様書の規定よりも緩いことを知り得る立場にあるわけですから、公平性、公正性の観点で問題があると考えます。既存契約事業者は、実際には仕様書の規定よりも緩い運用で許されるという業務の実態も加味して人件費を積算することができるわけですから、事情を知らない新規入札業者に比べたら、圧倒的に有利な状態に置かれているはずです。公平性、公正性に照らせば、入札業務の正当性すら疑われかねない不適切極まりない事案だと私は認識しておりますが、管財部長の御見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

まず、質問者のおっしゃっている形の中で、地域コーディネーターなどのどちらもいないという形であれば、それは仕様書どおりには履行されていないという形になるかと思います。ただ、今、私は委託者、受託者側のお話を聞いてはいませんので事実関係が分かりません。その中で、確実にこうですというお話は、ちょっと今議場なので差し控えたいと思います。

ただ、質問者がおっしゃっているとおり、あとは、仕様書を新たに作成するときになりますが、それは分かっている事象があるのであれば、確実に事業担当課は技術管理課のほうに伝えた中で、それが重大な、積算をするに当たって必要な、先ほど多分質問をしてくださっている資格者とかの関係のそういったものの部分で、いないという形になった場合には、それは積算の内容からいって逸脱する形になると思いますので、その辺も含めてよく事業担当課は私たち管財部のほうにお話をされた中で、仕様書なり、契約を適切に進めていくというのが合っていると思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　総務部長に申し上げます。当初は勤務実績で確認できている、あんたの勘違いといったような回答をされ、抗議したところ２か月近く放置され、やむを得ず督促したところ、確認に不備があった、確認不足は事実である、業務責任者及び地域コーディネーターの配置が整っていない日があったなどと、私からの指摘どおりの回答がありました。また、私が督促して初めて、代替者が勤務している、代替者の勤務はやむを得ない場合は可としているなどの話が持ち出されました。このように、事実関係を踏まえずに勘違いで一蹴したあげく、誤りを把握しながらも２か月近くだんまりを決め込むような姿勢は、極めて不誠実であり、議員を誤認させ、調査を妨げるかのような行為は、議員の監視機能に対する悪質な挑戦であり、議会軽視と言わざるを得ません。また、回答書やメールは公文書にも当たるわけですが、記載内容が間違っていても放置されたままで、いまだに訂正も謝罪もありません。当該部署に対しては厳重に注意するよう求めます。

その上で、仕様書は正確性が求められる公文書の中でも、特に重要な文書の一つと言っても過言ではありませんが、仕様書の規定と乖離した業務運営が３年以上継続し、契約の更新の際にも仕様書の規定が見直されることがなかった事実に鑑みれば、本件事案は契約不適合事案、あるいは、不適正な事務処理などに該当しないのでしょうか、お答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

ただいま学校教育部のほうからお答えをいただいた、今御質問者の御指摘した内容が事実とあれば、事故（不祥事等）対応マニュアルですか、そちらのほうで事故報告書を上げていただくものだとは思います。ただ、その内容は先ほども管財部長のほうもお答えしましたけれども、調査をしておりませんので、今の段階でどうだというようなお答えはできません。

以上であります。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　令和７年４月25日付の協議簿なる庁内資料によると、代替者の配置は、突発的な体調不良等でやむを得ず勤務できない場合に限って認められる旨記載されております。

そこで、学校教育部長に確認しますが、代替者の配置は、突発的な体調不良等でやむを得ない場合に限り認められるものであって、無条件に認められるものではない。あくまでも仕様書の規定どおり、業務責任者や地域コ

ーディネーターのいずれかが勤務することが基本にあって、業務責任者や地域コーディネーターの代わりに代替者を充ててさえいればよいということではないし、そのような実態もない。地域コーディネーターの予定休に代替者を充てているようなことはない、こう理解してよろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

**■■■

た。そして、冗談で言われたのかもしれません、その方の名前は今回は差し控えておきますと付け加えられました。田中市長が断定的な事実を述べるのではなく、憶測を呼ぶような御発言をされたことで、そのような発言をした委員は一体誰なのか関心が高まってしまい、私のところにも発言者に関する問合せが相次ぎました。環境文教委員は10名しかいませんし、そのメンバーは公表されております。仮にその発言が事実だとして、いずれにしろ発言者はお一人でしょうから、他の９人の環境文教委員の方々は、田中市長の御発言を受けて、市民から無用に疑念を抱かれる可能性に直面し、困惑された方もいたのではないかと思われます。

そこで念のため確認いたしますが、環境文教委員の１人が、市長が落札業者より裏金をもらっているのだったら、私にも分けてもらいたい旨、発言したのは事実でしょうか。田中市長、お答えください。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　よく分からない。もう一度質問してください。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　環境文教委員の１人が、市長が落札業者より裏金をもらっているのだったら、私にも分けてもらいたいと、そういった旨の発言をしたのは事実でしょうか。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　私は市長になって３年数か月、企業から一切金銭を授受したことはありません。そのことを申し上げたい。そのことを申し上げたい。

以上です。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　それは聞いていないんですね。市長が議場で、環境文教委員の１人が、市長が落札業者より裏金をもらっているんだったら、私にも分けてもらいたいと言われたとおっしゃったので、そういうふうに言われたのは事実ですか、環境文教委員の１人がそういう発言をしたのは事実でしょうかと伺っています。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　私は事実以外は申し上げません。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　仮にその発言が事実だとして、議場で暴露する意図と意義は何なのでしょうか、御説明ください。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　質問者の答えになるかどうか分かりませんが、私が越川議員に申し上げたいことは、私は例えば、御質問にもありましたが、公私を問わずと言われていますが、たとえ私服を着ているときも、私は市川市の市長であることを忘れたことはいっときもありません。そして、市長として私が申し上げるのは、市長である私の言うべきことは発言いたします。市長である私でなければ言えないことは伝えます。市長である私が任命責任を持っておわびすることもございます。今回の発言もその中のどれかに当てはまる、そう思って発言をいたしました。

以上です。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　市長、御答弁をしていただいてありがとうございます。久しぶりにお話しできてやりがいがあります。６月13日に当該御発言をされた際には、「その方の名前は今回は差し控えておきます」と御発言されましたが、以来、既に相当の日数が経過しています。もし、田中市長が発言者を明らかにする覚悟も勇気もなく軽率な発言をしたのであれば、この場で謝罪して発言の取消しをするのが筋かと思います。いやいや、発言は市長

としての責任に基づくものだとおっしゃるのであれば、今回は差し控えるのではなく、発言者を今この場で明らかにすべきです。田中市長、こうと決めるのは今まさにこの瞬間だと思います。軽率な発言をしたことを認めて、この場で謝罪して発言を取り消すのか、あるいは、信念と覚悟に基づいて発言者を明らかにするのか、どちらかはっきりとこうと決めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　私は冗談で発言されたというふうに確信をしているところでありまして、それ以上の御質問に私が答えることはいたしません。

以上です。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　すみません、ちょっと聞き取れなかったんですが、その委員の方が冗談で発言したというふうに今言われたということでしょうか。

○大久保たかし議長　田中市長、御答弁できますか。

田中市長。

○田中　甲市長　私が代表質問の最後の質問者に当たる加藤圭一議員に対して、それは、委員会の前の最後の代表質問者ということになります。そこで皆さん方に、正しく今回のクリーンセンターの入札が行われているということをしっかりと認識していただくために、私自身も一切の不正はなく、公正に入札が行われたということをはっきり申し上げ、私が企業から癒着をしてお金をもらっているというような疑念が、もし議員の中におありならば、一切そのようなことはないと、自分にも分けてもらいたいというようなことを冗談で言った方に対して、私にはそのような行動を取った覚えは一切ないので、そのようなことは二度と言わないでもらいたいと、そういう意味合いであります。よろしいでしょうか。これ以上の質問は受けません。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　では、話題を変えます。田中市長は、去る６月13日の答弁に際して自ら提出した議案第７号に言及し、「委員会で附帯決議をつけるなど、仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為は、厳に慎んでいただきたい」と御発言されました。

そこで伺いますが、委員会において附帯決議が提出、可決されることは、仕事の進行を妨げるものと御認識されているのでしょうか。各委員が独立的な立場から委員会審議に臨むに当たって、議案の提出者である市長が附帯決議に言及し、仕事の進行を妨げる、厳に慎んでいただきたいなどと注文をつける行為は、二元代表制の本旨に照らせば、市議会への過度な干渉であると考えます。田中市長、こうと決めるのは今まさにこの瞬間だと思います。軽率な発言を（発言する者あり）じゃ、どうぞ。

○大久保たかし議長　よろしいですか。

○越川雅史議員　はい、御答弁を求めます。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　二元代表制に踏み込んだのは、私に冗談を言った議員の方のほうだと思っています。そのような内容で市長に対して接することは、二元代表制を逸脱するどころか、議員としての全く自覚がない、議員としての資格を持ち合わせている議員とは思えない、そんな残念な思いが私のほうに先にあったことを御理解いただきたいと思います。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　理解できないですよね。相手が法律を破ったら自分も法律を破っていいという理屈はないと思いますし、相手が二元代表制を理解していないから自分も二元代表制を理解しなくていいとか、相手が二元代表

制を踏み越えて過度なことを言ってきたら、こっちも二元代表制を踏み越えて過度な干渉をしていいと。私はそういうことではなくて、田中市長は二元代表制の本旨に関する御理解に欠けているのではないかと心配をするところであります。（発言する者あり）まだ何も言っていないです。まだ質問していないです。ちょっともう少しだけしゃべらせてください。「委員会で附帯決議をつけるなど、仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為は、厳に慎んでいただきたい」と御発言されました。

そこで伺いますが、委員会において附帯決議を提出する行為が、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為だとお考えなのでしょうか、お答えください。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　皆さん方の手元に私が発言した文字起こしが届いていればいいんですが、よくお読みいただきたい。不必要な関係づくりが目的と疑われるような内容の附帯決議はやめていただきたいということ、附帯決議をつけることに対して全面的に否定しているものではありません。企業と癒着するときに、その案件に対してクレームをつけたり、注文をつけたり、そういう活動を行って工事の進行を妨害すると、このときに企業側が、今まで、過去に、市川市の議員に対してどういう行動を取ってきたか、あるいは、それは今回のクリーンセンターの入札に限らず、様々な業界団体との癒着の関係というのはどのように生まれてくるのか。そのことを考えた場合に、環境部、そして本間副市長、精いっぱい公正な入札を行うために努力したその職員のことを考えるならば、企業に不必要な関係づくりが目的とされるような附帯決議、工事の障害を呼び起こすような附帯決議を意図的につけることは、断じて行っていただいては困るという思いを述べた次第であります。

先方が、もし市長が裏金をもらっているんだったら私にも分けてくれと、そのようなことを言っている議員が、冗談にしても私はあってはならないと。様々な不正が市川市にはこの２年間で起こりました。業界、企業と職員が癒着していると疑われるどころか、事実、有罪判決を受けるようなこともありました。先ほど学校教育の問題も御指摘されていましたが、教員としてあってはならない行動を行った、その事実もあります。いかに市川市が、市民の皆さん方から信頼を勝ち得ることができない状況が今でも続いているという事実があった以上しっかりと、90周年を迎えたこの市川市の中で問題となるべきことは明らかにしていくと、そういう姿が必要でありますし、事前に起こるような危険性があるならば、芽を摘んでいくことが私の役割だと思っているんです。ぜひ同じような思いを持っている越川議員にも、市川市の中の様々な問題を、市民ファーストの市川市の姿をつくるために不正を根絶していくということに御理解いただき、お力をお貸しいただければうれしく思います。

以上です。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　私は市長と長いお付き合いの中で、市長が企業から裏金をもらっているとは思っておりませんし、そういうお気持ち、分かります。ただ、お気持ちが分かることと、どのような附帯決議だったらいいけど、どのような附帯決議は慎んでいただきたいと、これは議会が決めることであって、議会の独立性の話になるのではないかと、この点は御理解いただきたいなと思いますし、二元代表制ということからも、お互いに過度な干渉はできないのではないかなと思います。

では、話題を変えます。田中市長は、クリーンセンターにおける不適正な事務処理に係る調査結果に言及し、私自身はその報告に全面的な信頼を持つことはできませんと御発言されました。だとすれば、議案第５号令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）における第４款衛生費、第２項清掃費、第５目クリーンセンター費、第21節補償補塡及び賠償金約１億8,400万円は、市長御自身が信頼できないと表明された調査報告を根拠に計上され、市長提出議案として議会に提出されたということなのでしょうか。そうであれば市民と議会を愚弄する議案を提出したことになりますので、看過することはできません。報告は信頼できるものなのか、全面的な信頼を持

つことはできないものなのか、その発言の御趣旨をいま一度御説明ください。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　受け止め方の違いというよりは、こじつけと、ここは指摘をさせていただきたいと思います。私が、残念ながら、私自身その報告を全面的に信頼を持つことはできませんと、この言葉が指している部分というのは、５年間遡って調査を行ったところ、今回のような問題はなかったと、そのような報告を受けておりますが、さあ果たして、市川市はそれ以前に全くそのような不正がなかったと言い切れるだけの証拠といいますか、今までのクリーンさはあったのかどうかというところに、私は全面的に信頼を持つことはまだできないということを申し上げたわけであります。よろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　お気持ちは理解します。私自身はその報告に全面的な信頼を持つことはできませんと御発言されて、それは私も理解します。ただその一方では、「委員の皆さん方には、自信を持って対応していただきたい」などと御発言もされています。市長提出議案の根拠となった調査結果については、私自身はその報告に全面的な信頼を持つことはできませんなどと述べておきながら、環境文教委員に対しては「自信を持って対応していただきたい」などと発言することは、無責任な態度と受け止められても仕方がないのではないかなと思います。この点、発言の取り消しされるのであれば取り消すべきだと思いますし、覚悟を持った御発言であれば、発言に何ら問題はないと、もう一度この場で明言していただきたいのですが、お願いいたします。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　どうも越川議員の御指摘というのは、都合のいいところを付け合わせているというように思うときが以前からありましたね。私がここで自信を持って、環境文教委員の委員長をはじめ委員の皆さん方には対応していただきたいと申し上げたのは、今回の入札に関しては、環境部が、そして執行部、特に中心となってくれた本間副市長、しっかりと対応した内容だということを信じて審議をしていただきたいということであります。よろしいですか。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　これで最後にします。御自身が全面的な信頼を持つことができないという調査結果なんですが、では、なぜそこで調査を終了させてしまったのでしょうか。納得できる調査結果が得られるまで調査を継続してもいいと思います。今からもう一度、この５年間なのか、もっと遡るのか、あるいは直近２年間に限るのか、とにかく市長が納得できる結果が得られるまで調査を続けるというのも１つの考え方だと思いますが、この点なぜ調査を継続しなかったのか、あるいは、これからこの発言を受けてされるのであればその旨おっしゃっていただきたいと思います。

○大久保たかし議長　本間副市長。

○本間和義副市長　お答えいたします。

　今回の調査につきましては、でき得る限り今残っている資料をもって遡れる５年前までの修繕記録の書類等と関係者のヒアリングを行って、調査をしたというものでございます。これ以上の過去に遡るですとか、また、これ以外の調査というものについては、実態としてこれ以上のものは今の段階では困難ということで、一定の結論を出したものであります。

〔越川雅史議員「終わります」と呼ぶ〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。本日午前、大久保議長が加藤圭一議員の議事進行発言に対する見解を述べる中で、田中市長に対し発言に誤解や疑念を生じさせかねない部分があったとして、二元代表制の趣旨を改めて御認識いただきたいとの御発言があったかと思います。しかし残念ながら、ただいまの一般質問における田中市長の御答弁に照らせば、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく御理解されているようには思えませんでした。

よって、ここに田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解されるよう求める決議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　ただいま越川雅史議員から動議が提出され、所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

この際、越川議員に申し上げますが、ただいまの動議につきましては、後ほど文書にて御提出いただきたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時11分散会

第　　11　　日

令和７年６月 25 日（水曜日）

令和７年６月市川市議会定例会議事日程（第 11 号）

令和７年６月 25 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　　とくたけ純平議員、ほとだゆうな議員
第２　議案第15号　監査委員の選任について
第３　議案第16号　監査委員の選任について
第４　発議第２号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議について
第５　発議第３号　高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書の提出について
第６　発議第４号　暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう求める意見書の提出について
第７　発議第５号　物価上昇に見合う年金支給額の引上げを求める意見書の提出について
第８　発議第６号　サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書の提出について
第９　発議第７号　刑事デジタル法の廃止を求める意見書の提出について
第10　発議第８号　ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議について
第11　発議第９号　冨家薫議員（会派「地域政党チームいちかわ」）に対し、情報漏洩疑惑に関する説明責任の履行を求める決議について
第12　発議第10号　田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議について
第13　委員会の閉会中継続審査の件
第14　委員会の閉会中継続調査の件

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問　　とくたけ純平議員、ほとだゆうな議員
日程第２　議案第15号　監査委員の選任について
日程第３　議案第16号　監査委員の選任について
日程第４　発議第２号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議について
日程第５　発議第３号　高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書の提出について
日程第６　発議第４号　暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう求める意見書の提出について
日程第７　発議第５号　物価上昇に見合う年金支給額の引上げを求める意見書の提出について
日程第８　発議第６号　サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書の提出について
日程第９　発議第７号　刑事デジタル法の廃止を求める意見書の提出について
日程第10　発議第８号　ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議について
日程第11　発議第９号　冨家薫議員（会派「地域政党チームいちかわ」）に対し、情報漏洩疑惑に関する説明責任の履行を求める決議について
日程第12　発議第10号　田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議について
日程第13　委員会の閉会中継続審査の件
日程第14　委員会の閉会中継続調査の件

―――――――――――――――――――――――――

出　席　議　員　　42　名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
冨	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山田	なおと	
川	畑	いつこ	
ほとだ		ゆうな	
国	松	ひろき	
やなぎ		美智子	
とくたけ		純	平
中	町	け	い
つちや		正	順
つかこし		たかのり	
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久保	川	隆	志
西	村		敦
中	村	よしお	
大久保		たかし	
石	原	たかゆき	
清	水	みな子	
廣	田	徳	子
にしむた			勲
石	崎	ひでゆき	
堀	内	しんご	
細	田	伸	一
青	山	ひろかず	
石	原	みさ子	
宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よしのり	
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵

竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田	中	甲
副市長	松	丸	多一
副市長	本	間	和義
代表監査委員	植	草	耕一
教育長	高	木	秀人
危機管理監	今	井	隆
市長公室長	後	藤	貴志
総務部長	蛸	島	和紀
企画部長	小	川	広行
財政部長	田	中	雅之
管財部長	湯	本	明男
情報管理部長	川	島	俊介
文化国際部長	山	影	聡香
スポーツ部長	西	村	直
市民部長	吉	田	一弘
経済観光部長	宮	内	徹
こども部長	山	室	繁央
福祉部長	鷲	沼	隆
保健部長	横	山	京子
環境部長	佐	原	達雄
街づくり部長	小	塚	眞康
道路交通部長	米	崎	勝則
下水道部長	大	塚	信之
行徳支所長	秋	本	賢一
消防局長	吉	村	和弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸幸
会計管理者	岩	井	滴
教育振興部長	根	本	泰雄
学校教育部長	池	田	淳一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時45分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、久保川隆志議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議会運営委員長　貴重な時間をお借りいたしまして申し訳ございません。本日９時29分から開催いたしました議会運営委員会において、議長から選任されていない、委員ではない者が出席した状態で審査を行い、審査結果に瑕疵を生じさせてしまったため、議長により本会議を休憩していただき、改めて議会運営委員会を開催いたしました。このような事態を招いてしまったことにつきまして、議会運営委員長として深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○大久保たかし議長　以上のとおりであります。

この際、議会改革特別委員会における委員長の互選の結果について御報告申し上げます。岩井清郎議員の委員長の辞任に伴い、議会改革特別委員長が不在となりました。委員長の互選の結果、宮本均議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　この際、学校教育部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　貴重な時間をお借りし、申し訳ございません。発言の取消しを３件お願いいたします。

初めに、昨日の越川雅史議員の一般質問における学校教育部が所管する委託契約に基づく業務責任者、地域コーディネーターの配置に関し、代替者は突発的な体調不良等でやむを得ず勤務できない場合に限って認められるのかとの御質問に対し、「■■■

うになっているのかとの御質問に対し、「■■■■■■■■■■■」と答弁いたしましたが、個別事案について詳細に確認する必要があることから、おわびして取り消したいと思います。申し訳ございませんでした。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。ただいまの学校教育部長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってただいまの学校教育部長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　最後に、同じく業務責任者、地域コーディネーターの配置に関し、月次請求処理の際には、あらかじめ定められた業務履行確認手順によって適切なチェックを行い、確認手続を行った結果、整合性が確保されていない書類は存在していないことで間違いないかとの御質問に対し、「■■■■■■■■」と答弁いたしましたが、個別事案について詳細に確認する必要があることから、おわびして取り消したいと思います。申し訳ございませんでした。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。ただいまの学校教育部長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってただいまの学校教育部長の申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川雅史議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。ただいま取消しになった調査事項については、私は２月から所管部署とのやり取りを進めてまいりました。その間、私の調査結果を提示したら一蹴され、再調査を依頼するも放置され、督促したら過去の説明をひっくり返された経緯は昨日述べたとおりです。ただいま所管部長より発言の取消しがあり、発言の取消しそのものについては、これを否定するものではありませんが、簡単な字句の修正や言い間違いの訂正とは異なり、３か所にもわたり答弁の特に重要な結論部分が取り消されるというのは極めて異例であります。昨日の一般質問のやり取りとは、今後の調査次第ですが、結論部分が大きく異なってしまう可能性が高いわけですから、昨日の一般質問を御覧になった市民の方々に誤解を与えることはもちろん、会議の適切な進行をも妨げる行為と言っても差し支えないと思います。よって議長におかれましては、当該部署に対し、地方自治法第131条に基づき厳重に注意していただくよう要請いたします。

○大久保たかし議長　ただいまの越川雅史議員の議事進行発言に対し、お答えいたします。

議長といたしましても、越川雅史議員より指摘があったとおり、昨日の一般質問における学校教育部長の発言は正確性を欠くあまり質問全体の趣旨を損なうおそれがあったと言わざるを得ないと思慮いたします。

改めて学校教育部長に申し上げます。今後は事実関係の正確性について、より一層留意して発言されるよう厳重に注意をいたします。

次に移ります。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員　おはようございます。とくたけ純平です。イスラエルとイランは停戦に向かうようですが、イスラエルによるガザでのジェノサイドは今も続き、日々多くの人が殺害されています。世界中の戦争が終わり、一刻も早く世界平和が実現することを願います。

それでは、通告に従い一問一答にて一般質問をいたします。事前の通知のとおり大項目１つ目を取り下げ、大項目４つ目と５つ目を入れ替えた上、防災行政についてのエとオを入れ替えて質問してまいります。お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

大項目、教育行政についての市立学校における読書教育及び学校図書館についてです。

本市は、かねてより読書を活用した教育を重視していると認識していますが、アとして、読書教育の効果と意義をどのように考えているか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学習指導要領解説国語編に、「読書は、今後どのように社会と関わっていくのか、どのような人生を送ろうとするのかを考え、判断していく参考となる」と示されており、本市といたしましても同様に考えております。また、市川の教育４つのＰＲＯＪＥＣＴの一つである「子どもの可能性を育てるＰＲＯＪＥＣＴ」では、全教科領域で図書を活用し、言葉の力を育てております。読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが、生涯にわたる読書活動の基盤になると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　読書教育をとても大事に考えていることが分かりました。ただし、これも十分な蔵書があってこそだと思います。

続いて、イ、学校図書館の蔵書状況及び蔵書の購入方法について伺います。文科省は学校図書館の蔵書の標準数の算定方法を示しています。本市の市立学校で図書館の蔵書が標準数に満たない学校は、小中それぞれ何校あるのでしょうか。また、市立学校の平均の蔵書率について、５年前と比べての増減を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

市立学校で図書館の蔵書が満たない学校につきましては、令和６年度は小学校５校、中学校５校であります。また、学校図書館図書標準の達成状況は各年度で変動があり、５年前の令和２年度は約120％、令和６年度は約110％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　基準に満たない、標準に満たない学校が小中合わせて10校あり、５年前と比べて平均の蔵書率が減っているということです。そんな中、現在、ＰＴＡ会費を利用して蔵書を購入することがなくなったと聞きましたが、その経緯と詳細を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

図書の購入については、通常備えるべき備品の整備として、市が公費で購入するものであります。そのため、図書購入を含む学校備品の整備に係る経費等にＰＴＡ会費を活用しないため、令和５年11月に市川市ＰＴＡ連絡

協議会から各学校へＰＴＡ会費におけるガイドラインを配付し、周知が図られました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　学校図書館の本は公費で購入するものというのは、私もそうあるべきだと思います。関連して伺っていきますが、まずウとして、学校図書館を活用した読書教育の推進及び蔵書の充実に向けた考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会では、「学校図書館支援通信」を作成し、各学校に特色ある学校図書館活用について周知を行っています。また、学校図書館活用推進協力校を指定し、実践発表の実施やデータでの事例を各学校と共有しております。推進協力校では、国語科以外での教科でも学校図書館の活用やミニビブリオバトルなどを行いました。市内小中学校では推進協力校を含め、子供の読書活動優秀実践校の文部科学大臣表彰を６年連続で受けております。蔵書を充実させるための取組としては、学校図書館図書整備等５か年計画に基づき整備を進めています。加えて、児童生徒が利用できる取組として、物流ネットワークを活用して公共図書館と学校、学校間で図書を共有しております。

以上でございます

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本を活用した様々な取組を伺いました。質の高い読書教育を続けるためにも、返す返すも各学校の図書館の蔵書の充実が欠かせないと考えます。しかし、蔵書率は下がっており、小中合わせて10校で標準数を満たしていないという御答弁が先ほどありました。一方で、本の価格は年々高騰している中、ＰＴＡ費で蔵書の購入をしなくなった現実もあります。図書の購入予算を10年度分遡って見てみますと、予算ベースで2016年度が小中合計1,730万円ほどだったものが、今年度は1,468万円ほどと260万円以上減額しています。状況を鑑みれば、図書の購入予算の増額が必要だと思いますが、教育委員会としての見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会といたしましては、各学校の学校図書館図書標準に基づき予算措置に努めております。一方で、蔵書の除籍、更新により標準冊数が満たない学校につきましては、蔵書作業を適切に行っているかどうか、実態を調査してまいります。

以上でございます

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　学校現場からは蔵書の購入費がもっと欲しいという声を聞いています。また、蔵書率が学校によって８割を切っているところもあると聞きました。子どもたちのために本の予算の増額、資料の購入の増額を、これは市長、財政部も含め要望をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、大項目、障がい児者やその家族及び事業所への支援についての(1)医療的ケア児及びその家族が支援につながるための体制整備について伺います。

医療的ケアが必要なお子さんが出生後、入院中、そして退院後、行政の支援につながるための体制は、どのように整備されているのかお示しください。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

人工呼吸器による呼吸管理や気管切開部からの喀たん吸引などの医療行為が必要な医療的ケア児の多くは、出生後一定の期間を病院で過ごし、その後、退院して自宅での生活を開始しています。そのため、入院中から医療、保健、福祉等の分野の関係機関が連携を図り、退院後、家庭での生活が順調に進むよう、退院後の生活を見据えた支援体制を整える必要があり、これらの支援を調整する役割として、医療的ケア児等コーディネーターの設置が進められております。本市において医療的ケアが必要なお子さんと、その家族が行政につながる主なきっかけは、入院先の医療機関から医療的ケア児等コーディネーターの事務局である発達支援課に相談が入る場合が多く、そこから退院後の生活の体制を整えるために、医療的ケア児等コーディネーターによる支援が進められております。初めに、病院などで看護師、保護者と医療的ケア児等コーディネーターの３者で面談し、お子さんについての状況を詳しく伺い、利用できる制度や福祉サービス等について、保護者に情報提供しております。また、退院前に入院先の病院で開催されるカンファレンスにも出席し、院内の主治医や看護師をはじめ、地域の診療所、訪問看護ステーションなどといった支援機関と情報を共有するとともに、退院後に関わる複数の支援者の役割分担についても協議して、地域での生活を支える体制を整えております。さらに、お子さんが退院した後は、医療的ケア児等コーディネーターが訪問看護ステーションの看護師やこども家庭相談課の保健師などと一緒に自宅を訪問し、実際に自宅で生活して生じた新たな困り事などについて、保護者に聞き取りを行っています。そして、生活状況に応じた福祉サービスなどについての情報を提供するなどして、必要な支援につないでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　適切な支援体制の構築がされているような御答弁ですが、果たしてそのような支援が全てのケースで確実に行われていると言えるのか、漏れがなく医療的ケア児等コーディネーターにおつなぎできているのか、改めてその点の認識を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

医療的ケア児についての情報は、医療機関において入院しているお子さんの様子や御家族の意向などを考慮し、治療及び支援の方針を踏まえた上で、必要があると判断した場合に本市へ提供されております。そのため、医療機関からの情報提供がない場合は、市では直ちに情報を捕捉することが難しいことから、市内に在住している全ての医療的ケアが必要なお子さんについて、医療的ケア児等コーディネーターが支援している状況には至っていないと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　つながっていないケースがあるということです。医療的ケア児等コーディネーターにつながれるかどうか、適切な行政支援の案内が行われるかどうかで精神的な部分も含め、御家族の負担は大きく左右されると考えます。御家族の中には医療的ケア児等コーディネーターのことをもっと早く知ることができれば安心できたのに、小児慢性特定疾病医療費助成や身体障害者手帳について情報提供が十分になく、申請が遅れ、経済的な不利益も被った、病院や地区担当の保健師から行政における支援について適切な案内がされなかったという声が聞かれる、そういった現実があります。医療的ケア児は今後確実に増えると言われる中、御家族への情報伝達に漏れがない体制づくりが求められます。

そこで、御家族と支援をつなげるためのフローチャートや医療的ケア児等コーディネーターの案内や身体障害者手帳の申請の案内など、御家族へ伝えるべき項目のチェックリストなどを作成し、関係する病院や保健師等に

共有してはいかがかと思いますが、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

医療的ケア児への支援においては、医療機関が家族と情報共有を図った上で、できるだけ早期に本市の医療的ケア児等コーディネーターに情報を提供していただくことが重要なことから、今後は病院が家族を本市の医療的ケア児等コーディネーターにつなぐまでの手順を分かりやすく表現した資料などにより、医療機関への周知を拡充してまいります。また、医療的ケア児の支援について概要が理解できるよう、利用できる制度や福祉サービスなどについて項目をリスト化したパンフレットを作成するなど、家族や関係機関に周知する取組も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひお願いをしたいと思います。

加えて伺います。さきの御答弁のパンフレットを御家族向けにより増強する形で、医療的ケア児やその御家族が受けられる行政支援、福祉サービスや必要な手続、医療的ケア児を実際に育てている方々の経験談などを掲載したハンドブックを作成しお届けすることができれば、御家族は気持ちの面で少しでも安心ができるのではないか、不安や負担の軽減に役立つのではないかと考えます。そこで、本市でそのようなハンドブックを作成してはいかがかと思いますが、見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

医療的ケア児やその家族を支援するための制度や福祉サービスは多数あり、また、医療的ケア児の生活には日常的に医療、保健、福祉、保育、教育などといった様々な関係機関や専門職が関わっています。そのため、お子さんや御家庭の状況に応じた支援を活用するに当たり情報を収集し、サービスの内容や支援者の役割を理解して適切に判断していくことは、保護者にとって大きな負担となっているものと考えております。そのため、利用できる制度やサービスの内容、相談窓口、さらには支援に関わる関係機関の種類とその役割など、医療的ケア児の子育てにおいて必要な情報を保護者に分かりやすくお知らせするための取組は必要であると認識しております。今後は必要な情報を整理した分かりやすい冊子を作成するなど、保護者の負担や負担感を少しでも軽減することができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひ冊子の作成を進めていただいて、医療的ケア児やその御家族が安心して過ごしていける市川市にしていただくようにお願いをいたします。

続きまして、(2)セルフプランについて。アとして、セルフプラン率の現状及びセルフプランのデメリットについて伺ってまいります。障がいのある方が障がい児通所支援等を利用するに当たり、市に提出する必要がある障害児支援利用計画案等について、相談支援専門員が見つからないなどの理由でセルフプラン、御自身で計画案をつくって提出される方がいらっしゃいます。本市におけるセルフプランを提出されている方の割合、国や県の平均値と比較しての状況、セルフプランのデメリットについてお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

セルフプラン率は各市町村において差異はございますが、昨年３月末時点の全国と千葉県のデータでは、障が

い福祉サービスなどにおける割合は全国平均で約16％、千葉県平均で約17％に対し、４月現在の本市の割合は約39％となっております。また、障がい児通所支援における割合は全国平均で約31％。千葉県平均で約38％に対し、本市は約84％となっており、本市のセルフプラン率は高い状況となっております。セルフプランは、事業者を介さずに市町村に申請できるため、支給決定までの時間を短縮できる一方で、保護者や利用者自身で自分に合ったサービスや事業所を探す必要があり、また、相談支援専門員によるアドバイスや定期的なプランの見直しを受けることができず苦慮することがあると聞いております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続いて、イとしてセルフプラン率の抑制について伺いますが、さきの御答弁で本市のセルフプラン率が非常に高く、当事者が苦労していることが分かります。一般的に利用できるサービスや事業所を探したり、プランをつくるには専門的な知見が求められると思います。セルフプランでは、プランの検証や見直しにも限界があると考えます。ついては、セルフプラン率を抑制しなければならないと思いますが、１として、課題とこれまで取り組んできた対策についてお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

昨年、市内の相談支援事業所に調査を行ったところ、ほとんどの事業所において、これまで以上のプラン作成を担うことは困難との回答があり、受入れ可能な事業所が少ないことが課題であると認識をしております。これまでの取組としましては、障害者総合支援法に基づき設置する市川市自立支援協議会において、事業所や関係機関とセルフプラン率の改善に向けて課題を共有してまいりました。また、事業者に対しては、相談支援事業者への参入や相談支援体制のさらなる拡充に努めていただけるようお願いをしてまいりました。相談支援事業所数は少しずつ増えてはいるものの、福祉サービスの利用希望者も増えていることから、セルフプラン率はほぼ横ばいとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ほとんどの相談支援事業所に、これ以上のプラン作成を担う余裕がないということです。何件もの事業所に電話をしたものの、担当してくれる相談支援専門員が見つからないと泣きながら電話をかけてくる方もいらっしゃると、本市の相談支援専門員から聞いたことがあります。事業所も人員配置や経営面の難しさに苦慮しているのではないかと思いますが、２として、事業所が行う相談支援事業について、経営の面での現状と課題を本市はどう認識しているのかを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市内の相談支援事業所の人員配置状況を見ると、相談支援専門員の約４分の３は相談支援業務以外の業務を兼務しており、通所系サービスなど他の事業と併せて実施していることが多くなっております。相談支援事業の基本報酬は、プラン作成やモニタリングを行わないと算定できない仕組みとなっており、また、基本的にモニタリングは毎月行うものではないため、収入が不安定となる場合が多くなっております。特に障害児相談支援事業では、ほとんどの利用者がモニタリングは６か月に１回と設定されており、事業者の収入につながりにくい面もあり、事業所の拡充などにつながらない要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　セルフプラン率が下がらない要因には、相談支援事業の経営面の課題が考えられるということが分かりました。モニタリングが半年に１回ということで、介護事業と比べても報酬が極めて限定的だという現実があります。

そこで、３、計画相談支援推進事業補助金制度を創設する考えについて伺います。セルフプラン率を下げるためには、専従の相談支援専門員を増やす必要があります。それには事業所への補助金が一助になると考えますが、補助金制度の創設について、お考え、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

セルフプラン率を抑制するためには、計画相談支援や障がい児相談支援を常勤専従で行える相談支援専門員を新たに増やすことが重要と考えております。他の自治体の施策の効果などを検証し、効果的な施策について引き続き検討しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁ありがとうございます。福祉部も本市のセルフプラン率の極めて高いと言える状況、調べてみると県内でワーストクラスと言える、そういった数字です。この現実に大きな問題意識は持っているものと思いますから、補助金制度の創設に向けて動いていただけるものと期待をしております。この状況を改善しなければ、本市にとっても不名誉な一面となってしまいます。ぜひ市長、財政部も、こちらも予算の面で後押しをしていただくことを要望いたします。ぜひお願いをいたします。

続きまして、次の大項目、外国人差別やヘイトスピーチ、ヘイトクライムに関する歴史認識と現状認識及び今後の取組についてです。

1923年に発生した関東大震災に際し、現在の市川市でもデマにより朝鮮人が虐殺された記録が残されています。(1)として、このことについての本市の認識と、こういった歴史が繰り返されてはならないというお考えがあれば、併せてお示しください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

関東大震災に際しまして起きました事件につきましては、千葉県が発行しております「千葉県の歴史通史編近現代２」や内閣府の災害教訓の継承に関する専門調査会による報告書、関東大震災第２編に記載されていることを確認しております。また、本市の歴史刊行物におきましても、関東大震災では朝鮮人に関するデマが広く流布し、これを信じた人々によって虐殺が起きた、このことが各地で伝えられており、市川市域も例外ではないなどの記載がなされております。関東大震災の発生から約100年が経過しており、当時と現在では時代背景が異なっております。また、情報伝達手段も現在とは異なるという前提はございますが、このような事件は二度と起きてはならないものであると考えております。そのため、同様の事件が再び起きないよう、災害時の正確な情報発信などの様々な対策を行うとともに、いかなるときも人権が尊重される社会の実現に向けて、人権啓発事業に継続的に取り組んでいくことが重要と認識しております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁の中で、災害時の正確な情報発信ということでありましたが、災害時にかかわらず、もう平時でもやはり正確な情報発信は求められる、そういった時代だと思います。本市では、若宮や南行徳などで、分かっているだけで25名の朝鮮人が殺害されたことが知られています。100年以上前のことではござい

ますが、今再び外国人に対する差別が広がり、排外主義と捉えられる政治勢力が次々と現れている、そんな状況だと私は認識しています。中には歴史修正と言える発言をする政治家もおり、見過ごせる状況ではないと考えています。全国ではヘイトクライムと言える事件も発生をしています。本市で起こらないとも限らないと思います。だからこそ、差別に基づく過去の凄惨な歴史を忘れてはならない、昔のことだからよく分からないと曖昧にしてはならないという思いで質問をさせていただきました。

続いて、(2)として、本市における外国人差別及びヘイトスピーチ、ヘイトクライムの事案として、本市における発生の件数や内容などの把握状況を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

まず、ヘイトスピーチにつきましては、法務省の公式ウェブサイトにおきまして、内閣府が実施した調査からの引用としまして、「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動」を、一般にヘイトスピーチと呼ぶと紹介しております。次に、ヘイトクライムにつきましては、国会におきまして、「政府としてその定義について特定の見解を有していない」と答弁がされております。そのため、一般的に言われている内容でお答えをいたしますが、人種、民族、性的指向など特定の属性を持つ個人や集団に対する差別や偏見などを原因とした犯罪とされているところであります。

このような整理に基づくヘイトスピーチやヘイトクライムに関する本市の状況であります。把握できている限りのものとなりますが、市公式ウェブサイトから投稿できる市民の意見箱にヘイトスピーチと疑われる事案についての情報提供は、令和５年に１件ほどございました。情報提供者によると、当該事案は、ある動画配信者が本市条例に違反する行為を行っている外国人と思われる者に対して、過度な注意や非難をする動画を上げていたというものでありますが、当該アカウントは投稿後に停止されたことを確認しております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　件数をお答えいただきましたが、恐らくこれは御答弁にもありましたが、全てではない氷山の一角、全体像は把握し切れていないという可能性が高いのではないかと思います。外国人に対するヘイトスピーチがどのような言動を指すのかが、いまいち周知されていない、認識されていないという状況もあるのではないかと危惧をしているところです。

そこで３点を伺います。具体的にヘイトスピーチとはどのような言動を指すと認識をしているのか。昨今、母国へ帰れや、犯人は何々人に違いないという犯罪者みなしが行われることが増えていると感じます。そういったものがヘイトスピーチに該当するかどうかも、併せて御認識をお示しください。また、ネット上での書き込みも該当するのか、さらに政治活動や選挙運動であればヘイトスピーチも許容されるんではないかという言説が一部にありますが、果たしてそうなのか。

以上について本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問の３点の認識につきましては、本市では、これまで的確に判断すべき事例がなかったことから、明確に見解をお答えすることは困難であります。そのため、法務省の公式ウェブサイトや国会の答弁など国の見解を基にお答えをさせていただきます。

まず、１点目でありますが、ヘイトスピーチと呼ばれる言動につきましては、先ほども答弁をさせていただい

たとおりでありますが、特定の言動が、いわゆるヘイトスピーチ解消法第２条に定める不当な差別的言動に該当するかにつきましては、発言の背景や前後の文脈などの諸事情を総合的に考慮して判断されるべきものであり、一概に回答することは困難だというふうにされております。その上で、例示といたしまして、祖国へ帰れといった特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく一律に排除、排斥することをあおり立てるものや、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるといった著しく見下すような内容のもの、そして生命、身体などに危害を加えるような脅迫的言動とするものが挙げられております。

次に、２点目のネット上の書き込みについてであります。ヘイトスピーチ解消法第２条に定める不当な差別的言動は、デモや街頭宣伝活動における発言といった一定の手段、方法、媒体に限定されるものではなく、例えばインターネット上の書き込みなども含むと解されております。

最後に、選挙運動などにおけますヘイトスピーチについてでございます。選挙運動、政治活動の自由の保障は民主主義の根幹をなすものでありますが、選挙運動、政治活動として行われたからといって、ヘイトスピーチが許されるものではないとされております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ネットでの書き込み、政治活動や選挙運動もヘイトスピーチ解消法の規定に該当するということ、当然ではあると思いましたが、確認をいたしました。犯罪者みなしについては、これが最近増えているんではないかと私は思っているところですが、これは状況や背景によるということではありますが、本年３月18日、東京地裁では、特定の国籍や人種を犯罪と結びつけ犯罪予備軍とみなす犯罪者みなしがヘイトスピーチ解消法第２条不当な差別的言動に該当すると認めています。ヘイトスピーチがどういった言動を指すのか、本市としてもさらに理解を深めていただき、そして市民への周知にも力を入れていただくように要望をいたします。

さて、本市は2021年の議会答弁にて、在日外国人の日常生活における生きづらさ等を把握するためのアンケート調査を実施するとしていましたが、本調査の結果はどのようなものだったのか、アンケート調査はその後継続をして行っているのか、お伺いをします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問のアンケート調査につきましては、多様性社会の実現に向け市内の外国人の実情を把握するため、令和４年１月から２月にかけて、在住、在学、在勤等の外国人を対象として実施をいたしましたが、それ以降は実施をしておりません。調査結果でありますが、本アンケート調査では、市川市が安心して暮らせる町だと思いますかなどを設問とし、132件の回答をいただきました。具体的には、ヘイトスピーチを見たり聞いたりしたことはありますかとの問いに対し、はいとの回答は35件、ヘイトスピーチをどこで見聞きしましたかとの問いには、複数回答を前提としたものではありますが、58件の回答があり、内訳は、テレビ、新聞、ネットとの回答が約６割で35件、市川市じゃない場所との回答は約２割強で14件でありました。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　さきの御答弁では、本市の把握しているヘイトスピーチが令和５年度に１件あったということでしたが、やっぱりそれが全体の僅か一部にすぎないんではないかということが、このアンケート調査から推測ができるんではないかと思います。市外での経験も含めてというものではありますが、回答者の４分の１くらいがヘイトスピーチを見たり聞いたりしたということですから、本市在住の外国人の人口に当てはめれば5,000人以上という計算になります。私の感覚では、年々、差別は広がってしまっていると思いますから、今調

べればもっと増えている可能性も考えられると思います。社会の変化を捉えながら、本市に必要な施策を練るためにも、このアンケートの定期実施を要望いたします。

続いて、(3)として、外国人差別をなくしていくための本市の現在の取組を御答弁ください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市では令和元年に策定いたしました市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針に基づきまして、多様性を尊重し、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、外国人差別を含め、いじめやＬＧＢＴＱ＋の理解促進といった幅広いテーマで人権啓発事業を実施してきております。本市の具体的な取組といたしましては、人権擁護委員がヘイトスピーチを含む人権問題の相談に応じる月に１回の特設人権相談の開設や、毎年12月の人権週間に合わせて行っています人権啓発イベントの実施などが挙げられます。昨年度の人権啓発イベントでは、外国にルーツを持つ著名人を講師に招きまして、御自身の経験を踏まえた御講演をいただき、参加者から好評をいただいているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続いて、(4)外国人差別をなくすための今後の取組について伺ってまいります。さきの御答弁で、人権啓発イベントとして、外国にルーツを持つ著名人の講演を行ってきたと御答弁がありました。この取組自体は否定するものではもちろんないと思いますが、近年の複数の実績を見る限り、講師として、いわゆる西洋白人の著名人を招いているという状況があります。一方、本市在住の外国人は９割以上がアジアの出身者です。差別の矛先はアジア系の住民、あるいは難民認定者及び申請者、仮放免者に向けられることも多いため、そういった属性の方々や支援者を招いた講演会、あるいは講座を開催することも、本市において互いの理解を深め、そして差別をなくすために効果的な取組ではないかと考えますが、本市の見解をお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問者から御提案いただきました外国人の中の、さらに特定の属性を持つ方をテーマとする考えにつきましては否定するものではございません。これまでの講演や講座の開催に当たりましては、そういった視点も踏まえた上で、人権の大切さはあらゆる属性の方にも当てはまるという気づきが得られるように事業を実施してきたところであります。今後も人権高揚が効果的に図られるよう、他自治体の実績や予算などを勘案しながら、人権啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　難民に対する誤った認識というのも、まだまだ根強く、差別のもとになっていると思います。否定するものではなくという御答弁をいただきましたが、様々な面から差別を根絶する取組を一層進めていただきますよう、お願いをいたします。

視点を変えて伺います。差別をなくすためには外国人と日本人の住民の交流の機会をつくっていくことが大切だと思います。例えば外国人住民が自治会で活動しやすいようになれば、外国人住民にとっても、自治会にとってもプラスの面があるのではないかと思います。自治体によっては、自治会や町内会向けに多文化共生を目指すガイドブックを作成し、渡しているところがありますが、本市でもそのような取組を行ってはいかがでしょうか。御認識を伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

現在、本市では外国人住民の方が自治会活動に参加できるよう、英語と中国語に加えて、やさしい日本語で書かれた自治会加入リーフレットを作成し、自治会の加入促進に努めております。議員御質問の多文化共生を目指した自治会向けのガイドブックにつきましては、現時点では自治会からの要望はなく、作成しておりませんが、自治会からの要望がありましたら、他市の事例を参考にしながら作成することも検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　埼玉県のとある団地では、外国人住民と日本ルーツの地域住民が一緒に社会活動をすることで、若い日本ルーツの住民も増えたという事例があります。これは、本市もやはり若い市民を増やしたいという課題があると思いますので、参考にできるんではないかと思います。自治会から要望があればということですが、自治会にその観点がないということも考えられますので、まずは本市から自治会に意向を聞いていただくことを要望します。

続きまして大項目、防災行政についてのペット及びペットを家族に持つ住民に配慮した避難所について伺います。

アとして、ペットを家族に持つ住民の数の認識についてですが、先順位者の答弁の中で、本市の犬の登録頭数は２万頭余りということが分かりました。猫の数は正確に把握できないものとは思いますが、国や民間の調査により、猫の飼育頭数、世帯数が推測できるのであればお示しください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

猫の頭数については、登録制度がないため正確な数は把握ができておりませんが、民間団体の調査結果では、昨年度、猫の世帯飼育率は約8.6%、飼育頭数は世帯当たり約1.8頭となっており、これを本市の世帯数に当てはめますと、猫の飼育世帯は約２万2,000世帯、飼育頭数は約４万頭と推計されます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本市では推定で４万世帯が犬や猫を家族に迎えているということになります。

続いて、イ、ペット同行避難所及びペット同伴・同室避難所の設置に関する考え方について伺います。本市では、状況によって４か所ある同伴避難所の開設が予定されていますが、同伴避難所を設置することの理由を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

環境省の人とペットの災害対策ガイドラインでは、自治体が行うペット対策の目的を、飼い主による災害時の適正飼養及び多様な価値観を有する人々が災害を乗り越えることを支援することと定めております。過去の災害では、飼い主がペットのために避難をちゅうちょするなどの事例があり、ペット避難が大きな課題となりました。また、平成23年の東日本大震災では、ペットが自宅に取り残される例や放浪する例が多数生じたことをきっかけとして、飼い主とペットが一緒に避難し、別の空間で避難生活を送る同行避難が全国に広がりました。さらに、平成28年の熊本地震では、避難所のペットの受入れに関するトラブルや、ペットとの車中泊によるエコノミー症候群の発症など、数多くの課題が指摘されたことから、より適切なペット対策が求められるようになりました。本市では、その解決策の一つとして、これまでのペット同行避難をさらに進め、飼い主とペットが避難所まで一緒に避難し、避難所の同じ空間で避難生活を送るペット同伴避難所を災害の規模や状況に応じて開設するこ

ととしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　同伴避難は、本市では同室の避難を意味しますが、同行ではなく同伴、同室の避難所が必要な理由は、飼い主が避難をちゅうちょしないため、避難所のペットの受入れに関するトラブルを軽減するため、車中泊によるエコノミー症候群を解消するためということです。要するに、同行避難では十分ではないということになります。

続いて、ウ、災害時に開設が予定されているペット同伴・同室避難所の現状について伺います。先順位者の答弁で、ペット同伴避難所４か所合計の収容世帯数が想定で約30世帯と伺いました。その算出方法を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ペット同伴避難所の世帯数は、１世帯４人の構成、１人当たりの面積を４㎡として算定をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　伺いました。続いて、さきに申し上げたとおり、エとオの順番を入れ替えて、先にオ、ペット同行避難所及びペット同伴・同室避難所で受け入れる動物種について伺います。現在、同行、同伴ともに受入れは犬と猫のみとされています。犬、猫のほか全国的に多い亀、モルモット、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥などは人間に危害を加える動物とは考えづらく、これらの動物の受入れは認めるべきだと思います。以前にこの議会で同様の質問がありましたが、検討するとしたまま、いまだに進んでいない状況です。悠長に構えていられることではありません。早急に準備を進めていただけないでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

過去の定例会においても同様の御質問、御要望をいただいており、ペットの災害対策に詳しい専門家へ意見を伺ったところ、犬や猫の隣接した場所にハムスターなどの齧歯類や鳥類のケージを置く場合、相互にストレスとなり、自傷行為等の問題が予想されるとの見解をいただきました。本市では、これまでこの見解を踏まえまして対応を検討した結果、飼い主も同じスペースにいて、動物間の距離確保など、ある程度のストレス対策はペット同伴避難所の場合、可能と判断し、人間に危害を加えるおそれのない小動物については受入れ対象とすることで、現在準備を進めていくこととしております。一方、ペット同行避難所では、十分な避難スペースを確保することが難しいことから、受入れ対象の拡大は困難と考えていますが、齧歯類などの小動物を対象としている自治体もありますことから、災害時の状況や課題などを調査研究してまいります。引き続き動物に対して多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えられるよう、ペットに係る災害対策を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　どの種類の動物であっても、その家族にとってかけがえのない命です。犬、猫のほかに小動物の受入れを進めていくとの御答弁を歓迎しますが、動物の種類、受入れをもっと増やせるように、行く行くは検討していただきたいとも思います。災害はいつ起こるか分かりませんので、早急な体制の準備をお願いいたします。

続いて、エ、市立小中学校の避難所にペット同伴・同室避難室を設置する考えについてです。市立小中学校では同行避難が可能となっていますが、ペット用スペースが昇降口に指定されており、犬や猫の生態を考えれば、

学校の校舎の中でも適した場所とは考えられません。また、同行避難は、ペットが飼い主の目の届かない場所にいることになり、それによる不安から、動物を家族に持つ市民の多くは同行避難所には行かないと考えられます。先ほどの環境部の答弁でも、それが示されていると思います。しかし、本市が用意している同伴避難所は僅か４か所、収容想定が30世帯だけです。犬、猫を家族に持つ推定４万世帯に対し、到底足りません。そこで、私は市立小学校の災害時の施設利用計画を全て調べ、発災当初の利用予定のある部屋と利用予定のない部屋をリストアップしました。学校によっては理科室や図工室、家庭科室、生活科室、音楽室、多目的室などの特別教室、図書室や児童会室、ＰＴＡ会議室やランチルームなどを使う予定としておらず、そうであれば、災害という緊急事態の中、ペットの同伴・同室避難室に利用できると考えました。市民の命を守ることを考えれば、各市立小中学校で少なくとも１部屋をペット同室避難室に指定することが欠かせないと考えます。

以上について認識をお答えください。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市では、地域防災計画において、ペット対策として、飼い主の責任の下、ペットと一緒に避難する同行避難とともに、一部の避難所ではペットと同じ空間で過ごす同伴避難できる体制を整備することとしております。避難所におけるペットの飼育用スペースは、動物が苦手な人やアレルギー疾患を有する方も含めて多くの避難者が共同生活を送ることから、トラブルを最小化させるため、避難者のスペースや動線から一定の距離を置くことが適切と考えております。そのため、市立小中学校において避難所となる体育館との距離や、学校再開時に極力支障を来さないことなどを考慮して、小学校区防災拠点協議会の意見も踏まえ、昇降口などをペット飼育スペースとして活用する予定であります。災害時における学校施設の利用計画は、あくまでも発災当初の利用の優先順位を示すものであり、御質問の特別教室については、ほとんどの学校で想定される避難者数を体育館のみで収容することは困難なことから、必要に応じて追加の避難スペースや、要配慮者のための福祉避難室として使用することが考えられます。また、家庭科室は炊き出しのために使うことや、他の特別教室も支援物資の保管場所とするなど様々な用途に活用することも想定しております。今後も避難を必要とする方々が避難をためらうことがないよう、関係部署と連携し、引き続き地域バランスを考慮したペット同伴避難所の確保に努めていきたいと考えております。

加えて、自助の備えとしてペット同行避難及び同伴避難するための準備を行うとともに、友人・知人宅などペットと一緒に避難できる場所や、ペットの一時預かり所の確保などを事前に検討しておくことも大切であるため、周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　後ろ向きな御答弁のようでしたので、再質問してまいりますが、ここからは簡潔に、なるべく一言での御答弁をお願いしたいと思っています。

まず、犬、猫を家族に持つ世帯、推定約４万世帯に対し、現在の同伴・同室避難所は、先ほども申しましたが、収容が想定で30世帯です。複数の議員がこの間、増やすことを求めているものの、なかなか増えません。何年かかけて仮に倍に増やせたとしても、それでも60世帯程度です。誰一人取り残さないと掲げる本市ですが、いつ大災害が起きるか分からないという中で、この進め方で十分だという認識なのか、危機管理監に御答弁を求めます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　確かに30世帯では足りないという認識はございます。引き続き関係部署とペット同伴避

難所の確保に努めるとともに、他市の事例を研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　足りないのは、本当におっしゃるとおり、皆さんがそう思っていると思います。しかも、同伴避難所の一つ市民プールは近々なくなってしまいますので、増えるどころか減る可能性さえあります。対策が本当に求められていると思います。

続けて伺います。同行避難では、動物がふだんとは違う環境の中、飼い主と離れるストレスや、それを発端とする病気で亡くなる可能性があります。能登の震災においても、そういった体験談を実際に聞きました。また、東日本大震災では、同行避難所にて飼い主の許可なく勝手に犬を連れ出したり、猫のケージを開けてしまうというトラブルも起きたと聞きます。さらに、同じく東日本大震災のときの同行避難所では、純血種と思われる犬や猫だけが、恐らく転売目的で盗難、誘拐される事件も起きています。ついては、同行避難所では行きたくないとして、危険であっても自宅に残るペットの家族、動物の家族を持つ人が多数いても、私は当然だとさえ思います。また、動物の家族を持つ市民の中には、車を持たない人や高齢者も少なくありません。車を持たない高齢者の方が移動できる場所に同伴、同室の避難室が設置されていなければ、その結果として、避難所には行かずに命を落とす市民が出る可能性も否定できないと思います。伺いますが、同伴・同室避難所が十分に確保されていないため、避難所に行くことをちゅうちょし、結果として亡くなる市民が出る可能性を危機管理監は否定ができるのかどうか、簡潔に御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

避難をちゅうちょすることがないよう、その上でペットを家族と考えている皆さん、いらっしゃいますので、市立小中学校にペット同行避難ができることとしております。また、市内４か所に同伴避難所を設けておりますことから、この同伴避難所のほうを、今後も関係部署と連携して、地域バランスを考慮したペット同伴避難所の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁いただきましたが、同行では、これでは行かない人がいるというのが私の前提です。同伴避難所も、先ほど申し上げましたが、市内のあらゆるところに住んでいるペットを持つ高齢者の方が歩いても行ける範囲になければいけないんだということを訴えています。

引き続き伺いたいと思います。さきにも発言したとおり、同行避難の場合、飼い主と離れることの不安によって環境の変化に弱い猫は死ぬことが起きています。本市の同行避難所でも、猫や、場合によっては、犬もストレスによって亡くなるかもしれませんが、本市は、それでもやむを得ないんだ、小中学校は同校避難所だけあれば十分だという認識なのか、これも一言で御答弁をお願いしたいと思います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

市立小中学校の体育館での避難者数の増加であったり、福祉避難室の不足、また、感染症発生時の密集対策として特別教室等を拡張スペースとして確保する必要がございます。また、学校再開の支障にならないことにも配慮しております。繰り返しになってしまいますが、まず市民の命を守ることが最優先の課題と考えております。その上で、先ほどの繰り返しになりますけども、ペットを家族と考えている皆さんがいるということも認識しております。そこで、今後も関係部署と連携して、地域バランスを考慮したペット同伴避難所の確保のほうを務め

てまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続けて伺います。さきの御答弁で、想定される避難者数を体育館のみで収容することが困難なことから、必要に応じて追加の避難スペースとして教室を利用するため、ペット同伴、同室の避難室に使うことはできない旨の答弁がありました。しかし、環境部の答弁では、ペット同伴、同室の居住スペースについては、１人当たり４㎡で計算したということがありました。これは一般的にペットを持たない人に必要となるスペースと同じ数字です。つまり、ペットを家族に持つ人も持たない人も避難所に必要な面積は変わらないということになります。ペット同伴・同室避難室を指定したとしても、全体の収容人数が変わらないということです。それにもかかわらず、先ほど御答弁いただいたように、一般の避難スペースの確保のためにペット同伴、同室の避難室がつくれないというのであれば、ペットを家族に持つ人と持たない人で優先度に差がついているということになってしまいます。

そこで確認ですが、ペットを家族に持つ人と持たない人で、本市は優先度に差をつけているのでしょうか。こちらも一言で御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　そのようなことはありません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　当然優先度はつけないということです。これもさきの御答弁で、多様な価値観を持つ人が共に災害を乗り越えられるようにということもありました。ペットがいる、動物を家族に持つ市民もちゅうちょなく来られる避難所が、これが徒歩圏内にどうしても必要です。それには市立の小中学校を活用する以外に方法がないというように私は思います。

続けて伺います。さきの御答弁で、支援物資の保管先などに教室を使うこともあり、ペット同伴、同室の避難室に使う余裕がないとのことでしたが、これでは市民の健康や命、これは大事だと御答弁いただきましたが、これよりも物資の置場を優先していることになってしまうと思います。本市はペットのいる市民のための居住のスペースより物資の保管のスペースのほうが教室利用を優先すると考えているのでしょうか。こちらも一言で御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

市民の命が一番大切だと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　であれば、ペット同伴、同室の避難室、これを教室の中にせめて１室はもうつくるしかないという御答弁じゃないかと思います。さきの御答弁で、動物が苦手な人やアレルギー疾患を有する方も含めてトラブルを最小化させるために、ペット同室の避難室がつくれないということでした。しかし、昇降口に動物のスペースをつくるより、その先の部屋の中につくったほうがワンクッション扉が増えるわけですから、アレルギーを持つ方や動物が苦手な方に、より配慮することになると考えます。また、特に猫は密閉された空間に安心感を持ちますから、開放スペースである昇降口のほうが、教室に比べて不安から鳴き声を上げることも多く、トラブルが拡大することは、猫の生態を知っていれば明らかなことです。さらに、同行避難の意味を理解せずに避難

所に来た方が、そこで初めてペットと一緒にいられないと知ってトラブルになることが、これまであらゆる被災地で必ずと言っていいほど起きています。

以上の点から、これまでも伺ってきた点からも、ペット同室の避難室をあらかじめ計画しておいたほうが様々なトラブルの回避になることを私は断言できます。危機管理監はここまで聞いてきて、やり取りをしてきて、各小中学校の避難所に同室避難室を設けたほうがトラブルを軽減できると思わないでしょうか。これも一言で御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　先ほど申しましたが、やはり動物が苦手な人、アレルギー疾患を有する方といういろいろな多様な方もいらっしゃいますので、現時点ではペット同伴避難所の確保に努めてまいります。

以上です。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　先ほど私が申し上げたとおり、ペットを苦手、動物が苦手な方のためにも、昇降口に居場所をつくるのも、それも１つですが、さらに教室に居場所をつくったほうが、よりよいというふうに思うわけです。また、同伴の避難室、これを拡大といっても、これも先ほど申しましたが、４万世帯に対して十分な数、これを拡大するのに、果たしてこれは現実的なのかということですね。現実的に考えたら、もう市立小中学校の避難所があるわけですから、その中につくるということしかないと思います。ただ、危機管理監も必要だと認識したとしても、この場でこれ以上の答弁をすることは、もしかしたら難しい立場かも分かりません。

そこで、災害対策本部長の第１順位でもある市長に伺いたいと思います。市長は、今年度の施政方針にて、「災害や犯罪から市民の生活を守る『地域生活安全保障』の確立」の「先駆けとなり、世界中の人々から注目されるまちを目指していきたい」と述べています。これは市議会だよりや「広報いちかわ」でも記載がされており、力が入っている、そういったものなんだと思います。また、市長はかねてより動物との共生を打ち出し、ペットの命の重みを強調されています。動物を愛護される方から非常に期待が高い、そういった田中市長でございます。そして、誰一人取り残さないというテーマも掲げています。本市では推定４万世帯、ペットのいる家庭は一般的に単身世帯より２人以上の世帯のほうが多いですから、人口では８万人を超える市民と推定できます。それだけの市民が災害時に安心できるように、市立小中学校に少なくとも１室はペット同室の避難室を計画するという御答弁、これを多くの方が期待しています。市長、ぜひ市立小中学校にペット同室避難室をつくっていくと、その御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　博愛精神に富む議員の発言には共鳴する点が多くあります。各担当部課に、課題を先送りすることなく努力するように、私のほうから伝えてまいりたいと思います。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁ありがとうございます。前向きな御答弁と受け止めております。本当に大災害は言うまでもなく、いつ起こるか分からないわけです。そんな中、準備が遅れて結局亡くなるペット、あるいはペットの御家族が出てきたということになっては、もう取り返しがつかない、そういった状況です。私が申し上げたとおり、これはできることだということで、本当に強く申し上げているわけです。様々な関係機関と話し合う必要、段階があるとは思いますが、ぜひこれを前に進めて、そして動物との共生、ペットを大事にしている御家族の方が安心して過ごせる、そんな市川市をつくっていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

ほとだゆうな議員。

〔ほとだゆうな議員登壇〕

○ほとだゆうな議員　皆さん、こんにちは。会派未来市川のほとだゆうなでございます。早速ではございますが、通告に従いまして、初回総括２回目以降一問一答の形式にて、私の一般質問をさせていただきます。

初めに大項目の１つ目、子育て支援についてお伺いします。

昨年、本市で行われた小学校就学前児童がいる世帯に対する母親の就労状況のアンケートによると、フルタイムで就労している母親の割合は53.1％となっています。平成30年では41.7％だったので、その割合は前回のアンケート時よりも10％以上上昇しています。フルタイム勤務だけでなく、パート、アルバイト等での就労も含めると、小さな子どもを育てる母親の実に４人に３人が就労していることになります。安心して子育てができる町市川を目指すためには、多様なニーズに応じた保育サービスの充実が求められます。特に共働き世帯が多い現在の市川では、子育てと仕事の両立がかなうよう、行政もサポートしていく必要があります。本市には、安心して子育てができる環境を提供するために様々な保育サービスがあります。今回はその中でも病児・病後児保育事業について質問してまいりたいと思います。

まず、(1)本市の病児・病後児保育事業について。本事業の概要を改めて伺います。また、市内施設数や定員利用状況についても併せてお伺いします。

次に、(2)として、こどもの受験料支援事業補助金について伺います。今年の３月に発表されました本市のこども計画では、基本目標の７つ目にこどもの貧困対策を挙げています。本市において子どもの大学等への進学希望は全国調査よりも低く、また、保護者への調査から、生活困窮世帯の子どもほど大学への進学希望が低くなり、その理由としては、経済的理由によるものというのが大きな割合を占めます。貧困の連鎖を断ち切るためには、世帯の状況によらず均等に教育を受ける機会が必要です。子どもの貧困対策のために、本市ではいろいろな事業を行っておりますが、今回はその中でもこどもの受験料支援事業について質問をいたします。初めに、こどもの受験料支援事業補助金の概要と、その周知方法、昨年度の実績についてお伺いします。

続いて、大項目の２つ目は市内マンションの自治に関する諸問題について伺ってまいります。

現在、市内には３階建て以上の分譲マンションが755棟あり、そのうちの33％の248棟が築40年を超えているそうです。令和６年３月に発表されております第２次市川市住生活基本計画によると、市内の築40年以上のマンションは、25年後にはさらに556棟まで急増することが予想されています。本市の住宅戸数の約65％を集合住宅が占めています。マンションに住む方々が安全、快適に暮らすことができるよう、市を挙げて何ができるかを考えていかなければなりません。実際には、修繕積立金の高騰や管理組合の総会や理事会の出席率の低さ、そして成り手不足、ほかにも管理会社優位の運営など、不安を抱えている方も少なくありません。再開発の話も出ており、今後も本市にはマンションが増え、それに伴ってマンションに住む方の割合も増える可能性があります。市川市が住みよい自治体でありたいと考えると、マンションの実態や課題の把握が必要と考えます。

そこで、(1)として、マンションの実態に関する本市の認識について伺います。また、認識した上で何か対策をされているのか伺います。

続いて、実際に住んでいる方が、よりよい環境で生活するための具体的な策について質問いたします。本市においては自治会加入率が全体で52.1％と低くなっており、この自治会加入率は全国平均と比べても18％程度低い状況です。自治会は行政の末端組織として、自治体と市民をつなぐ位置づけとなっており、また、住民からしても、防災、防犯、子育て支援、高齢者対策などを図り、住みやすい環境をつくる上で、近隣世帯との交流は欠かせないものです。このように、自治会はマンションにおいても市民意識を高めるための重要な要素であると考えますが、そこで、(2)として、自治会が持つさらなる可能性について伺っていきたいと思います。

まず、本市の自治会の中で、マンション自治会はどれくらいあるのでしょうか。また、市民意識の醸成という点で成功しているマンション自治会の取組等があれば、その内容について伺います。

初回の質問は以上です。御答弁いただいた後、再質問をしてまいります。

○大久保たかし議長　答弁を求めます。

こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、子育て支援についてにお答えします。

初めに、(1)病児・病後児保育事業についてです。病児・病後児保育事業は、子どもが病気にかかり、保育園等での集団保育や家庭での保育が困難な場合に、専用の施設において一時的にお子さんを預かる事業です。対象者は市内に在住、もしくは市内の保育園や小学校等を利用している生後57日目以降から小学校３年生までの子どもとしており、医師から、当面は症状の急変が見込まれないと判断された場合に利用が可能となっております。病児・病後児保育の施設は、市内の中部と南部に１施設ずつ、病後児保育の施設は北部、中部、南部に１施設ずつ設置され、全体では５施設となっており、また、病児、病後児を合わせた１日の定員は合計で27人となっております。

次に利用者の状況についてです。病児保育は令和４年度は延べ186人、令和５年度は762人、令和６年度は1,030人がそれぞれ利用しており、病後児保育については、令和４年度が328人、令和５年度が333人、令和６年度が583人の利用となっております。また、定員に対する利用率については、病児保育は令和４年度が12.9％、令和５年度が45.4％、令和６年度が35.8％、病後児保育は令和４年度が12.4％、令和５年度が12.1％、令和６年度が17.4％となっております。

次に、(2)こどもの受験料支援事業補助金についてです。こどもの受験料支援事業は、経済的な困窮により進学の機会を失ってしまうことで、いわゆる貧困の連鎖と呼ばれる状況を生じさせないことを目指す取組として、経済的に困窮しているひとり親家庭等に対して、子どもの受験料や模擬試験費用の補助を行い、子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするものです。本事業の対象となる世帯は、市内在住の20歳未満の子どもを養育している児童扶養手当の受給世帯をはじめとするひとり親世帯、住民税非課税世帯、就学援助、もしくは高校生等就学給付金を受給している世帯です。補助の内容は、大学等の受験料が５万3,000円、模擬試験の受験料が高校３年生相当などに8,000円、中学３年生に6,000円をそれぞれ上限として、支払った費用を補助金として支給するものです。また、本事業の周知につきましては、制度に関するリーフレットを作成し市内の中学校及び高等学校に配付したほか、対象となる児童扶養手当の受給者世帯及び住民税非課税世帯等については直接郵送しております。令和６年度の支給件数は、現時点では大学等の受験料は約130件、模擬試験の受験料は高校生約20件、中学生約50件となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは大項目、市内マンションの自治に関する諸問題についての(1)マンションの実態に関する認識についてにお答えします。

本市には、現在３階建て以上の分譲マンションは約750棟存在し、本市の総世帯数の約20％が分譲マンションに居住しています。これら分譲マンションの管理の実態把握と課題整理を目的として、５年ごとに実態調査を実施しています。直近では令和２年度に実施しており、今年度は調査年度に当たりますことから、現在、調査の実施に向け準備を進めています。マンション対策としましては、管理組合による適切なマンション管理の支援を目的として、管理組合からの要望を受け、マンション管理士２名を無料で派遣し、個々の相談に応じるマンション管理士派遣制度があります。また、千葉県及び公益財団法人マンション管理センターと協力して、管理組合を対象としたマンション管理セミナーを年２回開催しています。このセミナーでは、一般社団法人千葉県マンション管理士会に登録しているマンション管理士を講師として招き、２部構成で開催しています。１部はマンションをめぐる全国的な課題やマンション管理の基礎となる内容の講演、２部はセミナーに参加する管理組合同士の交流会を実施しており、参加者同士が自身の住むマンションの課題や困っていることを共有し、他のマンションの事例に触れることができるため、参加者同士の情報交換の場にもなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目２つ目の市内マンションの自治に関する諸問題についての(2)自治会が持つさらなる可能性についてにお答えいたします。

現在、市内の全226自治会のうち、マンション自治会は43自治会ございます。マンション自治会はマンション住民のみで構成されていて、小規模な自治会が多いこともあり、マンション自治会独自の活動については、こちらでは把握できておりませんが、他の自治会と同様に、住民意識の醸成などのために様々な地域活動を行っております。主な活動の例といたしましては、災害に備えた防災訓練や地域の親睦や交流のための夏祭りや餅つき大会、バス旅行等を実施しています。また、近隣の自治会と合同でイベントを実施している例もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　各部署より御答弁をいただきました。まず、大項目の１つ目、子育て支援についての(1)病児・病後児保育事業について、事業の概要を伺ってまいりました。延べ利用者数については、令和４年、５年、６年と年々増加しているということも分かりました。ただ、病児保育施設については、中部と南部に１施設ずつ、北部エリアには１つもないというような状況です。北部の方もこの病児・病後児保育事業を利用できているのでしょうか。

では、再度伺います。まず、病児保育について、中部と南部にあるこれらの施設における利用者は、市内のどこに住んでいる方なのでしょうか。利用者の住んでいる地域分布はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

病児保育を実施する２施設の令和６年度の利用者について、住所の分布は北部が15％、中部が60％、南部が24％、その他市内の保育園等を利用する市外在住者が１％となっております。それぞれの施設の近隣に住んでいる方の利用が多くなっている一方で、施設からある程度離れたところに住んでいる方が利用している事例も見られております。なお、北部に住んでいる方の利用状況ですが、延べ125人の方が中部にある施設を、30人の方が南部にある施設を利用しており、町名別では、北国分、曽谷、宮久保、国分、中国分、柏井町の順に利用が多くなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　北部の利用者は全体の15％にとどまっているということでした。これは少ないように感じます。私の耳にも病児保育について、遠くから利用するのがちょっと不便であるというような声が届いています。その方がおっしゃっていたことに、子ども関連のことは特に北は後回しなのよねと、そうおっしゃっていたことが、ずんと胸に響きました。北部エリアにも病児保育施設を開設する必要性も感じますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、令和６年２月に新たな病児・病後児保育施設を南部に開設したことにより、市全体の病児保育の定員は６人から12人へと拡大しております。そのことも影響して、病児保育の定員に対する利用率は、令和５年度に45.4％であったものが、令和６年度には35.8％へと低下している状況です。そこで、まずは既存施設の利用を促進していく必要があると考えておりますが、一方で、施設の近隣に住む方の利用が多いという現状を踏まえると、自宅から遠いために病児保育を利用できていないという保護者がいらっしゃることも推測されます。これらの状況を踏まえて、今後、北部における施設整備の必要性について調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　理解しました。南部に新しくできたということもあるので、なかなかすぐにというのは難しいかと思いますが、定員が増えたことによって利用率こそ下がってしまったものの、利用者数は今増加している状況です。病児保育施設ももちろんそうなんですけれども、北部には子どもたちや子育てをしている親御さんに向けた施設があまりありません。中高生などの子どもの居場所になる場所もありません。現在、北部では住宅開発が、特に柏井のほうでは新しい住宅の開発が進んでいまして、どんどん新しい住居が建設されている状況です。北部は今でも希望の保育園に入るのが難しいという話もよく聞きますし、小児科はとても混んでいるというような状況です。今後、さらに子育て世帯が増えてくることが予想されますので、病児保育施設の新設ももちろんなんですけれども、北部の子育てのしやすさであったり、青少年の健全育成についても、引き続きよりよいものになるよう様々な面から御検討いただきたいと思います。

続いて、先ほど定員に対する利用率が病児で35.8％、病後児で17.4％であると御答弁をいただきました。先ほども申し上げましたとおり、南部の施設の新設によって受入れ可能の定員が増えたので、利用率が少し低下しているようにも見えますが、それでも今の利用率は受入れに余裕があるのではというふうに認識しています。そこで、対象年齢の引上げを考えてもよいのではと思うところです。

そこでお伺いします。現在、この病児・病後児保育事業の対象者は、上限小学校３年生までとされているのですが、この部分の３年生までとされている理由について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

病児・病後児保育につきましては、事業を始めるに当たって、先行事例などから乳幼児の需要が多いものと見込んで取組を進めてまいりました。令和６年度の実績では、小学生の利用は全体のおよそ２％となっており、年齢が上がるごとに利用が少なくなっております。このため、現在の需要や今後の見込み、施設の規模や定員などを踏まえ、対象を小学３年生までとしているものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　私自身も、実はこの病児・病後児保育という事業自体は、利用している友人もいたので知っていたんですけれども、小学生も対象であるというようなことは、今回調べてみて初めて知ったところでありました。小学生も利用できるとなると、働く親御さんとしては１つの大きな安心になるのではないかと思います。この対象年齢について、いろいろな方に話を伺いました。体調の悪い子どもを家に置いて仕事に行けるのは子どもが何歳のときからなのかということを聞いていったんですけれども、私自身、娘が小学校３年生なんですけれども、熱のある娘を家に置いて仕事に出るかというと、なかなか難しいと思いました。なので、ぜひいざというときは利用させていただきたいと思うところではあります。一方で、４年生になったら置いていけるかというと、やはり置いていくのは心配かなと思うところでした。何歳から家に置いておけるかという問題に関しては、親子の関係性もあるでしょうし、子どもの成長には差がありますから、学年が低くてもとても大人びている子もいれば、高学年であっても精神的にまだ幼いお子さんもいらっしゃるわけで、また、持病があるお子さんもいらっしゃいます。なかなか学年や年齢で線引きをされてしまうということに対して難しさといいますか、違和感を感じたところです。受入れ状況に余裕があるということであれば、いま一度年齢の引上げ、例えば小学校６年生までを対象とするなど、御検討いただけないかと思うところではありますが、本市の見解についてお答えいただきたいです。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在は小学校３年生までを預かる事業として事業者に委託しておりますが、実際には乳幼児が利用者の大半を占めていることから、施設の設備は主に乳幼児の受入れを想定したものとなっております。このため、小学校６年生までの子どもを預かるためには、施設の設備について、幅広い年齢の子どもを預かれるよう変更する必要がございます。あわせて、乳幼児と小学校高学年の子どもを同時に預かる際の安全性の確保などについても課題があることから、今後、事業者の意見を伺うとともに、小学校高学年も対象としている他の自治体の事例を調査し、検討してまいります。

以上でございます

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　課題はあれど、ぜひ御検討いただきたいなと、受入れ対象年齢の拡大について、どうぞよろしくお願いいたします。一人でも多くの親御さんに寄り添う施策となることを願っています。

この病児・病後児保育事業は、子育て中のママやパパにとって、いざというときのお守りになる事業かなと思います。周知がなされて、より利用しやすいものになるといいなと思うところではありますが、そこで、この事業の周知について伺います。現在はどのように行っているのでしょうか。また、課題や改善できることは何か認識されていることはありますでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

病児・病後児保育については、市公式ウェブサイトや市内の子育て支援情報を集約した「いちかわっこＷＥＢ」において周知をしております。また、病児・病後児保育を利用する可能性が高い共働き世帯に対する周知として、令和６年度に市内の認定こども園、保育園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設に対して、事業概要、対象者、実施施設一覧を記載したチラシを送付し、施設内に掲示を依頼しております。なお、現状では小学校１年生から３年生までの子どもがいる世帯への周知が不十分であることが課題と考えており、今後は放課後保育クラブに対してもチラシの掲示を依頼し、小学生にも本事業を利用してもらえるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　お答えいただきました。まずは小学生でも利用できるという旨が伝わったらいいなと思います。現在行っている周知方法ですと、小学生が利用できるかどうかについては、親御さんがウェブサイトまで情報を取りに行かないと分からない状況です。放課後保育クラブへの掲示もよい１つの方法かなと思います。ただ、私もどうしたらいいかなと考える中で、小学生の親御さんに伝えるのは難しいなというふうに感じました。私も小学生の子どもがいる中で、同じような世代の親御さんにどうやって周知ができるかと考えてみたんですけれども、ＬＩＮＥであれば、ほぼ全員使っているかなと思います。市川市の公式ＬＩＮＥのフォロワーをさらに増やさないととという課題こそありますけれど、公式ＬＩＮＥで案内をするのもよいかなと思いました。ぜひ御検討いただければと思います。

仕事をしながら子育てをしていると、子どもが熱を出したときに仕事を休まないとと、会社に連絡をしないとと気が重くなってしまいがちです。安心して子育てができる町と言ってもらえるよう、この事業について、今後も周知を進めていただいたり、よりよいものにしていただけるようにお願いを申しまして、(1)についての質問を終わります。

次に、(2)のこどもの受験料支援事業補助金について、事業概要などお答えをいただきました。こどもの受験料支援事業は、家庭が経済的に困窮をしている中３生、高３生などの受験生に対して支給をしているもので、大学受験料と、あとは各種模試の受験料について補助金を支給しているということでした。

再度伺ってまいります。本事業は国の補助事業と聞いていますけれども、補助対象事業の内容以外に本市独自に実施していることはありますでしょうか。また、予算を上回る申請があった場合の本市の対応について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国の制度における補助対象世帯は、主に児童扶養手当の受給世帯、住民税非課税世帯等となっております。なお、本市では就学援助、もしくは高校生等就学給付金を受給している世帯なども補助対象に含めており、こちらは市独自の取組として支援の範囲を拡大しております。

次に、予算を上回る申請があった場合です。原則として補助金は予算の範囲内で執行するものであり、申請が予算の上限に達した場合は受付を止めることになりますが、経済的に困難を抱える世帯に対する支援という事業の性質に配慮した対応も検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　対象世帯という面で本市独自で支援の範囲を拡大してくださっているということを理解いたしました。まず、この事業の枠組みの中で、本市独自の事業内容の項目を検討できるのではないかと希望を持ちました。また、予算を上回る申請があった場合についてですけれども、これにつきましては補正予算の計上も視野に入れて関係部署と協議していただくことが望ましいと考えます。広く子どもたちの進学に向けたチャレンジの後押しを進めていただきたいところです。

このまま伺ってまいります。このこどもの受験料支援事業における本市の想定対象者数はどのくらいなのでしょうか。ここ数年の対象者数の推移についてもあれば伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本事業における対象者数は、令和６年度及び７年度において、共におおむね高校３年生は240人、中学３年生は340人と想定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　お伺いしました。例えば中学生に特化して考えてみますと、本市に住んでいる中３生の人数は3,819名現在。この事業を利用できる対象の枠組みの中に入っている世帯の中３生は340人ということで、僅か8.9％となっています。我が国の景気はなかなか上向きになる様子は見えず、止まらない物価上昇と相まって生活困窮世帯は増加していく可能性があります。対象の世帯でなくても、決して余裕のある暮らしはできていません。本事業の目的が家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちの進学に向けたチャレンジを促すものというのであれば、現在の線引きでは対象者が少な過ぎるように思います。

このまま質問をいたします。本事業の受験料補助の対象となる学校は大学等とありますが、この大学等について、具体的にどのような学校かお答えください。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本事業における大学等とは、国の補助制度において国公立及び私立の大学、短期大学、専門学校等とされており、本市の制度においてもこれらを対象としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　公立の大学も、私立の大学も、専門学校も、受験料に関して補助を受けられるということが分かりました。しかし、現状、この制度においては高等学校の受験料については対象外となっています。千葉県の入試制度では、公立高校を受験する場合、１校しか出願ができません。となると、多くの中３生は私立の高校を併願して受験することとなります。家庭の事情で私立の受験がかなわないとなると、公立高校の１回の入試で合格をし、進路を決めていかなくてはなりません。県下の公立高校は、現在、偏差値の高い難関校になるほど合格倍率が高くなっていて、例えば県立船橋高校普通科の出願時の倍率は1.92倍と、約２倍となっています。私立高校が合格していない状況で２倍近い倍率をチャレンジすることは非常に酷な受験かなと思います。希望の公立高校をチャレンジできるよう、私立の受験ができる状況をつくってあげたいところですが、現在、補助対象から外れている高等学校の受験料について、対象外としている理由と、今後対象としていくことについての本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本事業の補助対象は国の制度において大学等の受験料、中学生と高校生等の受験に向けた模擬試験料とされているため、高等学校の受験料は補助の対象外としております。そのため、高等学校の受験料を補助する場合には、本市独自の取組となることが想定されます。現在、千葉県を含む多くの都道府県において、公立高校の受験料は2,200円程度となっており、多くの私立高校に比べると低額に抑えられております。しかしながら、公立高校では受験生が１つの学校に出願して受験する単願制が採用されていることから、経済的不安を抱えている場合は、不合格を避けるために難関校にチャレンジしにくいといった状況があることは把握しております。一方、先日、受験生が複数の公立高校に出願できる併願制の導入について、国において検討を進めていく考えが示されたことが報道されており、今後、受験生の選択肢が広がることも想定されます。これらの状況を踏まえ、今後も国、県の動向を注視しながら、本市における高等学校の受験料支援の在り方について調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　ここで、私立高校進学後の国や県の補助制度を御紹介したいと思います。国は高等学校等就学支援金制度という制度で、一律9,900円月額の補助を行っています。また、県の事業、私立高等学校等授業料減免制度においては、世帯収入の額によって学費が減額されていって、最大、学費が無料となる制度になっています。これらの制度は入学後についての補助金であって、受験料についての補助は現在ありません。家庭によっては約２万円の受験料が支払えず、私立高校の受験を断念せざるを得ない中３生もいます。逆に言えば、受験料の補助があれば私立高校の併願がかない、県立高校の受験で希望の高校をチャレンジすることができると言えるでしょう。今の御答弁にありましたように、今後、公立高校を複数受験できるように変わってくれたらと思いますが、それがなされるとしても、まだまだ先になりそうです。今年も来年も高校受験をする中学生はいるわけです。ぜひこのこどもの受験料支援事業補助金の制度の中身を拡充していただいて、貧困が子どもの進路決定の障壁となるようなことがないように、また、全ての受験生が家庭の経済状況に左右されない受験をすることができるように、どうか引き続き御尽力いただきたいと思います。

この事業は、まだ昨年度から始まったばかりでして、なので、この事業自体が誰のためのものなのか、そして、その人たちのどんな問題を解決するための事業なのかというのをいま一度考える必要があるように感じました。支給金額や対象になる世帯など、制度設計を少しまだ詰められるように感じました。逆にしっかり考えることで、よりよい事業になっていく可能性もとても感じています。均等なチャレンジの機会を創出していただけるよう強く要望をいたしまして、この項目の質問を終わります。

続いて、大項目の２つ目のマンションの自治に関する質問にもお答えをいただきました。こちらが６月21日発行の「広報いちかわ」になります。表紙に「集合住宅でより快適に暮らすために」とあります。本市においても集合住宅についてしっかりと考えてくださっていたということと、そしてタイムリーに質問させていただけること、うれしく思います。中を見ると、快適に暮らすために適正な管理を促していて、市の支援事業や制度、調査について紹介があり、本市においてもマンションの管理について適正を促す様々な工夫をされていることが分かります。マンションに住んでいる方から御相談をいただく機会が何度かありました。近年の物価高騰の波は様々なところに影響を及ぼしており、分譲マンションの購入をして、そこに住む場合、毎月のローンがあればローンと、そのほかに管理費や修繕積立金を支払っていく必要があります。不動産情報サイトから抽出した本八幡地区についての一覧をまとめてみたんですけれども、具体的なマンション名は差し控えますが、調べた21のマンションを見てみると、管理費の最大金額は月額６万7,300円、修繕積立金は２万2,700円と非常に高額になっていました。修繕積立金の金額も年々高騰していて大変であるというような話であったり、この金額は入居時に比べると４倍近いというようなお話も耳に届いている状況です。

そこで伺います。この件について、市から物価高騰対策などの名目で助成金を出すことについて検討の余地があるか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

昨今、建築資材の高騰や人件費の上昇により建築等の工事費が高騰しており、修繕費用も同様の状況であります。分譲マンションの修繕積立金は管理組合が長期修繕計画に基づいて設定するもので、各区分所有者が修繕積立金を積み立てることとされています。戸建て住宅も同様に、将来の修繕費用や戸建て費用を個人で積み立てています。基本的に個人の財産の維持管理は所有者の責任において行われるものであると考えますことから、マンションの修繕積立金に対しての助成は、公益性、公平性の観点から難しいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　なかなか難しい旨、理由とともに理解をいたしました。では、せめて支払っている修繕積立金の金額が妥当であるかどうか分かる手だてがあればいいなと思うところです。

伺ってまいります。初回でいただいた答弁に、分譲マンション実態調査を行っているという旨がありました。では、前回行った分譲マンション実態調査の主な調査内容と、この回収率について、どのようなものであったのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

令和２年度に行った実態調査は、調査対象を令和元年12月31日までに建設された３階建て以上の分譲マンションとし、745棟、636管理組合の理事長宛てに調査票を郵送し、御記入後、返送していただく方法で行いました。調査票は約70問で構成され、建物の概要、管理組合の運営状況や管理規約の作成状況、管理費、修繕積立金などの経理状況、長期修繕計画の作成状況、管理組合の課題などについて聞くものでした。調査結果の中で課題として挙げられていましたのは、居住者の高齢化、役員の成り手不足、無関心な区分所有者の増加、修繕積立金の不足などでした。なお、回収率は43.5％でした。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　調査報告書を拝見いたしました。管理組合向けのものですので、そのような項目ばかりで、実際に住民が知りたいと思うような内容ではなかったです。というのも、目的が分譲マンションの管理状況であったりとか、管理組合の運営などの実態、維持修繕及び建て替え時の問題点を把握するためのものであって、対象は個々の区分所有者でなく、管理組合の理事または役員ということですから、この調査が間違っているとは決して思っていないんですけれども、ただ、住民の目線だと、自分の家で支払っている修繕積立金や管理費が妥当であるのか、また、大規模修繕で直した内容であったり、それにかかった金額、修繕費が幾らであるのが適正であるのかなど、近隣のマンションの比較ができたらいいなと思っている方は多いようです。前回の分譲マンション実態調査について、例えば前回の調査項目を拝見したんですけれども、その中に当該マンションの管理費や修繕積立金の平均額を記載する項目がありましたが、報告書には具体的な金額等はまとめられていませんでした。せっかく今年調査を行うのであれば、ぜひ住民も見て興味が湧くような調査内容にしていただけたらなと思うところです。

では、再度伺います。今年度実施する分譲マンション実態調査についての調査項目、内容については既に決まっているのでしょうか。今年度の調査内容と、この調査が終了した後の結果の取扱いについて伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

今年度の実態調査は、まず回収率を向上させるとともに、調査結果をより詳細な分析が行えるように、設問項目について、過去の調査時の課題や国や県の動向を踏まえ、新たな課題を整理しながら、業務受託者と協議の上、決定する予定です。対象は、前回と同様に３階建て以上の分譲マンションで、管理組合宛てに調査票を発送し、書面またはオンラインでの回答とします。また、回収率向上のため、一定期間後にアンケートの御協力依頼を再送する予定であります。さらに、過去の調査から未回答が続いているマンションにつきましては、受託事業者が個別に現地訪問する予定としています。調査終了後は、当該調査の結果について各管理組合でも把握できるように報告書の概要を郵送するとともに、市公式ウェブサイトにおいても報告書を公表する予定であります。市

では、実態調査で集めた情報を基に管理組合の自律的な運営を支援し、管理の質の向上を図るための施策の検討の材料としていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　ぜひ実際に住んでいる方々がどのような悩みがあるのか、不安を感じているのか、それらの解消のために行政ができることはあるのかなどの視点から、質問項目について考えていただけたらと思います。実のある実態調査をしていただき、きちんと公表していただくことで、住民の方にも現状を把握していただけるのではと思います。

一方、マンション管理組合の方々も、その運営に苦労されているという話ももちろん耳に届いておりまして、そこにつきましては、マンション管理士派遣制度やマンション管理セミナーなどの施策が行われていて安心しております。先ほど概要を御答弁いただきましたので、マンション管理士派遣制度の昨年の実績について、どのようなものだったのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

昨年度は16回派遣しており、管理規約の改正や管理会社の提案による大規模修繕の妥当性、修繕積立金の見直しなどの相談を受けています。派遣後のアンケートによりますと、中立的な立場での専門家からのアドバイスを受けることができてよかったといった声や、管理組合の問題点が分かり、今後の管理運営について考える機会になったといった声もあり、非常に好評な制度となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　管理組合の皆さんに寄り添って相談に乗ってくださっているという旨、理解をいたしました。マンション管理の適正化については、市のサポートももちろんなんですが、住民の意識も大切だと考えています。そこで、マンション管理に対する住民の意識の醸成について、本市の意見をお聞かせください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

近年、マンションの高経年化と居住者の高齢化という２つの老いと言われる現象が、全国的に急速に進んでいることがニュース等でも報道されています。様々な課題に対応するためには、マンション住民の意識の醸成は大変重要と考えています。令和２年６月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、管理組合の運営状況や長期修繕計画の見直し状況などの一定基準を満たすマンションを地方自治体が認定するマンション管理計画認定制度が創出されました。この認定制度により、マンションの管理状態を客観的に把握できるとともに、各マンションが認定に向けて準備を進める中で、管理における問題点を可視化し改善できるなど、マンション住民の意識向上に大変有効であると考えています。また、認定を受けることで当該マンションの市場価値が高まり、資産価値の維持向上につながるものと考えております。なお、認定を受けますと、住宅金融支援機構の制度を有利に活用することもできます。本市では、令和５年７月に当制度の運用を開始し、令和７年６月１日現在で24件のマンションが認定を受けております。今後もより多くのマンションが管理計画の認定を受けられるよう、マンション管理士派遣やマンション管理セミナー等の機会を活用しながら周知啓発に努め、マンション住民の意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　この制度について調べてみたところ、本市はこの制度を県下５番目にスタートしていまして、他市に先駆けていることに感心いたしました。この認定がされると、住民にとっては住みやすさが向上し、資産価値も向上するということです。管理組合の目線から見ても管理方法の是非が確認できて、円滑な運営につながるのだなと思いました。住宅金融支援機構の案内にも記載がありまして、フラット35の借入金利が引き下がったりとか、いいことがたくさんあるんだなと思いました。今後、市内にはマンションがさらに増えていくと思われますので、ハード面から住みやすさを支えるとてもいい制度に感じました。マンション管理のための様々な施策につきまして、さらなる御検討をいただき、マンションに住む多くの方々が気持ちよく暮らせるよう、引き続きの御尽力をお願い申し上げます。

次に、(2)について、マンション自治会の現状と市民意識の醸成の成功事例などを伺ってまいりました。マンションというその特性から、一戸建ての住居とは生活様式が違います。マンションを１つの地域として認識して、マンション内の共助の体制の構築を促すことで、住民の皆さんに当事者意識を持ってもらえるのではと思うところです。防災や減災の観点からも、マンション自治会の意義は大きいように感じているところです。本市の自治会加入率を上げるために、各所皆様におかれましては日々御尽力いただいておりますが、約50%からなかなか上がってこないというような現状でございます。マンション自治会を増やすことは、住民の意識の醸成だけでなく、本市の自治会加入率の上昇にもつながると考えますが、そこで伺います。マンションの方々が話合いの結果、マンション自治会をつくろうというふうになった場合、自治会設立までどのような流れになるのかを伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会の設立に当たっては、まず設立準備委員会を立ち上げ、名称、目的、役職、区域等について定める規約案を作成し、区域内において会員募集を行い、会員名簿を作成いたします。その後、設立総会を開催し、規約の承認、役員の選出、事業計画、予算の承認等について議決を得ます。なお、本市では自治会設立の事実を把握するため、必要書類を添えて設立届の提出をお願いしております。また、設立後、他の自治会とも連携しながら地域活動を行っていただくことが望ましいと考えておりますことから、設立に当たっては、まず、あらかじめ担当課である自治振興課に御相談いただくとともに、設立後に市川市自治会連合協議会への加入をお勧めしているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　私が知っているマンション自治会はすごくパワフルで、すごくいいなと思っているところです。新しく自治会の設立となると、既存の自治会とのバランス感もあると思いますので、もしそのような相談があった際は、うまく設立が進みますように、ぜひ行政がいい橋渡し役をしていただけたらなと思います。

マンション自治会は諸問題を解決するのにいい手だなと思うところではありますが、一方で、通常の自治会との特徴の違いから、様々な課題もあるように感じられます。その課題についてちょっと検討していきたいんですけれども、そこでまず、自治会に対する様々な補助金の制度について、どのようなものがあるのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会に対する主な補助金といたしましては、自治会が設置した掲示板の設置修繕費用の一部を補助する掲示板設置等補助金や犯罪防止のために設置する街路灯を設置し、また維持管理する自治会に対し補助をする防犯灯設置費等補助金、自治会が実施するコミュニティー活動を支援するための自治会コミュニティ活動支援補助金が

ございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御答弁いただきました。今出てきました補助金の制度について、マンションの自治会でも補助を受けられるのか、現状について伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

マンション自治会であっても、各補助金の補助対象事業を行っていただければ、一般の自治会と同様に交付対象となるものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　マンションは土地一体が私有地の扱いになります。本市で行っている補助金の申請を行う場合、私有地へのいろんな設置であったりするものが補助金の対象外となっているような事業が幾つか見受けられました。相談に行っても、ルール上、補助金の設置ができないような旨の説明を受けるのみだったというような事象が耳に届いているんですけれども、そこで伺います。現状の自治会に関するルールは、いつ決められたものなのでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会掲示板設置等補助金につきましては昭和59年３月14日、防犯灯設置費等補助金につきましては昭和57年７月14日、自治会コミュニティ活動支援補助金につきましては令和２年４月１日にそれぞれ根拠となる規則等が定められております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　昭和57年といいますと、私が生まれる前ですので大分古く、恐らくマンション自治会についての想定がされているのかというところで、ちょっと疑問が残ります。現在のニーズに合っていないものであると考えられます。最近の話でいうと、役所の方の対応が悪いとかではなく、そもそも根拠となるルール自体が、ちょっと時代とずれているものかなと思いました。ぜひ時代に合わせた新しいルールづくりを急いでいただくことを要望させていただきます。

マンション管理について、ハード面と住民の住みやすさというソフト面の２つの視点から、マンションの住みやすさについて質問をさせていただきました。様々な相談をいただいて行政とも話合いをしていく中で、部署を横断しての対応の必要性も感じたところです。例えばそれらの解決策といいますか、本市に実際にマンションに住んでいる市民の方や学識経験者、関係団体の代表者などで構成されるようなマンションに関わる諸問題について様々な角度から検討する審議会や委員会などの設置も御検討いただきたいと思っております。審議会は公共の利益に関わる事柄に対して多角的に検討し、最終的な結論を導き出す役割を担っています。私の調べたところでは、市内には68の審議会や協議会、委員会が設置されているところですが、マンションに関する諸問題を検討する審議会は現在ありませんでした。マンションは、そのマンションごとに運営が独立しているということがほとんどで、ルールや決まりがばらばらです。今回様々なところに聞き取りを行いましたが、決める内容によって管理会社が決めたり、管理組合が決めたり、自治会だったりが決めるというような、決定機関も様々で、住民から徴収する金額の策定根拠もあったりなかったりというような話も聞いています。審議会の設置に限らず、住民の

方々が気持ちよく本市に住んでくださるような整備を行っていただけたらと思っております。本市がよりよい、より住みよい町となるよう、今後も引き続き御尽力をいただきたい旨をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　これをもって一般質問を終結いたします。

○大久保たかし議長　日程第２議案第15号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹内清海議員の退席を求めます。

〔竹内清海議員退席〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

竹内清海議員の入場を求めます。

〔竹内清海議員入場〕

○大久保たかし議長　日程第３議案第16号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩井清郎議員の退席を求めます。

〔岩井清郎議員退席〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

岩井清郎議員の入場を求めます。

〔岩井清郎議員入場〕

○大久保たかし議長　ただいま監査委員に同意されました竹内清海議員及び岩井清郎議員を御紹介いたします。

竹内清海議員。

〔竹内清海議員登壇〕

○竹内清海議員　ただいまは監査委員に選任をいただきまして大変ありがとうございます。本市の財務に関係します事務関係が正しく執行されているかどうかをチェックする大変重要な職務だと認識をいたしております。しっかりと職責を全うしてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　岩井清郎議員。

〔岩井清郎議員登壇〕

○岩井清郎議員　ただいまは監査委員に選任をいただきまして、ありがとうございます。経験を生かし、その任をしっかり努めてまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。

―――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第４発議第２号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議についてから日程第10発議第８号ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。発議第３号から発議第７号までについては、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって発議第３号から発議第７号までについては、提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

稲葉健二議員。

〔稲葉健二議員登壇〕

○稲葉健二議員　創生市川・自民党第１の稲葉健二であります。発議第２号並びに第８号について提案理由の説明を行います。

まず、発議第２号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議から説明いたします。

今回可決されました市川市次期クリーンセンターの落札金額は、施設整備費と運営業務委託費合わせて税込み726億8,800万円であります。この金額は市川市政史上最高金額であり、施設の整備だけではなく、20年間の運営に対しても責任を持つことが求められています。未来の市川市に対して、効率的で安全、安心に運営することを求めることが私たち議会の責務であると考えます。

「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について、本事業の適正かつ効率的な推進を図ることを求める。この契約は、施設の設計・建設・維持管理及び運転管理を一括発注するＤＢＯ方式を採用して入札が行われたものである。市は提案審査による技術評価点と入札価格における総合評価値を算定し、その総合評価値が一番高い入札参加者を落札者に決定した。地方自治法第２条第14項の規定の趣旨は、『地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない』とある。その趣旨からすると、本来入札金額の低いところに落札されるというのが一般的な考え方である。しかし、今回の落札者の契約金額は他の入札参加者と、金額的な乖離が大きいが、その差を上回る技術評価であったと考える。その上で、市として下記事項の実現に向け、最大限努めることを強く求める」。

「１．技術革新により、より効率的な運用が期待できる場合においては、運営コストを見直すこと　２．将来的なエネルギー政策及び環境負荷低減の観点から、本施設におけるごみ焼却時の発電効率を最大限に高めるよう技術的工夫を重ね、エネルギー回収能力の向上を図ること　３．焼却灰の発生量を抑え、最終処分量及び処分に要する費用の低減を図ること　４．不燃・粗大ごみにおける資源化物の純度及び回収率の向上により、売却益の増加を図ること　５．脱炭素社会の実現へ向け、運営期間中だけではなく、設計・工事期間中においても、ＣＯ２排出量の削減を図ること　６．リチウムイオン電池を含む危険物の除去に関する機器の導入とともに、万が一の火災・爆発等に備えた安全対策を徹底すること　以上、決議する」。

続いて、発議第８号ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議について提案理由を説明いたします。

世界から日々様々な情報が送られてきます。イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との間では、武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されております。とりわけガザ地区においては、イスラエル軍による攻撃が長期化して、子どもや女性、高齢者を含む多くの市民が死傷するなど、危機的な状況にある。今月、国連総会は、日本を含む149か国の賛成により、パレスチナのガザ地区について即時停戦と、ガザ地区で捕らわれている全ての人質の即時解放を求める決議を採択した。また、昨年の６月には、衆議院、参議院のそれぞれで、ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議が採択されています。地方議会でも、数多くの市議会でガザ地区の即時停戦を求める決議や請願、意見書が採択されています。近隣市では、松戸市、鎌ケ谷市、我孫子市などは全会一致で採択されています。市川市議会でも、ガザ地区の現状が今でも変わらないことを鑑み、決議を出すことが必要であると提案をいたしました。

「ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議　１．即時かつ持続的な人道的停戦及び人質の即時解放　２．人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善　以上、決議する」。

○大久保たかし議長　これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第２号市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第３号高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第４号暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第５号物価上昇に見合う年金支給額の引上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第６号サイバー対処能力強化法及び同整備法の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第７号刑事デジタル法の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第８号ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありま

せんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第11発議第９号冨家薫議員（会派「地域政党チームいちかわ」）に対し、情報漏洩疑惑に関する説明責任の履行を求める決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、冨家薫議員の退席を求めます。

〔冨家　薫議員退席〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより発議第９号冨家薫議員（会派「地域政党チームいちかわ」）に対し、情報漏洩疑惑に関する説明責任の履行を求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

冨家薫議員に対する除斥を解除いたします。

〔冨家　薫議員入場〕

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第12発議第10号田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　ただいま議題となっております発議第10号田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議について提案理由を申し述べます。

田中市長は、去る６月13日に行われた創生市川・自民党第２の代表質問に対する答弁において、自ら提出した議案第７号に言及し、「委員会で附帯決議をつけるなど仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為は厳に慎んでいただきたい」、「委員の皆さん方には、自信を持って対応していただきた

い」などと発言されました。この発言を字義どおりに解釈すれば、田中市長は、委員会における附帯決議の提出及び可決が仕事の進行を妨げる行為であり、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為であり、厳に慎むべきものであるとの認識を示したものと理解します。地方自治の根幹をなす二元代表制に照らせば、市長は執行機関の長として議案を提出する立場にある一方、議会はその議案を審査し、必要に応じて修正や附帯決議を付す独立した議決機関として位置づけられているかと考えます。田中市長が、この制度構造を正しく御認識しているのであれば、議会に対して、附帯決議を「厳に慎んでいただきたい」などと発言することはあり得ないのではないでしょうか。さらに、田中市長は各委員に向けて、「自信を持って対応していただきたい」などと呼びかけられましたが、これでは、あたかも市長が議会に対し、委員会は附帯決議などを付さずに原案のまま可決すべきと指示するかのような発言であり、議会の独立性を無視する発言として到底容認することはできません。田中市長におかれては、市議会に対し「厳に慎んでいただきたい」などと議会の意思決定権限を不当に制約しかねない発言をする前に、自らの発言こそ厳に慎んでいただきたい。よって、本市議会は田中市長に対し、地方自治の根幹をなす二元代表制並びに議会の独立性について正しく理解するよう強く求めるものであります。

併せて、本市議会は田中市長に対し、市議会における発言には慎重の上にも慎重を期すよう要請するものであります。

以上が提案理由となります。

○大久保たかし議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

石原よしのり議員。自席にてお願いいたします。

○石原よしのり議員　新しい流れの石原よしのりです。本決議案で問題があるとして取り上げられている６月13日の創生市川・自民党第２の代表質問に対する市長の答弁での発言については、昨日６月24日、越川雅史議員は、一般質問で市長の認識をただす質問を行い、市長が答弁をしています。本決議案の６行目、決議案中で、「委員会で附帯決議をつけるなど、仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為は、厳に慎んでいただきたい」との発言を、「字義通りに解釈すれば、田中市長は、委員会における附帯決議の提出及び可決が、・『仕事の進行を妨げる』行為であり・『業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為』であり・『厳に慎むべき』ものであるとの認識を示したことになる」と指摘されていますが、先ほど述べた昨日の市長答弁で、市長は、不必要な関係づくりが目的と疑われるような内容の附帯決議はやめていただきたいということ、附帯決議をつけることに対して全面的に否定しているものではありませんと述べています。にもかかわらず、字義どおりの解釈とするものを基に、このような決議案が出されています。私は、前提が崩れているのではないかと思うのですが、提出者の見解を求めます。

○大久保たかし議長　越川雅史議員。

○越川雅史議員　結論を先に申しますと、前提が崩れているとは思っておりません。まず、本件については昨日午前、大久保議長から田中市長に対して、二元代表制の趣旨を改めて御認識いただきたいとの御発言がありました。それを受けて私の一般質問のやり取りになったわけです。

前提が崩れていないということを答弁するに当たって、まずちょっと少しお話し申し上げますと、議会運営というのは一定のルールに基づいて運営されていて、明文化されているものもあれば、明文化されていないものもありますし、暗黙の了解、節度みたいなものも含まれるかもしれません。例えば条例みたいなものが定められているという例を挙げれば、政務活動費の交付に関する条例というものがあって、この第９条第２項では、「収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年４月30日までに提出しなければならない。」とか、これは明文化された決まりがあったり、例えば委員会条例第８条とかですと、議会運営委員の選任は、「議長の指名による。」というふうに決まっていたりします。こういうものをお互い、例えば決まっているルールを尊重し

ながらやっていかないと議会運営は成り立たないわけですから、例えば議会運営委員の１人が、自分が遅刻するからといって勝手に代役を立てるなどということは認められないわけで、そんなことをする者がいたら、委員会運営に瑕疵が生じて、委員会がやり直しになって、委員長が謝罪に追い込まれて、本会議の開会が遅れるなどといったことに発展するかもしれません。そういう議会の一定のルールというものに照らせば、執行機関としての長、あるいは議事機関としての議会というものは、お互いに独立しているわけですから、互いの立場を尊重して、行き過ぎる発言を慎むですとか、踏み越えてはならない発言があるのではないかと思います。昨日の一般質問のやり取りの中で、質疑者が言われたような論点は確かにありましたが、ただ、それをもって田中市長が議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく御理解されていると、私は思えませんでしたので、この決議の提出に至った次第です。

以上です。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　次の質疑に移ります。田中市長が二元代表制を正しく認識しているのであれば、「議会に対して附帯決議を『厳に慎んでいただきたい』などと発言することはあり得ない」と決議案にあります。引用している６月18日の市長の発言は、「委員会で附帯決議をつけるなど、仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と疑われるような行為は、厳に慎んでいただきたい」でした。これは提案者が主張するような、「議会に対して附帯決議を『厳に慎んでいただきたい』」と述べているのではなく、仕事の進行を妨げ、業者との不必要な関係性づくりが目的と思われるような行為は、厳に慎んでいただきたいと述べていると受け止めるのが普通の感覚の人の解釈だと私は思います。かかりが違うのではないかと思います。あえて無理な、不自然な解釈を取っているように私には思えますが、提案者の見解を求めます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　まず、私は６月18日の発言を引用した記憶はございません。あと、その上で、解釈の違いということで、確かに私の国語力が劣っているのかもしれません。

以上です。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　６月13日と思ったんで、僕、６月13と言ったと思いますが、そこは、いいでしょう。

次の質疑へ行きます。「委員の皆さん方には、自信を持って対応していただきたい」との市長の発言を、「『委員会は、附帯決議など付けずに原案のまま可決すべき』と、指示するかのような発言」だと記載されています。これも飛躍した解釈なんではないでしょうか。市長は同じ答弁発言の前段で、「このたびの入札は、一切の不正なく、環境部を中心に、本間副市長が正しく行っている」ということと、クリーンセンターで露呈した不正業務の関係で、反省した上で、「新しいクリーンセンターに至っては、もちろんこのようなことが疑われることがないように、力強く進めていきたい」という決意も述べていました。ということは、この「委員の皆さん方には、自信を持って対応していただきたい」と述べたのは、この正しく行った手続をしているので、「自信を持って対応していただきたい」と述べたというふうに私は理解しました。提案者が主張する「『原案のまま可決すべき』と、指示するかのような発言」だというのは極論ではないかと私には考えられますが、また提出者の見解を求めます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　先ほどは国語力の程度ということで、答弁を避けたわけではありませんが、そう答弁しましたが、今回は、そういう質疑を受けましたので、じゃあもう少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、端的に言えば、議会の独立性と二元代表制の本旨について、質疑者の御理解というものと私の理解が根

本的に異なっているのではないか。質疑者が、僭越ながら申し上げますと、御理解が欠けているんじゃないかなと思います。田中市長がいろんな思いがあるのは分かります。昨日も私は一般質問の場で、お気持ちは分かりますと言いました。ただ、気持ちがあるからといって何でも言っていいわけではなくて、やはりお互い独立した機関ということで、直接公選で選ばれている者同士、対等な立場で互いに牽制し合いながら、均衡と調和の関係に基づいて議会運営をしていく、自治運営をしていくということですので、市長がいろんな思いを込めて発言されること自体は構いません。ただ、そこで言っていいのは、自信を持って議案を提出いたしましたということであって、よろしく御審査のほどお願いしますというところにとどめるべきであって、何か附帯決議に関連づけて慎んでいただきたい、あるいは委員の皆さん、自信を持ってやっていただきたいと言うのは、私は踏み込んだ発言だと思います。質疑者と私との間において、礼節なり、節度なり、そういうものに相違があるんだと理解します。

以上です。

○大久保たかし議長　よろしいですか。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　結構です。

○大久保たかし議長　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発議第10号田中市長に対し、議会の独立性と二元代表制の本旨を正しく理解するよう求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りいたします。本日決議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第13委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに

決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第14委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和７年６月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後２時37分閉議・閉会

議員の派遣について（その１）

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６７条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

１派遣目的　　国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、アメリカ合衆国・ガーデナ市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、ガーデナ市の市制施行 95 周年記念行事に参加し、ガーデナ市の行政当局及び市民との交流を深める。

２派遣場所　　アメリカ合衆国・カリフォルニア州・ガーデナ市

３派遣期間　　令和７年７月２１日から令和７年７月２５日まで

４派遣議員　　大久保　たかし　議員

※ただし、内容に変更が生じたときは､その扱いについて議長に一任するものとする。

議員の派遣について（その２）

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６７条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

１派遣目的　　国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、ドイツ連邦共和国・ローゼンハイム市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、パートナーシティ締結20周年を記念し、ローゼンハイム市の行政当局及び市民との交流を深める。

２派遣場所　　ドイツ連邦共和国・バイエルン州・ローゼンハイム市

３派遣期間　　令和７年８月２７日から令和７年９月１日まで

４派遣議員　　大久保　たかし　議員

※ただし、内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

常　任　委　員　名　簿

○総 務 委 員 会

委　員	門　田　直　人
〃	丸　金　ゆきこ
〃	小山田　なおと
〃	とくたけ 純 平
〃	加　藤　圭　一
〃	浅　野　さ　ち
〃	清　水　みな子
〃	越　川　雅　史
〃	松　永　鉄　兵
〃	竹　内　清　海
〃	岩　井　清　郎

○環境文教委員会

委　員	国　松　ひろき
〃	中　町　け　い
〃	西　村　　敦
〃	大久保　たかし
〃	石 原 たかゆき
〃	廣　田　徳　子
〃	宮　本　　均
〃	小　泉　文　人
〃	石 原 よしのり
〃	中　山　幸　紀

○健康福祉委員会

委　員	野　口　じゅん
〃	沢 田 あきひと
〃	太　田　丈　之
〃	ほとだ　ゆうな
〃	つちや　正　順
〃	久保川　隆　志
〃	細　田　伸　一
〃	石　原　みさ子
〃	大　場　　諭
〃	増　田　好　秀
〃	加　藤　武　央

○建設経済委員会

委　員	冨　家　　薫
〃	川　畑　いつこ
〃	やなぎ　美智子
〃	つかこしたかのり
〃	中　村　よしお
〃	にしむた　　勲
〃	石 崎 ひでゆき
〃	堀　内　しんご
〃	青 山 ひろかず
〃	稲　葉　健　二

議 会 運 営 委 員 名 簿

委　　員	野　口　じゅん
〃	国　松　ひろき
〃	久保川　隆　志
〃	石　原　たかゆき
〃	廣　田　徳　子
〃	石　崎　ひでゆき
〃	堀　内　しんご
〃	細　田　伸　一
〃	宮　本　　均
〃	小　泉　文　人
〃	石　原　よしのり

各種審議会等委員名簿

名　　称	氏　　名
市川市総合計画審議会委員（6名）	丸　金　ゆきこ　清　水　みな子　細　田　伸　一 石　原　みさ子　大　場　　諭　松　永　鉄　兵
市川市交通対策審議会委員（6名）	冨　家　　薫　川　畑　いつこ　中　町　け　い にしむた　　勲　堀　内　しんご　青 山 ひろかず
市川市環境審議会委員（6名）	門　田　直　人　冨　家　　薫　太　田　丈　之 ほとだ　ゆうな　とくたけ 純 平　小　泉　文　人
市川市勤労福祉センター運営委員会委員（2名）	沢 田 あきひと　浅　野　さ　ち
市川市都市計画審議会委員（5名）	野　口　じゅん　つちや　正　順　加　藤　圭　一 廣　田　徳　子　宮　本　　均
市川市営住宅審議会委員（2名）	中　村　よしお　小　泉　文　人
市川市消防委員会委員（5名）	国　松　ひろき　やなぎ　美智子　加　藤　圭　一 石 崎 ひでゆき　越　川　雅　史
市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員（2名）	小山田　なおと　石 原 たかゆき
市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員（2名）	ほとだ　ゆうな　加　藤　武　央

令和７年６月 13 日

市議会議長

大久保　たかし　様

総務委員長　　浅　野　さ　ち

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第１号	市川市税条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第５号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第14号	市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当

令和７年６月 13 日

市議会議長

大久保　たかし　様

健康福祉委員長　　ほとだ　ゆうな

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第２号	市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第３号	市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第５号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当

令和７年６月 13 日

市議会議長

大久保　たかし　様

環境文教委員長　　石 原 よしのり

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第５号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当
議案第６号	市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負契約について	可　決	原案妥当
議案第７号	市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について	可　決	原案妥当
議案第８号	市川市塩浜市民体育館外壁等改修工事請負契約について	可　決	原案妥当
議案第９号	指定管理者の指定について	可　決	原案妥当
議案第10号	負担付き寄附の受納等について	可　決	原案妥当
議案第11号	損害賠償の額の決定について	可　決	原案妥当

※　なお、上記「議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について」に対し附帯決議案が提出され、多数をもって可決いたしましたことを、あわせてご報告いたします。

令和７年６月 13 日

市議会議長

大久保　たかし　様

建設経済委員長　　中　村　よしお

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第４号	市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第５号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当

令和７年６月１３日

環境文教委員長

石 原 よしのり　様

議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する附帯決議案

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

環境文教委員　　石 原 たかゆき

議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約に対する附帯決議案

議案第７号　市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備工事請負契約について、本事業の適正かつ効率的な推進を図るため、市として次の事項を実現するよう、最大限努力することを強く求める。

１．技術革新により、より効率的な運用が期待できる場合においては、運営コストを見直すこと。
２．将来的なエネルギー政策及び環境負荷低減の観点から、本施設におけるごみ焼却時の発電効率を最大限に高めるよう技術的工夫を重ね、エネルギー回収能力の向上を図ること。
３．焼却灰の発生量を抑え、最終処分量及び処分に要する費用の低減を図ること。
４．不燃・粗大ごみにかかる純度及び回収率の向上により、売却益の増加を図ること。
５．脱炭素社会の実現へ向け、運営期間中だけでなく、設計・工事期間中においても、ＣＯ２排出量の削減を図ること。
６．リチウムイオン電池を含む危険物の除去に関する機器の導入、火災発生時に使用する消火設備の導入等により、火災・爆発等に備えた安全対策を徹底すること。

以上決議する。

閉会中継続審査申し出書

（令和７年６月定例会）

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総　務　委　員　会

1　人事管理について
2　男女共同参画について
3　総合計画について
4　行政改革について
5　行政組織について
6　広報広聴について
7　財政運営について
8　契約及び工事検査について
9　情報政策について
10　ボランティア支援事業について
11　消防行政及び危機管理対策について
12　他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

1　保健・医療・福祉行政について
2　高齢者支援について
3　介護保険事業について
4　児童福祉対策について
5　母子（父子）福祉対策について
6　心身障がい者（児）福祉対策について
7　生活保護について
8　霊園、斎場について
9　国民健康保険事業について

○環境文教委員会

1　文化振興について
2　国際交流について
3　スポーツ振興について
4　環境保全、公害対策について
5　ごみ対策について
6　し尿処理対策について
7　学校施設及び管理について
8　教育振興対策について
9　生涯学習について
10　保健体育について

○建設経済委員会

1　商工業行政について
2　労働対策について
3　農水産行政について
4　観光行政について
5　都市計画事業について
6　建築物に係る紛争の調整等について
7　建築行政について
8　土地区画整理事業について
9　都市再開発事業について
10　住宅行政について
11　交通安全対策について
12　一般土木事業について
13　河川対策について
14　下水道事業について
15　みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

1　議会の運営に関する事項
2　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3　議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長	稲葉　健二
〃	大久保　たかし
市川市議会副議長	つちや　正順
〃	にしむた　勲
市川市議会議員	やなぎ　美智子
〃	宮本　均

令和５年５月市川市議会臨時会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文　6 ページ　22 行目	副議長	議員
〃　　6　〃　　23　〃	副議長	議員

令和７年２月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文 191 ページ　26 行目	先順位者	先住者
〃　344　〃　　31　〃	中 だけではなく	中 で は 中だけではなく
〃　350　〃　　15　〃	以降 は	以降 、は
〃　359　〃　　9　〃	規 程	規定
〃　473　〃　　18　〃	アメリ カ 国民	アメリ か 国民